

日野市議会会議録

平成10年 第2回定例会

第12号～第19号

6月10日 開会

6月25日 閉会

日野市議会

日野市立図書館 81-7354



5033711

平成 10 年 第 2 回 定 例 会 日 程

6 月 1 0 日	(水曜日)	会議録署名議員の指名、会期の決定、行政報告、諸般の報告、議案上程、請願上程、付託替え
6 月 1 1 日	(木曜日)	一般質問
6 月 1 2 日	(金曜日)	一般質問
6 月 1 5 日	(月曜日)	一般質問
6 月 1 6 日	(火曜日)	一般質問
6 月 1 7 日	(水曜日)	一般質問
6 月 1 8 日	(木曜日)	一般質問、請願上程
6 月 2 5 日	(木曜日)	審査報告、取り下げ、議案上程

平成 10 年
第 2 回定例会

日野市議会会議録目次

○6月10日 水曜日（第1日）

出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	2
議事日程	2
開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
行政報告	6
諸般の報告	8

（議案上程）

議案第 37 号	平成9年度日野市一般会計補正予算（第6号）の 専決処分の報告承認について	8
議案第 38 号	日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決 処分の報告承認について	11
議案第 39 号	日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	12
議案第 40 号	日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	12
議案第 41 号	日野市地区計画の区域内における建築物の制限に 関する条例の一部を改正する条例の制定について	16
議案第 42 号	日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定に ついて	18
議案第 43 号	日野市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	32
議案第 44 号	日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例 の制定について	33
議案第 45 号	日野市議会議員及び日野市長の選挙における選挙	

	運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	34
議案第46号	日野市議会議員及び市長選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例の制定について	34
議案第47号	日野市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について	37
議案第48号	市道路線の一部廃止について	38
議案第49号	市道路線の廃止について	38
議案第50号	日野市立日野第七小学校校舎大規模改造建築及び耐震補強工事（第一期工事）請負契約の締結について	41
議案第51号	日野市立日野第八小学校校舎大規模改造建築及び耐震補強工事（第三期工事）請負契約の締結について	42
議案第52号	東京都市公平委員会共同設置規約の変更について	46
（報告）		
報告第2号	平成9年度日野市緑越明許費緑越計算書の報告について	47
報告第3号	平成9年度日野市立総合病院事業会計予算緑越計算書の報告について	48
報告第4号	平成10年度日野市土地開発公社事業計画の報告について	49
報告第5号	平成10年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告について	50
報告第6号	平成10年度株式会社日野市企業公社事業計画の報告について	51
報告第7号	議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について	53
（請願上程）		
請願第10－17号	「消費税の減税を求める意見書」の提出を求める陳情	54

(付託替え)

請 願 第10-2号	人間らしく生き、人間らしく働くことを根底から破壊する労働法制全面改悪に反対する意見書の採択を求める陳情	54
請 願 第10-7号	市民生活の快適な環境を求める請願	54
請 願 第10-10号	猫の不妊手術の補助に関する請願	54
請 願 第10-16号	旭が丘一丁目の子供広場(緑地)と雑木林のみどり保全を求める請願	54
散 会		55

○6月11日 木曜日(第2日)

出 席 議 員		57
欠 席 議 員		57
出 席 説 明 員		58
議 事 日 程		58
開 議		59

(一般質問)

奥住日出男議員

1. 「地域福祉のネットワークづくり」其の後の進捗状況について問う	59
-----------------------------------	----

清水登志子議員

1. 日野市のごみ問題について	73
2. 日野市民会館の使用について	83
3. 今後の学童保育の方針について	87

菅原 直志議員

1. 学校給食の充実のために	95
----------------	----

執印真智子議員

1. 公共施設を禁煙に	108
2. NPO法人への優遇税制と支援策の検討をすすめよ	115
3. 農業基本条例に生命を吹き込むために	118
4. 子どもオンブズ・福祉オンブズの検討状況を問う	128

散 会	135
-----	-----

○6月12日 金曜日（第3日）

出席議員	137
欠席議員	137
出席説明員	138
議事日程	138
開議	139

（一般質問）

板垣 正男議員

1. 「産業用自動車専用道路」構想の白紙撤回を求められたい 139
2. JRより日野駅エスカレーター設置の方向が示されていますか 149
3. 積極的対応が求められる農地の生産緑地追加指定について 152

佐藤 洋二議員

1. 市民要望4件について問う 159
 - イ. 地区センター利用するにあたって
 - ロ. バス路線利用するにあたって
 - ハ. ゲートボールを楽しくプレーするにあたって
 - ニ. JR豊田駅西側踏切を渡るにあたって

中野 昭人議員

1. 「子どもと教育をめぐる社会的危機」解決のために 183
2. 選挙と民主主義、投票所の増設を！ 203

内田 勲議員

1. 在宅歯科診療事業の早期開始を望む 206
2. 市内にある大衆浴場の支援体制の強化を望む 210

散会	216
----	-----

○6月15日 月曜日（第4日）

出席議員	217
欠席議員	217
出席説明員	218
議事日程	218
開議	219

(一般質問)

手嶋精一郎議員

1. 南北の地域格差について 219

名取美佐子議員

1. 学校教育充実 241
2. 介護サービス充実 248
3. 女性参画推進 253
4. ごみ・リサイクル 257
5. まちづくり推進 260
6. 市立病院コンピューター 263

宮沢 清子議員

1. 環境ホルモンなどの汚染問題について問う 265
2. 少子高齢社会における都市基盤整備の在り方について 276

奥野 倫子議員

1. 新ガイドラインをめぐる情勢と横田基地の騒音対策について 288
2. 環境ホルモンについて 309

散 会 313

○6月16日 火曜日(第5日)

出 席 議 員		315
欠 席 議 員		315
出 席 説 明 員		316
議 事 日 程		316
開 議		317

(一般質問)

夏井 明男議員

1. 語る会で市民から出された諸課題 ― 第2弾 ― 317

江口 和雄議員

1. 日野市第3次基本構想・基本計画の見直しについて問う 338
2. 行財政改革推進計画の進捗状況を問う 350

福島盛之助議員

1. 区画整理事業の推進と遺跡調査との関係について	357
2. 計画道路 3・4・8 号線（栄町区内）の進行状況と中央線立体化 今後の見通しについて問う	369
3. 東光寺グラウンド地先、他市との境界確定と土地利用について問う ...	372
一ノ瀬 隆議員	
1. 町名地番整理とネーミングについて	374
2. 西暦使用の後退は何故なのか	387
散 会	392

○6月17日 水曜日（第6日）

出 席 議 員	393
欠 席 議 員	393
出 席 説 明 員	394
議 事 日 程	394
開 議	395

（一般質問）

森田美津雄議員

1. 介護保険の導入に向けた準備、諸課題の克服は、地方自治を推進 する立場に立って取組め	395
---	-----

小島 久議員

1. 生活都市東京構想に指定された日野駅周辺のまちづくりのメリット について問う	419
---	-----

小川 友一議員

1. 当面する行政課題について	440
-----------------------	-----

出沼恵美子議員

1. 環境ホルモンへの市の姿勢を問う	461
2. 公共施設は誰のもの？	472
3. 程久保川の歩道改修に向けて、市民の声を	476
4. 百草園駅南口の拡幅について再度問う	479

散 会	480
-----------	-----

○6月18日 木曜日（第7日）

出席議員	481
欠席議員	481
出席説明員	482
議事日程	482
開議	485

（一般質問）

佐瀬昭二郎議員

1. 大坂上中学校入学式における教育委員長のあいさつは日野市の教育行政への信頼感を著しく損うものだ 485
2. ダイオキシン対策について 501

竹ノ上武俊議員

1. 地方自治の役割りを不況のときこそ発揮すべきではないのか——下水料金等への消費税上乗せ徴収は再考を 510

中谷 好幸議員

1. 「結論先にありき」では困る小中学校・幼稚園の「統廃合」問題 533
2. 「財政難だからガマンせよ」のキャンペーンを質す——財政問題は情報を正確に市民に提供するように求める—— 547
3. いくつかの地域の問題について 556

（請願上程）

請願 第10-18号	インド・パキスタンの両国の核実験に抗議し、核兵器全面禁止・廃絶の国際条約締結を求める意見書採択に関する陳情	559
請願 第10-19号	南平四丁目3番地に公園の実現を求める請願	559
請願 第10-20号	住都公団改革に際し居住安定の保障を求める意見書採択の請願	559
請願 第10-21号	豊田南の区画整理事業に伴う新しいまちづくりに必要な施設の建設計画促進を要望する請願	559
請願 第10-22号	神明地区センター早期建設を願う請願	559
請願 第10-23号	乳幼児医療費助成制度の拡充を求める陳情	560
請願 第10-24号	下水道料金等への消費税上乗せ徴収に反対する請	

	願		560
請 願	第10－25号	「乳幼児医療費無料の制度を国に求める」意見書 提出に関する請願	 560
請 願	第10－26号	日野市における精神障害者福祉施策の充実に関する請願	 560
散	会		560

○6月25日 木曜日（第8日）

出 席 議 員		561
欠 席 議 員		561
出 席 説 明 員		562
議 事 日 程		562
開	議	 567
(議案審査報告)		(企画総務委員会)
議 案	第 45 号	日野市議会議員及び日野市長の選挙における選挙 運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条 例の制定について 567
議 案	第 46 号	日野市議会議員及び市長選挙公報発行に関する条 例の一部を改正する条例の制定について 567
議 案	第 47 号	日野市監査委員に関する条例の一部を改正する条 例の制定について 568
議 案	第 52 号	東京都市公平委員会共同設置規約の変更について ... 568 (福祉保健委員会)
議 案	第 43 号	日野市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部 を改正する条例の制定について 569
議 案	第 44 号	日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例 の制定について 570 (まちづくり建設委員会)
議 案	第 41 号	日野市地区計画の区域内における建築物の制限に 関する条例の一部を改正する条例の制定について ... 570
議 案	第 42 号	日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定に

	について	571
議案 第 48 号	市道路線の一部廃止について	571
議案 第 49 号	市道路線の廃止について	571
(取り下げ)	(生活文教委員会)	
請願 第10-7号	市民生活の快適な環境を求める請願	572
(請願審査報告)	(企画総務委員会)	
請願 第10-18号	インド・パキスタンの両国の核実験に抗議し、核兵器全面禁止・廃絶の国際条約締結を求める意見書採択に関する陳情	573
	(生活文教委員会)	
請願 第10-19号	南平四丁目3番地に公園の実現を求める請願	573
請願 第10-22号	神明地区センター早期建設を願う請願	574
	(福祉保健委員会)	
請願 第10-23号	乳幼児医療費助成制度の拡充を求める陳情	575
請願 第10-26号	日野市における精神障害者福祉施策の充実に関する請願	575
	(まちづくり建設委員会)	
請願 第10-14号	歩行者横断信号機の設置に関する請願	576
請願 第10-20号	住都公団改革に際し居住安定の保障を求める意見書採択の請願	577
(継続審査)	(企画総務委員会)	
請願 第10-8号	新ガイドラインに伴う有事法制化に反対する陳情 ...	578
請願 第10-17号	「消費税の減税を求める意見書」の提出を求める陳情	578
	(生活文教委員会)	
請願 第10-2号	人間らしく生き、人間らしく働くことを根底から破壊する労働法制全面改悪に反対する意見書の採択を求める陳情	578
請願 第10-10号	猫の不妊手術の補助に関する請願	578
請願 第10-13号	日野市立第三幼稚園の増員に関する請願	578
請願 第10-16号	旭が丘一丁目の子供広場(緑地)と雑木林のみど	

	り保全を求める請願	578
	(福祉保健委員会)	
請 願 第10-3号	更なる医療制度改悪に反対する意見書の採択を求 める陳情	579
請 願 第10-4号	介護保険制度の準備・施行に関する陳情	579
請 願 第10-5号	医療制度の連続改悪をやめ、安心してかかる医 療の充実を求める陳情	579
請 願 第10-15号	「南部診療センター」の建設促進を求める請願	579
請 願 第10-25号	「乳幼児医療費無料の制度を国に求める」意見書 提出に関する請願	579
	(まちづくり建設委員会)	
請 願 第10-6号	日野市三沢四丁目の緑地上のマンション建築に反 対し、同緑地の保全と高幡山の景観の保持及び災 害時避難場所の確保を求めることに関する請願	579
請 願 第10-12号	多摩平団地の空き家状態解消を市にお願いする請 願	579
請 願 第10-21号	豊田南の区画整理事業に伴う新しいまちづくりに 必要な施設の建設計画促進を要望する請願	579
請 願 第10-24号	下水道料金等への消費税上乗せ徴収に反対する請 願	579
(継続審査議決)		
	議会運営委員会の継続審査議決に関する件	580
	市立病院等建設特別委員会の継続審査議決に関する件	580
	行財政改革推進特別委員会の継続審査議決に関する件	580
	スポーツ・文化・教育特別委員会の継続審査議決に関する件	581
	ごみリサイクル特別委員会の継続審査議決に関する件	581
(議案上程)		
議員提出議案第4号	旧国鉄長期債務処理に関する意見書	581
議員提出議案第5号	住民税減税に伴い不足する財源の確保を国に求め る意見書	582
議員提出議案第6号	介護保険法の問題点の解決を求める意見書	582

議員提出議案第7号	財政構造改革法の廃止を求める意見書	583
議員提出議案第8号	消費税を3%にもどし、所得減税の恒久化を求め る意見書	583
議員提出議案第9号	新「ガイドライン」関連法案に反対する意見書	583
議員提出議案第11号	労働基準法「改正」案の撤回を求める意見書	584
議員提出議案第12号	環境ホルモン対策を求める意見書	584
議員提出議案第13号	景気対策の実施を求める意見書	584
議員提出議案第14号	インド・パキスタンの両国の核実験に抗議し、核 兵器全面禁止・廃絶の国際条約締結を求める意見 書	585
議員提出議案第15号	住宅・都市整備公団改革に際し居住安定の保障を 求める意見書	585
閉	会	586

6月10日 水曜日 (第1日)

平成10年

第2回定例会

日野市議会会議録 (第12号)

6月10日 水曜日 (第1日)

出席議員 (30名)

1番	中野昭人君	2番	清水登志子君
3番	奥野倫子君	4番	菅原直志君
5番	出沼恵美子君	6番	名取美佐子君
7番	秋山薫君	8番	佐藤洋二君
9番	手嶋精一郎君	10番	小島久君
11番	中谷好幸君	12番	佐瀬昭二郎君
13番	森田美津雄君	14番	執印真智子君
15番	江口和雄君	16番	沢田研二君
17番	田原茂君	18番	宮沢清子君
19番	小川友一君	20番	奥住日出男君
21番	竹ノ上武俊君	22番	板垣正男君
23番	一ノ瀬隆君	24番	内田勲君
25番	夏井明男君	26番	馬場繁夫君
27番	黒川重憲君	28番	土方尚功君
29番	福島盛之助君	30番	小山良悟君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市 長	馬 場 弘 融 君	助 役	小 俣 雅 義 君
助 役	河 内 久 男 君	収 入 役	落 合 豊 君
企 画 部 長	楨 島 英 紀 君	総 務 部 長	小 澤 春 童 君
市民生活部長	宮 本 寿 君	環境共生部長	笹 木 延 吉 君
まちづくり推進部長	堀之内 和 信 君	建 設 部 長	清 水 啓 治 君
福祉保健部長	高 野 英 男 君	病院事務長	田 中 政 幸 君
教 育 長	有 元 佐 興 君	学校教育部長	米 倉 幹 雄 君
生涯学習部長	松 橋 瑛 子 君	選挙管理委員会 事 務 局 長	遠 藤 治 二 君
監査委員事務局長	加 藤 純 久 君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局 長	田 中 正 美 君	次 長	中 野 修 君
書 記	山 田 二 郎 君	書 記	田 倉 芳 夫 君
書 記	堀 辺 美 子 君	書 記	高 野 賢 司 君
書 記	立 川 智 君	書 記	萩 原 誠 司 君
書 記	大 沢 百 代 君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所 長 関 根 福 次

速記者 樋 園 裕 子 君

議 事 日 程

平成10年6月10日（水）

午 前 10 時 開 会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 行政報告

日程第 4 諸般の報告

（議案上程）

日程第 5 議 案 第 37 号 平成9年度日野市一般会計補正予算（第6号）の専

			決処分の報告承認について
日程第 6	議案	第 38 号	日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認について
日程第 7	議案	第 39 号	日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案	第 40 号	日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案	第 41 号	日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10	議案	第 42 号	日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11	議案	第 43 号	日野市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 12	議案	第 44 号	日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 13	議案	第 45 号	日野市議会議員及び日野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 14	議案	第 46 号	日野市議会議員及び市長選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 15	議案	第 47 号	日野市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 16	議案	第 48 号	市道路線の一部廃止について
日程第 17	議案	第 49 号	市道路線の廃止について
日程第 18	議案	第 50 号	日野市立日野第七小学校校舎大規模改造建築及び耐震補強工事（第一期工事）請負契約の締結について
日程第 19	議案	第 51 号	日野市立日野第八小学校校舎大規模改造建築及び耐震補強工事（第三期工事）請負契約の締結について
日程第 20	議案	第 52 号	東京都市公平委員会共同設置規約の変更について
	（報告）		
日程第 21	報告	第 2 号	平成 9 年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告につ

いて

日程第 22 報 告 第 3 号 平成9年度日野市立総合病院事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第 23 報 告 第 4 号 平成10年度日野市土地開発公社事業計画の報告について

日程第 24 報 告 第 5 号 平成10年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告について

日程第 25 報 告 第 6 号 平成10年度株式会社日野市企業公社事業計画の報告について

日程第 26 報 告 第 7 号 議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について

(請願上程)

日程第 27 請 願 第10-17号 「消費税の減税を求める意見書」の提出を求める陳情

(付託替え)

日程第 28 請 願 第10-2号 人間らしく生き、人間らしく働くことを根底から破壊する労働法制全面改悪に反対する意見書の採択を求める陳情

日程第 29 請 願 第10-7号 市民生活の快適な環境を求める請願

日程第 30 請 願 第10-10号 猫の不妊手術の補助に関する請願

日程第 31 請 願 第10-16号 旭が丘一丁目の子供広場(緑地)と雑木林のみどり保全を求める請願

本日の会議に付した事件

日程第1から第31まで

午後2時10分 開会

○議長（馬場繁夫君） これより平成10年第2回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により、議長において、

3番 奥 野 倫 子 君

4番 菅 原 直 志 君

を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（内田 勲君） 議長の指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告を行います。

去る6月5日、午後2時から議会運営委員会を開催いたしました。議案、請願等の取り扱い、日程などを協議の結果、会期は本日より6月25日までの16日間と決定いたしました。

議案、日程等の状況については、お手元に配付しました資料のとおりでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日から6月25日まで期日16日間と決定いたしました。

次に、日程第3に入る前に理事者から発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。助役。

○助役（小俣雅義君） 去る5月1日付人事発令に伴う理事者説明員の変更について御報告申し上げます。

市民生活部長に宮本寿。

○市民生活部長（宮本 寿君） 宮本でございます。よろしくお願いいたします。

○助役（小俣雅義君） 環境共生部長に笹木延吉。

○環境共生部長（笹木延吉君）　　よろしく願いいたします。

○助役（小俣雅義君）　　福祉保健部長に高野英男。

○福祉保健部長（高野英男君）　　よろしく願いいたします。

○助役（小俣雅義君）　　市立病院事務長に田中政幸。

○市立病院事務長（田中政幸君）　　よろしく願いいたします。

○助役（小俣雅義君）　　以上であります。なお、組織改正による人事はお手元の配置図のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　　次に、日程第3、市長から行政報告を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（馬場弘融君）　　本日より平成10年第2回定例会を開いていただきます。よろしく願いをいたします。

さきの定例会以降、今定例会に至る間の主要な行政事項について私より7件の報告を行い、他は資料提出をもってかえさせていただきます。

1、組織改正について。

昨年12月議決いただいた組織条例は5月1日に施行いたしました。これに伴い大幅な人事異動と庁舎の様態がえ、事務室の配置がえを行いました。

主な変更は、①1階から2階へのらせん階段の撤去。②2階には新設の障害福祉課、介護保険準備室を設置。③3階には環境共生部の事務室を設置。④4階には女性参画推進室の設置と、市長公室の秘書担当・広報担当の間の仕切板の一部撤去を行いました。

さらにこの機会に、庁舎を訪れた市民の皆様への案内業務充実のため、理事者と管理職によるインフォメーションサービスを6月1日から1階で始めました。

2、消費税対策本部会議について。

消費税対策本部は平成元年2月に設置され、平成4年までに数回の会議が行われ、それ以後、会議は行われていませんでした。平成10年4月30日、5月20日の2回にわたる本部会議を招集し、検討した結果、長引く不況の中、苦しい選択ではありますが、下水道使用料、病院使用料及び手数料について、消費税法及び地方税法に基づく消費税相当額を加算せざるを得ないとの結論に達し、今議会に関係2議案を提出させていただくことといたしました。

3、個人情報保護条例について。

昨年3月議決いただいた日野市個人情報保護条例は、この4月1日に施行いたしました。この条例は、既に施行されている日野市情報公開条例と合わせて、開かれた市政推

進の両輪を担うものです。なお、条例の施行に伴い、日野市情報公開・個人情報保護審査会が4月20日に、日野市情報公開・個人情報保護運営審議会が4月30日にそれぞれ第1回の会議を開催し、具体的な業務がスタートいたしました。

4、介護保険制度推進プロジェクトチームの発足について。

平成12年4月の介護保険制度導入に向け、実務的な検討を行う庁内プロジェクトチームを5月1日に発足させました。このチームは担当助役をリーダーに関係部課長12名で構成されております。また、プロジェクトチーム内に五つの専門部会を設置し、付託された事項について専門的に調査・研究を行い、その結果を報告いたします。プロジェクトチームはその報告に基づき、日野市の介護保険制度のあり方を検討してまいります。また、その後の事業計画の作成に当たっては、広く市民の声を取り入れてまいります。

5、三沢地区の緑地の保全について。

良好な自然環境が現存する多摩丘陵の中で、貴重な保全すべき樹林地として「百草地区緑のまちづくり計画」の中でも位置づけられている日野市三沢二丁目6番地先の土地（約2万8,000平方メートル）について、このたびその所有者との間に使用貸借契約を締結いたしました。これにより10年間の緑地の保全が図られることになりました。この契約締結は、現在の厳しい財政状況を踏まえながらも、できる限り保全期間を長期化させるために、所有者の負担を考慮しながら措置したものであります。なお、今後もこれまで同様、東京都による公有地化に向けた協議を担当部局と進めてまいります。

6、スーパー堤防の建設について。

スーパー堤防（高規格堤防）は、堤防を強化する目的でつくられるものです。これにより、現在事業中の東町区画整理地区内は、災害に強く、より快適で住みよいまちづくりが図られることとなります。そこで、日野市ではこのたび、建設省京浜工事事務所とスーパー堤防建設についての覚書を締結いたします。なお、スーパー堤防建設にかかわる費用は建設省の負担となり、これにより区画整理事業費の軽減が図れることにもなります。

7、古紙のリサイクルについて。

平成10年4月、ごみ減量とリサイクルの推進を図るために行政ブランドのトイレットペーパー（商品名「帰ってきたぞう」）を作成しました。本製品は市民の皆様が分別排出した新聞紙等をトイレットペーパーに再生したもので、再生紙100%（新聞古紙40%、上質古紙60%）のものです。これにより、分別した新聞紙等の回収から再生品を使うまでの一つの輪ができました。4月より市内の全公共施設で使用を始め、5月より市役所

売店でも販売を開始しました。そして今後は市内商店などへも販売拠点を広げていく予定です。

以上、主要な行政事項について御報告申し上げ、議会の御理解、御指導をお願いする次第であります。

○議長（馬場繁夫君） 収入役以下については、お手元に配付した報告書のとおりですので、報告を省略いたします。

これをもって行政報告を終わります。

次に、日程第4、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

これより議案第37号、平成9年度日野市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第37号、平成9年度日野市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告承認についての提案理由を申し上げます。

本議案は、平成9年度日野市一般会計補正予算（第6号）であります。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成10年3月31日付で専決処分をしたものであります。

補正額は歳入歳出それぞれ8,859万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を462億9,826万3,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） それでは議案第37号、平成9年度日野市一般会計補正予算（第6号）につきまして御説明申し上げます。ただいま市長から提案させていただきましたとおり、歳入歳出それぞれ8,859万3,000円の減額をするものでございます。平成10年3月31日に専決をさせていただいたものでございます。

今回のこの補正は、各種譲与税、それから交付金等の額の確定に伴うものと、国・都の支出金にかかわる事業量の確定に伴う歳入歳出予算を調整し、それぞれの科目について補正をさせていただいております。

それでは4ページをお開きいただきたいと思います。第2表地方債補正でございます。

上段の臨時減収補てん債につきましては、地方譲与税のいわゆる未平年度化による影響額、これは1兆2,000億円を補てんするため、平成9年度限りの措置として地方債が許可されたものでございます。当初予算で8億円を計上させていただきました。また、3月補正で1億3,600万円の追加補正をお願いをいたしましたが、最終額の確定に伴い、地方消費税交付金が当初より大幅に減になったことによりまして、その補完として1億4,800万円の増額許可がございましたので、補正をさせていただいております。

下段の減収補てん債につきましては、経済の低迷等によりまして、当初予定された地方税が減収見込みとなり、地方公共団体が財源の手当てができないときに、減収見込みの範囲内で当該団体の財政事情を勘案して許可される地方債でございます。3月補正で8,000万円の計上をさせていただきましたが、許可予定額の確定に伴い3,300万円の減となりましたので、額に合わせた補正をさせていただいております。

続きまして8ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございます。款10の地方譲与税から16ページまでですけれども、これは特に地方消費税、あるいは利子割交付金等国から交付されるもの、あるいは都から交付されるものの額の確定に伴うそれぞれの補正でございます。

16ページをお開きいただきたいと思います。款50国庫支出金でございますが、これは民生費を中心に国庫補助事業の確定に伴い補正をさせていただいております。

この中で19ページでございます。民生費国庫補助金の説明欄中ほどでございますが、デイホームE型弾力化事業費681万8,000円でございます。当初予算でお願いした歳出の痴呆性高齢者デイホーム事業が新たに補助対象になったことによりまして、ここに計上させていただいております。

その他の補助事業につきましては、当初または補正予算で提出いたしましたもので、額の確定によるものでございます。

続きまして24ページをお開きいただきたいと思います。款55都支出金でございますが、これもおおむね国庫支出金と同様、都補助事業の確定に伴う補正でございます。

この中で29ページをお開きいただきたいと思います。下から9行目でございます。民間健康関連施設開放事業費補助金でございます。90万円ですが、民間企業が持つ運動場等の健康関連施設を地域住民の健康づくりの促進のために開放する事業に対し、補助対象となりましたので、ここに計上をさせていただいております。

引き続きまして、32ページをお開きいただきたいと思います。款60財産収入でございます。項10財産売払収入、中ほどでございます。目の不動産売払収入でございますが、

当初予算に計上させていただきました平山交番の用地、補正予算に計上させていただきました大坂上一丁目ほか3件の市有地を売却した結果、額が確定をいたしましたので、当初と補正予算に計上いたしました額を下回りましたので、この差額を減額補正をさせていただいているものでございます。

なお、不動産売払収入につきましては、公共施設建設基金に積み立てることになっておりますので、積立金が減になるということになるわけでございます。

34ページでございます。款65寄附金でございますが、公共公益施設費と一般寄附金の額の確定に伴い補正をさせていただいております。この一般寄附金の公共公益施設費につきましては公共施設建設基金に積み立てをさせていただいております。ここでは増になっておりますが、不動産売払収入では3,000万円ほどの減になりますので、積立額の方は相殺しまして2,500万円ほど減になるわけでございます。

次に36ページでございます。款70繰入金でございます。今回の補正予算は、歳入歳出8,859万3,000円の減でございます。歳入をそれぞれ財源充当いたし、4,541万2,000円の財源不足が生じましたので、財政調整基金より繰り入れをさせていただいたものでございます。

次に38ページでございます。款80諸収入でございますが、項2の収益事業収入でございます。当初3億円を計上いたしましたが、売り上げが伸びず3月の補正で1億7,000万円ほどの減額をさせていただいております。ここで配分金が確定いたしましたので若干ふえたわけでございますが、額に合わせ補正をさせていただいております。

次に40ページでございます。款85市債でございます。これは第2表地方債補正で御説明をいたしました内容でございます。説明を省略させていただきます。

42ページでございます。ここから歳出でございますが、民生費を中心に国並びに都の補助事業費の確定に伴う減額補正でございます。款項目の科目につきましてはすべて減額補正でございます。また、一部補正額ゼロのところにつきましては、財源の補正をいたすものであります。歳入との調整を図り、財源補正をいたしているものでございます。

個々につきましては説明を申し上げるところはございませんので、以上をもちまして説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件につきましては、委員会付託

を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第37号、平成9年度日野市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告承認の件は原案のとおり承認されました。

これより議案第38号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第38号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成10年5月29日付で専決処分をしたものであります。

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律が今国会で成立したことに伴い、日野市市税条例の一部を改正いたしました。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（宮本 寿君） 議案第38号について御説明申し上げます。

この改正条例は、国の総合経済対策に基づき2兆円の追加減税の関連法が制定されたことに伴い、市税条例に規定されている個人住民税の第1期分の納期限を1カ月延伸する必要が生じたため制定するものでございます。法案成立が5月末日になり、市議会を開催することができず、やむを得ず専決処分いたしましたものでございます。

4 ページ、5 ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表でございますが、旧条例にございませんでした付則第5条の6の2の条文を新たに加え、第1期の納期限を1カ月ずらすとともに、この条文加入に伴い第5条の7の条文整備を行うものでございます。

改正概要につきましては、参考資料をつくりましたので、御参照いただきたいと思います。

なお、この追加減税措置に伴います市の税収の影響でございますが、6億2,000万円ほどの減収と見込んでおります。

よろしく御承認をお願いしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第38号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認の件は原案のとおり承認されました。

これより議案第39号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第40号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第39号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、給料の日割計算及び退職手当の月割計算の条文を加えるため、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第40号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は前条例同様、給料の日割計算及び退職手当の月割計算の条文を加えるため、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正するものであります。

以上2議案の詳細につきましては、担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小澤春童君） それでは議案第39号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

本議案は、ただいま提案理由にもございましたように、市長等の給料及び退職手当の計算方法等にかかわる改正でございます。改正の内容につきまして新旧対照表により御説明を申し上げますので、4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。

第2条第2項でございますが、月の途中で市長等に就任または退職した場合のその月の給料を、現在月額を支給しているものを日割計算により支給するものであります。

次に第3条第3項ですが、退職手当等の支給の際、在職年数に1年未満の端数がある場合の端数の取り扱いを、これまで1年としていたものを、月割により計算するものとするものであります。

次に第5条でございますが、給与の支給についての規定でしたが、第2条に規定されたため、第5条を削除するものであります。

次に第7条でございます。給料、手当、旅費の支給方法等について、この条例に規定されているもののほか、一般職の職員の例による旨の規定を設けるものでございます。

なお、この条例の施行でございますが、公布の日から予定いたしております。

次に、議案第40号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、ただいま議案第39号で御説明申し上げたものと同趣旨でございますので、説明を省略させていただきます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。内田勲君。

○24番（内田　勲君）　今、改定する内容はわかりましたけれども、なぜ改定するのか、その理由の説明がなかったように思うんですが、理由を説明していただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　これは、これまでの月割の支給でございますと、月の途中でかわった場合に、同じ月に例えば10万円としますと、お二人の方に10万円の支出をするという若干不合理な部分がありました。また議会でもその点についての指摘もございましたので、その点をこのところで改正をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　内田勲君。

○24番（内田　勲君）　理由はわかりましたけれども、そうしますと、現市長なり現教育長が就任されたときには、不合理があった中でなっているわけですね。したがって、今後交代されるときにこれが生かされるわけですね。そうしますと、現在の市長なり教育長が不合理な中で支払われたものについて、特段何か考えがあるのかどうか。ありましたら伺いしたいと思います。条例に違反しているとかということはないと思うんですが、不合理な条例に基づいて支払われているわけですね。それについて何か考えがあるかどうかだけ伺いしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　従来の条例どおりの支給ということでございました。必ずしも条例違反ということではございません。御指摘がありましたので、今後、今回の条例改正のように支給していきたいというふうに改めたものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　内田勲君。

○24番（内田　勲君）　特段ないということですか。確認だけさせていただきます。

○議長（馬場繁夫君）　総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　従来の条例どおりでございましたので、特段ございません。より新しく改正したものというふうに御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 沢田研二君。

○16番（沢田研二君） この問題を提起するに当たって、近隣他市のこの扱いがどうなっているかということを当然調べられたというふうに思うんですが、もしそれがわかれば、近隣の状況をお知らせいただきたいということ。

それから言葉上の問題ですが、この「退職した者」というふうになっていますが、これは「退任」でなくて「退職」でよろしいんでしょうか。その件も含めて、ちょっと伺いしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 近隣他市はおおむね大半が日割計算というふうになっております。月割計算は日野市が最後だったかというふうに記憶いたしております。

それから「退職」でよろしいんだというふうに解しております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 沢田研二君。

○16番（沢田研二君） わかりました。それでは、先ほどの質問とも関連するわけなんです、これまではそういうルールに基づいて行われてきたということはそれで当然なんです、議会からの指摘もあったり、あるいは最近のいろいろなこういう兼ね合いについての問題提起も多くなっているということもあって、もろもろ含めての改定だろうというふうに思いますが、改定そのものは問題ないんですが、これは市長は新しくなったばかりですからわかりませんので、ほかの方に伺いたいんですが、この件に対しての矛盾点とかそういうものについては、どういう認識を持ってこの件を扱われてきたのか、そのところだけちょっと伺いしておきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 私どもはこれまで条例が月割ということで通してまいりましたので、特に矛盾ということを意識した実態はございませんでした。たまたま指摘を受けたということと、近隣市町村との比較の中で、やはり日割計算が合理的であるというふうに理解をし、解釈をいたしまして、今回改正をお願いしたものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 沢田研二君。

○16番（沢田研二君） 市長の場合はずっと24年間もかわらなかったわけですから、こちらの方については特段のあれがなかったんでしょうけれども、助役なり収入役なりとかいった立場の人は何年かに一遍ずつ交代しているわけですから、ましてや今の説明を

伺いますと、近隣他市はほとんどもう日割になっていると。日野市だけが最後の月割だということの現実からしますと、これだけ世の中が行財政改革とかいろいろなことを言われているときに全く認識しなかったということはいかかなものかなという思いが強くて、あえてこんな質問をさせていただいているわけなんです。そういう面からしますと、あえて答弁は必要ございませんが、こういうたぐいのことでまだまだ検討、見直しをすべきことは、どこかでだれかが言ったからとかそういうことではなくて、やっぱりみずからいろいろな面で検討、見直しを必要とするのではないかということの問題提起しまして、終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本２件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、本２件については委員会付託を省略することに決しました。

本２件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。

本２件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第39号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第40号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第41号、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第41号、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、四ツ谷前地区及び高幡鹿島台土地地区を新たに地区計画の区域として加える

ため、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 議案第41号、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

日野市地区計画区域内の建築物の制限につきましては、既に9地区が条例化されております。今回新たに四ツ谷前地区、これは組合施行の地区でございますけれども、仮換地の指定がある程度完了したということ、それから高幡鹿島台上地区につきましては開発行為等が完了したということで、この2地区につきまして新たに加えるための条例の一部改正をお願いするものでございます。

6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表でございます。別表第1の第2条関係でございます。新たに10項と11項を追加するものでございます。10項につきましては四ツ谷前地区整備計画区域、11項につきましては高幡鹿島台上地区整備計画区域でございます。

8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。建築物の制限の内容でございます。区域といたしましては、10項といたしまして四ツ谷前地区整備計画区域でございます。計画地区の区分、それから建築してはならない建築物、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の外壁等の面からの道路境界線または隣地境界線までの距離、及び適用除外の建築物等、それからオといたしまして建築物の高さの最高限度、それから建築物の高さの最低限度につきまして、おのおの下に記載されているとおりの制限を加えるものでございます。

10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。区域といたしまして、11高幡鹿島台上地区整備計画区域でございます。建築物の制限の内容につきましては、そこに記載されているとおりでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第41号、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、まちづくり建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、まちづくり建設委員会に付託いたします。

これより議案第42号、日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第42号、日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、消費税及び地方消費税を転嫁するため、日野市下水道条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 議案第42号、日野市下水道条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、下水道使用料に消費税の転嫁をお願いするものでございます。

下水道使用料の消費税及び地方消費税につきましては、本来であれば利用されている方が御負担をいただくものでございますが、これまでは一般会計の繰入金で負担を行ってきているわけでございますけれども、下水道を使用されていない方との不公平感が生じるために、今後は利用されている方に消費税及び地方消費税を負担していただくための条例の一部改正をお願いするものでございます。

4 ページ、5 ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表でございます。新の方でございますけれども、第21条、使用料の算定方法でございます。「使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じて、次の表に定めるところにより算

定した額に、次の各号に掲げる率を合算した数値に1を加えた数値を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。（1）消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に定める消費税の税率。（2）前号に定める税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に定める地方消費税の税率を乗じて得た率」というふうに新たに改正するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君）　それでは質疑をさせていただきます。

6月1日号の広報で、つらいけれども消費税をかけさせてくださいというテーマで、「こんにちは、市長室から」の記事があるわけですが、この中で、今、市長から提案された事柄がそのとおり載っているわけですが、その消費税自体は国の内外から非常に大きな問題として指摘をされて、日本経済に決定的なマイナス影響を及ぼしているというふうに言われているところであります。消費が縮んで生産、売り上げが落ちて、そして所得が減ると。そしてそれがまた消費を冷え込ませると。負の循環が続いている日本経済に立ち直りの気配がないと。その最大の原因が3%から5%への消費税の増税であるというふうなことは、これはもう大方の見方でして、消費税というのはそういうふうに経済全体に対して非常に大きな意味合いを持っているという指摘は、これは政府の内部でも、それから与党でも大変議論のあるところだというふうに伺っているところです。

それで、まず1点伺いたいわけですが、こうした内外の環境の中で、この間、日野市は大きな政策の選択として、こうした使用料に消費税をかけてこなかった。やはり私は極めて大きな政策的な配慮、決断がそこには伴ったということであるということは御理解いただけると思うんですが、それを例えば私どもが予算審議をしました3月議会で当初予算の段階で提案をされるということなら、私はまだその提案自体を私どもが審議することについては、あるいは手続として順当かなという気がするんですが、しかし年度途中の今の時期になぜこうした提案がなされるのかと。私は、市長が議員の経験もされて、十分にいろいろな手続について御承知だということを前提にすれば、非常に不思議でならない。

この記事を読みますと、これはいつ入稿されたか私は存じ上げませんが、この中に、政治的な配慮もあってできなかったんだらうということでしょうが、近隣の各市と比べた状況も御理解いただきたいと。あるいは、日野市立総合病院云々の後、国や都

には起債や補助金の申請をしなければなりません、そちらへの影響も気になるというようなことも続けられて、その消費税の転嫁の有無があたかもこうした事業の正否のかぎを握っているというような印象を味つけとしてされていると。これから後、また議論になるところだと思うんですけどもね。

それからさらに、この下水道使用については、例えば水をたくさん使われる業者の方、こういう方たちに対してやはりきちんとした配慮をするということも、私は丁寧になされなければいけないと思うんですね。だからこそ、これは徹底審議をするような形を取らなくてはいけない、そういう配慮を伴って提案をされるということがとても必要だと思うんです。まずこの点、市長がどのような経過をたどって決断をされたのか。

それから、議事録を調べたんですけども、3月議会の特別会計予算特別委員会の下水道会計の中で、共産党の竹ノ上議員の質問の中で、下水道の消費税転嫁及び使用料の値上げは本年度はありませんねという質問に対して、下水道普及課長は消費税、それから料金値上げについて今年度はどちらも考えていませんと答えられ、助役も積極的な発言をされていない。こういう中で、私は緊急な事情変更が本当にこの間にあったのかどうか、あわせて教えていただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 今回、下水道使用料に消費税の転嫁をお願いしている条例の改正につきましては、先ほど御説明させていただきましたように、下水道を利用されている方が本来御負担いただくものを、現在の中では一般会計からの繰入金ということで、その他、下水道を使用されていない方の御負担も一部いただいた形で、一般会計からの繰入金ということで消費税の納付を行っているわけでございます。したがって、使用されている方が本来払うものということの整理の中で、下水道を使用されている方と、それから下水道を使用されていない方との公平という意味で、そういう不公平感を生じるということで、利用されている方に御負担をお願いしたいということでございます。

それから下水道使用料の減免のことですけれども、現在、周辺27市のうち下水道使用料に消費税を転嫁していない市は、日野市とそれから国分寺市、この2市だけでございます。そういう中で、下水道使用料の減免につきましては、現在消費税を転嫁されている市の中でも、日野市の減免の範囲は、ほかの市が大体5項目程度の減免の対象でございますけれども、日野市は6項目の範囲の中で減免等を行っているということで、今回の消費税の転嫁についての減免については考えてはございませんけれども、今

までの下水道使用料の減免の中で対応できるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君） 私の質問の仕方が悪いのか、あるいはとらえていただけないのか。議長、質問に対して理事者側に答弁していただくように、特に市長をお願いをしたいと思うんですが。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） この消費税の転嫁の問題は、広報にも書きましたように、非常に非常につらい決断であります。今、議員御指摘のとおり、消費税の2%アップが日本経済に、日本経済がひょっとすれば立ち直るかなというときに与えた打撃は非常に大きかったという認識も、私はある面では正しいというふうに思っています。しかし、負の循環のすべてが、またこの消費税によって行われたとも思わないわけであります。いろいろな複雑な日本経済が今置かれている状況、あるいは日本の政治が置かれている状況の中で、今の不況がなかなか立ち直っていかないということがあろうかというふうに思います。

そういう中で、これまで恐らく議員の皆さんも含めて、なかなかこういったものは転嫁しにくいといえますか、いろいろな状況があってずっと推移をしてきたというふうな認識はするわけではありますが、しかし、今、部長も説明をいたしましたように、ある面では工事費、特に下水道の工事費等にかかる支払いといえますか、それにはきちんと消費税分が上乗せをされているわけでありまして、それを既に私どもの市は払っているということになりますと、その払った分の消費税は一体どこから持ってきたのかということになりますと、それ以外下水道には関係のない市民の皆さんにお払いをいただいた税金、あるいは国が消費税分だということで付与していただいた譲与税といえますか、そういうもので支払われているというふうなことになるわけであります。つまり負担の不公平というふうな問題が、今、部長がお話をした第1点の問題であります。

それからもう一つは、やはり法律で、どんな状況があるにせよ、法律で決められたものをそのとおり条例でやっていくというのが法治国家の一つの大きな流れであります。ひとまず法のとおりにやっておいて、そしてこれではどうしても成り立ち行かんから違う法律にかえなさい、より低いものにかえなさいという運動はそれとしてわかるわけですが、全くそういう対応をしないということが、果たしてしっかりとした説得力を持つ論を言い得るものなのかというふうな認識もあります。

さらに、今、部長の答弁にもありました東京都下の27市の中で、狛江市さんはまだ3%のままだというふうに伺っておりますが、国分寺市さんと私どもの日野市だけが転嫁をしていない。国分寺市さんの場合には3月の定例議会に上程をしたけれども通らなかったというふうな状況があって、ある面では、行政側がこの消費税を転嫁するというふうな動きを全くしていないというのが唯一日野市であるということでもあります。

そういう意味で、このままでずっとずっと行けるものであれば、こんなにすばらしいことはないわけで、うれしいわけでありますけれども、やはり行政の長としていろいろな関係の話し合いの場に行きます。あるいはいろいろな要望の場に伺いますときに、明確にそれとお話は出ないかもしれないけれども、言外にこういったものへの対応、取るべきものをしっかりとお取りをいただきたいというふうなお話は常に出るところであります。

そういう意味で、何やかや考えまして、非常につらい決断であります。本当から言えばもっともっと早くやればよかったではないかというふうなこともよくわかるわけですが、私もやはり就任をして1年たちまして、ようやく全体像がつかめてきたというところでありまして、まず第一に取りかかるべき一番つらい仕事はこの部分ではないかなというふうに私は判断をしたわけであります。

議員の皆さんのお気持ちもよくわかりますし、大変つらい思いをしている、いろいろ市民の生活をしている方々の不況に対する思い、この消費税に対する思いもわかりますけれども、ぜひここは御理解をいただきたいということでございまして、そして何もすぐにどうのこうのということを私は申し上げているわけではなくて、議会でじっくり御審議、御議論をいただきたいというふうな形で御提案を申し上げているわけであります。ですから、案を出しませんと議論ができないわけでありまして、考え方を裏でお話し申し上げても、これは表の議論にはなりません。そういう意味で、唐突だというふうに言われれば、申しわけないというふうに申し上げるしかないわけですが、なお、3月の予算委員会の中では、確かに部長とか課長とかの答弁の中では今おっしゃられたような意味合いの発言があったかもしれませんが、私の記憶では、私自身は各種料金の改定は考えておらないけれども、消費税だけはちょっと違いますというふうな答弁をしているはずでございますので、ぜひ御確認をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君） そんなに大切にずっと考えてこられたということであれば、

私は手続上からすれば、やはり当初、3月の予算議会にきちんと付託するという事は、これはもう本当に常識ではないかなという気がするんです。そこをなぜこの6月議会に出されたのか。この間に緊急な事情変更があったということではないと思うんです。その1点をお答え願いたいと思うんです。与党の皆さんにも十分相談をされたと思うんですけれども、私はこれは少数与党だったら提案すらできないと思いますよ。その1点、お答え願えますか。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 少数与党とか多数与党とかというお話ではございません。日野市政をつかさどる責任を持つ者として、これはぜひやらせていただきたいという判断を私は当初から持っていたわけでありましたが、やはり自分がまだ市政全般にわたる十分な認識を持つ前に市民の皆さんにお願い申すということはいかななものかということをおもっておりました。ですから3月の議会の後こういう判断をしたわけでありまして、消費税対策の本部会議もそれ以降4月になって開いているわけでありまして。それはぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君） 対策本部の開催ですけれども、この資料によりますと平成2年度につくって、そして数回行って、その状態で来ていたと。市長が就任されて、このことが本当につらい眼目の一つであるとするならば、この間にもたくさんの情報をキャッチされるのに開催されてもよかったというふうに私は思うんですが、この3月議会が終わって初めて、そういう意味ではこういうふうな提案をする認識を持ったと。この2カ月間なり、その間に持ったということになるんでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 私は就任以来、前市長から文書による30の課題、文書にならない一つの課題をいただきました。文書にならない一つの課題を去年の就任早々の何カ月間は非常に苦慮しておりました。その後に来たのがマザアスという問題でございました。その次に市立病院の問題が参りました。ほぼ昨年1年間はこの三つが私にとって一番大きな課題でございまして、それをクリアせずして次のステップに進めなかったという状況にあります。そういう中で、それぞれの問題がしっかりとクリアできたかどうかは別にして、一つの方向づけを私はいたしました。

その段階で、自分で新たに何らかの対応をしなければならない最初の問題は何かと思うときに、やはりこの消費税が残っているなど。特に国分寺市さんが3月に上程をされ

たということは、私にとって非常に大きなショックでありました。そういう意味で、何とかして6月の議会にということは、もう3月の議会審議の途中から、これはもう早速やらなければいけないという認識を持っておりました。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場繁夫君） お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後3時18分 休憩

午後3時53分 再開

○議長（馬場繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 最初に、先ほど市長から行政報告の中で、消費税対策本部を2回開いてこの下水道料金等への消費税転嫁の方針を決めたというふうに言われたんですけども、消費税対策本部というのは何のためにつくられた本部なのかと。組織なのかと。このことについて、平成元年2月に制定されたということですが、どういふふうに考えられているのか、押さえられているのか、このことについて質問したいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） 消費税対策本部でございます。設置の目的でございますが、消費税導入に伴うさまざまな影響を調査し、その対策を講じて市民生活の安定と行政の円滑な運営を図るという意味で消費税対策本部を設置しているところでございます。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 設置要綱にそういうふう書いてあるんですけども、「影響について調査をし、その対策を講じて市民生活の安定と行政の円滑な運営を図るため」と、こういうふう書いてあるんです。今の不況の中で、市民の暮らしや営業の実態、導入当時に比べても一層深刻な事態というふうになっているわけですが、この対策本部、2回開かれて検討が行われたということですが、こうした市民の生活の実態、どういふ調査や検討が行われたのか、そのことについて明らかにしてほしいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） 対策本部を2回開いたわけでございますが、特に平成元年

につくった対策本部におきましては、いわゆる３回の専門部会、あるいは本部会議等を開きまして、「今回の２回開かれた内容について」と呼ぶ者あり）今回の２回につきましては、過去の経緯につきまして本部員に御報告をさせていただきました。その中で問題点を整理をいたしまして、各市の消費税の転嫁の状況、それから下水道使用料に対する転嫁の問題、それから病院の使用料、手数料に対する転嫁の問題、それから一般会計における消費税の転嫁の問題、これらを導入の経緯と消費税の転嫁状況についての議論をいろいろさせていただいておるわけでございます。この中で消費税転嫁の考え方を議論をいたしまして、対策本部において転嫁の方向を示し、決定をしたということでございます。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 市長は広報で、大変つらい話だと。不況のもとで市民の生活の実態も考えているというふうに言われているんですが、対策本部では市民の生活の実態について、転嫁したらどういふ影響が起こるのかということについては一切議論されていないということですか。

○議長（馬場繁夫君） 企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） 具体的に、いわゆる市民生活に与える影響、こういうものにつきましては調査等はしておりません。しかしながら、下水道使用料について、昨今の不況下の中で転嫁をする問題については、特に行政といたしましては近隣市町村の転嫁状況、あるいは過去の経緯も含めまして議論をしたわけでございます。また消費税につきましては御承知のとおり、当初、いわゆる平成元年度からは３％ということが、平成９年４月１日から５％になった消費税の内容、これにつきましては従来の消費税ではなく、国税が３から４％、いわゆる都道府県税でございます分が１％入っておりますので、これらを含めた中で転嫁を、負担の公平ということの前提の中で転嫁をさせていただきたい、このような形で結論を見たわけでございます。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 市長は、広報では市民の生活も大変だと、こういう認識を示されているんですけども、転嫁に当たっては市民の生活や市内の業者の営業、こういうような実態については全く検討の課題になっていない、こういうことは大変問題だというふうに思うんです。

市長は最近、職員の意識改革というようなことを言われています。インフォメーションに出て市民の気持ちをつかむんだと。市民の目線に立って行政を進めるんだというふ

うに言われているんですけれども、言葉だけじゃないですか。どうですか。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 言葉だけというお話でございますが、私は一生懸命市民の中にも動き回っておりますし、市民のためによりよい施策ができるように国や都にも一生懸命一生懸命動いているわけでありまして。市民からの声にも一つ一つ、具体的にお名前のある声に対しては私が文書を書いてお答えをしておりますし、ただ言っているだけではないかというお言葉は、大変恐縮ですが、お返し申し上げたいと思います。

住民の皆さんの、この消費税はもとより今の不況の状況については、商工会の方々、あるいは商工会を担当する産業振興課の職員ともども、これまで1年間の間にもいろいろな角度でお話し合いをし、例えば銀行の貸し渋り対策についてもしかるべく、もっともっと貸せるような対応をしてほしいというような文書もお出し申し上げましたし、いろいろな角度で一生懸命行動しているつもりであります。認識は十分にいたしております。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） そういうことを聞いているんじゃないんですね。本当に一人一人の市民のことを考えるということが、今度の消費税転嫁の方針を決めるのに貫かれていないではないかというふうに言っているんです。

ちょっと聞きたいんですけれども、この下水道料金の消費税転嫁、とりわけ水をたくさん使う中小零細業者の皆さんには大変大きな負担になるというふうに思っていますけれども、例えば豆腐屋さん、そば屋さん、魚屋さん、あるいは水を使うクリーニング屋さん、どのぐらい下水道料金を払っておられるか御存じですか。

○議長（馬場繁夫君） 助役。

○助役（河内久男君） 少し御質問、直接の部分も含めましてお答えをさせていただきたいと思います。

消費税そのものにつきましては、平成元年から税ということで広く国民に課せられたものでございます。先ほどの本部の中で過去においてもそれぞれの経過の中で市民生活への影響等を考えながら、それは課せない時期が当然ございました。

その後、今回に至りました段階で、本部の中でも市民生活、特に弱い立場の皆様にはどういうふうにしていったらいいんだろうかと、そういうことを検討もさせていただきました。その中で、消費税という性格から、使用料そのものについては、今、日野市がどういう位置づけにあるんだろうかということを研究、検討させていただきました。弱い立場の者の皆様方への項目も、先ほど部長が申し上げましたとおり、平均的に言います

と、日野市はまだ弱い立場の者へのポイントは上の方にあると、そのように承知してございます。

それから、今御質問の生活関連、特に水をたくさんお使いになる皆様方、そういう方への対処でございますけれども、今回の消費税とは別に、使用料の位置取りの中で日野市の27市での使用料の位置取りが、ちょうど真ん中辺よりちょっと上というような状況でございます。そういうものの中でございますので、使用料に対する減免はかなりまだ上の段階にありますので、今回の消費税とは当然別の問題でございますけれども、使用料をそういう位置づけをいたしました結果、消費税については今回は、消費税そのものは広く一般に課せさせていただく。それから先ほど、下水を使用していない方への負担もあるので公平にしていこう。財政的なもの、それからまだまだ下水をこれから布設していかなければいけない。その費用等を考えますと、ここでぜひ消費税をかけさせていただきまして、それでこれから日野市の財政、それから早く下水道完成に向けていく。こんなようなことを考えまして、後の準備の期間もございますものですから、今回この時期にぜひかけさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 質問に全然お答えになっていないと思うんです。私、12月議会以来、今、中小零細業者、市民の暮らしはどうなっているのかと。まさに消費税対策本部じゃなくて、この大不況に対する対策本部をつくって緊急対策を取るべきだということをたびたび質問していると思うんです。それを一切なされないで、今本当に苦しんでいる人たちの足を引っ張るようなことを、消費税対策本部で、本来消費税の影響から市民の暮らしを守ろうと思ってつくられた組織でこういうことを決められるなんていうのは、本当にとんでもない話だと思うんです。

市長は各市との自治体との調整だとか、東京都や国に走り回っていると言われていまして、ぜひ豆腐屋さんやおそば屋さんに行って聞いてみてください。とんでもない話だと、みんな口をそろえて言われますよ。私たちが聞きましたけれども、豆腐さんの下水道料金というのは2カ月で13万円。1丁幾らで商売されている人たちね。消費税分、どれだけ稼がないとこれを埋められないということになるんですか。本当にそういうふうな実態を考えていたら、私はこういう今の時期にこういうものを出してくるなんていうようなことは絶対に考えられないことだと思うんです。撤回を求めたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 内田 勲君。

○24番（内田 勲君） 私がお伺いしようと思っていたこと、大体森田議員の方から出たんで、簡単にしたいと思うんですが、2点について申し上げたいのと、お伺いをしたいと思います。

まず1点は、この消費税の問題は、今、助役からも話がありましたように、当初3%の消費税が出てきたときにかけるべきだったと思うんですね。それからさらには5%のときがありましたよね。当初なぜかけないんだという議論も相当あったと思うんですよ。ところが最近はそのような議論が減ってきているんですよ。余り最近出なくなってきたという状況の中で、ことしの予算の中ではほとんどこれは議論されていないんですね。というのは、予算委員会のメンバーも、まさか今年度中に消費税を課せられるとは思っていないと思うんですよ。ですから当然、この10年度の中でこういうことをするのであれば、3月議会の中で何らかのお話があってもよかったんじゃないかと思うんですね。検討していきたいとか、結論が出た時点で議会の方に提案をしたいというぐらいの話はあってもよかったと思うんです。それすらしていない中で今日まで来ているわけですから。しかも、まだ3月から3カ月しかたっていないんですね。その中で、終わったら早速PTを組んでこういう結論を出して、もう6月議会に出してくると。余りにもこれは唐突過ぎると思うんです。もっともっと我々にもお話をいただいて、我々も市民の人とこういう話をして、説得をして、十分理解をいただく中で議会の中では賛成をしていきたいと、こういうふうに思っているところなんです。

それからもう1点は、それにさらに輪をかけて、6月1日の広報で我々が十分な説明を受ける前にああいう形で出している。これを見た市民から我々が聞かれても、詳しく答えられないんですね。まだ私自身も市長のそういう細かい話を聞いた中での結論も出していない状況です。そういう状況が生まれてくるわけですね。なぜあそこで出さなければいけないのか。もっともっと、市長がもしそういうことで市民に考えを伝えたいのであれば、具体的に6月に提案をしたいということではなくて、こういう問題があるんだけれども、いずれこれは結論を出して皆さんにお諮りしたいと。検討していますということがまず先じゃないんでしょうか。そして市民と一緒にあって検討して、その時期が来たら行動を起こせばいいんじゃないかと思うんですね。そういうことを一切抜かしてトントントントンやってしまうと。これでは我々が後追いになってしまうんです。

この2点について、私はこの2点が非常にまずかったと思っているんですけれども、その点について市長の答弁を求めたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君）　　今、内田議員の御指摘につきましては、ある面では反省をし、ある面では、しかしこの時期しかなかったということをぜひぜひ御理解をいただきたい。説明不十分な面については重々おわびを申し上げたいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

○議長（馬場繁夫君）　　名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君）　　私も、今、内田議員がおっしゃったこと、そのとおりだと思っているんですけども、私は特別会計予算特別委員会に出席してしまして、その下水道の会計のときに、やはり竹ノ上議員から下水道の消費税転嫁及び使用料の値上げは今年度はありませんねという、そういう御質問に対して、下水道普及課長さんからどちらも考えていないというお答えと、それから河内助役の方から「消費税、使用料の件につきまして、消費税はかねてより当然法律的には転嫁しなければいけないが、その時期を検討してございました。今明確なその時期云々はございませんけれども、いずれにいたしましても全庁的な消費税転嫁の対策本部等を設置し、その中で検討させていただくというのが現在の状況でございます」というふうに発言されているんですけども、そうしますと、その「消費税転嫁の対策本部等を設置し」というふうにおっしゃっているんですけども、これは消費税対策本部設置要綱というのがもう既にあるということは、設置されていたというふうに思うんですけども、「設置し」という言葉をおっしゃっているんですけども、これはどういうことなのでしょうか。

○議長（馬場繁夫君）　　助役。

○助役（河内久男君）　　私がお答え申し上げたんですけども、消費税対策本部は元年に発足してございます。そのときどき、節目節目でその必要性に応じて開会をしているということで、「設置し」というのは、その開会をというふうな理由づけをさせていただきたいと思います。補足させていただきます。

○議長（馬場繁夫君）　　名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君）　　それでは一応設置してあって、その中で検討していくという状況だという御意見なんですけれども、改正が2月1日ですから、2月にその本部が開催されて、そしてその後、改正が5月1日になっておりますが、5月に開催されたということになりますでしょうか。

○議長（馬場繁夫君）　　助役。

○助役（河内久男君）　　そのとおりでございます。

○議長（馬場繁夫君）　　名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君）　　そうしますと、3月に議会がありましたから、私もやはりその3月の当初予算のところにきちんとそのことが載ってくるのが当然ではないかというふうに思っているんですけども、もちろん委員会の中でもこれから何か検討するというような状況だというふうにおっしゃっていましたから、その後、やはり急転したという、その事態がどういう事態で急転したのかということが納得できない。それを強く言わせていただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　　答弁はいいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）
板垣正男君。

○22番（板垣正男君）　　議案の内容につきましては、後日委員会でも審査いたしますので、その場に譲るといたしまして、議案の提案の市長の基本姿勢について伺っておきたいと思うんです。これまでの質疑で明らかになりましたように、もう2月1日から検討が具体的に始まっていると。要綱の改正にも着手しているということなどもありました。3月議会でも、あらゆる角度から消費税のことについては検討しているということが再三、委員会、本会議でも説明があったんです。それで、提案はなかったんですね、3月議会には。しかし、もうわずか3カ月目、この期間、6月議会に条例の改正を行って、しかもこの消費税の問題というのは税全般にも及ぶような重大な関心のある議案になるわけですね。それをこういう年度の、しかも最初の補正予算の機会である6月議会に条例改正案を提出するというのは、私はあってはならないことじゃないかと思うんです。（「森田市長のときは年じゅうあったよ」と呼ぶ者あり）こういうものを出す際には、恐らく森田市長時代はなかなか批判を議会で受けて、そういうことはできなかったということすらあったと思うんですよ。私は、こういう大きな市民生活にかかわるものは、やはり年度の当初予算と関係させて条例の問題も審議されなければならないことだと思うんです。そういう極めて常識的な議案の提案の仕方を今回は逸脱した提案の仕方だと思うざるを得ないわけです。市長、いかがですか、その点。

○議長（馬場繁夫君）　　市長。

○市長（馬場弘融君）　　先ほど来、私のつらい提案の気持ちもおわかりいただいていると思うわけであります。就任をして1年以内に市民の皆さんに御負担を申し上げるということは、それ以前のやるべき課題がたくさんあり過ぎたと。私の能力を超えたということがあります。1年がたち、自分なりの予算を組み、それを御承認をいただいて、しかるべく次なるステップに踏み出すに当たって、特に病院の問題、下水道の問題、この問題が一番大きな私の頭にかかる課題でありました。そういった点で、確かに早過ぎる

ではないかというふうな御指摘は重々わかるわけではありますが、しかし、この問題を既にクリアをした市が25市あるわけでありまして、そのこともぜひまた御理解をいただきたい。日野市民だけがいつまでもということはまずあり得ないだろう。いつかはどこかで明確に言わなければいけない。言うときには恐らくどの時点で申し上げても強い御不満が出、いろいろな反論が出てくるのは重々理解をした上で、しかしこのときに出さざるを得なかったという苦しい気持ちもぜひ御理解をいただきたい。よろしく願いをいたします。

○議長（馬場繁夫君） 板垣正男君。

○22番（板垣正男君） 市長の苦しい気持ちか、あるいは楽な気持ちかを伺っているわけではありませんし、それから提案の時期が早かったのではないかということを私は申し上げているわけじゃないんですよ。これはやはり年間の予算と合わせて審議されるべきものだろうというふうに思うんですよ。こういう提案の仕方というのは、二人の助役以下、部長の皆さんはこれまでよく経験をされていることだと思うんですね。市長もかつて議員であったわけですから、それは議会の立場で審議をする角度からも十分これは理解できるはずのものだったと思うんです。しかし、あえて6月議会に提案したというのは、私は3月の議会、年間の予算を審議する際の批判を避けるためではなかったかというふうな勘ぐりさえ持たざるを得ないわけですよ。私はそういうことをやっぱりいろいろと考えて、今回の議案については委員会でもなお内容に立って審査をしまいたいと思いますけれども、提案の姿勢について1点質問いたして、意見を申し上げておきたいと思うんです。

以上でよろしいです。

○議長（馬場繁夫君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第42号、日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定の件は、まちづくり建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、まちづくり建設委員会に付託いたします。

これより議案第43号、日野市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第43号、日野市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、東京都乳幼児の医療費の助成に関する条例準則の一部改正に伴い、日野市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） 議案第43号、日野市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

恐れ入ります、4ページ、5ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。本議案は日野市乳幼児の医療費の助成に関する条例第2条の規定中、幼児の年齢を「3歳未満」から「4歳未満（4歳に達した日の属する月の末日までの間を含む。）」となっておりますが、このように改めさせていただきまして、本年10月1日から適用するものでございます。

改正の理由といたしましては、この助成制度は東京都の補助事業であります。このたび東京都から、本年第1回定例都議会におきまして、子育て支援の充実を目的とした本事業予算が可決されたことに伴い、乳幼児の医療費の助成に関する条例準則を同様の内容に改正した旨、通知を受けたことに伴う本市の条例の改正でございます。

なお、この改正に合わせまして、幼児の医療費助成を受けることのできる者の所得制限につきましても、さきの3月の定例市議会の予算審議の際に御説明いたしておりますけれども、日野市の独自の制度として本年10月1日から、現行厚生年金また共済年金加入者の所得枠に一本化して実施していきたいと、このように考えております。

よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第43号、日野市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は福祉保健委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、福祉保健委員会に付託いたします。

これより議案第44号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第44号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、消費税及び地方消費税を転嫁するため、日野市立総合病院使用条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては病院事務長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。市立病院事務長。

○市立病院事務長（田中政幸君） 議案第44号について御説明申し上げます。

2ページをお開きいただきたいと存じます。議案第42号の下水道条例の改正と同様に消費税相当額の転嫁を行うための所要の規定を設けるものでございます。

転嫁の内容でございますが、入院、外来診療収入につきましては、社会保険給付のため消費税法上非課税の扱いとなっておりまして、課税対象となりますのは、必要差額、人間ドック料、健康診断料、医療並びに育児相談料などの使用料と、診断書等の文書にかかる手数料でございます。

第2項、中段の括弧書きでございますが、転嫁の額につきましては、10円未満は切り捨てをいたします。診療費が10円単位となっておりますので、これに合わせるものでございます。端数処理につきましては、三多摩公立病院すべて10円未満は切り捨て処理を行っております。

なお、消費税転嫁をいたしますと、年間で約350万円ほどの増収になる見込みでございます。

付則につきましては、施行日と施行日までの経過措置を定めるものでございます。

4 ページ、5 ページにつきましては新旧対照表でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。小川友一君。

○19番（小川友一君）　1点確認をさせていただきます。今、市立病院に通院されている方で、日野市民以外の方がどの程度市立病院を使用されているのか、おわかりでしたら示していただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　市立病院事務長。

○市立病院事務長（田中政幸君）　ちょっと手元に資料を持ち合わせてございませんけれども、たしか外来で15%程度だったというふうに記憶しております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　小川友一君。

○19番（小川友一君）　そうしますと、市立病院を利用している方の15%は他市の方が利用しているということになると思いますが、現行までは他市の市民の皆様が使用したいわゆる転嫁部分も日野市の一般会計からの繰出金で充当していたということで間違いがないのか、確認をさせていただきます。

○議長（馬場繁夫君）　市立病院事務長。

○市立病院事務長（田中政幸君）　他市の方の利用についての転嫁分につきましては、おっしゃるとおりでございます。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第44号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定の件は福祉保健委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認め、福祉保健委員会に付託いたします。

これより議案第45号、日野市議会議員及び日野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第46号、日野市議会議員及び市長選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思

いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第45号、日野市議会議員及び日野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、公職選挙法施行令の一部が改正されたことに伴い、日野市議会議員及び日野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第46号、日野市議会議員及び市長選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、公職選挙法の一部が改正されたことに伴い、日野市議会議員及び市長選挙公報発行に関する条例の一部を改正するものであります。

以上2議案の詳細につきましては、選管事務局長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 選管事務局長から詳細説明を求めます。選管事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（遠藤治二君） 議案第45号について御説明申し上げます。

本案につきましては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、日野市議会議員及び日野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の要点であります。この政令において公職の候補者の選挙運動にかかわる費用についての限度額が改正され、日野市議会議員及び市長の選挙運動にかかわる公費負担費用についても同様の改正を行おうとするものであります。

それでは4ページ、5ページをお開きください。新旧対照表によって御説明申し上げます。

まず第2条でございます。自動車を無料で使用することができる候補者1人についての限度額5万7,800円を6万200円に改めるものであります。

次に第4条でございます。第1号の一般運送契約で自動車の使用について1日の限度額5万7,800円を6万200円に、次に6ページ、7ページになります。同条第2号アの一

般運送契約以外の契約、つまり自動車の借り入れについて、1日の限度額1万5,000円を1万5,300円に、同号イの自動車の燃料の供給について、1日の限度額7,210円を7,350円に、同項ウの自動車の運転手の雇用について、1日の限度額1万1,200円を1万1,700円にそれぞれ改めるものであります。

次に8ページ、9ページになります。第8条でございます。選挙運動用ポスター1枚当たりの作成単価489円50銭を501円99銭に、企画費27万2,435円を30万1,875円に改めるものであります。

2ページに戻りまして、付則でございます。「1、この条例は、公布の日から施行する。2、この条例は、施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用する」であります。

なお、このことによる財政負担であります。改正前の市議会議員と比較いたしますと、候補者の公費負担限度額70万4,270円に対し、改正後は、約5.5%アップする3万8,580円で、公費負担の限度額は74万2,850円となります。

続きまして、議案第46号について御説明申し上げます。

本案につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律の公布に伴い、日野市議会議員及び市長選挙公報発行に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の要点であります。日野市議会議員または市長の選挙における選挙公報掲載文の原稿をそのまま写真製版により印刷している実情を踏まえ、事務の簡素化、選挙運動規制の緩和等の観点から選挙公報掲載文の字数制限について廃止するものであります。

それでは4ページ、5ページをお開きください。新旧対照表によって御説明いたします。掲載文の申請、第3条第2項及び第3項を削るものであります。

2ページに戻りまして、付則でございます。この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第45号、日野市議会議員及び日野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第46号、日

野市議会議員及び市長選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、企画総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、企画総務委員会に付託いたします。

これより議案第47号、日野市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第47号、日野市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法の監査委員制度にかかわる改正に伴い、日野市監査委員に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては監査事務局長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 監査事務局長から詳細説明を求めます。監査事務局長。

○監査委員事務局長（加藤純久君） それでは議案第47号について御説明をさせていただきます。

本件につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、日野市監査委員に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の趣旨でございますけれども、地方自治法第199条に職務権限の条項がございますけれども、従来の11項に12項が加わりました。その内容につきましては、監査委員が監査をし、意見、要望等を提出いたします。これを受け、普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会等は、当該監査の結果を参考としてその措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知することになります。この場合において、監査委員は当該通知にかかわる事項を公表しなければならないというものでございます。

それでは議案書の4ページ、5ページの新旧対照表をお開きいただきたいと思います。日野市監査委員に関する第7条の見出しを「（監査又は検査の結果報告、通知及び公表等）」に改めさせていただき、第2項を加えるものでございます。

2ページに戻りまして、付則でございますけれども、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　　なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第47号、日野市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は企画総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　　御異議ないものと認め、企画総務委員会に付託いたします。

これより議案第48号、市道路線の一部廃止、議案第49号、市道路線の廃止の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君）　　議案第48号、市道路線の一部廃止についての提案理由を申し上げます。

本議案は、A24－8号線ほか1路線について、一部の現況が廃滅して公共の用に供されていないため、及び開発行為に伴う財産処理のため、道路法第10条第3項の規定に基づき市道路線の一部を廃止するものであります。

議案第49号、市道路線の廃止についての提案理由を申し上げます。

本議案は、M85－5号線ほか2路線について、現況が廃滅して公共の用に供されていないため、道路法第10条第3項の規定に基づき市道路線を廃止するものであります。

以上2議案の詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（清水啓治君）　　議案第48号、市道路線の一部廃止につきまして御説明申し上げます。

2路線ございまして、A24－8号線ほか1路線でございます。場所につきましては栄

町一丁目並びに高幡地区内でございます。延長、幅員につきましては記載のとおりでございます。

理由でございますが、現況が廃滅している、それから開発行為によりまして新設道路につけかえるためという理由でございます。

申しわけございません、2ページ、3ページをお開きください。地図でおおよその場所でございますが、1本目につきましては日野駅の北側でございます。

それから3ページの2本目に入りますけれども、高幡橋の南側、高幡不動の西側になります。

引き続きまして議案第49号、市道路線の廃止でございます。M85-5号線ほか3路線でございます。程久保八丁目、百草、三沢一丁目地内でございます。延長、幅員につきましては記載のとおりでございます。

廃止の理由でございますけれども、3本とも現況が廃滅しているということでございます。

2ページ、3ページをお開きください。地図でございますが、多摩動物公園駅の北側でございます。

それから2本目につきましては、一の宮交差点、川崎街道の多摩市寄りでございます。

それから3本目、最後でございますけれども、三沢中学校入口、京王線の縁でございます。やはり川崎街道の北側でございます。

以上3本でございます。よろしくひとつ御審議いただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。小川友一君。

○19番（小川友一君） 市道路線の廃止に関連して、今の日野市の公道、いわゆる市道に関して質問をさせていただきます。この市道路線の廃止に関して、認定も含めて申請主義なのかどうか。それとあわせて、現行の市道路線の中で、この一部廃止の理由にありますように、現況が公共の用に供されていないというふうな公道を市として把握しているのかどうかをお伺いさせていただきます。

○議長（馬場繁夫君） 建設部長。

○建設部長（清水啓治君） 1点目の申請主義かということですが、御本人から払い下げを受けたいという基本の申請がございまして、それに基づきまして手続をしているというのが原則でございます。

それから公共の用に供されていない土地の件でございますけれども、以前から、このきょう提案されておりますような場所は市内にかなりの数がございます。これらのやは

り利用されていない、今後も市として利用できないものについては、積極的にといいましょうか、相手の方もございますけれども、基本的には処分をしていこうという方向で最近は行っております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） そうしますと、そのものに対してすべては把握し切れていないという判断でよろしいかどうか。

それとあわせて、関連で大変恐縮ですが、水路の問題もあわせて同じような質問をさせていただきます。

○議長（馬場繁夫君） 建設部長。

○建設部長（清水啓治君） すべての判断がまだできておりません。そこで最近、平成2年でしょうか、認定替えを通しましてかなりの状況は把握しているつもりですけれども、やはりこれらは有効な土地の利用ということでこれから一つずつぶしていって、やはりそういう希望も逆に市の方からも問い合わせるということが必要かなと思っています。それから水路につきましても同様なことでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） 以前、私も建設委員会を主管してまして、とても認定ができないようなものを認定していたケースが幾つかあります。しっかりと認定道路としての位置づけがよいのかどうかははっきりと判断をしていただきたい。それから廃止の問題に関しても、今、部長の方から答弁がありましたけれども、ある程度自治体も率先をしてこの問題には取り組んでいただきたい。

最後に、水路の問題に関しては非常に多くの問題を抱えています。つい先日、近くの権利者から調べていただきたいというお話をいただいて調査をしました。自分の敷地の中に現存として水路があるにもかかわらず、そこに建築確認をおろしてしまっていて、後追いで払い下げ申請をしてもらえばいいじゃないかというような取り扱いがありました。しっかりと公図と現行の状況を把握していないからそういうふうな問題がジャッキしてくるのではないかと思います。これからしっかりと留意していただきたい。要望しておきます。

○議長（馬場繁夫君） これをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第48号、市道路線の一部廃止、議案第49号、市道路線の廃止の件は、まちづくり建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、まちづくり建設委員会に付託いたします。

これより議案第50号、日野市立日野第七小学校校舎大規模改造建築及び耐震補強工事（第一期工事）請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第50号、日野市立日野第七小学校校舎大規模改造建築及び耐震補強工事（第一期工事）請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市立日野第七小学校校舎大規模改造建築及び耐震補強工事（第一期工事）の請負契約をするもので、地方自治法第96条第1項第5号及び日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

入札の結果、1億9,509万円で桜建設株式会社が落札いたしました。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長することに決しました。

関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 議案第50号、日野市立日野第七小学校校舎大規模改造建築及び耐震補強工事（第一期工事）請負契約の締結につきまして御説明を申し上げます。

契約金額は1億9,509万円でございます。契約の方法は指名競争入札でございます。工期は契約の日から平成10年12月10日まででございます。契約の相手方でございますが、日野市三沢二丁目18番地の3、桜建設株式会社代表取締役伊藤俊さんでございます。

恐れ入りますが、2 ページ、3 ページをお開きいただきたいと思います。入札の経過でございますが、4 月13日に指名業者に設計図書を渡しまして、入札を4 月28日に執行いたしました。入札の結果、桜建設株式会社が1 億9,509万円で落札いたしました。

次に、工事の概要を3 ページに記載してございますが、工事の場所は日野市神明三丁目2 番地でございます。工事の内容でございますが、鉄筋コンクリート造、4 階建校舎の内外部の改造と耐震補強を行うものでございます。改造延べ床面積は1,571.10平方メートルで、耐震補強箇所は10カ所でございます。改造箇所及び耐震補強箇所につきましては、4 ページ、5 ページの添付図面のとおりでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第50号、日野市立日野第七小学校校舎大規模改造建築及び耐震補強工事（第一期工事）請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第51号、日野市立日野第八小学校校舎大規模改造建築及び耐震補強工事（第三期工事）請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第51号、日野市立日野第八小学校校舎大規模改造建築及び

耐震補強工事（第三期工事）請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市立日野第八小学校校舎大規模改造建築及び耐震補強工事（第三期工事）の請負契約をするもので、地方自治法第96条第1項第5号及び日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

入札の結果、1億8,585万円で拓栄建設株式会社が落札いたしました。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 議案第51号、日野市立日野第八小学校校舎大規模改造建築及び耐震補強工事（第三期工事）請負契約の締結につきまして御説明申し上げます。

契約金額は1億8,585万円でございます。契約の方法は指名競争入札でございます。工期は契約の翌日から平成11年1月29日まででございます。契約の相手方でございますが、東京都八王子市下柚木1505番地、拓栄建設株式会社代表取締役千葉清次さんでございます。

2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。入札の経過でございますが、4月13日に指名業者に設計図書を渡しまして、入札を4月28日に執行いたしました。入札の結果、拓栄建設株式会社が1億8,585万円で落札いたしました。

次に工事の概要でございますが、3ページに記載してございますが、工事場所は日野市三沢200番地でございます。

工事の内容でございますが、鉄筋コンクリート造、3階建校舎の内外部の改造と耐震補強を行うものでございます。改造延べ床面積は1,697.21平方メートルで、耐震補強箇所は10カ所でございます。

改造箇所及び耐震補強箇所につきましては、次の4ページ、5ページの添付図面のとおりでございます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 八小の三期工事で落札金額が書いてあるんですが、予定価格は幾らであったのかということを明らかにすることはできますか。

○議長（馬場繁夫君） 総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 現時点では、予定価格につきましては公表いたしております。

せん。落札価格につきましては、管財課のカウンターのところで随時閲覧できるようにいたしております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 予定価格を公表できない理由はどういうことにありますか。

○議長（馬場繁夫君） 総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 予定価格を落札後に公表することによります弊害が幾つかございます。その点がまだ十分に検討されておりませんので、現時点では公表するというふうには考えられておりません。それぞれメリット、デメリットがございます。一部の市で公表するというふうな形で踏み切ったところもございますけれども、現時点では日野市ではまだ検討中でございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） ことし2月に中央建設業審議会が予定価格の事後公表について答申を出していますけれども、このことについては御承知ですか。

それから建設省経済局長、あるいは自治省の行政局長名で、「地方公共団体の公共工事にかかわる入札契約手続及びその運用のさらなる改善、推進について」の中でも、予定価格の事後公表、これを積極的に進めるようにという答申だと思うんですが、この内容については御承知でしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 総務部長。

○総務部長（小澤春童君） その件につきましては承知いたしております。したがって、いろいろなメリット、デメリット、それぞれ各市区でも検討しているというふうに聞いております。現在、日野市におきましても検討中でございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） これを読みますと、予定価格の事前公表についてはこれまで、予定価格が事前に明らかになると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高目となること、建設業者の見積り努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があることなどの理由から行われてこなかったと。

それからもう一つ、予定価格の事後公表については、以降の同種工事の予定価格を類推させ、事前公表と同様の弊害を誘発させるという問題が指摘されていると。これが弊

害ということだと思うんですね。

ここでは、しかしながら予定価格の事後公表については、積算基準に関する図書の公表が進み、既に相当程度の積算能力があれば予定価格の類推が可能となっているとともに、施工技術の進歩等により工事内容が多様化し、事後公表を行ったとしても、以降の工事の予定価格を類推することには一定の限界がある一方、事後公表により公正な入札の抑止力となることや、積算の妥当性の向上に資することから、予定価格の事後公表に踏み切り、具体的な方法等について検討を開始すべきであると、こういう内容なんですよ。さらに事前公表についても検討課題とすべきであると。公表の流れになっているように思うんです。

ちょっと最近の新聞を調べたんですけども、ことしになって、例えば高知県が予定価格に近い設計金額の事前公表の試験的实施を始めているとか、埼玉県では予定価格を入札後公表するとか、それから神奈川県でも予定価格の入札後の公表と設計金額の事前公表を行うとか、宮城県でも予定価格の事前公表を試験的に行っていく。あるいはさらに東京都が、汚職等防止委員会の4月31日の報告でも公表していくという、そういう方向を打ち出していますよね。新聞などの報道によると、このことによってかなり改善ができるんだという成果が上がっているというような報道もあるというふうに私は新聞等を読みましたが、ここら辺の問題について、行財政改革の観点から、私は積極的に検討すべきではないかと思うし、もちろん地元の業者を育成、保護していくという産業振興の観点も必要なわけですけども、しかし透明性と公平性を確保してむだを省くと、こういう観点からの検討もぜひ必要だと思うんです。

特に市立病院の建て替え等、大規模公共工事が近く行われるわけで、ここら辺の問題に対応するためにも、こういう問題について、とりわけ大型の事業等々についてはこういう問題について積極的に、幾つかの自治体では試行から、試験的实施から始めているようですけども、受けとめて具体化すべきではないかと思うんですが、市長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 部長がお答えしたとおりでありまして、確かにメリットというところだけを取ればいいところづくめのような感じもいたしますが、デメリットもやはりじっくり考えなければいけないということで、御意向はよくわかりますが、もう少し内部で検討をし、調査をしてみたいというふうに思います。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場繁夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略
いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付
託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第51号、日野市立日
野第八小学校校舎大規模改造建築及び耐震補強工事（第三期工事）請負契約の締結の件
は原案のとおり可決されました。

これより議案第52号、東京都市公平委員会共同設置規約の変更の件を議題といたしま
す。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 議案第52号、東京都市公平委員会共同設置規約の変更について
の提案理由を申し上げます。

本議案は、東京都市公平委員会の共同設置団体である「立川・昭島・国立火葬場組合」
が「立川・昭島・国立聖苑組合」に名称変更したことに伴い、東京都市公平委員会共同
設置規約の一部を変更するものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い
いたします。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 議案第52号、東京都市公平委員会共同設置規約の変更につ
きまして御説明申し上げます。

本議案は、ただいま提案理由にございましたように、東京都市公平委員会を共同設置
しております団体の名称変更がありましたので、これに伴う規約の一部を改正するもの
でございます。

改正の内容でございますが、新旧対照表、4 ページ、5 ページをお願い申し上げます。
共同設置団体であります「立川・昭島・国立火葬場組合」が、平成10年4月1日をもって「立川・昭島・国立聖苑組合」に名称変更したため、規約を別表のように改めるものでございます。

なお、この規約は東京都知事へ届け出の日から施行し、平成10年4月1日から適用を予定いたしております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第52号、東京都市公平委員会共同設置規約の変更の件は企画総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、企画総務委員会に付託いたします。

これより報告第2号、平成9年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告の件を議題いたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 報告第2号、平成9年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告について申し上げます。

本報告は、土地区画整理事業特別会計の東光寺上第2地区埋蔵文化財発掘調査委託及び下水道事業特別会計の百草北排水区雨水管理設委託にかかわる繰越明許費の繰越額を、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 報告第2号、平成9年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告について御説明を申し上げます。

2 ページ、3 ページをお開きいただきたいと思います。土地区画整理事業特別会計で

ございます。組合施行の東光寺上第2地区の埋蔵文化財の発掘調査でございます。3,300万円でございます。これにつきましては、国の補助金等の追加等によりまして、あらかじめ明許繰越を前提にしておりましたものでございます。

続きまして、下水道事業特別会計でございます。百草北排水区の雨水管の埋設委託、9,233万円でございます。これにつきましては、京王線の鉄道敷下を通過するために、京王帝都電鉄の方と協定を締結し、施行するものでございます。道路築造の東京都及び関係機関との調整等がかかったということで協定の締結が遅れたために繰越明許をお願いしているものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって報告第2号、平成9年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告の件を終わります。

これより報告第3号、平成9年度日野市立総合病院事業会計予算繰越計算書の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（馬場弘融君）　報告第3号、平成9年度日野市立総合病院事業会計予算繰越計算書の報告について申し上げます。

本報告は、日野市立総合病院建設に伴う設計業務委託の予算繰越について、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては病院事務長より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。市立病院事務長。

○市立病院事務長（田中政幸君）　報告第3号について御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお願いいたします。予算繰越計算書でございます。地方公営企業法第26条第1項の規定によりまして、表中、事業名にございます日野市立病院建設に伴う設計業務、並びに病院建設実施設計一部見直し業務、予算合計いたしまして1億3,363万8,000円につきまして、表の右の部分の説明にございますように、実施設計一部見直しに伴う契約期間の延長のために平成10年度へ繰り越しをさせていただいたものでございます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって報告第3号、平成9年度日野市立総合病院事業会計予算繰越計算書の報告の件を終わります。

これより報告第4号、平成10年度日野市土地開発公社事業計画の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（馬場弘融君）　報告第4号、平成10年度日野市土地開発公社事業計画の報告について申し上げます。

本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成10年度日野市土地開発公社の事業計画を報告するものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（馬場繁夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　報告第4号、平成10年度日野市土地開発公社事業計画の報告について御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。事業計画の方をお開きいただきまして、用地取得につきましてでございますが、取得面積が2,595平方メートル、取得金額、9億5,632万円でございます。

用地取得の内容であります。日野市公有地として都市計画道路3・4・14号線道路用地1,195平方メートル。その他1,400平方メートル、これは境界確定による買収、あるいは幹線2-13号線等によるものであります。

補償費につきましては、都市計画道路3・4・14号線路線絡みの物件移転補償でございます。

測量費は公有地取得に伴う測量費でございます。

次に用地売却でございますが、面積が3,785.61平方メートル、売却金額は6億6,226万4,000円であります。この内容は、都市計画道路3・4・14号線道路用地分340平方メートル、平山緑地分2,461平方メートル、市道幹線2-21号線及びL9-6号線道路用地分28.79平方メートル、合わせまして2,829.79平方メートル。

それから代行用地の売却が、国道20号バイパスの用地であります。955.82平方メー

トルを見込んでおります。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって報告第4号、平成10年度日野市土地開発公社事業計画の報告の件を終わります。

これより報告第5号、平成10年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君）　報告第5号、平成10年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告について申し上げます。

本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成10年度財団法人日野市環境緑化協会の事業計画を報告するものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（馬場繁夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君）　それでは報告第5号、平成10年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画につきまして御説明を申し上げます。

1ページ目をお開きいただきたいと思います。財団法人日野市環境緑化協会は設立以来10年目を迎え、この間、春と秋の緑化月間を通しての草花や苗木の市民配布、緑化の普及啓発に関する講習会、緑の写真展等の自主事業と、公園緑地の維持管理、花壇の植えつけ、市の花・菊の育成と普及などの日野市からの受託事業を行ってまいりました。

平成10年度の当協会の緑化推進に関する事業につきましては、普及啓発事業、事業活動、あるいは調査研究及び受託事業で、一般管理費2,138万3,000円を含めまして、予算総額は6,963万6,000円でございます。前年比では544万4,000円で、7.3%の減になっております。

財源の主なものは、基本財産3億円の運用収入と、市からの助成収入及び受託事業収入でございます。基本財産運用収入は150万円で、前年度と同額でございます。市からの助成金につきましては3,789万円で、対前年比は134万8,000円の減になります。

なお、去る3月3日の日野市環境緑化協会理事会において平成10年度の事業計画及び収支予算案が承認され、決定を見ております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって報告第5号、平成10年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告の件を終わります。

これより報告第6号、平成10年度株式会社日野市企業公社事業計画の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 報告第6号、平成10年度株式会社日野市企業公社事業計画の報告について申し上げます。

本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成10年度株式会社日野市企業公社の事業計画を報告するものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。企画部長。

○企画部長（横島英紀君） それでは報告第6号、平成10年度株式会社日野市企業公社の事業計画の報告につきまして御説明をいたします。

2ページをお開きいただきたいと存じます。事業名、自動車駐車場運営事業から生ゴミ分解器埋設事業まで6事業につきましては、企業公社の自主事業でございます。特に前年度と変わったところはございませんが、自動車駐車場運営事業で駐車場が1カ所ふえ11カ所に、台数で8台ふえ155台の運営となります。

次に、乗鞍高原日野山荘管理運営事業から日野市海の家運営事業まで、10の事業につきましては受託事業でございます。このうち、今年度は新たに豊田市民ギャラリーの管理運営事業と日野市海の家運営事業の2事業を市から受託することになりました。また、昨年度受託いたしました放置自転車事業と駐車場事業6,816万2,000円でございますが、これにつきましては市と協議の結果、市の直営となりましたので、今年度から事業がなくなりました。

次に、本社部門の運営経費につきましては人件費や物件費でございますが、5,050万8,000円で、前年度に比較しまして631万円の減となっております。これは企業公社の効率化とスリム化による人件費、本社社員3名の減によるものでございます。

事業計画合計4億4,712万円で、前年度に比べ6,112万9,000円の減となっております。

これは御説明をいたしました放置自転車事業と駐輪場事業の受託がなくなったことによるものと、これらに伴う本社部門の運営経費のうち人件費について、事業に見合った社員の削減をいたしましたものでございます。

以上、平成10年度株式会社日野市企業公社の事業計画の報告でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。小島久君。

○10番（小島　久君）　2点ばかり確認をしておきたいと思います。

ただいまの説明ですと、いわゆる放置自転車の対策事業費、関連して駐輪場の運営事業費、合わせて6,000万円強ということでございます。なぜ公社から直営に戻したか。何か理由があると思うんですけれども、その理由を1点お聞かせください。

それからもう1点でございます。説明いただきました2ページの中の、いわゆる自転車駐輪場運営事業911万3,000円ということで、日野駅西の駐輪場、豊田駅南の第4駐輪場、合わせて870台、これが自主事業として行っていると、こういう御説明でございます。実際にはそのほかの駐輪場として豊田駅の北口とか、高幡の駅前の駐輪場だとか、こういう駐輪場があるにもかかわらず、それらの駐輪場は他の業者に恐らく委託しているということになっていると思うんです。なぜ企業公社で一括して運営ができないのか。

その2点について伺っておきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　企画部長。

○企画部長（槇島英紀君）　1点目の、いわゆる放置自転車の関係と、公社から市の直接委託に切りかえたということでございますけれども、一つは昨年度、公社の方で受託をいたしまして、公社もここで3年目になるわけでございますが、一応公社の受託事業についての見直しをいろいろ検討させていただきました。特に企業公社の市からの受託につきましては、地方自治法第243条による公の施設、こういうものを中心に受託をしていこうと。それ以外のいわゆる単純労務的なものにつきましては、なるべく民間活力という意味を含めまして、市の方で直営して民間の方にお出しをしようというような協議をいたしましたわけでございます。

またもう一つは、行財政改革の中で、いわゆる民間委託と公社委託の単価の差、また今までもいろいろと御議論いただきましたので、見直しの中で、市が直営によって経費の節減も図り、協議の上、市の方が実施するということになったわけでございます。

それから2点目の駐輪場、日野駅並びに豊田駅ということで、ほかの部分はということでございます。これにつきましても、いわゆる駐輪場関係については市と公社という

管理の方法がございすけれども、全体をあるいは公社、あるいは市の方でやるのか、そこら辺については今後十分協議をした中で、公社の自主事業としてやっている部分と市が独自でやっている部分がございすので、その辺については今後検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございす。

○議長（馬場繁夫君） 小島久君。

○10番（小島 久君） 説明をいただいたんですが、どうもピリッとしなないということで、納得しかねるわけでありすけれども、別の機会に譲ります。ぜひひとつ、よりよい運営ができるように配慮していただきたい。申し上げて、終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって報告第6号、平成10年度株式会社日野市企業公社事業計画の報告の件を終わります。

これより報告第7号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（馬場弘融君） 報告第7号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について申し上げます。

本報告は、庁用車2件の事故による和解の締結及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（馬場繁夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 報告第7号、議会の指定議決に基づき専決処分いたしました事項の報告について説明を申し上げます。報告事項は2件でございす。

1件目でございすが、2ページをお願いいたしたいと思ひます。日野市神明一丁目12番地の1、日野市役所地下駐車場の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定についてでございす。

事故名は、日野市神明一丁目12番地の1、日野市役所地下駐車場の事故でございす。和解の相手方は日野市旭が丘四丁目6番地の19、宇佐美芳江様でございす。事故発生状況は、平成10年2月21日午後1時5分ごろ、水路清流課職員が選挙事務の応援で地下駐車場に駐車させた庁用車のドアを開けて探し物をしているとき、強風にあおられましてドアが隣に駐車していた相手方の車両に接触し、損傷させたものでございす。損害

賠償額は4万3,050円で和解が成立いたしましたので、平成10年4月10日に専決処分させていただいたものでございます。

2件目につきましては、建設部長より説明申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） 建設部長。

○建設部長（清水啓治君） 2件目につきまして御説明申し上げます。日野市大字石田326番6地先路上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定についてでございます。

事故名でございますが、日野市大字石田326番6地先路上の事故でございます。場所につきましては新井橋の下流の右岸でございます。和解の相手方でございますが、埼玉県入間市下藤沢365番地の28、石井昇様でございます。事故発生の状況でございます。平成10年3月18日午後2時40分ごろ、水道工務課職員が庁用車を運転中、道幅の狭い箇所に対向車に道を譲るため停止をした相手方車両後部に車間距離の不足により追突し、損傷を与えたものでございます。損害賠償額については17万1,255円で、車両の修理代でございます。専決処分を平成10年4月10日にさせていただきました。

よろしく願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） なければ、これをもって報告第7号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を終わります。

これより請願第10-17号、「消費税の減税を求める意見書」の提出を求める陳情の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第10-17号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において企画総務委員会に付託いたします。

これより請願第10-2号、人間らしく生き、人間らしく働くことを根底から破壊する労働法制全面改悪に反対する意見書の採択を求める陳情、請願第10-7号、市民生活の快適な環境を求める請願、請願第10-10号、猫の不妊手術の補助に関する請願、請願第10-16号、旭が丘一丁目の子供広場（緑地）と雑木林のみどり保全を求める請願の付託替えの件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願第10－2号、請願第10－7号、請願第10－10号、請願第10－16号の4件につきましては、委員会条例の改正に伴う所管事項の変更によって、請願第10－2号は建設委員会から生活文教委員会へ、請願第10－7号は厚生委員会から生活文教委員会へ、請願第10－10号は厚生委員会から生活文教委員会へ、請願第10－16号は建設委員会から生活文教委員会へ、それぞれ付託替えをいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、請願第10－2号、人間らしく生き、人間らしく働くことを根底から破壊する労働法制全面改悪に反対する意見書の採択を求める陳情、請願第10－7号、市民生活の快適な環境を求める請願、請願第10－10号、猫の不妊手術の補助に関する請願、請願第10－16号、旭が丘一丁目の子供広場（緑地）と雑木林のみどり保全を求める請願の件は生活文教委員会へ付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。御苦勞さまでございました。

午後5時36分 散会

6 月 11 日 木曜日 (第 2 日)

平成 10 年
第 2 回定例会

日 野 市 議 会 会 議 録 (第 13 号)

6 月 11 日 木曜日 (第 2 日)

出 席 議 員 (30 名)

1 番	中 野 昭 人 君	2 番	清 水 登志子 君
3 番	奥 野 倫 子 君	4 番	菅 原 直 志 君
5 番	出 沼 恵美子 君	6 番	名 取 美佐子 君
7 番	秋 山 薫 君	8 番	佐 藤 洋 二 君
9 番	手 嶋 精一郎 君	10 番	小 島 久 君
11 番	中 谷 好 幸 君	12 番	佐 瀬 昭二郎 君
13 番	森 田 美津雄 君	14 番	執 印 真智子 君
15 番	江 口 和 雄 君	16 番	沢 田 研 二 君
17 番	田 原 茂 君	18 番	宮 沢 清 子 君
19 番	小 川 友 一 君	20 番	奥 住 日出男 君
21 番	竹ノ上 武 俊 君	22 番	板 垣 正 男 君
23 番	一ノ瀬 隆 君	24 番	内 田 勲 君
25 番	夏 井 明 男 君	26 番	馬 場 繁 夫 君
27 番	黒 川 重 憲 君	28 番	土 方 尚 功 君
29 番	福 島 盛之助 君	30 番	小 山 良 悟 君

欠 席 議 員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市 長	馬 場 弘 融 君	助 役	小 俣 雅 義 君
助 役	河 内 久 男 君	収 入 役	落 合 豊 君
企 画 部 長	楨 島 英 紀 君	総 務 部 長	小 澤 春 童 君
市民生活部長	宮 本 寿 君	環境共生部長	笹 木 延 吉 君
まちづくり推進部長	堀之内 和 信 君	建 設 部 長	清 水 啓 治 君
福祉保健部長	高 野 英 男 君	病院事務長	田 中 政 幸 君
教 育 長	有 元 佐 興 君	学校教育部長	米 倉 幹 雄 君
生涯学習部長	松 橋 瑛 子 君	学校教育部参事	伊 藤 敏 君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局 長	田 中 正 美 君	次 長	中 野 修 君
書 記	山 田 二 郎 君	書 記	田 倉 芳 夫 君
書 記	堀 辺 美 子 君	書 記	高 野 賢 司 君
書 記	立 川 智 君	書 記	萩 原 誠 司 君
書 記	大 沢 百 代 君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所 長 関 根 福 次

速記者 本 間 ムツ子 君

議 事 日 程

平成10年6月11日(木)

午 前 10 時 開 議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時05分 開議

○議長（馬場繁夫君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員27名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問1の1、「地域福祉のネットワークづくり」其の後の進捗状況について問うの通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

〔20番 登壇〕

○20番（奥住日出男君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回のテーマは2回目になりますけれども、御案内のように、介護保険の導入に関するいろんな動きがございまして、高齢者を取り巻く環境が大変急変をしてきているという、こんな状況がございまして、2回目でございますけれども、こちらの方も急いで質問をしていきたい、こんなふうに思います。ひとつ御答弁の方はわかりやすく簡潔にお願いをしておきたいというふうに思います。

前回、私、一般質問で「地域福祉のネットワークづくりの推進について」というテーマでもって行政側のお考えをお伺いしたわけでございますけれども、その後、それに向けての事業の展開、あるいは現在も着々と整備が進んでいるという、こういうこともすべて承知しておりますけれども、しかしながら、まだ市民には大事なセンターというものが見えてこない。いわゆる仕組みというか、有事のときに、どこへ、だれに相談に行ったらいいのかよくわからない、こういう問い合わせが大変多くなってまいりました。前回申し上げましたように、高齢者、障害者が安心して暮らせるまちづくり、これは当然ながら保健・医療・福祉、こういった連携が大変大事であるわけでございますけれども、行政組織内の連携も着々と整備がされてきている。いわゆる組織改正等々によって、こういったことは見えてきておりますけれども、行政と地域の諸団体、こういった連携が大変重要になってきております。

現在、こういった保健・医療・福祉の関係に携わっている組織として行政に関係するのでは、社会福祉協議会、それから福祉事業団、女性社会事業協会等々があるわけです。また、非営利団体としては、地域ケアの研究所とか、Beすけっと等々、あるわけです。さらには自主的な、未認可も含めて多くの団体が市内には存在しているということは御承知のとおりでございますけれども、こういった組織と行政との連携プレーは、当然行われているわけでございますけれども、市民にとって、その窓口がよくわからない。例

えば私、これは一例ですけれども、過日、ある女性の方から、Beすけっとの黄色い印刷物が入りまして、それは案内だったんですけれども、こういうものが来たんですけれども、これは何ですか、という電話がありました。そこに書かれていることをよく読んでください。そのとおりです、と、大変私も冷たい、知っている方でしたから、話をしたんですけれども、読んでよくわからない。説明に来いということで、私もよく承知していないんですけれども、知っている限りの範囲で説明したんですけれども、なかなかそういう、関心のある方はいいんですけれども、有事のときに問題がないと、そういったテーマというか、そういうところにタッチできない。こんないろんなことがございます。それで、市民サービスの拠点を整備するという観点から、市内の各種団体とのネットワークづくりを図る施策を推進してほしいという、前回、こんな内容の質問をさせていただきました。

今、日野市の高齢者福祉施策の一例、これを私なりに整理しますと、地域を支える拠点整備という面では、一例を挙げますと昨年、日野市立福祉支援センターが旧保健所跡に整備された。そこでは、福祉事業団がそこに入って事務を担当し、新年度から痴呆症の高齢者デイホーム事業、これはにんじんの会に委託をする。さらには、在宅介護支援センター事業としては、日社協がそれを担当する。これらは広報あるいは日社協が発行する資料によって、関心のある方はよくわかるんですけれども、民間の組織団体ということについては、一切わかっていない。今のBeすけっとの例にもよりますように、なかなかわからない。

多くの方々のお話を総合しますと、やはり高齢化時代になって、いろいろと問題が出てきている。民生委員の方もいるんですけれども、何かまだ日本人的な感覚があって、民生委員が何かを昔みたいな形で活動することには、どうも抵抗があるという家族もかなりおります。ほうっといてちょうだい。うちはうちですからというようなことがありますので、地域が支え合っていくという面では、それぞれ個々にはあるんですけれども、何か組織として一本化できていない。こういうことから、今回、3点について、その後のフォローも含めて質問させていただきたいというふうに思います。

まず、質問の1点目でございますけれども、タイトルにもありますように、行政と市内の各種団体とのネットワークづくりの進捗状況、今どんなふうに進んでいるのか。それから、当然この時代ですから、将来はこんな姿にしていきたいという、あるべき姿を描いていると思いますので、その辺のお考えも具体的にわかりやすく御説明をいただきたい。これが1点目でございます。

それから2点目は、前回の議会でもちょっと触れたんですが、今年度中に福祉事業団の事業を、ハードの面ですけれども日社協の方に移管をするという、移管というんですか、そんな内容のお話がありました。ただ、関係者によると、福祉事業団でやっておたいろんな家事援助の問題とか、こういった仕事の一つの長年の経験からノウハウというものが蓄積されている。いわゆるA会員とB会員との関係ですけれども、これがどうなるのだろうか、こんな不安を抱いている関係者もおりますので、今後、その事業内容をどんなふうに整備をしていくお考えか、これも具体的にわかりやすく御説明をいただきたいというふうに思います。いわゆる地域を支える基盤整備という面では、私も、よくよそさまへ行って勉強をさせてもらっているんですけれども、社会福祉協議会の充実というのは、かなり一般的な形であるわけですけれども、どうも日野市の内容がよくわからない。過去、日社協というと、何かどこかにぼーんと置かれているような存在で、寄附だけはするんですけれども、その内容がよく関係者以外にはわからない。したがって、福祉事業団の仕事が日社協の方に行くということですから、これもどう整備するのか、これをひとつ御説明いただきたい。

最後の3番目でございますけれども、高齢者とか障害者、年々ふえてきておるわけですが、こういった方たちが安心して暮らせるまちづくり、こういう面では、公的サービスの情報提供、大変重要なことでございます。市民が今どんな情報を知りたいと思っているのか、当然こういうことをお考えになりながら情報を提供してくれていると思いますけれども、どんな情報を流しながら、どういうふうに把握をして、どう改善していこうとしているのか、この辺も現状を含めて御見解をお伺いしたい。この3点について、しつこいようですが、わかりやすく御説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（馬場繁夫君） 奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） それではお答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目の、行政と市内の各主団体のネットワークづくり、将来のあるべき姿はどうかと、こういう御質問でございますけれども、地域福祉のネットワークづくりにつきましては、現在、高齢者サービス調整チームが、医師会、保健所、福祉事業団、社会福祉協議会、ボランティアセンター、生活福祉課、障害福祉課、高齢福祉課などの現場で働く職員により情報の公開やケース検討、制度の検討などを行いながら相互連携を図っているところでございます。

しかし、今後、市内の自主的団体や非営利団体などのネットワークが重要となってま

いりますし、そのためには、ネットワークづくりの核となるものが必要であることから、それらの位置づけを中心に検討してまいりました。考え方といたしましては、まず市内の各種団体の情報が相互に交換できること、また、市民に各種団体のサービス情報を提供するとともに、利用しやすい体制をつくることなどでございます。市ではこれらの拠点として、高幡の福祉支援センターを整備したところでございますが、具体的には、従来より課題となっておりました在宅介護支援センターを、10年度は高幡と豊田の2カ所に開設いたします。在宅介護支援センターは、高齢者に関する相談業務が大きな役割ではございますが、高齢福祉課で行っている訪問調査や、各種サービスの情報提供、保健・医療・福祉等の関係機関との調整なども行っておりますので、市内の非営利団体とも情報の交換が必要になります。また、在宅介護支援センター活動の均一を図る、水準を向上させるために、運営協議会や相談協力員制度も設置し、関係機関や民生委員、自治会を初め、非営利団体にも参加していただきまして、これらの活動を通じて実務的なネットワークができるものと思われれます。また、日野市社会福祉協議会では、民生委員、各種福祉団体を初め、非営利団体の方々などに参加していただきまして、2カ年にわたって「ふれあいのまち・ひのプラン」を検討してまいりましたが、このプランでも、地域福祉の観点から、幅広いネットワークづくりが打ち出され、その拠点の一つとして、在宅介護支援センターを位置づけております。将来の展望といたしましては、在宅介護支援センターを、民間の協力を得ながら、当面は6カ所程度設置していきたいと考えております。2000年に介護保険が実施されますと、在宅介護支援センターでは、ケアマネージャーが、高齢者の身体状況や生活環境をあわせたケアプランを作成するという仕事も引き受けることとなりますが、現在以上に地域の諸団体と連携が必要となりますし、地域ネットワークの拠点として重要な施設になるものと考えております。

それから2点目の、社会事業団と社会福祉協議会、事業内容等をどのように整備していくのかという御質問でございますけれども、日野市福祉事業団と日野市社会福祉協議会の事業内容等の整備についてですが、市の考え方といたしましては、福祉事業団には福祉施設の運営管理をしてもらい、社会福祉協議会には在宅福祉を中心とした幅広い地域福祉を受け持ってもらいたいと考えております。具体的には、つばさ学園、はくちょう学園、浅川苑などの施設運営は日野市福祉事業団が行い、現在事業団が実施しております在宅老人ケア事業、老人給食事業、老人見舞い電話等のいわゆるソフト面の事業につきましては社会福祉協議会に移し、「ふれあいのまち・ひのプラン」などとの連動をさせて、在宅福祉全体の連携を図っていかうとするものでございます。社会福祉協議会

では、地域の方々やボランティアの協力を仰ぎながら、さまざまな事業を実施しておりますが、特に近年は、全国社会福祉協議会が、事業型社協の方向を打ち出して以来、総合的な福祉相談活動やケアマネジメント、また公的福祉サービスの積極的な受託及び柔軟な運営、さらには多様なニーズへの即応と住民参加型サービスの開発推進、さらには生活支援活動、ネットワーク活動等への取り組み、福祉コミュニティの形成と、このようなことを目標として事業の展開を始めているところでございます。東京都の地域福祉推進計画、日野市の保健福祉計画に対応した市民の活動計画として「ふれあいのまち・ひのプラン」を策定し、その中でも、一つとしては地域に密着した各種相談事業、二つ目として地域生活支援事業としての見守りとか、輸送サービス、3番目として市民参加によるミニミニふれあいのつどい、先日の日曜日にも行われましたけれども、福祉まつり、それから障害者の運動会、さらに4点目として高齢者、障害者、児童などの施設との交流、共同事業など、具体的な事業展開を図ることとしております。このような社会福祉協議会の活動は、福祉事業団の三つの事業を組み込んでいった方が効率的であり、今後の事業展開を考えた場合には、地域との連携やマンパワーとの確保なども有効になると、このように考えているところでございます。

次に、3点目の情報提供につきましてでございますけれども、現状では、70歳以上の高齢者に「お年寄りの暮らしと生きがい」という、高齢者にもわかりやすく編集したパンフレットを送ってございまして、また窓口にも用意しております。また、障害者には毎月、障害者相談事業を実施してございまして、その他5名の相談員が常時、相談を受けるシステムもございまして、障害福祉課に詳細はお問い合わせをいただきたい、このように考えます。

現行の制度につきましては、市役所の福祉保健部、各支所、福祉関係職場の方で一定の情報は提供できる状況になっております。今後、先ほども申し上げましたように、在宅介護支援センターが地域の福祉情報を提供できる施設として市民に活用いただけるものと、このように考えているところでございます。高幡の在宅介護支援センターには、既に開業しておりますけれども、豊田はこの6月中旬に開業する予定でございます。広報等でこれからの開業を市民にお知らせするとともに、併設された介護用品の展示なども案内していきたい、このように考えております。この在宅介護支援センターが各地域にできていきますと、市民への情報提供は充実してまいります、それまでは福祉に関する御相談、どこへ行けばいいのかわからないというような場合には、民生委員さんや近くの福祉関係職場に連絡していただくということをお願いをしたいと思います。また、

大変申しわないことですが、さらに詳細なことについては、市役所にお電話をいただき、私どもが御案内をいたすと、このような考えでありますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 奥住日出男君。

○20番（奥住日出男君） ありがとうございます。

何点が再質問をさせていただきたいと思います。全体的には、今部長がお答えいただいたような形で我々は理解するんですけども、問題は、市民の方が、そういった内容がよくわかっていない。例えば1点目のネットワークづくりの問題、こういう体制は必要だよと言いながら、まだどうも話し合いがあったのかどうか、その辺のところがよく見えないんですね。ですから、例えば女性社会事業協会、それから福祉事業団、その他にも民間のいろんな団体が同じような仕事をやっているわけですね。例えばデイホームならデイホーム、家事援助なら家事援助をやっているんですけども、それが一生懸命やっただけで割には、市民の方がどうもよくわからない。市外の方に、昭島とか八王子とか立川の方にそういったことを求めて出ていく方がかなりいらっしゃる。こんなことも承知しているわけですけども、せっかく市内にそういったところがあるわけですから、この辺も、もっと具体的に推進をしていただきたいというふうに思います。今ずうっと説明を聞いていて、私は私なりにわかるんですが、それを今の内容を市民の方にそのままダイレクトにお話をされて、果たしてどれだけの方が理解できるかということになると、部長の御答弁はわかるんですけど、何かもう少し具体的に説明できないかなというような感じがいたします。これはここでやりとりしてもしょうがないので、私もそれなりに考えながら、御相談をさせていただきたいというふうに思います。

今「ふれあいのまち・ひのプラン」ですか、日社協がやったというね。これは私もいただいたんですが、これは何部印刷して、どういうところにお配りになったのか、これをちょっと教えてください。かなりの立派な冊子ですから、そんなに数はつくっていないと思うんですけども、配布先、それからどれぐらいお金がかかったのか、これをちょっと教えていただきたいというふうに思います。

それと2番目の福祉事業団と社会福祉協議会の仕事の内容、いわゆる施設運営は福祉事業団がやるという、今御答弁ですね。で、社会福祉協議会の方も、事業型というふうになってきているから、できるだけ事業を積極的にやるということですけども、そうなりますと、施設運営だけになりますと、事業団の方の中身ですね、今度は、体制、い

わゆる人の面とか、その辺がどうなるのか。人が減るのか、ふえるのか。ふえることはないんでしょうけれども、以前、福祉事業団のことについて質問したときに、私も人件費のことで、6割ぐらい人件費を取っていましたから、このまま進んだら大変なことになりますよというふうに質問したんですけれども、人の面はどうなっていくのか、この辺をもう一度お答えいただきたいというふうに思います。

それと公的サービスの情報提供ですけれども、実際にはいろいろとこれからやりたいということですが、いろんなことを今市がやっている。民間の諸団体もいろいろとやってくれている。しかしながら、せっかくのこういうサービスが有効に活用されないというのは、やはり知らないということですよ。市民の方が知らない。知っていれば全然問題ないんですけれど、知らないものだから、だんだん問題が深刻化しちゃって、どうしたらいいんでしょうか、どこへ行ったらいいんでしょうかということになる。ですから、これからやっていただくのは結構なんですけれども、それじゃあ、今までですね、市民が先ほども言ったように、今どんな情報を知りたがっているのかという、こういう面について、担当部局としてはどんなふうにお考えになっているのか。当然、広報等でもって情報が提供される場合もありますし、違うパンフレットで提供される場合もありますけれども、広報なんかの反響を見ても、せっかく市長が変わったんだから、広報も少し変えたら、というような声もかなり多く聞きます。タイトルは変わりました。あの文字だけ変わりましたね。「広報ひの」というのが、文字は変わりましたが、たまにはカラー刷りもいいんじゃないか、お金がないからちょっと無理かなという、市民の方が自分で提案しておきながら、すぐそこで自問自答して、お金がないからだめかと、こんなふうになっているんですけれども、もう少し広報を使って、何かそういう福祉の面なら福祉の面だけのコーナーを設けてもいいんじゃないかなと。目にとまるというような、こういった情報の提供の仕方いろいろと考えているんでしょうけれども、どうもまだはっきり見えてこない。私どもも、市民の方からいろんな情報を提供していただいて、あるいはまた知っていることは提供しながら、御相談を受けたときに、自分の知っている範囲でお答えしているんですけれども、それでもやっぱり、担当部局の方にいろいろとお聞きをするということが多々ございます。私どもは、そのまま来てお聞きすればそれでいいんですけれども、かなり悩んでいる方が最近非常に多くなってきている。したがって、この公的サービスの情報提供、本当に市民が知りたがっている情報、よくお考えになって提供していただきたい、こんなふうに思います。

3問の質問をしたんですけれども、それなりにわかりますけれども、それぞれの内容

によって、どうもまだずばりお答えをいただいていないような気がしますので、大変失礼だと思いますけれども、まず1点目のネットワークづくりの推進、これは冒頭申し上げましたように、介護保険の導入に向けての準備段階で、ことしの2月に、そういったいろんな団体に、今度事業化になりましたから説明をして、4月からこのようにやるよと、わずか2カ月しかなかったですね、説明から。私、この件を質問したのは、もう2年ちょっと前ですから、相当の時間がたっていますので、そのときも、積極的に進めるということですから、当然かなりの絵はかいてあるのではないかなと。お忙しいのはわかりますけれども、うまく活用するための、拠点は拠点でいいですね。福祉保健部が窓口になってやればそれでいいんですけれども、もう一度ネットワークづくりの状況ですね、推進について、具体的に、できれば年内にこんな形で進めたいとか、何かお答えできたらいただきたい。

それと福祉事業団については、今申し上げましたように、人の問題はどうか。運営ですね。この辺もお聞きをしたいと思います。これはいつですかね、4月20日で、これは全議員に配られたと思うんですけれども、「日野市立福祉支援センター」というタイトルで、このように進めますということで、休日歯科応急診療は昨年12月にスタートしているんですけれども、この中の資料を見ると、福祉事業団が事務室に入るという、生活・保健センターから移転して事務室に入るという、それだけなんです。ですから、事務担当だけだったら、そんなに人は要らないなと。今のお話でも、施設運営だけですから、そんなに人は要らないでしょうと。人の件はどうか、ちょっとそれをお聞きしたい。

それと社会福祉協議会でございますけれども、あそこで事業をやるわけじゃないんで、それぞれ福祉支援センターの方で在宅介護の支援センター事業もやるし、6月からは豊田の田中医院ですか……（「田中医院」と呼ぶ者あり）田中医院ですよ。たしかあそこでやるというふうに聞いていますから、それはそれでいいんでしょうけれども、日社協のあの本部を、もう少し駅のそばとか、あるいはこの役所のそばとか、将来的に建て替えて、一つの福祉の時代の拠点みたいな形につくり上げていったらどうかと。これはお金があるないは別にして、こういうことも市民の方から見れば、ああ、動きがあるなということで見えてくるんじゃないか。馬場市長が昨年就任したときに、これからは見える姿勢を推進していくんだということを庁内放送で述べられております。私も全く同感でございますので、市民の方というのは、難しいことというのはなかなか嫌うんですね。簡単に目で見て動きがわかるような、こういったことを大変望んでいますので、

行政の方も、そういった面の動きも、ひとつ将来的にどんなふうな姿にしていくべきなのか、もう一度それをお答えいただきたい。

それから、情報提供の面では、ある程度わかりました。ただ、今部長が最後に、大変申しわけないけれども、これからそういった情報については、きちっとやっていきたいということですから、それはそれなりに理解しますけれども、やはり、せっかくのサービスが提供されているのに、それを知らないということですね。これは大変残念なことですので、ぜひ情報提供のあり方についても御一考いただきたいというふうに思います。

再質問の件で、簡単でいいですから具体的に、わかりやすくお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（馬場繁夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） まず最初に、具体的に御質問のありました、社会福祉協議会の方で2年をかけてつくってまいりました「ふれあいのまち・ひのプラン」の印刷部数等の御質問がございましたので、その件をまず最初にお答えをさせていただきたいと思います。

印刷につきましては、1,000部印刷をしたということでございます。予算的にはちょっと承知しておりませんで申しわけございませんけれども、後日御連絡をさせていただきたいと思います。配布先でございますけれども、福祉関係の職場、議員の先生方にもお配りしたと思います。それから民生委員さん、さらには非営利団体等に配布したと、こういうことでございますので、御理解をいただきたいと思います。

それでは、1点目のネットワークの問題でございますけれども、いろいろと考えてはおりますけれど、なかなか難しい点がございます。これが、ただ行政が音頭を取って連絡調整を図ろうといっても、なかなか難しい面もございますので、先ほど申し上げましたように、社会福祉協議会でも、例えば福祉まつり等では、それらの団体が皆参加をして、各種事業に協力しているわけでございますから、こういうようなところを通じて、横の連絡をさらに強めていきたいというふうに思っております。

また、介護保険の導入に向けての問題につきましては、5月1日に、庁内組織でございます介護保険制度の推進のプロジェクトチームもつくりまして、その中の部会、組織検討委員会等では、これからのサービス提供機関等への外部機関との連携をどうしたらいいか、こういうような問題もるる検討し、実施に移していきたい、このように考えております。まだまだ不十分でございますけれども、さらに一層の努力をしていきたい、

このように考えます。

それから、2点目の事業団と社協との関係でございますけれども、御案内のとおり社会福祉協議会、昭和26年でしょうか、当時の戦後のいろいろな貧困な時代からスタートしまして、募金活動であるとか、そういうような形のものが中心に来ていたと思います。その意味からすると、社会福祉協議会の事業内容が見えないというような感じを受けるのかもしれませんが、体力のない団体、こういうような印象もあったと思いますけれども、そのようなところから箱物の運営を事業団に移したというようなことも言えると思いますし、またさらには、ソフト面の家事援助サービス事業を事業団が運営した、こういうような経過もあるんじゃないかというふうには思いますけれども、先ほども御説明しましたように、これから社会福祉協議会もさらに前進をして、事業型社協になっていかなければいけない、こういうような大きな目標もあるわけでございます。そういうような中で、市としても、事業団と社会福祉協議会の仕事をひとつ整理をしていこう、これからの時代に合った形にしていこうというようなことで、先ほど御説明したような形で現在進んでいるところでございます。

事業団が現在やっている3事業を日社協に移すという問題については、メリットもあるでしょうし、またデメリットもあるんじゃないかと思いますが、幾つか考えられることとすれば、新しい事業を展開するというような場合、事業団でやる場合には、市の委託でやる、市の主導型でやっていくと、こういうことになろうかと思いますが、社会福祉協議会であれば、住民が主体というようなことになりますので、それなりの民間資金の導入とか、いろんな施策が講じられますので、いろんな福祉が可能になってくるというふうに考えられます。財政面からいけば、事業団の場合には当然委託金を中心でございますが、社協の場合には会費、国の補助、都の補助、さらには寄付金、賛助金、各種団体の助け合い等の基金も有効に活用できるだろうというふうに思います。それから運営面の関係からいきますと、これは介護保険の導入という問題からいろいろと見直す必要があるというふうに出てきたわけでございますけれども、家事援助サービスを考えてみますと、B会員も保険料を支払うと申しましょうか、徴収するということになるかと思いますが、保険が適用されるというようなことになると、そのサービスを受けられるわけでございますので、こちらを脱会するという方も出てくるんじゃないかと、こんなふうに考えるわけでございます。これから介護保険はる詰めていかなきゃいけない問題がありますけれども、保険の範囲でするのか、それから横出しと申しましょうか、ボーダーのラインがあるわけでございますが、これらを市がどう対応していくか、

こういう問題も出てくるというふうに思います。それらを考えますと、今持っているノウハウを持ったまま社会福祉協議会の方に引き継ぐことによりまして、幅広い福祉活動ができてくるのではないかと、このように考えます。

具体的に人員はどうするのかという問題がございました。これは現在、3部局で今話し合いを詰めているわけでございますが、福祉事業団に籍を置くと申しましょうか、採用されている職員がいるわけでございます。これを社会福祉協議会に役所の異動みたいに動かすわけにはいきませんので、どういう形で待遇面もあわせて考えていくのが、お互いに理解を得られる範囲なのか、この辺を詰めていきたいと思います。いずれにいたしましても、三つの事業を移すということは、それなりの人員を事業団は削減し、社会福祉協議会の方はふやしていかなければできない、こういうことになろうかと思います。さらにこの事業を移していくということについては、窓口の一本化ということで、市民にもわかりやすくなる、こういうことが言えるのではないかと、こんなふうに考えるところでございます。

それから、3番目の情報提供、こういう問題でございます。御指摘のとおり、あらゆる情報を市民にあらゆる機会を通じて提供していかなければいけないわけでございますが、御案内のとおり、なかなか自分がそういう境遇と申しましょうか、対象にならないと、いろんなお知らせを見ていただけないといえますか、そういうような事情もあるわけでございますので、くどいと申しましょうか、二重、三重に施設での情報提供、または広報等での提供、パンフレット等の配布、こういうような形のものを重ねていかなければいけないのではないかと、こんなふうに考えております。まだまだ不十分な点がありますけれども、この点についてもさらに充実を図っていききたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 奥住日出男君。

○20番（奥住日出男君） ありがとうございます。

これからの大きな課題でございますので、ぜひ積極的に推進をしていただきたいというふうに思います。我々、ただ行政側に要請をするだけじゃなくて、自分たちとして何ができるかということも、これからの時代、大変重要なことになっているわけです。阪神大震災が発生して、その後、いろんなところで、いろんな方から、そういった体験談なり、あるいは勉強させていただきました。いわゆる地域社会の中で、市民がどう助け合っていくのか、どう支え合っていくのかという、このネットワークづくりが今、日野

市だけじゃなくて、どこでも重要なんですが、幾ら行政サービスが充実しても、そういう方たちが支え合おうという気持ちがないと、なかなかそれがうまくいかない、こうい
うことで、市民の主體的な参加と行政サービスが結びつくと。そのために、我々地域で
どうしたらいいかなということを今、私どもも考えているわけですが、例えば高齢
者がたまたま私どもの地域は、日野市の平均より高いんですね。14%ぐらいになってい
ますから、65歳以上の方が。ですから、そういう方たちをリストアップをして、いろん
な面で支え合う核づくりをしようという今プランを持って進めているんですけれども、
我々、地域で進めているんですけれども、これは何も福祉だけでなく、ごみの問題
とか、あるいは防災の問題とか、そういう面で以前、コミュニティづくりという小学校
区の提案がございましたけれども、どうもあれも消えたようでございますので、何とか
地域で、要求するだけでなく、自分たちでもできることをやろうよということで、
今進めています。

したがいまして、行政は行政なりに、こういったネットワークをきちっと整備をして
いただければ、そういったパイプを通じて、本当に市民が安心して生活ができる、こん
な自分たちでできるネットワークづくりも今検討を加えております。ぜひ、行政側の方
にも、そういった面をしっかりと整備していただいて、市民が安心できるようなことを
進めていただきたい。お金をかけるのが能じゃございませんので、やはり、こういう時
代には、本当に一人一人の支え合うという気持ちが大事ですから、何とかしてこれも進
めていきたい。特に近年の動きとして、定年を迎えた方たち、いわゆる特に男性の方が、
何をやっていいかわからないということが、かなり多く耳に入ってきています。ですか
ら、一生懸命60歳まで働いて定年になった。さあ、地域でいろいろと何かやろうかといっ
ても、何をやっていいかわからない、こんな方もかなりおりますので、そういった面も
これからはうまくチームワークをつくっていききたいというのが、今私どもが進めている
地域での動きでございますけれども、自分たちだけではどうにもならない面がございま
すので、行政側にもそういった面を手助けをいただきたいというのが今回の質問の趣旨
でございます。今部長からる御答弁いただきまして、私は私なりに整理をしていき
たいというふうに思いますけれども、最後に市長の方から、何か御見解がございましたら
お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（馬場繁夫君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　奥住議員より、地域福祉のネットワークづくり、より進めてほ
しいというふうな意味合いで、大きく三つの観点から御質問をいただいたわけでありま

す。

議員が初めにお話になりましたように、介護保険の導入がもう間近に迫って、特に高齢者福祉の環境が大きく変わりつつあると。それに対する市民の皆さんの不安がだんだん高まっているという認識は私も持っております。そういう中で、議員の御指摘のとおり、そういったこれからの地域福祉、特に高齢者の福祉を支えるセンター機能といえますか、そういうものが市民の皆さんに十分見えていないのではないかなと。そういった意味で、地域の市民サービスを支える拠点の整備がぜひとも必要ではないかというふうな御提言でございまして、よくわかるわけであります。情報提供の問題、特に民間で既にやっているいろいろな形の小グループといいますか、そういった方々の情報提供が十分でない。じかにそういった方々のおつくりになるビラが配布をされてもよくわからないというような状況がある。確におっしゃるとおりでございまして、そういった点をしっかりと行政が元締めをしまして、トータルにいろいろなサービスを受けられる組織あるいは団体をお知らせしていくということは大変重要なことだなというふうに感じた次第であります。

さらに、事業団と社会福祉協議会との兼ね合いであります。部長の答弁にもございましたように、ハード面を管理するのが事業団、ソフト面の、特にこれからの介護保険に対応し、あるいは介護保険で外れてしまうような事業面については、できるだけ社会福祉協議会の方で中心になってやっていただくというふうな考え方を持っているところであります。もちろん、議員御指摘のとおり、これまでの社会福祉協議会、どちらかといえば、民間の方から寄附をいただいて、何となく協議会的な雰囲気であったと。そういったものが自主的な事業を受け持って大丈夫なのかというふうな不安もありますし、まだこれから事業を実施していく、具体的な業務を担っていく協議会になるんだというふうな認識がまだまだ市民の皆さんに十分徹底しているとは言えない、このように思うわけでございます。そういう意味で、先ほど議員も御指摘になりました、新しいプランの冊子、あるいは便利帳等々を、社会福祉協議会の方でも一生懸命つくっておりますし、そういう中では、今私が申し上げました、民間で既にやっておられる小グループの福祉支援団体、こういったものの利用方法、あるいはどういうサービスが受けられるかというふうな情報提供もしているわけでありまして、もうしばらく時間をいただきますれば、だんだん浸透してくるのかなという認識を持っているところであります。

そういう中で、議員の御指摘の女性社会事業協会、これにつきましては、いろいろこれまでも議論があったようでございますし、特に女性センターとの兼ね合いとか、会員

によって運営をされているわけですが、その輪がなかなか大きく広がっていかないというふうな問題とか、もっと似たような団体があるのであれば、うまくトータルにとらえ直してやった方がいいのかなとか、いろいろな御意見も出ているようであります、いずれにしても、トータルにこれからの福祉事業を考える中で整理をしていかなければいけない課題があるなというふうに思っている次第であります。

それから、情報提供の問題で、広報をもっと有効に使ったらというふうな、あるいはもっと変わったらというふうなお話もございました。特に市民がどういう情報を求めているのが十分把握できていないのではないかと。そういった点で、広報の役割、むしろ広聴と言うべきかもしれませんが、そういう意味での広報のとらえ直し、そういうことが必要ではないかというふうな御指摘だというふうに思います。特に目にとまる情報、だれが見てもぱっと目にとまるような情報提供の場としての広報の重要性がこれからますます高まってくるというふうに私も認識しております。そういった意味で、既に今年度の予算ではお認めをいただきました。そして、広報の組織の大幅な変更もございまして、実は来月に多分、半ばには間に合うと思うんですが、全く装いを新たにした広報を今つくるべく検討しておりまして、そういう中で、今まで広報を余り見なかった、あるいは見ようとしなかった方が、あっ、何だこれはというふうなことが感じられるように、紙面づくりを今一生懸命考えているところでありまして、そういう中で、悩みのある市民の皆さんが、うん、これを見れば何とかなるかなというふうに感じていただけるような、特に福祉面についての紙面の充実といいますか、そういった点にも配慮をしつつ、新しい広報紙もつくっていききたい、このように思う次第であります。

いずれにいたしましても、議員御指摘のとおり、行政は家の中に、いわゆる庁舎の中にこもってしまって、こちらに市民が来ればいいんだというものではないと思います。まさに市民参加、市民参画の市政は、行政の方から出ていく、できるだけオープンに物事を公開していく、そんな市民の方々に見える、今の動きがどうなっているか、結果だけでなく、経過も見える、そんな市政の運営を心がけていかなければいけないというふうに思う次第であります。ぜひ、これからのいろんな角度で市民の皆さんとの接点として議員にもいろいろ御指導あるいは御協力をいただきたいと思います。一生懸命頑張りたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 奥住日出男君。

○20番（奥住日出男君） ありがとうございました。これでもって一般質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって1の1、「地域福祉のネットワークづくり」其の後の進捗状況について問うの質問を終わります。

一般質問2の1、日野市のごみ問題についての通告質問者、清水登志子君の質問を許します。

〔2番議員 登壇〕

○2番（清水登志子君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問を行いたいと思います。

5月の10日、日本共産党が主催いたしました「ごみ問題を考えるシンポジウム」には、市の担当者を初め、リサイクル運動を進める市民、資源回収業者、ごみ減量推進員の方など80名を超す参加がございました。市民の方からの会場発言では、日野市のリサイクルシステムについての具体的な改善提案、市民のリサイクル活動への支援、ダイオキシン発生の原因となっている塩化ビニール類の製造・販売規制や表示の義務づけ、小型焼却炉の規制など、たくさんの御意見が活発に出されました。今回の一般質問では、このごみ問題を考えるシンポジウムで出されました市民皆さんの意見を取り上げてまいりたいと思います。

まず、日野市が行っている資源回収の方法について、現在、日野市内の418カ所で、2週間に1回、9品目の資源回収が行われています。この方式は、2週間分たまった新聞、瓶、缶、ペットボトル、トレイなどを、ボックスよりも遠いところにある資源回収ステーションまで一度に運んでいかなければなりません。もし出し忘れると、さらに2週間も家にためて、今度は1カ月分を持っていかなければいけないというように、大変不便な仕組みになっています。今回のシンポジウムでも、重い物を運んでいけないお年寄り、家になかなかそういう資源物をためておくスペースがないという市民は、意識があっても協力ができないのだという指摘、また、いつもごみを出しているボックスのわきに資源回収をする、そうした箱を常設することはできないのか、また、だれもが守れるようなルールにしていくのがそもそも行政の役目ではないかと、市民だれもが協力できる資源回収方法への改善の要望がたくさん出されました。市民皆さんの意見に共通しているのは、いつもごみを出しているところに資源回収のボックスを常設して、毎週回収するという点です。6月の広報でも皆さんにお知らせが行きましたように、浅川の北側、百草団地、高幡台団地で始まりましたボックスわきの瓶回収、1回目の回収で1万310キロが回収されております。1カ所当たりの回収量も5キロ程度を予想しておりましたが、それを大きく上回る7.5キロと、大きな伸びを示しております。市民の皆さん

が指摘した、ごみを出すところで資源回収の容器を常設する、このやり方が大きな効果を生んでいるというのが実証されているのではないのでしょうか。瓶以外の資源でも展開をしていくべきではないのでしょうか。また、日野市のごみの事業の基本計画でも、ごみ収集場所での資源回収を早期に導入するという予定になっておりました。今後、日野市では、資源回収の拠点、また回収回数をどのようにふやして、市民が協力しやすいシステムにしていくのか、担当部署のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君の質問についての答弁を求めます。環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） お答えさせていただきます。

資源物の回収につきましては、資源回収ステーションを設定しまして、浅川を境に北側224カ所で第1、第3金曜日、南側194カ所で第2、第4金曜日に、9品目に分けて回収しておりますが、2週間に1度の回収になっており、住民の方々には大変御不便をおかけしております。したがって、ことしの10月より、浅川の北側地域について、モデル地区15カ所を選んで、毎週回収をしたいと考えております。15という少ない地域で始めますが、今後さらにふやしまして、少しでも出しやすくしていく考えでおります。また、資源回収ステーションは、市内418カ所であり、居住者にとって必ずしも身近な場所に設定されているわけではありません。そこでこの6月より、これは瓶に限ってですが、オレンジボックスのわきにかごを設置いたしまして、浅川の北側地域で分別収集を始めました。これはモデル地区として既に始められている高幡団地、百草団地、旭が丘地区での空き瓶回収を発展させたものですが、来年の1月からはさらに浅川以南の地域でも始め、市内全域で瓶については完全分別されることになります。また、現在、将来のごみゼロ社会を視野に入れたごみ減量リサイクルについてを基本といたしまして、早急の対策として、ダストボックスの廃止を含めて、同じ場所で缶やペットボトル等の資源回収についても、市民の皆様が協力しやすいシステムづくりを念頭に入れて検討をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） ありがとうございました。

ぜひ、市民が協力しやすいシステムに、市民の声を生かした形で取り組んでいただきたいと思います。

また、回収した資源は、業者に引き渡す前に、一定の分別作業が必要になりますが、こうした市民の協力が得られれば得られるほど回収量がふえます。この分別作業の現場

では今、加重労働や、労働環境の悪化が見られます。例えばペットボトルの分別作業、これはストックヤードの中で行われますが、このストックヤードには屋根がなく、左右の壁と床が鉄板でできているために、風通しも悪く、炎天下の夏には、かなりの高温になることが予想されます。瓶の分別作業は、やはり屋根のないところで行われております。晴れた日は炎天下にさらされ、雨の日にはかっぱを着た作業となります。また、作業台もありませんから、重い瓶の詰まったかごを上げおろしたり、また、栓を取るなどという作業は、中腰のままで続けられております。60代から70代の方が、こうした作業をされております。腰痛や健康面での心配が当然起きてくるのではないのでしょうか。

また、ボックスのわきで瓶の回収をする。この瓶を回収するときに、回収の車に積まれているボックス、箱なんです。この箱は瓶の回収専用で購入されたものではございません。資源回収ステーションで缶を回収するときに使用しているそのかごが、月曜から水曜にはあくということ、そのかごを転用しているんです。ですから、月曜日から水曜日には瓶を回収することに使用し、木曜日には空にして、缶を回収するために市内に置いていかなければいけない、こういう限られた大変過密なスケジュールでこのかごが運用されております。回収量がふえたり、収集日に祝日が入ったりすると、回収作業が追いつかない。こういう場合にも、木曜には必ず資源回収ステーション用に回さなければいけないということで、大変過密な労働になっております。

また、トレイの分別作業のところでは、トレイが飛び散らないように、壁で仕切られた中で行われるような、そういう施設になっております。回収量がふえるに従って、作業場が手狭になってきておりますが、なかなか予算がつかないということで、職員の努力で、廃材などを利用して増築が行われておりますが、それでも回収量がふえると、積み上げられたトレイの中で作業をしていかなければいけないという、足場が悪く、また風通しも悪いので、マスクはしておりますが、圧縮機から漏れ出る排気やプラスチックの粉じんを吸い込んで、人体に被害が及ぶのではないかと心配されております。市の財政が厳しいという事情はございますが、人命にもかかわることですし、当然予算の緊急的な措置で回収作業の環境整備を行うべきであると思いますが、市長の御判断を求めたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） 6月から始めました空き瓶回収により、月、火、水の3日間で、今御指摘のとおり、約10トンの瓶が集まりました。まだ始めたばかりですので、これからはもっとふえてくると思いますが、運ばれてきた瓶の分別や破碎は想像以

上に重労働でございます。今は高齢者の方々にこの作業をお願いしているところでございますが、さらに加重労働にならないよう注意し、また御指摘のあった労働環境についても、十分配慮していく所存でございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 助役。

○助役（河内久男君） 私の方から答弁させていただきます。

日野市のごみにつきましては、今まで努力をしてきたわけでございますけれども、やはり三多摩27市の中では、かなり努力のかいもなくという部分がございます。そこで、去年からことしにかけてかなり急展開をいたしまして、瓶回収でございますとか、先ほど部長が申しあげましたようなことを急展開でさせていただいております。そういうものの中で、若干、集めたものについての後の処理につきまして手おくれの部分があるのは今御指摘のあったとおりでございます。これからますます分別収集をし、資源回収化をしてまいりますと、最終的には、それを次のところに持っていくときに、もう少しちゃんとしたものにいたしませんと、回収資源のリサイクルになってまいります。そこで、もう少しちゃんとした基本的なものを今後はやってまいりますけれども、当分の間、今の中でしのいでいく、また財政上のこともございますけれども、しのぎの中でも、少しずつ手当てをしながら、市内全体への拡大をして、集めた分につきましても、今のような労働条件につきましても、もう少し改善をしていきたい、このように考えております。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 先ほども指摘いたしましたように、今この春の陽気でこれだけ無理がきている、またこれから梅雨を迎えるに当たって、瓶の作業は、かっぱを着た形で、蒸れた状態で高齢者の方が、重い物を中腰のままで作業をしろと、このまま続けろとおっしゃるのでしょうか。また、瓶の回収は、毎週回収というのは、1回目で予想をかなり大きく上回っております。これから市民の皆さんの中に定着していけば、それだけ量もふえていきます。また夏場は、当然瓶の飲料も大変売り上げが伸びますし、回収量も当然伸びていくわけです。今でさえ予想を上回っているものが、さらにこれを上回って回収されるというのは当然予想されるわけですし、今でさえ加重な労働である、想像以上の重労働であると担当の部署も言っていて、担当部署の努力では埋まらないところまで来ているのではないかと思うので、緊急の予算措置をとる必要があるのではないか。特に今回は人命にもかかわるのではないか、そういう大変な問題だと思いますので、市長の判断を仰いでいるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） もう1点御質問があるように伺っておりまして、トータルのところで私の判断をというふうにお問いかけが来るのかなというふうに思っておりまして、今2点目でございますので、1点目及び2点目について、とりあえずこの時点ではお答えを申し上げておきたいと思います。

1点目の資源回収の拠点、あるいは回収回数をふやすという問題であります。私も先ほど部長の答弁にございましたように、これからのいずれはボックスを、今のボックスをなくしていくんだという大きな長いスパンの方向性の中で、いろいろな拠点の場所の数、それから回数の増、これについては努力をしていきたい、少しずつできるところからやっていきたいというふうに思っておりますし、それには、市民の皆さんが、何といっても協力をいただかなければいけないわけでございますので、市民の皆さんが協力をしやすいような形で、またそういった形でPRも進めながら、市民の皆様の声を生かしてつくり上げていきたい。少しずつではありますが、私の言葉で言えば、じわじわとやっていきたい、このように考えております。

それから2点目の、分別作業に従事をされる高齢者の皆さんの加重負担といいますが、加重労働について、何とか予算の対応をしてほしいという御発言でございます。いろいろお話になりました、屋根がない、台がない、かごがほかのものの転用である、あるいは足場も悪い、回収量がますます今後ふえてくることが予想される、あるいは梅雨時で、特に腰の痛い方々にはつらい作業になる。よくわかるところであります。私もかつて若いころに一生懸命、酒屋をやり、配達をし、夜はかなり遅くまで、ビール瓶とか酒瓶のえり分け、回収作業をやりまして、これが一番、当時酒屋をやっているところに、私の作業の思い出の中でも一番つらい仕事であったなという認識を持っております。よくわかるところでございますので、これから他の予算面とのいろいろな整合性等を考慮いたしまして、対応できるものであれば対応したいなというふうに思った次第であります。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） ぜひ、これは人命にかかわるものですので、必ず予算措置をとっていただきたいと思います。

次に、市民が行っているリサイクル活動への支援について質問をしていきます。市民が行うリサイクルの活動は、なかなか行政では届かない、細かいところまでの市民同士のつながりを生かした啓発につながるということで、日野市のごみの減量に大変重要な役割を果たしていくと思います。ですから、市は日野市のリサイクル活動が、より積極

的に行われるような配慮、支援を行うべきです。今回のごみ問題を考えるシンポジウムでは、市民のリサイクル活動、こうしたものを進めようとしたときに、例えばフリーマーケットで、ごみになるものを減らすために、物々交換をしたい、そういうようなことに公園を使用したいと企画をしても、日野市では、1団体公園は年2回までしか使用が許されておりません。これでは市民の皆さんがリサイクル活動に取り組みたいと思っても、行政が足を引っ張る形になっています。お隣の八王子市では、市民のリサイクル活動を支援するという立場から、1公園月2回まで市民のフリーマーケットに公園が開放されており、そのことによって、他の公園使用者から特に苦情が来るといような支障は起きていません。また、立川市では、ホームレスの対策、そういう面からも、公園は積極的に活用してほしいと、地元の皆さんに制限は設けずに開放されております。市の公園条例規則にも使用回数の制限はございません。他市の状況などを参考に、市民のリサイクル活動を支援するという立場に立って、公園の使用の緩和をぜひ行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） 平成9年度にフリーマーケットが行われた公園は、日野中央公園、旭が丘中央公園、旭が丘東公園の3カ所です。ここ四、五年は、日野中央公園でほとんどが開催されております。理由としましては、庁舎専用駐車場があることが挙げられます。フリーマーケットを開催する場合、出展者が荷物を運び込むために、車を多く使うことが多い。利用者が車で来ることが多いのが現状でございます。この一方、庁舎専用駐車場は、市民会館で行われる有料の催しに来られる方の駐車場としても使われております。また、日野中央公園では、年間を通して、さまざまなイベントが行われております。これらの行事に参加される方の駐車場を確保する必要があるとともに、日程の調整が必要となります。このような状況と、一般の方の公園利用も勘案して、1団体年間2回のフリーマーケットでの公園使用を今まで許可しているのが現状でございます。ほかの2公園につきましては、地元サークル、地元団体の主催であり、駐車場の問題は特にありませんでした。また、回数制限緩和につきましては、公園使用届け、市民会館の催し物等の計画を見ながら、福祉目的、リサイクルを推進する、そのことへの支援を考え、現在の制限にとらわれず、使っていただく方向で検討いたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） ありがとうございます。

ぜひ、そのような形で、積極的に市民のリサイクル活動の支援を行っていただきたいと思います。

次に、ごみ問題を考えるシンポジウムで、「小型の焼却炉で何でも燃やされているけれども、ダイオキシンの発生が心配です。ぜひ、規制を」という意見が出されました。ダイオキシンは、塩化ビニール類を低温で焼却することなどによって発生をしております。ですから、塩化ビニール類を製造しないことが一番有効な手だてですが、日野市の生産規制、表示の義務づけを求める意見書にもかかわらず、国はいまだに塩化ビニール類の製造規制、販売規制はおろか、表示の義務づけすら行っておりません。このように、ダイオキシン発生の元栓を緩めたままで市民や自治体にその対策を押しつけても、努力にも限界がございます。根本的な問題の解決はできません。塩化ビニール類の生産、使用規制と表示義務づけをさらに強く国に働きかけていくことが求められます。また、それと同時に、現在日野市内で使用されている小型の焼却炉の使用実態をつかんで、小型の焼却炉で塩化ビニールなど有害なものを発生させる、そうしたものが燃やされて、市内各地でダイオキシンが発生するといった事態を食いとめる手だてを講じなければならないと思います。日野市での小型の焼却炉の使用実態はどのように把握をされているのか、また、今後、規制等の対策についてお聞きしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） お答えいたします。

ダイオキシン類の削減対策として、既に大気汚染防止法と廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、平成9年12月1日から施行されていますが、この法律の対象外である火格子面積2平米、火格子面積と申しますのは、焼却炉の下のお皿のことです。または焼却能力200キロ時に満たないものを一般に小型焼却炉と呼んでおります。ダイオキシン類は塩素化合物であり、塩素を含む物質から非意図的に生成されるもので、このことから塩化ビニールなどの焼却は大きな原因と言えます。そこで日野市では、当面の対応として、公共施設での使用中止、市民、事業者には、極力塩化ビニール等の使用をやめ、廃棄物の分別、リサイクルの徹底とあわせて、できる限り焼却を抑制するように、広報や電話で指導しているところでございます。この小型焼却炉につきましては、その構造上、ダイオキシンの発生実態など、技術的判断が非常に困難であり、取り扱いについては専門的な調査研究を必要としております。また、生活環境に係るダイオキシンの暴露量として、食べ物が最大であることなどから、御指摘のとおり、ダイオキシン対

策は公営的な対策が必要であり、各市で東京都に早急な検討を要請しているところがございます。東京都では、小型焼却炉対策として、使用実態及び技術的な観点から、現在検討中であり、これを待って各市と情報交換、協力しながら対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） もう一つ、市内での小型の焼却炉の使用実態の把握についてお答えを求めたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） 市内での小型焼却炉につきましては、実態はつかんでおりません。100前後ではないかと想定しているところがございます。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） この使用実態をつかんでいないというのは、使用実態がつかみにくいということでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） 家の例えば敷地の中に入って、また家庭にも持っている人がございます。そういった1軒1軒の調査が今のところ、十分にはできないというのが理由でございます。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） このように小型の焼却炉というのは、1軒1軒の使用実態をつかむのも大変難しく、ましてや、そこに規制をかけていくのは大変難しい、そういうものであるということをまず指摘しておきたいと思います。こうした生産段階でのごみの規制をしないで、ごみになったものをリサイクルなどで減らしていくという方法では、今見てきたように、大変努力にも限界があって、日野市が掲げているごみゼロの社会、これを達成することは到底できません。生産の段階でごみになるもの、処理が困難になるものはつくらせない。つくったらメーカーが責任を持って引き取って無害化の処理をする。こうした企業責任を明確にしたごみの発生抑制を、都・国の段階で行っていくことが不可欠ではないでしょうか。多くの自治体がこれまで、ごみ有料化を減量の切り札として導入をしてまいりました。どこの自治体でも、減量効果は大抵2年程度、長くもっても5年です。その後は増加傾向に転じております。そればかりか、ごみを減らそうと、先ほど出てまいりました小型の焼却炉やドラム缶などでの焼却が町中で行われて、ダイ

オキシンを発生させ、そうってから規制をしようと思っても、そうしたこともできないという、深刻な事態に陥っております。

例えば、埼玉県の杉戸町では、20年前から可燃ごみの有料化が導入され、プラスチックも可燃のごみとして有料化されたことで、町中でプラスチック、ビニール類が焼却されました。産業廃棄物処分場もほとんどないこのまちで、新生児の死亡率が県内2位という結果が出て、今ごみの有料化は、ごみ減量にとって決して有効な手段ではなく、むしろ市民の健康を害し、環境破壊を招く、そうした事態につながるのだと、今、杉戸町ではごみの無料化の運動が始められております。

生産段階での抑制やリサイクルシステムも整わない段階でのごみの有料化は、不法な投棄、焼却を促すことになり、それがやがては市民の健康を脅かす深刻な事態を招きます。そうしてから規制をかけようと思っても、先ほどもありましたように、事業所や市民がそれぞれに燃やし始めたら、実態をつかむことも規制をかけることも日野市にはできません。このような事態を招くわけにはまいりません。ごみの有料化は、ごみ減量に効果がないばかりか、ごみ問題の解決の障害となるものだと思いますが、このごみの有料化について、導入するかしないか、そういうことなく、ごみの有料化についての見解を市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） ごみ問題は、市民の皆様一人一人の協力が不可欠だと思っております。今までごみの減量を理解していただく方法が十分ではなかったと反省しております。将来の目標、ごみゼロ社会を目指して、当面するごみ減量、リサイクル等について、自治会単位などで、小さな集会に職員がどんどん出向き、話し合いを進める中から一定の方向が出てくると信じております。もちろん、ダストボックス廃止や、ごみ有料化も当然話題になってくると思いますので、今の御指摘を踏まえた中で、市民の皆様と話し合いの中から一定の方向を見つけ出したいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 3点目のダイオキシンの対策、特に小型焼却炉の数が十分把握できない。それが一番の問題点であるということ、よくわかるわけであります。特に答弁では申し上げましたように、塩素系のもの、塩化ビニール等を中心としたものを極力燃やさない、あるいはできるだけ家庭の小さい焼却炉でも燃やさないようお願いをしていくということが一番大事なというふうに思いますし、議員が後半で御指摘の、国

がそういったものをつくるメーカーに、これからはつくるのを抑制しなさい、あるいはつくらないようにしなさいという指導をするように働きかけをする、これまた当然のことです。これまでも市長会等でもやっておりますし、これからもより強くやっていきたいというふうに思う次第であります。

しかしながら、かつて国が、小さい焼却炉をどんどん自治体は率先して住民の皆さんに置いてもらうようにしなさいという、そういう指導をした経緯もございます。我が市の場合には、それに補助金まではつけなかったようではありますが、他の自治体では補助金をつけて、それぞれの小さな焼却炉を各家庭に置いていただいたというふうな経緯もあるようでございまして、この問題、なかなか難しい根がございます。ですが、そういった点をクリアしつつ、できるだけそういった危険な物質が出ないようなごみの処理の方法は、市としても一生懸命努力をしていかなければいけないと思う次第であります。

それから、ごみ処理の有料化という問題であります。一部事業ごみにつきましては、有料化が進められているわけでもありますけれども、家庭から出すごみについては、私は現時点では有料化ということは頭に考えておりません。しかしながら、いろいろな角度から分別あるいはリサイクル、企業努力、市民の努力も含めて、いろいろな行動を全部した暁に、あるいはこの有料化というものが出てこないということまでは言い切れませんけれども、現状では有料化を考えてはいないということを申し上げておきます。その際に、実は千葉市の「江戸のリサイクル事情」という、こういうリーフレットを私、送っていただいたんですが、江戸時代というのは見事なリサイクル社会であった。日本人はかつて全部それをやっておったんだと。もう一度それを思い出せば、絶対できるはずだというふうなことを、これは杉浦日向子さんという漫画家、江戸時代の専門家でありまうけれども、その方が記事を書くような形で、非常にわかりやすく市民にもお訴えをしているわけであります。

いずれにいたしましても、有料化云々以前に、やはり市民の皆さんにできるだけこういう形で、ごみはリサイクルできますよということを、市として一生懸命PRをしていく、それがまず重要ではないかな、こんな認識を持っているところであります。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○２番（清水登志子君） 先ほども指摘いたしましたように、ごみを有料化することは、日野市が規制することができない、無害化することができない、そういう場所に有害なごみを持っていってしまう、そういう結果につながる。そのことがひいては規制もかけられない有害なものが市内でたくさん噴出してくる、そうした事態を招く、そ

の突破口になるその一番の障害となるのが、問題となるのがごみの有料化、そういうことであるという指摘をいたしました。ごみ問題は、有料化をすることで決して解決はできません。むしろごみの問題は、有料化をして負担を押しつけることによって、無害化処理が不可能な場所に有害なごみを持っていく、そしてそれが住民の健康や環境を脅かすこと、そういうことを発生させる、そうしたきっかけになるということを、繰り返して指摘をいたします。そして、そうした道を日野市がとって、将来の子孫に影響を及ぼすようなきっかけをつくるようなごみ有料化には決して着手をしないように、繰り返して指摘をいたしまして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） これをもって2の1、日野市のごみ問題についての質問を終わります。

一般質問2の2、日野市民会館の使用についての通告質問者、清水登志子君の質問を許します。

○2番（清水登志子君） 日野市民会館の使用について。日野市民会館の設置目的は、市民の文化の向上を図ることにあります。市民の文化活動を推進するための事業が、日野市民会館の条例でも定められている事業の目的です。こうしたさまざまな市民文化団体が、上演発表の場として市民会館を利用している。そうした市民活動がより活発になるように支援していくことが市民会館の大切な事業と言えます。現在の市民会館の使用料ですが、他市に比べて比較的安く設定されております。これは市民の利用に配慮がされていると、一定評価できます。しかし、申し込みの際に、使用料を全額納入することになっているために、市民の皆さんにとってはかなりの負担を強いているということも事実です。

例えば、舞台の鑑賞を定期的に行うような市民団体の場合、年間数本分の会場費を立てかえて払い込まなければなりません。また、特定の劇や映画を上映するための実行委員会形式のこうした市民団体などでは、チケットの収入が入る以前に会場費をだれかが立てかえて払い込まなければなりません。資金的な準備が整うまで待つと申し込みが遅くなり、土曜や日曜など、よい日が既に押さえられてしまうという事態が起きます。このように、今の使用料の納入方法は、早い時期に使用料が入るという、市にとっての利点がある半面、資金的に余裕がある業者などには有利に、また資金的に余裕がない市民には不利になるという、こうした矛盾する面も持っております。現在、学校などでは、予算措置の関係で使用料の延納措置を受けることができますが、こうした延納措置は市民には適用されておられません。営利目的ではない市民団体、しかも資金的に余裕がない、

こうした団体には、市民の文化活動の支援、こうした見地で延納措置などを講じるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君の質問についての答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（宮本 寿君） お答え申し上げます。

使用料は、条例に基づきまして、使用承認の際、使用料全額を納入していただいております。窓口での納入時が承認時となりますので、公共機関の申請を除いては、ほとんどが申請時に納めていただくことになっております。使用料を納めることで、使用に当たっての手续が完了することになるわけでございますが、安易な申請によるキャンセルや使用料の取りはぐれ等を防げるということで前納制がとられているものと考えております。大ホールを全日使うと、ホール代だけで平日でも10万円になります。一時的に立てかえ払いをする団体のみならず、利用団体にとっては、かなりの負担になるということが想像されます。御指摘にございました延納措置につきましては、会館の管理に支障を生じないように留意しながら、方法につきまして検討してみたいと考えております。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 安易な申請、取りはぐれがあるということですが、使用料の還付、そういう条文がございまして、使用日の90日前までに使用の取り消しを申し出た場合には、市長が相当な理由があると認めた場合には、全額返還されるというふうになっております。つまり安易な申請をしようが、どんな申請をしようが、90日前までは日野市にとっても安全な保障はない、そういう仕組みになっておりますので、こうしたスタートの段階での市民と、資金的に余裕がある業者、こうしたスタートの段階での不利が生じる、そういう面を是正するためですから、ぜひ部内での検討を前向きに進めていただいて、市民の皆さんの文化活動を推進する、この目的に従って、ぜひ積極的な支援を検討していただきたいと思います。

また、次の使用時間の延長について移りたいと思いますが、現在、日野市民会館の使用時間は9時半までとなっています。今、仕事を持つ方が大変ふえておりまして、夜の上演の場合には、7時が開演時間という場合が多くなっております。それに伴って、終演後の後片づけが大変遅くなる。使用時間が9時半までというのを、使用時間を10時まで延長してほしいという要望が市民から寄せられております。例えば舞台の片づけの場合、小さい舞台でしたら、片づけにもそうした時間はかからないのですが、市民会館の大ホールを使用するような大きな演劇の場合には、ばらしを終えるまでに大変長い時間がかかります。次の日の使用も控えておりますから、どうしてもそれをその日のうちに

終わらせなければなりません。時間の延長を申し出れば、確かに1時間未満までは認められておりますが、それでもどうしてもないところまで来ているのではないのでしょうか。他市の会館の例も調べてみました。使用時間が10時までというところが29カ所、日野市民会館を含めても使用時間が9時半までというところは4カ所しかございません。これは七生公会堂も含めての4カ所でございます。今、使用時間は10時までというのが一般的になってきております。日野市でも、市民の皆さんの文化活動が積極的に行われるような、また利用しやすい会館の使用規則、そういうものをつくっていくべきだと思いますので、ぜひ市民要望に沿って、時間延長を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（宮本 寿君） 現在の夜間使用の終了時刻は9時半となっておりますが、この時間の延長ということでございます。仕事を持つ人の利用がふえていること等を考えますと、多摩地域各市の多くの会館の設定時間であります10時まで延長することにつきましては、理解されるところでございます。しかし、使用時間の延長には、職員の勤務時間や業務内容の変更、そして経費増などが伴います。各市それぞれの組織体制や職員体制があることと思いますが、現在、夜間使用時は、職員の残業により、また休館日が月曜日と第2火曜日のみという形になっておる関係で、不規則勤務による対応となっております。現在、行財政改革が進められておりますが、その一環として市民会館の管理の委託化を計画しております。したがって、これら等を念頭に利用する方々の要望に沿えるよう、検討していきたいと考えております。

なお、現状における使用時間の延長につきましては、管理に支障がなければ有料とはなりますが、1時間未満に限りまして延長することができることになっております。より一層利用者の皆様にお知らせをしてみたいというふうに考えております。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） なかなか体制が厳しいというお話もございますが、他市の場合には、使用時間の開始時間を延ばす、開始時間を後におくらせる、そういう形で対応しているところもございます。日野市民会館の場合、他の職員と同じような、朝からの出勤になっている。そうしたことも、そうした時間延長の障害の一つとなっているのではないのでしょうか。また、使用時間は、申請をすれば延ばすことができるというふうになっておりますが、そのためには、超過使用料を払わなければなりません。使用時間が10時までになれば払わなくて済む、そうした超過使用料を払いながら、今、日野市民は、

そうした不備に耐えているわけですから、こうした市民の利用の不備、こうしたものを正していくというのは、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

次に、利用者懇談会の開催について述べたいと思います。現在、日野市民会館を利用している市民から、自主事業についての意見、使用に当たっての要望などを聞く場所はありません。日野市民がこれだけ利用している、そういう施設でありながら、利用者の声をまとめた時間を割いて聞いて、その運営に反映をしていく、そういう場所が設けられていないんです。ぜひ、利用者懇談会などを開催して、市民の声を運営に生かす、そうした姿勢を市民の皆さんにも示し、運営に当たっていくべきではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（宮本 寿君） この件につきましては、過去にも一度、利用者懇談会を持ったことがございます。市民の皆様に直接御意見をお聞きしたり、情報を提供していただくことは、会館のよりよい運営に当たって必要なことと認識しております。また、市民参加の一方向であるとも考えております。どのような形式をとるかということは別といたしまして、利用者の皆様の声がお聞きできる機会を設けるように考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 「運営協議会」というお話も会場から聞こえましたが、運営協議会の中では、利用者の声がなかなか反映しづらいという面があると思います。利用者の声は、市民さまざまな団体から聞くべきであるというふうに思いますので、ぜひ利用者懇談会を積極的に開催をしていただきたいと重ねて要望いたしまして、この質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって2の2、日野市民会館の使用についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午後1時06分 再開

○議長（馬場繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問 2 の 3、今後の学童保育の方針についての通告質問者、清水登志子君の質問を許します。

○2 番（清水登志子君） では、休憩前に続いて質問を続けていきたいと思います。

今後の学童保育の方針についてですが、児童福祉法が改正されて、学童保育が国の制度として位置づけられました。これまで各自治体が独自に行っていた学童保育が国の制度として位置づけられたことそのものは評価すべきであると思います。しかし、国が制度化をする際に、補助金を出すことを利用して、自治体に保護者負担導入などを押しつけて、そのことによって、かえって市民の負担が重くなる、こういう事態があってはならないと思います。

5月26日の東京新聞に、「都の市長会が、都の制度改正の提案を受けて、標準月額額は5,000円として保護者負担を導入すること、6時までの保育時間の延長などを柱とする条例改正を行うことを決定した」、こういうことが報じられました。市長は担当部署にどのような方向で指示を出され、担当部署では、今後どのような形で学童保育を改正していこうという検討を進めているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君の質問についての答弁を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） 学童保育の今後のあり方等についての御質問でございますが、まず現状について御報告をさせていただきたいと思います。また、市長会等の申し合わせ等による今後の対応についてあわせお答えをさせていただきたいというふうに思います。

現在、学童クラブは、小学校区単位に21クラブを設置しておりまして、866人、これは4月1日現在でございますけれども、児童を育成する施設となっております。今日、少子化が社会的問題となっておりますが、一方では、女性の社会への進出等から、この施設の入会希望者は年々ふえておりまして、今年度の入会希望者は、4年前に比べまして約100人増ということになっております。子育て支援事業として重要な役割を担っているということだろうと思います。国はこのような社会状況を踏まえ、学童保育を放課後、児童健全育成事業として法制化し、児童福祉法の改正を本年4月に施行したところでございます。また、東京都においても、この国の制度に合わせた補助制度、つまり時間延長と保護者負担の導入を補助要件とする制度に改正しようとしております。東京都市長会においては、去る5月25日の協議におきまして、都の補助要件である時間延長や保護者負担導入についての準備が可能であること、また昨年度の補助金額が確保されることから、都の提案の平成10年度実施を了承することとともに、保護者負担額は月額

5,000円を標準として条例で規定し、平成11年4月1日から施行することを申し合わせたとところでございます。

現在、当市の学童クラブの経費は、平成9年度の決算見込みにおきまして、年間約3億5,200万円、学童1人当たり43万円が見込まれております。このうち保護者負担につきましては、1人当たり月額3,160円を現在ちょうだいしているわけでございますが、この負担金につきましては、昭和54年度に日野市学童クラブ運営要綱を制定しまして、そのときの必要経費のうち、間食費及び教材費等は保護者負担とするという限定を設けて有料化して以来、今日に至っているということでございます。したがって、保護者の費用負担につきましては、国及び都の補助制度との整合性等を図りながら、適正額、基準等を設定して、学童クラブの父母会や連合会——父母連と申しましたか、連絡協議会ですね。父母連などと十分協議しながら、保護者の方々に理解を求めていかなければならない、このように考えております。またあわせて、時間延長の問題、4年生までの学年延長、障害児の6年生までの受け入れ等についても、実施に向けて今後努力をしていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 公的な位置づけも拘束力もない都の市長会が、国や都の受け皿となって、保護者負担導入などの悪政を一斉に推し進める、これは地方自治のあり方からしても問題です。本来、国と自治体は対等、平等の関係にございます。ですから、各自治体がそれぞれの状況に応じて定めている保護者負担を、補助金を利用して横並びにしようというのは筋違いの干渉です。住民に負担を強いることに身を切られるような痛みを覚えることもなく、上との関係でしか物事が見えないとしたら、これは市政のあり方そのものが問われる大きな問題であると思います。これまで日野市では、地方自治の本旨に基づいて、たとえ国が消費税関係の法律を強行させようとも、それに反対する市民の声に従い、公共料金への消費税の転嫁をしませんでした。消費税を市が肩がわりするという代償を払ってでも、市民の暮らしを守り、国の悪政を正す、そういう市の姿勢を内外に示す、これが大切だ、これこそ地方自治体のあるべき姿ではないでしょうか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）現在、橋本内閣が行った消費税の増税、医療保険の改悪などを初めとする国の悪政が不況に拍車をかけ、市民の暮らしは大変厳しくなっております。市長はこうした市民の実態をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

例えば、1日にワイシャツ2枚しか注文が来ない、そういうところまで売り上げが落

ち込んだクリーニング店、2カ月間も仕事がなく、首こそ切られていないけれども、事実上、失業状態にあるという建設関係者、パートの一時休業、解雇も続出しています。ある喫茶店では、1年間の利益は10万円以下、いつまで店を続けられるかわからない。八百屋さんでは借入金が3,000万円に上り、店と土地を売り、商売をやめる、こうした状態も生まれています。

このように市民の暮らしは、あすどうなるかわからない、そういう状態が珍しくない、そういう厳しい状況にあるんです。こんなときこそ、市民の暮らしの防波堤となるのが自治体、日野市の役目ではないでしょうか。それを市民に負担をさらに大きくかけるような、こういう冷たい経営感覚の市政であってよいのでしょうか。こうした姿勢が学童クラブの保護者負担、こういうことに示されているのではないのでしょうか。3,160円の学童の保護者負担が5,000円になるというのは、今の市民の暮らしを考えて、とんでもない要求であると思います。こうした市民の厳しい経済状況、自営業者、こういう学童クラブの保護者の状態、こうした状態を考えれば、都の市長会での申し入れ、決定をそのままこの日野市に持ち込むような形で、上ばかりを見た姿勢で、上との関係しか物事が見えない、こういう姿勢で学童クラブの条例改正を行うというのはとんでもないことであると思います。この条例改正についての市長の見解を、また姿勢をお聞きしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　学童保育の今後の方針についてという中で、現在の景気の状態、さらには、この不況の中で、市民の多くの方々が大変苦しい経済状態の中にあるというふうなお話を踏まえて、非常に幅広い観点からの答えを求められているわけであります。今お話しになりましたように、例えばクリーニング屋さん、あるいは八百屋さん、喫茶店、いろんな業界の方々が大変苦しい状況にあるということは、昨日の「消費税等の転嫁にかかわる条例案」の上程の際の質疑でも私は認識として申し上げたところであります。しかしながら、この学童保育という問題は、私どもの日野市だけを取りましても既に、一部保護者の負担というものを取り入れていたシステムであります。今、議員のお話にはなかったわけですが、27市の中には、これまで全く保護者負担をしていなかった市もあるわけでありまして、そういった方々、そういった市長さんとの平等な、対等な話し合いの中で、この国の制度に乗っかっていった方がいいのか、あるいはこれまでどおり独自に行った方がいいのかというふうな幅広い観点からの議論があったわけであります。議員御指摘のように、上から申し入れがあって、上からの押しつけがあっ

て、それを受けたというふうな内容のものではございません。あくまでも27市長が対等に話し合いをする場を持ち、あるいはその前の段階では、私も所属しておりますけれども、厚生部会というこの分野を担当する委員といいますか、部会員による話し合いがあった上で、一つの方向づけをしたわけでありまして、その方向づけということは、国が新しい制度としてこれを取り入れるというふうな形にした。で、東京都がそれから外れて、それぞれ独自にやりましょうということは、まずできないであろうし、これからのことを考えれば、市の負担等を考えればやはり、国の制度に乗っていくべきであろうというふうな認識を持ったわけでありまして、これは決してくだいようでございすけれども、国がこうせいと言ったから、渋々それに従ったというふうなことではなくて、対等な議論の中でそうした方が、それぞれの市のこれからの財政負担を考えてもよろしいであろうというふうな判断をしたということをまずお話を申し上げておきたいというふうに思っています。

そういう中で、今回の改正点の中には、幾つかの問題がございます。例えばこれまで保護者負担をとっていなかった、市にとっては非常にづらいことでございますけれども、必ず保護者の負担をとらなければいけないですよというふうなこと、それから保育時間の延長をなささい、あるいは学年の延長をなささい、さらには障害児等の対応をいたしなささいというふうなことございまして、ある面では、現在の学童保育のサービスの向上という面も含んでいるわけであります。そういった点、いろいろな状況を踏まえまして、国や都の補助制度を勘案した上で決定をした——決定をしたといいますか、おおむねこういう方向で行くのがベターではないかという方向づけをしたというわけであります。そして、これは平成11年度に向けて、何とかそれぞれの市の事情があるから、それぞれの事情ごとに対応を図って、何とか来年の4月までには、ある一つのラインでできるように努力をしようではないか、こういういわば申し合わせであるわけであります。ですから、まさに今議員が御議論がありますように、この議会の場で、あるいは保護者の皆様とのいろいろな話し合いの中で、一体幾らぐらいの負担金、保護者の負担がいただけるものかどうかという話し合い、そういったものも必要であると思いますし、制度全体の枠組み、どこまで枠を広げていくかというような話し合いも、これからしなければならぬわけであります。そういう意味で、くだいようでございすが、決して押しつけられてそれに従ったというふうなことではございません。まさに日野市の学童保育をこれからどうするかということは、議員御指摘の、5,000円という保護者負担の金額も含めて、内容についてはこれからじっくり煮詰めをする中で、しかし、国がそういう

補助の制度をつくった以上は、東京都市長会としても、その補助の制度に乗った上で、新しいシステムとして考えていこう、こういう方向づけをしたということをぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。ぜひ、これからの保護者の皆さんを初めとする議論で、できるだけよりよい方向が探れるよう、行政としても一生懸命努力をしてまいりますので、議員としてもぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 市長のお話ですと、決して国がこうなさいと言ったからそうしたわけではない、市長会で申し合わせて、話し合っただけなんだ、ということですが、そもそもなぜそういうふうにしたかということは、補助金をもらう。市長も繰り返しておっしゃっていますように、国の制度に乗かる、そのために補助金の制度の要件である保護者への負担導入とか、そうしたあらゆる条件をのんでいく、つまり国のいわゆる補助金を利用して横並びに国の政策、都の政策を各自治体に押しつける、こうした策に乗っかっている、そういうことだと思うんです。こうした改正というのは、だれを向いて行われているのか、それを見れば、明らかに国や都、上だけを見て行われていると言わざるを得ないと思います。これまで日野市の中の学童保育の料金、父母負担というのは、かかる経費、父母の状況、そうした市と保護者との話し合いの中で決められてきた料金です。いわゆる市民と向き合って、市の状況に応じてつくられてきた金額なんです。これが今度の改正で行われようとしているのは、国の補助金制度に乗かる、そのことで上を見た料金改定にはかならないと思うんです。どんなに保護者との話し合いという免罪符を持ったとしても、国からの補助金の要件である、また市長会の申し合わせ事項である月額標準5,000円、こうしたことが先にありきでは、どんなに話し合っても、保護者の要望は受け入れられない、そういう余地はないのではないのでしょうか。自治体としてとるべき態度は、国が制度として位置づけた、そのことは評価しながらも、各自治体の自治権、こうしたことにのっとって、市民の暮らしの状況、そうした状況に応じた制度の改正、質的な向上はもちろん行うべきですし、料金の問題でも、今はどの方も一律の料金が徴収されておりまして、ひとり親の家庭でも、収入の低い家庭でも同じ料金を納めなければいけない、そういう面では、確かに料金面での不備もごございます。減免措置、そうしたものを講じる、そうした減免措置などの対策も必要だと思いますので、料金の改定そのものを否定しているわけではございません。料金の改定、条例の改正、質の向上、これらすべてを国の制度に乗かる、そういう姿勢で、上だけを見て進めるのではなく、市民の状況を見て、保護者ときちんと話し合っ、その要望を前向きに受

けとめて変えていく、それが必要ではないかというふうに問うているのです。市長の考えを再度問いたと思います。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 国の補助金を一切いただかないという判断をすれば、今議員の議論もよくわかるわけであります。しかし、そういう決断を市長がいたした場合、逆に市長はなぜ取れるべき補助金のシステムを利用しないで、またさらに市民の税金でそれ使おうとするのか、それで立てかえをするのかという、こういう議論が一方では成り立つわけであります。そういう意味で、先ほど申し上げましたように、私どもの日野市は既に、3,000何がしの保護者の負担金をいただいている市であります、13市ほどがまだ全く保護者負担をいただいていない市があるわけでありまして、そういう市長さん、もっともっとつらい立場にあるわけでありまして、にもかかわらず、やはりこれを市の税金だけでやるというシステムではなくて、国の補助金がつくというのであれば、その有効活用を図ろう、そしてその方向を市民の皆さんと相談をする中で、よりよい方向を探っていこうというのが、ほかの市長さんも含めました市長会の皆さんの御意向であるわけであります。くどいようですが、国の補助金なんか要らない、全部市でやろうという判断をもし議員の皆さんがされるのであれば、まさに全く今と同じようなシステムが十分可能であるわけであります。それだけは申し添えておきます。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） それでは、国の補助金、都の補助金をいただいた場合に、今年間3億5,200万円ほどかかっているという学童保育の費用ですが、これが、日野市の負担が大きく軽減されるのかどうか、担当部署にお伺いしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） 国・都の補助金が今後どうなるかという問題、どの程度の補助率でいただけるかという問題あるわけですが、現状では先ほども申し上げましたように、今まで東京都からいただいていたものを、今年度についてはいただけるということでございますので、その辺についての変更はないというふうに思います。先ほども申し上げましたように、3億5,000万円ほどの費用が運営費で今現在かかっているわけでございます。施設整備とかそういうことなく、かかっているわけございまして、現在いただいております3,160円、保護者負担があるわけでございますが、これですと全体の8.8%ぐらいの収入になるということが言えるかと思います。仮に5,000円ちょうだいしたということになれば、14%をいただけると、こういうことになるわけ

でございますので、なくてはならない施設でございますけれども、それを利用する人と、またしない人がいるわけでございますので、どのくらい保護者が経費の中で負担できるか、何％ぐらいは負担するのが妥当だろうか、こういうようなところを保護者の皆さんと十分話し合いをしていきたい、このように思っております。細かい数字で金額が出せなくて申しわけございませんけれども、以上のような回答をさせていただきます。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 私がお尋ねしたのは、保護者負担でどれだけ経費が削減されるかということではなく、国が補助金を出すことによって、国の補助金によって今市が8割方負担をしておりますこの学童の費用、これが3分の1、もしくは2分の1、4分の1、そうした形で大きく削減されるのか、そのことをお尋ねしたいと思います。そのときには、当然時間延長、学年延長、障害者の受け入れ、そうした人的な配備もしていく、そういう上で、なおかつ、今の制度よりも日野市の負担が抜本的に軽減される、そうした裏づけが欲しいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） 具体的に国の補助金が幾ら、どのような単価で出るかというのが、具体的にまだ出ておりませんので、幾ら市の持ち出しが軽減できるかというものについては、お答えが現在できない状況にありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 時間延長をするということであれば、今2人体制になっているところが、当然学童クラブは3人体制、少なくとも3人の体制にしなければいけないと思います。そうするとかなりの人件費がかかります。また学年延長ということになれば、当然教室もふやしていかなければなりません。障害者を受け入れる場合には、介助要員もつけなければなりません。こうした経費を市の方で負担することになるのか、また国から補助金が出るとしても、それが運営費のみである、そういうことになれば、学年延長や障害者の受け入れで施設面を充実していけば、かえって市の持ち出しはふえていくのではないかというふうに思います。そうしたリスクも伴う、決してこの国の補助金を受けることが日野市の財政を大きく軽減させる、そうした保障もない中で、なお市民の暮らしがこれだけ不況で厳しい中、そこに市民に負担を平気で押しつけていく。しかもその国の補助を受ければ、市の財政は軽減されるんです。そうしたことをうたい文句としながら、事実上はそうしたことは何ら保障がない。むしろ市の負担は重くなるか

もしれない。そうした事情をきちんと説明もしないで、保護者との話し合いをして、標準月額を上げていく、そういう姿勢はいかがなものでしょうか。市長のお考えを聞きたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 一つ逆の面からお話を申し上げたいと思います。もし平成11年度からこの制度に日野市が乗らないということにしたといたしますと、今まで日野市がいただいていた補助金は全くカットされます。これだけはぜひ御理解をいただきたい。これまでは、各市町村が独自に実施をしている事業に上乘せをしてきた、補助をしてきたという形ではありますが、これからは国の制度として位置づけられますので、それに従わない場合には、当然これまであった補助がなくなるという、そういう側面もあるということ、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。それから、先ほどの説明の中では、私落としましたけれども、今回の国の制度化の内容には、職員の必置規制といますか、そういうものも非常に緩和をされていると同時に、民間の団体、民間のクラブを認めますよというふうなことであります。すべて公の自治体だけが学童クラブを持つというふうな形ではなくて、民間でもそういうところをおやりいただくところがあれば、ほぼ同じように補助をいたしましょうというシステムも加えられているわけであります。そういう点もあわせて御理解をいただきまして、新しい制度に何とか乗っていきたい。それにはもちろん、議員はもとより、保護者の皆様方の御理解も必要でございます。時間をかけて説得をお願いをしていきたい、このように考えているところであります。

○議長（馬場繁夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） 先ほど補助金の関係で、金額が出ないというお答えをさせていただいたんですが、確かに金額は出ないんですけれども、補助率の関係の比較が出ましたので、つけ加えて御説明をさせていただきたいと思います。今まで、現在は東京都の補助金のみでやっておるわけでございますけれども、この場合には、補助基準といいますが、補助になる基準はあるわけでございますけれども、東京都から2分の1補助をいただきますので、市の負担が2分の1ということになります。国基準を採用してまいりますと、国が3分の1、東京都が3分の1、市町村が3分の1ということで、2分の1負担が3分の1負担になるというメリットがございます。また、国基準には該当しない東京都のみの補助というものも出てこようかと思っておりますけれども、それらのものについては、従前どおり東京都が2分の1、市町村が2分の1と、こういうことになっ

てまいります。

それから、いろいろとこれからの改善の問題のお話ございましたけれども、当面は市としても時間延長をまず第一に考えていきたい、こういうふうに思います。これは働く職員の勤務条件の変更ということになりますので、これから十分煮詰めていかなければいけないわけでございますけれども、人員増で対応するか、それとも勤務時間の変更、出勤時間、退庁時間等の変更で対応できるか、この辺は十分煮詰めていきたいというふうに思います。

その他学年の延長、障害児の対応の問題、これらについては今後前向きに検討していかうと、こういうお答えでございますので、御理解をいただきたい。

○議長（馬場繁夫君） 清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 先ほど市長から、国の補助金に乗らなければ、今もらっているものも全くカットされる、そういうお話がございました。だから乗らないと損だ、というお話だと思うんですが、今都からもらっている補助金は、3億5,200万円のうちの6,000万円だと思いますが、これが国の制度に乗ることによって、総体としてかかる経費は膨らんでいくわけです。その中の3分の1が市の負担ということになったとすると、総体がふえているわけですから、負担分が3分の1に減ったとしても、果たして本当に6,000万円以上のメリットがあるのかどうか、そうしたところもかなり疑わしいのではないかというふうに思います。またさらに、国の制度で職員必置の規制が外されて、民間の学童保育所も認められる、そういうことになっているのだから、そうした面で経費の節減もできるんじゃないか。そういう経営感覚が持ち込まれるということになりますと、これまで日野市が未来を担う子供たちの学童保育、こうしたことに責任を持って行ってきた。ですから、小学校区単位にこの学童クラブは設置されているわけですが、そうしたものが職員を配置することもやめ、民間の学童保育任せになる。そうした道も開いて経費を削減するんだというような方針になっていきますと、これは到底、市民の皆さんにも理解は得られない、そういう道筋を今度の条例改正で開くということはいかかなものか、そうした点を指摘いたしまして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） これをもって2の3、今後の学童保育の方針についての質問を終わります。

一般質問3の1、学校給食の充実のためにの通告質問者、菅原直志君の質問を許します。

〔4番議員 登壇〕

○４番（菅原直志君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は、学校給食の充実に向けてと題しました。ポイントを整理して具体的に質問または提言をしてまいりますので、答弁の方もできるだけ具体的なところでお願いしたいと思っております。

まず冒頭で、学校の給食経費について確認のため質問させていただきます。また、現在の学校給食運営上の問題点、幾つか挙げていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 菅原直志君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） ただいまの御質問２点いただきまして、お答え申し上げます。

１点目の、学校給食にかかわる経費の件でございます。本年度、平成10年度の予算から申しますと、人件費にかかわる経費が10億2,139万9,000円でございます。この人件費につきましては133名分、内訳は栄養士14名、調理員119名の133名でございます。それと施設の管理費でございます。これは施設の管理費の中には、新しい施設の投資的な経費は除いてございます。年間の管理維持費にかかわる経費でございます。これが3,604万1,000円でございます。それとあとソフト面の運営にかかわる経費でございます。この運営にかかる経費につきましては、扶助費等については除外をしてございますが、このトータルが7,231万5,000円。合計いたしまして11億2,975万5,000円の予算の計上というふうになってございます。

次に、２点目の現在の学校給食の問題点という御質問でございますが、具体的に申しまして、どういうところが問題点になるかなかなか難しいところでございますが、まずは当然のことではあります。ただいま申し上げたような経費面での問題ととらえれば、そういう問題があらうかと思えます。それからもう１点が、多数の職員を抱えております問題と、それと多くの学校の現場を抱えるという面からで、経営上の管理面の問題があらうかと思えます。それと具体的な例といたしましては、かなり施設の老朽化が進んでいる面もございますので、その辺の作業環境の条件を整えていくというような部分で、施設面からの問題があらうかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 菅原直志君。

○４番（菅原直志君） ありがとうございます。

経費面、それと職員、学校などを抱えている上での管理面の問題、それと施設が老朽

化しているという問題、あとは聞くところによりますと、施設自体が狭いというお話も聞いておりまして、なかなか難しいかなあというふうな印象は得ておりますけれども、これらの問題を踏まえて、今回は質問を進めていきたいと思っております。

今回、学校給食の充実に向けてということで通告をさせていただいております。そのポイントは、今自校式直営でやっているこの学校給食ですけれども、これを自校式民間委託ができないものかと。これは同じ土俵に乗って議論すべきではないかと。学校給食の一つの枠組みの中で、どちらが充実するのかということを二つ並べて考えていく必要があると思います。そのための質問でございます。その質問の中で、もし今のままでいいという結論が出れば、それでいいと思います。そういう前提のもとで質問させていただきます。

目的は二つです。過去の日野市の中で、学校給食の充実のための方策が具体的に議論された歴史というのが、ちょっと浅いような気がしております。そういう疑問が聞かれました。特に民間か直営かという問題については、聖域として扱われていたような話も聞くに及んでおります。この際、日野市でも具体的な検討に入り、比較検討すべきではないかと思いました。もう一つは、私が常々提案しております、行政のむだな経費を節減し、新しい市民サービスに役立てるという基本方針がございます。この学校給食の民間委託化の中で達成できるのではないかとというふうに思い、検討していただければと思った次第です。

それでは、学校の給食の民間委託の可能性について、簡単に認識をお伺いしたいと思っております。現行の直営と民間委託をした場合のメリット、デメリットが出てくるとは思います。その点を含めて、どのようにお考えであるのかお答えいただければと思っております。また、民間委託をした場合、ほとんどの例として、経費の節減が可能です。それを私は余剰利益と呼んでおりますが、その余剰利益について見解をいただければと思っております。お願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） ただいま大変難しい質問をいただきました。学校の民間委託についての認識ということでございます。議員さんも既に御承知のとおり、当市での学校給食は、安全で、おいしく、楽しいを目標にして関係者の努力で、現在一定の評価をいただいている現状がございます。そういう現状にはありますが、現在の社会経済状況の変化等を考慮いたしますと、学校給食事業が聖域であり続けるのは、非常に困難な時期に来ているのではないかと、というような認識をしているところでございます。

それと2点目の、メリットとデメリットの関係でございます。私ども、委託についての具体的な検討を行っていませんので、なかなか言及するのは難しい面もございますが、一般的に申しまして、委託された場合のメリットについては、一つには、先ほどお答え申し上げました人件費の削減、それと二つ目には、管理面での軽減、こういうような面が大きな形の柱とはなりますが、こういう面がメリットと言えればメリットなのではないかというふうに考えられます。逆にデメリットの問題でございますが、私どもが考えられる範囲では、学校給食を受託する、その業者の適正の問題、または学校給食の意義の問題、それと地域に根差した学校給食への認識の希薄化などが考えられるのではないかというふうに思っているところでございます。

それと3点目の、余剰利益というようなことでございます。給食事業につきましては、委託をするか、しないかにかかわらず、内部努力を重ねていきまして、法律的な運営により、余剰となった経費があれば、学校給食施設の改善、または器具類の購入などに充てて、よりよい給食を児童・生徒に提供できるよう、給食にかかわる環境整備に充てていけるのではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 菅原直志君。

○4番（菅原直志君） ありがとうございます。

それでは、これからちょっと長い時間になるかもしれませんが、今回は初めての提案でございますので、私が考えていることを皆さんにも御理解いただきたいと思いますので、大卒のところでお話をさせていただければと思っております。

先日、私は、台東区の方に視察に行っていました。これはもちろん、学校給食についてです。台東区というのは、12年前から少しずつ、毎年2校、3校ないし4校、民間委託に移行してまいりまして、今年度から全校、自校式民間委託方式に変わった自治体でございます。この視察の中で私は、一定の結論を得ました。それは学校給食の民間委託の成功の秘訣です。一つ目、給食施設が学校の中にある自校式であること、二つ目、各学校に栄養士が配置されていること、三つ目、委託する場合の契約の仕様書がしっかりしていること、この3点をしっかりと押さえていけば、自校式民間委託方式というのは可能であるという結論に達しました。幸い日野市の場合は、これらの要件がクリアできる状況にあると思います。その点をまずとらえておきたいと思っております。

ここで民間委託とはそもそも何ぞやという疑問も出てくるわけなんですけれども、多くの場合、民間委託をしよう、直営から変えていこうというときに、例えば現実的な問

題点をとらえる議論であったり、またはいわゆる中小的な一般論であったり、または根も葉もないいわきというものが、よく聞かれます。今回、この質問を通告してみてもわかったのですが、学校給食の民間委託に対する潜在的な拒絶反応みたいなもの、それを感じました。民間委託をしようという提案をすると、いや、いや、それはいけませんと。危険ですとか、いろいろ話が聞かれるわけです。そこで、まず民間委託をするということに対する基本的な誤解というのがあると思います。それを解かなければいけません。これらのことについてちょっと触れてみたいと思います。

まず、直営に対する信頼感というのがございます。逆に民間に対する不信感というのがございます。これは相対するものというか、常に二つ並んで議論される場所だと思いますが、これは公的な事業は公務員が担当すべきという基本的な考えがあると思っております。しかし、最近、この考え方というのは変わってまいりまして、最近では行財政改革の中で、民間活力の導入をうたったり、または公共施設管理の民間に委託し始めたこと、そういったことからわかるように、随分と考えが変わってきているなあというふうな感触を得ています。ただし、過去の歴史の中で培われた直営神話というものがやっぱりありまして、そういった観念が根強いことも事実だと思います。直営神話を必ずや否定するわけではありませんが、そろそろ私たちももっと現実的に考える時期に来ていると思います。それはいわゆる今回の場合で言う受益者、例えば学校の子供たち、または保護者、その方々がどのようにとらえるのかという視点、それを最重点に置くべきであると思っております。

もう一つ、抽象的な一般論というのがございまして、これは民間に任すとサービスが下がると、そのようなお話、よく聞きます。そこで私はいつも疑問に思います。民間に任すとサービスが下がると言われますが、そのことを実証した例は果たしてあるのだろうかということなんです。今回、例示としている学校給食にもよく言われることですが、民間に委託すると弁当が配られたり、給食の質が悪くなるという批判がございます。実際にはそのような例があったとも聞いております。しかし、これで一步下がって、冷静に考える必要があります。この事例を検証するときに、その契約内容について触れていないのではないか。契約内容について触れることなしに議論する向きがかなり多いのではないかと思います。ある意味では、かなり一方的に民間委託給食イコール質の低下と言っているように思えてなりません。私には、ほうっておけば自然に質の低下する契約をした行政の責任を検証することなしに、民間委託イコール質の低下を主張すること、それは無責任ではないかと思えてなりません。また、契約どおりに働かない業者は、す

ぐに別の業者にかえられるという民間委託のメリット、それも考えなければいけません。

以上述べてきたように、学校給食を民間委託する場合の、いわゆる固定概念や誤解は取り払って、もっと現実的な論点で議論をすべきではないかと思っております。

さて、ここで、幾つか質問をさせていただきます。まず、現状をお答えいただければと思っておりますが、調理従事者の資格についてです。学校給食の調理員に栄養士や調理師の免許、これの取得は義務づけられているのでしょうか。1点目です。

次、調理員の健康診断についてですが、この調理員に対する健康診断の頻度、またはそれは義務づけられているか、そういったところをお答えいただければと思っております。

また、長期休暇中の調理員の方々の勤務日数または勤務形態ですね。夏休みなんかはどうなっているんだろうといったところなんです、それらをお答えいただければと思います。お願いします。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 今、3点の御質問をいただきました。

1点目の調理従業者の資格の問題でございます。これは、栄養士につきましては資格を有するという条件がついてございます。あと調理師の採用につきましては、総務部の方で採用いただいているわけでございますが、募集要項の中では、調理師の免許の条件はつけてございません。実態といたしましては、かなりの有資格の方々が現場におられます。無資格の形で入って、その後取得するというような状況もありますが、採用条件の中では、調理師については、調理師免許については義務づけをしてございません。

それと2点目の、調理員の健康診断についてでございます。一般職と同様、年に1度の定期健康診断が1回ございます。それと職種柄、特殊健康診断といたしまして、これも年に1回でございますが、腰痛を中心とした特殊健康診断を行ってございます。単にこれは健康診断の類に入るかどうか分かりませんが、それと衛生上の面から、月2回の検便検査を義務づけておるところでございます。

それと3点目の、長期休暇中の勤務の件でございます。一般的に長期といいますと、夏休みが該当しようかと存じますが、学校の夏休みは7月21日から8月31日という期間が定められてございます。その期間中に職員として勤務を要する市が約130日前後あるかと思えます。その中で、ふだんの日常業務の中で年次有給休暇を取るということが非常に困難な職場でございますので、年休のまとめ取り、さらには夏休み休暇の消化等を大体平均で十二、三日ぐらいが、そのうちそういう場面での日数に当てられていると

いうふうに理解しております。したがって、その残りの日数が勤務を要するという
ことで、職場に参りまして、研修とか、先進市の視察、それと中心的には給食施設の本
格的な清掃に取り組んでいるというのが実態でございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 菅原直志君。

○4番（菅原直志君） ありがとうございます。

まず一つ目、資格についてですけれども、私、台東区の方から、いわゆる基本的な標
準仕様書というものを取り寄せて、それとあわせて検証してみます。そうすると、台東
区の方は、この調理従事者の資格については、集団給食をする場合ですから、例えば5
人ぐらいのチームだったり、または4人のチームだったりするわけですね、学校の中で。
そのうち2人以上は資格を持てと書いてあります。かつ、3年以上の経験が必要となっ
ております。

ただ、この中で考えなければいけないのは、資格を義務づけているという点なんですね。
今、日野市の場合、内々で取っている人がいるらしいというぐらいで、じゃあ、実
数はどうなんですかとこの間、聞いてみましたところ、いや、実数というのはなかなか
把握しにくいんだと。これは報告制ではないからわかりにくいと。となると、栄養士は
資格を持っている。ただ、ほかの調理従事者、4人が4人とも免許を持っていないとい
うこともあり得るわけですね。そのあたりで、民間委託した場合、しっかりと契約内
容に明記すべきであると。そうすることによって、かなりの安全、または衛生面が強化
できるというふうに考えます。

また、健康診断についてなんですけれども、これは台東区の場合、年3回義務づけて
おります。検便とかは、当然月2回やっておりますけれども。また、長期休暇について、
これについてはいろいろと異論もあると思います。それは重々存じ上げております。し
かし、普通に考えて、実際に給食をつくっていないのに、公務員だからということ、そ
れで給料を保障しなければいけないという、そういう議論も聞かれるところであります。
そういう問題が内在されていることは皆さんもよくよく御承知のことだと思います。台
東区の場合は、休暇の前後3日間ぐらい取って、例えば7月21日から休暇であれば、22
日から3日間とか、または2学期が始まる直前の3日間、その期間に念入りに掃除をす
るだけで十分であると。今までそのような事故が起こった経験はないし、というふうな
形で、極端な話、8月の丸々いっぱい、特に経費を必要としていないという見解でい
るわけです。そのあたりでの経費の節減ということの可能性を考えていかなければいけ

ないと思っております。

そのほかにもさまざまありますが、私が内々に調べたところ、台東区と、また日野市のそれぞれの安全衛生基準、それを比較してみたいと思っております。台東区の場合、容器の保存に対してなんですけれども、これは一定の規定を設けております。戸棚にしまうこととか、この場所にやりなさいとか、そういうふうに規定を設けているのに対して、日野市では特に設けていないという御答弁でございました。また、加熱食品の前日調理というのがございますが、これは両方の市とも前日調理はしておりません。しかし、台東区の場合は、禁止という言葉まで使って、もっと厳しくしています。また、盛りつけをする場合の使い捨て手袋の着用という問題がございまして、これは台東区の場合は、使い捨て手袋の着用を義務づけております。日野市の場合は、内容によって着用すると。これは安全衛生面でそれぞれ見解が違うと思うんですが、一応事例として、比較検討の例として挙げてみたいと思っております。また、万一の事故のための保存食の保管場所の問題です。日野市の場合では、普通の冷凍庫だと聞いております。台東区の場合は、保存食用冷凍庫というのがございまして、こちらに指定容器に入れてマイナス20度で保存ということで、もしもの場合に対するセキュリティという面で考えても、厳しい内容ではないかというふうに思っております。日野市の方も、専用の何か袋に入れるというふうには書かれて、報告をいただいておりますけれども、厳しいかどうかという観点でいくと、やはりこれは、台東区の方が厳しいんじゃないかと思っております。

これらの例からもわかるように、現行の直営方式と民間の委託、これを比較した場合、安全で衛生的な給食が提供できるかどうかというのは、まず書類の面で見るときには台東区、民間委託の方がセキュリティがしっかりしているというふうに言えるのではないのでしょうか。

次、経費についてです。経費については、民間委託による経費の節減についてですが、これは大きな経費の節減が望めます。今回もお話がありましたが、やはり人件費の節減と、もう一つ、備品または管理運営経費、そういったところの節減、それぞれ出てくると思います。分けてお話ししていこうと思っております。

台東区によりますと、年間12億円かかっていた人件費が、民間委託することによって7億円、実に5億円もの経費の節減が図られたというお話です。その余剰利益によって、学校給食の中で熱風乾燥機の導入や、オリジナルの食器、これは台東区の花というのはアサガオの花でして、そのアサガオの花を入れた容器、今環境ホルモンのことも問題になっておりますけれども、そういうのにも対応できるような容器をずうっと前から使っ

ている。これらも浮いた経費の中で導入したと。または、この節減した部分というのは、学校給食の充実となる施策に展開していくというお話でした。また、人件費だけではなくて、例えば今被服貸与という形で調理員の方々に渡しております、貸与しております作業着、長靴、または清掃用具など、それぞれの備品、これは今日野市の方ですべて担っているわけですが、これは自治体との契約によって指定されるものなので、経費を業者に負担してもらうことも可能なわけです。ただ、契約内容で、これをこういうことでやりなさいというふうに現状変わらないような形で先方業者が負担してもらうということで、見えにくい経費の節減となりますけれども、そういったことも図れます。また、電話代などの通信費、これは当然、業者費用で賄います。これらを考えていくと、全体で相当の経費節減が図れます。

ここで、いつも例のごとくなんですが、ビジュアルにということで、ちょっとつくってまいりました。遠くの方は見えにくいかもしれないんですけども、イメージだけとらえていただければと思っております。この図の中での向かって左側、これが高いボールになっておりますが、ここの部分、現状の経費です。そしてその隣にあります低いボールの部分、これは私が試算をしました中での想定される経費です。実に5割とは言いませんが、6割ぐらいになっております。一応前提として説明をした方がよろしいかと思っておりますので簡単に説明しますが、これは予算書をもとに、基本的な数字は担当部署からいただきました。そこに単純に、一応退職金についても経費として考えなければいけないと思い、退職金見合いの経費も足しました。これは単純に計算をしてまいりました。そこに対して、民間委託した最終イメージは、運営経費を備品やまたは嘱託職員経費の人件費分、これを削除いたしました。そしてまた、人件費の部分、これは台東区は5割以上削除できるという話をされていましたが、一応6割、60%に抑えてつくってみました。

この提案ですけれども、次の図を見ていただきたいんですが、私が提案しているのは、今ある学校すべて、小学校、中学校全部一気に民間委託しろというお話ではありません。28校ある学校給食については、例えば退職者の補充をしない、そういったことを通して、10年または15年ぐらいの計画で、ゆっくりと民間委託にしていくのは現実的なやり方であると思います。蛇足ではありますが、民間委託への移行期間というのが、10年から15年ぐらいあるわけですね。そうなってくると、隣り合った学校で片や直営、片や民間という現象も当然起こってまいります。お互いに切磋琢磨できるということを考えても、重要な要素ではないかと思えます。また、年度を経て、民間に委託するにつれて、余剰

利益が生まれます。つまり、ここの部分なんです、現行、この真っ青の部分、これが直営の初年度部分です。現状これぐらいかかっているというのが、少しずつ民間委託にすることによって、青の部分というのは直営の部分、で、この赤い部分、これは民間委託の部分でございますけれども、総経費としてだんだん下がっていくわけです。そして、この白い部分というのは余剰利益と呼んでおります。これが最終的に5億円ぐらい出てくるわけですが、これらの余剰利益、これは10年で試算しましたけれども、10年間でこの余剰利益のすべての金額を足していくと、何と27億8,000万円にもなります。この27億円、10年間で生み出せるというのが、この民間委託の経費をただけの一つの算定であろうと思います。経済的にはこれだけのメリットがあるということ、それをまず皆さんにもとらえていただければと思っております。

そして、以降、すべて民間委託になった場合は、毎年5億円ずつ、その余剰利益が足していけるわけですから、一定の学校の施設を整備した後、次は新しい施策の方にも振り向けていけるというふうにお考えいただければと思っております。とかく私たち議員の質問というのは、あれをしなさい、これをしなさいと、どんどん予算拡大傾向にあるわけなんですけれども、それと一緒にやっぱり財源の確保ということを考えなければいけないと思っておりますが、その財源確保、これによってかなりの部分できるのではないかとと思っております。

次、ただ、これらをやるときに考えていかなければいけないのは、受益者である児童または生徒さん、そして保護者の方々のサービスは絶対に落としてはいけないという前提は、これは守らなければいけないと思っております。

もう一つ、民間委託をした場合、新しい社会福祉の形を形成できるという提案をいたします。民間委託をした場合は、直営とは違って、学校給食の範囲を超えた給食施策の展開が可能です。例えば、高齢者向けの給食の配送や、高齢者が学校に来て、子供たちと給食をともにするふれあい給食、これの拡大も可能になってまいります。つまり民間委託をする場合のその契約内容によって、さまざまな施策が展開できるということなんです。来るべく超高齢社会は、在宅介護が重大なポイントになります。または学校の空き教室を高齢者のデイサービスに活用することも現実味を帯びてまいりました。そんな時代要請に合った給食サービスをするためには、直営では限界があります。学校教育の民間委託は、単に経費の削減や人件費の削減という話だけではないんです。新しい社会福祉の形を提示していると思っております。そういう高い理想を持って民間委託の検討をしていただきたいと思っております。

さて、皆さん御心配の方がいらっしゃると思いますけれどもメニュー、献立の件です。この何だかんだ言っても、実際の給食の質の低下を心配する方、これはかなり多いかと思います。もう一度触れておきます。メニューについては、これは献立についてですね。都や市が雇った栄養士が作成する。つまり基本的に質の低下というのはあり得ないと思います。幸い日野市には、各学校に栄養士がいらっしゃいますから、各学校に合わせた献立が作成できるということ、つまりメニューについての権限を委託業者には与えないことなんです。それによって質の低下というのはあり得ません。また、保護者から集める給食費の件、これも給食費の定義をしっかりとしていくことが大切だと思います。いわゆる食材購入費という位置づけがよろしいかと思うんですが、自分たちが払った、保護者が払った給食費はすべて食材に充てられるんだという、そのような形をしっかりと持っていくこと、説明できるような形にしておくこと、それが必要ではないかと思っております。また、台東区の例なんです、食材を学校が購入して、納入業者への支払いも学校がしております。つまり委託業者はそこには介入しないということなんです。委託業者に権限を与えないことで、これも質の低下というのはかなり防げると思います。つまり、今と変わらないんです。要は人件費部分、それと運営経費の一部、これだけを委託すること、それによって節減されるように契約していけばいい。一番最初にお話をした契約内容が問題だというお話です。そのあたりの作業をしっかりとチェックせずに見逃してきた、そういう事例が確かにあったと思います。だから、過去の例えば弁当給食とか、質の低下だとか、そういうことが言われてきているのではないかと思っております。ちなみに台東区の給食では、カフェテリア給食、またはリザーブ給食、思いやり給食など、趣向を凝らしたメニューも提供され、これも好評のようでございます。給食の質の低下は、契約方法のあり方次第だということが御理解いただけたと思います。

話を続けます。委託業者についてですけれども、委託業者については、近隣自治体のほとんどが、これは民間委託をしている業者のほとんどですね。それが東京都学校給食会に登録している業者の中から実績などを選定しているのが現状です。日野市で委託を行う場合も、ある意味ではこのやり方でもいいとは思っております。また、学校給食が給食の一環であるという見地からも、一度契約した場合は、その後は実質的には継続して契約することをしている、そういう自治体も多いみたいですが、これは契約内容の実行度などを勘案して、継続契約を基本とする配慮は必要かとも思っております。

ここで、ほかの議員さんとお話をした中で、いいアイデアが浮かんだんです。この委託業者を、市民でつくるNPO団体に委託できないかという提案です。市民でつくる給

食調理員組合のような団体を積極的に育成、そして支援していくこと、その団体に給食調理を委託していくこと、当然必要な資格取得を最低基準とはしますけれども、そういった方策はできないだろうかというふうにも思っております。地域の子供たちの成長を目的とした学校給食、そして民間委託であれば、質の低下はますます抑えられると思います。むしろ愛情のこもった給食が提供できるのではないかというふうにも思っております。また、学校が地域に根差す上でも効果があると思います。地域が子供たちを育てるという意識向上にも役立つのではないかと考えております。民間委託を幅広くとらえて、より愛情のこもった給食の提供を考えたとき、市民によるNPO団体に給食を委託するアイデアはかなり現実味を帯びてくると思います。

さて、以上私が考える学校給食の民間委託についての定義とそれぞれのメリットについて触れてまいりました。学校給食の民間委託のやり方は、さまざまあることは承知しておりますが、日野市において検討する場合、今回の提案は一つの成功イメージを示しているのではないかと自負しております。まずは学校給食を聖域として見ずに、質を低下させずに経費を下げる、そのことを考えていただきたい。そしてまた、余剰利益の活用を念頭に入れて検討していただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。総合的なお話でも結構ですので、お答えいただければと考えております。できれば市長か助役かどちらかに。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 私の方から先にお答え申し上げたいと思います。

ただいま大変貴重な御提言を承りました。学校給食は教育委員会の事業でもあります。日野市にとっても、行政施策の中でも重要な位置にあるのではないかというふうにも考えております。ただいま御提言をいただきました内容の件につきましては、部内で慎重に調査または勉強をさせていただきたいというふうにも考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 今、菅原議員から、学校給食の充実に向けてということで、御自分の視察の勉強の成果を踏まえて、大変前向きな、夢の膨らむような御提言をいただいたわけであります。一つ一つの部分についてはお答えいたしませんけれども、トータルに非常によくお調べになって、決して今子供たちが受けている給食サービスの内容が落ちないように、そして保護者の声といいますか、その辺も十分踏まえた上で、経費節減が図れるというふうな意味での提言であります。確かにこれまで、聖域とは言わない

までも、この学校給食について少しでも話題に上せますと、例えば私も市長選挙のときのことを思い出しますと、私は一切、あのときには言っていなかったんでありますが、かつて議員のときに、一度か二度、民間委託にされた方がコストが下がりますよという発言をしたのをとらえられて、新しい市長になれば、学校給食は全部おしまいになっちゃうとかいうふうなことまで言われたことがございまして、そういう意味で慎重な物言いを要するわけではありますが、今も議員御指摘のとおり、自校方式というものは、私は必ず守るということは、公の中でも申し上げてまいっております。そういう中で、今のお話のような委託の方式、しかもサービスを下げずに、経費がうんと下がるという方向でできるとすれば、これは大いに勉強をさせなければいけないというふうに感じた次第であります。教育委員会の本来の主題でございまして、教育委員会としての考え方がまず先に出るわけではありますが、行政部局としても積極的に、前向きに対応していかなければいけない、現実的な議論をスタートしなければいけないなあという認識をした次第であります。

恐らく一番大きな問題になりますのは、職員組合との対応というふうなことになろうかなというふなことを、今お話を伺っていて感じた次第であります。今、いろいろな行政改革の中で、職員の処遇、給与等も含めてであります。人員も含めてでありますけれども、具体的な交渉の場にこれからついていかなければいけない幾つかの課題がございまして、まだこの学校給食云々の問題には立ち至るわけにはまいりませんが、しかし、いずれはこういった議論もかなり真摯に受けとめてやっていかなければいけない。そしてそれが市民全体のサービス向上につながる、コスト削減につながるという方向であれば、ぜひ前向きに、より深く勉強をさせていただきたい。これからもぜひ、より進んだ御提言、御発言をいただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（馬場繁夫君） 菅原直志君。

○4番（菅原直志君） それでは、今までの話を簡単にまとめます。私は、市民サービスをまずは向上させるんだということが念頭になれば、すべての施策はうまくいかないと信じております。先ほどほかの議員さんの方からも、労働者の条件というお話いただきましたけれども、まずはそれは、別の話として考えなければいけないと思っているんです。まずは私たちが考えなければいけないのは、子供たちの給食をもっと充実させることなんです。そこから入っていかなければ、学校給食はまだまだよくなりません。今、日野市というのは非常に財政難、それはみんな話している。みんな話しているけれども、財政をじゃあどうやって生み出すかということ、そしてサービスを低下させない

でやるかということ、それについては私たちは、もっともっと議論をしなければいけないと思っています。今市長の方からも、組合との対応が一番の問題であるというお話をいただきました。組合との対応というのも、やはり、まず一番私たちが考えなければいけないのは、子供たちの給食をもっとよくするんだという観点、それが民間委託をすることによって悪くなるんだったら、それはやめたらいいんです。まずは議論することなしで、誤解やうわさやまたは一般的な中傷論、そういうのが先走る、それは必ずや市民サービスにつながるとは思えません。今後のますますの議論、そして直営がいいと、現状がいいんだということであれば、もっともっと議論をしていきたいと考えております。これで終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって3の1、学校給食の充実のための質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時24分 休憩

午後3時03分 再開

○議長（馬場繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問4の1、公共施設を禁煙にの通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

〔14番議員 登壇〕

○14番（執印真智子君） それでは、質問させていただきます。

たばこの害については、これまでもいろいろと言われています。たばこのニコチンは現在、大きな問題として報道されている環境ホルモンの一つとしても挙げられています。これは『週刊金曜日』という雑誌の記事ですけれども、たばこのニコチンには血管を収縮させる作用があります。そのため、精子をつくる睾丸の血液の流れが悪くなり、造成機能が低下することが考えられます。過度の喫煙は性欲を減退させることにもなります。また、ニコチンが睾丸細胞を直接攻撃して精子の奇形をふやし、運動性を低下させるという報告もあり、男性の生殖機能にとって、喫煙は百害あって一利なしと言えます。

また、この6月1日には、厚生省乳幼児死亡の防止に関する研究班が、乳児突然死症候群の誘発因子になるものとして、①うつ伏せ寝②人工乳③保護者等の習慣的喫煙と判

断したという報告がありました。日本では年間約600人の乳幼児の突然死があり、喫煙環境については、父親や母親が喫煙すると発症の危険度が高まり、父母ともに喫煙する家庭は、喫煙者のいない家庭より4.7倍発症リスクが高かったということです。以前からたばこの害は言われておりましたが、やはりここでもという感じをだれもが持ったのではないのでしょうか。

さらに昨日の新聞には、中・高生の喫煙が広がったという記事がありました。高校3年生男子の4人に1人が毎日たばこを吸い、高3女子の7人に1人は喫煙が習慣になりつつあることが厚生省国立公衆衛生院が9日までにまとめた中・高生の喫煙調査で明らかになったとあります。厚生省は昨年、「喫煙は個人の自由意思に基づく嗜好の問題にとどまらない健康問題」というふうに指摘をしております。

さらに受動喫煙という問題があります。受動喫煙とは、自分の意思とは無関係にたばこの煙にさらされ、それを吸わされることです。例えば職場で同僚がすばすば吸うとか、同居の家族に喫煙者がいるとかいうときに起こることです。吸っていない流れてくる煙のことを副流煙と言いますが、直接スモーカーが吸い込む煙に比べて、ニコチンで2.8倍、タール3.4倍、一酸化炭素4.7倍、カドミウム3.6倍、目を刺激するアンモニアに至っては46.3倍、そして発がん性のベンツピレンは3.9倍含まれている。つまり吸っている人よりも周りにいる人の方に害が及んでいるということがわかっております。

たばこ業界も喫煙のコマーシャルは自粛すると言いますし、航空会社によっては、全席禁煙にするところも出てきているということですから、時代も少しずつ動いています。日野市でも公共施設の禁煙対策をどのように考えていくか、考え方を打ち出す必要があると思います。現在のところ、日野市の禁煙対策はどのようなになっているのかを、まず伺います。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 公共施設の禁煙をということでございます。禁煙対策の方法には三つほど考えられると思います。一つには、施設全体を常に禁煙にしてしまうという、いわゆる全面禁煙でございます。二つ目には、時間帯を設けて、施設全体を禁煙とする、いわゆる時間分煙の方法でございます。三つ目には、喫煙室で喫煙を認める、あるいは喫煙対策機器等の設置によって、煙の拡散を制御する、受動喫煙を防止するという、いわゆる空間分煙の方法等があるかと思えます。

当市の公共施設の喫煙対策につきましては、いわゆる喫煙する市民の個人的な嗜好を奪うことなく、喫煙しない市民の健康を確保する、あるいは施設内の空気環境を快適な

状態に維持管理をしていく。そのために、喫煙者と非喫煙者との相互の立場を尊重し、相互理解に立った対策を講じなければならないということを基本的には考えております。したがって、施設を全面的に禁煙することについては、個人的な嗜好を一方的に奪うということにもおそれがあるということで、具体的な対策としては、当市としましては、空間分煙がその中では最も最適だろうというふうに考えております。現在、市が管理する公共施設の対応は、それぞれの施設に喫煙者と非喫煙者とを分ける形での喫煙所を設けるというようなスペースが確保できないというようなことで、ほとんどの施設では完全な分煙化が図られていないというのが現状でございます。こうした既存の施設の分煙を実施するためには、たばこの煙が滞留しないような、いわゆる排煙処理装置を設置するなど、それぞれの施設の実情に合わせた工夫が早急に求められているところでございます。また、今後の施設建設に当たりましては、時代の要請でもありますいわゆる喫煙対策を十分に配慮した施設づくりも進めていく必要があろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） ありがとうございます。

今、大体大枠の考え方というのが示されまして、個人的な嗜好を奪うことなく、確保していきたいということと、空間分煙が理想的であるというふうに考えているということだったんですけれども、これでは先ほど申し上げました受動喫煙の問題というのは解決されないだろうというふうに思うんですね。もう少し詳しく検討されている部分もあるかと思しますので、もう少し、今どこまで話し合いがされているのか、庁舎であれば、職員の健康問題の部分から当然話し合いもされていると思うんですけれども、もう少し詳しくお話してください。

○議長（馬場繁夫君） 総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 私の方の立場では、どうしても総務部は職員の健康、安全管理でございますので、御質問の内容が公共施設ということでございましたので、庁舎内での対職員、市民の方も庁舎内においてになるわけですが、その部分で現在検討している部分について省略をしてしまいましたので、若干その点を補足説明させていただきます。

本庁舎関係のこの喫煙対策問題は、大変重要な問題という認識のもとに、相当長い年月をかけて検討してきております。特に本年の2月からこの5月にかけて、集中的

に本庁関係の安全労働委員会というのがございます。安全労働衛生委員会でしょうか、本庁部会というのがございます。私がおその責任者でございますけれども、そこでは2月から四、五回かけまして、この問題を検討してまいりました。冒頭に申し上げました基本的な三つの方法の中で、現在の本庁舎の施設、20年前でございますので、やはり空間の確保というのが大変難しいということで、理想的ではないんですけれども、空間分煙という結論に至っております。そしてやはり、喫煙者の嗜好を奪わないで、職員同士が互いに理解の上に立ってというようなことで検討を進め、その中では1階、2階、それぞれ各階のフロアに何らかの形で喫煙室のような形のスペースを設けるというような形のものを一つの提言としてまとめております。その中に特に1階、2階等につきましては、一般の市民の方の出入りも多いので、そのあたりは市民の方も対象としたというようなところもありますけれども、1階から6階まで含めまして、一応空間の場所の設定までは進めております。先日の日野市全体の中央労働衛生委員会というのがございます。そちらの方へ、市役所の本庁舎の検討結果を提言という形でまとめたという経緯がございます。その中では、条件が整ったフロアから徐々に分煙の措置をしていきたいというようなことでまとめております。開始年度につきましては、早急にということでございますけれども、できる条件の整ったところは平成11年度からそれぞれの階、フロアごとに取り組んでいこうというような意思確認をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） 今、本庁舎の中では、職員の件に関しては、喫煙者の嗜好を奪わないようにという話なんですけれども、職員に関しては、喫煙するということは、仕事に仕事を離れるということになると思うんですね。そういう問題について話し合われてはいないんでしょうか。たばこというのは、ずっとお話ししましたように、吸ってもいいものというふうにずっと思われてはきたんだと思うんですね。ですから、仕事でもたばこを吸う方というのは多かったんですけれども、でも嗜好品として考えたときに、例えばほかのものを仕事に嗜好品として口にするとか、三時のおやつぐらいはあるかもしれませんけれども、そういうものというのはほかにはないと思うんですね。だからたばこだけが嗜好品として許されてきたというか、何というか、認められてきたところから少し話し合いをしていかないと、公共施設の禁煙というのがなかなか進んでいかないだろうというふうに思うんです。

その部分と、あと分煙をするということですが、今も分煙しているフロアがあ

るようですけれども、その分煙していると言われているフロアに行くと、エレベーターをおりた途端に煙たいんですね。かえって被害に遭うんじゃないかと思うような形になっておりましたり、たばこを吸う方が集まっておりますので、市民の方がエレベーターをおりた途端にぎょっとするんじゃないかと思うようなところもありますので、そのやり方が本当にいいのかどうかということと、今はただ離れて吸っている。それも職場を離れるという問題があると思いますけれども、ただ分かれて吸っているというだけだと思うので、そういうことについてももう少し対応していかないと、もしくは将来的には禁煙ということを打ち出していかないといけないんじゃないかというふうに私は思うんですけれども、そこはいかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 大変苦しいところをつかれまして、本庁部会でもやはり、職場を離れるということは当然議論の話題になりました。ただ、東京都でもそうですが、やはり別室を設けてやっているというのが第1段階のようでございます。私たちが検討した中でも、その場には喫煙する方、喫煙しない方、それぞれメンバーとしておいでのわけでございます。最終的には、理想的なスタイルは全面禁煙でございます。ただ、段階的に日本の習慣として、まだたばこの嗜好というものを完全に否定できない中で、お互いに理解し合っていこうじゃないかという段階でございます。ですから、職場を離れるとか、あるいはこの問題だけを個人的な嗜好として認めるかということも一応は議論に上がりましたが、結論に至りませんで、とりあえず何とか分煙という形で機器類も使って、既存の施設の許される条件の範囲で可能な限り取り組んでいこうじゃないかというところの段階でございます。

また、エレベーター前というお話がございましたけれども、その点につきましては、市長からも就任早々に、うちのエレベーターフロアは大変狭くなっております。その狭い中に置き場所がないので、あそこに市民の方のための灰皿が置いてございますけれども、あの点も市長からは厳しく注意をされているんですが、まだ全面禁止という段階ではなくて、段階的に啓発活動も進めながらやっていこうという段階でございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） そうですね。今いろいろ言われている環境ホルモンの問題ですとか、少子化が進んでいるというところから考えますと、ちょっとなまぬる過ぎるんじゃないからという気が私はするわけですが、いろんな問題をそうやって、今の状況で

は仕方がないからということではうっておいいたことが、例えばダイオキシンの大きな問題につながっていったりということがありますので、私、たばこを吸う自由は認めないわけではないんですけれども、そして、あしたからすぐ禁煙ということも、それも難しいことだというのはわかるんですけれども、せめて公共施設は日野市としての考え方をきちっと打ち出していくことが必要だろうというふうに思っております。

そこで、提案なんですけれども、21世紀には公共施設は禁煙と。それで「世界禁煙週間」というのがあるのは御存じでしょうか。ことし6月の第1週目が「世界禁煙週間」というものだったそうですけれども、月に1度の禁煙デー、週に1度の禁煙デーというふうに進めていって、また「世界禁煙週間」にも参加をすると。このときは、テレビのニュースで見えておりましたら、橋本首相の机の上からも、灰皿が1週間なかったというふうに報道されておりましたけれども、そうやって公共施設から示していくことが必要だというふうに思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 「世界禁煙デー」というのがございました。5月31日だったと思います。私も知らなかったんです。当日の朝のニュースで、「きょうは、世界禁煙デーです」ということで、改めて今まで検討してきた中にはこういう問題があったのかという認識をしたところでございます。先ほど来、本来全面禁止、公共施設でのということがあります。個人的な問題もありますけれども、やはり禁煙デーというものがあるということを認識いたしましたので、年に一遍ぐらいは市民の方々の御協力を得ながら、禁煙ということ、啓発的な意味も含めて大変意味深いものというふうに考えておりますので、その点は今後検討させていただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） ちょっとおうちでたばこを吸ってもらう分にはいいんですけれども、公共施設では本当にやめていってほしいと。なぜならばという話は先ほどしたわけですが、環境ホルモンも人類の存亡にかかわっている大きな問題ですから、もっと積極的にやっていただかないと困るんですね。

それで、市長にお考えをお聞きしたいんですけれども、いろいろな検討も必要でしょうから、総務部長としては「世界禁煙週間」に参加してくださいというふうに提案しているんですけれど、年に1度の禁煙デーだったらできるでしょうみたいなことで、どうもちょっと、このまままた放置しておきますと、先に行って、ああ、あのとき禁煙しておけばというようなことにもなりかねないと思うので、市長のお考えをお伺いしたいと

思います。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 公共施設を禁煙にしてほしいという意味での執印議員からの強い御指摘であります。私も今、たばこを吸いません。で、先ほど部長の答弁にもありましたように、最初にこの役所の中に入ってきて、ともかくよくたばこを吸う職員がいるなという印象を持ちまして、先ほど部長が言ったとおりの指示をしたりしていますし、私は職員の目安箱というのを設けた後、多分、女性職員だと思うんですが、非常に多くの、「市長、早く禁煙とか分煙とか、明確な方策を示してください」というふうな、かなりの数の提言があったりして、私はその都度、特に3階が一番大変なんですけれども、それぞれの場所をよく私、動いていますので、指示をし、もう少しまいぐあいに吸えないのかいというような話も、雑談の中でやったりしているところであります。そういう中でありますが、全面的に禁煙だということをやりますと、やはりそれぞれの職員の嗜好もございますので、職務の能率がかえって下がってしまったり、いらいらしたりする、市民に御迷惑がかかったりするというようなことも想像されますので、余り明確なことを早くできるというものではないというふうに思いますが、しかしながら、議員御指摘の趣旨もよくわかります。例えばこの議場は、ずっと前から禁煙なんだというルールでやっておりまして、当初は多分、委員会なんかも喫煙ができたものが、今は喫煙ができないように私はお伺いをしていますので、多分、職務をしている場所等については、できるだけ禁煙の方向で早目に、少し強目に再度指示を出したいというふうに思います。

ただ、結果がどういうふうになるかというのは、非常に数多くの喫煙をする職員もおりますので、あるいは市民の皆さんもいらっしやいますので、なかなか難しいかなというふうに思います。また、御承知と思いますが、市はたばこ税というものも8億弱いただいております、また市内には、たばこを売って業としている市民の皆さんもいらっしやるわけございまして、全部たばこはだめだというふうに言うてしまうのはまたいかがなものか、こういう認識もぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） これで終わりにしたいと思うんですが、個人の嗜好の部分であるというふうに、そのところから抜けられないことがまず問題じゃないかなというふうに思いますので、そこを十分に話し合っていっていただきたいと思います。御存じのように市役所というのは、赤ちゃんを連れた方とか、お体の弱った方とか、それ

から妊婦の方とかが見えるわけですから、なるべく被害のないようにしていくということが大事だというふうに思います。

それから、今たばこ税の話も出ましたけれども、たばこはうちで吸ってくださいと言っているだけですから、そのことと、いつもその話が出てくるんですけども、じゃあ、たばこを吸って健康被害に遭った方の医療の問題なんかを考えたときに、本当にそのたばこ税が入ってくるんだということだけ見てね、この問題は論じていかない方がいいんじゃないかというふうに思っておりますので、少し時間のかかる問題だと思いますし、今質問して、来年から禁煙にしますというふうなお答えが出てくるとはもちろん思っていますでしたけれども、後になって後悔することがないように、ぜひ積極的に進めていただきたいというふうに思います。ぜひ「世界禁煙週間」というのに参加していただきたいというふうに思います。質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって4の1、公共施設を禁煙にの質問を終わります。

一般質問4の2、NPO法人への優遇税制と支援策の検討をすすめよの通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

○14番（執印真智子君） 5月の初めに、ある大学の学生さんが、私のところにおいでになりました。日野市を対象にしてインターミディアリー、中間団体という意味だそうですね、日野市の福祉のNPO団体にたくさん寄附が行くような仕組みをつくりたいということでした。若い人たちが新しい発想で、新しい仕組みづくりに挑戦する心意気に感動いたしました、少しでもお手伝いしたいと考え、日野市の福祉のNPOで活躍されている市民の方々を何人か紹介いたしました。その中で私が「日野市第4次婦人問題懇談会」から御一緒させていただいた女性の方が、「NPO法ができたのはいいけれど、税制の面で優遇措置がないから、寄附されるとかえって困るかもしれない」ということをおっしゃいました。その方は、視覚障害者を側面から応援をしている方です。その方のおっしゃるとおり、この3月19日に国会を通りましたNPO法（特定非営利活動促進法）の欠点は、まさにそこです。3年後には税制を見直すというNPO法ですが、市民の方の声にこたえて、何かいい方法はないかと考えておりましたところ、5月2日の朝日新聞に、鎌倉市がNPO法人への優遇税制を行うという記事が載っておりました。また、同市では市民活動を応援するNPOセンターが二つあるということです。鎌倉と大船に開設されたNPOセンターは、公設公営の従来の市民利用施設と違って、ユーザーである市民が利用しやすい施設とするために、市民サポート委員会で検討した結果、市民で運営することになったそうです。福祉、環境、まちづくり、国際支援など、社会的

課題に取り組む市民活動団体を対象に、コピー機、印刷機の機器類の貸し出し、打ち合わせや作業のための場所提供、市民活動団体の情報を交互に交流する場など、活動の拠点としています。窓口では各分野で市民活動を行っている方々が、コーディネーターとしてボランティアに関する相談も行っているということです。

質問を3点いたします。1点目は、NPO法人への優遇税制です。鎌倉市では法人市民税、固定資産税、軽自動車税の減免を考えています。まだ実施はしていません。日野市でもぜひ検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

2点目は、NPOセンターをつくり、市民を支援することについて伺います。現在、日野市の中でも、先ほど述べたような福祉のNPOの団体、またまちづくりを考えている団体、環境問題を継続して進めていきたい団体など、NPO法人の芽が育っています。パワフルにまちの中で足場をつくっていくことにどの団体も努力を惜しまないと思いますが、日野市としてもぜひ活動の拠点、NPOセンターの場所の提供をしていただきたいと思います。この時代、新たに建物を建てるのは難しいでしょうが、余裕教室の利用、今ある施設の利用をしながら、まちの中に東西南北、とりあえずは四つぐらいあると特色ある活動が広がっていくのではないかと思います。NPOを支援することは、地域に雇用の場を確保することにつながります。市の考えをお聞かせください。

3点目は、NPO法人へ寄附した市民への所得控除を国に働きかけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君の質問についての答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（宮本 寿君） 私の方からは1点目と3点目につきまして答弁させていただきます。

特定非営利活動促進法は、平成10年3月25日に交付され、交付の日から1年以内に政令により施行されることになっております。この法律により設立された法人は、税法上は公益法人とみなされることになっております。公益法人等が収益事業を行う場合は、法人市民税の均等割及び法人税割が課税され、収益事業を行わない場合は、均等割のみ課税されます。なお、日野市における法人市民税の減免は、収益事業を行わない公共法人、公益法人等人格のない社団等に適用され、均等割のみということになっております。NPO法人につきましては、これらの措置について、まだ検討しておりません。御質問の法人市民税等の減免につきましては、税制の方向や他市の状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

それから3点目の、寄附した側への税の控除を国に働きかけることについてござい

ますけれども、国でも超党派でこれらの税制の見直しを図る検討がなされているというふうに聞いております。内容につきましては、3年以内をめどにこれらの検討を進めるというふうに承っております。新聞等の社説などを見ましても、人々の間に指示が広がってこそ、次の大きな課題であるNPO税制の創設に道が開けてくるはずであるというような社説を読むところでございます。こうした今後の動きを注視しながら働きかけを考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（馬場繁夫君） 企画部長。

○企画部長（横島英紀君） 2点目のNPO活動の促進センターへの支援というセンターづくりの支援ということでございます。神奈川県民活動サポートセンター、ちょっと内容を見させていただきました。特にNPO活動については、法の趣旨やあるいは活動内容につきまして理解をしているところでございます。市といたしましては、活動の交流の場を提供したり、あるいは活動の支援が必要と考えております。行政といたしましては、積極的にこれら側面的な支援について、今後検討させていただきたいと思えます。議員のおっしゃったもっと身近な部分としては、学校の空き教室も一つの選択肢であろうと思えます。またさらに、ちょっと規模の大きいといえますか、そういう部分につきましては、今後、東京都の方にも、今企画課長会等でも検討して、東京都の方にも要望してまいりたいと思えますし、地域でのNPOの活動拠点、これにつきましては公共施設を利用できるよう、今後十分検討させていただきたい、このように思っています。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） ありがとうございました。

このNPO法人への優遇税制、税の面というのは、先ほど部長もおっしゃったように、3年以内に検討していくということになっているわけですが、各市がどういう取り組みをするかによって、大きく影響するだろうというふうに思っているんです。ぜひ、積極的に進めていただきたいわけですが、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） NPO法人への税制面の優遇、あるいは支援策ということでございますが、私も従来から申し上げております市民参画の市政、あるいは国政もそうかもしれませんが、そういう中では、こういったNPOのようなものがたくさんいろんな分野でつくられて、それがむしろこれからの行政を支えていくであろうというふうな認

識を持っておりまして、そういう意味では、今議員御指摘のとおり、せっかく法がつくられたわけですから、有効にこれが機能するような支援を自治体として強めていかなければいけないというふうに思っています。今議員御指摘の、鎌倉市、あるいは大船、こういったところの例を勉強させていただきまして、できるだけ市長会等に働きかけ、前向きな対応をしていきたいと思っています。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） 国の成り立ちが違いますので、簡単に比較はできないと思いますが、アメリカなどでは、公務員を上回るスタッフが活動していると。それでシングルマザーを支える会とか、低賃金の家賃で住居を提供するNPOだとか、子供の託児施設があるNPO、日系老人を在宅ケアする「気持ちの会」というような、いろいろなNPOがあるということです。ぜひこれを使って、市長も今もおっしゃいましたけれども、市民参加のまちというのは、きちっとした後ろ楯をしていかないと、なかなかうまく進んでいけないと思いますので、今、積極的に検討するということでしたので、ぜひ検討していただきたいということで、この質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって4の2、NPO法人への優遇税制と支援策の検討をすすめよの質問を終わります。

一般質問4の3、農業基本条例に生命を吹き込むためのいのちの通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

○14番（執印真智子君） 7月1日からこの条例が施行されます。全国から注目を浴び、遠く海外からも問い合わせがあるそうですが、この条例が本当に生命を持って輝くためには、これから先、多くの問題を解決しなければならないと考えています。

私は1991年の9月に、「食と緑を守るために、西平山区画整理地内で農のあるまちづくりをすすめよ」という一般質問をしております。生産緑地法の一部改正を受けて、日野市の農地をいかに多く生産緑地に登録してもらうか、農家が営農を続けるための条件をどのように整えていくかなどを提案をいたしました。その結果として1993年の12月に、農家、市民、行政、専門家による農のあるまちづくり委員会が設置をされ、95年の7月には「日野市農のあるまちづくり計画策定調査報告書」が発行されました。さらに4年前、1994年の3月議会では「学校給食等公給食へ日野産の米、小麦を」という質問をいたしました。日野はその昔、東京で一番のお米の産地ということでしたのに、当時の収穫量では、政府への供出と自家用で精いっぱいということで、残念な回答となったわけです。この3月の農業基本条例の審査報告の折には、早速この条例に沿って日野産のお

米を学校給食に入れる考えはあるかどうかを伺いました。4年前とは東京都産のお米を取り巻く状況が変わってきております。秋にならないと最終的な結論は出ないようですが、政府が東京産のお米を買わない方針を打ち出していて、政府に供出していたものを学校給食に入れられるのではないかと伺っております。昭島市では、市内産の米が既に学校給食に入っているということですし、農業基本条例をつくったからには、もっと積極的に日野産のお米を学校給食に入れたいという意思をお持ちかと考えておりましたが、3月議会では、「学校、受け入れ側の要請に基づく行動はとりたいけれども、農家側から積極的な働きかけをするのは当面控えたいというふうに聞いております」という、いま一つ、意思のはっきりしないお答えだったように思います。その後どのような検討がされたのかをお伺いいたします。これが1点目です。

2点目の質問は、生産緑地の追加指定についてです。世の中はバブル期からバブル崩壊期へと移り、生産緑地法の一部改正が行われた1991年当時とは状況が大きく変わってきました。大都市圏の農地を宅地として吐き出させようと、かなりの短期間に30年営農するかどうか迫ったのが、この一部改正で行われたことでした。多くの農家は不安の中で判断をし、日野市の登録率は49.6%、都下27市平均の64.1%を大きく下回っております。それでなくても、猫の目農政と言われる一貫性のない日本の農業政策ですが、日野市では農業基本条例も全国に先駆けて制定したことですし、積極的に生産緑地の追加指定を進めるべきだと思います。現在どれぐらいの指定の希望があるのか、またどのように対応しているのかをお伺いいたします。

3点目は、生産緑地の買い取りの申し出の状況と対応についてお伺いいたします。この生産緑地法の一部改正の中では、営農が続けられなくなったときは、自治体に買い取りを請求することができるということになっております。この間、どれぐらいの買い取り請求があったのか、そしてどのように対応してきたのかをお伺いいたします。

4点目は、援農制度についてお伺いいたします。今の農業の問題点の一つは、高齢化が進んでいることだと思います。また、片方では、まちで耕したい市民がふえています。市民農園の募集をすると、4倍から5倍の応募があるとも聞いております。その力を結びつけるために、援農制度をつくる必要があると考えますが、現在計画はあるでしょうか。

5点目は相続税についてです。大雑っぱな言い方をすれば、相続税を支払うためには、農地を手放すしかなく、3代相続が発生すると農地がなくなってしまうと聞いております。日本全国、遠く海外からも農業基本条例についての問い合わせがあったとしても、

この問題に物申していかないと、日野市の農地を保全し、農業を基幹産業としてまちづくりに生かすことはできないのではないのでしょうか。市のお考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 1点目の日野産のお米を学校給食で使用する件についてお答え申し上げたいと思います。

学校給食の食材につきましては、まず安全で、おいしく、そして価格的には低廉であるというふうな部分を基調に、現在では各学校がそれぞれの地域性を考慮して、個別に食材の調達をしているのが現状でございます。今議員さんお話のとおり、地場産のお米の意味は、緑地と空間の保持とか、営農の継続性等により、教育的見地からも安らぎが得られ、幾多のメリットが考えられているところでございます。このような状況の中からは、学校給食での日野産のお米の使用については、従来からも使用拡大について努力をしてきているところでございます。ちなみに量は少ないんですが、平成7年度では1,046キロ、8年度では1,534キロ、昨年の9年度におきましては1,955キロの日野産のお米を学校給食で使用させていただいているところでございます。いずれにしても今後、これから供給されるお米の単価等の兼ね合いもありますが、御指摘のように、使用の拡大に向けて努力を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 生産緑地の追加指定の件でございます。現在、日野市の中に、生産緑地でございますけれども、約131ヘクタールほど指定されております。これは市街化区域農地の約51%ということでございます。このような状況の中で、日野市が今後良好な市街地を形成していく上で、都市環境を保全する緑地、または市民の心の安らぎのある緑あふれるオープンスペース、または農業経営に必要な優良農地というようなことで、生産緑地の果たす役割は非常に大きいものがあるというふうに考えてございます。このために平成9年度、平成10年度で策定をさせていただきます緑の基本計画におきまして、保全の方針、それから活用の方法、必要に応じた生産緑地ごとの将来の土地利用形態を都市計画的に位置づけし、生産緑地の追加もこの中で位置づけをしていきたいというふうに考えているところでございます。

現在、追加指定につきましては、平成8年度の時点でございますけれども、約44名の方が御要望されておまして、約面積で5万8,000平米ほどの方が追加指定を要望され

ているところでございます。そういう状況ではございますけれども、追加指定につきましては、真にやむを得ない理由によるもののほかにつきましては、建設省からの生産緑地地区に関する都市計画の運用ごとに東京都と協議しているところでございます。そういう中で、都市計画的な位置づけがなければ、なかなか生産緑地の追加指定ができないという状況がございます。したがって、農地所有者の意向はあるわけでございますけれども、なかなか追加指定が非常に難しい状況であるというところでございます。

そういう状況ではございますけれども、日野市といたしましては、生産緑地になっていない農地につきまして、日野市としての基本方針を定めてございます。幾つかお話しさせていただきますと、農業経営の安定を図るために役立つ優良農地であるもの、もしくは区画整理事業による農のあるまちづくり推進に役立つもの、区画整理事業の減歩された農地について補充、そういう基本的な方針の中で追加指定ができるようにということで現在、東京都の方と協議を進めているところでございます。今後できるだけ多くの農地が生産緑地になりますように東京都の方へ働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。

それから、3点目の生産緑地の買い取りの申し出の件でございますけれども、9年度末で申し出の件数につきましては24件でございます。買い取りの申し出面積につきましては約2万9,000平米が買い取り申し出ということで申請が出されております。買い取りの実績につきましてはゼロでございます。このように生産緑地の買い取り申し出に対する買い取り実績につきましては、現在ございませんけれども、買い取り実績はございませんが、区画整理事業地区内におきます約70ヘクタールの生産緑地につきましては、農のあるまちづくり計画ごとに営農環境の保全を図っているところでもございます。また、区画整理事業を進める上では、生産緑地をできるだけ集約し、換地を行っているところでもございます。集合換地ということで、1街区の中に生産緑地を集めているという試みを現在行っているところでございます。このようなことを行いながら、生産緑地として維持していける環境を整えていきたいというように考えています。今後も緑の基本計画や農業基本条例を考慮いたしまして、農地として保全していかなければならないところにつきましては、非常に厳しい状況ではありますけれども、生産緑地等につきまして、できるだけ多くの農地が残せるような検討を進めていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（宮本 寿君） 4点目の援農制度への取り組みについてお答え申し上げます。

日野市の農業の現状は、農家戸数で見ますと、昭和40年1,000戸あり、昭和55年には692戸に、平成7年農業センサスでは415戸と減少いたしております。また、農家人口を見ても、昭和40年5,786人いらした農業者が、昭和55年には3,395人、平成7年農業センサスでは1,774人と大幅に減少してきております。経営耕地面積を見ましても、昭和45年530ヘクタール、昭和55年322ヘクタール、平成7年農業センサスでは187ヘクタールと、やはり減少しております。このような農業の現状は、すべてにおいて減少の一途をたどっていると言えます。市の農業は、産業としての農業としてでなく、都市の農業として宅地化が進み、自然が減少していく中、環境保全、防災面、生活への潤いの場、こういったことで大切な役割を果たしているところでございます。市では、この大切な財産を後世に維持していくため、3月議会にて条例化を提案し、賛同をいただいて、この7月に施行することになっております。農業を守り、農地を残すための一番重要なことは、農業者、担い手がいなければなりません。担い手がいれば農業を守ることができます。そのためには、農家の跡取りや農業に就職したくなるような、収益性が高く、魅力ある農業づくりを進めなければなりません。また、後継者のいない農家、人手の足りない農家には、農業をやりたい、やってみたい援農ボランティアや、最近では少しでも報酬を出したり、生産品を差し上げたり、援農ボランティアを育てていくことが重要であり、担い手不足を解決する手段と考えているところであります。市では、こうしたシステムが重要であると、昨年定めました農業振興計画の中でも位置づけているところであります。今後は、施策を進めていくため、JA、関係機関と相談しながら、組織化に向けて取り組みたいと考えております。

援農制度については、農業をやりたい人、一般市民はもとより、市でつくる市民農園467区画を卒業された方々、次のステップとして希望があれば、援農ヘルパーとして育てていただき、手助けをいただきたいというふうなことも考えているところでございます。

5点目の相続税への対応についてでございます。農業を続けたいけれど、いろんな事情で続けられないという話は、農家の人からよく聞く言葉でございます。こうしたことで農地を処分する人も多く、農地も当然減少してきております。今、農業の抱えている大きな課題の中に、この農業を引き継ぐ後継者の問題と相続税の問題がございます。特にこの税の問題は、平成4年に生産緑地法が改正され、農業環境は生産緑地と宅地化農

地に選択を余儀なくされました。このとき、農業をやっている農家の頭を悩ましたのは税金の問題でございます。農業を続けていきたいけれども、もし不測の事態で続けられなくなったとき、相続税はどうするか。何かのときのため、税の安い生産緑地にすべて指定することなく、すぐに処分できるように一部を宅地化農地にいたしました。バブル経済が発生し、宅地の地価が高騰し、バブルがはじけ、大半の農家は、高い税金のツケが残り、同じ農地ながら、高い税金に苦しんでおります。農業を続けたい営農意欲の高い農家にとって、頭の痛い問題と言えます。市民の期待する農地を後世に継承していくためには、農業者の相続税の軽減なくしては、農地の保全は大変難しい状況でございます。この問題については、国等に現在も要望しておりますが、今後もこの問題については積極的に働きかけをしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） ありがとうございます。

生産緑地の追加指定については、現実にはかなり難しいというふうに感じているんですけども、担当としては、積極的に都と協議をしていくということですので、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。44名で5万8,000平方メートルということは、かなりの広さになると思いますので、やはりこれは、全部追加指定ができるように働きかけをしていただきたいと思います。

3点目だけちょっと再質問いたしますけれども、生産緑地を買い取るといっても、現実的には、財政的にすごく厳しいわけですから、この24件買い取り請求があっても、実績はゼロだというのは、それはわかるんですが、全部どこの地域も例えば買うということは無理だと思いますけれども、優先順位をつけて、ここの地域は優先的に買っていくというような生産緑地の買い取りの優先順位というのをエリア的につけていただいて、少し大変な思いをしても、優先順位の高いところは買って行って、そして市民農園なり、子供たちの学校農園なりとして、農地として残していくということをぜひ検討を進めていただきたいんですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 生産緑地の買い取りの申請に伴う、現在決まっている生産緑地についての優先順位ということでございます。それを農地としてということでございますので、現在、生産緑地については都市計画決定がされておりますので、都市計画的な位置づけは当然あるわけでございますけれども、非常に財政的に厳しい状

況ではあるわけですが、日野市といたしまして、緑地、それから生産緑地もあわせて、現在公共用地としてできる限りの確保をされているわけですので、現在の段階では、日野市といたしましては、日野緑地、それから多摩丘陵の保全というようなところで、公共的な用地の確保を行っているところでございます。直接生産緑地の優先順位ということにつきましては、現在の段階では具体的な順位づけをしておりませんが、今後、日野市の緑の基本計画等の中でこれらの位置づけをやりたいというふうに考えておりますので、そこらあたりの中で順位づけができるのかどうか、ちょっと検討はしていきたいというふうに思います。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） ありがとうございます。

それでは、市長に質問いたします。かなり農業を取り巻く状況というのは厳しいわけです。しかし、その中で、日野市は農業基本条例をつくりました。その責任は大変大きいというふうに私は考えております。市長は広報とか雑誌のインタビューで、大変気持ちよく原稿をお書きになったり、お答えになったりしていらっしゃるで、例えば農業に就職しますという若者が出るようにしたいと。それからまた、水田をふやしていきたいということもおっしゃっているんですね。それはそれで大変心強い、いい発言だというふうに思いますけれども、今、生産緑地についても、東京都と積極的に協議していくというふうにはお答えをいただいたわけですが、かなり難しい状況というのがあると思いますし、相続税の問題も、これも解決していかないと、農業に就職はしたいけれど就職先がない。就職先というのは、畑や水田のことですが、そういう状況になっていくのはだれもがわかっていることだというふうに思います。

市長会などでは、生産緑地の追加指定の要請というのを毎年しているようですが、それだけではなくて、市長が独自に、積極的に東京都、そして国に働きかけて、生産緑地の追加指定、それから相続税の問題、また生産緑地を買い取るために、実際には補助金のようなものがないと買い取れないというふうに思いますので、そういうようなことを積極的に働きかけをしていただきたいと思います。

いろいろところで大変元気よくお答えになっていらっしゃるで、これから先、こういう形で日野市に農業を残していくんだというきつと構想をお持ちだと思いますので、ぜひ伺いたいというふうに思います。

○議長（馬場繁夫君） 助役。

○助役（小俣雅義君） 市長答弁の前に若干、生産緑地の買い取りの実績ゼロという状

況だけ説明をさせていただきます。

確かに申し出のあった緑地について、現状の税制の中で世代を超えて農地を確保するというのは、現在の税制上はなかなか難しいのは、先ほど説明があったとおりでございます。そんな中で、市に買い取り請求をするものが実績ゼロの状況は、確かにこのとおりであります。これを審査する段階で、確かに財政的な理由だけではなくて、この生産緑地の本当に残すべきところと比較的やむを得ない部分と、ある程度ランクをつけて、5段階にこれはランクがついております。たまたま今までの実績ゼロの部分は、このランクづけからすれば、比較的緩いといえますか、優先度は比較的低い部分であったために、市の財政状況も踏まえながら、やむなく買い取りをしていないという、そういうような状況は御理解をいただきたいと思います。どうしても残さなきゃならない部分については、これからいろんな調整の中で、最大限の努力をしていかなきゃならないことは当然だと思っています。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 農業基本条例に生命を吹き込んでほしいということでの数多くの分野に分かれて、学校給食、あるいは生産緑地の追加指定、援農制度、さらには相続税への対応、いろいろな角度からの御提言でありますし、最後に私の農業に対する構想を問われているわけであります。

非常に元気がよ過ぎるということについては、おわびを申し上げたいというふうに思います。もう少しおとなしくやりたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思うわけですが、私がまずこの農業基本条例について一番思いますのは、これは私の提言ではなくて、職員の提言であります。そして、職員が今執印議員もおっしゃったように、数多くの議員からの御指摘を受けて、あるいは庁内のいろいろな担当部局の検討を受けて、何とか早く上げたいというふうに思っていたものが、ようやく日の目を見たということございまして、そういう意味で私は、職員の提言をこのように出すことができたということについて、非常にうれしく思っているわけであります。そのことをまず申し上げておきたいというふうに思います。

それと、私自身も、仲田小学校にかかってしまった土地は大分ありますが、まだ農地が残っておりまして、一部仲田小の子供たちにサツマイモだと思いますけれども、つくらせているというような状況もあります。農業者の一人でもあるわけであります。もとも私の家、今家がありますところはずっと畑でございまして、自分の家で食べるちょっとした野菜は、大体家で作っていたというふうなこともございまして、やはり議員も

御指摘のように、日野市がもともと持っていた農業を主体として生活をしてきた地域である、この認識は大事にしていきたいというふうに常々に思っているところでございます。そのことをまず初めに申し上げておきたいというふうに思います。

日野産米を学校給食でということでございます。これにつきましては、それぞれの学校給食の現場が、子供さんの数が減りまして、野菜にしても、こういったお米にしても、かなり細かい量といいますか、それを小分けにしてあちこちの学校に持っていくというふうな、農家の皆さんにとりましては、非常に苦しい対応もあるかに聞いておりまして、そういうことも少し御理解をいただきたいというふうに思うわけでありまして、そういった点がクリアできれば、ぜひできるだけ日野市内でとれるお米を子供たちに食べさせる、こういうことは進めていきたいというふうに思うわけでありまして。

議員からも質問にはなかったわけですが、私は日野の農業ということで今考えますのは、水田はもちろんあります。お米も大切でありますけれども、それ以上に首都圏の近郊農業としての例えばシクラメンであるとか、トマトでありますとか、ナシ、最近ではブルーベリー、ブドウ、こういったものがいわば日野の名物として定着をすることができのではないかなという認識を持っているところであります。そういう意味で、実は農業基本条例が準備をされ、御審議をいただいているときに、農業者の皆さんと数多くの話し合いがございました。そういう中に、ブルーベリーの研究会、あるいはブドウ組合の会、こういったものがございまして、私、非常にうれしく思ったのは、特にブルーベリーについては今、3軒の農家だけがつくっておりますが、そこに大勢の若い、これから私はやるんだという農業者の皆さんがお集まりで、一生懸命研究をしていた、専門家のお話を聞いていたということを見まして、大変心強く感じた次第であります。そういう意味で、やはりお米はもとよりでございますけれども、農業全体が発展するには、市内で農業が何としてもできる、農業として、業として成り立つというふうな収益性といいますか、そういうものを一生懸命行政が支えていかなければいけないし、市民もまたそういったものを買う、使うといいますか、食べる、そういったことが必要である。そういう意味がこの農業基本条例にはうたわれているわけでありまして、そういう意味での既に第一歩、あるいは一歩半は踏み出しているという認識を私は持っているところであります。

それから、生産緑地の追加指定、現状でございますけれども、これにつきましても、恐らく日野市は、近隣の各市から比べれば、かなりもっと追加をしてほしいという数は多いと思います。東京都は、あるいは国もそうかもしれません。基本的には、やはりま

だまだ道路でありますとか、街区の整備が進んでいないところについては、余り追加指定を受けない、受けさせないと言ってはおかしいですけれども、まちづくり、開発が少ししやすいような形をお考えなのかなというふうな認識を持っておりますが、今議員御指摘のとおり、日野市の特殊性もございます。これからはまちづくりをする意味でも、農あるまちづくりということで、農業を主体とした地域もつくっていかねばならないわけでございますので、部分を選んでですね、議員御指摘の優先順位をつけまして、できるだけその部分については、優先順位が高い部分については、極力努力をしていく、あるいは国や都にも買い上げをお願いをしていくと、こういった行動は個別にしていきたい、このように感じた次第であります。

それから、援農制度への取り組みについては、既にお答えもありましたけれども、極力JA、あるいは現在の農業者との協力を踏まえながら、これまで市民農園等々で経験を積んだ一般の方々、特に退職をした方々、若い高齢者と言ってはおかしいですけれども、退職直後の皆さん方が、農業に携わりたい、こういった方々への支援を進める中で、援農ヘルパーのようなシステムをしっかりと育てていきたいというふうな認識を持っているところであります。

それから、相続税の問題であります。これは確かに一番大きな問題でありまして、相続税の問題さえなければ、何とか緑のまま、あるいは農地のままずっとずっと保っていくということが、どなたもできるわけですね。そして、つい先日、ある代議士に伺いましたところでは、相続税のちょっと余りにも高過ぎるといいますか、特に土地についての相続税については問題が多いということで、それについて今、国会では検討を始めているというようなお話を伺ったわけでございます。そういう意味で、この辺につきましても、特に国会議員等に個別に働きかけをして、日野のような農業でこれまでの伝統を持っている地域については、特別なことが対応できるような方策もまた考えていきたい。相続税についても、最高税率を下げるとか、いろんな問題がありますけれども、特に土地についての相続税については、使用とといいますか、売買の代価によって金額、相続税の金額が評価されるというのではなくて、その収益、土地が上げる収益に応じて価格を決定をするといいますか、そういった形のものを、特に農地については、あるいは緑地については対応ができるような、そんなシステムをまた個別に提言等にも強く申し上げていきたいというふうに感じた次第であります。

いずれにいたしましても、確かに私の物の書きようが元気がよ過ぎて、御不満があるかもしれませんけれども、私の思いは、やはり自分も少しですけれども、農地を持って

おりますし、以前からたくさんの農地があって、それが今、市内にあります結構大きな工場になったなというふうな先祖の声も聞いております。農業が日野にとっていかに大きなこれまでも位置を占めていたか、そしてこれからも永久に占めていくであろうという認識を強く持った上で、この農業基本条例にきちっと生命が吹き込めるような施策展開をしていきたいと考えておりますので、ぜひ引き続き御協力をいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） ありがとうございました。

市長がまず、職員が頑張ってこの条例ができたんだということをおっしゃったのは、大変いいことだなというふうに思いました。できれば広報とか雑誌なんかでも、そんなふうな部分を言っただけならよかったかなというふうに思うわけです。（「言ってます。書いてありますよ」と呼ぶ者あり）

出るくいは打たれると言いますが、出過ぎたくいは打たれないそうですから、別に元気がいいのを悪いと言っているわけじゃありませんので、元氣よく他市を引っ張るように頑張っただけだいたいというふうに思いますし、発言をされたことはきちっと実施をしていってほしいと思います。終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって4の3、農業基本条例に^{いのち}生命を吹き込むための質問を終わります。

一般質問4の4、子どもオンブズ・福祉オンブズの検討状況を問うの通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

○14番（執印真智子君） この件につきましては、昨年の12月議会で、市長、教育長から、それぞれ検討する旨のお答えをいただきました。3月議会では、介護保険の私の質問の中で、福祉のオンブズについては介護保険の検討の中に入れていく、というお答えをいただきました。また、今回の行政報告の中に、介護保険プロジェクトチームの資料も入っておりましたので、動き出したことは理解をしております。簡単で結構ですので、現在の状況をお教えてください。

次に、子どもオンブズについては、12月で検討するというお答えをいただいておりますが、その後どのように検討がされているか教えてください。これについては、少し詳しく聞きたいと思います。

11月5日に教育委員会は川西市、これは現在、子どもの人権オンブズパーソンを検討している市ですけれども、この視察を受けていると思います。内容は、子どもの人権オ

ンブズパーソン条例となっておりますが、日野市には子どもの人権オンブズパーソン条例は存在はしておりません。なぜこの視察を受けられたのか、また、存在しない条例について、一体何を説明されたのかを伺いたいと思います。

また、教育長は12月議会でこの件について触れられ、徹底的に勉強させていただきまし、と述べていらっしゃいますが、何を勉強され、現在の検討にどのように生かされているのかをお伺いいたします。

次に、大坂上中学校入学式での教育委員長の発言についてお尋ねをいたします。この件につきましては他の議員も通告していらっしゃるようですし、歴史の誤認その他については、私は触れません。教育長は市民との懇談の中で、教育委員は、自分たちが子どもオンブズだと考えていると話していたと発言をされております。御存じのように子どもオンブズは、人権を守るための仕組みです。教育委員が実態として子どもオンブズになり得るのかという視点で伺います。教育委員長は、入学式で校長が話されたパラリンピックの話を受けて、東郷外相は片足がなかったし、父親はチンという名前だったが、日本の代表として頑張った。皆さんは五体満足です。頑張ってくださいという旨の話を新入生にされたということです。これは大変縮小した話になっておりますので、御勘弁いただきたいんですけれども、こういった発言について、障害児をお持ちの保護者の方から私のところに、障害者差別、外国人差別も甚だしいという御意見をいただいております。現在の教育委員会のシステムと個人のお考え、資質の問題を混同して考えてはおりませんが、余りにも人権についての話し合いが教育委員会でなされてはいないのではないかというふうに思います。人権について、これまで一体何を話し合ってきたのか、伺いたいと思います。

以上、お願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君の質問についての答弁を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） では最初に、福祉オンブズのその後の検討状況ということで、介護保険に絡んでの御質問ございましたので、私の方からお答えをさせていただきます。

介護保険制度における要介護認定等の不服申し立てにつきましては、都道府県が設置する介護保険審査会が担当いたします。また、サービスの質等に関するものにつきましては、国民健康保険連合会が窓口となって処理することになっておりますが、市民が身近な窓口での受け付け、申し立てができるよう、市といたしましても、苦情相談窓口を設置しなければならない、このように考えております。現在の検討状況でございますが、

5月1日に発足いたしました介護保険制度推進のためのプロジェクトチームの組織検討部会におきまして、組織を含めた福祉オンブズパーソンについて調査検討を行っているところでございます。いずれにいたしましても、介護保険事業計画及び保健福祉計画の中に明確な位置づけをしてまいりたい、このように考えております。なお、総合的な福祉オンブズ制度につきましては、今後、調査研究を進めてまいりたい、このよう思っております。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長参事。

○学校教育部参事（伊藤 敏君） 初めに質問のありました検討の経過についてお答えさせていただきます。昨年の9月議会、12月議会で議員から、子どものオンブズパーソンについて導入を早く検討せよと、強い要望をいただきました。それに基づきまして、オンブズパーソンの制度の特質とか、仕組みとか、それから教育行政上のかかわり方等についていろいろ検討しております。現段階では、公的なオンブズパーソンの持つ調査権とか情報公開、それから面接権、そこら辺に課題があるんじゃないかという考えがあります。これらの権利が学校現場で行使された場合は、調査や面接をされる側の子どもの心が傷つけられたりすることが危惧されます。また、保護者の親権とか、校長の権限、そういうものがやはりどうなのかなという心配がございます。また、そういう面接権、調査権が行使されるの中で、保護者、地域との学校の信頼関係というものがどうなるんだろうかということの心配がございます。一方、本市では、人権擁護委員の方々が中心になりまして、医療とか福祉、司法、教育の関係者による子どもの人権を守る協議会というのが、第三者機関として構成して、精力的な活動をされております。このことに大変ありがたく思っておりますし、そこに学校の責任者である校長も、教育委員会の事務局も参加させていただいております。市民レベルのこういう組織があるということは、大変大きな価値があると、そういう意義を感じております。

9月に議員さんに子どもオンブズについての御指摘をいただいた後、一応次のような経過で検討してまいりました。11月には、先ほどお話ありましたけれども、川西市の市議団の視察を受ける中で、川西市が条例化に取り組んでおります子どもオンブズパーソンについていろいろ教えていただきました。また、私どもは、日野市にあります子どもの人権を守る協議会の活動状況等についていろいろお答えをさせていただきました。また、12月議会で再度議員から御指摘をいただきまして、その後1月、2月の学校教育部の部課長会で検討いたしました。その中で出された課題が、先ほど申し上げたような内

容でございます。4月には教育委員さんとの懇談の中で、子どもオンブズパーソンについて話題提供をさせていただきました。なお、5月上旬に、日野市の子どもの人権を守る協議会の会長並びに事務局長、それから教育委員会からは教育長、学校教育部長、指導主事等が参加させていただきまして、今年度の子どもの人権を守る協議会の活動について意見を交わさせていただきました。SOSミニレターとか、子どもの人権メッセージの発表会とか、中学生人権作文等にもこれから参加させていただきたいと思っています。なお、日野市の子ども教育委員会にあります人権尊重教育推進会議では、児童用、生徒用、教員用の啓発資料の作成に取り組んでおります。また、人権尊重教育推進校ということで、東京都で何校か指定されておりますが、その1校が日野第二小学校でございまして、その実践を市内の学校に広めるべく努力しているところでございます。

それから、2点目の御質問の川西市の視察でございますが、たしか11月5日だったと思いますけれども、川西市議会から日野市議会事務局を通して視察の要請がありまして、具体的には、日野市には人権オンブズパーソンの制度はございませんけれども、子どもの人権を守る協議会という、そういう活動体がありますので、そういうことをお話できればいいのかなということで、視察を受け入れさせていただきました。市議団の方が、日野市教育委員会ということで、子ども、教育長、私、室長、指導主事等がそこに参加させていただきまして、日野市からは子どもの人権を守る協議会等の話を説明をさせていただきました。川西市の方からは、川西市で今進めております子どものオンブズパーソン制度の導入についての経過とか、そういうお話を子どもにお聞きいたしまして、そこで勉強させていただいたという経過でございます。

それから3点目の御質問にありました、大坂上中での委員長の発言でございますけれども、4月7日の入学式での委員長の祝辞というのは、基本的には生徒を激励したいという思いでお話をされたと思います。ただ、その中に、引用された中身の問題で、歴史的な事実とか、人物に誤認があったこと、また心身に障害のある方々への認識の点で不適切な表現があったということについては、大変申しわけないと思っております。このことについては、委員長御自身も、すぐに何か気がつかれて、校長先生を通して、学校の先生方、それから生徒並びにその日ありました1年生の保護者会等で訂正、おわびをしていただきました。また、先日の6月5日の定例教育委員会では、教育委員長からこのことについてお話がございまして、深い陳謝の言葉がございました。教育委員会というのは、公立学校の管理権というのを持っていますので、そういう意味では、指導監督機関という機能を持っているんじゃないかと、そういうように思っています。ただ

それがオンブズとイコールなのかどうかについては、ちょっとまだ検討しなければいけない問題じゃないかと、そういうふうに思っています。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） 今御説明を伺いますと、大変子どもの人権を守る協議会とうまくいっているというふうな御説明なんですね。日野には子どもの人権を守る協議会があると。これはでも、第三者機関ですよ。日野市の仕組みではなくて、法務省の仕組みなわけなんですね。ただ、御説明の中では、何度も何度も出てきたわけですけども、そんなにうまくいっているのであれば、例えば視察を受けたときに、法務省の子ども人権オンブズマンに参考人として来てもらうとか、そういうことは考えなかったんですか。このことは法務省の子ども人権オンブズマンは知っていますか。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部参事。

○学校教育部参事（伊藤 敏君） 私ども、教育委員会の視察というようなことで言われておりまして、ですから、そういうことに考えが及びませんでした。ですから、そういう形で子どもの人権を守る協議会の方に御出席いただくというような措置はとりませんでした。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） 私がとてもこのことで問題だと思っているのは、視察に見えるのは、そこの市の考え方がありますので、立ち入れない部分はあると思うんですけども、教育委員会がありもしない条例の視察を受け入れて、しかも説明したのが、予算的に何の支援もしていない他の機関の法務省の子どもオンブズマンだったということで、行政の仕事の仕方としては、非常に私、理解に苦しむんですね。例えば市立病院全くないのに、市立病院の視察を受け入れて、まちの中にある大学病院の説明をすることはないと思うんですね。普通、行政的には。そのことが私は非常に仕事の仕方として疑問だということと、それと川西市のことを勉強したというふうにおっしゃっているんですけども、行政が勉強するときには、そういう形で来たときにたまたま聞きましたとか、一つの会派に聞きましたという、そういうことは勉強というふうには言わないんじゃないかというふうに思うんですけど、それをあたかもやってきたかのように話をするその姿勢に私は問題があるというふうに思っているんです。どうですか。なぜ、川西市が教育長のところに視察に来たんですか。

○議長（馬場繁夫君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） 私といたしましては、その要請を連絡を受けたときに、川西市というのは、このオンブズマン問題につきましては大変先進的な地区であると。このところが視察に来られるということについては、協議会そのものでよければ対応しても結構ですという話をそこでしましたところ、それでいいという返事があったということで受けたということでもあります。それと同時に、この機会に川西市から聞けるものなら大いに勉強したいという立場をとったわけでありまして、その一会派云々ということにつきましては、私としては全く認識はありませんでした。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） 認識がなかったとしたら、そこが私はおかしいだろうというふうに思っています。それと一つには教育長個人をたまたま知っていて視察に来たのではないかということと、あと川西市の子ども人権オンブズパーソン条例が現在どうなっているかというのを御存じですか。

○議長（馬場繁夫君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） 特に問い合わせたことはおりません。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） 教育長は12月のときに、私、ちょっとこのときは聞き落としなんですけれど、たまたまこういうふうに答えていらっしゃるんです。川西市が来たことについては、「ここの方々を知っておりましたので、向こうの方が視察を兼ねて本市を訪れていただきました」というふうにおっしゃっているんですよ。そういう何かつながりがあって視察に来られたんだらうというふうに思いますけれども、私が本当に問題だと思うのは、法務省の子どもオンブズマンのことについて説明するんだったらそれでもいいですよ。あらかじめそういうふうに、それでもいいですかというふうにおっしゃったということですから、そういう話し合いはあったんだと思うんですけれど、ただ、余りにも法務省の子どもオンブズマンからもいろいろな働きかけがあると思うんですけれど、そこだけは全く言うことを聞かないでおいで、例えば予算的なものを全然聞かないままに、その来た視察の方にそういうものを説明するという、何というんでしょうかね、仕事への取り組み方というか、誠意といいますか、そういうものがどうなっているのかなというふうに思っているんですよ。何か回答があれば。

○議長（馬場繁夫君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） 答弁のときの言葉として不適当なところがあったかと思いますが、おいでになりました、実際には議員さんでありましたが、一人として私の、その

議員さんの中に知人はおられませんでした。ただ、川西市におられる方を私は知っているということでありまして、そのように御理解いただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） それと、私がこのオンブズマンの質問をすると、必ず子どもの人権を守る協議会というのが出てきまして、あたかもそれがあるからいい、というふうにはおっしゃらないけれども、そこに逃げていくんですね。そのことが私、おかしいと思うんです。先ほども4月ですか、協議をしましたというふうにおっしゃっていますけれども、相手の方がどういうふうに受けとめているか御存じでしょうか。本当に行政から見て、一方的なんです。考え方というか、かかわり方が。そこは指摘をしておきたいというふうに思います。

それから、教育委員長の発言については、何をどういうふうに説明されても、理解はできないわけなんですけれども、基本的に人権についてももう少し考えがあれば、つい言葉が滑ったとかというような問題にはならないというふうに思うんですね。人権という視点で、今現状として、教育委員会は市民が求めるオンブズにはなり得ないというふうに私は考えております。もっと真摯にこのことを受けとめていただきたいと思います。私たちがオンブズマンなんだからいいよという、そういう話じゃないんですよ、現実的には。国連が日本政府に子どもオンブズマンの設置を勧告したことは御存じですか。時間がないので、御存じか、御存じでないかだけお答えください。

○議長（馬場繁夫君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） 存じ上げております。なお、新聞報道がありましたので、早速全文を手に入れましたが、英文でありましたので、まだ全部を訳してはおりません。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） 子どもの権利条約に関して、国連の審査委員会が勧告をしているんですね。いじめ、体罰の問題に対応するために、オンブズマンが必要だと。朝鮮人の学校のことについても触れておりますけれども、そういう人種差別についても触れておりますけれども、日本の受験戦争に触れて、「子どもたちはストレスにさらされて、運動と余暇が不足している」というふうに第三者のオンブズマンの設置の必要性を話したということです。

いろいろな質問をしましたけれども、この間見ていて、一つ一つの教育長の発言や仕事に一貫性がなくて、ザラザラした感じがするんですけれども、国連の勧告もありまして、いずれ子どものオンブズはつくられていくというふうに思います。今、多少抵抗が

あるでしょうけれども、教育長はこれまでの御自分の発言に責任を持って、もっと前を向いて御検討していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） この子どもオンブズの問題につきましては、議員御指摘のように、いろいろと私といたしましても検討したり、協議を重ねてはおります。その中で一番課題に突き当たっておりますことは、先ほど学校教育部参事、指導室長が話をいたしましたように……（「教育長、前向きに検討するかどうか、する気がないのかどうかだけ教えてください」と呼ぶ者あり）調査権等の問題がありまして、学校に踏み込むか、真剣に踏み込むかという課題が、どう考えていくかという問題があります。しかしながら、この問題は先ほどお話にありましたように、国連でも日本に対して一つの勧告が出ております。その中で、特に監視機構を構築すべきだという大きな提言があります。このあたりになりますと、理解が大分できるような気もいたします。今後大いに検討いたしまして、特に具体的には教育の中に検討会などをつくりまして、大至急今までのいろいろな課題、問題をもとにして検討してみたいと、かように思っております。

○議長（馬場繁夫君） 執印真智子君。時間がありません。

○14番（執印真智子君） それでは……。

○議長（馬場繁夫君） これをもって4の4、子どもオンブズ・福祉オンブの検討状況を問うの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時38分 散会

6月12日 金曜日 (第3日)

平成10年
第2回定例会

日野市議会会議録 (第14号)

6月12日 金曜日 (第3日)

出席議員 (28名)

1番	中野昭人君	2番	清水登志子君
3番	奥野倫子君	4番	菅原直志君
5番	出沼恵美子君	6番	名取美佐子君
7番	秋山薫君	8番	佐藤洋二君
9番	手嶋精一郎君	10番	小島久君
11番	中谷好幸君	12番	佐瀬昭二郎君
13番	森田美津雄君	14番	執印真智子君
15番	江口和雄君	17番	田原茂君
18番	宮沢清子君	19番	小川友一君
20番	奥住日出男君	21番	竹ノ上武俊君
22番	板垣正男君	23番	一ノ瀬隆君
24番	内田勲君	25番	夏井明男君
27番	黒川重憲君	28番	土方尚功君
29番	福島盛之助君	30番	小山良悟君

欠席議員 (2名)

16番	沢田研二君	26番	馬場繁夫君
-----	-------	-----	-------

説明のため会議に出席した者の職氏名

市 長	馬 場 弘 融 君	助 役	小 俣 雅 義 君
助 役	河 内 久 男 君	収 入 役	落 合 豊 君
企 画 部 長	楨 島 英 紀 君	総 務 部 長	小 澤 春 童 君
市民生活部長	宮 本 寿 君	環境共生部長	笹 木 延 吉 君
まちづくり推進部長	堀之内 和 信 君	建 設 部 長	清 水 啓 治 君
福祉保健部長	高 野 英 男 君	病院事務長	田 中 政 幸 君
教 育 長	有 元 佐 興 君	学校教育部長	米 倉 幹 雄 君
生涯学習部長	松 橋 瑛 子 君	まちづくり推進部参事	野 中 勝 美 君
学校教育部参事	伊 藤 敏 君	選挙管理委員会事務局長	遠 藤 治 二 君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局 長	田 中 正 美 君	次 長	中 野 修 君
書 記	山 田 二 郎 君	書 記	田 倉 芳 夫 君
書 記	堀 辺 美 子 君	書 記	高 野 賢 司 君
書 記	立 川 智 君	書 記	萩 原 誠 司 君
書 記	大 沢 百 代 君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所 長 関 根 福 次

速記者 川久保 友 子 君

議 事 日 程

平成10年6月12日（金）

午 前 10 時 開 議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1

午前10時09分 開議

○副議長（竹ノ上武俊君） おはようございます。

本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員25名であります。

本日、議長所用のため、私、副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問5の1、「産業用自動車専用道路」構想の白紙撤回を求められたいの通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔22番議員 登壇〕

○22番（板垣正男君） 今回の一般質問に取り上げました「産業用自動車専用道路」構想の白紙撤回を求められたいというテーマであります。

産業用自動車専用道路というのは、昨年の第4回定例議会で私が同じ趣旨の質問を行った際、首都圏整備計画に含まれております核都市広域幹線道路構想の問題について質問を行いました中で明らかにいたしましたことと同じ意味でございます。行政的には核都市広域幹線道路となっておりますが、要するに一般的には、その道路の機能が自動車専用道路になるという東京都の担当者の説明によってこのような表題にした次第であります。12月議会の質問でも詳しく、このいきさつについても質問いたしましたし、市側からの一定の回答もありました。その部分については省略するとして、その質問のやりとりの中と、今後の市側の対応の問題について質問を行ってまいりたいと思います。

もともとの発端というのは、昨年9月23日、東京速報が伝えました、立川市長が提唱したと言われております核都市広域幹線道路構想の計画を進めてほしいというものであります。行政ベースでは既に昭和62年からこの計画が盛り込まれていたわけですが、しかし、ごく一部の関係者はともかく、一般的には明らかにされてこなかったと思います。したがって我々議会の審査の中にも広域幹線道路構想の問題というのは提起されてこなかったという経過があったわけであります。

核都市広域幹線道路構想というのは、まだ具体的な計画になっていないということでありましたけれど、肝心の道路が通過するであろうと思われる関係の自治体には何一つ事前の説明や、あるいは計画案の提示はなされていないわけであります。ここは一つ大きな問題でもあるわけですが、政府が構想をつくり上げ、計画をつくるというも

のであっても地方自治体に関係するものであるならば、事前にその趣旨を説明されることは当然なことだと考えるわけであります。特に地方自治の本旨に基づく地方自治体の役割を考えるならば、当然自治体や関係する住民にも政府としての考えを事前に説明する。そして賛否はもちろん、関係者の意向など十分くみ上げた上でその構想の是非を再検討していかなければならないものだと考えるわけであります。しかし、こうした経過や手続なしに一方的に政府によって首都圏の整備計画がつくられ、東京都はその計画に沿って事業を進めようという考えを明らかにしているわけであります。

東京都がまとめております生活都市東京構想の中には広域的な幹線道路網の整備促進で、構想路線については関係機関とともに計画に向け調査、検討を進めますと明記しているわけであります。東京都は政府の意向に沿って、また独自の立場から今後の計画に向けた調査や検討が今進められているものと思います。

そこで私は質問を行ってまいりたいと思います。

昨年12月の議会、第4回定例議会で私が質問した際、当時の都市整備部長、今のまちづくり推進部長に当たると思いますが、このように説明をされました。「核都市広域幹線道路につきましては、これらの業務核都市育成のための骨格となるべき幹線道路として構想されているものでございます。具体的なルートそれから幅員等については日野市の方には現在明示はされておりません。今後、関係機関等から当件の提示があれば既存都市計画道路等と重複するような場合につきましても日野市単独で道路計画等は撤回するわけにはまいりませんが、日野市として受け入れられるかどうか市民の皆さんと十分な話を行いたいと考えております」。こういうふうにご答弁をいただきました。

そこで私が伺いたいのは、現在、核都市広域幹線道路の具体的な計画や幅員等については明示されていない。あるいはルートについても明示されていないが、都市計画道路等と重複するような場合は撤回するわけにいかない。こういうふうにおっしゃっているわけですね。これは既存の都市計画道路を撤回するわけにいかないということをおっしゃっているのだと思うんですけど、それと重複させて自動車専用道路が提示されれば同じように撤回することはできないのですよということを含んで答弁されているのではないかと受け取っているのですが、その点、部長、答弁をお願いしたいと思います。

それからもう1点、市長にも私は質問いたしました。その際、市長もいろいろと答弁をされておりますけれど、その中でこういうふうにもおっしゃっております。「業務核都市の構想があって、その各都市をつなぐための道路をいずれつくらなければならないという長期的なスパンの計画があるということは理解しておりますけれど、例えば10

年とか、そういうサイクルの中で私どもの日野市に影響する通過道路といいますか、そういう形で出てくるという認識は現状持っておりません。ですが、地元の住民はもとよりでありますけれども、幅広いまちづくり全般をもう一回見直しをして、それがどのような影響を与えるかということでもかなり根本的な議論をし、検討を加えなければいけないのではないかと、そういう認識を持っているところです」。こういうふうにおっしゃっているんですね。これは要するに、日野市に影響するような通過道路、こういう形で出てくるという認識は持っていないけれど、しかし、もしそういった道路が具体的に進むということであるならば、地元でもう一回幅広いまちづくり全般を見直しをして根本的な議論をしなければならない。こういうふうにおっしゃっているわけですね。これは、現在は通過道路が出てくるということは考えていなくても、将来、具体的に計画が明示されればまちづくり全般にわたっての根本的な論議をしなければならないというふうなことをおっしゃっているのは、結局は受け入れるという方向を含んでいる考えを示したのか。それとも、そうでないのかということを私は確認の意味で市長に伺っておきたいと思います。

以上2点、答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 板垣正男君の質問についての答弁を求めます。まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 核都市広域幹線道路につきましては、現段階でもこれら具体的なルートそれから幅員等については日野市に明示されていないわけでございます。確かに東京都の生活都市東京構想等におきまして調査等を行っていくということで生活都市東京構想の中に位置づけはされてございます。ただ、現段階では日野市の方に具体的なルート等については明示、提示がないわけでございます。

ただ現在、日野市の都市計画道路網につきましては核都市広域幹線道路の位置づけがない形で、現在、都市計画道路はできているわけでございますけれども、いずれにいたしましても、核都市広域幹線道路につきましては立川市、八王子市、周辺の業務核都市の育成整備による広域業務核都市を結ぶという骨格道路の位置づけがございましたので、関連市との関係もございましたので、具体的なルートについて今明示されておりませんが、今後、仮にそういう機関の中で提案があった場合につきましては、現在の計画の中では反映されておりませんが、既存の都市計画道路等の位置づけを考えながら日野市の道路計画として位置づけができるのかどうか、そこらあたりについては市民の皆様と十分に話し合いを行いながら位置づけをしていきたいということで、現在、核

都市広域幹線道路については考えているところでございます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　産業用自動車専用道路という認識のもとに、そういう構想は白紙撤回を求めているという意味の板垣議員からの御指摘あるいは質問であります。

産業用自動車専用道路なのかどうかということは、私がこれまで過去のいろいろな経緯を調べた段階では特定できないというふうに私は認識をしております、今、部長の答弁にもありました、また昨年の質問に対する私どもの答弁の中にもはっきりと産業用自動車専用道路という位置づけはいたしております。

私どもが同っているのは、特に立川、八王子業務核都市を育成するための整備調査というものがあって、その報告書、昭和62年に東京都計画局から出されておりますが、そこに、かすかに点線で核都市広域幹線道路構想、そういうものが載っているという段階でございまして、例えば私ども、日野市にとっては今一番大きな課題であります国道20号線のバイパスのように、具体的に都も国も、そして市も一緒になってプランニングを立てて、しかし、なかなかできないというものとははるかに私どもの認識としては大分長いスパンのものを考えなければいけないものかなという認識を持っておりますし、くどいようですが、本当に産業用自動車専用道路なのかというふうなことについて全く私は認識をいたしておりませんので、そのことをまず初めに申し上げておきたいというふうに思います。

そして、今も部長の答弁にもありましたように、具体的な計画だとか幅員だとか、ルート、全くこの問題については示されていないわけであります。しかしながら、議員も御理解だと思いますが、都市計画図の中にはその構想にある程度一緒になるのかなというふうなところに道路がはるか以前に計画道路として入っているわけでありまして、具体的には日野3・4・17号線というのがそれに当たるのではないかなというふうに思うわけであります。これはこれで、日野市としての、特にお隣、立川とのリンクあるいは日野市民の駅前の有効利用といいますか、そういう意味での活用を踏まえた上で日野市として考えた道路計画でありまして、これとどういうふうな整合を将来していくのか、あるいは、しないのか。この辺のところはまだ全くの未定の段階でございまして、明確に今議員の言うような指摘で、そういう認識で物事を考えるわけにはいかないというふうに思う次第であります。

しかしながら、議員の質問でございまして、例えばもっぱら産業用の通過道路として、例えば中央高速道路に類するような形の通過車両のみの道路構想であると、もしす

れば、これについては全面的に反対をしなければいけないだろうという認識は持っています。しかしながら、今初めに申し上げましたように、都市計画道路として市民の足を確保する、沿道住民の足を確保するという意味で、より便利な方策を考える中でこの道路がうまく私どもの都市計画道路と合致をするようなものであるとすれば、これはまた住民の皆様の声を聞きながら、大分先の話にはなと思いますけれども、一種の整合性を考えてよりよいところに道路計画を落ちつかせるというプランニングもまた必要ではないかなというふうに思う次第であります。

なお、去年の立川の市長が、多分八王子に何人かの市長が集まった席での発言だと思いますが、私もその席にはいましたけれども、私が退席をしてから後、立川の市長が御発言になったようでありまして、私も、これはくどうであります、その計画を聞いたのは新聞によって——東京速報でございますかね、によって初めて聞いたわけでありまして、その後、立川市長に求めて、一体どういうことをお話をされたんですかというふうなことで具体的に初めてお伺いをしたということでございます。あくまでもこれは東京都あるいは国から、こういう構想がありますからよろしくとか、あるいは準備をしてくださいということについては私はまだ全く聞いておりません。そのことだけははっきり申し上げておきます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 板垣正男君。

○22番（板垣正男君） 今、部長から、あるいは市長からも答弁がありました。従来の答弁より市長は一步踏み込んだ答弁をされたと思います。というのは、自動車専用道路というようなことになれば、これは全面的に反対するという考えも示されました。これは従来にない見解を伺ったということになるわけであります。

既存の都市計画道路については、従来から計画が進められているということは私もよく承知しております。政府や東京都が新たに大きな道路をつくるというような場合は用地の問題、その他の問題でなかなか計画を進めることはできないということから、最近では既存の道路計画に重ねてこういう大型の道路の計画をするという例が多いのであります。したがって、十分我々としても注意をしなければならないというのがこの広域的な核都市幹線道路の構想ではないかと思うからであります。

私が去年の12月第4回定例議会でこういう道路構想がある。もし日野市内を通過することになるといろいろな影響や問題点が生じるのではないかと。構想の段階で関係機関に意見を申し上げて、ひとまず白紙撤回させるべきではないかと。こういうふうに提起をいたしました。部長は、去年も今回も何も日野市には具体的に明示されてない。こ

ういうふうに答弁をされておりますけれど、まだ提起する具体的な案が固まっていないというだけだと思うんです。しかし、議会でこういうふうに問題になって論議をされたということであるならば、東京都に行って、例えば東京都の関係担当者もこのように伝えたというふうに言われているけれど、一体、その構想は今どういうふうになっているのでしょうか。東京都は調査、検討すると生活都市東京構想に述べておりますけれど、その調査や検討は今どんな状況なんでしょうか。こういう問い合わせや、あるいは事情を聞くということのために東京都に問い合わせや、あるいは直接行って事情を詳しく調べるといふことなどがあつたでありますでしょうか。その点を再確認の意味で質問しておきたいと思います。

そして、もし行ってないということであれば、行って調べてきたという答弁はないわけですから、あるいは、ないのかもしれないし、あつたのかもしれない。もし、なかったとするならば、再度議会でもこういうふうの問題提起されているということから、東京都に行って、今大体どんな状況なのか、あるいは構想の段階でいろいろと今議会でも論議をされている。それを東京都に伝えてもっともっと市としての考えを東京都によくわかるようにするというのも大事なことじゃないかと思うんです。その点、いかがですか。

○副議長（竹ノ上武俊君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　ちょっと認識が大分違うようでありまして、答弁の仕方に迷うわけですが、確かに東京都にはたびたび行きまして各局長さん、部長さんを初め、かなり課長さんクラスのところまでいろんなお話を実は私はたびたびいたしておりますが、その中で東京都に申し上げる課題というのは本当に山ほどあるんですね。それぞれいろんな問題がございます。すべてをずっと言っておりますと、例えば1時間の時間があってもとても足りないような課題があるわけですね。そういう中で私が今たまたまこの地区のことを問われますから言いますけれども、この地域の問題、今の3・4・17号線が通るであろう栄町とか日野駅周辺とか日野本町とか、その辺の都の関係について私が今一番強くお願いしているのは実は、この道と交差をする中央線の下をくぐって通る3・4・8号線、これを何とか都が早く中央線の下を通してもらいたい。下水道の方は市の方で一生懸命やっておりますよ。何とかやってくださいという、これに今実は的を絞ってこの地域の都市計画道路という問題でいえば今、日参に近い状態でやっているわけございまして、そういう意味では確におっしゃるとおり、これも長いスパンで考えれば、議員に言わせれば産業用自動車専用道路ではないかと言われる道路について

も、産業用自動車専用道路にはならないようにというふうなことは確かに必要があるかもしれませんが、やはり1人の市長として一番ポイントを絞って何を言うかということになりますと、なかなかまだここには到達をしないというのが現状の私の対、都に対する要望活動の一つの方向であります。それはぜひ御理解をいただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 板垣正男君。

○22番（板垣正男君） 私が今質問したのは、市長が行ったか、東京都に行ったかということを直接伺ったんじゃないんですよ。部長は担当部長として、あるいは担当課として議会でこういう提起がされている。しかし、私どもはまだ何も東京都から計画や案を示されていないけれど、一体どうなんでしょうかというくらいのことは私は問い合わせなり、あるいは何かのほかの件で東京都に行ったときに都市計画局に行ってこの構想が今どんな状況で東京都で練られているのか。そういうことは私は確認してもいいんじゃないかと思うんですよ。ですから私はさらに今回この問題を取り上げて伺っているわけなんですね。2回にわたって、やはり一般質問で取り上げられているというのはそれなりに、市民にとっては関心の高い問題なんですよ、これは。

計画は示されなければ何も動けないということじゃないと思うんですよ。こんなに本になって立派になって出て、しかも構想としてちゃんと示されているわけですからね。しかも東京都は検討、調査を行うということまで言っているわけですから、今きっと調査や検討を行っているだろうと思うんです。一たん計画が決まると、それを変更したり、あるいは撤回するなんていうことは非常に難しいことは私以上にあなた方、よくわかっているんじゃないでしょうか。ですから構想の段階で東京都にどういう調査や検討が行われて、将来、どんな計画に練り上げられるのかという考えを聞くというのは私は大事な問題だと思うんです。当然なことじゃないかと思うから、あえて質問を行っているわけですので、事務サイドで、まず事務サイドで東京都に確かめてみるということは今後どうですか、部長。

○副議長（竹ノ上武俊君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 先ほど御答弁させていただいたわけですが、もちろん私どもの方といたしましては、議会の方で核都市広域幹線道路についてはいろいろ御質問があるわけでございますので、当然のこととして東京都の方にもお伺いはしているわけでございます。その中でこれらの道路につきましての具体的なルートそれから幅員等については現在の段階では調査という、調査、研究は行うという話は聞いて

おりますけれども、具体的な計画については今の段階では、何もできていないというのはおかしいですけれども、構想としてはございますけれども、ルートは具体的にお話しする内容は現段階ではないということを確認した上で本日の回答をさせていただいているということでございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 板垣正男君。

○22番（板垣正男君） 私たちが昨年一般質問をする前に東京都に行きまして、都市計画局の担当者と話をして東京都の考えを伺ったということにつきましてはこの議場でもお話をしたとおりであります。その際に、東京都は自動車専用道路構想として考えているんだということを説明したわけですよ。そのことは確認されていますか。東京都に対して、このような質問があるということについて確認されているかどうか再答弁をお願いしたいと思うんです。

○副議長（竹ノ上武俊君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 自動車専用道路ということでは説明は受けてはございません。

○副議長（竹ノ上武俊君） 板垣正男君。

○22番（板垣正男君） 再度、東京都に自動車専用道路かどうかということについて確認をするということを強く要望しておきたいと思います。

それから市長にもう1点、念のために伺っておきたいと思うんですけれど、平成10年度東京都予算編成に対する要望書というのが私どもにも資料として配られておりますが、都市計画局の要望事項の第1番目に、多極分散型国土形成促進法に基づく業務核都市構想の策定と関連施策の推進を図られたいというのが要望事項の第1に上げられているものなんですね。この中にはいろいろ書かれてありますけれど、要するに業務核都市構想を策定し、都市核の整備を推進されたい。こういうふうに述べております。これは市長会で要望書を出しているわけですから、市長も当然、部会に入っている、入っていないにかかわらず認識されていることだと思うんです。業務核都市の具体的な施策と関連施策の推進ということですから道路のことも当然入っているわけですよ。こういう要望をされているということは当然承知をされていると思うんですよ。ですから他市から具体的に要望事項として出てくるということは、それはもちろんあり得ることですけど、市長会としてこういう要望もされている、一方ではですよ。一方ではされて、一方ではまだ具体的に何も示されておられません。だから、わかりませんということでは私はないんじゃないかというふうに思うんですね。

ですから、このまま、もし業務核都市構想の策定と関連施策の推進ということが要望事項として今後も東京都に対して要求するということになれば当然道路構想の問題もあわせて、これは策定の推進ということになっていくわけです。その辺のことについては私は市長会でも日野の立場を明らかにしておくことも必要ではないかと思います。その点についていかがですか、市長。

○副議長（竹ノ上武俊君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　ちょっと認識が大分違うようでございまして、多分、議員御指摘の東京都への予算要望、重点事項は平成10年度東京都市長会が出した文書の中をお読みだろうと思うんですが、私の認識は、文書を読んでもいいです。「八王子、立川に引き続き、青梅についても業務核都市基本構想を策定し都市核の整備を推進されたい」。こういうふうなことでございまして、既に八王子、立川についてはもう先ほど来、る御質問がありますけれども、ずっとずっと以前にこの構想ができていたわけでありまして。その構想がなかなか動いていない、あるいは具体化していないというのが現状なわけでありまして。それで青梅についてもそういう構想を持ってほしいというのが市長会の要望でございまして、ぜひそういうふうな認識をはっきりとしていただきたいなというふうに思う次第であります。

それと、大分御心配のようでございまして、その御心配の向きは私も心としては理解をするところでありますが、実は東京都都市計画局長、ここで2回ほど庁舎に参っております。いろんなお話し合いをしておりますけれども、具体的に立川、八王子業務核都市、この間の道路についてどうだ、こうだというふうなところには全く進んでいないという認識を私は持っております。例えば今、日野市としてはこれはこうですよというふうに例えば押したとしても、それは確かに聞き置いていただけるという程度であろう。まだ具体的に物事がこのことは進んではいないのではないかなという認識を私は持っています。ですが、議員の御心配の向きもよくわかりますので再度申し上げますが、地元の住民あるいは駅前とか通過をする沿道住民にとって不都合があったり、全く利用できない。こういった道路であるとすれば、つまりもっぱら中央高速道路であるような、ああいった通過道路オンリーとして計画をされるものであれば、私はそれにははっきりと明確に反対をする意向を持っています。それだけは申し上げておきます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　板垣正男君。

○22番（板垣正男君）　今、市長が示されました東京都市長会の東京都に対する要望書の文書の中を私が指摘したことと市長がお読みになった点は同じなんですが、業務核都

市の構想の承認なり都市づくりということは、すなわち関連する道路も含んで施策を進めるということになっていくわけですから、独立して道路抜きにしてまちづくりの業務都市だけの計画を進める。そんなことはあり得ないわけですね。ですから、そのときの関連する道路はどうなるのですかということについての日野市の見解や立場を明らかにさせておくということは必要なことではないかと思います。

それから、早い段階の構想の段階あるいは調査、検討を進めている段階から日野市の立場を明確にするということは、私は、特にこうした自動車専用道路構想というものに關するだけに重要なことではないかと考えているわけであります。

最近、東京湾に道路がつくられまして大分話題にはなっております。しかし、この道路は、当初計画された自動車の通行量の大体半分だと言われているわけであります。建設に要しました道路費用は一体計画どおり償還されるのかどうか。もう今から危ぶまれているわけであります。しかもこの3月であります、政府が閣議決定いたしました新全国総合開発計画、いわゆる5全総があります。これは東京湾にもう1本また道路をつくるという計画であります。東京湾だけではありません。伊勢湾そして紀州と淡路、鳴門海峡、四国道、九州、島原、天草、長島といったところへの道路や橋をかけるという構想を打ち出しました。まさに日本列島、こうした大型のプロジェクト、公共事業がさらに今後も推進されようというのが政府の計画であります。

しかし、政府が進めようとする公共事業、いわゆる大型プロジェクトの公共事業であります、財界の中からも批判が出てまいりました。今月の8日、経済同友会が公共事業の改革を求める意見書、公共事業の本質、首都圏、圏域の打破と題した意見書を発表いたしました。その中に国土の均衡ある発展という政治的美名のもとに壮大なむだを踏んだと政府の公共事業を批判し、削減目標を定め、全体の規模を縮小することを求めています。その削減の具体的な方法として一つは、安易な公共事業拡大をもたらした建設国債と赤字国債との区分を撤廃する。二つ目に、巨額の事業費を正当化する根拠となった全国総合開発計画のような長期計画を廃止する。三つ目に、予算配分硬直化につながる特定財源を廃止するなどを提案しているものであります。当然、首都圏整備計画も政府の総合開発計画の中に組み込まれているものであるだけに、財界からの批判を呼んだ政府が進めようとする巨大な公共事業に対する見直しを迫る意見が出されているくらいであります。

これまで日野市議会も、政府の大型プロジェクトに対しての批判を私どもは述べてまいりました。こうした日本全体の大型プロジェクトに対する見直しを求める意見が出て

いるもとでもあるだけに、新たな観点から自動車専用道路構想、いわゆる核都市間を結びます道路事業についての見直しを行っていくように、日野市から強い意見を東京都に上げることが必要ではないかと強調いたしまして、私のこの問題の質問を終わります。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって5の1、「産業用自動車専用道路」構想の白紙撤回を求められたいの質問を終わります。

一般質問5の2、JRより日野駅エスカレーター設置の方向が示されていますかの通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○22番（板垣正男君） この質問の内容につきましては従来たびたびこの議会で取り上げてまいりました。昨年の第3回定例議会、9月の議会でも同じテーマで市側にJRの日野駅エスカレーター設置に伴い、関連する日野駅の問題についても質問を行ったところであります。

その際、市側からJRの鋭意検討が行われておりますが、来年3月、すなわちことしの3月末までにエスカレーター設置の方向を示す予定になっております。こういう答弁が行われてきたところであります。既に3月末は経過しておりますだけに、JRのエスカレーター設置方向が当然示されているものと考えているわけであります。現状どのような設置計画や方向が示されているか説明をいただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 板垣正男君の質問についての答弁を求めます。まちづくり推進部参事。

○まちづくり推進部参事（野中勝美君） 日野駅へのエスカレーターの設置につきましては、市が平成8年度に行いました日野駅の乗降客流動実態調査を受けましてJRが実施しました日野駅改良に向けての基本調査により、駅全体の抜本的改良をという中で検討がされてまいったわけでございます。このことは、ただいま御質問の中にございました昨年9月の時点での経過も含めてでございますけれども、しかし、これにつきましてはJR社内での検討の結果、JRとしての厳しい財政状況等もあり、現時点での事業化は不可能に近いということになりまして、とりあえず社会的ニーズの高いエスカレーターについて先行的に検討を行ってきているという経過でございます。そして、ことしの4月に、三鷹駅以西を管轄をしますJR八王子支社が東京地域本社から分離し設立されるということになりまして、ただいま御指摘にありました3月というのはこの3月をめどに一応の方向性を出していきたいということでございまして、そのような経過をこれまで御答弁させていただいているところでございます。

結論的には、現在の日野駅は構造的にも改札口のあります位置とホームとの高低差が大変大きいということ。それから階段の幅が立川駅寄りが2.9メートル、それから豊田駅寄りが3.1メートル、ホーム幅が6.4メートルから7.1メートルという狭いところでの検討ということになったわけでございます。既存階段に設置をする案、これが一つございますが、それから現コンコースを伸ばして豊田駅寄りの階段のさらに豊田駅寄りにエスカレーター専用の専用口を設けるという案、この二つの案が検討されてきました。いずれにしても、工事中の仮設階段の設置などによる特に安全性の問題、それから標準的な工事費を大幅に上回ってしまうというふうなことから、ＪＲは再度検討が必要だというふうに回答をされております。こうしたことで結果的には先ほど御指摘にありました３月の時点での一定のめどというのはＪＲの検討の結果がこのように示されているということでございます。

こうした経過の中で、４月21日に市長が新しく設置されましたＪＲ八王子支社の小島支社長にお会いをいたしました。この際、日野駅につきましても将来あるべき駅としての全体の改良について早急な対応をお願いしたということで現在のところに至っているところでございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 板垣正男君。

○22番（板垣正男君） まだ明確に計画が示されないということではないかと思えますね。財政的困難その他あって、当初のＪＲの説明のあった３月末までに計画を示すということが、まだ最終的には至っていないということではないかと思えます。なお市長初め担当者においてＪＲとの折衝や、あるいは協議、努力を行っていただきたいと思うわけではありますが、もう、このエスカレーターの設置の問題が提起されて10年近く、ほぼ10年になるんですね。その間、ＪＲはいろいろ理由を上げましてエスカレーターを設置するのは非常に困難だということをおっしゃるわけですよ。しかし、当初は日野駅にはエスカレーターを設置する基準には合致しませんという態度だったんですよ。しかし、そうじゃない。運輸省の基準なども示して、それに照らして本当に該当しないんですかというようなことなども協議をした中で、ＪＲは、今度は設置に該当します。こういうふうに態度が変わったわけですよ。それから具体的にいろいろとエスカレーターとかエレベーターとか、あるいは駅の改造も含めて検討が行われてきたというのは、これまでたびたび市側からも説明のあったとおりであります。

しかし、それにしても長い時間をかけているなという印象を私も強く持っておりますし、かつてこの問題でＪＲにも陳情いたしました老人クラブの皆さんなどもいろいろと

私にも聞くわけですね。エスカレーター設置の問題はどうなっているんでしょうかと。新しい市長さんも日野駅をよく利用されているんじゃないんですかと。駅のことはよく御存じのはずだ。こういうこともおっしゃる方もいますけれど、駅の高齢者の利用がやっぱり大変なんです。その大変さも私もこの場で明らかにしてまいりました。しかし、事業主体は何ととっても、これはＪＲですから、やっぱりＪＲにその気になってもらわなければ困るという事情もあるわけです。なお私もも努力してＪＲに働きかけを行っていきますけれど、市側からもなお努力を重ねていていただきたいと思います。

市長、何か答弁したいことも恐らくあると思いますので、一言答弁をいただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　日野駅のエスカレーターの設置の現状での方向性といいますか、問われているわけであります。

議員も今お話になったように、これも長い長い経過があることでございまして、そう簡単にはいかないなという認識を私も八王子の支社長にお会いをし、具体的な要望の文書をお持ちして、最初にお会いをする方にこういうことをするのは何かなと思ったこともあります。一応具体的な文書まで用意しまして、図面までつけたりなんかしてやったわけですが、やはり財政的な問題がもちろんございますし、先ほど答弁もありましたように、あの日野駅という構造自体が高い所にあるホームの幅が狭い。二つのホームがあればまだやりやすいのかもしれませんが、いろんな関係でなかなか技術的に難しい面があり、さらには、最近では駅前の住民の皆さん、あるいは商店街の皆さん、幾つかありますけれども、駅を大幅に改良してほしい。もう少し使いやすい駅にしてほしいというような要望もありまして、そういったことも幅広い視野の中にはとらえつつ駅の改良の問題に対応しなければいけないというふうに思う次第であります。

そういう中で、高齢者の皆さんからの声も私もよくあの駅を利用しますからわかるわけですが、少し時間がかかるかもしれませんが、できるだけ住民の皆さんに、利用する皆さんによりよい方向が出てくるように根気の要る仕事ではありますが、積極的に交渉といいますか、話し合いの場を持って少しでも具体的な策が実るように頑張っていきたいと思います。ぜひ御支援をいただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　板垣正男君。

○22番（板垣正男君）　なお一層ＪＲとの協議を進めていただきたいということを強く要望いたしまして、この質問を終わりたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって5の2、JRより日野駅エスカレーター設置の方向が示されていますかの質問を終わります。

一般質問5の3、積極的対応が求められる農地の生産緑地追加指定についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○22番（板垣正男君） ことしの産米の政府の買い上げ料が、東京の場合、まだ決まっていなそうであります。場合によっては買い入れをしないということもあり得るような情勢のようであります。ますます米作農家にとっては農業経営、農業存続に大きな影響や打撃を受けるということになってござるを得ないと思うわけであります。

ことしの4月であります、1997年度の農業白書が発表されました。日本は世界の総人口の2.3%にすぎないのに農産物輸入は9.5%。これは世界一の農産物の輸入国になったということを政府の農業白書でも明確にされているものであります。ことしは農業基本法の公布から37年たちましたが、白書で示されております農業基本法が公布される前年の1960年と'97年を比較いたしまして、農家戸数は4割以上減、農業人口は3分の1に縮小、耕地面積も18%以上減少したことが明らかにされました。食糧生産基盤の弱体化が懸念されているものであります。政府自身もこのように認めておりますように、農地の減少は、今後、日本の国土保全の上でも甚大な影響を及ぼすのではないかと関係方面からも指摘されているところであります。

この間、生産緑地法の制定で新たな農地を維持できないという問題点などがあったわけですが、しかし、その後、生産緑地の追加指定を求める声が各地からふえてくるのも事実でございます。ことしの3月、第39回東京都農業委員農業者大会が開かれました。その中で農業委員会活動の積極的な推進に関する決議が決議されまして、生産緑地の追加指定の推進という1項目がございます。農業委員会としても生産緑地地区の追加指定が実現できるよう地域における課題を整理し、その解決のために具体的な検討や提案を行うということを決めているものでございます。

さて、このようにいたしまして生産緑地の推進に関する意見は農業関係者からさまざまな形で要求が提出されているわけですが、馬場市長あてに昨年の9月22日、日野市農業委員会会長名で建議書が提出されているのをごらんになっておられると思います。その建議書第2項目に、生産緑地の追加指定についてという1項がございます、「都市計画決定権者の権限で生産緑地の追加指定を積極的に行っていただくことを望みます」と述べております。これは日野における生産緑地の追加指定を農業委員会としても建議書にまとめて市長に要望を行ってきているところであります。

そこで、今日までの生産緑地の追加指定は、東京都との間でどのような協議や、また
どういう問題でなかなか追加指定ができないという問題点があるのか、まず明らかにし
ていただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 板垣正男君の質問についての答弁を求めます。まちづくり
推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 生産緑地の追加指定につきましては、日野市
の農地をお持ちになっている農業者の方々から追加指定をということで具体的な数字等
もいただいているところでございます。日野市といたしましては生産緑地の追加指定が
できるように、現在、東京都の方と協議を行っているところでございますけれども、平
成4年度に生産緑地が申請主義で1回決まっております。その後の追加指定につつま
しては真にやむを得ない理由といたしますか、平成4年に間に合わなかったというような
状況の中で落ちこぼれたものにつつまして追加指定がある程度認められるという状況で
ございます。現在、追加指定が全然ないというわけではございませんけれども、東京都
の方といたしましては都市計画的な位置づけをまず求められております。都市計画的な
位置づけを生産緑地の中に、都市計画的な位置づけをすることによって生産緑地の追加
指定ができるということでございます。

したがって、日野市の方といたしましては、都市計画的な位置づけのほかに生産
緑地の緑地地区の追加指定に関する基本的な方針というのを定めてございます。これで
都市計画的な位置づけだけでなく、基本方針の中でも追加指定を認めていただきたい
ということで東京都と協議をしているところでございます。7項目ほどございますけれ
ども、まず1点目が、真にやむを得ない事柄により、これまで手続ができなかったもの。
これは今まで追加指定がある程度できているものでございます。そのほか、市街化区域
内における環境保全機能、緑地機能を有するもの。それから農業経営の安定を図るた
めに役立つ優良農地であるもの。新鮮な野菜の地元供給拡充を可能とし、市民の暮らしを
豊かにするもの。公園緑地等の公共施設の候補地としての機能を有するもの。区画整理
事業区域内での農のあるまちづくりの推進に役立つもの。区画整理事業区域内生産緑地
地区の減歩相当分を補うもの。この七つの基本方針を東京都の方にお話しさせていただ
きまして都市計画的な位置づけの中にこの基本方針を入れていただいて生産緑地の追加
をお願いしたいということで、現在、東京都の方と鋭意協議を進めているところでござ
います。都市計画的な位置づけの部分につきましては9年、10年度の日野市の緑の基本
計画の中で位置づけをしながら、この基本方針を踏まえて東京都の方と今後鋭意協議し

ていきたいというふうに思っています。

○副議長（竹ノ上武俊君） 板垣正男君。

○22番（板垣正男君） 今、部長が申しました基本方針の7項目にわたって説明なされましたけれど、これまで農業者の追加指定の申請といいたいでしょうか、希望する農地は全部この7項目に該当するんじゃないでしょうか。どうですか、部長。これまで希望として出されている追加指定の農地は、今説明のあった7項目いずれかに該当するんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 当然該当するわけでございます。先ほど私が御説明させていただきました基本方針というのは、これは日野市として生産緑地を追加するための基本方針を定めたものでございます。この内容を東京都の方として生産緑地の追加指定、都市計画的な位置づけのほかに、この基本方針で認めていただきたいということで東京都と協議しているということでございます。

したがって、生産緑地の追加指定が出てきております日野市の中で約5万8,000平米でございますけれども、これはすべて7項目の中に入っているということでございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 板垣正男君。

○22番（板垣正男君） 今、再確認しましたように日野市が定めた基本計画や緑の計画にも含まれているのでありましょう。すべてこれまで追加指定をしたいという希望のある農地は該当するということがわかりました。建議書にもありますように都市計画決定権者の権限でということで生産緑地の追加指定を積極的に行ってほしい。こういうふうに希望を出しているわけでありますから、これは今後の市の東京都との協議の中にかかってくるということではないかと思えます。そのことで東京都とも協議を行っているという話であります。

日本共産党東京都委員会は5月26日、東京都との生産緑地の追加指定拡大についての要望書を提出いたしまして都市計画局の担当課長と交渉を行いました。その際、次のような要望書の内容を提示したわけであります。現在、東京は市街化区域内農地6,477.77ヘクタールのうち、生産緑地地区指定面積は4,049ヘクタール。指定率62.5%となっていますということで、現状を踏まえて次のようにも述べております。建設省の通達である生産緑地法の運用について、1993年に出されたものでありますが、生産緑地地区に関する都市計画の運用の方針を示し、その中で地域の実情を踏まえた都市計画決定権者の

判断により生産緑地地区の指定を行うことができるものであるとしております。これが都市計画決定権者の判断により生産緑地の指定を行うことができるという基本の通達だというんですね。これを曲げるようなものが、もし途中にあるとすれば、私はそれはわきに置いていただいて、基本に基づいて協議を行っていただくということが大事だと思うわけであります。

このときの交渉も新聞「赤旗」に記事として紹介されております。この中で特徴的なことだけを紹介しておきたいと思うんですが、担当の課長は次のように述べているんですね。「生産緑地法に基づいて農地が各自治体の都市計画の中に位置づけられているのであれば、自治体の判断で追加指定をできることはもう通達で明らかであります」ということで東京都ちゃんと建設省の通達の基本を踏まえているわけですね。そして「各自治体、市の緑の基本計画に位置づけると申請があった場合は承認する考えであります」と、はっきり、その場で言っているんですよ。また「生産緑地として継続できなくなった場合の自治体の買い取りについては弾力的に考えてもよろしいですよ。余り心配しない方がいいですよ」。こういうことまでおっしゃっているわけですよ。このことは営農は30年間でしょう。追加指定で生産緑地になった。30年後、市が買い取るんですか、買い取らないんですかという論議を今行っても余り意味がないでしょうということをおっしゃっているんですね。ですから、そういうことも協議の中で市側からも話をするということが大事ではないかと思います。

そして、こういうこともおっしゃっていますよ。「自治体の買い取りは財政的にも大変困難でしょう。それで、それぞれの市町村、国や東京都の財政支援も要望したらいかがでしょうか」と。これは市長会を通じて既に要望されておりますけれど、それを受ける都側や、あるいは国もそうかもしれませんが、財政支援をもっと強力に積極的に行ったらいかがでしょうか。こういうことまで都市計画課長がおっしゃっているんですよ。もし、その後の市の折衝で、いや、そんなことを言った覚えがないと言ったらおっしゃってください、私どもに。5月26日に都市計画局との交渉。これは都議会議員もちゃんと立ち合っておりますけれど、その際、席上に課長がこのようにおっしゃっておられるんじゃないんでしょうかということなども話をして積極的に都側に生産緑地の追加指定ができるように協議を行っていただきたいと思います。

なお、この日は午前中に大蔵省で中村大蔵政務次官、中村正三郎政務次官とやっぱり相続税問題で交渉を行ったんですよ。この問題はきょうのテーマではありませんので簡単に紹介だけしておきますけれど、このときの交渉で中村政務次官は、農地の相続税の

問題で「中小企業の相続税減税とあわせて検討する必要がある」。これは省内、大蔵省内でも検討したい。「重大な御指摘ですので大臣にも伝えます」。このようにおっしゃったわけですね。農地の相続税問題は国会でも論議が始まったというようなことも、きのう、市長がおっしゃっておいりましたけれど、これは農業存続の上でも極めて重大な問題でもあるわけですから、いろんな形で国に意見を伝えるということが重要だと思いますので、つけ加えて紹介をしておいたわけであります。

それで、部長は先ほど説明がありましたようなことをこれまで東京都と交渉を行ってきたんだろうと思うんですね。しかし、なかなか日野市の場合は、この何年間追加指定がされていないということになっているのが現実ですよ。それで、現在の日野市の生産緑地の割合が昨年１月１日現在で51.1%の割合になっているんですね。これは一番新しい統計資料のようではありますが、従来の49%台の割合よりも若干上がっているんですね。しかし、面積は相対的に減少しているということもありまして、やっぱり農地面積は減っていることでもあります。馬場市長の言うように、日野の農業をもっともっと復活させるということであるならば、これは農地を必ず確保しなければならないということが必要なわけでありますから、生産緑地の追加指定について積極的に東京都と協議をするということが求められているのではないかと思います。それで私どもの交渉の中で、東京都も従来と変わった新しい対応を考えて、先ほど紹介したような内容の回答をしたのではないかと私は判断をしているところであります。

このようなことなどもございますだけに、市長の決意のほどを伺っておきたいと思えます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 助役。

○助役（河内久男君） 生産緑地の追加指定の件でございますけれども、生産緑地を決定しなきゃいけなかったときに冷静に立ち返ってみますと、確かに先が見えない中で固定資産税の評価の問題それから、それに関する税の問題と、農地の税に対する、それらで農家の皆様方が非常に悩まれた結果、今、申請主義のもとで今固定されているのが一つでございます。その後、日本経済のこのような状況の中で、やはり一つは農家の皆様方、資産をお持ちの皆様方の固定資産税との関係が一つでございます。それから、まちづくりの進みぐあい。そして加えて、これから施行されます農業基本条例に基づく立派な農家を育てていく、いい農地を育てていく。この三つの観点から申し上げますと、やはり農地そのものは残していかなきゃいけないのは当然のことだと考えております。

そこで具体的にどういうふうにしていくかということになりますと、かなり都道府県

レベル、東京都それから、ほかの県との間で若干の差がございます。全国的には全国農業中央会等が当然のことながら生産緑地の追加指定を運動として起こしてございます。東京都も農業委員会を中心に、また東京都の農業協同組合の連合会等でもその運動は起こしておりますけれども、なかなかその壁は厚いわけでございます。その壁の厚さはやはり生産緑地が制定されたときにさかのぼってくるわけでございます。安易にやはり追加指定、また安易に生産緑地の解除というのができない仕組みの中で選んだ重さを考えますと、なかなかその辺が難しいというのが東京都の内面での判断ではなかろうかなと思っております。がしかし、かかる事情の中で必要性は当然でございます。

そこで先ほど部長が申し上げました日野市は7項目で2年、3年前からこれをアタックをしてございます。そして、その方向づけといたしましては、東京都は緑の基本計画の中で位置づければおおむねの方向づけについては承っております。したがって今議員さんのおっしゃいましたような方向づけにはなっておるわけでございますけれども、そのときにやはり今既にございます5万8,000平方メートルの生産緑地については、やはり今度は都市計画決定を別の形でやってまいりますと、今度は解除がなかなか難しい部分が出てまいります。その辺のあめとむちはもう1回農家の皆様方にも精査をさせていただいて考えていただきまして追加指定ということの段取りになってくるのではないかなと思います。今の時点の5万8,000平米については市の7項目には該当いたしますけれども、今後のかたさにつきましてはなかなか難しいところが、解除ということではなかなか安易にいかないところがあると思います。

したがって、議員さんがおっしゃいましたことにつきましては、当然のことながら、力強い御支援を受けていながら追加指定がなるべくスムーズにできるようにしたいと思いますが、いずれにしても日野市は緑の基本計画をもとに、それからでないとなかなか今、東京都に受けていただいております。これは日野市だけではございません。27市すべてでございます。以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　農地の生産緑地追加指定について積極的に対応するように決意のほどを述べろ。こういうことではございますが、余り元気よくやりますと御不満の向きも出るかもしれませんのでおとなしくやりたいと思うわけですが、農業白書の問題あるいは農業委員会の昨年9月の建議あるいは板垣議員を初めとする皆様の議員活動、これらを踏まえて御質問をいただいているわけですが、議員のお話ですと、都の担当課長も大分緩やかになっているぞというふうな御指摘でございますが、部長あるい

は助役が申し上げましたとおり、私の印象もそうはいうものの、実際にじゃあいいのかということになりますと、やはりいろいろな隘路がありまして、難しい面があってなかなか早急には進まないというのが、私が東京都の幹部とこれまで接触をした印象でございます。

そういう中でございますが、特に私どもの市はもともと多摩地区の米倉というふうな伝統を持っている地域でもあります。農業でずっと地域を支えてきた、そういう長い伝統があるわけでございますので、引き続き頑張っって要望していきたいというふうに思います。

そういう中で都への要望はもちろんであります。具体的な追加指定ができるようにということは都との話し合いになるわけですが、やはり何といたっても議員も御指摘であります、農地にかかる相続税の問題。これについて議員もちょっと大蔵省の次官のお話をされておりました。私も何人かの代議士の方々にお会いをする中で、こちらからお話をしますと、今、実はと言って検討が始まっているようであります。相続税の問題がある程度方向性が出ますと、これだけでも随分農業をおやりの方、農地を保全をするという意味では大きな効果が出てくるのかな。特に首都圏近郊は農地が余りにも評価額が高過ぎますのでいろんな問題があるわけで、これが本来の農地の、先般も申し上げましたけれども、そこを農地から上がる収益に応じた評価額にしていく。土地の売買の評価によって相続税の評価額を、基礎額で決めていくというのではない方向ができるのであれば、かなりよい方向が見えるのではないかなというふうに思っています。

いずれにいたしましても、首都圏の近郊の農業というのは今何分にもたくさんの消費者をすぐそばに抱えているわけですので、いい関係のもの、農業環境をつくっていけば、よい生産物をつくっていけば間違いなく業として成り立つであろうという私は見通しを持っております。そういう意味で日野市の農業をこれからもより進めていく、支えていくという意味で積極的にこの問題については対応してまいりたい。ですが、現状の厳しさだけはぜひ御認識をいただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 板垣正男君。

○22番（板垣正男君） 市長の答弁の時間もたっぷり制限なくあったと思いますので、かなり市長の考えも伺うことができたと思います。

最近、市が「みどりと水の市民塾」というのを開設したようですね。受講者もかなりの方がおられるようでありますけれど、「みどりと水の郷づくり」というニュースを出しておりますが、ナンバー２に、市民塾で何を扱っていただきたいかというアンケート

をとったら、第1位に農地だというのが結果として出たそうですね。これが紹介されているんですね。見出しに、大切にしたい緑。堂々1位は農地というふうに書いてあるんですね。しかし、市民塾に集まってこられた市民の方は農地の問題、非常に興味を持っておられる。市民全体が、必ずしも関係者だけじゃなくて市民全体が農地の問題が今後どうなるのか。保存してほしい。大切にしたい。こういう意思をあらわしたということ。をニュースで書いているわけであります。2番目が川。3位が公園。4位が丘陵地。そして5位が湧き水、湧水。こういうふうに順番がなっておりまして、農地の問題は空間緑地ということだけじゃなくて、やっぱり食の問題、食糧の問題と今結びつけて、安全で、しかも新鮮な食糧を、やっぱり地元の大地から供給するということ、これはあらわしているものと私は受け取っているわけですよ。助役もそう思っているんじゃないんですか。市長もきっとそうだと、このアンケートを見て感じると思うんですね。

それだけに今農地を守るということは日野や、あるいは日本の健康の問題を初めとして、あらゆる人間生活にとって重要な深みを持つ問題を提起していると思います。

私は、先ほど紹介いたしましたように、私ども日本共産党は東京都との交渉で東京都の都市計画局課長が示していましたような見解は従来よりかなり態度がやはり軟化したというふうに受けとめております。それだけに私たちのまた努力もあって、それから行政側の努力もあって生産緑地の追加指定を認めさせていくということが今必要ではないかと思います。

私も今年度、議会の選出によりまして農業委員を拝命いたしました。他の2人の委員も議会におられるわけでありますが、一緒になって農業委員としての立場を十分努力をしていきたいと思っております。先ほど紹介いたしましたように、農業者大会などで決議として上げられました内容など、日野の農業委員会でも取り上げて大いに論議をすることも必要ではないかと考えております。

以上申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって5の3、積極的対応が求められる農地の生産緑地追加指定についての質問を終わります。

一般質問6の1、市民要望4件について問う。イ、地区センター利用するにあたって。ロ、バス路線利用するにあたって。ハ、ゲートボールを楽しくプレーするにあたって。ニ、JR豊田駅西側踏切を渡るにあたっての通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

〔8番議員 登壇〕

○8番（佐藤洋二君） それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は非常に身近な問題を4点取り上げております。けさの副議長同様に、行政側の特段の御配慮、御協力をよろしくお願い申し上げます。

最初は地区センターを利用するにあたって、こういうテーマでございます。

地区センターはサンダルやカジュアルな服装で、市民であればだれでも、また使用目的のいかんを問わず自由に利用できる施設として市民から親しまれ利用されています。この地区センターを利用するに当たり、これまでも議員各位より斎場として使用できないものか。男女別々の仕切りのトイレにできないものか。また、なぜせっけんでなく洗剤が置かれているのかなどなどの問題が提起されてきております。私も囲碁の定例会、また自治会役員会等で利用する機会が最近多くなりまして、その中で出された要望、意見を今回の一般質問のテーマとして取り上げました。改善に向けまして特段の御配慮をお願いしたいと思います。質問は5点あります。

質問の第1点は、地区センターはそれぞれの自治会等にその管理が委託されておりますが、センターによっては管理人が配置されているところがあります。その配置基準についてお示しをいただきたいと思います。

次に、涼を求める手段が扇風機から冷房へと移ってきました。地区センターも既存のセンターについては和室を中心にとすることで予算化され、全館和室にエアコンが設置されました。次はホールにエアコンをとということになりますが、地区センターのホールへの冷房計画はどのようなになっているのでしょうか。計画をお示しいただきたいと思います。

3点目の質問は、地区センターは個人、利用者が1人の場合、許可されないということ聞いておりますが、その理由についてお示しをいただきたいと思います。

質問の4番目、滝合のトイレの改善についてであります。滝合の地区センターのトイレは、同じスペースに大便器と小便器とがそれぞれ一つずつ設置されております。この現状は非常に不満が多いわけでありまして、改善ができないものでしょうか。

最後に、施設内外の清掃はどのような方法で行っているのか。

御答弁を願いたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（宮本 寿君） お答えを申し上げます。

管理人、地区センターの配置基準についてでございますが、現在、地区センターに受け付け、管理のために人を配置しているところは61館ある地区センターのうち平山地区

センターと七生台地区センターの2館です。基本的には大規模地区センターで、その上、利用も多い地区センターに配置している状況でございます。一般的に地区センターは地域に根差したコミュニティー施設と考えていますので、地域自治会等の団体と契約し、管理・運営をお願いしております。地域の特性を生かした運営がされればと考えているところでございます。

次に、ホールのエアコン設置計画についてでございますが、御質問にありましたように平成3年に和室を中心に全館にクーラーを設置いたしました。その後、地区センターを快適に御利用いただけるようにと考え、ホールに未設置のセンター40館にクーラー設置をすべく年次計画を立てましたが、実現に至っておりません。いずれにしましても、市民の方が快適に御利用いただけるよう引き続き設置に向け努力をしてみたいと考えております。

3点目でございます。1人使用が許可されない理由についてでございますが、地区センターはコミュニティー施設ということで複数の方の御利用によりコミュニケーションが図られると思います。1人での使用を制限しているケースとして、極端な事例で申し上げますと、個人の方が自宅がわりに使うという場合というふうに御理解いただきたいと思います。

4点目でございます。地区センターのトイレについてでございますが、男女別々にできないかという御質問でございますが、現在、大便器と小便器それぞれ一つずつが同じスペースに設置されている現状を考えたとき、大がかりな改修を施しませんと男女別々にできません。そこで一つの方法としまして、トイレに入ったとき、小便器が見えないように仕切り板を設置することが考えられます。この方法でよろしければ地域の方と話を進めてみたいと考えております。

5点目でございます。施設内外の清掃についてでございますが、基本的には管理を引き受けていただいている自治会との契約の中にうたっておりますように、月1回の清掃を地元自治会をお願いしているところでございます。また、利用者には使った後の清掃、出したごみの持ち帰りをお願いしております。そして年に1回、専門的な清掃を市が行っております。いずれにしましても地区センターが快適に使えるよう地域の方の御理解を賜るとともに協力をお願いしているところでございます。以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 佐藤洋二君。

○8番（佐藤洋二君） 御答弁をさせていただきまして、ありがとうございます。

何点か再質問あるいは要望等をしまして、最後に私の意見を述べて、この質問を閉じ

ますけれども、特に地区センターの管理人の配置。この問題をメインにしたいというふうに考えております。

それでは再質問の何点か、要望について申し上げたいと思います。

今の部長の答弁によりまして平山、七生台の2館に管理人が配置されているということがわかりました。その配置の基準が基本的には大規模な地区センターで、その上、利用者が多い地区センターということですが、こういう配置基準は有名無実、あってないようなもので、大変大ざっぱなものであります。大変根拠に乏しいと思います。この2館の次に位置する地区センターとの格差。どのくらいあるのかお示ししていただきたいと思います。

次に公設、民設を問わず、施設・箱物のエアコン設置は今の社会情勢では当然であります。地区センターの3分の2に値する40館へのエアコン設置計画の今後の予定についてお尋ねをいたしたいと思います。

3番目には、1人使用が許可されない理由について再質問します。地区センター条例では、使用許可の制限が第5章で規定されておりますけれども、1人では使用することができないということは、どこを見てもありません。地区センター条例の第5条には使用許可の制限ということで、「市長は次の各号の1に該当すると認めたときは地区センターの使用を許可しない」。こういったことで5項目触れられているんですが、今申しましたとおり、1人で使用するということに関する文言はどこにもないわけであります。また、地区センターは、市民であれば、だれでもが使用の目的を問わず利用できることになっており、その趣旨に沿わない気がします。

そこで具体的な事例ですけれども、自治会や愛好会の、いわゆる行事準備のためでも1人使用ということで許可されなかった、こういうケース、話を伺っております。こういったケースも市の指導としてされているのでしょうか。また先ほどの部長の答弁の中で、複数の方というお話がありましたが、複数という意味は2名以上というふうに理解してよろしいのでしょうか。

次に、最後の再質問になりますけれども、滝合地区センターのトイレ改善については厳しい予算の中での大規模改修は無理なことは理解できます。そうい中での当面の改善策を配慮していただきました。議場から笑い声も出ましたけれども、大変ありがとうございます。これは地元の方と十分検討をさせていただきながら、対応について決めていきたいというふうに考えております。

なお、この地域は、いわゆる区画整理の地域内になっておりますけれども、将来は複

合文化センターが建設される予定になっておりますが、当面、滝合地区センターの建て替え計画はどのように考えられているのか。

以上4点、質問をいたします。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市民生活部長。

○市民生活部長（宮本 寿君） 再質問の1点目でございます。2館の、先ほど申し上げました七生台、平山地区センターの次に位置するセンターとの差でございます。

延べ床面積で申し上げますと、七生台が284平方メートル。平山が269平方メートル。次に位置します落川都営住宅の地区センターが208平方メートルでございますので61平方メートルの差がございます。それから利用件数で申し上げますと、平山が1,431件。七生台が1,275件に対しまして、豊田が1,006件でございます。269件の差がございます。

それから2番目のホールのエアコン設置計画についてでございます。

平成3年に1回取りつけた。部屋の中の1部屋には全部をつけたわけでございますけれども、その後、いろいろ地区センターの新設事業等に追われて、その次の整備ができていない状況でございます。これにつきましては非常に厳しい状況にはございますけれども、引き続き努力してまいりたいというふうに考えます。

それから1人使用が許可されない理由。これは私どもも地元の管理をお願いしている方に受け付けの手引というマニュアルをお渡しして、こんなケースの場合はというようなことで御配慮願っているところでございますけれども、ただいま議員さんがおっしゃられたような、こういうケースの場合はということにつきましては、地域のための使用でございますので、管理の方には許可をしてもらいたいというふうに考えます。

それから複数とは何人かにつきましては、これは2人以上というふうに考えているところでございます。

それから滝合地区センターのトイレにつきましては、今のところ、具体的な建て替え計画をまだまちづくり推進部の方と打ち合わせをしております。建て替え改修時には男女別のトイレを考えたいというふうに思っております。以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 佐藤洋二君。

○8番（佐藤洋二君） 御答弁いただきまして、ありがとうございます。

何点か再々質問というのがあるんですが、議会ルールもありますので再質問にとどめておきたいと思います。

私も実は今年度、回り番なんですが、自治会長を受けまして、そういう中で自治会長は自動的に管理組合の委員、こういうことになりまして、私がかぎを保管しておるわけ

であります。したがって、地区センターの使用につきましては何かと御意見がございました。特に平山、七生台、この二つに管理人がいながら、頻繁に使われている例えば川北地区センター。なぜ、管理人がいらないんですか。こういうふうな質問もいただきました。また先ほどの、いわゆる1人使用の関係についても何件かの方から事例を話されながら意見もいただきました。そういった中で、最後に地区センターを使用するに当たっての私の意見を述べて次の質問に移っていきたいというふうに思います。

地区センターは気軽に使え、市民に親しまれている施設の一つでございますけれども、しかし、利用勝手が悪いため利用度はそれほど高くありません。施設が中途半端なことも一因しておりますけれども、管理に問題があるのではないのでしょうか。すなわち利用者管理組合による自主管理はよいとして、現在の当番制のやり方では管理する側は負担が非常に多く、利用する側は不便なことがたくさんあります。そこでセンター内に事務所をつくり、電話を設置し事務員を常駐させて従来の管理業務も行うようにする。つまり利用者の受け付け業務、サービス、使用後の始末、施設維持についての市への連絡をするようにすれば便利な地区センターの存在になると思います。センター事務員は地域の高齢者で希望される方を多く採用していただければ、そこに雇用が生まれ、高齢者の活性化につながり、地域の親睦、連体に役立つと考えます。

また費用負担の財源につきましては現行の一律支給の自治会の補助金の見直しを図り充当したらどうか。もちろん、すべての地区センターで同時に実施するのではなく、希望のあるところから重点的に実施していく。利用者が便利さを認識するようになれば若干の使用料をいただくこともできるようになると私は思っております。

以上、意見を述べ、次の質問に入っていきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（竹ノ上武俊君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後1時03分 再開

○副議長（竹ノ上武俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。佐藤洋二君。

〔8番議員 登壇〕

○8番（佐藤洋二君） それでは、一般質問の2問目をさせていただきたいと思います。バス路線利用するにあたって。このテーマでございます。

各バス路線の関係につきましては、これまでも多くの議員さんから本会議や交通対策の特別委員会等でさまざまな要望、条件等が出されてきました。市はこの要望、条件にこたえ、バス会社への赤字補てんなど財政的手段を講じて南北方向の交通手段の整備や不便地域の解消等、バス路線の新設、延長拡大に努めてきました。しかし、市民要望はこれですべてが解決したわけではありません。新たな市民要望を含め、大きく3点の質問をいたしますので、解決に向け、御努力をお願いいたします。

それでは質問に入ります。

最初に、既存路線の現状と想定される新路線についてであります。この中では2点、質問します。

1点目は、系統別コースと利用者の平均数。また、それぞれの市の補助金の負担割合についてでございます。

2点目は、今後の新路線として検討されているコースについてお示しをいただきたいと思います。

大別して2点目の質問です。それぞれの系統別コースが市の御努力が市民の要望にこたえ、現実に運転されています。しかし、コースによっては運行開始以後、さまざまな要望が寄せられていると思います。現路線への要望と関連会社との協議についてその進捗をお尋ねいたします。

3点目であります。市が補助金を拠出してバスを運行する制度は全国的にも珍しく、市民の方々は大変助かっております。しかし、始発時間や終バス時間、さらには本数、経由、設備などなど、まだまだ改善すべき事柄もあります。

そこで1点目の質問は、バス会社のサービスの一環として乗降自由、つまり系統内のコースであればどこでも乗りおりできるシステムをとって運転されているところがあります。この乗降自由のシステムを日野にも採用導入をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、市内の重立った地域、官公庁施設をJRの山手線のような、仮に内回り、外回りとし、乗りかえせずにしても目的地に到達できる、まさに文字どおりの市内循環バスの運行はできないのでしょうか。

最後に、施設設備についての質問であります。バス停でバスが来るのをお待ちになっている方、比較的御高齢の方が多く見受けられます。いろいろな気象条件もありますので一概にこうだとは言いませんけれども、立ったままでバスの来るのを待つのも大変でございます。そこで停留所付近にいす等を設置していただけないのでしょうか。

以上、大別3点の質問をいたします。

○副議長（竹ノ上武俊君） 企画部長。

○企画部長（横島英紀君） それではミニバス路線の利用に当たっての答弁をさせていただきます。

まず1点目でございます。既存路線の現状と想定される新路線についてでございます。まずコース別の利用者と市の補助金の関係でございます。

コース別、1台当たりの利用者でございます。ミニバス路線につきましては今4路線ございまして、市内路線それから日野台路線、三沢台路線、南平路線でございます。1台当たりの利用者数ですが、平均で市内路線につきましては26人でございます。日野台路線につきましては19人。三沢台路線につきましては23人。南平路線につきましては25人となっております。

それから市の補助金でございますが、市内路線につきましては2,400万円でございます。日野台路線につきましては1,800万円。三沢台路線につきましては600万円。南平路線につきましては1,800万円。合計6,600万円でございます。

それから新路線の検討でございますが、三つの路線について検討をいたしております。一つは請願がございました落川地域から新井橋、万願寺土地区画整理地内を通りまして市民プールの前を通過して市役所を経由するコースでございます。これにつきましては新井橋に出るまでのところ、これは浅川右岸の側道を通るというコースでございまして、道路が非常に一部狭くて実施が困難になっております。それから、ここについては現在、市内路線である高幡から平山駅の市内路線の一部を、高幡不動から落川まで、川崎街道を通る路線として延長することを調整をいたしております。それから三つの路線の二つ目ですが、明星団地の新路線の御要望。それから三つ目には南平路線を三井台団地への延長をしてほしいという要望もございまして、新路線についての検討をいたしているところでございます。

それから2点目の、現在運行している路線への市民要望でございます。また関連会社との協議、進捗状況ということでございます。

現在の路線の要望は幾つかあるわけでございますが、運行回数の増、それからあと運行時間の延長。運行回数の増というのは、いわゆるバスの便数の増発でございますけれども、これらの要望がございまして。また事業者である京王帝都——今度、帝都がなくなって京王電鉄ですね。京王電鉄という株式会社との協議を重ねているわけでございますが、経費の問題あるいはバスの台数の問題、人員の問題等いろいろ財政的な面等のいろいろ

問題がございまして、現在、いずれにしても協議を重ねておるところでございます。また南平路線につきましては、NTTの高幡電話交換局前のバス停留所の設置という要望がございまして、この件につきましては地元や京王とも調整が済みまして実現できることになっております。なお、時期については現在もう少しお時間をいただきたいと思いますと思っております。

それから3点目の乗降自由のシステムの導入ということで、改善すべき事項でございますが、これにつきましてはなかなか問題がございまして、御要望、御提言につきましては問題点の整理をしたいと思っておりますが、乗降自由なシステム、これについては確かに認可に対する基準というのはございません。しかしながら、条件といたしましては道路管理者及び交通管理者の許可が必要になるわけでございます。これは停留所など、きちんとした目標物がない所で急に停車するとか、これらによる交通上の危険あるいは、そういう状況が生まれるわけでございます。また路線バスにおきましては、現在このシステムが認可されている地域がございまして、山間部とか、あるいは関東地方では市街地ではございませんが、一部そういうシステムが許可されているところがございまして、したがって、市内での認可は大変今の状況の中では困難であろう。今後、これらについても一度整理をさせていただきまして検討をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 佐藤洋二君。

○8番（佐藤洋二君） 答弁いただいたんですが、漏れている答弁がございまして、よろしく願います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） 失礼しました。

市内循環の運行という点でしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）この御提言につきましては、現在運行している一番長い路線でございます市内路線でございますけれども、非常に運行時間がまずかかるということ、それから市内循環として始点と終点同一にするということにつきましては距離の問題と1行程に時間がかかるということがございます。また現在、バスの競合と、それから、いわゆる電車との競合がございまして、特に京王の場合には、市内バスの場合には市内循環、特に平山から高幡という部分については京王線が通っておりますので、どうしてもそこは競合するということで一回りの循環バスについては大変難しい状況にあるわけでございます。これにつきましても今後、京王とも十分話し合っていきたいと思っております。

それからあと、ほかの路線については全体の中で小さな輪を組むということも考えられるんですが、これも非常に他の路線との競合がございます。したがって、特に御提言の山手線方式といいますか、そういう内容については市内大回りをする循環バス。また、これも特に利用者の皆様は市役所とか、あるいは病院とか、そういう公共施設に行くために、あるいはまたもちろん買い物もございますが、これらについては非常にそういう市内の地域性あるいはほかの交通形態等の、どうしてもそういう競合してしまうという部分に現在のところはネックがあるようでございます。もう少し検討をさせていただきたいと存じます。

あと、バス停のいすの問題でございますけれども、御要望、御趣旨は十分理解をいたすところでございます。しかし、設置を考えますと、公道上になりますので道路管理者との調整も必要になってまいります。したがって設置の回避を含めて関係部署との調整、検討を考えたいと思います。なお、実施が可能な場合であっても、各バス停の周辺の交通状況あるいは歩道の設置の部分、状況でございます。こちら辺がございますので確実的な対応という部分については困難と考えております。これにつきましても、なかなか既存の、路線バスについても非常に、こちら辺は条件が京王の方でも条件が非常に厳しくて、内部で基準をつくっているわけですが、いわゆる便数の関係あるいは利用者が相当多いとか、ある程度の条件の中で考えていられるようでございます。以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　佐藤洋二君。

○8番（佐藤洋二君）　御答弁、ありがとうございました。

何点かの再質問と、それから要望を申し上げたいと思います。

一つは、四つの路線への補助金については部長の御説明で理解できました。そこで、大変細かいことで恐縮でございますけれども、それぞれの路線の1日の運行本数について、もし数字的に持ち合わせがあればお示しをしていただきたいと思います。

それから二つ目の再質問は、新路線の検討の中で道路が一部大変狭いという御説明がありました。そのことに連関しまして2点の質問をします。

一つは、運輸省令で定められていると思うんですが、道路の幅員で許容される最低値、何メートルであるのか。このことと、それから御説明になった非常に狭いという所が、これは物理的に拡幅ができない箇所であるのか。電柱であれば移設とか、あるいは空き地があれば拡幅とか、そういうことができない場所であるのか。そういったことの2点を、これは再質問いたします。

それから、現路線への市民要望は一日も早く実現をさせたいものでありますけれども、要望としては答弁で触れられている何点かの事柄がありましたけれども、答弁の中で答えられたものすべてが、これまでの市民から寄せられている要望なのか。あるいは、それ以外にあって、それ以外にあるならばそのことの進捗状況について御説明をしていただきたいと思います。

これは要望になると思いますけれども、結果的には増便という形になりますけれども、運行時間の延長について、特に始発バス、終バス。これの増発に御努力をしていただきたい。今後の京王との話し合いを詰めていただきたい。このように思います。

それから5番目の再質問ですが、これは乗降自由の問題であります。

御答弁では認可に対する、いわゆる基準は特にない。こういう御説明の中で、いろいろと問題点がある。こういった中で特に乗車の場合は、道を歩いている方がバスが来たということで、いきなり手を上げてバス、とまれよ。こういったことで周りの安全も確認しないで停車させる。こういったこともありますので、その部分はこれから検討しなきゃいけないと思いますけれども、降車の場合、おりる場合はブザーが鳴りますので運転手さんが周りの安全を確認できれば、その箇所にとまれるということで、乗車の場合よりは降車の場合の方が取り組みとしては取り組みやすいのではないかな。こういうふうな気がいたしますが、その辺はいかがでしょうか。

それから、これは要望になります。設備の問題ですけれども、我々が行政視察等で地方に行きますとバス停に屋根つきの建物やいす等を見かけます。ぜひ、これらの建物を検討されまして実現に向けての御努力を京王との話し合いの中で詰めていただきたい。こう思います。

何点か再質問と要望をいたしました。

○副議長（竹ノ上武俊君） 企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） それでは、何点か再質問について御答弁をさせていただきます。

まず運行回数のございます。運行回数につきましては市内路線が1日8往復でございます。日野台路線が1日13往復でございます。それから三沢台路線が1日10回の往復でございます。南平路線が1日13回の往復でございます。以上が運行回数でございます。

それと、新路線の検討の中で道路の幅員の問題で許容される最低幅員ということでございます。

これにつきましては車両制限令によって決まっているわけでございます。道路の幅員の基準につきましては、歩道がある場合につきましては4.5メートルとなっております。また歩道がない場合には5.5メートルと決められております。

それから、現路線への市民要望でございます。三つほど御説明をさせていただいたわけでございますが、運行時間の延長それから増便というか、運行回数の問題。それから停留所の問題がございました。そのほかには、やはり一つは、ちょっと触れましたが、路線の延長の問題が一番やはり市民要望としてはございます。

それから4点目ですが、夜、結果的に増便になるという、延長あるいは運行間隔等の場合には増便になったり、あるいはバスの始発あるいは終バスというか、着の部分が遅くなったり、そういうことについてですね。これについては京王ともいろいろと市民の要望に対して個々に協議をさせていただいております。どうしても、そこら辺の問題というのは、先ほど申し上げましたように採算性の問題それから台数、さらには市の補助金の問題がかかわってくるわけでございます。いずれにしても、十分京王とも詰めて、今後検討をしてまいりたい。このように考えております。

それから乗降自由の関係でございますが、乗車時期はともかく、おりるときの問題ということでございますが、これにつきましては、やはりどうしても運転手が安全を確認してという問題も確かに考えられるんですが、いわゆる運行の時間帯の問題がまず出てまいります。したがって、朝晩のときにはできなくて、昼のときにはできるじゃないかという、またあるいは、すいているときにはその可能性があるじゃないかということだと思います。乗降客の利便、こういうことを考えれば、まさに御提言の部分については検討に値すると思いますが、どうしても事故の可能性というのがございます。それでまた、逆に認可の対象では、基準ではありませんけれども、交通管理者等のそういう意味では許可が必要になります。そしてまた、運転手の責任、いわゆる判断による責任という問題がやはりございますので、これにつきましては非常に難しい問題かと思いますが、いずれにしても市民の皆様、御利用される皆様の考え方なり、そういう御意見でございますので十分検討をさせていただきたいと存じます。

それからバス停付近のいす、あるいは屋根つきという問題でございますけれども、これは御要望ということでございますが、なかなかやはりお金がかかるということで、会社側の方としてはそういう基準があるようでございます。これについても問題を提起されて御要望でございますので、京王株式会社の方には働きかけをしてまいりたい。このように思います。以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 佐藤洋二君。

○8番（佐藤洋二君） ありがとうございます。

申しわけないんですが、1点だけ答弁が漏れているのがありましたので、御答弁願いたいんですが、それは一部道路が狭隘であるというところの中で、その部分が、どんな手当てをしても拡幅できないか。物理的にもできないところなのか。それに対する答弁が漏れておりました。お願いします。

○副議長（竹ノ上武俊君） 企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） 大変失礼しました。

道路の狭隘については請願があったコースでございまして、ここについては浅川右岸の、ちょうどそこの逆に民家の塀だとか、あるいはかなりちょうど道路を拡幅をしたり、あるいは用地買収をしないと道路コースが非常にネックになっている箇所がございます。ちょうど、ここについては場所としては、新井橋がございますね。新井橋に出る、ちょうどどのところが非常にずっと側道で狭くなっております。そこがネックになっております。したがって、今後、道路の拡幅、用地買収も含め、拡幅が可能になれば、この市民要望については可能であろうと理解しているところでございます。そこが一部どうしても通れないという問題でございます。以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 佐藤洋二君。

○8番（佐藤洋二君） わかりました。特に降車自由というシステム、制度。この近県、近県というか、隣接するところで、どこか運転されていたような記憶がするんですが、残念ながらアルツハイマーで記憶がよみがえってきませんでして、ここで御紹介することができませんので控えますけれども、いずれにしても、いろいろと新しいシステム、制度につきまして提言もいたしましたので、ぜひ、この後、意見を述べながらこの問題については閉じますけれども、これまで以上の御努力をお願いしたいというふうに考えます。

さて、バスの便についての意見を述べます。

JRの山手線を想定しました市内の重立った施設を経由する市内循環バス。自分の居住しているところに最も近い箇所で乗りおりできる乗降自由型のバス運行の提起をいたしました。いずれも市民生活に密着した身近な要望でございます。市が御努力しなきゃならない問題あるいはバス会社に御協力を得なければならない問題などあります。

今後、いろんな協議の中で紆余曲折があろうかと思いますが、この要望が一日も早い時期に実現できますよう御努力をお願いいたしましてこの質問を閉じまして、次

の質問に入っていきたいと思います。

それでは3点目ですが、通告しました質問に入ります。

ゲートボールを楽しくプレーするにあたって。こういうテーマであります。

未曾有の高齢化社会を迎えつつある現代において、元気にスポーツ等、体を動かすことを日常的に行っている高齢者の方々がたくさんおられることは大変結構なことだと思います。その典型的なスポーツこそゲートボールではないでしょうか。自分たちのお住まいの近くでコートをつくり、いつでもふだん着姿でそれぞれの体力にあわせ、生涯を通して続けられるスポーツとして市内にも同好者がかなりおられます。

そこでゲートボールを楽しくプレーするための環境整備のため、以下の質問を行います。

質問です。現在、市が土地使用貸借契約によりまして確保している専用のゲートボール場の数と、今後の増設の計画についてお示しをいただきたいと思います。

二つ目は、専用ゲートボール場以外の練習場の数と、練習場のグラウンドの整備の方法についてお尋ねをいたします。

3点目は、ゲートボール場の水道やトイレ、いすなど、環境整備の現状についてお伺いをいたします。

四つ目は、市民ゲートボール大会等、市が主催する大会と運営費について実績をお示しく下さい。

5番目は、大会等での、いわゆるスポーツ傷害は発生したことがあるのか。また、その対応はどのようにしているのかを明らかにしていただきたいと思います。

最後に、いわゆるドーム型のゲートボール場の建設構想についてお尋ねをいたします。

以上、6点の質問をいたします。

○副議長（竹ノ上武俊君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） それでは、ゲートボールを楽しくプレーするにあたってというのに対しまして幾つかの御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず1点目と2点目でございます。市が土地の借用貸借契約による確保している専用ゲートボール場の数、それからゲートボール場以外の練習場等の整備についてでございますけれども、現在、日野市が確保しているゲートボール場は、土地の借用貸借契約により確保しているものが4カ所。それから公園内のゲートボール場が10カ所。子供広場それから地区広場などは17カ所。合計31カ所でございます。

グラウンドの整備につきましては除草や整備など、原則として利用する方をお願いしておりますが、高齢者では手に負えないような場合につきましては相談に応じているところでございます。

それから3点目のゲートボール場の水道、トイレ、いす等の環境整備でございますけれども、ゲートボール場の水道設備につきましては、現在、18カ所に設備がございます。また、トイレは17カ所に設置されておりまして、さらに2カ所は隣接しております集会施設で利用できるようになっております。それから、ベンチにつきましては市で設置したところが4カ所でございます。その他の多くは老人クラブや自治会の家庭で使用していただきすなどの廃物利用をいただいているところでございます。これらの施設整備につきましては、水道、トイレなどは管理上の問題がありますし、特にトイレにつきましては地域にお住まいの方の理解を得られない場合もあります。また水道の整備やトイレの設置には経費もかかるわけでございます。近所に地区センターや公共施設がある場合にはそれらを利用させていただくようお願いをしております、それらの設備がなく、他に方法がない場合にはトイレの設置等を行ってきておるところでございます。

それから、次にゲートボール大会と市が主催する大会の運営費について、それから大会等で、いわゆるスポーツ傷害と申しまししょうか、そういう事故が発生した場合、どういう対応をしているかという御質問でございますけれども、ゲートボール大会は春と秋に実施しておりますが、今年は先日、5月28日に行われました春の大会。これは老人クラブが主催をしております。それから10月ごろには日野市の主催で、それぞれ浅川スポーツ広場を会場として実施しているところでございます。また、そのほか教育委員会の所管ではございますけれども、市民体育大会の中でゲートボール連盟の方に委託している大会も年1回はあると思っております。

10年度の大会運営費でございますけれども、日野市の委託料は22万6,000円を予定いたしております。委託料の内訳は参加賞とか役員・審判等の賄い、商品代、備品、消耗品などに充てられているものでございます。

それから、大会等でのスポーツ傷害などの事故でございますが、幸いに現在発生しておりませんが、万一の場合を考えて委託料で傷害保険に加入しております。事故発生の場合には少額ではありますが、保障できるような配慮ができていくということでございます。

それから6点目になろうかと思いますが、ドーム型のゲートボール場の建設構想について、こういう御質問でございます。

ゲートボールを愛好する高齢者が雨天あるいは日差しの強い夏にも楽しくプレーできるように屋根付きの施設を建設してはどうかということですが、確かにそのような夢のある施設が求められていることは理解するところでございます。しかし、ゲートボール場の面積を考えますとコート一面をとるだけでもかなりの面積が必要であります。また高齢者の身近なところに設置するには、かなりの数を考慮する必要があるかと思えます。日の出町、西多摩でございますけれども、日の出町にはこの施設がありまして、2面のコートがとれると聞いておりますが、都内では唯一の施設のようでございます。

また最近では高齢者のスポーツもさまざま開発されておりまして、ゲートボールのほかにもペタング、グランドゴルフ、スポーツ輪投げなどが急速に普及していると聞いております。そのような傾向を反映してゲートボール人口は年々減少傾向にありまして、東京都の老人クラブ連合会でも都のゲートボール大会は取りやめたところでございます。日野市の老人クラブの連合会でも、今後、ペタングなどの新しいスポーツの普及を検討するとのことでございます。

いずれにいたしましても、健康な老人であって、高齢になっても元気でいてほしいと願うところでございますが、寝たきり、病気など介護対策等、もちろん大切でございますけれども、要介護者にならないような予防対策と申しましょうか、健康増進対策がより大切であると考えております。したがって、市といたしましても老人クラブのこのような取り組みについては積極的な援助をしていきたいと考えております。

御提案のドーム型ゲートボール場の建設につきましては市の財政状況や、ただいま申し上げました社会状況などを見守りながら、今後、検討してまいりたい。このように思います。以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 佐藤洋二君。

○8番（佐藤洋二君） ありがとうございました。

今の御答弁の中で、最初の部分で専用ゲートボール場の数と、その後に今後の増設計画についてということでお尋ねしました。この部分が欠落というか、欠けて、されておられませんので、御回答、もし準備してあればお願いしたいと思います……。

○副議長（竹ノ上武俊君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） ゲートボール場の増設計画はという御質問でございますけれども、現在、特に要望が上がっているところはないというふうに承知しておりますが、いろんなクラブ活動、老人クラブの活動等の中で御希望が出てきた場合には、適切な場所が確保できれば最大限の努力をしていきたい。このように思っております。

○副議長（竹ノ上武俊君） 佐藤洋二君。

○8番（佐藤洋二君） ありがとうございます。

それでは、引き続き再質問と、それから要望をさせていただきたいと思います。

最初に練習場の整備について具体例を申しながら再質問をさせていただきます。

豊田の三丁目の豊田公園。ここにはゲートボールができる練習場がございます。愛好者の方々の要望がありまして、練習場の整備についてお願いしたところ、すぐに砂を入れていただいたんですが、整地を愛好者の方々が行うことになりました。お年を召した方が大変多い中での整地でしたから大変だった。こういうお話を伺いましたが、こういう場合も、いわゆる御答弁にあった御相談に応じていただけるかどうか。これが再質問の1点目です。

それから2点目は、日野市が確保していますゲートボール場、31カ所というお話を伺いました。これは、この質問の前段で行いました地区センター。地区センターと同じように市内に平均的に存在といいましょうか、点在しているのかどうか。ある一方の地域だけに偏っていると、そうじゃなくて市内全体に点在していますよ。こういうことなのかどうか。この再質問。

それから、トイレと水道等の環境整備であります。トイレ、水道は使用、利用方法は別としまして、環境的には御答弁の範囲の理解でいきますと、すべて充足され、問題がないというふうに聞こえましたが、そういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

次に、トイレの未設置の14カ所はすべて地域からの同意が得られないために未設置という、このように理解していいのかということですね。

それからスポーツ傷害につきましては、これまで1回もなかった。こういったことで大変結構だと思います。ただ万一を考え傷害保険に加入し、事故発生の場合は保障できるようになっている。そういうことですね。そういった市が主催するゲートボールの大会に万が一を考えて、そのときに対応ができるような介護人といいましょうか、専門的な言葉はちょっとわかりませんが、そういった方も同席されているのか。このことですね。

それから、これは要望になりますが、部長の御答弁の中にもありました日の出町のゲートボール場の屋根つき。これは公園とか庭園に見られがらな東屋的な施設だと思いますけれども、ぜひ、こういったものも参考にしながら、これからの日野市のゲートボール場の建設構想の中に入れていただけないか。このように思いまして、これは要望といたします。

以上、何点か再質問をいたしました。準備できていれば御回答をいただきたいと思います。ですが、部長、お願いします。

○副議長（竹ノ上武俊君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） それでは再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

1点目の練習場の整備の問題でございますけれども、練習場の整備につきましては、砂を入れるが、まいてくれないとか。こういうことでございますが、基本的にはケース・バイ・ケースというふうに対応させていただいております。本来ならば砂を入れて平らにして転圧まで市が行えば利用者には喜ばれることと思えますけれども、それまでの職員の手が回らないのが実情でございます。したがって、ゲートボール場の利用者が協力してできることは、申しわけありませんが、自主的に解決をしていただくようお願いをしているところでございます。繰り返しになりますけれども、どうしても手に負えないような作業であれば、その都度御相談に応じますので御理解をいただきたいと思います。

それから、2点目のゲートボール場は市内に平均的に設置されているか。こういう問題でございますけれども、ゲートボール場の設置につきましては市内にほぼ平均的にございます。しかし、やはりゲートボール人口の多い地域、地区と申しましょうか、には幾分多いようにあるように感じております。

それから、3点目のゲートボール場の水道、トイレの設置状況。問題がないかどうか考えているかというような問題ですけれども、ゲートボール場の水道、トイレなどの環境設備が十分でないことは御指摘のとおりでございます。20年ほど前、日野市がゲートボール普及活動を始めたところでございますけれども、老人クラブを中心に急速にチームがつくられまして、それにあわせて練習場も次々に設置してまいりました。当時は、とりあえず練習するスペースがあればよい。その他の設備は後回しにしてまいりまして、水道、トイレなどはその後、必要なところから少しずつ設置してきたところでございます。また設備のできないところは御不便をおかけしておるわけですが、仮設トイレを設置するだけで1カ所70万円以上かかる状況でございますので、利用される方もさまざまな工夫をいただいているのが実情である。このように御理解をちょうだいしたいと思います。

それから、トイレが設置できないのはすべて近隣の同意が得られないのか。こういう御質問があったかと思えますけれども、トイレの設置につきましては臭気、害虫——虫

でございますね。それから見ばえなどの点から問題とされることがあります。最近の仮設トイレにつきましては、それらの点もかなり改善されてきてまいりましたが、それでもやはり迷惑施設と考えられております。管理に気を配っているところでございます。これからもケース・バイ・ケースでいろいろ考えていきたい。このように思います。

それからゲートボール大会で万一のスポーツ傷害事故に備えての介護人と申しましょうか、看護婦等の配置はという御質問でございますけれども、ゲートボール大会での事故対策ですが、幸いに長年事故もなく過ごしてまいりましたので、傷害保険の加入で済ませておりました。確かに高齢者が集まるわけでございますので、万一の場合も考えまして医者とか看護婦の配置が必要かと思われまします。しかしながら、経費の問題もありますが、丸一日待機してくださる医師、看護婦を見つけることもなかなか困難でございます。今後、対策の検討をしたいと思っておりますけれども、当面、緊急の場合には消防署等に依頼をして連携をとりながら、その場で対応できないものについては救急車等を活用して医療機関へ輸送する。こういうことで対応していかざるを得ないのかな。このように思っております。

それから、最後の日の出町のは御要望ということでございますけれども、私も4年ほど前だと思いますけれども、実際に見たことがございます。今、お話がありました東屋を大きくしたような四方の腰の部分は吹き抜けの施設でございました。ゲートボールをやらないときは子供のキャンプといいますか、キャンプファイアなんかにも使えてなかなかいいのかなと、こんなふうに思いましたけれども、小さな町という失礼ですが、老人の人口も少ないところでございますので、2面あると、ある程度の大会もできるのかもしれませんが。日野市になりますと個々のクラブに設置するには数が相当多くなりますし、大会に使用するのに屋根をつけるには4面なり6面ないとできませんので、なかなか難しいかな。いずれにしても御要望、提言として、今後、前向きに考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

○副議長（竹ノ上武俊君） 佐藤洋二君。

○8番（佐藤洋二君） 御答弁いただきまして、ありがとうございました。

意見を述べて、この質問を閉じます。

ゲートボール人口は一時のようなブーム傾向が下火になったこともありまして減少していると言われております。しかし、高齢者の好むスポーツのトップは、やはりゲートボールであり、その人気には根強いものがあります。雨が降っても雪が降っても、そんな天候の中でもゲームができる屋根つきゲートボール場。一日千秋の思いでその完成を

待っておられる愛好者の夢を実現に向け、ぜひ御努力をお願いいたしたいと思います。

それでは、通告した最後の質問をいたしたいと思います。

今回、4問、身近な問題ということで一般質問のテーマとして通告をさせていただきました。1問をほぼ20分でやっていこうということで時間どおり大体推移をしてきておりますので、多分この時間で終わると思いますけれども、先ほど市長には身近な問題で、打ち合わせの中で部長さんからすばらしい答弁をいただいておりますので市長からの答弁は、コメントは要りません。こういうふうな話をさせていただきましたけれども、JR問題につきましてはそう長く時間をかけませんので、ぜひ市長からも、最初からの地区センター、それからバス、それから先ほどのゲートボール、そして、これからのJR問題。総合的なコメントをいただければ幸いと思っております。

それでは最後の質問に入ります。

JR豊田駅西側踏切を渡るあたって。このことにつきましては以前、JR豊田駅西側の踏切道の拡幅についてというテーマで指摘をさせていただきました。また、この中で細かな話もさせていただきました。あれから4年以上経過をいたしました。いまだに拡幅の動きがなく、踏切の不完全さは相も変わらず変わっておりませんので再度取り上げたわけであります。

この踏切は八王子街道踏切といいまして、幅員5.9メートルで、堀之内踏切の7メートルに次ぐ2番目に広い踏切であります。市内にはこの踏切を含めまして計6カ所ありますが、他の5カ所の踏切と違うところは、この踏切が電車区への出入りの列車や、また豊田駅における特急等の待機待ち列車の退避がありまして遮断棒のおりる回数が非常に多いことと、また一度下がった遮断棒が信号機や駅の事情のため、なかなか上がらずに踏切警報機が鳴りっぱなしのケースが多いということでもあります。したがって列車の通過の遮断棒が上がりますと車や自転車そして歩行者が一斉に踏切を渡ります。そのため、踏切軌道内が膨れ上がり危険な状態になります。そこで、この踏切の改善をお願いをいたしているのでありますが、質問を3点ほどさせていただきます。

一つは、時には10分以上も待たなければならないこの踏切ですけれども、警報機が鳴りやみ遮断棒が上がりますと、人の群れ、車両が一斉に動き、大変に危険な状況となりますが、この状況をどう把握されておりますか。これが1点目の質問です。

二つ目は、JRとの間で今日まで踏切拡幅について、どのような協議をされてきたのでしょうか。協議の経過を伺いたいと思います。

三つ目、最後の質問ですけれども、さきの外国の新幹線の事故を見るまでもなく、安

全には万全がありません。幸い、この踏切の位置からしまして拡幅できる余地がありますのでＪＲと具体的な協議をしていただき、拡幅に努めていただきたいと思います。

以上、３点についての質問をさせていただきます。お願いします。

○副議長（竹ノ上武俊君） 建設部長。

○建設部長（清水啓治君） ３点の御質問をいただきました。

まず１点目でございます。危険な状況の把握ということでございます。

これは、御質問の八王子街道踏切につきましては、当時は日本国有鉄道という名前で行っていただきましたけれども、第３次長期計画ということがございました。これで中央線の輸送力の増強ということで、当時、８両編成を１０両編成にしようということ、あるいは電車区をつくろうということで、電車区は４３年にできました。そのことによりまして分合線、いわゆる電車区へ出入りをするための線路ができて遮断機が閉まっている時間が大分長くなったということで不便が増したという経過がございます。

当時、この電車区の新設に当たりましてはいろいろな問題がございまして、問題といえますか、市と協議をいたしまして、当時、東京第２工事局というのが、議員さん、御存じだと思いますけれども、そこと協議をやっておりました。この踏切にかわる立体交差を早くつくろうということで、当時、建設大臣にも陳情を行いまして、現在、西側にできております豊田陸橋、自動車教習所の西側でございますが、あれができましたということが経過としてございます。この豊田陸橋ができて駅に近いということもありますが、この踏切につきましては朝夕の車両あるいは人の群れ等が非常に一斉に横断するということで危険な状況が、ただいま御指摘があったとおりでございます。何分にも駅と電車区の間でございますのでいろいろな条件からいたしましても閉鎖時間を短くする、あるいは踏切を拡幅するというにつきましては、踏切の整理統合等、実際にはございますので全体的に考えなきゃいけないという問題になっております。非常に改良の余地が見当たらないという状況でございます。

市民には勝手なお願いになると思いますが、豊田駅の構内の南北通路あるいは、ただいま申しあげました豊田陸橋、これらを迂回していただくのが一番安全であるということとは申すまでもございません。

ただ、最近ですけれども、数カ月前の新聞の記事でございしますが、あかズの踏切、八王子街道踏切も含めまして、あかズの踏切の解消問題というものを何か検討しているというのが記事にございました。そこで八王子支社にも電話をいたしまして検討状況を聞いてみましたけれども、現在、検討中だということですが、何らかしらの、いわゆる閉

まっている時間の解消ができるんじゃないかということで私どもも期待をしております。近いうちにまた、あそこの状況をまた改めて調べてみたいというふうに思っています。

それから、二つ目と三つ目の今までの協議と今後の協議の予定でございますけれども、平成6年に同様の御質問をいただいた以降、積極的にまた具体的にあるいは提案をしたり要望したりという実績はどうも見当たらないわけです。ただ、去る4月に八王子の支社ができたということもございまして、この八王子街道踏切の拡幅につきましては市長みずから出向きまして文書でも要請をしてあるところでございます。また、これは都道でもありますので東京都の道路管理者、これにもやはり同じように要請もしてＪＲの方にも要請をしていただけないかということも必要かなというふうに思っております。

いずれにいたしましても遮断時間の短縮あるいは踏切の拡幅ということについては、いろんな条件で困難性が非常に高いというふうに私どもは見ておりますが、御理解もいただいて、また今後も要請活動はなお一層していきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 佐藤洋二君。

○８番（佐藤洋二君） どうもありがとうございました。

今、部長からもお答えしていただきました。平成6年の定例会でこの問題につきまして提起をさせていただいたんですね。当時、前の市長さんから、ＪＲにも要請していきたい。こういう御答弁をしていただきまして、この間、期待をしておりました。今の部長の御答弁だと積極的なり、あるいはそういった意味でのＪＲとの動きが見当たらなかった。こういうふうな答弁でして、4年たってもこの問題について一度もＪＲと協議をしていないということに、正直言ってびっくりしました。この問題が、拡幅問題が、安全問題が前進といえましょうか、解決がつかないのは当然のことでありまして、全く相談していないんですから当然のことだと思っております。そういう意味では非常に残念でなりません。

くどくど愚痴を申しても始まりませんので、とにかくこれからは約束したこと、議場で答弁されたことにつきましては必ず実行に移していただきたい。このことは前にもこういうふうなお話をさせていただいたんですけれども、ぜひ公人が公的な場で発言しているんですから、回答しているんですから、そのことに責任を持っていただきたい。このように思います。特に行政は継続性が基本でありますので、ぜひ肝に銘じてこのことについては考えていただきたいと思います。

そこで1点だけ再質問をさせていただきますけれども、今の踏切の軌道内は西側の方、

電車区側の方を少し拡幅できる余地があるんですね。入り口、出口は現行のままになるかもしれませんが、中は広げられるスペースがあるんです。ですから、ぜひこのことをＪＲとの協議の中で進めていていただきたい。こうと思いますが、いかがでしょうか、部長さん。

○副議長（竹ノ上武俊君） 建設部長。

○建設部長（清水啓治君） 踏切の中、いわゆる線路の中で膨らんだ踏切を私も見たことはないんですけども、発想の転換ということもあるかもしれません。運輸省の基準、これらも非常に難しいようでございますけれども、近くに支社ができたということで多少の発想の転換も生きてくるかなというふうに思いますので、先ほど申し上げましたように、市長が４月２１日に伺っておりますので、これを盾にしまして、部長という立場でその発想の転換の要望をしていきたいというふうに思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 佐藤洋二君。

○８番（佐藤洋二君） どうぞよろしくお願いいたします。

それでは市長、若干時間が残っております。地区センター、それからバス路線それからゲートボール、そしてＪＲの一連の問題。もしコメントがあればお話をさせていただきますと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 市民要望４件ということで、地区センター、ミニバス路線、ゲートボール場それからＪＲ豊田駅西側の踏切。それぞれ個別に、かつ具体的な質問をいただいているわけでありまして。また提言もいただいているわけでありまして。

地区センターにつきましては、日野市は数が多くて地域で非常に利用しやすい状況になっているということが前提としてあるわけでありまして、そういう中で、よりよい方向を探るという意味だろうというふうに思います。特にトイレの改修の問題あるいは管理・清掃等の問題につきましては、できるだけ利用者の皆様と話し合いを進める中で、できるだけよい方向を探っていきたいというふうに思うわけでありまして。

ただ、やはりこういった地域の小施設は御利用いただく方々の、やはり御協力といたしますか、自分たちの施設なんだというふうな意識をお持ちをいただきましてやっていただきたいなということもありまして、地域性によっては非常にきれいに、あるいはうまくあいに利用できているところもあるし、なかなか管理がうまくいかないところもあるようでありまして、その辺についても話を詰めて、よりよい方向を探っていきたいというふうに思っています。

それからミニバスについてはおおむね答えの中で尽くされているかというふうに思いますが、やはりだんだん利用する方々もふえておりますし、昨年の議会の審議等でも御指摘いただきましたように、単に市民の足というふうな、不便なところの市民の足ということだけではなくて、高齢化に向かう住民の皆様への福祉施策の一環としてもミニバス施策を考えなければいけないという視点もあろうかというふうに思います。特に坂道の多い私どもの日野市でありますので、その辺も踏まえて京王さん、あるいは他の企業もあるかもしれませんが、いろいろのところとの兼ね合いを考えながら、よりよい方向、これを探っていききたいというふうに思っています。

あと公道上のバス停といいますか、いすとか、あるいは屋根とか、こういうものにつくまして私も幾つかの場所について具体的にここはできないのかねというふうなお話を具体的にしているところもあるわけですが、やはりなかなか、どこがそれを負担をしてとか、いろいろの問題があるようでございまして、ですが、これも一応把握をしているところも幾つかございますので、可能性を探りつつ前向きに検討していきたいと思っています。

それからゲートボールの問題でございます。これも結構私どもの市は数多いわけでありまして、比較的利用しやすくなっているのではないかなという認識は持っています。そういう中でということで、やはりドーム型云々のお話があったけれども、夢としては大変楽しいわけですが、ドームをつくるならばとか、いろんな発想もまた出てくるのではないかなというふうに思いまして、ゲートボールだけでそういうことがすぐできるかなということは、ちょっとお話を伺っておりまして、そう急にはという感じをもった次第であります。それで、いずれにしてもゲートボールをする方が、特に御年配の方がまだまだ多いわけでございますので、そういう方々に不都合のないような水道、トイレ、いす等の整備等についてはできるだけこまめに対応をするように指示をしていきたいというふうに思っています。

それから、最後にＪＲ豊田駅西側踏切の関連で行政の継続性もあるのでというふうな強い御指摘もいただきまして、実は私は就任以来、多分支社長を含めたトップにお会いしたのは３回だと思いますね。一番最近が先ほど来お話に出ています、ことしの４月２１日に八王子支社長だと思いますが、そのときにもこういった要望書を具体的に地図までつけまして持っていったお話をしております。

少し具体的に言いますと、この踏切だけじゃございませんので、行く以上は先ほども東京都のお話でも申し上げましたけれど、どれとどれに絞ってということがあるわけで

すけれども、第1回目でございますのでポイントをみんな申し上げてきたわけで、西豊田駅の新設とか立川―高尾間の複々線化の促進とか、日野駅の改良あるいは豊田駅の改良、豊田駅の朝8時台の始発の復活とか、いろんな問題がある中でこの日野の踏切、幾つかの踏切、6カ所の踏切がありますけれども、それについて市民の利用に不便がないように、あるいは危険がないようなJRさんとしての対応をぜひお願いをしたい。具体的に豊田駅西踏切の拡幅という言葉も文言として入っているわけでありまして、こういうことはこれからも引き続き、その都度いろんなポイントというものが絞られると思いますけれども、市長としてもやっていきたいというふうに思うわけでございまして、部長の答弁にもありましたように、私がまず足がかりをつけて、その後、部長なり担当の課長なりでもう少し具体化といいますか、具体的なお話をしてもらおう。こういう流れで、JRについてはこれまでより以上に、今、田端と比べますと大分近くなりましたので行きやすくなりました。そういう意味で積極的な対応を引き続きやっていきたいというふうに思います。

よろしくお願いいたします。

○副議長（竹ノ上武俊君） 佐藤洋二君。

○8番（佐藤洋二君） ありがとうございました。

残り5分となりました。今回の四つの質問をするということで、答弁につきましては部長さん大変窮屈な思いをさせたと思います。お許ししていただきたいと思います。最後に、この問題に対する私の意見を述べて、一般質問を終わりたいと思います。

JRの八王子支社ができて、JRに関する身近な要望も耳を傾けてくれると思います。幸い、市長もいち早く支社を訪問し西豊田駅誘致、日野駅改良などなどとあわせてこのことを申し入れをされているようであります。この申し入れが要請のみに終わることなく、拡幅あるいは改善に向けて積極的に動かれることを強く要望し、以上4点の質問を閉じます。

どうもありがとうございました。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって6の1、市民要望4件について問う。イ、地区センター利用するにあたって。ロ、バス路線利用するにあたって。ハ、ゲートボールを楽しくプレーするにあたって。ニ、JR豊田駅西側踏切を渡るにあたっての質問を終わります。

一般質問7の1、「子どもと教育をめぐる社会的危機」解決のための通告質問者、中野昭人君の質問を許します。

〔1 番議員 登壇〕

○1 番（中野昭人君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

今、子供たちをめぐる、いじめ、不登校、自殺、薬物使用、援助交際から、最近ではナイフを使った殺傷事件が相次いで起こるなど新たな荒れと言われるような大変深刻な事態が広がっています。この深刻な事態の背景には何があるのか。どこに原因があるのか。私たち大人が21世紀の日本、未来ある日本社会を展望するならば、この事態の原因を明らかにして、その解決を図りながら子供の健全な発達と成長の条件を確保していくことが真剣に求められていると思います。

実は日本共産党は昨年9月の第21回党大会また、ことし4月の第2回中央委員会総会などで、この子供と教育をめぐる社会的な危機の背景には政治の転換ということだけでは済まない。そういう問題が存在していることを認識するとともに、次のような問題提起を行い、国民的討論を呼びかけました。

第1には、子供の成長と発達を中心に置いた学校教育の抜本的な改革という問題です。自然と社会の仕組みを考えさせる本当の意味の知育。社会を構成する人間にふさわしい市民道徳を身につける徳育。基礎的な体力の増強とスポーツ精神を体得させる体育などを学校教育の中心に据えて、これをすべての子供のものにするという真剣な努力をする必要がある。また、そのためには子供の自主性を抑え込む統制・管理型の学校運営を抜本的に改めるとともに、財政困難のツケを教育に回す国家予算削減などはやらないこと。ゆとりある教育を実現するための30人学級の実現などが必要になってきます。

第2に、学校を含む社会のあらゆる分野で健全な市民道徳、道義を確立していくという問題です。社会的な退廃、これをそのままにして子供たちだけに市民道徳を求めることはできません。特に腐敗が進んでいる政治と経済の分野での社会的道義の確立は急務です。

第3に、子供たちへの影響力の強いテレビや雑誌などの文化・マスコミの分野で自己規制を強めるということです。この分野では、日本は諸外国に比べて異常におくれていることが指摘されています。

以上のことを踏まえて、第1点目の提起、子供の成長と発達を中心に置いた学校教育の抜本的な改革の問題を中心に質問させていただきます。

まず最初に、教育委員会の基本的な見解、考え方を伺いたいと思いますが、今日の子供たちをめぐる新たな荒れと言われるような深刻な事態の背景に何があるのか。子供たちが抱えている強いストレス、不安や悩みがあると指摘されるようになっていますが、

その原因を学校教育という角度から見たとき、どのように受けとめられているのか。また、その原因の解決の方向をどう考えておられるのか。お伺いしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中野昭人君の質問についての答弁を求めます。学校教育部参事。

○学校教育部参事（伊藤 敏君） ただいま御質問のございました点について、教育委員会の考えを御説明させていただきます。

まず初めに、子供と子供たちの教育といえますか、それをめぐる状況でございますけれども、現在の子供たちを取り巻く状況を考えますと、まさに子供たちの暮らしは、ある意味では大変豊かになってきております。また非常に多様な情報社会の中に置かれておりましてバーチャル・リアリティーなどという言葉も非常に流行しております。そういう中で、前は十年一昔というような言葉がございましたけれども、今は、一年一昔というような感じで社会の変化は非常に激しくなっておりまして、また、そういう中で大人も子供もかなり多忙な状況にあるというように思っています。また人間関係が非常に希薄になりまして、人と人のつき合いが十分でないといえますか、よく訓練されていないといえますか、そういう状況が少子社会の関連等で出てきておると思っております。

また家庭を見ますと少子家族といえますか、それとまた核家族というようなことで、昔ならば家族の中で教えられたこと、伝えられてきたようなことが十分伝えられていないというようなこと。また地域のおじさん、おばさんが、昔は子供をよくしかってくださったというようなことがありましたけれども、もうそういうことも少なくなってきたというようなことで、非常に家庭の教育力や地域の教育力が非常に問題視されております。

また進学率がどんどん進んでおりまして、そういう中で過度の受験戦争というようなことが出ておりますし、学校の中でいじめの不登校の問題。さらには、これまで中学校や高校の問題だった授業の不成立の問題が、今、小学校の高学年等に起きてきている。またナイフ、その他の問題のような非行の問題が極めて深刻な状況になっている。そういうように判断しております。

こういうことは、従来、受験戦争のために知識の教え込みというか、そういうことが重点に置かれてきた、やはりそういう弊害があるんじゃないかなと考えております。やはり、みずから学び、みずから考える。豊かな人間性を持った子供たちの育成、また、そういう教育。また平等性を余りにも重視する余り、児童・生徒の1人1人の多様な個性とか能力を認め伸長するという点が不十分ではなかったのかな。そういうような認識を持っております。以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） 質問に対し、1点漏れていると思うんですけども、そういう原因に対して市教委としてどういう解決の方向を模索しているのか、提起しているのか。お伺いします。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部参事。

○学校教育部参事（伊藤 敏君） これまで日野市の教育委員会で日野市の教育目標とというようなことを考えておりました。人権尊重の教育というようなことを中心にして考えておりましたけれども、やはり日野市の教育目標ということも新たに考えなくちゃいけないんじゃないかというようなことで、今、日野っ子21。その教育目標の策定について検討しております。

また東京都には研究員制度というのがございまして、大体各教科30人ほどが全都から集まりまして、そういう中でいろいろ研究するシステムがあるんですが、日野市では、ことし、特別に日野市だけでそういう研究員制度をつくりまして、全体で45人おりますが、そういう中で教育相談とか学級経営というような問題で子供たちの荒れの問題等を追及していきたい。そういうように考えております。以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） 先ほど原因の問題として地域社会や家庭の問題や、さまざまな角度から指摘がされ、それは当然、今後検討していく課題だと思うんですね。学校教育という現場から見た場合に過度の受験競争の指摘、知識の教え込みという問題。あと、これは徹底的な平等主義に基づく能力を生かすという点での指摘であるとか、3点出されたと思うんですけども、特に1点目、2点目。過度の受験競争の問題、知識の教え込みの問題は今の子供たちの新たな荒れをつくり出している、生み出している一つの大きな要因になっていると思うんですね。

今、子供たちは、先ほども指摘したように強度の、強いストレスと不安と悩みを抱えながらその発散をさまざまな形で打ち出してきている、それがいろんな形で出てきていると思うんです。この原因、ストレスや不安、悩みを学校教育現場がどういう形でつくり出しているのか。学校教育現場に何が問題があるのかということを改めて明らかにして、そこを解決していくことが今真剣に問われているんだと思うんです。このストレスや不安、悩みを生み出している学校教育現場、この現場のそういう根本原因を正していくシステムや仕組み自体を変えていくことが今求められているんじゃないかと思います。

私はその第1に、先ほども指摘したように、徹底的な能力主義に基づく受験中心の競

争、詰め込み教育の大もとであり元凶である学習指導要領が挙げられるのではないのでしょうか。この学習指導要領は1947年以来、改定されるごとに学習内容量がふやされ、しかも特に低学年におろされるようになってきました。例えば、ここ20年間、1971年に教わったお母さん方と今教わっている子どもたちとの比較でいいますと、小学1年生の段階で、20年前は国語では平仮名71字、1年間かけて学んでいた。ところが、現在では1学期中に片仮名、読むだけでよかったものが、2学期中までに71字をすべて読み書きもせざるを得なくなる。また漢字に至っては46字だけだったものが、その倍近く、80字まで学ばなければならないような、そういう状況がつくられてきています。まさに膨大にふやされてきているわけですね、学ばなければならない量が。あと算数では1けたの足し算と引き算。時計の読み書きについては何時もしくは何時半まででよかったものが、20年前はよかったものが、現在では2けたの足し算と引き算、何時何分まで学ばなければならないなくなっているわけです。これはほんの一例にすぎないんですが、決して子供たちの成長や発達に20年前、それ以前と比べて進んだというわけではないと思うんです。結果として子供たちの状況は、また授業の状況はどうなっているか。小学生の低学年から授業についていけない子供がふえ、わからない授業は当然おもしろいわけはなく、授業中ずっとストレスや不安を抱えながら学校生活を送らなければならない状況に追い込まれていくことになるわけです。先ほど、指摘もあったように授業が成り立たないという中学、高校の段階が、今、小学生に及んでいるという指摘がありましたけれど、まさにそういう事態が進んでいるということなんです。

しかし、子供の時期に、成長期に、授業がわからないことや、また暗記中心で、何のために学んでいるのか。学ぶ喜びをつかめない。そういう不安やストレスを抱かせること自体が憲法や教育基本法で示されている教育の目的、どの子にも必ず普遍的で共通に必要なとされる基礎を身につけさせ、人格の形成を目指すという点で、法の精神に反する状況が今現実に存在していると思います。特に、とにかく父母の方々にお聞きすると、子供たちのストレスは本当に大変なものだ。親が見ていて本当にかわいそうになる。こういう声を聞きます。

そこで、この点を踏まえて一つ質問いたします。子供たちの学校におけるストレスや不安、悩みをつくり出している大きな要因の一つに、授業がわからない、つまらないといった状況を生み出す詰め込み教育。学習指導要領の問題があると思うのですが、どのようにお考えになっているのでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部参事。

○学校教育部参事（伊藤 敏君） ただいまの学習指導要領についての御質問について
お答えいたします。

学習指導要領は小学校、中学校、高等学校の教育内容についての国の基準でございます。戦後に始まった制度でございまして、教科書もこれに基づいてつくられております。学習指導要領は学校教育法第20条の規定に基づいて、学校教育法施行規則第25条によりまして法的な拘束力を持っております。ですから法の一部と考えております。私自身も学校現場にありまして学習指導要領の改定のたびに、ゆとりと充実とか基礎・基本の充実とか生きる力とか、それぞれのキャッチフレーズがございまして、学習指導要領について学んでまいりました。

ただ、議員御指摘のように、前回の平成2年にありました学習指導要領が、昔に比べて全部内容がふえているということは一概には言えません。例えば算数でありました、昔は集合という概念がありまして、授業では大変やりにくいこととございました。ベン図を使って指導したりもしましたけれども、実に難しい概念とございました。そういうものは、やはり全国のさまざまな声の中で内容が外されていったり、理科では岩石の形成について外されていったり、内容についてはかなり精選されてきている。そういう反省がやっぱりあるものですから精選されてきていると思っております。ですから漢字の問題等がよく新聞等にも出ますけれども、その一面で内容がふえたふえたということは言えないんじゃないかな。総体としての内容を考えなくちゃいけないんじゃないかな。そういうように思っております。

それから子供たちの問題として、授業中の子供たちのストレスがたまっているというお話ですが、今、現に日野市の中でも非常に困った状況があるところがあるんですが、お子さんがどうしても何か暴力的に行動してしまう。それで先生にも突っかかっていったり子供たちにも暴力を振るうというようなお子さんがおります。こういうことについて学級担任と相談したり教育相談の先生の御意見をおかりしたり、校長、教頭もその授業に参加したり、教育委員会もそこに授業を入れていただいたりいろいろやっておるんですが、やはりそういう中で、今、LD児の問題等も起きております。私どももこれからそういう問題について、これまで非常に不明快であった部分、これからやっぱり分析していかなくちゃいけない、対応について考えていかなくちゃいけないなんていうことを思っております。

一般的にストレスがたまるということは、何ていいますか、いろんな場面でそういうことは当然あるんだと思うんですけれども、やはり今の子供たちの、よく言われること

で、キレるという言葉がありますが、そのキレるということが何か、私はある意味では、それこそ10年前、20年前の子供たちと比べて、子供たちの耐性というものが育ってないなという感じは正直いたします。ですから、それで一言で解決できるとは思いませんが、さまざまな要因があると思いますけれども、いわゆる授業内容ということだけが子供たちのストレスの主な原因というわけではないと私は思っています。例えば学級担任の指導がうまく通らなくて授業がいわゆる成り立たないというようなところが、いわゆるやっぱり先生の指導力という問題も正直ございます。十分子供たちを掌握できないという問題も正直ございます。そういうことで私たちが対応しているケースも日野市内には幾つかございます。

ですから、そういう意味でいうと、内容の精選というのはこの次の教育課程の告示があると思うんですけれども、そういう中でさらに、この間の新聞報道等によりますと進むと思いますし、総合的な形で、やはりさまざまな子供たちの心の居場所をつくるというようなことで、やっぱり取り組んでいかなくちゃいけないなと思っております。

なお、そういう点でいいますと日野市では大坂上中学校に昨年度、文部省のスクールカウンセラーが入りました。今年度からは——ごめんなさい。昨年度から三沢中でございます。今年度からは大坂上中にスクールカウンセラーが入りました。また明星大学の大学院と提携して大学院生のスクールカウンセラーのインターンという制度を今模索しているところでございます。そういうようなさまざまなことを通して子供たちが楽しく学校で生活できる体制をつくっていききたい。そういうふうに努力しております。以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） スクールカウンセラーの充実に関してはインターンの制度も含めて大いにやっていく必要がある問題だと思うので、それはいいと思うんですが、問題は学習指導要領の見方で、先ほど、部分的には当然国民や先生方や父母や、いろんな形でそういう運動が反映される形で、必要なものは削られてきたという結果があると思うんですね。ただ総体としては、全体としては詰め込みが激しくなっているからこそ全国の自治体でも学習指導要領の見直しの意見書なんか上がるわけですし、今、改定作業に向けてさまざまな団体や個人がこの学習指導要領の見直しを求めるようになったわけですね。だから、これは厳然として総体としては詰め込み教育がある、詰め込みの実態があるんだということは、私は直視する必要があるんじゃないかと思うんです。

これは、実は国の文部省の諮問機関である教育課程審議会が中間まとめて指摘をして

いることでもあるんですけれども、「現行の教育課程の下における我が国の子どもたちの学習状況は全体としてはおおむね良好であった」。この次なんです、「しかし、一方、これらの調査等によれば、過度の受験競争の影響もあり多くの知識を詰め込む授業になっていること、時間的にゆとりをもって学習できずに教育内容を十分に理解できない子どもたちが少なくないこと、学習が受け身で覚えることは得意だが、自ら調べ判断し、自分なりの考えをもちそれを表現する力が十分育っていないこと、一つの正答、正しい答えを求めることはできても多角的なものの見方や考え方が十分ではない」。こういうことが問題点として指摘されているんですね。まさに学習指導要領の詰め込みの部分で文部省諮問機関の教課審でさえ指摘せざるを得ないような状況になっていると思うんです。だからこそ今回改定作業の中で、ある程度、極めて不十分だけれども、削らざるを得ない。算数であるとか国語も含めてそういう状況が生まれているんだろうと思うんです。

私は、2002年に向けて今改定作業、2002年の週5日制の導入、学校5日制の導入に向けて改定作業を進めている。この中で教育委員会やいろんな団体、個人が学習指導要領を子供の成長と発達を中心に置いた、そういう教育内容にしていくべきだ。そういう声を上げるべきじゃないか。改めて教育委員会が、ぜひさまざまな場所において、機会において声を上げていてもらいたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部参事。

○学校教育部参事（伊藤 敏君） 制度自体すべて100%OKというものは全くないと思っておりますし、そういう意味で私どももさまざまなところでこういう問題を討議しておりますし、学校訪問をさせていただいたとき、学校からの要望等も聞いております。

ただ、そのことを都や国に要望するということについて、まだ教育委員会としては検討しておりません。私どもは、さまざまな意味で、例えば27市市長会とか、そういう東京都の公聴会とかというところでもこういう問題は論議されておりますし、これまでもそういう要望というのは東京都並びに文部省にそれぞれの組織を通して要望はされている。そういうように判断しております。以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） 教課審の答申が7月の早い段階で打ち出されて、今年中には文部省として告示をする。学習指導要領の内容の改定について告示を行うということまで進んでいるわけですから、私、日野市としていろんな団体、いろんな組織で東京都の教育委員会やさまざまなレベルでそういう議論がやられて、そういう答申も出されていると思うんですけれども、日野市としても何年か前に学習指導要領の見直しについての意

見書も上がっているわけですから、ぜひ、そういう点も踏まえて積極的に都や国へ申し入れを行ってもらいたいと思います。

次に少人数学級。私たちは当面の要求として30人学級の実現を求めています、この点で幾つか質問したいと思います。

ついせんだって朝日新聞が子供と向き合う時間がふえる。この見出しで少人数学級の特集を行いました。「少人数学級で子供と教師にゆとりを持たせ、よりきめの細かな教育はできないか。そういう声、それを求めるような声が、いじめや不登校、さらに凶悪化する少年事件などを受けて一層強くなっている」。そう書かれていました。今、この報道にも示されているように、子供をめぐる深刻な状況を、その解決を目指すことを背景として先生方も子供もともにゆとりを持って向き合うことができるような少人数学級、また30人学級の実現を求める運動が広がり、チームティーチングやさまざまな制度を利用して実質的な30人学級を実現するなどの事態も生まれています。

そこで今、子供たちの強いストレスや不安、悩みをつくり出しているもう一つの側面、先生やこの子供とともに全面的な結びつきをし、ゆとりを持って互いに向かい合うことのできるような、そういう成長を保障できるような30人学級、少人数学級の実現が求められていると思います。ゆとりと、わかる授業の実現を図る。そういう条件整備が今必要になっていると思うんです。この30人学級、少人数学級に対する市教委の見解をお伺いしたいと思います。

また実態が日野市の小学校、中学校のクラス人数の実態がどうなっているのか。この実態に対してどういう見解をお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部参事。

○学校教育部参事（伊藤 敏君） ただいまの少人数学級について、御質問ございましたことについてお答えをさせていただきます。

平成10年度4月1日の人数で計算させていただきました。もちろん一番、41人に2学級になりますので、一番多い学級は40人ということでございます。一番少ない学級は当然20人ということになります。実際にこれを計算で割りましたら、日野市の場合は平均30.9人となりました。ですから、これは平均ですから一概には言えませんが、日野市の場合は約31人という状況でございますので、議員がおっしゃる30人学級というのは平均でいうと大体できているということでございます。これは全国的な状況もそういうふう聞いておりますけれども、40人学級といっても、もうかなり都心部ではオール単学級という学校が出ておりまして、1クラス十何人、二十何人というようなところも

かなりあると聞いております。全国的にも、多分30人前後の数に平均ではなっていると思います。ただ、これは平均としてなっているだけでございまして、議員は多分制度として30人にしようということだと思いますが、今、都や国の制度が一応そういう40人ということでございまして、その定数法というのがございまして、それに基づいて学級が決められ、それに基づいて教員が配置されておりますので、私どもとすれば現状のさまざまな状況の中でやむを得ないだろう。そう考えております。

また少人数の学級がいい部分は当然でございます。メリットとして、例えば教員が1人1人の児童・生徒の特性を把握して個別指導ができるとか、大変アットホームな雰囲気であるとかいうことは当然メリットとして考えられます。ただし、デメリットとしても考えられないことはございません。切磋琢磨が少ない。それから例えば単学級で少人数の場合なんかは例えば幼稚園・保育園からの子供たちの変な序列がそのまま続いてしまう、固定化してしまうというようなこともございます。中学校は教師が教科制でございまして教員数がかなり限定されてしまうというようなこともございます。たしか昨年度、適正規模、適正配置の検討委員会がございまして、その中でもこういう問題がかなり話されて、余りにも少人数についてはどうなんだろうかというような御意見が市民の方から多く出されたことを記憶しております。以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） 今、30人学級もしくは少人数学級について、メリット、デメリットが指摘されたんですが、デメリット、否定的な面で切磋琢磨がない、活性化しないという指摘がされました。これ、実態としてどうか。その実態は全く逆なんですね。私、21人学級、23人学級を担当されている先生にお会いしてお話を聞く機会があったんですけども、いずれの先生からも一つの授業で子供たち1人1人に必ず声をかけたりすることができるし、また、ゆっくり話も聞きながら授業を進めることができる。子供たちが安心して自分を表現できる。そういう雰囲気がクラス全体にできているというんですね。そういう中で子供たちがいろんな価値観や、いろんな考え方、多様な考え方を出し合って相互に成長し得るような条件をつくられる。こう言っているんです。これは単にその2学級だけが特例のことじゃなくて、今全体として世界の流れ、まさに少人数学級だと思いうんですね。

ちょっと紹介しますと、アメリカは25人から32人。フランス35人。ドイツ19人から28人。ロシア25人。アメリカでいえば、今回ことしの1月にクリントン大統領は10万人の教員を新たに採用して18人学級を目指すと言っているんですよ。子供たちの、やっぱ

り健全な成長を保障するためには、ゆとりのある授業をやっていく必要があるし、楽しい授業をやっていく必要がある。そのためには少人数学級だというのは世界の流れだと思うんです。これは世界だけじゃなくて、文部省以外ほとんどの見解、そうになっていると思うんですね。ぜひ、これは少人数学級に向けて積極的に都や国、この制度は都や国の制度だと思うんですが、要望していただいたい。そう思うんですけれども、いかがでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部参事。

○学校教育部参事（伊藤 敏君） 少人数学級の先ほど申しましたけれども、メリットとデメリットは現実にあると思います。この間の私も、あれと思ったんですけれども、適正規模、適正配置の討議の中で、学校関係者からそういう声は出てこなかったんですけれども、市民の方々の中から出てきた言葉に、私も初めてそういう言葉を聞いて驚いたんですが、余りに子供たちの人数が少なくなっちゃう、そういう学級だと、逆に子供たちにとっては先生が目が行き届き過ぎちゃって監視されちゃっているみたいな感じで、子供たちが伸び伸びとできないんじゃないか、そういう意見が正直ありました。私は、そういう考え方も正直あるんだなと思ひまして、私はそういうことを考えてもみなかったので、正直、そういう御指摘もあるのかなと思って感心いたしました。そういう子供たちの、変な意味じゃなくて、隠れ家的な、そういうようなことも必要なかなんていうことを私は勉強させていただきました。

先ほど言いましたけれども、今、40人学級については、実際には都内の場合は多分30人前後ぐらいの平均になっているのが実態だと思います、日野市と同じように。そういう中で、今、都の財政なんかは非常に厳しくてどんどん教員が、PTなんかも削減されそうな状況の中で30人学級というようなことを提言するというのは今、考えはございません。以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） 30人学級もしくは少人数学級を全国的にも少人数学級を実現してほしいというのが大勢だと思うんですね。その中には、ともに少人数になるから先生から監視されるであるとか、活性化しないであるとかということ。これは30人学級や少人数学級が持っている宿命でも何でもなくて、そのときどきのその場面の状況によって変わる問題だと思うんですよ。ぜひ私は、30人学級、これ、世界的にもそうですし、日本のさまざまな世論としても起こっている問題なので、ぜひ前向きに考えていただきたい。そう思います。

次に、この間、実は幾つかの小学校で出された問題なんです、先生が急に病気のために一定期間休みをとらざるを得ない。そうなったときの教員の代行について真剣な心配の声が寄せられました。今、実態として先生がある一定期間休まざるを得なくなったときにどういう措置がとられているのかについてお伺いしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部参事。

○学校教育部参事（伊藤 敏君） ただいまの御質問の件ですが、その教員が例えば出産ということで産休とか、その後、生後1カ月までの育休とかとられる場合は、産休代替、育休の代替の教諭という立場で、何ていいますか、正規の形で教員が補充されているのが現状でございます。

ただ、例えば1カ月とか2カ月とか3カ月とか、病気によって違いますが、そういうようなことで例えば病気休職をする場合、講師ということで東京都からは派遣されます。つまり例えばその講師は時間数が指定されておまして、例えば週22時間とか24時間とか、そういうような形で東京都の方は派遣しています。

私どもは当然、正規の教諭をいただきたいということで都や、立川にあります多摩教育事務所とかけ合うんですが、実際には都の財政の中で正規の人を雇うわけにいかないということで、どの市もそういう形で正規の教員が来るということとはございません。今そういう形で講師対応ということになっております。以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） ちょっと具体的に質問しますが、昨年、五小で3人の先生が、私の聞く範囲では3人の先生が病気で休まれたということで、それに対してどういう措置がとられたのか、お伺いしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部参事。

○学校教育部参事（伊藤 敏君） 昨年、平成9年の年度初めに、ある担任の先生が病気になりまして、それで今も休まれております。それから少したちまして別の担任がやはり病気になりまして、それで休まれまして、ですから夏前ですね、6月ごろ7月ごろの段階で既にお二人の先生が休まれているという状況がございました。

私どもは正規の教員が2人もこういう状況なんだから何とか2人、都から出してほしい。これは正直言いまして、短期に復帰するという感じではなかったものですから、かなり時間がかかるということだったものですから、正規の教諭を2人配置してほしいということで多摩教育事務所、東京都の人事計画課とかなり交渉いたしました。実際にはその中で配置されたのは9月1日付の新規採用の教員が1人そこで配置されまし

た。あとは五小が専科の先生が、音楽と図工と理科と３教科ありましたので、理科の専科の先生に学級担任をやっていただきまして、５年、６年の家庭科の時間を講師でやっていただく。そういうような配置にさせていただきました。私どもは学校の現状を実際に見にいきましたし、校長先生からも相当強い要望を受けまして多摩教育事務所、東京都の人事計画課に何回も伺って何回もお願いしたんですけれども、実際にはそういう配置で何とか乗り切ったというのが現状でございます。以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中野昭人君。

○１番（中野昭人君） 五小の問題でも、また、ほかの小学校の問題でも起きているんですけれども、子供たちが、先生が休まれることで毎日毎日先生が違ったり、校長先生や教頭先生が対応してきたりということで非常に子供たちが不安になったり動揺したりというのが出てきて、お母さん方、父母の方々が心配されたということがあったんですね。それでももちろん都の制度で、都に申請をして、かわりの教員を配置してもらうのを要望する。こういう姿勢は必要なことだと思うので、ぜひ、これは都の制度として実際に先生が雇えないわけです、いないわけですから、積極的に都へ要望を出していただいたいし、都の制度を変えるような働きかけをしていただいたいんですけれども、同時に市で独自の予算という形で組めないんでしょうか。質問いたします。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部参事。

○学校教育部参事（伊藤 敏君） 東京都の今のそういう制度でございますと１カ月以上というのが原則でございます。ですから１カ月以上の診断書と証明書を持っていかないと講師を配置してくれません。そうすると、それより短いというのも現実にはあるんです。例えば２週間とか３週間ということも現実にはあります。そういうところが全く都からは配置されないのが現実でございます。そういうことを考えまして、日野市では大体２週間以上４週間未満の、つまり都が配置してくれない部分のことについては市独自に講師の配置をさせていただいておりまして、そのための予算化もしていただいております。以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中野昭人君。

○１番（中野昭人君） わかりました。次、いきます。

大坂上中入学式での教育委員長の発言について質問いたします。

去る４月７日、大坂上中学校の入学式での教育委員長のあいさつに対して、父母、保護者の方々から、どうしてあんな非常識な発言、あいさつをされたのか。また、こんな発言をする人物が日野市の教育行政の責任者かと思うとぞっとしたし、本当に不安な思

いになった。教職員からは何て不見識なことを、とにかく早く終わってほしい。冷汗が出たなど、そこに参加されていた方々に非常な怒りをもち、また大きな不安、これを駆り立てました。

そこで私は、この教育委員長の発言に対する教育委員会の認識と見解について質問したいと思います。

まず最初に2点ほど確認しておきたいと思います。

1点目は、通常、入学式における教育委員長のあいさつは当然教育委員会を代表するものとしての性格を持っていると思いますが、そういう認識でよろしいですか。

2点目は、教育委員長は大坂上中入学式で一体どういう発言を行ったのか。その中身について正確につかんでいる範囲で教えていただきたいと思います。以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部参事。

○学校教育部参事（伊藤 敏君） 入学式、卒業式には、現在、教育委員会から祝辞といますか、お祝いの言葉を述べさせていただくということで部課長を中心に出席させていただいております。私どもは、一応教育委員会の事務局の方でどなたに、例えばどこかの課の課長さんをお願いしたり課長補佐をお願いしたりするわけですので、基本的にお祝いの言葉の内容を事前につくっておきまして、それをそこに参列してくださる方に事前にお渡ししてございます。ですから、基本的には教育委員会からのお祝いの言葉ということなので、それを読んでいただきたいということで考えております。

ただ、教育委員さんというお立場は、またそういうのとはまた別のお立場があると思いますので、事務局でつくっておりますそういうお祝いのメッセージと別にお話しされているケースはこれまでいろいろありましたし、また、そこを事務局がどうのこうの言える問題でもないんじゃないかなと思っております。一応、そういうものは用意させて事務局ではいただいております。

2点目の問題ですが、これは私どもがその場におりませんでしたし、さまざまな方の御記憶を復元していただいた形でお聞きしている状況でございます。ですから、正確にと言われますと、正確には正直申し上げられないのが実態でございます。

ただ私どもが内容として、一つ一つの言葉を正確に把握はできておりませんので内容的には私どもが聞いているかということだけはお話しします。

大坂上中学校の校長先生のお話がパラリンピックのことについて内容がお話しされたと聞いております。教育委員長は、その校長先生のパラリンピックのお話があったので、多分そのお話を受けてだと思いますが、江戸時代の学者の塙保己一のお話をされました。

塙保己一は目の不自由な方で両眼とも見えないという失明状況といえますか、そういう中で学問をされた。当時としてはすばらしい書物を記したという方だそうでございます。そのお話をされました。その後、東郷外務大臣のことについてお話をされました。その後、御自分の上司であった校長先生のお話をされました。最後に、勉強でも部活でもさまざまなところで頑張してほしいというような激励の言葉があった。そういうように聞いております。以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） つかんでいる内容自体がその範囲ということで、恐らくどういうあいさつがなされたのかは、これは教育委員長からの聞き取りということでやっている中身ですか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部参事。

○学校教育部参事（伊藤 敏君） これは私どもが大坂上中学校の校長先生から、校長先生の御記憶の中で思い出していただいた部分とか、それから教育委員長に直接お聞きしまして教育委員長が思い出せるだけ思い出していただいたということですけれども、そのほかの情報もございましたけれども、全部が一致しているわけではございませんので、正確には一字一句間違いないで把握しているということとはございません。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） 細かい字句の点で正確にというんじゃなくて、中身の問題で、言われた中身はある程度把握できると思うんですね。姿勢の問題を問うているんですけれども、教育委員会自体が校長先生や教育委員長からしか聞き取りをやっていないという先ほどお話があったんですけれども、実際聞いていたお母さん方、父母の方々や先生方から、校長先生や直接教育委員会にも抗議の声や申し入れがあったと聞いています。その抗議や申し入れの内容と教育委員長から聞き取った中身に矛盾点や整合しない点なかったのか。また、あったのならば当然このあいさつの性格や教育委員会を代表しての性格、こういう点からすれば事は教育委員会の根本的な姿勢に、また、あり方が問われる問題だと思うんですね。ですから、これはやっぱり教育委員会として正確な情報をつかんで、その情報に基づいて教育委員会としての判断を正確に示していくということが必要だと思うんですが、いかがですか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部参事。

○学校教育部参事（伊藤 敏君） 私ども、具体的に抗議というのは1件は受けました。それは都教組南多摩支部日野地区協というところでございます。それは1件、ぜひ教育

長と室長と会って抗議をしたいということでございまして、なかなかお会いする日程が合わなかったんですが、5月の下旬だと思いますけれども、一度お会いしまして45分ほどお話をお聞きしました。そのときは教育長と私と係長が同席させていただきました。それ以外のところで市民団体等からあったかもしれませんが、私が十分把握してないかもしれません。それから大坂上中学校の方に、校長先生に保護者の方から何か抗議のお手紙があったというのは聞いております。

それから、私どもはあくまでも、ですから地区協のニュースとか、それから大坂上中学校の組合で出しているものとか、そういうものは当然情報としては私どももいただいております。ただ、どれが正確かということについては十分な把握はありません。

ただ、委員長は、私がお聞きしましたところ、自分の事実誤認については次の日に、どういう形で事実誤認がわかったのかは私は聞いておりませんが、次の日に、つまり4月8日の時点で大坂上中の教頭先生に事実誤認があったということで、ぜひ訂正してほしいということをお話をされていると聞いております。これは大坂上中からも確認しておりますし、委員長さんからも聞いております。そういうことと、たしか、また大坂上中の校長先生が入学式のこと、こういう声が出ているというようなことで、多分教育委員会に来てくださって、大坂上中の校長先生それから教育委員長、教育長等が話し合っております。そういう中で、たしか4月20日だったと思いますが、月曜日だと思いますが、4月20日の月曜日の職員朝会、これは先生方に対して。その後の全校朝会、これは生徒に対して。その日、午後ありました1年生の保護者会。これは1年生の保護者に対して、校長先生の方から委員長から託されたことを御説明いただいたと聞いております。御説明いただいたことに対しては、その場で質問とか意見とかいうことはなかった。そういうように伺っております。

なお先日、執印議員から、昨日ですか、執印議員さんの質問のときもお話しいたしましたけれども、6月9日金曜日の6月の定例教育委員会の最後に、教育委員長から事実誤認があった。そして障害のある方々への適切でない表現があったということで御迷惑をおかけしたということで深い陳謝の言葉がございました。以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） 内容は、単なる事実誤認や訂正というだけでは済まない重大な問題を抱えていると思うんです。このあいさつの中身については、いろんな複数の方、団体によってその記憶やメモに基づいて文章化されているんです。ある程度ほとんどそのメモ自体が一致していますので、内容自体にはほぼ間違いないと思うんですが、その

内容をよく見てみると、本当に大変なこと、とんでもないことが書かれています。一つには、日本は残念ながら、さきの大戦で負けた。こう言って、勝てばよかったかのような表現をし、また戦後、A級戦犯として裁かれた人物、しかもこの人物の名前、事実誤認があったということで後日訂正されているんですけども、この人物を立派な人。A級戦犯、戦後のA級戦犯として裁かれた人物を立派な人として子供たちの前で、また父母の前で紹介している。まさに、日本が引き起こしたあの戦争、侵略戦争への深い反省の上に立って築き上げられた日本国憲法の精神に真っ向から背く。そういう歴史観を露骨にあらわした。また在日外国人や障害者の方々に対する差別を客観的には肯定、助長する発言も行っています。実は、この入学式には外国人の方や障害を持った方、子供もおり、大変な怒りと不安を巻き起こしました。あの侵略戦争を勝てばよかったかのように表現し、推進した人物を賛美するなどの、憲法の精神に真っ向から背く歴史観。大変な無理解と偏見に基づいた民族差別や障害者差別を助長する発言といい、事は教育委員長の本当に重大な発言なのですが、そういうレベルではなくて、教育委員会全体の姿勢、あり方が問われる、本当に重要な重大な問題だと思うんです。

その点で質問したいと思うんですが、教育委員会は、このあいさつ、またこのあいさつに対するさまざまな反応を受けて、どのように教育委員会として認識し、どう対応されてきたのか。答弁を求めたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） 教育委員長の入学式における発言の問題についての御意見でございますが、教育委員会はそれについてどう対処してきたかということでございますが、私ども教育委員会の事務局といたしましては、教育委員長さんをお呼びいたしましたこの件についてどのような経過があったかというお話を伺った上、幾つかの誤認があったというお話を伺った上で、学校の責任者であります学校長をお呼びいたしまして、その点についての訂正方を教育委員長からお願いをしたということが1点であります。2点目といたしましては、教育委員会の席上で、教育委員長さんからの御発言をまって、間違いに対して遺憾の意並びに陳謝の意があったという、この二つを行ったということであります。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） 参加されて、その入学式に参加されていた多くの父母の皆さんとか、参加されてきた方は、実際、この発言に対して大きな不安や怒りを覚えた方がたくさんいらっしゃるわけですよ。それに対して教育委員会としての基本的な責任ある見

解を發表すべきだと思うんです。

教育委員会、教育委員の皆さんもいろんな考え方を持っている方がいらっしゃると思うんですね。もちろんそれは個人の自由で考え方を持つのは自由なんですけれども、教育委員会としては、やっぱり憲法や教育基本法に基づいて教育委員会が運営されなくちゃいけないし、その発言に対しても公的な立場からの発言ですから、憲法や教育基本法を踏まえての発言でなければならないと思うんです。今回の発言は真っ向から背く発言になっているわけですよ。だから、そういういろんな考え方を持っている方も含めて、やっぱりこれは教育委員会としての発言としてはふさわしくない。そういう判断を下すべきだし、それを市民の前に明らかにすべきだ。そういう見解を明らかにすべきだ。そう思うんですが、いかがですか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） 私どもといたしましては、直接教育委員長さんのお話を聞かれたそれぞれの方々に対しましては、学校の責任者である学校長を通して正すべきことを正し、間違いを謝るということを仲介いたしました。

それから教育委員会の事務局といたしましては、正規的教育委員会という席上で教育委員長さんの御発言をいただきまして、それをもって公式な見解といたしたというわけがあります。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） おわびと訂正、確かに出されているんですけども、これ自体が教育委員会としての基本的な声明になっていないですね、教育委員会としての。今、問題は父母の皆さん方も含めて、教育委員長の単なる発言じゃなくて、実際に教育委員会としてどういうふうに機能しているのか。真っ当に憲法や教育基本法を踏まえて運営されているのか、機能しているのかということ。そういう不安が広がっているわけです。これに対して教育委員会として責任ある声明、態度をとるべきじゃないかということを言っているんです。やっぱりしっかりとした自己点検や反省が必要だと思うんですけども、再度お伺いしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部参事。

○学校教育部参事（伊藤 敏君） これまで事務局として、委員長にどうのことを話されたか、また学校長をお呼びしまして、そこでどのように訂正、謝罪するかというようなことでいろいろやってきました。それが、この間の6月の定例の教育委員会での委員長の発言だったと私どもは思っております。それが私たち事務局としては、

私たちができるところじゃないかな、そういうように思っております。以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　　中野昭人君。

○1番（中野昭人君）　　教育委員長の入学式の発言に対して、教育委員会としても教育委員長が最後におわびのあいさつを述べたいということなんですけれども、ちゃんと議論されてないわけですよ、教育委員会として。ぜひ議論をして正確な、基本的な見解をきっちり述べるように求めておきたいと思います。

最後、この質問の最後になりますが、ついせんだっての3月議会での日本共産党我が党の奥野議員の質問に対する教育長の答弁について質問いたします。

教育長は、奥野議員の日の丸・君が代の押しつけによる親や子供の教育権、この侵害を問う質問に対して次のように答弁されています。「教育権が国民のみにあるかという、そういう議論につきましては、議員御存じのように家永裁判35年」——32年なんです、32年「——の裁判の中でも大いに争われたところであります。その結果を御理解いただければ当然、国家すなわち行政にも教育権があるという判例が出たということで御理解いただきたい、かよう思う次第であります」。こう述べておられます。しかし、これは事実とんでもない答弁だと思うんです。

大体憲法には、主権は対外的な国際社会における独立国家としての主権を有しはしていても、国を統治する意味での主権を有しているのは天皇でもなければ国家でもない。国民なんだ。そういうことが明記されています。その国民主権を原理とする憲法の精神にのっとる教育基本法は第10条で、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」。こう明記されています。これは言うまでもなく、日本をあの侵略戦争に導いた教育勅語に基づく教育の国家支配という戦前の痛苦の誤りから学んだ本当に重要な教訓であり、条項だと思います。ここにはみじんも国家による教育権など認める余地はありません。したがって、またどうしてこのような憲法、法律に基づいて下される判決が国家による教育権を認めているのでしょうか。教育長が言及されている家永裁判、全部調べてみましたが、どこにも国家による教育権を認めるという言及はありません。もし文部省による教科書の検定に違憲判決が出なかったということで国家による教育権を認めた、そう理解しているとしたら大変乱暴な議論だし見解だと思うんです。

教育長は一体、憲法や教育基本法をどう認識されているのか。この発言の訂正、撤回を求めたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） 私が申し上げました国家もまた教育の権利を持つと申し上げましたことは、国家は国民に対して教育を行う必要があるという、その義務の中で権限を持っているという意味で申し上げたというふうに御理解をいただきたい。かように思っております。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） 家永裁判を踏まえての国家に教育権があるという、どこからどうととってもそういう見解は導き出されないんですね。

じゃあ再度お聞きますが、教育基本法の第10条の、教育は、国民全体に責任を負うんだ。この立場、見解に対してどのようにお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） そのとおりであると理解しております。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） 最後に市長に、これは基本的な見解をお伺いしておきたいと思うんですけども、国家に教育権がある。この議論というのは戦後のいろんな裁判闘争の中でも議論されてきて、さまざまな見解が出されてきているんですけども、一回たりとも国家に教育権がある。そういう判例は出てないですね。むしろ国家に教育権があるなんていうのは全く無謀な考え方だという判決。無謀なというのは強調ですけども、出ているくらいです。市長は盛んに憲法を大事にする。憲法を踏まえる。そういう立場を示されておられますが、この間の憲法や教育基本法に真っ向から反するような、そういう見解についてどのようにお考えになっているのか、お伺いしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 教育委員会のことについて私があれこれ言いますと教育行政への不当な介入であるというふうなことを言われるおそれがあります。これまでも言われております。そういうことで、そういうことを言われるおそれがあることを前提としてお答えをしなければいけないという、これは大変つらい立場でありますけれども、どうしてもお答えをいただきたいということでございますが、今、議員が御指摘の論は、私の考えている論とは大幅に乖離をしているような認識を持っております。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） 憲法や教育基本法に基づいて教育行政を行わなければならない

し、教育委員会の運営を行わなくてはいけない。その立場について、その考え方についてどのようにお考えになっているのか。再度、申しわけありませんけれども、お答えをお願いしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 私は日野市長として日本国憲法に基づく日野市政を粛々と進めていきたい。その中には教育委員会がお決めいただいたことについての財政的な支援、政策的な支援も含めた施策である。それを日本国憲法に基づいてしっかりとやっていきたい。このような認識であります。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） 改めて教育委員会のこの間の教育委員長を含めた発言であるとか、教育長の発言であるとか、憲法や教育基本法をどう考えているのか疑問を持たざるを得ないような発言が相次いで行われていて、改めて憲法や教育基本法をしっかりと守る立場から教育委員会を民主化することをしていくことを求めて、質問を終わりたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって7の1、「子どもと教育をめぐる社会的危機」解決のための質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（竹ノ上武俊君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時20分 休憩

午後3時53分 再開

○副議長（竹ノ上武俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問7の2、選挙と民主主義、投票所の増設を！の通告質問者、中野昭人君の質問を許します。

〔1番議員 登壇〕

○1番（中野昭人君） 引き続きまして投票所の増設について質問をさせていただきます。通告に従いまして質問させていただきます。

選挙での投票率が年々低下しているもとで、その原因を明らかにして向上を図っていくことは、議会制民主主義を守り発展させていく上で大変重要な課題となっています。選挙公約を選挙後に平気でほごにして恥じない政党政治のありように対する有権者の失

望また有権者の選挙での意思が正確に議会に反映されない選挙制度の問題点や国民の参政権を大幅に制約する公職選挙法の連続改悪など、さまざまな要因が上げられ、その点での改善や解決が欠かせないことは言うまでもありません。同時にこの間、国では投票時間の延長が決定されるなど投票率の向上へ向けてのさまざまな取り組みが追求され、また、そのことが求められてきています。

その観点から投票率の向上へ向けての一つの方策として、また高齢化社会へ向けての対策としても投票所の増設、これを求める立場から質問したいと思います。

一つには、一つの投票所がカバーする有権者の人数と投票率の関係についてお答えいただきたいと思います。

2点目は、さきの市議会議員選挙で増設されました3カ所の投票所の投票率の動向についてお聞かせ願いたいと思います。

以上二つの点を踏まえて投票所と投票率の関係、どのような関係が示されているのかお答えいただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中野昭人君の質問についての答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（遠藤治二君） それでは、ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず1点目の一投票所がカバーする有権者の数と投票率の関係でございますが、過大投票区の有権者数として選挙管理委員会での基準ではおおむね8,000人をめどに定め、投票所の新設を考えております。各選挙の選挙記録でもわかるように、投票区の有権者の数によって直接投票率の高低が左右されているとはいいがたいのではないかというふうに思っております。それよりも地理的な広さ、人口の密集度、年齢の構成または地形による不便性などによって投票率が決まるという要因ではないか、こんなふうに考えております。

次に2点目の、さきの市議選でふやした3カ所の投票所の投票率の動向ということでございますが、投票区で見ますと第9、第10、第12投票区から第25、第26、第27投票区の投票所を新設いたしました。新設の投票所の2カ所は平均の投票率を大幅に上回りました。1カ所は平均を下回りました。もとの投票所は平均には届かないものの、1カ所は前回より大幅に上回りました。このような状況でありました。

次に3点目の、以上の点から投票所と投票率の関係ということでございますが、今回の市議会議員選挙から過大な投票区を2カ所、地形の比較的悪い地区1カ所、計3カ所

の投票区の改善を実施いたしました。その結果、それぞれの投票区の投票率の向上にはかなり効果的なものだった、こんなふうに考えております。以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） 投票所をふやすことによって投票率を上げる上では積極的な効果は、市議選でふやした3カ所の結果を見ても示されたということだと思うんですが、改めて投票所の増設を進める場合に、その増設の進め方や基準というのはどういうものがあるかお答えいただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（遠藤治二君） お答えいたします。

投票所の増設を進める場合の増設の進め方、基準はということじゃないかと思いますけれども、増設の進め方の基準として3点が考えられる、こんなふうに思っています。まず投票所までの距離があると思います。自治省の基準では投票所までの距離が3キロメートル以上あるところは分割等措置するように定めております。次に選挙人の数です。前にも申し上げましたが、日野市の基準ではおおむね8,000人とし、定めておりますが、自治省の基準では3,000人を超えるものを過大投票区として分割を図るようにしております。もう一つは地形でございます。丘陵地区では坂を上りおりしなければならず、利便性を考慮することになっております。また増設に当たりましては選挙管理委員会としておおむね三つの基準のほか、現在の学校区あるいは投票区を基準に、あるいは基本に増設を図っているところでございます。以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） 投票所の基準、設置する基準を三つ言われたんですけども、私のところにも高齢化が進んでいる地域の方々から、ぜひ投票所を近くにつくってほしいという要望が出たりしているんですけども、投票所の基準というのは三つあって、さらにお年寄りの高齢化が進む中でお年寄りの方が大変、投票する上において大変な状況、大変になってくるということを踏まえて、投票所をふやしていく場合には、そういう特性、お年寄りが多い地域であるとか、そういう特性なんかも考慮しながら、また地形なんかも考慮する対象になっているということなんですけれども、進めていくべきではないかと思うんですけども、そういう地域のいろんな状況を把握するような措置とどうか、対応はされているのかどうかお伺いしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（遠藤治二君） 増設についての住民の要望をつかんでいる

かということでございますが、先ほど言いましたような基準を考慮しつつ、選挙管理委員会で増設をする場合には、ある一定の方向を見出しまして該当する投票区あるいは自治会に一定の方向性を説明し、あるいは意見を取り入れてというふうなことまで努力しております。以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） 具体的に地域としては南平地域や豊田の南口の地域とか、あと、お年寄りの方が多くて傾斜地で大変であるというのが平山六丁目の地域なんかも要望として上げられたんですけれども、今後、投票所をふやす、増設していく上においてどういう方向でというか、どういう予定で進められていこうとしているのかをお伺いしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（遠藤治二君） お答えいたします。

南平地区あるいは豊田南地区あるいは平山地区というふうなお尋ねでございますが、いろいろと要望については選挙管理委員会としては一応聞いております。また、それらも踏まえまして検討もしているところでございます。

投票所の増設につきましては、今年度2カ所の増設を計画しております。そこで現在、事務局といたしましては、新投票区としての適正規模について始終検討を重ねているところでございます。今、議員さんの方から言われておりますことも十分踏まえまして、今後の委員会に諮っていきたい。こんなふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○副議長（竹ノ上武俊君） 中野昭人君。

○1番（中野昭人君） 三つの基準と地域の年齢層なんかも、高齢化社会が進む中で地域によっては本当に高齢化が進んでいるところもあるわけですから、そういう状況なんかも考慮しながら、ぜひ投票所を大いにふやす方向でやっていただきたいと要望して、この質問を終わります。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって7の2、選挙と民主主義、投票所の増設を！の質問を終わります。

一般質問8の1、在宅歯科診療事業の早期開始を望むの通告質問者、内田勲君の質問を許します。

〔24番議員 登壇〕

○24番（内田 勲君） 通告に従いまして質問を行います。

私は平成6年度の第3回定例議会の一般質問におきまして、休日歯科応急診療所の開設を強く要望した経過がございます。当時、この問題は既に行政サイドと八南歯科医師会との間で長きにわたり話し合いが進められておりました。残念ながら、膠着状態となっておりましたけれども、そんな状況の中で森田前市長は、この質問を機会に重い腰を上げ、ようやく実施に向けての検討に入りました。その後、馬場市長がこれを引き継ぎ、昨年の12月にオープンすることができました。この経過の中、私は休日歯科応急診療所の開設の後には在宅歯科診療制度についても検討をしていただきたい旨のことを要望したことを記憶しております。

御承知のように、寝たきりの高齢者は歯の治療が必要な場合でもなかなか治療が受けにくく、バランスのとれたおいしい食事がとれずに苦しんでおります。このような高齢者が安心して治療が受けられるような支援体制の確立を早期に実現していただきたいと思います。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目は、市内に寝たきりの高齢者はどのくらいおられるのでしょうか。

また2点目としましては、在宅歯科診療制度の導入に対する考えをお聞きしたいと思います。以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君） 内田勲君の質問についての答弁を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） それでは、お答えをさせていただきます。

在宅歯科診療事業の早期開始をという御質問の中で、まず1点目は市内の寝たきり老人等の状況についての御質問でございます。

日野市における寝たきり高齢者は、現在640人おります。そのうち311人の方は病院等に今入院しておられるわけでございます。残り329人が在宅で過ごしておられる。こういうことになります。また四肢の障害のためにやむなく居宅で生活を余儀なくされている方は400人近くいらっしゃる。このように承知をいたしております。

日野市といたしましては訪問歯科診療とは異なりますが、歯科衛生士が保健婦と連絡をとりながら必要に応じて口腔衛生指導等を行っておりまして、場合によっては御近所あるいはかかりつけの医師等に御協力をいただいて診療をお願いをしているのが現状でございます。

在宅のまま歯科診療が受けられる体制の確立ということでございますが、市といたしましてもその必要性は強く認識をしているところであります。今までは、先ほどお話がありましたように、休日歯科応急診療の対応につき努力してまいりましたが、歯科医師

会の御協力によりまして、昨年12月より診療所の開設もでき、一応前進を見ることができました。

引き続きまして、次は御要望の訪問歯科診療ということになるわけですが、財政面においても十分配慮しながら前進をさせていきたい、このように思っております。具体的には歯科医師会の全面的な協力を得られなければならないことは第一でございますけれども、都に補助制度がございます。これらの補助金の確保に努力をいたしまして、今、介護保険等の状況が流動的でございます、この補助制度もいろいろと見直し等が行われているところでございますけれども、その補助金確保が可能であれば来年度からの実施に向けて計画を立てていきたい。このように考えております。以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 内田勲君。

○24番（内田 勲君） ありがとうございます。

補助金確保が可能であれば来年度、実施に向けて計画を進めたいということでございますので、そういうお答えをいただければ、これ以上申し上げることはないんですけれども、参考までにちょっとお伺いしたいんですが、在宅歯科診療は27市の中でどんな状況なのか。都内の23区の方もわかればちょっと教えていただきたいんですが……。

○副議長（竹ノ上武俊君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） 東京都における在宅寝たきりの高齢者訪問歯科診療の実施状況でございますけれども、平成10年2月、今年の2月現在でございますが、23区と16市が既に実施しております。23区は全部でございますが、27市中16市でございます。23区と16市が既に実施をしております。

対象年齢につきましては、実施している団体が39自治体あるわけでございますが、40歳以上、60歳以上、制限なしとしている自治体がそのうち6団体ございます。残りの自治体につきましては65歳以上という制限をつけて実施している状況でございます。以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 内田勲君。

○24番（内田 勲君） ありがとうございます。

実施状況は平成10年の2月に23区すべてと、この三多摩におきましては既に16市が実施しているということでございます。先ほど来話が出ております休日応急診療所の件につきましては、たしか、当時27市のうち、実施していないのが日野市を含む3市だけだったんですね。ですから非常に実施するタイミングが日野市はおくれていたわけですが、在宅歯科診療につきましては現在のところ16市ということですから、今すぐ実施

しても、もう過半数が実施しているわけですから決して早い時期ではないと思うんですね。

そんなことで、ぜひ市長にもお願いしたいと思うんですが、今回は在宅歯科診療ということでタイトルを上げておりますけれども、この中身は先ほど部長のお話にもありましたように、高齢者だけを対象にしたり、あるいは障害者についても対象にするとか、あるいは年齢によっていろいろ区分けするとか、それからあるいは交通事故等で何らかの形で、やはり寝たきりになってしまった方とか、そういうような方。いろんなケースがあると思うんですが、とりあえずはまず高齢者を対象に、できれば65歳ぐらいの年齢をめどにしたらいいかと思うんですが、実施をしていただきたい。おいおいさらには幅を広げて年齢を下げるなり、障害者の方にも対象になるような形とか、最初から余り欲張りますとなかなか実施できませんので、とりあえずそんな形でお願いしたいと思うんですが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　　市長。

○市長（馬場弘融君）　　内田議員から在宅歯科診療事業の早期開始を望むということで御提言をいただいているわけであります。

これまでのいきさつもございまして、歯科医師会の先生方とは定期的な話し合いの場を設けておりまして、その場におきましても今議員御指摘の在宅歯科診療を早くやりたい。近隣で、たまたま歯科医師会は八南歯科医師会というふうな形の組織で八王子、町田、日野、多摩、稲城が入っているわけでありますが、その中で八王子も多摩も既に実施をしているということで、ぜひ日野も早く追いつきたいんだというふうな先生方の御意向も伺っているところであります。

そういう中でありますが、先ほど部長が答弁申し上げましたように、都の補助制度がいろんな角度で今大きく変わりつつありまして、来年度が一体どういう形の補助制度になってでき上がってくるのか。あるいはまた来年度はともかくとして、その後がどういう補助のシステムになっていくのか、まだよく見えてまいりません。その辺をもう少し見きわめをした上で、できるものであれば来年度から実施をする方向で今検討をさせているところであります。

○副議長（竹ノ上武俊君）　　内田勲君。

○24番（内田　勲君）　　どうもありがとうございました。

市長の答弁も、来年から実施をしたいという意思が伝わってきましたので、期待をしまして、この質問は終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって8の1、在宅歯科診療事業の早期開始を望むの質問を終わります。

一般質問8の2、市内にある大衆浴場の支援体制の強化を望むの通告質問者、内田勲君の質問を許します。

○24番（内田 勲君） 昨今の社会情勢の中で大衆浴場、俗におふろ屋さんですけれども、これを継続することは経営上の問題等から大変厳しいと聞いております。一方、市民の多くの方からは、ぜひ残してほしい。こういう声も強いわけでございます。

そこで、まず2点についてお尋ねをいたします。

1点目は、行政としてこの現状についてどのように考えているのでしょうか。

また2点目は、現在は営業してありませんが、多摩平の三栄湯、このおふろ屋さんを行政の支援のもとにボランティアの手で復活することができないのでしょうか。

この2点についてお尋ねをいたします。

○副議長（竹ノ上武俊君） 内田勲君の質問についての答弁を求めます。環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） 日野市内には現在2カ所のおふろさんがございます。

1カ所は日野本町にあるひの湯、もう1カ所は大坂上四丁目にあります第5亀の湯でございます。当市では昭和60年より市内の公衆浴場経営者に対して燃料費補助金交付事業を実施してまいりました。おふろ屋さんを支援していくということでございます。補助金につきましては、平成4年以来、1件につき10万円の補助金でございます。公衆浴場経営がますます困難になってきている現状では、額の見直しはもうしなくてはならない時期に来ているのではないかと考えられます。諸状況を踏まえ、今後検討していきたいと考えております。以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 内田勲君。

○24番（内田 勲君） 2点目の質問には、答弁はありましたか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 2点目、答弁漏れでしょうか。三栄湯さんの復活の件。環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） 大変失礼いたしました。

2点目の廃業した三栄湯をボランティア、市の援助で再開する件についてということでございます。

公衆浴場は自宅ぶろがない世帯やお年寄りの社交場として欠くことのできない施設であります。しかしながら、その経営・運営を行うことは当該法律、規則その他もろもろ

の制約を十分にクリアしなくてはなりません。その中にはかまやボイラーなどの取り扱う者の資格、水質基準の維持・管理など、乗り越えなければならない問題が多くあるかと思われます。さらに、このような形態で三栄湯を復活させた場合、残りの2公衆浴場への影響も十分配慮しなければなりません。したがって、この件につきましては、しばらくの間、調査研究が必要かと存じます。以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 内田勲君。

○24番（内田 勲君） ありがとうございます。

1点目の補助金につきましては、燃料補助金を今まで年10万円出しているということですが、これは見直しの時期に来ているということです。ぜひ来年の予算の時期には見直しをしていただきたいというふうに思います。

それからさらに補助関係では、私が調べたところでは、まず今、日野市の場合には年間100万円の補助金を出して65歳以上の人が無料で入浴できるようになっておりますね。たしか、これは予算のときに100万円の根拠なんですが、約50人ぐらい、対象者が50人ぐらいだろう、利用者がですね。そんなような説明があったと思うんですが、私が調べましたら、例えばひの湯さんの場合、4月は平均で28人なんです。ところが、5月に入りますと67人になっております。6月はまだ期が短いんですが、68人です。このように寒い時期がちょっと少ないかもしれませんが、気候もよくなってきてだんだんおふろ屋さんを利用する人がふえてきているんですね。それからもう一つ、亀の湯さん。亀の湯さんの場合には4月の平均が66人です。5月が79人。6月はもう既に90人を超えています。

こういう状況ですので明らかに市が予算を立てたときの予測した利用者人数をオーバーしているんですね。それにもかかわらず今、ひの湯さん、亀の湯さん、あるいはもう一つは百草園ですか。この三つは、百草温泉は直接データをとっておりませんが、恐らく傾向的には同じだろうと思うんですね。ですから日野市で補助をしている以上におふろ屋さんがそれをカバーしているというのが実態だろうと思います。したがって、4月、5月、6月の実績を、3カ月ぐらいの実績を見た中で、ぜひ9月議会では補正でも組んでまでも補助金をふやしていただければ、こんなふうに思うところでございます。

それからさらに、おふろ屋さんはいろんな特別な特定日を設けてサービスをしています。例えば敬老の日、ゆず湯それから朝湯、これは元旦だそうです。それから子供の日、ふろの日。これは毎月26日ですね。これは八王子の場合はこの五つを実施しており

ます。町田市も現実同じように敬老の日、ゆず湯、朝湯、子供の日、ふろの日。五つの特定日を設けております。日野市の場合はどうかといいますと、日野市の組合さんは敬老の日、ゆず湯、子供の日。この三つだけでございます。

それに対して市の補助金がどうなっているかといいますと、八王子市の場合は敬老の日に限っては3万円を支給しております。そのほかは、ゆず湯、朝湯、子供の日については補助金を出しておりません。ただし、ふろの日、毎月26日につきましては4万3,800円の補助金を出しております。町田市は五つの特定日すべて2万5,000円の補助金を出しております。日野市はどうかといいますと、日野市は特定日が三つなんですね。それに対して日野市から全く補助金はお出しておりません。ですから、これはおふろ屋さんが自主的にサービスをしているんですね。ですから特定日も三つだと思うんですね。そういう状況でございます。ですから、こういう面から見ても他市に比べて日野市の大衆浴場の経営者に対しての補助金というのは少し低いのではないかなということが言えるかと思えます。

それで、ぜひこの辺についても見直しをしていただきたいというふうに思います。その辺についての考え方を、またお聞きしたいと思います。

それから2点目のボランティアの手で復活できないかということなんですが、これも確かに難しいと思うんですね。資格も必要でしょうし、いろんな問題があるかと思いますがけれども、まず、どんな資格を持った人が必要なのかどうかですね。市内には高齢者の方でもいろんな資格を持っている人が大勢いるんですね。私の知っている限りでも、コニカのOBだけ見てもかなりの人がいろんな資格を持っている人がいますから、そういった方に御協力いただければ、資格の問題はクリアできると思うんですね。ですから、例えば市が三栄湯さんの建物その物をお借りして、それを、あとはボランティアの方に管理をしていただくということも不可能ではないと思うんですね。かなり難しいと思いますが、いろいろな研究をすればできるんじゃないかと思しますので、ぜひこれも実施の方向で調査を真剣にやっていただきたいと思います。また数カ月後に私は確認したいと思しますので、ぜひ研究をしていただきたいというふうに思います。

それから、他市は、日野市が先ほど部長がお答えになりました燃料費で10万円出しておりますけれども、例えば八王子とか町田の場合には燃料費補助じゃなくて、設備投資した場合とか、あるいは修繕した場合の補修費や、あるいは投資の補助をしているんですね。それから武蔵野の場合はちょっと変わっておりまして、おふろ屋さんがオープンする前に脱衣所を市民の方に開放しているんですね。それに対する使用料を市が持って

いるんですね。ですから、例えば脱衣所で囲碁、将棋をやって楽しむとか、そういう楽しんだ後おふろに入って帰っていただくというようなことも武蔵野市ではやっているそうでございます。ぜひ、この辺も検討の中に加えていただければと思いますが、以上もろもろあわせて御答弁願いたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） 今までひとり暮らし高齢者の入浴助成というようにことで、65歳以上の方に入浴券を8年度は60枚、9年度は25枚というふうに配った制度がございましたが、これを発展をさせまして10年度の新規事業として取り組んできたのが高齢者無料入浴デー事業でございます。これまではひとり暮らし高齢者の入浴助成事業を要するに発展させたわけでございますが、65歳以上の方ならば、だれでも週1回は気持ちよくおふろに入って元気を回復、元気回復に役立っていただくとともに、浴場の振興策になればとの趣旨から実施したものでございますが、この事業を始める前に市内の3カ所の浴場事業者と相談いたしまして、1日、先ほど50人というお話がありましたが、金額的に計算しますと53人×回数券のお金であります370円×51週ということで100万円になるわけですが、そういうような計算をいたしまして1カ所年間100万円の委託事業としたものでございます。

浴場事業者との相談の中では利用者数がどれぐらいになるか、大変心配を当初からしていたわけですが、これまでの菖蒲湯とかゆず湯などの入場者数を参考にいたしまして、やや低目と言われましたけれども、予算上の制約やいろいろ事業が初年度である、こういうようなことから一応業者の方に御協力をいただいたという経過がございます。

当時、契約時点では浴場事業者も我々が担当しておりました福祉課におきましても、高齢者が無料入浴デーを利用することによって、その他の日にも使っていただけるんじゃないか。全体の利用者をふやすことにも役立つんじゃないか。こんなふうに今も考えて期待をしていたわけですが、この辺はまだ実数を正直言ってつかんでおりません。この事業については6カ月に1度、実績報告をしてもらうということにはなっておりますけれども、4月3日から事業を開始いたしまして、これまで10回の無料入浴デーを実施したわけでございます。ひの湯、亀の湯、百草温泉の3カ所。回を重ねるごとに利用者がふえておりまして、お年寄りには大変喜ばれている反面、浴場事業者には負担が生じている。こういう状況になってしまったと思います。

今、資料では、ひの湯さんは1回平均では59.1人。亀の湯さんが76.5人。百草温泉が

50人。このようなことでございます。今後も利用者はふえる傾向でございますが、どの程度の利用者が定着するか、もうしばらく様子を見させていただきまして、余り浴場の業者の方に負担がかかるようであれば関係部局とも相談をいたしまして検討してまいりたい。このように考えております。以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 助役。

○助役（河内久男君） まちの方のいわゆるおふろ屋さんにもう少し市民として大変恩恵を受けているのであるから何らかのもう少し手厚い保護をと、そういう御趣旨でございます。

今る比較をされましていろいろ勉強もさせていただきました。大分差があるようでございます。少し研究をさせていただきまして何らかの方法ができればということを調査させていただきたいと思います。

それから三栄湯につきましても、これも同じようなことになりますけれども、できますれば、こういう形で何か復活できればいいというのは非常にいいお話ではございます。具体的になりますと、かなり問題があるようでございます。それらにつきましても調査研究を十分にさせていただきまして、何らかの形で前進できればいいな、このように考えております。

○副議長（竹ノ上武俊君） 内田勲君。

○24番（内田 勲君） どうもありがとうございました。

いろいろ前向きに検討していただくということでございますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

もう一つお聞きしたいのは、おふろ屋さんの将来のことなんですけれども、今、もう少し様子を見てということでございますけれども、私は、たまたまこの問題を取り上げるということで、実はあるおふろ屋さんに私はお会いしました。おふろ屋さんの方からじゃなくて私が声をかけてお話を聞かせてもらったんですが、このままこの商売をどのくらい続けられますかというふうに聞きましたら、もう後継者がいないというんですね、まずは。それで、あとおやじさんというか、社長といいますか、その方が健康なうち、あと5年とか10年ぐらいはできますねと言ったら、とんでもないと言うんですね。明日にもやめちゃうかもしれない。こういう話なんです。もうほとんどもうけがないそうです。ただ毎日利用してくる人がおりますので、そう簡単にはやめられないということでやっておりますので、補助金をふやしてくれという通常の要請と違うんですよ。もう出してくれなければやめるだけだということ、かなりそんなふうにもとれたんですね。も

ちろん補助金をふやしてほしいという気持ちもあるんでしょうけれども、かなりあきらめもありますし、ですから、今辛うじて残っております二つといいますか、三つといいますか。百草温泉はちょっと経営が違いますから、また違うのかもしれませんが、このおふろ屋さんがなくなってしまったら市内のお年寄りでひとり暮らしでおふろもないという人が、どこへおふろへ入りに行くかなんですよね。ないから入らなくていいという問題じゃないんですから、電車やバスに乗って八王子市なり多摩市の方へ行かなければいけないと思うんですね。

ですから何としてでも、まだ元気なうちに補助金を出してほしいんですね。完全に経営者がやる気をなくなしてから補助金を出しますといっても、多分続けることは難しいと思うんですね。私は早くアクションをとってほしいなと思っています。できれば、まず補助金については9月議会に補正を組んでも、まずどこかの補助を出していただきたい。こういうお願いをしたところでございます。

助役に答えていただきました2番目の点につきましては、かなり難しい点もあらうかと思いますので、ぜひ真剣にこれはとにかく検討していただきたいというふうに思います。

お願いばかりで恐縮ですが、最後に市長の方から何かお考えがありましたらお聞きたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市長。

○市長（馬場弘融君） おふろ屋さん、大衆浴場への市としての支援体制が必要であるというふうなことでございまして、特に最後に議員御指摘のおふろ屋さんがなくなったときに、どうなるかということを想定をいたしますと、だんだんふえていくお年寄りの皆さん。特にお一人で暮らされているお年寄りの皆さんの御負担というか苦痛、これも大変でしょうけれども、福祉の施策という面でも恐らく別な面で新たな負担ができてくるのかなというふうな思いもありまして、そういう意味ではかなり真剣にこの問題は考えていかなければいけないというふうには思っています。部長も、あるいは助役も答弁申し上げましたとおり、今年度から始まりました新しい施策についての半年後の状況ですね、踏まえて、それを少し整合させる中で、来年以降の事業の展開あるいは、おふろ屋さんの日野市あるいは市民に対する意味といいますか、そういうものを考え直しながら新しい施策の展開を考えていきたいというふうに思います。

大変恐縮でございますが、9月の補正でできるかどうか、まだここでは明確にお答えできないようで大変つらいわけでございますが、できるだけ御希望に沿うような方向で

検討していきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 内田勲君。

○24番（内田 勲君） 最後に市長の答弁もいただきましたので、ぜひ前向きに検討していただくことをお願いしまして、この質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって8の2、市内にある大衆浴場の支援体制の強化を望むの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

次回本会議は、6月15日、月曜日午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後4時34分 散会

6 月 15 日 月 曜 日 (第 4 日)

平 成 10 年
第 2 回 定 例 会 日 野 市 議 会 会 議 録 (第 15 号)

6 月 15 日 月 曜 日 (第 4 日)

出 席 議 員 (29 名)

1 番	中 野 昭 人 君	2 番	清 水 登 志 子 君
3 番	奥 野 倫 子 君	4 番	菅 原 直 志 君
5 番	出 沼 恵 美 子 君	6 番	名 取 美 佐 子 君
7 番	秋 山 薫 君	8 番	佐 藤 洋 二 君
9 番	手 嶋 精 一 郎 君	10 番	小 島 久 君
11 番	中 谷 好 幸 君	12 番	佐 瀬 昭 二 郎 君
13 番	森 田 美 津 雄 君	14 番	執 印 真 智 子 君
15 番	江 口 和 雄 君	16 番	沢 田 研 二 君
17 番	田 原 茂 君	18 番	宮 沢 清 子 君
19 番	小 川 友 一 君	20 番	奥 住 日 出 男 君
21 番	竹ノ上 武 俊 君	22 番	板 垣 正 男 君
23 番	一ノ瀬 隆 君	24 番	内 田 勲 君
25 番	夏 井 明 男 君	26 番	馬 場 繁 夫 君
27 番	黒 川 重 憲 君	28 番	土 方 尚 功 君
29 番	福 島 盛 之 助 君		

欠 席 議 員 (1 名)

30 番 小 山 良 悟 君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市 長	馬 場 弘 融 君	助 役	小 俣 雅 義 君
助 役	河 内 久 男 君	収 入 役	落 合 豊 君
企 画 部 長	榎 島 英 紀 君	総 務 部 長	小 澤 春 童 君
市民生活部長	宮 本 寿 君	環境共生部長	笹 木 延 吉 君
まちづくり推進部長	堀之内 和 信 君	建 設 部 長	清 水 啓 治 君
福祉保健部長	高 野 英 男 君	病院事務長	田 中 政 幸 君
教 育 長	有 元 佐 興 君	学校教育部長	米 倉 幹 雄 君
生涯学習部長	松 橋 瑛 子 君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局 長	田 中 正 美 君	次 長	中 野 修 君
書 記	山 田 二 郎 君	書 記	田 倉 芳 夫 君
書 記	堀 辺 美 子 君	書 記	高 野 賢 司 君
書 記	立 川 智 君	書 記	萩 原 誠 司 君
書 記	大 沢 百 代 君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所 長 関 根 福 次

速記者 本 間 ムツ子 君

議 事 日 程

平成10年6月15日（月）

午 前 10 時 開 議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1

午前10時08分 開議

○議長（馬場繁夫君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員26名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問9の1、南北の地域格差についての通告質問者、手嶋精一郎君の質問を許します。

〔9番議員 登壇〕

○9番（手嶋精一郎君） 今、議長の方からお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問に入らせていただきます。

ただいま議長の方からは「テジマ」という紹介でございましたが、私は濁らない「テシマ」でございますので、ひとつよろしく願いいたします。

南北の地域格差ということで、4点ほど市のお考えをただしていきたいと思います。御存じのように、通告にもありましたように、南北の地域格差ということでございます。ここで言う南北といいますのは、大ざっぱに言いますと、浅川を挟んでの南北ということでございまして、もう少し正確に言いますと、旧日野町と七生村と、こういう区分けになろうかと思えます。（「百草だよ」と呼ぶ者あり）特に百草が入っています。

それで、具体的質問に入ります前に、日野市史等により、合併のいきさつ等についてはもう御存じのことと思えますけれども、今後の質問に少し関係しておりますので、少しその経緯に触れておきたいと思えます。

戦後も25年ごろを過ぎますと、ある程度の民主主義の定着とともに、住民要望等は増加の一途をたどり、各地方財政を圧迫しました。もちろんそれには、あの住民要望の多様化ということも作用しているわけでございます。また、一方では、通信、交通等の極度の発達がございます。このような中で、広域行政の必要性が生まれてきた、こういうことであろうかと思えます。

このような状況の中、28年10月1日、「町村合併促進法」というのが施行されました。これは町村の規模を適正化することにより、組織と運営の合理化、これは財政の健全化ということでございます。それから総体的なまちづくりによる豊かな生活環境の確立、3番目として、広域行政による都市計画の一元性、このようなことで町村合併促進法が生まれてきたと、こういうことでございます。その町村合併促進法に基づき、国の方は全国で町村合併の促進に入ったわけでございます。その中で御多分に漏れず、日野市もその波を受け、今からちょっと説明いたしますけれども、説明の経緯のように、今日

野市は、そのときの合併の勧告に基づいて、七生村と日野町とが合併して、今の姿が生まれてきた、こういうことでございます。

その町村合併促進法に基づきまして、29年3月、東京都、これが合併試案、これはA案というので公表しております。このA案といいますのは、八王子市に日野町と七生村が吸収なり編入するという試案でございます。これを発表。この発表に基づきまして、都は「どうでしょうか」と、日野町と七生村に意見を求めています。それが29年8月のことでございます。それで、そのときの回答が9月7日、日野町回答、「反対。周辺等各村との合併を研究中」と、こういうことでございます。七生村の回答は、ちょっとニュアンスが違います。「賛成できない。隣接町村との合併を研究中」と、こういう回答をいたしております。

こういう回答にもかかわらず、東京都は当初のA案に基づき、9月22日、A案の推進を決定しておるわけです。それで、その都の決定に基づき、八王子市は、日野町、それから七生村に編入合併の申し入れをしております。これに対し、日野町、七生村は「編入合併反対。両町村の単独合併を研究中」、初めてここで両町村の単独合併という言葉が出てくるわけでございますけれども、30年1月です。こういう返答を八王子市にやったら、こういうことでございます。

しかし、なお東京都はA案にこだわりまして、2月に八王子市への編入勧告を再度いたしております。このようなことで、日野町、七生村にとりましては、私たちは日野町と合併しますよ。私たちも七生村と合併しますよ。言っていることを再三東京都にも言って、八王子市にも言っているにもかかわらず、東京都はA案、それに固執をして、あくまで八王子市への合併ですよ、ということできずと進んできているわけです。

それで、ちょっとその後、経緯がございますけれども、日野町、それから七生村、この各町村議会が31年9月27日、「日野町・七生村合併に関する決議」というのを議決しております。これによって、初めて村民ぐるみの、町民ぐるみの合併ということで、初めて表面に出てきたわけですね。この日野町、七生村の合併というのが。こういうことで、東京都の方も、これはもうどちらにしても八王子への編入なり吸収ということでは収集がつかませんよと。各町村の議会もそういう議決をしているということで、初めてやむを得ない——認めましょうと。もうわかりましたと、白旗を東京都の方が掲げたわけなんです。それは両町村の意思がそれだけ固かったということにはなります。

それで、32年11月2日、総理府告示第479号により、昭和33年2月1日付で七生村、日野町が合併し、新日野町としていいでしょうという告示がなされている。こういう経

過でございます。

私が今、経緯をちょっと説明いたしましたのは、今言いましたように、両町村民、これは都より出されました八王子市への編入勧告に反対し、あくまで単独合併という主張を貫いております。これは勝負の世界じゃないので、勝ち負けというのはおかしい例えになりますけれども、勝ち取ったわけなんです。八王子市との合併を拒否し、七生村と日野町の合併で行きましょうというこの初志を貫いたわけなんです。このように名称は日野町になりますが、あくまでそこは編入とか、吸収じゃない。七生村が日野町に吸収されたということじゃない。今の経過で言うように、日野町と七生村はあくまで対等合併、こういうことでございます。ということで、今後のちょっと質問に関係しますので、今経緯に触れさせていただきました。これからその南北格差ということで質問に入らせていただきます。

最初に、区画整理事業の実施状況についてであります。日野市は、第2次及び第3次基本構想及び基本計画により、土地区画整理事業をまちづくり基盤整備の基礎として位置づけております。これに関連し、3点ほど確認をしておきたいと思います。

1点目は、今までの区画整理事業の総体の事業量です。これは完了、事業中、計画別に面積、事業費等でお答え願いたいと思います。

2点目は、施行体系であります。区画整理をやっている方は御存じだと思いますけれども、区画整理事業には第3条に規定されている施行主体があります。組合施行とか市施行とか、そういうふうに分けているわけですね。そういう中で、第3条第1項、第2項、組合などの施行はどうなっていますかということが1点。それから第3条第3項による市施行はどうなんでしょうかと。

3点目は、過去10年間の区画整理事業に対する一般会計の繰入額、この状況はどうなんでしょうかという3点でございます。お答えをいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 手嶋精一郎君の質問についての答弁を求めます。まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 区画整理事業の実施状況でございます。現在、日野市の土地区画整理事業につきましては、既に市施行、組合施行、個人施行で事業を実施した地区、既に10地区ございます。これの施行面積約508.4ヘクタールを既に完成しているところでございます。現在も市施行6地区、約403.6ヘクタール、それから組合施行10地区、63.3ヘクタールの事業を行っているところでございます。これらの地区につきましては、市施行、組合施行合わせまして、駅前にふさわしいまちづくりの地区、

それから農のあるまちづくりの地区、水辺を生かしたまちづくりの地区、それから多摩都市モノレールと調和したまちづくりの地区ということで、各地区のテーマに沿ったまちづくりを現在進めているところでございます。

今日の財政状況等の中で、非常に厳しい部分もございますけれども、これらの地区のテーマに沿いまして、各地区ともめり張りを持った、整備効果の高いところの整備をしていきたいというように考えております。これらの事業を完成しますと、土地区画整理事業により整備される面積につきましては、市街化区域の約50%の整備がされるというところでございます。完了地区につきましては、10地区でございます。施行面積約500ヘクタールでございます。それから事業中の地区でございますけれども、日野地区が911.4ヘクタールでございます。それから旧の七生地区が195.6ヘクタールということで、全体で1,107ヘクタール、現在事業中でございます。事業費につきましては、日野地区が1,297億円、それから七生地区が575億円という内訳になってございます。

それから、市施行の第3条第3項の割合でございますけれども、1,107ヘクタールのうち、811.7ヘクタールが市施行でございます。そのうち、日野分が703ヘクタール、それから七生分が108ヘクタールという数字になっております。

それから、これらの事業に対します一般会計からの繰入金の状況でございますけれども、全体で130億円ほど区画整理事業に一般会計から繰り入れをさせていただいておりますけれども、そのうち、日野分として107億円、それから七生分としまして約22億円というような内訳になっております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 手嶋精一郎君。

○9番（手嶋精一郎君） ありがとうございます。

ただいまの御回答にありましたように、総体で見ますと、数字がちょっと違っていただいた感じを受けましたけれど、後でまた確認をいたします。私の調査によりますと、全部で1,107ヘクタール、このうち日野地区が911.4ヘクタール、その区画整理事業量の比較からいいますと約82.3%、七生地区は195.6ヘクタール、17.7%、こういうことになるかと思えます。それから、第3条第3項ですね。この第3条第3項の区画整理事業というのが、総体でいきますと811.7ヘクタール。今の御回答のとおりだろうと思えます。日野地区が703.5ヘクタール、総事業量面積に対し86.7%、七生地区は108.2ヘクタールということで13.3%。それから一般会計からの繰入額、これは七生地区から上がった税金をどこそこに渡すとか、日野地区から上がった税金をどこそこに使うとか、そういう

う性格じゃありません。全体で上がった税金を事業に投資する。そのお金が130億円。日野地区はそのうちの約108億円ということで83%、七生地区が22億円ということで17%、こういう差が生じております。

ここでちょっと、その合併のときからの構成状況について言いますと、昭和33年2月1日に合併をしたわけですが、面積的にはもうずっと変わっていないんです。日野地区が60%、七生地区が大体40%、こういうことになります。そして合計で2,753ヘクタール。ちょっと覚えづらいならば、約800万坪と、こういうふうに覚えていただければいいと思います。人口につきましては、昭和33年合併当時、総体で2万9,642名。日野地区が2万2,407人、75.6%です。それから七生地区が7,235人、24.4%。これが平成9年1月1日現在になりますと、日野地区が9万6,236人、59%、七生地区が6万6,916人、41%。面積どおりの比率になってきているわけなんです。総体で16万3,152名と、こういうような変遷をたどってきております。

地理、それから地形、街道——まあ、地理・地形の中に街道も入ってきます。でも、これは大きな要素を占めていると思うんです。日野地区は、五街道の一つであります甲州街道というのが、日本橋を基点として甲府の方に走っております。これは国道でございます。一方、浅川の南に目を転じますと、川崎街道から北野街道に通じておりますけれども、これは都道でございます。こういう地理上の、地形上の違いがあらうかと思えます。

ただ、合併のときから、今言いましたように、人口において9.3倍という驚異的な伸びを示している七生村、この七生村に——旧七生村ですよ。その旧七生村に対して、第3条第3項により区画整理事業が日野地区の703.5ヘクタールに対して、108.2ヘクタールと、非常に少ない。伸びはすごいんですけれども、まちづくりの事業面積は極端に少ない数字を示していると。これは一つ問題だろうと思います。

しかし、そういうことは別にしまして、一番大きな問題なのは、さきにちょっと触れましたけれども、一般会計からの繰入額でございます。これは過去10年間だけをとったデータでございますので、その10年間だけのデータで、日野地区は約108億円一般会計からまちづくりに投資しております。区画整理事業に投資しております。七生地区は約5分の1の22億円でございます。5分の1ですよ。これは税金からの事業投入額でありますので、同じ日野市民として、同じように税金を払っているにもかかわらず、日野地区の5分の1しか生活環境上の受益は受けていないとも言えないこともありません。合併からの40年間の比較になりますと、まだまだ大きな差が、相当の不利益を受けている

だろうということは容易に想像がつきます。最初の合併のときの経緯で申しましたように、対等合併であります。これはあくまで八王子市との合併を、吸収合併なり編入合併を、七生村も日野町も、だめですよと、相思相愛で合併をしたわけなんです。対等合併でございます。

すべてにおいては、受益は公平でなければならないと思います。例としては適切ではありませんが、この繰入額だけを見ますと、七生は日野の植民地の扱いなんです。これはやはり是正の必要があろうかと。現実にはまだまだいろいろな面で差がついております。大きな差がついております。これは、当初の合併のときの経緯にもちょっとありますけれども、2月に合併して5月に市議会議員の選挙をやっております。今は人口比40%ですけれども、その当時は20%。この割合により七生地区は議員さんを出しなさいよということで、7名の割り当てなんです。ところが、日野地区は7万何がしの人口によって、23名の議員さんでいいですよと、こういう分け方をしているんです。そういうことで、自然のうちに差がついてきたかなあと、こういうことでございます。

このように、結果は歴然としております。平等の生活の利便性なり、住民福祉を受けることができる立場にありながら、過去40年間にわたり不利益を受けている。まちづくりのバランスが全く崩れている。この事実是指摘しておきたいと思います。今の財政状況の中、今までどおりの区画整理手法によるまちづくりが困難だろうということは理解するところでありますが、市長の10年度所信表明にありました、主要施策に対する傾斜配分による事業展開と整合させ、おくらしている七生地区のまちづくりについて、住民要望にどのようにこたえていこうとしているのか、面的な七生のまちづくりを今後どのように考えて進めていこうとしているのかお伺いいたします。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 浅川より南側の区域のまちづくりを今後どうやって進めていくかということでございます。浅川の南側の旧の七生地区を主とした地域でございますけれども、この地区につきましては、御指摘のとおり市施行で区画整理事業のまちづくりをやっている部分は非常に少ないわけでございます。多摩丘陵に沿ったところにつきましては、昭和40年代からの民間の開発等によって整備を進められてきておりますし、市施行の区画整理事業とあわせまして現在があるわけでございます。今後、七生地区のまちづくりにつきましては、現在、これらの区画整理事業等のまちづくり以外に、都市計画の方で地区計画等のまちづくりを現在進めているところでもございます。それから、基盤整備につきましては、川崎街道を中心とした拡幅の事業も東京都

の方で促進をお願いしているところでもございます。今後の七生地区のまちづくりにつきましては、都市計画の地区計画のまちづくりの手法、それから幹線道路につきましては、東京都等に要請をし、事業の促進方をお願いしていきたいというふうに思っております。また、それ以外の地区につきましては、現況道路の拡幅等を主体としたまちづくりを今後進めていくということになるのではないかと、そういうことで進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 手嶋精一郎君。

○9番（手嶋精一郎君） ありがとうございます。

今、これからのまちづくりは、面的な面では、地区計画にゆだねていくんだと。それから道路のことににつきましては、都道の件につきましては、拡幅を鋭意図っていくんだと、こういう御回答だったと思いますけれども、都道の件につきましては、また再度、後の質問の中で伺いしたいと思っておりますけれども、地区計画によって、今度まちづくりを進めていきますということですが、その地区計画の区域の決定の方法、また、その地区計画の区域を決定したエリア内そのものについては、法的にどのような効力が生じるのか、これをお答えいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 地区計画のまちづくりの手法でございます。

これにつきましては、地区計画は将来のまちづくりを住民参加によって担保するものでございます。したがって、将来、自分の地区をどういうまちにしていこうかということをも前提にして、住民の方々の参加をいただきながら事業を展開していくというものでございます。計画的には都市計画決定、都市計画法に基づく都市計画の決定を行っていきます。その中で、地区施設、例えば生活道路等を主体とした地区施設、それから公園、そういうものを決めていきます。現在、市施行の、市で進めております地区計画につきましては、七生地区周辺につきましては百草谷戸、それから百草園駅周辺の地区計画を進めているところでございますけれども、道路等につきましては、6メートルまでの道路部分につきましては、寄附をお願いして、位置づけをしていくということでございます。地区計画そのものにつきましては、できるだけ生活道路を主体とした地区計画の位置づけをしていくというのが、地区計画のまちづくりの手法だろうというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 手嶋精一郎君。

○9番（手嶋精一郎君） ありがとうございました。

地区計画の今の、これは都市計画決定ですから、そのこと自体には都市計画法の適用を受けて、それに基づくまちづくりを進めていくということで、了解はするところではありますが、今の話によりますと、地区計画というのは、市自体の能動的な面が少なく、市もある程度受け身的というんですかね、寄附をお願いしながら進めていくというような手法のような感じを受けます。それが1点です。今のだから区画整理法なんかと比較しますと、少し弱いかなあと。緩やかな市民の協力のもと、合意のもと、進めていくまちづくりが地区計画かなあと、こういうふうに感じているところでございます。

ただ、この適用を受けますと、後ほど百草園周辺のまちづくりの中で再度質問したいと思えますけれども、今生活道路として早急に手当てをしていただきたい、このような箇所があるにもかかわらず、その手当てがちょっと受け身ですので、前向きには進めていけないんじゃないかなあと、こういう感じを受けます。

ちょっと話は変わりますが、地区計画というこの法律自体が、平山なんかの団地でありましたように、建築協定とちょっと似通った面があるんじゃないかなあと、こういう感じで聞きました。この点、再度お答えいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 建築協定と地区計画との差といいますか、建築協定といいますのは、開発等に伴いまして、そこに住まわれる方が建てる建物についての制限をされるというのが、建築協定だろうと。これにつきましては、建築基準法の中での位置づけになります。それから地区計画につきましては、建築の制限がもう少し厳しくなる。建物の制限と、それからあわせて敷地の面積の制限というようなことで、内容的には少し厳しく地区計画の方はなっていくのかなというふうに思います。ただ、いずれにしても、建築協定と地区計画につきましては、建築物の制限等をやっていくということについては、基本的には変わりはないわけですが、現在、日野市の中で、過去開発行為等に伴いまして、建築協定を結んでいる団地が旧の七生の周辺、七生地区には大分あるわけですが、現在のところ、ほとんど地区計画の方に移行しているところでございます。

○議長（馬場繁夫君） 手嶋精一郎君。

○9番（手嶋精一郎君） ありがとうございました。

私が今、地区計画と建築協定なり区画整理の比較の中でちょっと疑問に思うことは、

区画整理の場合には、いい、悪いは別にしまして、最終的には、強制執行ができる法律なんです。ところが、一方、地区計画なり建築協定を、私はそうじゃないと思うんです。そのいい例が平山、今の京王平山の中で建築協定がありまして、例えばある方が引っ越すとか、お亡くなりになるとか、そういうときに、建て売り業者が買います。それを見ますと、ひどいところは3宅地になっています。ということは、もう建築協定自体が有名無実になっている。それと同じように、地区計画についても、あくまで受け身だから、まして寄附行為によって生活道路の拡幅を図っていく、公共施設の整備を図っていくと、こういうことになりますと、区画整理法とは歴然としたそこに違いが出てくるわけでございます。これにつきましては、私も再度研究いたしまして、また別の機会に述べさせていただきますと思います。

それから、百草周辺のまちづくりについては、今、地区計画ということでちょっと触れられましたけれども、これについても後ほど触れさせていただきます。

それから2点目、七生地区、幹線道路の整備についてということで質問を挙げさせていただきました。面的整備がおこなわれているので、当然幹線道路の整備もおこなわれていると。これはもう当然のことでございますけれども、七生地区の方が今やっぱり、一番困っているのは、生活幹線道路が川崎街道なり、それに接続している北野街道しかない。しかもそれが狭幅員である。これが大きな生活環境上のネックになっていると、こういうことだろうと思います。そういう観点から3点ほど質問いたします。

1点目は、今言いました七生地域、東西幹線道路である都道の拡幅についてであります。川崎街道については、拡幅の事業決定がなされ、今も進んでいると認識はしておりますけれども、三沢地内を見ると、いつのことかなあと、こういう状況は受けます。その進捗状況をお知らせ願いたいと思います。あわせて、北野街道の状況についても、お知らせ願いたいと思います。

2点目は、同じく都道に関することで、都により、交通渋滞を招く交差点を対象として、その解消を図るため、「交差点すいすいプラン100」というのが策定されておると聞きました。この内容、それからそれについて日野市が何らかの要望なり対応していることがあったら、お知らせ願いたいと思います。

3点目は、高幡区画整理地内の北側ですね。京王線の北側になります。このモノレール路線から幅員12メートルの道路が東の八小の方に向かって行っています。その八小のところ、高幡区画整理の地区境になっており、この12メートルの道路もそこで打ち切りになっております。今私が言いましたように、幹線道路が都道一つしかないために、

交通渋滞を招いておるし、生活環境も圧迫している。こういう中で、その12メートル道路を東に延伸してもらいたい、延ばしてもらいたい、これが私の方の要望でございます。

以上3点について御回答をお願いしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 私の方から1点目の川崎街道の拡幅と、交差点のすいすいプランについて御回答を申し上げます。

川崎街道の拡幅でございますけれども、川崎街道につきましては、東京都の多摩地域都市計画道路基本計画に基づく第2次事業計画に入っております。この中で多摩市の一の宮交差点側から高幡十字路までの川崎街道につきましては、平成17年度で完成すべき路線ということで位置づけられているところでございます。現在、川崎街道の拡幅の事業につきましては、一の宮交差点から東邦歯科学園まで約1,000メートルほどございますけれども、これにつきましては既に地元の事業説明会、それから用地測量等も終了し、事業認可をされているところでございます。現在、これらに伴いまして、用地買収を進めているところでもございます。工事着手につきましては、平成11年度から一の宮交差点側から順次施行するという計画になってございます。道路の完成場面につきましては、18メートル道路ということで完成する予定でございます。それから北野街道につきましては、2点目の交差点のすいすいプランとあわせて御説明をさせていただきたいと思っております。

交差点すいすいプランにつきましては、東京都の方で、平成6年の5月に、「交差点すいすいプラン100」というものを、計画策定しております。これは体系的な交差点の改良計画ということでございます。この計画の内容につきましては、慢性的な交通渋滞の解消を図るということでございます。これらの原因が、右折車線が設置されていない交差点の構造に起因しているという点に着目して、比較的短期間に少額の投資で効果の上がる交差点の改良事業を行うというものでございます。東京都全体といたしましては、実施箇所を100カ所を予定し、この事業を計画的に実施していくということでございます。これらの対象となる路線でございますけれども、現在東京都が管理している道路の中で、先ほどの川崎街道、それから北野街道でございますけれども、この路線で5カ所が計画の中に対象となっております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 建設部長。

○建設部長（清水啓治君） 高幡の区画整理から第八小学校へ抜ける道路のことでお答

え申し上げます。

御質問のように、高幡の区画整理から第八小学校に抜ける道については、現道として現在あるわけですが、9年度、昨年度から3カ年計画で既設の水路の整備を進めております。暗渠化を進めております。11年度、来年度には完了をいたす予定で進めておりますけれども、引き続きまして12年度には道路整備を進めたいというふうに思っております。これによりまして、第八小学校の裏の約200メートルにつきましては、学校の東側にございます流域下水道の幹線が通っている市道がございしますが、そこまでの整備は一応完了いたします。ただ、この周辺につきましては、金田の区画整理、あるいは百草園の北、下耕地、落川、これらの組合施行の区画整理が施行中あるいは完了しておりますけれども、これら区域の接続性は全くないという状況でございます。既設の道路を使って、おのおのが施行するという状況でございます。あるいは多摩市の方へ抜ける市道というお話もございますけれども、これらを考えなきゃいけないかなというふうに思っています。現在の道路の拡幅、あるいは新しい道路、あるいはこれらを含めた全体的な整備を今後検討する必要があるというふうに認識しておりますので、検討課題とさせていただきますというふうに思います。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 手嶋精一郎君。

○9番（手嶋精一郎君） ありがとうございます。

都道の拡幅及びすいすいプランにつきましては、17年までの予定で実施を図っていくんだと。それから一の宮から東邦歯科までについては、11年度より施行が始まるんだと、こういう御説明でございました。このことについては、先延ばしにならないように、なるべく期間の短縮を図れるように、精いっぱい努力をお願いしたいと思います。

それから「交差点すいすいプラン100」につきましては、5カ所ほど該当があるという御説明だったんですけれども、その5カ所はどこどこでしょうか、わかっていればお教え願いたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） まず、交差点名で御説明をさせていただきます。川崎街道につきましては、百草園駅前と三沢の交差点でございます。これにつきましては、第2次事業計画、先ほど御説明しましたけれども、平成17年度まで川崎街道は拡幅するということでございますので、この中でこの川崎街道の2カ所については実施していくということでございます。それから、北野街道につきましては、南平三丁目、

それから平山五丁目、それから平山の各交差点でございます。この三つの交差点につきましては、既に地元の事業説明会も終了しておりまして、現地用地説明会等も終わりをしまして、現在、用地測量に基づく用地折衝を行っております。したがって、その後には事業に着手されるというふうにお聞きしておりますけれども、北野街道の南平三丁目につきましては、平成13年度工事で完了させたいというふうに具体的に聞いてございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 手嶋精一郎君。

○9番（手嶋精一郎君） ありがとうございます。

今、5カ所ということでございますけれども、百草園駅前と西武団地入り口、特に西武団地入り口については17年度までには完成しますので、という御回答だったと思います。現実には、川崎街道から北野街道にかけて10カ所ほどございます。改良を必要とする交差点が10カ所ほどございます。今の中で解決するなり明かりが見えているというのは、百草園駅前と西武団地入り口の2カ所でございます。あとの8カ所は、遠い先の計画になっていると、このように認識をするわけですが、さっきから言っておりますように、今、七生地区にとっては、川崎街道、北野街道というのが非常に大きな生活環境道路になっている。幹線道路なんです。そういうことから言いますと、あとの8カ所の交差点についても、同じような扱いで行ってもらわないと……。私は今、落川に住んでおります。落川からあの東邦歯科の学校のところを通り、川崎街道を西に下って行きますと、最初にぶつのが、今これは該当しております西武団地の入り口です。そこでちょっと待ってて、大型車が右折するのを待ってて、信号を1回待つぐらいで、ようやくクリアできる。次に込んでいるところが、中島道の入り口なんです。これは今入っていないみたいなんです。それから、それが済みますと、百草住宅団地入り口、あのすかいらーくの前になりますね。ここで込んでいます。そういう状態で、あそこだけでも、西武の入り口、中島道、百草住宅団地入り口、こうすることで、すんなり来るということは、まず100%、夜中でない限りは無理だと思います。そういう状態の中で今、2カ所しか該当していない。

それから北野街道になってくると、もうこれはちょっと悲劇的でございます、今の答弁でいきますと、みなみが丘と平山橋のところと五丁目のところ、平山城址公園入り口、こういうことになりますけれども、南平駅前もそうですし、それから平山住宅の入り口もそうですし、滝合橋のところもそうなんです。現実にあの1本しかないから逃げ

道がないんです。だから込むんでしょうけれども、それはあそこだけの改良を先にしていただければ、随分楽になってくると思うんです。生活道路と通過交通道と一緒にしておりますので、そこにごっちゃになりますので、生活者が困窮していると、こういう状態になっておる。だからこれは、5カ所といわず、10カ所を該当し、ぜひ強力な働きかけをしていただきたいと思います。これは要望だけにとどめておきます。

それから3点目ですね。八小裏、これは今言いましたように、1本しか幹線道路がないんで、やむなしに混むわけですが、あと8メートル以上の道路というのが、百草・落川地区にはありません。こういう点から、ぜひ幹線道路として、そのモノレール線から八小の裏にきている道路を延ばしていただきたいと、こういう要望でございましたけれども、今御回答がありました。了解いたします。ただ、この中で、3カ年計画で水路をやっていますと。その水路整備が終わりまして、12年に道路整備を行いますよと。この姿勢が問題だと思うんです。11年に水路整備が終わったら、道路なんか簡単なものなんです。12年まで延ばさないで、これはぜひ11年に同時施行していただきたい。これは強く要望して、この問題は終わりたいと思います。

3問目に、ミニバスについてでございます。これは私が言っているのは、今までおっしゃっているのとはちょっと意味合いが違いますけれども、最初に市立病院に対する地区別の外来・入院の利用状況がわかっておりましたら、お知らせ願いたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（田中政幸君） 市立病院の地域別の利用状況でございますが、平成9年度の実績で申し上げます。外来の関係でございますが、病院周辺ということで、多摩平、旭が丘地域の合計でございますけれども、延べ患者件数ということで、3万67件でございます。構成比で申し上げますと29%でございます。それから地域で程久保、三沢、百草、落川、この地域を一括してのデータになってございます。そこが件数で4,338件でございます。率で申し上げますと4.2%でございます。それから市外、隣接の八王子市の市民の利用ということでございますけれども、件数で1万5,092件ございまして、比率でいきますと14.5%でございます。

以上、外来関係でございまして、次に入院の状況でございますが、同じ平成9年度の実績でございます。同じく多摩平、旭が丘の合計数値でございますが、859件ございまして、率で申し上げますと20.6%。それから程久保、三沢、百草、落川の区域でございますが、279件ございまして、構成比6.7%でございます。それから八王子市の市民の入院の数値でございますが、629件ございまして、率で15.1%でございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 手嶋精一郎君。

○9番（手嶋精一郎君） ありがとうございました。

ただいまの答弁にありましたように、市立病院、これは位置につきましては、もうあそこで、あの位置にありきということです、ここで議題にするつもりは毛頭ありません。ただ、今の数字で見ましたように、東部の人たちにとっては遠い存在なんですね、これは。現実には、旭が丘、多摩平で、合わせて3万1,000人からの人が利用している。ところが、面積的にも人口的にも、それよりか多いと思いますよ。程久保、三沢、百草、落川地区で4,600人、それが八王子市になりますと、大和田、高倉が多いと思いますけれども、1万5,700人、このような差になってくるわけなんです、現実には。ということは、やはりあの狭い旭が丘、多摩平の面積の人よりか、5分の1も利用していないと、こういう結果がもう歴然と出ているわけでございます。

先日、私の方のある住民が、日野市立病院のことを「日野市立多摩平・旭が丘・大和田地区病院」という表現をしておりました。そこには落川、百草なんか到底出てきませんね。それからまたある住民は、「日野地区西部病院」と言っておりました。ということは、日野市立病院という名前はありますけれども、認識としては、日野市立病院として利用していないから認めていないと、こういうことになろうかと思います。ただ、これは市立病院ですので、やり方によっては、日野市民病院に完全になると思います。それは今言いましたように、アクセスの悪さが一つの原因だろうと、このように思うわけです。

3月議会において、私の方の民主クラブの代表であります小山議員が、第二武蔵野台のミニタクシーなりワゴンバスということで質問をいたしました。私はこれを、七生不便・不利益地帯に対する市の姿勢としてどうかなあという視点で、興味深く聞きました。これに対し、市長と企画部長では、少しニュアンスの違う答弁とはなりましたが、いずれにしても、交通体系を整え、高齢者福祉施策の一環として前向きに検討してみるという非常に心強い答弁をいただきました。このように市立病院の利用状況一つとってみても、七生東部地域は相当な不便・不利益を受けているわけで、この際、今までの路線バスの、また循環バスの運行に対しては、真剣に取り組んでいただくというのはもちろんでございますが、さしあたりの不便・不利益解消策として、拠点間を結ぶシャトルミニバスなりシャトルタクシーの運行を考えていただきたいと思います。

なお、この問題の拠点というのは、着拠点はもうはっきりしております。市役所と市

立病院であります。ただ、発拠点につきましては、いろいろ調整が必要だろうと思います。その拠点間を結ぶシャトルタクシーなりシャトルミニバスの運行をぜひ考えていただきたい、このように思います。これについてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） 御答弁をさせていただきます。

南北の格差ということで、いろいろと御意見、御提言をいただいたわけでございます。市としましては、なるべく市民が公平に行政の恩恵を享受できるように配慮しながら、行政運営を進めているところでもございますが、公共施設への特に足の問題でございすけれども、御指摘がありましたように、非常に南北の格差という部分に対しては、認識をしているところでございます。このような状況を踏まえて、格差解消の一つとして、七生東部地区の方々が市立病院あるいは市役所に利用する際の足ということで、今までミニバス、それから乗合タクシー等、御要望や御提言をいただいているわけでございますが、今回は新しい発想のもとで、拠点間の往復ということのシャトルミニバス、あるいはシャトルタクシーということでございます。これについては、先ほども出ましたように、交通体系や、あるいは東西の幹線道路、こういう整備が進めば、それに伴う交通アクセスもまた変わってくるわけでございますが、当面、新しい提言として受けとめ、今後十分整理をしまして、検討をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 手嶋精一郎君。

○9番（手嶋精一郎君） ありがとうございます。

前にも質問いたしましたように、一般会計からの繰入額の問題がございす。それからこれは、3月議会にも小山議員さんの質問に対し、採算性とか認可の問題とか、こういうことをおっしゃっていました。私はこの特にシャトルタクシーですね、このシャトルタクシーについては、認可の問題はもちろんないと思います。それから採算性の問題、これは今一般会計からの繰入額の問題で言いましたように、これは公平な住民サービスの一環としてやってくださいよというお願いですので、当然そこに採算性云々の話は出てこないわけで、そういう点を特に十分に認識をしていただいて、この問題に取り組んでいただきたいと思います。

それで、ちょっとここで5月16日に、市長が1周年を顧みてということで、市民フォーラムということで市政報告会を開きました。その中で、私の方の地区の住民も、便の悪い中を参加しました。その住民が、その参加した感想を私に手紙としてよこしました。

電話では十何件来ております。手紙で来たのはただ1通でございますけれども、それをちょっと紹介をさせていただきます。

これはいろいろ書いてあります。その中で、「市民病院の話、市長の話を聞いて、なるほど、阪神・神戸大震災の規模の災害を考えれば、市民病院の大切さは理解しました。この問題は、この辺に住んでいる人たちにとっては、余り関心がありません。税金のむだ遣いのような気がしていたからです。京王線の沿線の住人にとっては、今の市立病院の場所では、交通の便が悪く、なかなか行けません。多摩市、府中市に行っています。この20年、家族4人、一度も市民病院には行きませんでした。この近所の人も、市民病院に行ったという話は聞きません。そんなことで、市から市民病院に7億も8億も——もう少しだと思いますけれどね。税金が使われているとしたら、税金が一部の人のために使われている気がしていたからです。今度同じ場所に建て替えるとしたら、浅川のこちら側の人のこともよく考えてください」。これは交通の便のことで括弧が入っております。こういうことを言ってきております。

ただ、この人の場合には、言うだけじゃないんです。すごくいろいろ書いてあります。締めとしてこういうことも言っております。「お世辞ではありませんが、市長は話がうまい。わかりやすい。理論が整然としている。どんどん市民に向かって対話をされたらよい。ここ1年間の市長の活動や考え方、今後の方針を聞き、大変感動しました。初心忘るべからず。どうぞ健康に留意され、今後ともますます日野市民のために頑張ってください」と、このように締めております。

これは、今この人が一番大きな問題としているのは、やっぱりこちらの施設の利用勝手のことを言った中で、最後の締めとして、市長さんはこういうふうないい人だから、七生地区住民のためにも頑張ってくださいよという激励の言葉として入れたのだろうと思います。そのような認識のもとに、ひとつ今後ともシャトルミニタクシーなりシャトルバスなり、そのようなことに真剣に取り組んでいただきたい、このように思います。この質問は終わります。

私は大体1時間ぐらいで終わるつもりだったんですけど、ちょっとオーバーいたしますけれども、これからは簡潔にお願いしたいと思います。

4番目として、百草園駅周辺地域のまちづくりについてでございます。面的整備のおくれについては、さきに指摘したとおりであります。この結果、区画整理事業にゆだねられていた公共施設の整備が、当然のようにこの地域はおくれております。このような状況の中、3点ほどお伺いいたします。

1 番目、百草園駅前の川崎街道より踏切間の道路拡幅に対しては、私が在職中より関係し、問題を提起してきたところではありますが、区画整理事業との整合を図るということで、現在前向きに検討されていることと思いますが、地区計画のことも含め、今の状況をお知らせ願います。

2 番目は、千代田林間学校跡地についてであります。千代田林間学校跡地については、面積約 1 万平米で、そのうち 2,700 平米については、千代田区がテニスコート 3 面として使用しております。私がこのような立場になる以前より、この落川・百草地域における貴重な空閑地として、この千代田林間学校跡地については、買い受けなり借り上げて市民に開放していただきたいと理事者に対し、要望してきたところではありますが、現在までの交渉経過なり状況をお知らせ願いたいと思います。

3 点目、これは緑地保全についてであります。多摩の横山と言われる带状に連なる南部丘陵は、日野市の各計画の中で貴重な緑として、将来にわたって保全すべきものとして位置づけられています。この全体を対象とした保全計画はどうなっているのかお伺いします。また、百草・落川地域は御存じのとおり、非常に緑が多く、自然豊かなところでありますが、しかし、近年、マンション建設や宅地造成等により、その緑も急激に少なくなってきました。百草園に連なる緑地帯については、日野市にとってもまちづくり上非常に貴重な緑であり、その保全については、担保性を持たせながらの確保を早急に図っていくべきだろうと思いますが、どのように考えているのかお伺いします。

以上 3 点でございます。簡潔にお願いします。時間がちょっと足りなくなりましたので。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 私の方から 1 点目の、百草園駅周辺の地区計画と、それから川崎街道からの拡幅の点と、それから 3 点目の緑地保全について御回答させていただきます。

1 点目の百草園駅ですけれど、百草園駅周辺のまちづくりにつきましては、地区整備計画を現在検討しているところでございます。現在、駅南北の幹線道路の整備、それから駅周辺の生活道路網の整備等を図りたいということで、防災機能と生活環境の向上を図っていききたいというふうに考えております。川崎街道の拡幅にあわせまして、駅周辺の整備と、また隣接する区画整理事業地区との一体的なまちづくりを図ることを目的として、現在地区計画としての位置づけをしているところでございます。現在、区画整理事業と川崎街道の拡幅の進捗に伴いまして、川崎街道とアクセスする南北幹線道路の拡

幅、現況5メートルでございますけれども、これを8メートルということで拡幅を現在予定しております。約延長40メートルでございます。現在、該当の地権者2名の方と用地の交渉を進めているところでございます。あわせまして、京王帝都電鉄の方と踏切の拡幅について具体的な協議を進めているところでございます。

それから、緑地保全でございますけれども、多摩丘陵の緑につきましては、都立多摩丘陵自然公園として現在位置づけをされてございます。東京都の「緑のフィンガープラン」における骨格緑地としての位置づけもされているところでございます。東京都におきましても、この貴重な丘陵地の緑を景観の視点から現在新しく位置づけをしていこうというふうな動きもございます。これらにつきましては、多摩地区27市の代表として、日野市長も委員となっております。そういう中で、東京都の景観審議会の視察は、去る5月に日野市を視察をいただいております。その中で、多摩丘陵の緑を東京都全体の景観形成要素の大きな骨組みの一つとして位置づけをしていくということでございます。

これらを踏まえまして、日野市における取り組みといたしましては、日野市の緑のマスタプラン等におきましても、丘陵地の残された緑は、骨格緑地として高い位置づけをさせていただいております。平成9年に策定されました「百草地区緑のまちづくり計画」では、百草地区の50ヘクタールの計画区域内における緑についての計画を示しております。内容といたしましては、市民の関心も高いこの地区の緑につきまして、その保全に向けての都市計画的な位置づけを行うための計画等になってございます。今後、現在策定中でございます日野市緑の基本計画におきまして、より明確に百草地区を含めた多摩丘陵の緑の位置づけをさせていただきたいというふうに考えてございます。この中で都市計画的な位置づけの作業も進めていきたいというふうに考えてございます。

そういう状況でございますけれども、都市計画的な位置づけがされるまでの間に、現実的な対応をしていかなければならないというふうに考えてございます。東京都の保全樹林地等の公有化資金の貸し付けを活用いたしまして、一部公有化も図ってございます。約3,750平米、平成9年度用地買収も行っております。また、百草園に隣接する開発予定地の約2万8,000平米につきましては、市の緑地保全の考え方を御説明させていただきまして、昨年12月に土地所有者と10年間の使用貸借の契約を結んで、緑地として保全を図るということになってございます。このような状況の中で、都と市の分担も含めた位置づけをさせていただきまして、都市計画局、建設局と緑地保全地区の指定に向けての話も現在進めてございます。また、あわせまして、環境保全局の緑地保全地域の

指定の可能性についても、あわせて現在協議を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 生涯学習部長。

○生涯学習部長（松橋瑛子君） それでは、私の方から、通称千代田林間施設につきまして、今教育委員会としての動きについて説明をさせていただきます。

これはいわゆる公の施設の区域外設置でございまして、日野市落川1400番地に、千代田区所有の公共施設があるわけでございます。千代田区の条例によりますと、昭和39年に「千代田区立校外学園設置条例」を制定しまして、千代田区立七生自然学園として設置しているところです。その後、昭和58年に「千代田区立屋外体育施設条例」を制定しまして、千代田区立七生体育施設として設置したのであります。それが現在、テニスコート4面、バレーコート1面になっているとのことでございます。現在、この施設は主に千代田区民、千代田区在住・在勤の方々に土曜・日曜・祝祭日に利用をさせているようでございます。教育委員会といたしましても、ぜひ日野市民にも開放してほしいと、昨年から千代田区の方へ交渉を続けてまいっているところでございます。先般、企画調整課長とスポーツ振興課長も出かけていっております。何回かの話し合いの中では、平日の利用は可能であるとの感触を得ております。

いずれにしても、新たに七生地域に用地を確保したり、あるいは体育施設を設置することが非常に厳しい状況の中でございます。少しでも既存の施設が有効活用できれば、市民要望にもこたえられると思ひまして、千代田区に働きかけを行っているところでございます。今後は施設の開放に向けて、市長部局と調整しながら、具体化に向けて進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 手嶋精一郎君。

○9番（手嶋精一郎君） ありがとうございます。

1点目の川崎街道から百草園駅の間については、今の状況の中では、都道の拡幅計画、それから区画整理事業との整合を図りながら、権利者が2名いると。その2名を対象として交渉に入っていると、このような御回答でございました。ぜひ、一日も早い締結方をお願いして、一日も早い築造をやっていただきたい、このように思います。

それから、2点目の千代田林間学校跡地でございますけれども、これは私が言っているのは、テニスコートの問題だけではなく、面的整備がおくれて、広場的要素が百草・落川地区では皆無だろうと。このような中で、1万平米からの広い敷地があそこにある

ではないかと。しかも、今現在あそこは無税だろうと思うんですよね。そういう床の間に飾っているような施設が、日野市民には何ら還元されることなく、あの位置にあるということが問題なんです。だから、そのテニスコートに限らず、全体を対象として千代田区に買い受けなり借り上げの交渉をしていただきたいと、こういう要望を先ほどからしている、こういうことでございますので、何か補足することがありましたら、していただきたいと思います。

それから、3点目の緑地保全についてはわかりました。これは景観審議会なり、この前、見にきたということでございますから、それなりの位置づけがなされてくるなあと、こういう感じを持っております。ぜひ、昔より多摩の横山と言われ、歌にも読まれてきたような地でございます。ぜひ、これ以上の開発はストップをかけ、ぜひ緑として保全できますように、この件につきましては要望しておきます。

2点目の、その千代田林間学校だけにつきましては、ちょっと再質問をしておきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 千代田林間学校の利用といいますよりも、将来の計画との位置づけということでの御質問かと思います。千代田林間学校につきましては、林間公園といたしまして、昭和36年に都市計画決定された近隣公園の一つでございます。約面積1.8ヘクタールということになってございます。現在の利用につきましては、先ほど御回答をした内容でございます。千代田区が区民のテニスコート等ということで、現在使っているという状況でございます。この土地の位置づけにつきましては、七生地区東部にあります空閑地といたしましては、やはり1.8ヘクタールということでございますので、貴重な土地でございます。したがって、将来の位置づけにつきましては、都市計画的には近隣公園という位置づけになってございますけれども、現状、千代田林間学校が使用していると。施設的にございますので、今後、千代田区と十分協議してまいりまして、将来の位置づけについて千代田区の方と協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（馬場繁夫君） 手嶋精一郎君。

○9番（手嶋精一郎君） これはもう回答はいいです。回答はいいですけれども、もう位置づけはなされているんですね、現実には。都市計画公園として、日野市の都市計画図に明示されておりますので、位置づけはなされている。そういう中で、その場所を日野市民に開放できるような手だてをやってくださいと、こういうことでございますので、

これはそのつもりでひとつ頑張っていただきたい、このように思います。

るる 4 点ほど質問をし説明を受けてまいりました。七生地区における格差というのは、まだまだこれだけでは言い足りません。まだまだたくさんあります。しかし、一応 4 点に絞り、今質問を行ったわけでございますけれども、それぞれ前向きな御答弁をいただき、非常にありがとうございました。

最後になりましたが、今までの 4 点のやりとりの中に立って、市長の認識なり、今後どのように考えているのか、お考えをお伺いしておきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 手嶋議員より、長い公務員としての経験を踏まえ、あるいは旧七生地域にお住まいの皆さんの声を代表して、南北の地域格差について、非常に感銘深い御質問をいただいたわけであります。特に旧日野町と旧七生村がどのような経過を経て、今の合併という形になってきたかというふうないきさつ、吸収ではない、対等の合併だと。議会、住民代表も含めた対等に相思相愛の合併であったはずだというふうな指摘、にもかかわらず、第 1 点目の区画整理事業の実施状況、あるいはそれにかける市の公費の負担、この落差はどうしたものかというふうな御指摘、あるいは地区計画、あるいは幹線道路の整備についても、旧日野、旧七生の整備の差というものは、かなりの落差があるのではないかと。そして、市立病院への足、アクセスの問題についても、現状もほとんど百草・落川地域の住民の皆さんは、あの市立病院を、市立病院という認識を持っていないというふうなお話、交通網の整備がぜひとも必要である。シャトルバスあるいはシャトルタクシーのようなものができないだろうか。そしてまた、さらに具体的には、百草園駅周辺のまちづくりをもっと進めてほしい。さらには、千代田林間学校の跡ですね、あの幅広い面積を持つ公園が地域の住民に開放され、あるいは利用できるような方策を考えてほしい。さらには、かつての多摩の横山の、もう名残が大分少なくなってきたわけでありまして、多摩丘陵の恐らく一番北の端といいますか、川に近いところが、あの百草の丘陵地域の緑でありまして、あの辺のところを何とか今のままで残したい。非常に幅広い観点から、視野から南北の格差の是正について問われた次第でありまして、私も市長としてもそうでございますが、旧日野地域に住む住民の一人として、大変申しわけないなあというふうな思いを抱きつつお話を伺った次第であります。

そういう中でございますが、私も基本的には、何とかこれまでの格差が是正できるような、そういうまちづくりの重点的な配分といいますか、費用の重点的な配分を考えなければいけないというふうに思う次第であります。さらには、病院だけに限りません。

市内の交通網全体を考えますときに、やはり旧日野地域は、まだできていないところがありますけれども、一応きちっと線が引かれていて、いずれはこうなるというふうなものが見えているところはかなりあるわけでありますが、そういう意味では、先ほど来お話がございました、八小裏の道路といいますか、そういうところのように、具体的には、多摩の方にはっきりとつながるかどうか、まだ見通しがつかないというふうなところもあるわけでありまして、そういった点もできるだけ地域の皆さんと話し合いを進める中で、よりよい方向を探っていきたいというふうに思っています。特にこの新井橋から多摩の方につながる道路につきましては、堤防沿いの道路があるわけでありますが、これがなかなか建設省の関係でうまくいかない。ところが、真ん中につくろうと思っても、既に区画整理なり地区計画なりが終わっていて、そこを新たにということはなかなかできない。また水路の問題もある。いろいろ隘路はあるわけでありますが、できるだけよい方向が見出せるように、働きかけを国にもし、あるいは都にもし、進めていきたいというふうに思った次第であります。

いずれにいたしましても、非常に幅広い分野のことを問われまして、すぐにこれができるというふうなものではございませんが、幸いに東京都も、都道の整備につきましては、かなり積極的な姿勢を見せてくれておりますので、順次一の宮の交差点から少しずつ八王子方面に向かって用地の買収、あるいは道路の整備が進んでいくと思いますし、議員御指摘の10の交差点といいますかね、これがもっともその部分だけでもうまく有効活用できるような施策を展開しなければいけない、こんなことも感じた次第であります。いずれにいたしましても、手嶋議員の非常に地域全体を考える、重い意味合いのある質問をしっかりと受けとめて、財政苦しい中ではありますけれども、一生懸命努力をしていきたい。住民の皆さんの要望にこたえていきたい。一生懸命頑張るつもりでございますので、ぜひこれからもいろんな角度で御協力をいただきたいと思います。大変いい御指摘をいただきまして、ありがとうございました。

○議長（馬場繁夫君） 手嶋精一郎君。

○9番（手嶋精一郎君） どうもありがとうございました。

非常に光栄でベターな御回答をいただきましてありがとうございました。最後になりましたけれど、合併当時の両町村長の談話を広報で見ましたので、ちょっとそれを読み上げてみます。

当時の斉野日野町長は、日野町のことを「歴史また経済力をあわせ持ち、立派に独立でき、将来の発展も約束されている町である」と評しております。一方、当時の朝倉村

長は、明治22年の七生村誕生より70年の歳月を顧み、また積み築かれてきた七生村が閉じることにについて、少しセンチに惜別の情を述べ、「合併の暁には、新町民相携えて協力し頑張れば、新日野市の誕生もそう遠い将来のことではない」と述べております。町長に比べ、何と奥ゆかしいではないですか。今の市長からも、誠実で奥ゆかしい答弁をいただきました。今後はその誠実さを生かし、どうか七生村地区住民の生活環境の向上に取り組んでいただくよう強く要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（馬場繁夫君） 9の1、南北の地域格差についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午後1時04分 再開

○議長（馬場繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問10の1、学校教育充実の通告質問者、名取美佐子君の質問を許します。

〔6番議員 登壇〕

○6番（名取美佐子君） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

項目が多いものですから、ぜひお答えになる場合は、手短に要点だけ言っていただければ結構ですので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、部活動の充実について伺いたいと思います。今年度から中学校の部活動の充実を図っていくために、外部指導員の講師枠が予算化されましたが、その活用状況について御報告をお願いいたします。

もう一つは、生徒たちの選択肢をふやしていくためにということでこの予算はつきましたので、少しでも今年度ふえていればと思いますが、もしふえていないとすれば、どういう事情があるのか分析していらっしゃいますでしょうか。

以上2点についてお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 要点だけということでございますので、手短にお答え申し上げます。

ただいま中学校における部活動充実のことからの質問でございます。まず最初に、外

部指導員の関係でございますが、現在まだこの部分で使用するか検討中の学校もありますが、主にバスケットボール部、それから野球部、バレー部、バドミントン部、それからブラスバンド部、美術部などに活用する計画が出されてございます。

現在、その制度によって、新たな部の問題でございますけれども、4月から制度をスタートさせまして、まだ6月でございますが、今後の成り行きは注意深く見守っていかなくちゃいけません、現在のところで、この制度によって新しく誕生したというような情報は得ておりません。すべてが既存の部活動の中で利用計画が立っている状態でございます。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） 既存の中での利用ということですが、やはり例えば、平日の昼間指導する方が見つからない場合があるとか、そういうこともあると思います。土曜日とか日曜日に指導員をお願いするということを考えていたり、あるいは複数の学校で部活動をつくっていくなど、柔軟な運用の方法を積極的に教育委員会として指導していただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

次に、スクールカウンセリングについてですが、スクールカウンセリングの活用状況を見て、その後、調査研究されたでしょうか。

三沢中に続いて大坂上中にも配置されたということですが、明星大のインターンの件は継続の見通しがつきましたでしょうか。

以上2点についてお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 続いてスクールカウンセラーのお尋ねでございます。

三沢中学校につきましては、国の事業として、昨年とことしの2カ年にかけて実施するものでございます。明星大学の件につきましては、8年、9年を実施したところでございますが、議会でのお話が3月にありましたように、その後明星大学の方でも、学長さんや担当の先生方がかわるという新しい体制ができましたので、したがいまして、私の方でも先日、教育長に出向いていただきまして、10年、11年に向けての事業のお願い方をしてまいりまして、全面的な御協力をいただけるということになりまして、現在、その受け入れの準備をしているところでございます。早ければ、本議会の終了時点ぐらいには、その受け入れが整うのではないかとこのように思っているところでございます。さらに、大坂上中学校のスクールカウンセラーにつきましては、東京都が新たに起こし

た事業でございます。三多摩一円で14の指定枠がございました。幸いにその14の指定枠のうち一つが日野で得ることができましたので、これは3年間にわたる事業ですので、注意深く見守っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） ありがとうございます。

ぜひ、教育委員会の積極的な働きかけと努力を引き続きお願いいたします。

次は、適正規模・適正配置検討委員会について御質問いたします。ことし3月末に検討委員会の答申が出され、児童の減少、小規模化に伴い、三つの地域の適正配置について検討する、という発表がされました。その地域の父母などは、大変関心を寄せているところです。統廃合がはっきり決まってから地域への説明をするのではなくて、今の段階からもっと教育委員会が地域へ出て行って、学校、父母、地域の意向を吸い上げていくように努力していただきたいと思います。この点についていかがでしょうか。

また、検討委員会の委員のメンバーについてなんですが、減少している地域の教師や父母も積極的に入れて行っていただきたいと思います。

また、傍聴は可能でしょうか。もし開催日など、何らかの形で市民に知らせることができるなら、そのようにお願いしたいと思います。

以上、意向を吸い上げるということで、地域に出て行っていただきたいということと、検討委員会のメンバーに減少地域の父母や教師を積極的にということと、傍聴の件と開催日の件、4点についてお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 適正規模・適正配置の検討委員会にかかわる御質問をいただきました。1点目の、本年の3月31日をもって中間報告が出され、5月1日付で広報にお知らせしたところでございます。いろいろな角度から該当する地域の御父母の方には、いろんな角度からの御関心があるかと思います。こういう部分につきましては、今お話しのように、情報の公開を積極的に進めるなり、何らかの対策をとっていききたいというふうに思っているところでございます。

それとメンバーの件でございますが、条例の制定の中に、一般市民、保護者というような枠組みがございます。ここでの一般市民の部分については、公募を計画しておりまして、広報でこれを呼びかけているところでございますので、そういう枠の中で考慮していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、傍聴の件でございますが、新たなメンバー編成ができた段階で、そういう機会が十二分に保障されるような形の中で、教育委員会としては対応を考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） ありがとうございます。

情報不足のために、減少している地域では、来年にも統廃合になるのではないかと、大変不安な状況です。ぜひ、情報公開や、地域の意向を吸い上げるため、教育委員会は努力をしていていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、巡回指導員の適用範囲の拡大と人材確保について御質問いたします。現在、何らかの配慮が必要なケースについて、巡回指導員を配置していますが、その適用範囲の拡大をして、通常学級で何か問題が起きたときに対応できるような、例えば担任が1人で対応できないようなときに、補助的な役割をすとか、担任がどうしても病気などで休んだときに、長期で休んだときに、そこに配置するなど、そういう意味で、巡回指導員の適用範囲の拡大をしたらどうかということ、そしてまた、その学校の要請に対して、すぐにこたえられるように、人材の登録をしておく必要があるのではないかと思います。例えば退職される先生への働きかけや、市民への教育ボランティアの募集などをされたらいかがでしょうか。この2点についてお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） お答え申し上げます。

ただいま普通学級にかかわっての巡回指導員の拡大のお話でございます。私ども教育委員会といたしましては、それぞれお子様方に障害がある場合は、その障害に合った形での教育をお願いしているところでございますが、今御指摘のように、何らかの理由の中で、普通学級の中で措置されるお子様もおります。そういう意味におきましては、学級の経営を進めていく上で、若干の問題があるとするならば、それは積極的に対応していくべきものだ、していかなければいけないというふうに考えております。したがって、巡回指導員の運用の幅、これについては十分検討を進めていきたいというふうに考えます。

それから、2点目の登録制の問題でございます。こういう制度として、どういう問題点や、またどういう課題があるかも含めまして、これからお話のような形の中で検討を進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） 何か問題が起きたときに、なかなか人が見つからないという状況はよくあるものですから、ぜひともその登録制については十分な御検討をいただいて、また積極的に巡回指導員などの適用範囲の拡大をしていていただきたいと思います。

次に、教育用パソコンの導入に当たって、3月議会でも質問いたしました、パソコン教育を進めるに当たりまして、しっかりと検討委員会で検討してから機種の選定をするべきだと思っています。これから検討委員会を発足させるということですが、まずメンバーの構成を教えてください。そして、現場の先生の声が反映されるような配慮はされているのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 次に、学校への教育用パソコン導入の件でございます。検討委員会の構成メンバーでございますが、小学校校長会を代表される方、または中学校校長会の代表、それから小・中の教頭会を代表される方、そして小・中の先生方を代表される方に、教育委員会事務局の指導室長並びに指導主事、担当課長の構成を考えているところでございます。

さらに、先生方のパソコン教育についての意見の取り入れでございますが、その検討委員会の中では、幅広い検討事項をお願いしてくるわけでございます。昨年度の年度終わりに、各学校に対しまして、パソコンにかかわるアンケートを教育委員会の方でとった経過もございます。こういう中に各学校からのさまざまな御意見も吸い上げているところでございますので、こういうデータをもとにしながら、今お話の検討委員会の中で十二分な対応ができるよう、対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） ありがとうございます。

次に、機種の選定についてですが、日野市はノート型ということですが、私も他市11市を調べましたところ、全部の市がデスクトップ型で、試しに5台だけノート型を入れてみたというところがあった程度でした。ノート型についてここでちょっと考えてみたいと思います。

まず、ノート型については、周辺機器が大変たくさん必要で、タコ足配線になります。それからパソコンルームをつくらないということですが、既存の一人机に載せて使えるのでしょうか。配線工事はやはり必要なのではないのでしょうか。それから持ち運びが簡単であるといっても、そのたびに配線を外して外へ持ち出すということができるのでしょうか。また、落として破損する危険性があるのではないのでしょうか。また、持ち出しやすさが災いして、盗難の危険性が高いのではないのでしょうか。金額が割高になり、1台当たり年間のリース料が72万円ほど予算計上されていますが、他市は20万円から30万円程度で、大体基本装備のみ購入。そしてその後、必要に応じて教材の中から買えそそえていくという形がほとんどでした。フル装備で購入する必要があるのでしょうか。また、中学校においては、インターネットやLAN、これは校内ネットワークのことですが、の予算が取れていないということですが、今の時代、これは必要なのではないのでしょうか。ちょうど郵政省や文部省がNTTに対して、回線使用料の値引きを申し入れているという状況もあります。これらについて、大まかで結構ですので、御見解がありましたら、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 学校へのパソコンの導入の問題でございます。現状を申しますと、現在市では、小学校に各2台の配置、中学校には21台の配置がなされているところでございます。このパソコンの導入につきましては、文部省の方から一定の導入計画が示されております。それによりますと、平成11年までに小学校で22台、中学校で42台の整備を努力するよう計画が立てられているところでございます。したがって、当市につきましては、まだその足りない部分がございますので、その分について努力をしていかなきゃいけないというようなことがございます。特に今、ノート型パソコンにつきましては、昨年度の機種を小学校に導入したときに、20校のみに各1台ずつ配置した経過がございます。これは台数が少ないというようなことの中から、教室間を移動して使うとか、野外活動に使えるとか、それから緊急授業に使えるとか、さまざまな角度の中から検討委員会がお示した考え方でございます。今御指摘のように、ことしから来年にかけての整備計画につきましては、今お話しいただきましたいろいろな条件を十二分に加味いたしまして、より効率のよい形の中での導入を考えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君）　さまざまな問題点を踏まえて、検討委員会の中でぜひ慎重な検討をしていただきたいと思います。そして、何よりも子供たちにとって、よりよいパソコン教育ができるようにお願いしたいと思います。

続きまして、余裕教室の活用について御質問いたします。財政難の中、既存の施設を有効に活用していくという意味で、余裕教室の活用は、どこの自治体も研究し始めているところです。ぜひ日野市も積極的に検討していただきたいと思います。文部省も、学校施設の転用に対して、柔軟な態度に変わってきました。具体的に検討をどういう形で、いつごろから始める予定でしょうか。また、これはまちづくりの一環として日野市全体の構想の中に位置づけ、計画的に進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君）　学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君）　6点目の学校における空き教室の活用でございます。

お話のとおり、年々の少子化に伴いまして、学校の教室が余ってくるという現象がございます。今までも過去からいろいろな御意見をいただきながら、社会教育の分野にモデルケースとして開放を続けてきているところでございますが、これからの取り組みといたしましては、今お話にございましたように、報告事項として項目が文部省の方から出てきております。そういう部分も加味いたしまして、市長部局と連携を図りながら、計画的な活用を図るための検討体制の確立を考えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（馬場繁夫君）　名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君）　検討体制の確立ということですので、ぜひその点、進めていただきたいと思います。

余裕教室をデイサービスのために改築した町田市と京都の宇治市に行ってみりました。宇治市では、パソコンルームを初め、学校施設の充実と抱き合わせにして、4分の1の経費でつくったとのこと。町田市に関しましては、2分の1の経費、約7,000万円でき上がったとのこと。この事業を進めるに当たって、現場の先生方の心配する声が上がったということですが、今回、何回も懇談会を重ねたそうです。実際にスタートしてみましたら、何ら問題もなく、自然な形で老人と子供たちの交流も生まれてきたということですので、日野市としてもぜひ、余裕教室の活用を積極的に進めていただきたいと思います。

以上で、学校教育充実の質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって10の1、学校教育充実の質問を終わります。

一般質問10の2、介護サービス充実の通告質問者、名取美佐子君の質問を許します。

○6番（名取美佐子君） 介護サービスの充実ということで、まず初めに、在宅介護支援センターについて伺いいたします。

高幡と豊田の2カ所で在宅介護支援センターが開設いたしました。6月15日の広報の3面にも載っておりました。業務内容をもう少し詳しくお聞かせ願いたいと思います。私も見学に行ってみまして、ちょうどデイサービスを受けていらっしゃるお年寄りにお会いいたしました。まだまだ市民の皆様には十分な宣伝がされていないように思いますが、積極的にPRされてはいかがでしょうか。また、両者の間に格差が生じないような配慮や指導をぜひよろしくお願いしたいと思います。この三つの点について御答弁をお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君の質問についての答弁を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） それでは、在宅介護支援センターについての御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今お話にもございましたように、在宅介護支援センターにつきましては、10年度は2カ所開設いたします。1カ所は既に御案内のように、4月に高幡の福祉支援センターの中に開設いたしました。もう一つは、この6月中に豊田の田中病院で開設いたします。

在宅介護支援センタの業務でございますけれども、この施設には、保健婦、看護婦、介護福祉士、ソーシャルワーカーなどの専門職が3人おりまして、おおむね四つのことをいたします。一つ目はでございますが、高齢者に対する相談及び訪問調査でございます。これは現在、高齢福祉課で行っております窓口や電話の相談業務と同じものでございます。また、その相談内容については、高齢者の自宅を訪問して、生活状況や身体状況を調査し、対応を考えるものでございます。二つ目といたしましては、保健・医療・福祉等の関連機関との連携調整です。相談を受けた高齢者の対応について、保健所や医療機関、あるいは市役所、福祉事業団、社会福祉協議会、またはサービス提供者など、さまざまな社会資源と連携調整を図りまして、高齢者の生活が立ち行くように組み立てるとともに、必要な申請の代行も行っております。三つ目といたしまして、地域への福祉情報の提供やPRを行います。これは相談に来られた方へ、福祉情報の提供を初め、行政だけでなく、自主グループや非営利団体などのサービス情報や催し物を積極的にPRしてまいります。四つ目といたしましては、介護機器の展示・案内を行います。高幡の介護支援センターをごらんいただけたかと思いますが、ベッド、トイレ、車い

すなどを初め、つえや手すりなどの各種補助具、食器やリハビリ用具まで、身体状況に応じたさまざまなタイプの介護機器を展示しております。ここにあるものは、手にとって試していただきますとともに、必要な場合には、専門業者に来てもらうこともできますので、ぜひ御活用いただきたいと思います。また、2000年以降でございますけれども、介護保険が実施されますと、在宅介護支援センターでは、ケアプランの作成という重要な仕事に加わることになります。したがって、今後利用者もふえるものと思います。在宅介護支援センターも、将来は6カ所程度にしていこうと計画しております。

次に、PRについての御質問でございますけれども、4月に広報で行っておりまして、また全戸配布の『社協だより』や福祉まつりのパンフレットなどもお知らせしたところでございます。ここで豊田も開設いたしますので、6月15日、きょうの広報でございますけれども、PRするとともに、チラシも準備しておりますので、公共機関を初め、人目につくところへ置かせていただきまして、大いにPRしていきたいと考えております。

また、介護支援センターの格差が生じないようにとのことでございますけれども、これにつきましては、運営協議会やサービス調整委員会などを設置して、情報の交換、サービスの調整などを行いまして、業務の質の均等を図ってまいりたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） ありがとうございます。

それでは、介護保険準備状況と啓発活動について御質問いたします。準備室がスタートして1カ月半ですが、今どんな状況でしょうか。また、プロジェクトチームができましたが、市長が3月議会でおっしゃっていた市民の声や現場の方々の声を広く吸い上げていくという点については、どこで対応していただけるのでしょうか。また、これから広く啓発活動をしていくことが大切だと思いますが、いかがでしょうか。

実は先日、地域で介護保険の学習会を計画いたしましたとき、講師の派遣を準備室に依頼いたしましたが、お断りされました。理由といたしましては、まだ保険制度の全容が明らかではない。準備室ができて日が浅く、お話しする段階ではない。講師を派遣する基準ははっきりしていない、ということでした。仕方なく他市の職員の方に、個人的にお願いをいたしました。地域の方々からは、なぜ日野市が派遣してくれないのか、怒りの声が上がりました。今後の啓発活動をどのようにしていくのか、お聞かせいただきたいと思います。そのとき参加された地域の方もきょうは傍聴していらっしゃいます。

ぜひ、お答えいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） 介護保険の準備と啓発活動についての御質問でございます。介護保険の準備状況につきましては、5月1日に介護保険制度推進のための庁内プロジェクトチームを発足させ、調査検討に入ったところでございます。具体的には、庁内プロジェクトチームの中に五つの専門部会を設置しまして、18の項目について検討を行ってまいります。部会の構成につきましては、関係部課の係長相当職以上の職員37名をもって構成をしております。次に市民参加につきましてはでございますけれども、事業計画策定部会での検討事項であります、計画作成委員会等の設置の中で検討しているところでございます。基本的な考え方といたしましては、厚生省で定める基本的な指針で示されておりますように、公募その他の適切な方法により、地域住民の代表としての参加に配慮することとなっておりますので、市民参加につきましては、公募で行いたいと考えております。また、人数等につきましては、現在部会で検討しているところでございます。

それから、啓発活動につきましてはでございますけれども、広報への掲載、パンフレット等の作成及び配布、並びに自治会、現在は249自治会あるわけでございますけれども、福祉団体等の行政関連組織を通じて、積極的に地域に入って啓発していく必要がある、このように考えております。また、個人的な要望による説明会には、対応し切れなくなるなど、公平性にも配慮する必要がありますし、政省令の出ていない現段階では、誤解を招くことのないよう、啓発の時期についても配慮が必要と考えております。先ほど具体例で御質問もございましたけれども、今もお話ししましたように、まだまだ政省令が出ていない段階、市がこれから決めていかなければいけない段階で、個人的な御質問とか、例えば政党、政治団体等での御説明ということになりますと、どうしても保険料がどうなるのかという具体的な問題になってまいりますので、現段階では、なかなかお答えしにくい。このようなことでお断りした例もございます。いずれにいたしましても、市民の皆さんに御理解をいただかないと、この制度も成り立ちませんので、積極的にPRをしていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） 個人の要望ではこたえられないということですが、地域でこれだけ集まるから来てほしいということにこたえられないというのは、一体どういうこ

となのか納得できません。それから、政党とか政治のことで、保険料の話が出るから、ということでしたけれども、これもはっきりしていないのであれば、そのように答えていただければいいわけで、そこに限定するのは非常におかしいのではないかと思います。もう一度その点についてお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） おしかりの御質問をいただいたんですけれども、今、先ほどから申し上げましたように、プロジェクトチームをつくって、庁内でも検討しております。で、厚生省の方の省令等もだんだん出てまいりますので、だんだん具体的になってまいります。ある程度市の方の方針が決まれば、そこで答えできるわけですが、保険料が高い、低いという問題になりますと、なかなか現段階ではお答えをしにくいという点がございます。と申しますのは、すべてのものが制度の中でおさまるかどうかが、横出しとか、ボーダーラインの分をどうするかとか、こういうものも多々出てこようかと思います。したがって、現段階では、自治会とか、福祉関係の機関とか、こういう形の団体には積極的に現在説明会等にも参加をさせていただいて、こういう状況でございますので、その辺をぜひ御理解をちょうだいしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） どうも納得できるような答弁ではなかったんですが、今まさに市民の関心事である介護保険について、やはり市として皆さんに御理解いただくために、大切な時期ではないかと思っております。はっきりしていない部分に関しては、はっきりしていないんだということを言っていただいて、はっきりしている部分だけお話ししていただければいいわけですから、この介護保険に限らず、行政が市民の学習の場に参加していくシステムをこれからぜひつくっていくべきではないかと思っております。このことに関して、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（馬場繁夫君） 助役。

○助役（小俣雅義君） 今、名取議員の方から、市民の学習会になぜ市の職員を派遣できないのか、そういうような観点でただされております。この派遣要請について、私のところへ相談がございました。私はやはり、議員さん個人が一つの活動の中で議員さんが求める資料、あるいは説明を求めるのであれば、これはもう全面的に協力すべきであると、そういうような判断に立っております。しかし、いわゆる確認団体としての議員さんが代表されているグループに議員さんの要請に基づいてそのグループに一般職を派

遣するという事は、やはり一般職に属する職員の政治的な中立の原則に関して、非常に厳しい制約がございます。そういうようなことから、もちろん、啓発の大切さというのは当然のことですけれども、そういう観点で、これはやはり、一般職は派遣できないだろうという、そういう判断で福祉保健部長の方に指示したところでございます。これから介護保険がいよいよ佳境に入っております。今、日野市の実務段階で、何とかこの介護保険に誤りなく対応していこうということで、庁内全力を挙げている段階でございます。市民参加はもちろんのこと、これからいわゆる介護計画その他制度を立ち上げていく、横出しの問題についても、総量の問題についても、まだまだ難しい問題を抱えている中で、一般的な啓発はもちろん積極的に行うつもりでありますけれども、特定の議員さんのその活動に市の職員を派遣するという事は、やはり慎重でなければならぬと、そういうように判断したところでございます。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） 議員が所属しているグループに対する派遣ができないということですが、聞きにいらっしゃるの是一般の市民の方ですから、その点をしっかりと受けとめていただきたいと思います。

時間がございませんので次に行きますが、特別養護老人ホーム浅川苑について質問いたします。5月に3日間ほど浅川苑にボランティアで行ってまいりました。シーツ交換、入浴後の整髪やつめ切り、トイレや歩行の介助、食事の世話、そして話し相手など、さまざまな経験をさせていただきました。その中で感じたことは、ボランティアをもっと積極的に受け入れてはどうかということです。ボランティア講習会などを市が行い、またある程度現場で動けるような配慮も必要かと思います。また、もう一つは、職員が腰を痛めている状況から、せめて電動ベッドをふやしていったらどうかということ、その点についていかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） 特別養護老人ホーム浅川苑のボランティアの状況についての御質問でございますが、ボランティアをして体験した上での御質問でございますが、大変ボランティアとしての御協力ありがとうございました。お礼を申し上げます。

特別養護老人ホーム浅川苑のボランティアにつきましてですが、昨年浅川苑に来ていただきましたボランティアの方の延べ人数は1,235名、多い方は週に2回、丸一日手伝ってくださる方もおりますが、平均いたしますと1日に3人ほどで、1回の時間は2時間

から3時間ぐらいとなっております。また、その他教育実習生も56人受け入れております。これらの方々には、おむつ交換や入浴介助も実習して手伝ってもらっております。特別養護老人ホームのボランティアにつきましては、施設が入所者の生活の場でありまして、虚弱な方が入居されているということから、手伝っていただくには、安全等の配慮が必要になってまいります。そのために、現状では、話し相手、掃除、散歩の介助、車いすの介助、洗濯物の畳み、趣味や料理クラブの手伝い、またなれた方にはシート交換などもお願いしているところでございます。このような作業でも、初めは寮母の指導が必要ですが、通常業務に追われまして、ボランティアさんに十分目が向けられずに苦慮しているところでもございます。今後、民間施設などの方法も参考にしながら検討していきたい、こう思っております。

それから、寮母や介護職員の負担を軽減するために、電動ベッドを入れたらどうかとの御提案でございますけれども、現在のベッド総数は57台で、ベッドの高さが上下する電動ベッドは6台、ベッドが折れて上半身が起き上がれやすいようになるいわゆるギャッチベッドですか、17台でございます。確かにベッドからの移動作業は職員にとって負担が大きいと聞いておりますので、現場ともよく話し合い、改善をしていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） ありがとうございます。

それでは、介護サービス充実についての質問は終わらせていただきます。

○議長（馬場繁夫君） これをもって10の2、介護サービス充実の質問を終わります。

一般質問10の3、女性参画推進の通告質問者、名取美佐子君の質問を許します。

○6番（名取美佐子君） それでは、男女平等行政の具体的展望についてお伺いしたいと思います。5月から始まりました「女と男のゼミナール」に今参加させていただいております。大変よい企画で楽しみにしておりますが、できればもっと男性の参加があればというふうに思っております。積極的にアピールしていただきたいと思います。

さて、前回の一般質問の際、男女平等行政の具体的展望についてのお答えが抜けておりましたので、その点について今回お答えいただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（馬場繁夫君） 企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） それでは、男女平等行政の具体的展望ということでござい

ます。

昨年(平成25年)の3月ですけれども、国におきましては「男女共同参画2000年プラン」「男女共同参画ビジョン」を発表いたしました。またことしの3月でございますが、東京都も「男女が平等に参画するまち、東京プラン」を策定をいたしましたわけでございます。当日日野市では、1996年でございますが、「日野の男女平等社会推進プラン」「男女がともに支えるまちに」、この計画をつくりまして、この計画に基づいて、各種の施策や事業を展開しているところでございます。また、行政組織におきましても、昨年(平成25年)の11月でございますが、市長を本部長とする男女平等行政推進本部を設置をいたしました。また、この5月には、組織改正によりまして、男女平等行政を、施策を担当する課といたしまして、女性参画推進室を企画部の中に設置をいたしました。このことによりまして、女性行政を推進するための、庁内で一元的、横断的な組織体制が確立されたわけでございます。こうしたことから、今後の男女平等行政の推進に当たりましては、推進本部を中心として、また男女平等行政の推進協議会がございます。推進協議会の提言や、あるいは市民各層の御意見もちょうだいいたしまして、推進をしてまいりたいと考えております。特に今年度具体的などころでは、総理府の「男女共同参画宣言都市奨励事業」を実施すべく現在準備をいたしております。男女平等等に対する日野市の姿勢を内外にアピールして、具体的な事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(馬場繁夫君) 名取美佐子君。

○6番(名取美佐子君) もう少し具体的にお伺いしたかったのですが、もう時間もありませんので、また次に聞きたいと思います。

男女混合名簿についてお伺いいたします。前回の一般質問の中で教育長は、男女混合名簿について、「小学校で数校、中学校はゼロ」とおっしゃいましたが、これをもっと正確にお答えいただきたいと思います。そして、日野市の男女平等教育の中で、この男女混合名簿というのがどういう位置づけになっているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長(馬場繁夫君) 学校教育部長。

○学校教育部長(米倉幹雄君) お答え申し上げます。

まず、男女平等教育の中での混合名簿の見解と、それから私どもの学校の中での実態というお話でございます。男女平等教育は、基本的人権の尊重と男女両性の本質的平等の理念とを児童・生徒に身につけさせるとともに、教育の中でその実現を図ることをね

らいとしております。男女平等教育にかかわるさまざまな問題については、単に知識としてだけではなくて、その課題の解決を目指す実践的態度を育成することが必要であるというふうに考えております。また、日常の学校生活の中で見られる女性に対する偏見や性による固定観念と結びついた態度や行動については、無意識であることが多いので、機会をとらえて、みずから築くよう適切に指導していくことが大切だろうというふうに考えてございます。男女平等教育を推進するに当たっては、男女別の名簿が、女性に対する偏見や性による固定観念を助長するものとして指摘されております。したがって、教育委員会といたしましては、形を整えることと、内容を充実させることの両面から今後とも取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。男女の混合名簿の実態につきましては、現在、小学校で4月時点で13校が実施しているところでございます。年々この状況がふえていっているという状況下にあるところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） 今、小学校では13校ということで、年々ふえてきているということですので、ぜひその点でさらに進めていっていただきたいと思います。

また、これらをさらに進めていく上で、現場の管理職や、やはり教職員の意識を変えていくということが大切ではないかと思っております。研修や啓発など、教育委員会として積極的に進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、女性管理職についてお伺いいたします。現在、日野市の女性管理職比率は6.8%だと伺っております。他市15市を調べてみました。昭島市0%から三鷹市13%まで、非常にさまざまでございました。そこでまず、職員を採用する際、男女平等の配慮をお願いしたいということと、そのためにも女性職員が多様な職種において能力が発揮できるよう、職域の拡大を図っていただきたいという点、この6月15日付の「にっぽんNOW」というのがございます。その1面にも今回取り上げてあります。「男女雇用機会均等法」の改正が来年の4月から施行されるという記事が載っております。この法律によりまして、差別の禁止をしていくわけですけれども、日野市としても、ぜひ積極的に推進していただきたい。そしてまた、職員研修などによる人材の育成、各種研修機関への女性職員への積極的な派遣など、育成に努めていただきたいと思います。職員採用の際の平等、職域の拡大、人材育成についてお答えいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 市の職員の状況でございますけれども、今6.8%という数

字が出ておりましたけれども、現在、職員数は1,551名でございます。そのうち女性職員が718名、構成比としまして46.3%でございます。そして、係長職以上の女性職員、いわゆる管理職、管理職といいますと課長補佐以上でございますけれども、係長職を含めると19.3%ということになります。27市の平均が本年の2月の時点では9.5%ということでございますので、日野市の比率は高い状況にあると考えております。ただ、これでよしということで申し上げているのではございません。

御指摘の女性職員の登用につきましては、兼ねてからその運用につきましては考慮した人事配置、あるいは管理職としての資質を高めるための研修等実施をして、昇任への道の拡大に努めているところでございます。昨年とことしを簡単に比較しますと、比率で1%ですか、19.3%、昨年はもう少し低い数字でございましたけれど、昨年の5月1日とことしの5月1日では、若干パーセンテージが上がっております。この点につきましては、今後もさらに一層努力をしていきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） 日野市の女性管理職や審議会、委員会などにおいて比率を上げていくための具体的な目標数値を定めて検討していただきたいと思いますが、市長の考えを伺いたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 最後にトータルのところでされるのかなというふうに思っておりますので、今のパーセントの問題でございますが、私は、男が何%、女が何%というふうなことで初めに形をつくるのは余りよくないのではないかなというふうな認識を持っています。少しでも女性の方を多く、数多くしていくというのが私の思いでありまして、今回の人事異動におきまして、かなりその辺の配慮をもって女性に、単に庶務担当とかということではなくて、しっかりとしたまち全体を担う役割をしてもらう、そういった意味での配置転換等も考えたところでありますし、人事異動もしたというふうに思っています。さらには、各種審議会等の委員につきましては、私は必ず女性が1人もいない委員会はなくすようにということは既に指示をしております、既にもう幾つかの審議会等におきましては、それをクリアしているところであります。ですが、議員御指摘の、何%にしなければいけないというふうなものはいかなものかなという認識を現状では私は持っております。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） 少し認識が違ような気がしますが、目標の数値をきちっと決めていくということが大切なんです。そこへ向かって形を整えていかないと、ほうっておけば、それが本当に平等な形になっていかない。だから私たちはそういうことを言っているわけです。ここはちょっと見解が違うのかなと思いますけれども、一応これで女性参画推進については終わりたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） これをもって10の3、女性参画推進の質問を終わります。

一般質問10の4、ごみ・リサイクルの通告質問者、名取美佐子君の質問を許します。

○6番（名取美佐子君） それでは、初めに、ボックスわきの瓶回収の事業について御質問いたしたいと思います。

当初予定していたよりも回収率が上がっていると聞いておりますが、昨年の実績と今年度の新しい取り組みとその見込みについてお答えいただきたいと思います。ステーション回収に比べ、ごみを出す場所でいつでも出せるというメリットもあり、回収率がいいのではないかと考えております。そこでぜひこれを早期に全域に広げていくということと、缶の回収もしてはどうかということを提案したいと思います。ぜひ、今後の課題としてこの点は検討していただきたいと思います。

また、6月1日付の広報に載っておりましたその日から、瓶の回収箱が突然、ボックスのわきに置いてあったという状況で、啓発活動が不十分であったのではないかなというふうに思っております。ところによっては、紙のごみとか缶もまじっているところもあったというふうに聞いておりますので、もっと宣伝をしたり、積極的に箱にわかりやすく表示をしていくなどという方法も考えていただきたいと思います。この点についていかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君の質問についての答弁を求めます。環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） ボックスわきの瓶の回収についてお答えいたします。

ダストボックスわきの瓶回収につきましては、平成9年10月から旭が丘、百草団地、高幡団地の3地区の不燃ダストボックスわきに瓶の回収かご281個を設置しました。資源物回収事業の一つとしてのモデル事業地区と位置づけ、週1回、回収を実施してまいりました。このモデル事業を踏まえて、平成10年6月から、浅川北地区かご置き場数1,588個を中心に回収かごを設置し、回収を始めてまいりました。6月第1週目の回収量は約9トンの回収ができました。1週目で月、火、水という3日間ではございますが、想像以上の回収ができ、市民の皆様の御協力に感謝申し上げます。平成11年1月からは、浅川南地区の実施に向けまして、準備を進めております。今御指摘のあったように、回収

かごの中には、瓶以外の異物や汚れたものがたくさん入っておりますので、資源物の出し方等啓蒙等にもう少し努力していきたいと思っています。

で、缶の回収かごもあわせてという御質問でございますが、平成11年1月から全地区に一応箱を置きまして、随時缶の回収もやっていく方向で今検討を進めております。今、6月1日の広報がありまして、その日から始まったということで、それについては、今まで私ども職員が現場に出向いていくとか、そういった努力が足りなかったと十分反省しております。これからそういった啓蒙活動に十分努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） ぜひ、市民に広くアピールしていただきたいと思います。

次に、木の枝のチップ化について御質問いたしたいと思います。町田市でことし4月から枝ごみをチップ化し、これを堆肥にしてごみを一気に減らす。年間で約1,200から2,000トンのごみ減量になるという。減らすために、自治体とJAが共同で取り組み、地元農家で活用してもらう、という新聞報道がありました。日野市でも、公園の木の枝のチップ化は取り組んでいるということですが、街路樹や家庭から出る木の枝などもチップ化できると、かなりのごみ減量につながるのではないかと思います。その点、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） 平成9年度に造園関係者がクリーンセンターに持ち込まれました樹木などのごみですね、は約400トンにもなります。そのほか、施設から出る樹木の枝、各家庭から出される樹木の枝等は、粗大ごみとして出されるもの、小さくしてボックスに出されるものがございます。チップにして堆肥として利用するのは、リサイクルの一つの方法と思います。ごみ減量・リサイクルにより堆肥等にするには、利用システム等の関係機関との調整が十分必要でございます。今後検討していきたいと思っております。

それから、平成9年度でございますが、緑と清流課になりましたが、当時は公園緑政課で、市内の樹木関係のチップ化事業として行っております。1年間で221.6立米をチップにしております。利用方法は、学校給食供給農家へ約139立米、小学校農園へ20立米配布いたしました。そのほか、堆肥だけではなくて、散策路等の歩きやすい歩道ですね、そういった目的に向島用水の親水路の遊歩道に50立米敷きならしました。また環境緑化

協会が市民にカサギクを配布する際、一緒に1人当たり手提げビニール袋1袋分のチップ堆肥を配布いたしました。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） ありがとうございます。

回収ルート、そしてチップ化する場所やストックヤード、用途などさまざまなことを検討して、ごみ減量につながるこの木の枝のチップ化、ぜひ進めていただきたいと思います。

次に、ダイオキシンの測定について質問したいと思います。環境ホルモンの一つであるダイオキシン、その対策は急がれるところですが、現在日野市のダイオキシン測定は、煙突の中ほどの排煙でやっているということですが、今騒がれているのは、大気、土壌、水質などの汚染です。日野市でもダイオキシンの測定の拡大をしていく必要があるのではないのでしょうか。この点についてお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） ダイオキシンの一般環境測定につきましては、現在東京都で実施しており、これを参考にしております。この調査は、地域の特性に応じて調査箇所を選定しておりますが、日野市の状況に近いものとして、多摩部住居系地域の八王子市片倉町、福生市本町の調査結果は次のとおりでございます。八王子市片倉町でございますが、平成9年度平均0.58でございます。福生市本町0.53でございます。日野市での環境測定につきましては、東京都の結果によるデータのばらつきが大きく、調査方法の研究が必要ですが、市民が不安に感じている現状をかんがみ、今後、市民の要望に応じて検討していきたいと考えております。

先ほど御指摘のありました日野市のクリーンセンターのダイオキシンの排出でございますが、煙突の途中につけておりますが、きょうの広報でお知らせしているものでございますが、平成3年から8年までの平均値として27ナノグラムということでございます。環境調査はまだ東京都でもこの程度でございます。日野市としても、これから土壌調査、いろんなことが求められるところでございますので、そういったものはいろいろな東京都・国、そういった動向を見ながら検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） ぜひ、情報公開を原則に、このダイオキシンの測定の拡大に

については、早期に検討していただきたいと思います。新聞を「ダイオキシンの測定業者の談合」なんていうのでにぎわしておりますけれども、どんな業者を選んでいくのかというのも慎重にやっていただきたいというふうに思います。これでごみ・リサイクルの質問は終わりたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） これをもって10の4、ごみ・リサイクルの質問を終わります。

一般質問10の5、まちづくり推進の通告質問者、名取美佐子君の質問を許します。

○6番（名取美佐子君） それでは、まちづくり推進について質問をしたいと思います。

その中で、まず区画整理の事業用地の活用について質問したいと思います。なかなか進まない区画整理、その中で事業用地、これは空き地になっているところがあちこちにあります。金網が張りめぐらされて、中に入ることもできません。こういう事業用地を地域住民に開放したらいかがでしょうか。もちろん、事業が進まない間の期限つきにし、開放後の維持管理については住民にお願いするなど、条件をつけるような形にしてはいいかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 都市計画の土地ということでございますけれども、現在、土地開発公社で先行取得しておりますので、私の方からお答えをさせていただきます。

平成9年度で申し上げますと、公社所有地160件ございます。面積にしまして約11万平方メートルございます。そのうち主に区画整理事業用地、この中には公共用地も入っておりますけれども、53%程度占めております。市が事業用地として買い戻すまでの期間は、土地開発公社が管理しているわけでございます。その中で公園用地や緑地用地そのものもありますけれども、いわゆる目的外で使用しているという部分に、市に引き渡すまでの期間、いわゆる有効活用として活用している場面では、駐車場、駐輪場、あるいは農園用地、それからお米などの生産体験学習用地、あるいは地区広場、ゲートボール練習場用地、このような形で約そのうち3万3,000平方メートルを活用しているというのが現状でございます。ちなみに1年前につきましては、約2万7,500平方メートルでございますので、平成9年度で約6,000平方メートルぐらい活用の幅がふえているというふうなことがあろうかと思います。

なお、この点につきましては、本年度に入りまして、現在の土地の状況がどうなっているかという部分を、ことしの5月に入りまして、さらに見直しを含めまして再調査を行っております。このところで調査の結果がまとまってきておりますので、日野市としての方針も含めまして、今後の有効活用も含めて、さらに推進していきたいというふう

に考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） あいている土地を地域のコミュニケーションの場として有効に活用していくという視点は、これから大切だと思います。園芸用として、または子供たちの遊び場として、お年寄りの憩いの場として、あるいは市民農園としてなど、自由な発想で活用していくことをぜひ進めていただきたいと思います。可能な地域を選出して、具体的に自治会などに働きかけていっていただきたいと思います。

次に、公園の見直しについて御質問いたします。最近では、がらんとした公園をよく見かけます。少子化、高齢化もあり、お決まりの児童公園が余り利用されていないというのが現状です。もうそろそろ公園の見直しをする時期ではないでしょうか。まずここで1回切りますので、見直しについてお答えいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） 公園の見直しということでございます。現在市で管理している公園は113カ所ございます。このうち公園ができてから既に25年以上たっているものが18カ所ございます。施設の老朽化が進んでおり、高齢社会の到来など、社会情勢の変化の中で、施設の見直しが必要な声が出てきておるのも事実でございます。公園によっては、地域の皆様の公園という考え方で、ワークショップ等で計画を策定していただき、つくりかえていくのも一つの方法だと思います。市内の公園の中で、昔、児童公園と言いましたが、今は街区公園と言っておりますが、それが98ほどございます。これは皆様の一番身近な公園ということでございますが、昔は砂場、ブランコ、滑り台という3点セットが必ずついているところでございますが、皆さんがもっと利用しやすいようにこうした方がいいんじゃないかというような、皆さんで考えていただいて、それを市がお手伝いするという形もこれから求められているんじゃないかと思いますので、そういった方向を検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） 日野市として、大分市民参画という点で進んできていると思うんですが、私は実は、三島グランドワークと武蔵野市の木の花小路公園と、それから世田谷まちづくりセンターに視察に行つてまいりました。三島グランドワークは、会費と市からの年間200万円の補助金、企業からの協賛金、ほかからの収入で運営され、市

民と企業、行政によるパートナーシップ型まちづくりを行っています。梅花藻の里づくり、蛍の里づくり、市民手づくりミニ公園、フラワー通りなど、さまざまな取り組みをしています。中でもよい坂公園をつくったときは、自治会、老人会、町内会、子供会と一緒に汗を流し、行政ですと3,000万円かかるものが、たったの5万円でできたという報告が大変印象的でした。武蔵野市木の花小路公園は、失われつつある里山の再現、蛍池の増設などで、都より2,000万円の補助金を受けて、地域の住民のアイデアでつくられ、住民によって維持管理されているということです。また、世田谷のまちづくりセンターは、住民主体のまちづくり活動を支援するという目的で、パートナーシップ型まちづくりを目指し、第3セクター方式で住民と区の橋渡しをするという役目を果たしています。日野市においても、住民参画のまちづくりが進み始めておりますが、積極的にまちづくりを支援していくという制度をつくっていくお考えはありませんでしょうか。市長にぜひお伺いしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 市民参画の市政を、特にまちづくりを推進する分野で進めてほしいという御提言であります。私も就任以来、あらゆる分野について市民の皆さんと一緒にまちをつくっていきましょう、というふうなことは言っておりますし、文章に書いてもおります。そういう中で、今議員御指摘の、例えば地域の皆さんが日ごろ利用していただく公園等につきましては、私は実は、今幾つか具体的な場所を挙げて、地域の皆さんとお話し合いをしている場所もございますし、例えば先般、市制35周年で、コスモスクエアじゃなくて、アベニューに変わりましたが、あれも行政が自分で種をまいて自分で整備をするというんじゃなくて、市民の皆さんにお力をいただいて、種をまいてもらう。そして、自分がまいた場所は、責任をもってちょっと草取りとか、荒れていないか見ていただく。で、秋には一緒に楽しむというふうな発想ではありますが、そういった形の行政分野をできるだけ多くの部門に広げていきたいというふうな考えを持っておりまして、そういう意味で、今議員御指摘の武蔵野市の例、あるいはよその市の例、非常に参考にさせていただきたいというふうに思っております。これからの行政を進めていく上で、非常に大切な視点ではないかなというふうに私も考えております。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） どうもありがとうございます。

6月1日付の広報で、財団法人東京都新都市建設公社が、住民によるまちづくりを支援するために発足した、という記事が載っておりましたが、こちらの制度も活用してい

けるということなのですが、都の制度を踏まえて、やはり日野市の独自性を加味してまちづくりを進めていただきたいというふうに思います。

以上で、まちづくり推進の質問は終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって10の5、まちづくり推進の質問を終わります。

一般質問10の6、市立病院コンピューターの通告質問者、名取美佐子君の質問を許します。

○6番（名取美佐子君） コンピューター借上料について質問したいと思います。10年度予算書にコンピューター借上料として3,439万円が計上されているわけですが、その後変更があったということですが、契約予定額は幾らになったのか。そしてその内訳として、端末の新規分が何台で幾らなのか。継続分についても内訳と金額を示していただきたいと思います。そして、最終的に幾ら減額する予定なのか。初めに計上された金額に比べ、何%マイナスになるのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君の質問についての答弁を求めます。病院事務長。

○病院事務長（田中政幸君） 病院のコンピューターにかかる借り上げの件でございますが、当初予算計上で、お話のように3,439万円の計上でございます。それで、借り上げの予算計上の内容でございますけれども、病院のコンピューター機能といたしましては、診療報酬の請求、それから医師が外来でもって診療したときに、薬と症状の入力をするオーダーリングというふうに言っておりますけれども、それらが主な内容でございます。今回入れかえるということで、当初3,439万円の見積もりによる計上でございますけれども、このときには、ホストコンピューターの入れかえと、それから現在の機能についてさらにプラスの機能を持たせたものにしていくということでの金額でございました。それで、現在実施に移すわけでございますけれども、その予定額ということでございますが、現在予定をしておりますのが、年間借り上げで1,881万7,000円を予定してございます。その中で、新規ということでございますが、これは端末の台数の、55台端末がございまして、そのうちの19台につきまして新規に入れかえる。これはパソコン機能を持たせた端末にしていきたい。これは外来の部分でございまして、そういう内容でございます。それから、継続分というお話でございますけれども、55台端末のうち、19台を新規に入れかえますので、継続分につきましては36台ということでございます。金額でございますけれども、新規分としての現在の、先ほど申し上げましたように、1,881万7,000円のうちの新規分につきましては1,249万4,000円でございます。それから継続分、端末台数で申し上げますと36台ですけれども、これが632万3,000円、こ

ういった内訳にただいまのところなっております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） そうしますと、初めの予定額より何％の減額になるのか、その点がちょっと抜けておりましたので、もしわかれば、よろしくお願いします。

○議長（馬場繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（田中政幸君） 失礼しました。細かくは計算しておりませんが、45％程度になろうかと思っております。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） 初めの予定額より45％程度金額が減額になるということなんですが、初めの段階で、このホストコンピューターについては入札もなかったということなんですけれども、その交渉のとき、全く値引きの交渉がなくて、そしてその後、計上されてから交渉したために、45％の減額になったということなんでしょうか。その限られた財政の中でやりくりしていくわけですから、初めの段階でもっとしっかりと交渉をやってほしいというふうに思うんですけれども、この点、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（田中政幸君） ちょっと説明不足で申しわけないんですけれども、当初予定いたしました入れかえの内容と、現在での、先ほど申し上げました1,881万7,000円ですね。この内容が当初予算計上のときより異なっております。それで、機能アップの件でございますけれども、専門的にかんりの項目での機能のアップ面を予定をいたしまして計上いたしましたわけでございますけれども、予算計上前に十分な検討をいたしておれば、それほど予算と乖離のない数字になろうかと思っておりますけれども、その後、予算計上以後に、昨年の11月以降、何回かの電算にかかわる検討委員会を設けておりまして、そこで検討いたしまして、御承知のように、新病院の建設のかかわりもございまして、現行で使えるものはといいますか、活用できるものは有効的に活用していこうというようなことで、端末の入れかえの台数も減らし、また配線関係、あるいはその他の使用できるものは現行のものを使用していくというような中で金額の大幅なといいますか、かなりのダウン。それから値引きのことでございますけれども、予算計上前に値引きにつきましては十分調整をしまして、基本的には、予算計上額につきましては、値引きをお願いしての、値引きを考慮しての予算計上でございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君） ということは、値引きの調整については十分であったと。問題だったのは、検討委員会できちっと、その機種の選定について検討した上で、どういう形にしていけるかを決めてから予算計上したのではなくて、予算計上した後で、だんだんに話し合っているうちに、形が変わっていったから、こんなに予算のずれが出たと、こういう理解でよろしいでしょうか。やはり、検討委員会でまず機種の選定をする際に、どのような形で取り入れていくのかを十分検討して、そしてこういう誤差が出ないような形に今後していただきたいと思います。一応質問はこれで終わりにいたします。

最後に、大分当初予算と違ってきているものですから、後ほどまたきちっとした正確な資料を提出していただきたいというふうにお願いして、終わりにいたします。

○議長（馬場繁夫君） これをもって10の6、市立病院コンピューターの質問を終わります。

一般質問11の1、環境ホルモンなどの汚染問題について問うの通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

〔18番議員 登壇〕

○18番（宮沢清子君） それでは、一般質問をさせていただきます。

化学物質が生物の体内に入って、ホルモンのような働きをし、生殖異常などを引き起こすと言われている環境ホルモン（外因性内分泌攪乱物質）について質問をさせていただきます。大変昨今、問題視されている問題でございますので、今回の一般質問となりました。

世界各地では、野生生物への影響の実例が報告されておるところですが、人間への影響も懸念されております。レーチェル・カーソンは、「私たちの世界はことごとく汚染されている。人間だけが安全地帯に逃げ込めるだろうか」と1962年、『沈黙の春』で、広く農業に使われている化学物質DDTの恐るべき危険性を指摘されております。大きな反響を呼んだところであります。70年代には、欧米や日本など、製造中止を決定しております。三十数年後の今、WWF（世界自然保護基金）の化学顧問を務めていらっしゃる女性化学者でありますシーア・コルボーンら3人が96年に出版をされました『奪われし未来』が、世界に大きな衝撃を与えました。その後、雌化する自然などで、化学物質の野生動物や人間に影響が出ていることを警告しておりますことは周知のとおりでございます。

まず、代表的な環境ホルモンの一つであるダイオキシンについては、環境庁がことし

1月発表された1996年度の化学物質による環境汚染では、ダイオキシン汚染が全国的に広がっている実態を挙げております。ダイオキシン以外の環境ホルモンによって汚染されていることも明らかになってきております。市民団体である日本子孫基金が作成したポスター「家族を救うチェックリスト、子孫を絶やす環境ホルモン」では、身の回りのどんな物質から、どんなホルモンが出ているかがまとめられておりました。例えば、塩ビ製の歯がためや、赤ちゃん用のおもちゃからは、環境ホルモン作用のあるフタル酸エステルが溶出することが指摘されています。また、カップめんの容器の原材料には、スチレンを初めとする環境ホルモンが含まれており、それが熱湯を入れると溶け出すことが明らかにされています。特に話題になっておりますプラスチック製の哺乳瓶は、ビスフェノールAを原料とするポリカーボネート製で、熱湯や油脂を入れると、ビスフェノールAが溶け出すので、ガラス製を選ぶようにとされています。学校給食の食器にもポリカーボネート製がありますが、古くなるほど溶出量がふえるので、耐熱ガラスや陶磁器などの安全な食器の使用を進められていると言われておるところですが、質問の第1点目といたしまして、日野市の小中学校及び幼稚園、保育園で使用している食器の素材について伺います。また、市内の市立幼稚園・保育園の使用食器、そしてさらには、市内の病院や浅川苑など類似施設、さらには民間等の使用状況についてはいかがでしょうか、お尋ねをいたします。実態調査をされておりますでしょうか。ゼロ歳児保育を実施しているところの哺乳瓶の使用についてもお伺いいたします。また、おもちゃ類についても教えていただきたいと思います。さらには、小中学校、またそれぞれの施設等で使っております缶詰類の容器の部分の使用についての見解をどのようにお持ちになっていらっしゃいますでしょうか。

質問の第2点目といたしまして、昨年、帝京大学で、多摩川のコイを調査したところ、雌雄同体が多数発見されたそうですが、日本でも環境ホルモンが進んでいることがわかりました。陣馬山嶺に源を発する浅川は、全長35.6キロメートルの勾配のある1級河川であります。八王子市と日野市を流れ、日野市の東端で多摩川に合流されておことは御存じのとおりですが、この浅川や程久保川などの生態系の影響、魚は大丈夫でしょうか。市民が心配をされておりますが、水質調査をされていらっしゃるかどうか、またダイオキシンの測定器等はいかがでしょうか、教えていただきたいと思います。

第3点目といたしまして、昨年の第3回定例議会一般質問をさせていただきましたが、ごみ焼却場から排出される猛毒物質のダイオキシンの問題について質問をいたしましたところですが、ダイオキシンは自然界ではほとんど分解しない物質で、排出されると食

物や水、空気などを通じて人体に入り込み、一時的に致死量をとらない場合でも、体内の脂肪部分に蓄積をされ、がんや胎児の奇形を引き起こすおそれがあると言われております。WHO（世界保健機構）では、ダイオキシンには発がん性があると明言をいたしているところでありますが、脂肪に蓄積しやすいダイオキシンは、特に母乳中の含有量が高いのではと指摘されておるところですが、厚生省も調査を始めております。東京都も実施をされると聞き及んでおりますが、日野市でも健康への影響を考えて、調査をしてほしいと、このような一般質問をいたしておりますが、その後のお取り組みについてお尋ねをいたします。また、公園の問題についても、大腸菌が発生をするということがかつて質問をさせていただきましたが、公園に属するところの環境ホルモンの影響についても教えていただきたいと思います。

第4点目といたしまして、環境ホルモンの対応について、庁内に対策本部を設置し、環境ホルモン対策についての検討委員会をつくり、対策に取り組んでいきたいと思いますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。なお、小中学校のプールにも、塗料の中にエポキシ樹脂を使用しているのではないかという懸念をもってPTAのお母さん方から問われているところでございますが、このことについての安全性についてお尋ねをしたいと思います。

最後に、第5点目として、市民への安全を確保するため、正確な情報の提供をしていただきたいと思いますが、見解をお伺いいたします。

以上です。御答弁をお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） たくさんの御質問をいただきましたので、全部……（「5点です」と呼ぶ者あり）5点の質問をいただきました。

環境ホルモン（外因性内分泌攪乱物質）については、その影響が懸念されるようになってまだ日が浅く、影響や危険性の大きさの割には、わからないことが多い状況でございます。国や都でも、現在研究をスタートさせたばかりでございます。このような問題は、影響が出てからでは手おくれでございますので、基本的には、疑わしいものからできるだけ身を守るという姿勢をとりながら、情報収集に努めざるを得ないと考えております。市の施策全般にわたる問題となりますので、1課だけで処理できるものではありません。環境基本条例に基づき、庁内の調整会議を設置し、検討を進めていきたいと考えております。国や都でも、環境ホルモンの研究、調査は始まったばかりの状態です。影響があるかどうか、影響の出る濃度はどのくらいか、許容できる基準はどうかなど、これから

明らかになると思われます。何をどう調査すれば、汚染実態がわかるかなどと今のところ不明なことが多いため、鋭意情報を収集して、対策を検討していきます。あわせて、市民生活の安全性のために、正確な情報提供に努めていきたいと考えております。環境ホルモンについての市民向けの講習会を生活課において既に実施しており、市立病院においては6月中に職員向けの講習会を実施の予定です。今後とも必要に応じ、講習会等の開催などを行い、市民の学習へのサポートをしていきたいと考えております。

ポリカーボネート製の食器についてでございますが、ポリカーボネート樹脂製の食器からビスフェノールAが溶出するとの報告が新聞等で報道されました。哺乳瓶を用いた溶出試験で、0.003から0.006 P P mの溶出が認められたところです。現在の溶出基準は2.5 P P mですから、基準値を上回っているわけではありませんが、この基準は発がん性の危険性を想定したものです。環境ホルモンとしての危険性については、通常の毒性よりはるかに低い濃度で発がんすると言われており、安全について慎重に検討する必要があります。現在は調査研究が行われている段階で、ビスフェノールAが環境ホルモンとして人体に影響を与えるかどうか、断定できるだけの情報はありません。今後とも、情報収集に努めていきます。

なお、当市における小中学校の給食用食器については、ポリカーボネート樹脂などのプラスチック製品の使用はしておりません。保育園の給食用食器は、1歳児は磁器を使用し、他はメラミン樹脂を使用しておりますが、経年変化を考慮し、3年で交換するなど、溶出等のないように配慮しているそうです。哺乳瓶については、すべてガラス製を使用しております。浅川苑やつばさ学園、はくちょう学園などでは、一部はしにポリカーボネート樹脂製のはしが使われておりますが、大部分はメラミン製となっております。

多摩川のコイの環境ホルモンについてでございます。多摩川のコイや東京湾の魚に雌化が見られるとの報告が報道されました。原因物質はわかっておりません。環境ホルモンの影響ではと報道されましたが、裏づける資料は今のところありません。浅川や程久保川の影響については、都も市も調査していないため、全く不明です。市では環境ホルモンの影響調査は今まで行っていませんが、何をどう調査すればよいのかについて、方式が定まっていないためです。今後の研究結果等の情報を収集し、検討していきます。なお、両生類、カエルなどは、環境ホルモンの影響に敏感と言われています。異常をもし見かけましたら、連絡していただければ、より多くの情報をより早く得ることができますので、御協力をお願いいたします。

建設省の方に先日、新聞で、河川について環境ホルモンの調査をするという報道があ

りましたので、問い合わせたところ、日野市を管轄するのは京浜工事事務所という建設省の出先でございます。そこでは、多摩川、鶴見川、相模川、浅川ももちろんでございますが、その中で多摩川だけを4カ所調査、5月にしたそうでございます。その調査の結果は、公表をまだできないと、日野市にも公表されておられません。予備調査ということでございます。本調査を7月と11月にやるということでございます。浅川についてもぜひやってほしいという要望をいたしました。鶴見川とか、ほかの河川についてもまだしていないというのが現状でございます。水質調査もあわせて御質問にありましたので、程久保川については緑の清流化、浅川も一部、用水については浅川の取水口から市内の用水路に入っておりますので、多摩川は建設省等が水質調査をしておりますが、環境ホルモンの調査ではございませんので、わからない点が多いということでございます。

それから、民間の食器の使用状況、それからおもちゃ、缶詰の使用等についてですが、大変申しわけございませんが、勉強不足で、まだ私の方ではわかっておりません。

それから、公園のダイオキシンということでございますが、恐らく防虫、虫の消毒ですね。そういったものではないかと思うんですが、ダイオキシンの入っていないものを使っているというふうに、去年の消毒の結果では、そういうふうになっております。

それから、環境ホルモンの検討委員会の設置ということでございますが、東京都、国が相次いでそういった委員会を本腰になってやってきたということでございます。そちらの動向を見ながら、日野市でもぜひ設置していけたらなと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） 食器類のお答えの中で、ダブるかもしれませんが、環境共生部長の方で保育園についても触れていただきましたけれども、公立保育園の給食器については、メラミン樹脂製、はしは竹製でございますし、乳児の哺乳瓶については、ガラス製を使用していると、こういうお話を今していただきました。そこで、保育園で使用しているおもちゃの材質の問題が残っていたと思うんですが、おもちゃにつきましてはABS樹脂、ポリエチレン、ポリプロピレン、プラスチック、ポリ塩化ビニール、メラミン樹脂、ステンレス、アルミニウム、ウレタン、木製、また布製などがあります。この中には、御指摘いただいております環境ホルモンに該当する物質も含まれていると、こう言われておりますので、いずれにいたしましても、乳幼児が食するものや口にすることは、特に注意する必要があるとして、安全性に十分注意を払いながら、

厚生省の調査結果などに対応していきたい、このように考えております。

それから、3点目の御質問の中に、母乳のダイオキシンの調査の問題がございました。昨年、9年の9月、第3回定例会市議会の中で、母乳を初め、発がん性のある汚染度と影響についての調査をという御質問があったことを承知をいたしております。現在、国において、母乳の中に含まれるダイオキシン類について調査研究が進められております。また、東京都におきましても、この調査が開始され、11月ごろ調査結果を公表するというふうに聞いております。御質問の日野市における母乳の中に含まれるダイオキシンの調査でございますけれども、残念ながらこの東京都の調査の中には、日野市が含まれていないんですね。日野市の該当が。しかしながら、近隣の市も該当が出ておりますので、この調査の結果を見て、今後の対応を考えていきたい、このように考えております。私の方からは以上です。

○議長（馬場繁夫君） 環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） 大変申しわけございません。二つばかりお答えを漏らしてしまいました。小中学校のプールにビスフェノールAが使われているのではないかと。塗料にですね。ウレタン系の樹脂に確かにビスフェノールAが使われているということで、小学校が7校、中学校が5校、それから市民プールが使われているということでございます。一応塗料専門、いろんなところに問い合わせた結果、問題ないという、そちらの方の見解でございます。日野市としては、全国的にこのウレタン樹脂は、プールだけではなくて、いろいろな方面に使われておりますので、プールは水が物すごい量だというような話もございますが、その中に溶けてもという話もありますが、そういったプールは子供さんたちの安全な場所でなければいけませんので、十分検討していきたいと思っております。

それから、正確な情報ということでございますが、確かに今、正確な情報が全くないときで、これから建設省、国や東京都からそういった情報が、また業界、いろいろなところから、研究機関から入ると思います。そういった情報をできるだけ早く正確にお伝えできればと思っております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 宮沢清子君。

○18番（宮沢清子君） 確認を含めながら、もう一度御質問させていただきます。

今、御答弁をいただいたんですが、多摩川のコイのことなんですけれども、帝京大学で調査をされていらっしゃるんですね。それで、雌雄同体のコイが多数発見されたとい

うことで、日本でも環境ホルモンの影響が進んでいるのではないかということがわかった結果が公表されているんですね。ですから、多摩川のことを今御答弁いただきまして、大体4カ所くらい調査をされて、また今後、本調査にも入っていくというお話ですけれども、やはり疑わしきというか、きちっと、多摩川のことももちろんですけれども、日野市の中にある河川に対して、市として取り組みをしていかなければいけないんじゃないかなと思いますので、この辺の調査はお願いをしたいと思います。ぜひ、このところの水質調査をきちっとしていただいて、また御回答なり公表なりをしていただきたいと思いますので、ぜひこのことはお願いをしておきたいと思います。

それから、小中学校、幼稚園、保育園、そして市内の各施設、そして民間施設等のいろいろな状況を伺ったわけなんですけれども、今おはしにポリカーボネート製が一部使われているということでありますので、これは即刻交換をしていただきたいと思います。食器類については今お話というか、御答弁いただいたとおりで理解をいたしますが、3年で交換をしているということなんですけれども、例えば破損されたとか、ひびがはいったとか、そういったときもきちっと随時交換をされているのかどうか。もちろん、3年の定期交換ということで理解をしていいんだと思うんですけれども、そういった中間的なものへの取り組みがどうなっているのか、確認をしたいと思います。

それから、おもちゃ類については、今何種類か挙げていただきまして、大変心配を、懸念するところなんです。特に赤ちゃん用の歯がためで、昔はすめやたくあんのしっぽを食べさせて、それで歯がためをしたということがこのところに、ポスターの中に出ているんですけれど、その生活ライフの見直しということももちろん大事だと思うんですけれども、その辺の、本当に先ほどの母乳の問題もそうですし、もう胎内に生命が宿った時点から、むしろそれ以前の精子の問題から、今もう環境ホルモンを取り上げて、人類が滅亡していくのではないかくらいの危惧というか、危機感というか、危機状態が言われているわけですから、そういった中で、きちっとこのおもちゃの問題にいたしましても、この歯がための赤ちゃん用のものをゼロ歳児が使っているかどうか、その辺もあると思いますが、そういった、やはり疑わしきものは使わないというか、使わせないということで、きちっと衛生上のこともありますし、いろいろなことが取りざたされている昨今でございますので、その辺のことも、それならば木製のものがいいのかとか、またそれでおもちゃも限定されてしまうということもありますので、その辺のこともいろいろと注意深く見守りながら、お子さんの成長過程に合わせたものを取り入れることも大事ですけれども、まず安全性と衛生面ということに心を砕いていただきたい

と思います。

このアルマイト食器、セラミック食器ですけれども、今、各小中学校、8校・20校の中では、全部セラミック食器が使われているのでしょうか、磁器が。アルマイトは今使われていないんですか。ちょっとそれを教えていただきたい。お願いします。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 学校給食における食器の御質問でございますが、アルマイトが主になっておりまして、そのほかは、強化磁器食器を使っております。私どもとしましては、随時磁器食器の方にかえていかれるような努力をこれからしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（馬場繁夫君） 宮沢清子君。

○18番（宮沢清子君） 私、この学校給食の食器につきましても、食べさせる給食から食文化を楽しむ給食に変えていかなきゃいけない。アルマイト食器で犬食いさせるようなそういう、極端な言い方、表現かもしれませんが、児童・生徒がマナーというか、これから文化生活の中で、やっぱり磁器食器にかえてほしいということを、もう何年か前にお願いしまして、年次計画でやっていくということになっておりまして、もうとくにそれぞれの学校が整っているのかなというふうに思ったものですから、やはりこの辺のこともきちっと取り組んで、早い時期に交換をしていただきたいと思います。

今申し上げました缶詰の問題なんかも、かなり取りざたされているんですけれども、このことに対しても、学校給食では缶詰の食材とか、それから包装容器に包まれているものの中にも、環境ホルモンが取りざたされているんですけれども、その辺の今後の食材の購入とか、そういった何というんでしょうか、懸念されたものに対して、給食調理員さんなり栄養士さんなり、またそれに携わる方たちに対して、どのような御指導というか、なさりながら、その辺を対策としてお考えになっていくのかどうか、これを伺いたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 環境ホルモンに対する問題でございますが、議員さんからお話いただいていますように、環境ホルモンにつきましては、私どもは、今現在のところ、新聞情報で知識を得るような状態ではございますが、大変いろんな問題、要因を含んでいるというふうに私ども考えてございます。したがって、今の食材の缶詰の問題、包装紙の問題、そういう問題にもいち早く敏感になり、認識をしっかり持ちまして、先ほど環境共生部長もお話いただきましたけれども、庁内的な組織でそうい

う勉強をしたいというようなこともございますので、その動きに合わせて教育委員会の給食現場におきましても、この問題の認識を高め、より勉強をするような形で臨んでまりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（馬場繁夫君） 宮沢清子君。

○18番（宮沢清子君） ありがとうございます。

続きまして、小中学校のプール、それから市民プールに使用されているということなんですが、安全性の部分については、基準値に沿って大丈夫ということでは言われているんですけども、例えば使用していれば、ビスフェノールAが検出されてくるんではないかなと思うんですね。塗料の中から。ですから、その辺もよく、学校プールが間もなく——間もなくというか、もう開放は始まったのかしら。始まるのかな。時期でありますし、市民プールもにぎわってくるわけでございますので、梅雨明けと同時に、児童・生徒がどっと利用する場所でございますので、ぜひ調査をお願いしておきたいと思います。

それから、公園の大腸菌についても、前に質問させていただきまして、そのときにも、いろんなことで、要するに天日でもって殺菌すればいいんだとか、要するに日光浴消毒がいいとか、バーナーでやればいいのか、いろんなことをおっしゃったんですけども、随時いろんなやり方はあると思うんですけども、最近、市民の方たちが、公園の砂場を、砂の交換をお願いいたしましたら、予算が厳しいのというようなお答えで、なかなかやっていただけなかったようなことも伺っているんですけども、この環境ホルモンについても大変心配をしておりますので、一度調査をお願いしたいと思います。

ぜひ、いろいろと今回は、調査依頼というか、提案を兼ねてのお願いでありますので、こういったことを総合的に調査する、その対策についての検討委員会というか、ひとつきちっとポジションを決めて、それが横断的に調査をし、そして一つにまとまってきて、日野市の中で、環境共生部の中がきちとした主導権をとっていただきながら、一つのきちとしたマニュアルというか、安全性のあるものに対しての取り組みについての、それを公表して、きちっと広報に載せていただきたいと思うんですね。

で、この環境ホルモンのことに関しまして、またダイオキシンのことに関しまして、私たちは何回となく国会の方にもお願いを、要請に行っておりますし、また、その要請の結果で調査費等も、当年度予算よりも補正予算をなお一層上乘せしていただきまして、総額1,027億円の予算を、トータルの総額予算ですから、それは個々になっていくと思いますが、そこまで大きく、当初予算よりもずうっと多くの予算をつけていただきま

したので、今後、その予算の推移の中で、きちっとまた自治体等もお願いをして、それが反映されるように、また市民が安心できるようにしていただきたいと思います。

私は、母乳の調査については、できるまで質問しようかなと思っております。やはり子供が生まれた日から子供たちの環境に配慮するのではなくて、生まれていない胎児に悪影響を与えると。ましてや生まれている赤ちゃんにとって、害を及ぼすということは、生存権ということにも大きく言えばなってくるのではないかと思いますし、少子高齢社会の中で、いかに子供たちが安心して育っていけるかという、そういうことをつくっていただきたいと思います。特に環境ホルモン対策の大きなこの対策の一翼を担っていくのが、有機食品の摂取をたくさんとることが環境ホルモンの対策にとってが一番いいというふうにここに出ているところですので、このことについても、ぜひ、なお一層取り組んでいただきまして、地場産のものが、有機食品がとれるように、啓発活動なり指導なりして、そして市内のものを安心して食べられるようにしていただきたいと思います。この有機食品を多く食べることが、被害を避ける最良の方法だというふうにも言われておりますので、そういった視点からも、このことについて取り組みをお願いしたいと思います。

それでは最後に、市長の見解を伺いたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 宮沢議員から、環境ホルモンを中心とした汚染物質といいますか、への市としての対応、かなり前向きな対応を求められているわけでありまして。今お話を伺っておりまして、ダイオキシンもそうであります、あるいは環境ホルモンという言葉自体も、私は正直申し上げて、最近になって知ったわけでありまして、認識不足という面では、反省をしなければいけないわけでありまして、ただ、きのうまでよいと言われていたものが、あすから急にだめだと言われるというようなことが最近非常にこの環境行政の中に多く出てまいります。そういうことで、人間がつくってきた文明のありようそれ自体が、今やもう問い返されてきているのかなというふうな感じすら持つわけでありまして、そういう意味では、私どもが着ている服から、こういった机とかじゅうたんとか壁とか、そういったこと全体を含めて、一体これで本当にいいのかというふうな根本的な問いかけをやらなければいけないのかなというふうな認識を持った次第でありまして、生活それ自体も、基本的なところから見直しをしないとイケないのかなというふうなことを感じた次第であります。

そういう中で、河川の水質調査でありますとか、あるいは公園の砂の調査であります

とか、母乳の調査でありますとか、幾つか具体的なやるべき課題として挙げられたわけですが、やはり日野市単独でやろうとしても、先ほど部長の答弁でも申し上げましたように、一体、どういう調査方法をすれば、例えばこの水は環境ホルモンのAが入っている、Bが入っているというふうなことができるのか、私どもまだ残念ながら、その知識を持ち合わせておりません。そういう意味で、都もようやくきのうの新聞ですか、きょうの新聞ですか、そういった基本的なことを調査する方向に踏み出したというふうなところでございますので、やはり、こういった日野市だけではなくて、日本全国、あるいは世界に関係をするものについては、国あるいは国連なんかも含めてでありましょうけれども、かなり大きな組織なり研究団体をもって対応しなければ無理なのかなというふうな認識を持っているところであります。

いずれにいたしましても、日野市民の安全を守るといいますか、あるいは将来の日野市民が健全な命を全うすることができるような、そういう環境を私どもは次の世代につながなければいけないわけでございますので、そういう意味では、市長として、都や国に働きかけ、あるいは近隣の自治体とも連携をして、よりよい環境行政ができるように、環境汚染がこれ以上進まないような方策を積極的に考えていかなければいけないというふうに思う次第であります。いずれにいたしましても、何分にもまだまだ知識が不足しております。こういったものが本当に正しいのかということを、ぜひ議員からも御指導をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 宮沢清子君。

○18番（宮沢清子君） きょうは、SOSを発信させていただきましたので、ぜひ身近な問題から、市行政の中できちっとやっていかなきゃならないもの、都や国との関連の問題等々あると思いますので、できるところからきちっとした対応をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（馬場繁夫君） これをもって11の1、環境ホルモンなどの汚染問題についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時00分 休憩

午後 3 時 36 分 再開

○議長（馬場繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問11の2、少子高齢社会における都市基盤整備の在り方についての通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

○18番（宮沢清子君） 少子高齢社会における都市基盤整備の在り方について質問をさせていただきます。

世界一の長寿国日本、21世紀初頭には、国民の4人に1人が高齢者、特に全世帯の約2割に当たる900万世帯が高齢単身者、あるいは高齢者夫婦だけの世帯になると見込まれております。先日の報道によりますと、高齢者のいる世帯は31.5%、18歳未満のいる世帯が30%で、少子・高齢化の進捗率が公表されておるところであります。超高齢社会となる21世紀へ向け、これからのまちづくりには、高齢者や障害者を含むすべての人が、安心して生き生きと暮らせるような、きめの細かな配慮が重要になってまいります。ノーマライゼーションの理念の実現をさらに推進していかなければなりません。

6月はまちづくり月間です。昭和63年4月1日に制定をされました「みんなで暮らす明るいまち、日野市福祉環境整備要綱」、日野市福祉のまちづくり整備基準を策定されてから10年経過をいたしております。この中で、弱者に配慮した都市環境整備の重要性を、行政内部、事業者、市民など、各方面に周知をされております。また、要綱の制定によって、建築物や都市基盤整備を一定水準に引き上げることができたことなど、一定の効果が上がっていると思います。この点は評価できると思います。

まちづくり指針や要綱では、対象となる施設及び、それらの施設で配慮しなければならないスロープやトイレ、階段などの技術的な基準を示したもので、施設事業者に対して協力を求めるものであります。事業者側の事情で、指針に示された基準が達成されなくても、罰則規定はなく、強制力を持たないものとなっています。建築主事を置いているところでは、建築基準法第40条に基づき、施行条例を改正し、福祉的配慮を盛り込み、建築確認申請と絡めて、強制力を持っておるところです。建築課や建築指導課とも協議をしていただき、福祉環境整備要綱を条例化していただき、バリアフリーのまちづくりになお一層取り組んでいただきたく考えますが、御見解を伺いたいと思います。

第2点目の質問といたしまして、日野市は区画整理事業として、平成9年11月現在、市の施行6カ所、組合施行9カ所、合計15カ所で実施しておりますが、施行面積は462ヘクタールで、実に市街化区域の20.6%にも及びます。そのほか、計画が3カ所で、136.6ヘクタールであります。施行中及び計画中の18カ所を含めると、合計面積598.6

ヘクタールで、市街化区域の26.7%にも及ぶ区画整理事業が施行または計画をされておるところであります。全国ではまず例を見ない状況ではないでしょうか。昭和55年より施行されております万願寺区画整理事業の施行は、平成8年度決算による経常収支比率98%と、ワーストランキング100位中40位という状況下にございます。日野市は今後、低成長やマイナス成長時代、超高齢社会や少子化、市民要望の多様化など考えますと、危機的状況とも言えますが、今後財政面から見て、区画整理事業をどのように整理していけるのか、お伺いをしたいと思います。

第3点目といたしまして、1. 施行中の豊田南土地区画整理事業面積は87.1ヘクタールで、平成10年度の完成予定となっております。2. 高幡区画整理事業面積は16.8ヘクタールで、施行年度は昭和61年より平成12年度完成予定となっております。3. 万願寺第二は、面積46.4ヘクタールで、施行年度は平成3年度より平成10年度の完成予定となっております。4. 西平山についても、面積91.4ヘクタールで、施行年度は平成4年より平成13年度の完成予定となっておりますが、それぞれの進捗率と、実際の完成予定年度と今までの事業予算額の合計についてお伺いをしたいと思います。

第4点目といたしまして、豊田南、西平山の区画整理事業における日野市土地開公社による先行買収用地面積とその金額、また合計利子状況についてお尋ねをいたします。なお、区画整理事業全体としての施行買収面積とその金額、合計利子総額と平成8年度の年間利子をお聞きしたいと思います。

第5点目の質問といたしまして、平成10年、先月の5月20日付の朝日新聞の報道ですが、農薬メーカー、日本バイエルアグロケム株式会社、日本特殊農薬製造研究所の八王子工場跡地の土壌が水銀汚染されている旨の記事が掲載されておりました。この会社は、豊田南土地区画整理事業内でも、長年にわたり農薬などの試験研究が行われてきました。仮設住宅予定地として土壌汚染が懸念されますが、心配ないでしょうか。市民の方々が不安を抱いておりますので、安全対策についてお伺いをいたします。また、調査をされているのかどうかも、あわせて伺いたいと思います。

最後に、計画路線3・3・2号線についてお伺いいたします。昭和36年に計画決定されておるところですが、約37年経過しておりますが、いまだこのことが見通しがついておりませんが、いつごろきちとなされるのでしょうか、その見通しと状況についてお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君）　　まず1点目の、バリアフリーのまちづくりという中で、環境整備要綱の条例化はという御質問でございます。日野市では、昭和63年4月1日に制定した日野市福祉環境整備要綱と、その技術基準であります日野市福祉のまちづくり整備基準の施行を行っております。この基準は、福祉のまちづくりを進める場合、技術基準の統一が大きな意味を持っていると思います。高齢者や障害者など、これまで社会的ハンディを持った人たちが、安全で快適な生活ができるまちづくりを目指し、建築物、公共交通、道路、公園など各種施設の整備を進めるときに、設置管理者に対して、必要となる事項を組み入れていただき、有効に活用できるようにお願いしております。平成10年6月現在、27市23区のうち、5市1区が条例化をしております。それ以外は要綱で実施しているのが現状でございます。なお、未実施の市は11市となっております。日野市の福祉環境整備要綱の基準は、東京都及び他市・区の基準を下回ってはいない現状でございます。現段階では、基準は十分に生かされていると、このように思っております。強制力のある条例化という御提案でございますけれども、今後十分研究をしてまいりたい、このように思います。

以上です。

○議長（馬場繁夫君）　　まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君）　　日野市の区画整理事業に対します全体的な御質問でございます。

まず1点目は、事業面等でどうかということでございます。日野市の区画整理事業につきましては、過去、1次基本構想、それから2次、3次ということで、各基本構想の段階で見直しをさせていただいているところでございます。昨年、平成9年の11月時点で、平成10年度予算の作成に当たりまして、日野市の土地区画整理事業の変更5カ年計画を策定させていただきました。その中で各地区の事業につきまして位置づけをさせていただきまして、事業の展開をこれから図っていかうというところでございます。万願寺につきましては、事業がある程度終局にきているということで、事業の早期完了を図っていかうということでございます。それから高幡地区につきましても、ここも事業終局に来てございます。駅前整備促進とあわせて、これも事業の完了を図っていきたいということでございます。それから豊田南でございますけれども、豊田南につきましては、豊田南の駅前周辺の整備計画、3・4・19号線を含む整備を位置づけして、今後整備を行っていくということでございます。それから西平山につきましては、長沼橋等が開通しているということで、投資効果の高い路線を優先的に今整備を進めていくということ

で位置づけをさせていただいてございます。それから万願寺第二、東町につきましては、既にモノレール路線につきましては、用地等があいている状況でございますけれども、これらの都市計画道路の3・4・8号線とあわせまして、万願寺第二につきましては、川崎街道にかわる3・4・11号線の整備、それから東町につきましては、スーパー堤防等の早期導入を図りながら、事業の展開を図っていききたいというふうに考えております。

これらの事業を促進するために、財源をいかに確保するかということになると思いますけれども、国・都の補助金を積極的に導入するとともに、事業計画等の見直し等も行っているところでございます。できるだけ経費の節減に努めております。また保留地等につきましても、事業の早期の段階で、より処分ができるように行っていききたいというふうに考えております。できるだけ自己財源の確保にも努めて、できるだけ早く完成するように進めていききたいというふうに考えているところでございます。

それから、2点目の事業の進捗率でございます。全地域の事業進捗率ということでございます。市施行6地区につきましては、事業の進捗が終局にあるものがございますけれども、全体で事業の進捗率につきましては、事業費ベースでございますけれども、約30%の執行率、進捗率でございます。

それから3点目の、これらの完成年度ということでございますけれども、先ほど各地区整備のテーマを位置づけさせていただきまして、事業を行っていくわけでございますけれども、事業認可の期間というのが表に出してございます。先ほど御質問の中で、高幡につきましては平成12年度まで完了という、万願寺第二については平成10年度ということの位置づけになってございます。ただ、この事業認可の最終年度につきましては、この年度で完了するという位置づけではございません。事業認可の手続の中で、事業期間として5年から7年の間の期間しか事業認可がとれないということで、こういう位置づけにさせていただいておりますけれども、これらを踏まえながら、今後、各地区の完成年度をできるだけ早期に完成するような位置づけをしていきたいというふうに考えております。具体的には、ここで3カ年計画の見直しがございます。その後、2010年プランでの見直し等がございますので、その中で位置づけを明確にしていきたいというふうに考えております。

それから、全地域の事業費の合計でございますけれども、市施行が約1,600億円ほどでございます。そのうち、550億円程度が現在執行、9年度末で執行済みということになってございます。

土地開発公社による先買い用地でございますけれども、先行事業用地、市施行6地区

で約5万8,000平米ほどございます。8年度末でございますけれども、利子につきましては約2億9,000万円ということでございます。

それから、日本特殊農薬の研究所跡地の安全性ということでございます。豊田南の区画整理事業地区内にあります旧の日本特殊農薬製造株式会社でございます。これは現在、日本バイエルアグロケム株式会社ということで、名称変更してございますけれども、これの研究所の建物につきましては、平成9年度に取り壊しを行っているところでございます。その跡地につきましては、当面、区画整理事業の促進を図るということで、土地の借り上げをしているところでございます。区画整理事業の中では、換地によりまして、元の土地所有者以外の方がその場に換地されるということになりますので、これの安全性については、配慮が必要だというふうに考えています。現在の段階では、日本バイエルアグロケム株式会社に対しまして、安全性に対する確認等を行うということで、土壌の調査等を要請しているところでございます。

それから、3・3・2号線でございます。3・3・2号線につきましては、既に日野バイパス、万願寺の事業地区内から多摩平に抜けるルートでございますけれども、この日野バイパスについては、既にルート承認がされてございます。万願寺の中につきましては、既に用地があいている状況でございますけれども、万願寺から川崎街道、それから多摩平につきましては、現在用地買収等を進めているという状況でございます。それから、日野バイパスの川辺堀之内の地区から分岐する八王子南バイパスでございますけれども、これにつきましては、川辺堀之内の地区につきましては――失礼しました。西平山と豊田南の地区、それから隣接する組合施行の東豊田、この3地区につきましては、区画整理事業で用地をあけるというふうになってございます。東豊田から川辺堀之内の地区につきましては、今後、建設省の方で用地買収等を行っていくという位置づけになってございます。ただ、いずれにいたしましても、八王子南バイパスにつきましては、現在ルート承認がされてございません。現在、日野バイパスの促進と、それから八王子南バイパスのルート承認につきましては、市長を初め、建設省の方に要請を行っているところでございます。今後もこの3・3・2号線のルート承認につきましては、積極的に建設省の方へ要請をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） 日本特殊農薬製造研究所跡地の安全性についてでございます。まちづくり推進部長と少しダブりますが、お答えさせていただきます。

当研究所は、昭和16年に農事試験所として開設され、微量の薬剤を用いて、その有効性を調べる生物試験を行っていました。生物試験といいますのは、有害昆虫、病気及び雑草などを対象ということでございます。平成3年に日本バイエルアグロケム株式会社日野研究所に名称が変更され、平成7年に茨城県結城市に移転し、日野の研究所は廃止されています。研究施設ではありましたが、市では東京都公害防止条例の工場として扱い、その排水調査を毎年、1年に4回抜き打ちで実施しており、規制基準は違反はありません。また、当研究所で農薬を製造することはありませんでした。使用した薬品や容器等については、不要になった時点で、専門業者により廃棄しております。廃溶剤などもすべて回収し、鉄製専用容器に保管した後、専門業者にて廃棄しております。さらに、試験に利用した植物等もすべて回収され、コンクリート製造地下ピットに保管し、専門業者により廃棄しております。したがって、公害問題はないと判断しておりますが、万全を期すため、現在、跡地の土壌調査を行政指導しているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 宮沢清子君。

○18番（宮沢清子君） ありがとうございます。

それでは、個々に御質問させていただきたいと思います。今、種々御説明をいただいたところでございますが、私はこの質問をするに当たりまして、市政図書室で、各区画整理事業のいろいろな調査報告書とか、それからいろいろとあるものに対しまして、お借りしまして、ずっと調べていったんですが、特に最初目についたのが、豊田南土地区画整理事業のところだったものですから、このことについて質問したいと思います。今御説明をいただいたように、87.1ヘクタールで、昭和61年から平成10年度、今年度に完成する予定になっているんですが、既に経過年数というのは12年たっていらっしゃるんですが、今御答弁の中には、個々の区画整理事業に対する進捗率の御説明はなかったんですが、この進捗率を見ますと、豊田南は17.81%の進捗率なんですね。これから推移をしていきますと、すごい完成年度が先になるというか、見通しがたたないほど先になるというか、50年も先みたいですね、平成65年ぐらいの見通しになるんじゃないかと、完成年度になるんじゃないかというふうに、この進捗率と現在の経過年数を判断すると、そういうふうに推測できるわけなんですね。

この「豊田南土地区画整理事業調査報告書」の調査B、これは調査段階ですから、調査としての状況がずうっと書かれているんですが、最後に資金計画というところがあるんですが、この資金計画の中に、当初、204億1,200万円のできるんだという資金計画に

なっているんですね。ところが、61年になりますと、またその資金計画が若干変わってきております。それからさらに今日、昨年いただきました資料、平成9年11月26日現在の土地区画整理事業、この総事業費を見ますと、397億6,080万円に変わってきているんですね。進捗していないで、事業費だけがすごく上がってきている。すなわち、当初、58年調査では、204億円できると。それから61年調査の事業計画の中では、何年かで見直しをしていきますので、61年時点では、262億円、平成9年、昨年の11月26日現在の資料を見ますと、392億円、当初予算よりも194億円もふえているんです。倍近い事業費になっているんですが、進捗をしていない中で、どうしてこんなに倍近い事業費が重なっていつているのかなと。この中で、例えば道路をふやしましたよとか、公園ふやしていきますよとか、構造上の問題があるので、このところをレベルアップしましょうとか、そういった見直しの中での事業費の加算ならいいんですけども、この辺のことがちょっと、ずうっとこういったもの、資料を見て抜粋してみますと、一体どうなのかなという。それで高齢社会で、先ほどから質問の中にも述べさせていただきましたように、65歳以上が4人に1人、だんだん人口が減少していきますし、ベビーブームだった人たちの人口も減ってきますし、本当に人口の減少は、先ほどの比率によっても、高齢者が31.5%、少子が30%と、逆転する現象が出ていくわけなんですね。

こういった中のことを考えまして、今まで水田地域の中心工事をずうっと進めてきておりますけれど、これからいよいよ宅地だとか、今御説明がありました駅前のこととか、そういった整備をすると、なお一層、工事費が、事業費がふえ続けるんじゃないかと思うんですが、この辺について、どのように考えていかれるのか。

で、市債も、70億も加算されているんですね。計上されているところなんですね。だから本当にこの区画整理事業が果たしてこれが、組合施行9カ所ですか、それから市施行6地区、また個人もあるということで、午前中の中にもお話がありましたけれども、これで行きますと、大体この万願寺も、平成12年度に完成するということになっていきますが、これも、もう20年経過しているんですね。55年から取り組んできておりますので。進捗率を申し上げますと97.99%で、経過年数なんかをいっても、17年経過してきますし、若干実際より延びていきますから、12年度の一、二年先延びたとしても、14年度ぐらいになるのかなというふうに思うんですね。高幡もちろんそうですし、高幡も58.02%の進捗率ですから、大体これでいきますと、約20年ぐらにかかるとかなというふうに考えられますし、豊田南も、先ほど申し上げましたような状況でありますし、万願寺第二のところも、進捗率が8.2%。今、部長は、全体的に30%ですと、平均値しか

おっしゃっていないんですけれども、個々の問題を一つ一つ洗い出していくと、こういった状況が出てくるわけなんです。万願寺も、この8.2%の進捗率でいくと、もう本当に50年も60年も、もっとかかるっていう、推測をしていくと、87年ぐらいにできるのかな。本当にどうなのかなと。東町もスーパー堤防のことをおっしゃっていましたが、9.71%の進捗率ですし、このまま行くと、もう六十数年かかってしまうとか、西平山なんか、もっと低いですね。2.5%です。こういった、ですからもう、四半世紀も1世紀もかかるような、気の遠くなるような区画整理事業を点々とやってきたこと自体が、今ここでどうしていくのかなというのを、きちっとした市民に対して提示をすべきじゃないかと思うんですね。けさの午前中の方の御質問の中にも、総事業費としては、1,880億円かかりますよと。もう本当、私たち、その金額お目にかかりたいというか、お目にもかかれなような膨大な金額、市民の感覚以上のこの事業費というものに対して、今後、どのように取り組んでいくのかどうか、その点を一度確認してみたいと思います。ましてやこれから年金生活者もふえてまいりますし、そのところというのは、そういったこれからの相続の問題にしても、年金生活の問題、収入の部分にしても計画性が見えないということで、どうなっていくのかなということを大変心配しているのではないかと思います。そういったことがどうなのかということを伺っていききたいと思います。

それから、土地開発公社のこととか、新都市建設公社の買収の件等も、本当にこれは調べれば調べるほど、本当にこれでいいのかなという感じがいたすわけなんですけれども、平成8年度に先行取得した面積というのが11万9,070平米あるんですね。147件。約250億8,795万円になっているんですね、予算が。そのうち区画整理用地でその額というのが出てくるわけなんですけれども、豊田南は6,285、それから万願寺は1万139、西平山は3万4,282、東町は8,159と、このトータルをいたしましても、145億8,224万円という、49%が土地開発公社が取得したものの中で、区画整理の事業費となっているんですね。こういったものを利子を考えていっても、果たしてこれを、毎年進めていく中に、どうなのかなというのを大変心配するところなんです。一つ一つ細かいことを詰めたんですが、時間もあれですので、利子の関係なんかも、1日幾らという利子を計算すると、大体本当に50万円近く、それ以上の利子を1日費やすというか、利子がかかっていくとか、新都市建設公社も、もちろん一つ一つ出していけば、いろんなことが出てくるんですが、今のこの財政圧迫の状況で、貴重な税金が、もちろん一般会計からも繰り入れされていますし、国や都の補助金もあるでしょうけれども、市債の発行に対して、どういうふうにやっていくのかなというのを感じます。

で、この中で、『週刊ダイヤモンド』が、このまちが倒産する。全国691都市、47都道府県の財政破綻度ランキングを挙げられているんですね。ごらんになったと思いますが、お目にとまっている方もいらっしゃると思いますが、これを見ましたら、とても私、驚いてしまったんですが、市民1人当たりの財政危機に瀕しつつある債務額というか、87万6,600円。それでワースト9位なんです。それから5年度負担比率というのは401.73%で、ワースト2位という状況なんですね。本当にこのまちが倒産する。財政破綻度ランキングに掲載されたこの日野市の状況を見ても、本当にどうなっていくのかなということをお心配するところではありますが、こういったことに対して、今後どのように区画整理事業をつくり、整理をしていくのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） まず、当初の計画よりも事業が非常に長期化してございます。その理由につきましては、バブル等の崩壊によります地価の下落等が大きく影響してございます。そういう中で、地方財政も非常に圧迫され、それから都の財政も非常に厳しい状況でございます。そういう中で区画整理事業を進めていくわけでございますけれども、日野市の区画整理事業につきましては、市施行6地区、先ほど前段で申し上げましたような状況を踏まえまして、各地区の見直しをさせていただいております。例えば万願寺第二、東町でございますが、既存道路をできるだけ使った形での経費節減、建物移転等を少なくするというようなところで、資金計画の収支を調整をさせていただいているところでございます。豊田南につきましても、既に仮換地は供覧され、仮換地の指定等も行っているところでございますけれども、現在、段上の部分につきましては、もう少し現況道路、それから生活道路を生かした形での見直しをできないかということで、現在やっているところでございます。それにつきましては、今年度の10月ぐらいにある程度まとめをしていきたいというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、事業が長期化することには変わりはないわけでございますけれども、特に現在お住まいになっている高齢者等の方々につきましては、事業時期の、実施時期の予定がなかなか決まらないということで、御迷惑をおかけするというふうに考えますけれども、現在、日野市の区画整理事業の中では、市施行6地区の中では、建物の建て替え、そういうもの等につきましては、申請があれば、建物の許可をするといえますか、土地利用もしていただくということでお願いをしているところでございます。そういう意味で、事業期間の点では、非常に精神的な御負担をおかけしますが、

現実的に建物の建て替え、そういうものについては対応させていただいているところでございます。

それから、豊田南の事業費の件でございますけれども、当初計画262億円が392億円とすることのお話でございます。これにつきましては、当初、事業認可をとった以降に、駅前の地下駐車場、それから駅南口のところに立体換地ビルを導入するということで、約100億円相当の事業が入ってございます。そういう中で、392億円という数字に現在なっているところでございます。

それから、新都市開発公社の用地の先買いでございますけれども、これにつきましては、日野市の区画整理事業を行っていく上で、少宅地の減歩緩和を行っていくというのが基本になってございます。130平米以下についてはゼロ、それから130から330までは、段階的に減歩緩和を行っていくということで、少宅地の方の緩和のための土地でございます。いずれにしても、この土地につきましては、区画整理事業でやる地区につきましては、先行的に当市はどうしてもやらざる得ないというところでございます。そういうことで御理解をいただければというふうに思います。

それから、事業の期間は、こういう状況の中で、長期化するわけでございますけれども、各年度の予算につきましては、国の補助金、都の補助金等の導入と、それから保用地処分金、残りの部分を市の一般財源の繰入金ということで、各年度で市の一般財源から御負担いただく部分につきましては、先ほどお話しさせていただきましたように、5カ年計画、もしくは今後長期の計画の中で、適正な執行をしていく中で、事業ができるものというふうに考えてございます。そういう中で、事業の長期化につきましては、今後できるだけ努力をして、国の補助金、都の補助金の導入を行うことによって、事業期間の短縮を図っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 宮沢清子君。

○18番（宮沢清子君） ありがとうございます。

ちょっと時間が少なくなつてまいりまして、要するに結論から申し上げますと、同時多発の事業をやり過ぎたというふうに私は感じます。ですから、ここをどう整理するかなと思うんですね。今、景気のいいときはいいと思うんですけど、右肩下がり、少子高齢社会で、区画整理をこんなにやっていいのかというのがあると思うんですね。ですから、財政的な圧迫というか、先ほど申し上げたような状況でありますので、財源を1カ所に集中して、例えば短期間で終了させて、次に移っていくとか、何かそういった、

日野市の区画整理の手法というか、考え方をもう一度見直す必要があるんじゃないかなというのを大変感じております。

地権者に正確な情報の開示と、それから地権者の意見を行政がよく聞いてあげるといふことと、それから地権者と行政が話し合いをよくしていく。そして、方向転換することが、リスクを最小限に抑えることになると思うんです。聞きに来た方には答えますよ。それもないでしょうけれども、でもやっぱり、聞かれる方には、往々にして適切に答えるというのが一般的ではないかと思いますので、個別に話し合うのではなくて、全体像、全体をその地域の皆さんに見えるようにして、理解を求めるということをきちっとやっていただかないと、いつできるのかわからない、そういった不安で年金生活はしていかなきゃいけない。土地・建物については、権利にかかわる問題であるのに、もう自分が何というんですか、自分の事業を起こせない。売ることもできないし、買い取ることもできないというような、そういう状況下に置かれているところでございますので、こういったことをしっかり計画というか、立てていただきたいと思います。

それから、この3・3・2号線のルート承認がされていないという、これも、やはりいろいろと御事情を聞きますと、圏央道の方に予算が取られているとか、また別の方のルートに流れるようになっていたりとか、一時そのところが空き地というか、資材置き場みたいになって、空き地みたいになっていることも伺っているんですけれども、やはりそのところをきちっとルート承認されるように早くやっていかないと、財政的負担も、要するに補助金というか、国費がもらえないんじゃないかなということも感ずるわけですから、そういったこともきちっとやっていただきたいと思います。

今、何をやらなければいけないかという、時のアセスメント、これを、公共事業再評価システムの導入をきちっとやっていただきたいということをお願いしたいと思います。だんだん時間が迫ってきて、ちょっとあれですけれども、これをきちっとやって、そして市民にわかるように示していただき、区画整理事業に対して示していただきたいと思います。それから、区画整理事業から外れた地域に対してはどうしていくのかと、地区計画をやりますよということがあったんですけれども、そういったこともいろいろと今後出てくると思いますので、都市計画のマスタープランというものをきちっと策定していただきたいと思うんですね。そして、そのことによって、市民がわかるようにしていただきたいし、協力も得られるようにしていただきたいと思うんですね。で、公共事業というのは、原則的に5年から7年で見直しをするというふうに変ってきておりますし、そういった時のアセスメント、公共事業再評価システムがことしから導入され

るようになっておりますので、そういったこともきちっとやっていただきたいと思います。

本当にこのことを何十年となく区画整理事業を進めてきて、本当に驚いているというか、心配をしているところですが、平気でこのことが市民に理解を得られないまま点と点がたくさんつくられたということを感じるわけではありますが、そういったことに対しても、やっぱり大変でございますでしょうけれども、引き継いだ以上は、きちっとした体制を整えていただきたいと思いますし、また前任者の責任ということもどうだったのかなということも大変感ずるところでございますが、そのことを申し上げても、とやかく言ってもあれですので、今後どうするかということの方をきちっとやっていただきたいと思います。そのことに対して、全体的なことに対して、あと6分ですが、市長から2分ぐらいで御答弁いただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 立ち上がるのが大変つらい御指摘であります。市長として、深くおわびを申し上げたいというふうに思います。今の平成の大不況が、まだまだ続くという考え方が強いようであります。円もドル170円まで下がるだろうと。株価も1万4,000円を割るのではないかとことまで今言われておりまして、そういう中で、区画整理はもとより、自治体の行政自体が、これから1年後、果たして成り立つのかどうか、その辺まで実は心配をいたしております。そういう中で、私も今一生懸命議員の御指摘のように、補助金が取れるように、あるいはルート承認をいただけるように動いておりますが、これまたなかなか厳しゅうございます。一方では、たくさん広がった区画整理の地域にお住まいの皆さんの中に、二つの全く相反する御意見がございます。ぜひ早くやってほしいという御意見の方、もうできないんだから、思い切って市長さん、やめてくださいという御意見の方、両方の御意見が正直申し上げまして、私の自宅まで届いてまいります。何というか、非常にどういう決断を私はすればいいのか、これからの財政負担を考えると、非常につらい時期であります。よい方法があれば、ぜひお示しをいただきたいと思いますが、一生懸命本を読んで、こういうものがあるかなあ、というようなことを探しながら、今本当に五里霧中で、でも日本人がやるんだから、絶対大丈夫だという信念だけは持ちつつ、前向きにやっているところであります。そういう意味で、どういう方向に見直しをし、やっていくのか、まだまだ大勢の皆さんと話をしながら詰めていかなければいけません、できるだけ後年度に、次の世代に悪いものが残らないような施策を、私は任期いっぱい努めてまいりたい、このように今考えているところで

あります。ぜひ、お助けをいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 宮沢清子君。

○18番（宮沢清子君） ありがとうございました。

いろいろと書物を読むのではなくて、知恵は現場にありますので、その現場の知恵を十二分に発想の転換の中に入れていただきながら、施策に生かしていただきたいと思います。幾つか要望等もありましたし、また伺いたいこともあったんですけれども、ちょっと時間の関係で、お願いをしておきたいと思います。

高幡区画整理地の、先ほど午前中もありましたけれども、八小の北側200メートルのところに、水路にふたかけをして、歩道の整備をしていただいておりますが、その手前で、パイプさくで通行どめになっておるんですが、今後それが解除されるのかどうか、そして接続性ができてくるのかどうか、その点をお願いをしておきたいと思います。

あと日野駅の近くのパチンコ店のところからその先、甲州街道に出る道が、住宅地図を見ますと、途中でとまっておりますので、移転がいつになるのかどうか、そして甲州街道にしっかりとした接続ができていくのかどうか、お願いしておきたいと思います。

それから、狹隘道路整備要綱の設置をかねがねお願いしておりまして、整備基準は出ておりますけれども、けさほども寄附行為だけを望むようでございますが、買収等もして、きちっと線の整備をしていただきたいと思います。そして、市民の皆さんが、ごみ収集や下水道の計画やバス路線や、そして緊急車両・消防車等が、救急車等が入れる道路整備をお願いしたいと思います。

あと高幡不動駅前の駐輪場の件についても伺いたいと思いましたが、時間等の関係で次回に回したいと思いますが、一つ一つ区画整理事業は大変でございますけれども、限られた予算でありますし、また手をつけた部分でございますので、大変御心労が伴うことと思いますが、市長の英断によって日野市政が、ますます日野市が、ますます皆さん安心して生活できるような、そういった市政運営をお願いすると同時に、前任者から受け継いだ大変重大な問題でございまして、御苦労があると思いますけれども、ぜひ市民の皆さんが安心してできるよう取り組んでいただくことを要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（馬場繁夫君） これをもって11の2、少子高齢社会における都市基盤整備の在り方についての質問を終わります。

一般質問12の1、新ガイドラインをめぐる情勢と横田基地の騒音対策についての通告質問者、奥野倫子君の質問を許します。

〔3番議員 登壇〕

○3番（奥野倫子君） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、日野市の問題に入る前に、沖縄の米軍用地特別措置法について、市長が昨年の議会で、我が党の米沢議員の質問に答えて、市長自身の認識を述べていらっしゃいます。私は沖縄で生まれ育ち、沖縄の基地が、沖縄県民にとってどのようなものであるかを実際に体験してきた者として、市長の答弁に大きな疑問を感じております。その点について初めに伺います。

昨年の議会で米軍用地特別措置法の改悪について市長は、「沖縄の皆さん、つらいでしょうけれども、我慢をしてほしい、というふうな思いであります」と述べていらっしゃいます。戦後、50年以上もの間、沖縄の人々は我慢に我慢を重ねてきました。戦後、沖縄の人々は、銃剣とブルドーザーで強制的にアメリカ軍に自分たちの土地を奪われました。この出発点そのものがそもそもハーグ陸戦条約のような国際法や、ポツダム宣言にも反していました。占領軍といえども、人民の土地を強制的に奪うことは許されないのです。施政権返還後は、憲法違反の公用地法及び米軍用地特別措置法で、土地を強制使用され続けています。一体、いつまで我慢しろと言うのでしょうか。

市長のこの答弁は、沖縄の住民の憲法に保障された人権を無視して、アメリカの言うがままの安保条約最優先の政府・自民党と全く同じ立場に立つものです。国の政策に反対し、直接アメリカに出かけて、基地の撤去を訴える大田知事とは対照的です。現実問題として、財産権の保障や適正手続の保障など、憲法で保障された基本的人権が明らかに侵害されている状況があるにもかかわらず、法律で認めたとか、国会で決めたからということで、我慢してほしいと、国の言うがままに住民の権利を守れないとすれば、一体何のための地方自治でしょうか。自治体の長は、住民の利益を守ることがその使命です。その結果、国の政策を批判し、反対の行動をとらねばならないことがあるのは当然であり、それはまさに憲法が地方自治の本旨としているところです。

私は、市長のこの発言は、非常に無責任、不見識な内容だと思います。住民の利益を守ることが最大の使命である自治体の長の立場にある者としては、このような重大な憲法違反の疑いがある国のやり方に対しては、少なくとも疑問を表明するのが最低限の見識だと思います。市長、さきに私が引用した沖縄の基地についての市長の発言は、こうした見地から見ると、余りにも軽率な発言です。この発言は撤回すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（馬場繁夫君） 奥野倫子君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（馬場弘融君） 具体的に昨年の第2回定例会、米沢議員の御質問に対する私の答えが気に入らないと、こういう御指摘であります。で、米沢議員がどういうふうに私に質問をしているかということを、ちょっと議事録をコピーしてまいりましたので読み上げますが、少し長くなりますが、「一つは先ほどの経過でも触れましたけれども、米軍用地特別措置法の改悪によって、憲法で保障した基本的人権、財産権を奪うことになったわけでありまして、このことについてどのような感想を持っているのか伺いたいと思います」ということであります。つまり感想はどうかというふうには私は問われたわけですので、私の感想を申し上げたわけでありまして、その感想が気に入らないから、感想を取り消せというのは、その時点での感想を私は素直に申し上げたわけですので、その感想は違いますということを今申し上げたところで、これはナンセンスになるなという感じをまず思います。ですから、どのような感想を持つかということで問われるならば、ということで、私はるる申し上げております。もしよろしければ、全部ここで読み申し上げますけれども、必要ですか。

○議長（馬場繁夫君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 市長の感想と、市長としての公の立場での発言が違うのであれば、それを改めて質問させていただきます。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 感想は全く私は同じ認識を持っています。くどいようですが、沖縄の方も戦争を経験をいたしました。日野市の住民も戦争の経験をいたしました。私は父親を戦争に、あえて申し上げれば、赤紙というものととられて、シベリアに送られる途中で戦病死いたしましたしております。私もそういう意味では、一犠牲者でありまして、そういう意味で、沖縄の方々の受けた苦痛、これは沖縄の方々は、米軍の入ってくる以前から、中国と日本という両方の大きな国に挟まって、大変な長い間、苦勞をされてきたという歴史も私は重々存じ上げております。そういう意味で、そういう気持ちはわかるけれども、やはり戦争に負けた国というのが、いずれもそうであるように、それなりのことを対応し、我慢をしなければいけない。そういう部分も私が親を亡くしたように、あるいは地域をとられた方もいるでしょう。いろんな方々がそれを踏まえて、戦後の日本を生きてきたということも、私は思うわけであります。

それから一言、沖縄のことを言われるならば、やはり北方領土のことも言わなければいけないわけであります。（「そうだ、そうだ」と呼ぶ者あり）もともと日本の領土であり、ある国が8月15日以降になって、日本がポツダム宣言を受託した後になって、日本

が押さえていたところにぐうっと入ってきて、その住民を全部追い出して、そして今でもそれは占領を続けています。こういう方々に対するやはり私は日本人としての思いも持たなければいけないだろうというふうに思います。沖縄の皆さんもちろん大変でしょうけれども、北方領土から強制的に退去をされてしまったそこにお住まいであった、あるいはそこに業として、漁業とか農業とかやっておられた皆さんも、これまたとてもつらかったんだろうなあ。でも、これが戦なんだな、戦争なんだなという認識を私は持っているわけでありまして、そういう意味で、私は感想を申し上げたところでございます。

ぜひ、私は前の奥野議員の質問にも申し上げましたけれども、いろいろな議論をお話しになれることは自由です。そちらが話しになることは自由でありますけれども、私どもの方は、やはり全体的な視野から、右側だけではなくて左側も、北側も南側も、あるいは歴史的に考えれば、100年前だけではなくて、200年前、300年前、400年前、どうだったのかな、こういう視野の中で物事を判断する必要がある、こういう認識を持っております。そういう意味で、私が申し上げた思い、あるいは感想というのは、決して今でも訂正するつもりもございませんし、今でも同じような認識でございます。沖縄の皆さんがずっとずっと苦勞をされたということはよく御理解を申し上げるところであります。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 日本共産党は、戦後、北方領土の返還については一貫して主張しております。北方領土にしても沖縄にしても、早く平和を取り戻してほしい、そういうことでずっと地道に活動をしているわけです。市長の答弁を聞きまして思うんですが、この問題の本質は、結局、国の政策によって、住民の権利が侵害されている場合に、自治体の長として、どのような立場に立つのかが問われている、そういう問題だと思います。現に今、日野市の多くの住民が、米軍基地によって騒音に悩まされて、訴訟まで起こしているという現実があるわけです。そういう自治体の長として、今のような立場で、果たして本当に住民の権利が守れるんでしょうか。市民の暮らしが守れるのかという疑問が、ますます私は、今の答弁を聞いて、大きくなりました。市長は日ごろ、弱者の立場に立ってということをよく言われるわけですが、今の発言を聞いた限りでは、その言葉もむなしく聞こえてしまいます。

米軍や米軍基地によって、住民がさまざまな権利を侵されています。あるいは侵されようとしている問題は、今や日本全国に当てはまる状況になっています。米軍の権利の

侵害に対して、自治体がどのような立場をとるのが、どの自治体も例外なく問われていると思います。そして、横田基地に飛来する米軍機による騒音によって、この日野市でも、多くの住民の方々が被害をこうむっています。安保条約に基づく米軍基地が、日々の国民の生活の重大な障害となっているのは、沖縄だけの問題だけではありません。現在、日野市でも旭が丘、西平山、東平山の住民の方々が、第2次新横田基地公害訴訟団に加わり、平穏な暮らしを取り戻すための運動が展開されているところです。こうした運動に対して、市民の暮らしを守るという自治体の本来の使命からして、積極的に支援し、住民とともに平穏な暮らしを取り戻すために行動することは当然のことだと思います。

ところで、この問題についても、以前、我が党の米沢議員が一般質問で取り上げて、市として、この運動に対する具体的な支援の方法について提案しております。そのときの答弁では、幾つかの点について検討する、ということでありました。そこで、まず、この1年間の調査結果や、今問題になっている米軍機の低空飛行の実態を初めに御報告いただいて、その後、米沢議員の提案について、どのような検討がなされたのか、どのような取り組みがなされているのか、簡単にお答えいただきたいと思います。ちょっと時間がないので、その4点、提案をされておりますので、それに簡潔に答えていただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） 最近の状況ということでございます。騒音調査結果、市民の苦情、低空飛行の実態ということでお答えさせていただきます。

米軍横田基地の滑走路中心線の延長線上に、日野市旭が丘地区などがあり、このため、同基地に飛来する航空機が頻繁に上空を通過しています。この実態については、旭が丘地区センターに設置している航空機騒音測定器による測定結果を用いて掌握しております。これによりますと、過去5年間の実態は次のとおりでございます。WECPNLという間航用基準がございます。これは加重等価平均感覚騒音レベルということでございます。平成5年が75.8、6年が75.7、7年が74.4、8年が75.0、9年が73.3でございます。

続きまして、飛来回数でございます。平成5年が1万755、平成6年が7,361、平成7年が7,448、平成8年が6,007、平成9年が7,123でございます。

市民の方の苦情については、国が実施している住宅防音工事対象外に対する苦情はございましたが、横田基地にかかわる騒音の苦情はありませんでした。また、低空飛行の

事実も情報として入ってきておりませんでした。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 4点についてのお答えは……。

○議長（馬場繁夫君） 環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） たびたび失礼いたしました。続きまして、騒音公害に対する抗議ということでございます。平成9年8月12日及び平成10年1月12日に、横田基地における飛行訓練の中止の要請をいたしました。要請先は防衛庁長官、防衛施設庁長官、在日米軍横田基地司令官などで、市長名で文書で訓練の中止を重ねて、行われることのないよう、強く要請いたしました。

続きまして、広報で騒音問題の特集ができないかという点についてでございます。航空機騒音の状況については、平成8年9月15日で掲載いたしました。裁判の情報を含めた特集の掲載は、一般市民向けの広報の性格上、困難と思われます。

続きまして、騒音の調査箇所を増設についての見解の変化はあるかということでございます。旭が丘地区センターの測定については、横田基地滑走路延長線上にあり、最も飛行頻度が高い場所として、市内の状況を代表する地点と考えております。このほか、東京都でも、横田基地周辺に固定測定点4箇所、分布測定点23箇所の騒音測定を実施しております。このことから東京都では、横田基地滑走路延長線から東西に各1.2キロ程度離れた外側で、ほぼ航空機騒音にかかわる環境基準を達成していると推測できるとしてまいりますので、調査規模の拡大は今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） ありがとうございました。

今、日野市における騒音公害の実態についての報告もいただきましたが、数字だけではなかなかその実態がつかみにくいと思います。私は今回の質問に当たり、先ほど述べました「第2次新横田基地公害訴訟」の原告の方々、今公判の準備を進めていらっしゃるわけですが、被害の実態をお伺いしました。幾つか生の声を紹介しておきます。「飛行機が自分の家の上空を低空で飛んでいるので、家族の団らんのときなど、会話が聞こえなくなります。電話も飛行機が飛ぶときには、全く聞き取れないので中断します」。「子供を外で遊ばせているとき、飛行機にびっくりして、私の方に駆け出してきて、車

にひかれそうになったこともありました」。また別の方は「自動車などが近づくことに気づかず、危険な目に遭ったことがあります」。「病気になっても、うるさくて静かに静養できません」。さらに、墜落の不安や騒音のストレスから来る体調不良を訴えている方もいらっしゃる。一刻も早くこうした苦しみがなくなるように、自治体として何ができるかを、真剣に考えなければならないと思います。

市長は、ことしの初めに、この横田基地公害訴訟の運動に対して、「静かな眠れる夜と住みよい生活環境を求める切実な願い、実現に向け、ことしがその第一歩となることを期待しています」とメッセージを送っていらっしゃいますが、市長として、具体的な施策を何か考えていらっしゃるのか。例えば、立川市や福生市のように、基地問題にかかることを統一的に扱う部署をつくり対応すべきだと思いますし、現地での市としての実態調査を市長が先頭にすべきだと思いますけれども、この点も含めて見解をお聞かせください。

○議長（馬場繁夫君） 助役。

○助役（小俣雅義君） 今、質問者の方からお話がありましたように、この基地公害訴訟に対して、市としても何らかの対応をすべきではないかと、そういう御指摘でございます。日野市もかつては、横田基地対策協議会というのに加入していた時期がございます。これは横田基地周辺の自治体と一体の協議会だったと思います。たしか10年ほど前にこれが解散という形になったことを記憶しております。この横田基地の周辺、あるいは日野市の市民の公害に対する被害、こういうようなものが生活の中で大変な被害をもたらしているという、そういうような状況は承知しているところでございます。ただ、これは個々の施策の中で直接できること、できないことがございます。少なくともこの公害訴訟という運動に直接日野市として何らかの支援ができるかということ、なかなか難しい問題ではないかなと。制度上の問題もございまして、そういうような認識を持っているところでございます。

それから、立川あるいは福生、その隣接都市のように、専門の部署を設けたらどうかという御指摘がありますが、現段階では、日野市の中では、企画調整課の中に渉外担当、あるいは庁内の調整担当の部署がございます。これらの中で十分対応ができる問題ではないかと考えております。

○議長（馬場繁夫君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 確かにこの訴訟は、裁判の形式上、民事訴訟という形になってはいますが、市そのものが当事者の立場にあるわけではないわけですが、そ

れはあくまでも裁判の形式の問題であって、事の本質はアメリカ軍の基地が首都東京に存在することによって、多数の住民の暮らしが脅かされている。こうした事態に対して、自治体がどのような解決に向けて行動をとるのかということだと思います。裁判があろうが、なかろうが、自治体として解決を迫られている。そして既に住民は裁判という形でこの問題に取り組んでいるわけですから、裁判の形式がどうであれ、問題の解決のための自治体の活動の一環として、積極的に裁判の支援をしなければならないと思います。

部署の件でも、私、この質問をするに当たって、あっちの部署に行ったり、こっちの部署に行ったり、全然統一的に日野市の平和がどうなっているのかということがわからないんです。それで質問をさせていただきました。もう一度市長に対して質問をさせていただきますと思います。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 私は自分の経験から言っても、戦争は絶対やってはいけないし、平和をいつまでもいつまでも日本の国に守っていくといえますか、そういう姿勢、かたい信念は持っています。そういうことで、一番よりよい方向を探りつつ、今も行政を進めているところであります。そういう意味で、先ほども答弁がございましたように、お金とか、あるいは税金を使って訴訟団を支援をするということは、まさに議会の皆さんの議決をいただかなければできないわけでありますけれども、メッセージを送るということではありますので、そういう行動はさせていただいているところであります。

○議長（馬場繁夫君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 米沢議員が提案した四つの項目、広報で騒音問題の特集ができないとか、そういういろんな4項目、何にもほとんど予算がかからない提案です。さっきも私が言いました、一つの部署に統一すべきでないかということなんかも、ほとんど予算のかかる問題ではありません。市長の気持ち一つでできてしまうような、本当にささやかな要求なんです。ですから、こうした問題でこそ、やっぱり弱い者の立場に立ち切って、騒音公害に悩んでいる方々の支援のために、できる限り、言葉だけではなくて、支援をしていただきたいと強く要望します。本当に民事訴訟であることが支援を控える理由にはなりません。個人的な利益ではなくて、公共的な利益なんですね。市が当事者でないということが、支援を控える理由にはならないと思いますので、ぜひその点を本当に強く要望しておきたいと思います。

そもそもこの問題は、世界一の超過密都市である日本の首都に、米軍の基地が存在す

ることが原因となっています。人口密集地に軍事基地が置かれているということは、アメリカ本国では考えられないことです。基地に伴う騒音公害や危険が、人間の暮らしと両立しない。一国の首都に外国の基地があるのは、世界でも日本だけで、アメリカが戦争に突入すれば、首都東京が報復を受ける危険性があるという点でも、横田基地は世界の軍事常識からしても、極めて異常です。

市長は昨年の議会で、基地問題について、「基本的には、独立国である日本の国の中に、横田の基地も含めてでありますけれども、外国の軍隊が存在するという状態が正常であるとは、私も思っていません。いずれは完全に、日本の国内には、日本の国旗がどこにでもはためくというふうな国でありたい、というふうに思っているところであります」と答弁されております。この内容は要するに、安保条約がなくなり、日本から米軍基地がなくなるときまで、横田基地の存在はいたし方ないということをベースにして語られていることだと認識しておりますけれども、しかし、今述べたように、横田基地はそのほかの米軍基地とは異なる、異常なものなわけですから、米軍基地の根拠となっている安保条約についての立場はどうであれ、首都東京から米軍基地を早急に撤去せよという要求は、完全に道理があると思います。21世紀まで持ち越すことができない問題だと思います。まして、この日野市の多くの市民が、現に今も騒音に悩まされているわけですから、安保条約があるもとでも、横田基地撤去は緊急の問題だという立場を明確にして、この問題に取り組むべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。市長。

○市長（馬場弘融君） 奥野議員のお話の趣旨、前段については、全く同感であります。日本の国旗が、すべての日本の国土に翻るようにしてほしい。絶対そうするんだという強い意思を私は持っています。しかし、政治というのは、それほど簡単にできるものではないという認識もまた他方に私は持っています。例えば、核兵器は絶対いけない。やめるんだ、やめるんだと言ったからといって、インドやパキスタンの核実験を停止することはできなかったわけであります。つまり、自治体の長として、声高らかに、形の良いことを言うことは自由でありますけれども、実質的に私はやはり、長い時間をかけても、お互いの信頼関係の中で、少しずつ米軍基地が減っていく、少しずつアメリカと日

本の普通の国の関係に戻っていく、そういった行程を探る、そのための一手段といえますか、方法を自治体の長として探っていく、そういうことが我々の務めではないかなというふうに考えているところであります。

そういう意味で、前段、一つの国の中にほかの国の軍があるということは、確かにかしい。その認識については全く同じであります、それをすぐあすにも出ていくように行動しろということになりますと、またこれは新たな戦の種にもなりかねません。そういうこともまた考えなければいけないだろう。私はそんな認識も持っているところであります。

○議長（馬場繁夫君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 今、答弁をお聞きしていると、何か市長は本当に横田の危険性をしっかりと認識していらっしゃるのかなというふうに疑問を感じるわけです。横田の被害は騒音だけにとどまるものではありません。先ほどの調査結果の中にもありますけれども、日野市の上空をこれだけ頻繁に米軍機が飛んでいるわけですが、それも横田基地に着陸態勢に入った状態で、かなり低空飛行で飛んでいるわけです。落下事故なんかもたびたび起こっています。常に墜落の危険をはらんでいるわけです。在日米軍の軍用機と民間旅客機とのニアミスが、おととしと昨年で、110回にも上っていたことが、4月7日の参議院の委員会で明らかになっています。

さらには、この日野市の上空は、横田空域と呼ばれて、横田基地の管轄になっていすけれども、羽田空港に離着陸する大半の民間機は、この空域を通過する際、羽田空港の管制から横田基地の管制になり、また羽田の管制に戻るという複雑な管制を受けています。つまり、大部分が横田管轄なんですね。その周りを囲むように、本当に幅の狭いベルトで羽田空域があるわけです。羽田を飛び立った飛行機は、この横田空域という、本当に軍事空域を急角度で急上昇して、その上空に突き出て、何万フィートまで行った段階で目的地に向かう。そういう狭いところで、そういうやりとりがやられているわけですから、本当にこの件に関しては、もういかに危険であるかということは、管制官自身が指摘をしています。こういう面からも、本当にもう緊急な課題であると思います。

そして、米軍の低空飛行による騒音や危険に悩む広島県の君田村の藤原村長は、新聞のインタビューに答えて、こうおっしゃっております。「政府にとって、安保が国策であったとしても、特定の地域の住民を犠牲にしたり、環境を破壊していいということにはなりません。憲法のもとで、基本的人権や、平和に生きる権利は、日本のどこの住民にも保障されているのですから、正直言って、地方自治体が国の政策に抗議するのは難

しいのですよ、いろんな面で。でも、そういうことは言っていられない。私たちは住民の側に立ったならば、住民の立場でやらざるを得ないし、それが自治体の使命なんです」とおっしゃっています。日野市としても、市長を先頭に、こういう立場で基地問題に当たってもらいたいと強く要望して、次に移ります。

次ですが、市長は今年度の所信表明の中で、「自治体もみずからの意思で、世界の恒久平和に向けて行動すべきだと思います」と述べられた後、その具体的な取り組みとして、特に東アジア、東南アジアの人々との友好関係を深めていくことを挙げられています。住民同士のさまざまな交流に自治体が協力することはもちろん大切なことであり、ぜひ積極的に取り組むべきことだと思います。そして、その一方で、市長も述べておられるように、自治体自身もみずからの意思で、主体的に平和のために行動することは、今とりわけ重要な意味があると思います。

なぜならば、日本は政府としては世界平和、とりわけアジアの平和については、国際的な信頼を得ていないという現状があるからです。国際的に、とりわけアジア諸国の信頼を得られない原因の一つが、いわゆる日本の戦争責任問題です。これまで多くの閣僚が、日本の戦争責任をあいまいにする、あるいはさきの太平洋戦争を美化するという不見識な発言をして、外国からの抗議に遭い、辞任しています。こうした問題が起こるたびに、アジア諸国の世論は実に敏感に反応しているのを見るにつけても、日本の戦争責任は、戦後50年たった今も、あいまいにはしてはならない問題であると感じるところです。

ごく最近も、『プライド』という映画について、中国の各新聞は、歴史をゆがめ、侵略を美化するものと一斉に批判の記事を掲載していますし、イギリスのマスコミも、天皇がイギリス訪問中に述べた言葉に関連し、日本政府は侵略戦争に無反省と、一斉に批判をしました。仮にもアジア諸国との平和・友好関係を進めていくというのであれば、日本軍国主義によって進められた戦争は、アジアへの侵略戦争だったとはっきりと認め、内外に明らかにすることが、アジア諸国との友好、信頼関係の大前提となると思いますが、この点で市長は、満州及び中国、さらには東南アジア諸国を軍事的に占領したという事実を、侵略だったとはっきりとお認めになるでしょうか。認める、認めないの簡潔な答弁だとありがたいんですけども。

○議長（馬場繁夫君）　　市長。

○市長（馬場弘融君）　　簡潔な答弁をいたしたいのでありますが、少しく資料を持てまいりましたので、私の歴史認識から少しお聞きをいただきまして、その後、最終的な

結論に導いていきたいと、このように思う次第であります。

今、議員は、イギリスが日本の第一次大戦におけるイギリス軍捕虜に対する行動についていろいろな不満が、天皇陛下が訪問されたときに出了というようなお話がありました。そのイギリスは、それでは、歴史の中でどういうことをイギリス以外の国にやってきたか。そのことについての深い反省なり、何なりがあっただろうかということをも申し上げておきたい。これはイギリスだけではなく。スペインにしても、ポルトガルにしても、あるいはドイツにしても、いろいろな国、ヨーロッパのいわゆる先進国と言われる国々が、それぞれ当時おくれていたアジア・アフリカの国々に対して、どのようなことをしたのかということが、しっかりとした反省が行われて、それぞれを全部はかりの両方に置いた上で、それと同じように日本も考えようではないかということであれば、よく理解できるわけであります。

しかしながら、そういう前段なしに、一番最後にいわゆる先進国の仲間入りをした日本、その日本が一番最後にやった行動だけをもって、あれが唯一の侵略であったというふうにとらえ方をするとすれば、それは日本人として非常に悲しい、私は思います。事実が事実として侵略的な行為もあったでしょう。しかし、多くの日本人の中には、善意をもって一生懸命考えた国民も、当時もいたはずであります。そのこともしっかりと理解をしなければいけない。戦前の日本人がすべて悪人であったかのごとく印象を与える、そういった物事のとりえ方、発言の仕方は差し控えるべきであろうというふうに思う次第であります。

少し具体的に申し上げます。フランスのパリ、凱旋門からシャンゼリゼーの大通りを真っすぐ行きまして、オベリスクというものが建っています。セーヌ川のほとりです。あのオベリスクはどこから持ってきたか。3色旗、トリコロールですね。革命後のフランスが、ナポレオンをエジプトに送って、テーベのルクソル神殿の両側あるんです、オベリスクは。片方を持ってきたんですね。で、それを堂々とパリの一番いいところに、いかにも自分たちのものだというふうなことで展示をしています。返す気配はありません。そういうことをあらゆる国がやっている、それがまたこれまでの歴史であるという認識を我々は持たなければいけないんです。イギリスの大英博物館、行った方は御承知でしょう。あそこにも、決して小さなイングランド、スコットランド、ウェールズ、イギリスのあの国だけの歴史的な展示があるわけじゃありません。世界のあらゆる国から、まあ略奪とは言いません。強引に持ってきたいろんな遺物が、あるいはレリーフが、はがされて持ってきています。あれに対する反省が一体どこにあったのでしょうか

か。そういうやはり我々は幅広い歴史的な認識を持った上でやっていかなければいけない。

さらに申し上げます。コロンブスがアメリカに行ったのは1492年であります。当時、まだアメリカ大陸、南北の大陸には、黒人は1人もいなかったんです。それからわずか350年の間に、およそ1,200万人と言われるアフリカの黒人が奴隷として送られました。ついこの間、クリントンアメリカ大統領が、中央アフリカか何かに行ったときに、ようやく、奴隷制度はよくなかったとかということをしらっとか言ったとか、言わないとかという記事がありました。そのくらいの認識であります。そういうこともきちっと我々は踏まえて、日本というものがもし批判をされるんならば、どうなのかなという認識をまず基本に持つべきであろう、私はそういう歴史認識を持っています。

そういう中でありますが、日本として、これからじゃあどのように、特に東アジアの国々に、よりよい方向の施策をやっていくか、あるいは自治体としてやっていくかということでもあります。

一つの例を申し上げます。浅川たくみという人がいます。これは山梨県の高根町という、私どもの大成荘があるすぐそばですね。あそこに生まれた林業の専門家です。この方は、占領のときの占領した韓国に渡っているんですね。そして、林業を韓国の方々に教える傍ら、一生懸命韓国の民芸品を集めて、その民芸資料館をつくったんですね。で、向こうで死んでいます。若くして死んでいます。こういう方を今高根町では、町の大きな財産として取り上げようではないか。戦前の日本というのは悪さをしたとか、いろんなことがいっぱい言われているけれども、こういう立派な人もいたんですよということを取り上げなければいけない、こんなことも言っているわけであります。

私は、悪いことをすべて取り上げて、そしてこれでもかこれでもかといって決めつけてくる。そういうやり方では私は、平和は求められないというふうに思っています。よりよいものをつくっていく、そういう行動を自治体としてやるべきだろうというふうに思うわけであります。そういう意味で私は、私の家にも、かなりの人数の留学生がかって泊まったことがあります。7年間いたこともあります。そういう方々に対して、日本という国が、こういうふうに皆さんを優しく包み込んでいるんですよということを常に伝えていきたい。それがひいては世界の平和につながるだろうというふうに思って、行動しています。

そして、広報のことをおっしゃられました。その後実はウイングですね、南平の日本野鳥の会のウイングの方から、こういう言葉が返ってきました。市長さんの、この東ア

ジアの国々との自治体同士の交流、住民同士の交流は、手助けできるかもしれませんよ、ということ言ってくれました。それは、渡り鳥の問題です。渡り鳥は北朝鮮にも行きます。ロシアの極東の方にも行きます。韓国にも行きます。また中国の南の方にも行きます。そういう渡り鳥の、どういうルートで飛んでいるかということを調べ合う中で、その村の人、町の人との交流ができるんじゃないですか。それがひいては国際平和に結びつくのではないですか、ということも言われました。

さらに一つの例を申し上げます。私は音楽が大好きであります、ミュージカルで『李香蘭』というのがあります。これは劇団四季の非常に大きなレパートリーの一つであります。これは、日本が戦争前にどのようなことをやってきたか、中国でどのようなことをやってきたか。一生懸命よい方向に行こうといいながら、悪いことをしてしまった日本人のことを、反省をつつ、しかし日本人のこともいろんなことで描いて、中国人のことも描いています。それを、私が申し上げたいのは、これを日本だけで、いい公演だったというものじゃないんですね。中国の東北地方でも、行って公演をし、向こうでも感動させました。シンガポールでも、多分、昨年だと思います。公演をし、大きな感動を呼びました。日本にもこういう文化があるのか、ということ始めて知ったということ、向こうから感動の手紙が来たということを知っています。つまり、そういうものを私はこれから、時間がかかるかもしれないけれども、少しずつやっていかなければいけない。そういう私の平和認識をぜひ御理解をいただきたいと思います。

私は実は、市民会館の担当職員に、この『李香蘭』というのを日野でできないだろうか、劇団四季と話し合いをしてほしいというようなことを指示した例があります。しながら、昨年はちょうどオリンピックの演出を一生懸命劇団四季がやっておった関係で、まだ話し合いはできないというようなことでございましたけれども、いずれ話し合いをして、できれば日野市でそういった公演ができればいいな、こんなふうに思っています。

議員はどうも、アメリカというと、徹底的に悪いことをする。日本の50年前は徹底的に悪いことをした。だからそれは全部だめなんだというふうな論にくみしているように思われますけれども、私はそうは思わない。いつの時代でも、よいことをしようとした人はいるし、そういう方々を一つ一つ発掘をしていって、それをこれからの、かつて戦争をした国同士が、二度とそういう戦争を起こさないような平和の行動に結びつけていく、それが自治体の長として、あるいは市民としての平和への行動ではないかな、そんなふうな認識を持っていることを申し上げておきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） なるべく質問の趣旨から離れないように答弁を願いたいんですが、今市長から、イギリスはどうなんだ、外国はどうなんだ、というような言葉がありました。しかし、外国のことは外国の方が反省していただければいいと思うんです。日本は最後に先進国に仲間入りしたのに、という発言がありましたけれども、でも日本は、本当に世界に誇れる平和憲法があるわけですから、外国が責任をとらないから、日本もとらないというようなことではなくて、本当に日本は世界にお手本を示していくということが今求められているんだと思います。こういう点でも、日本が戦争責任をあいまいにせず、はっきり認めることが、アジア諸国との友好関係の大前提であると言えると思います。

それで、時間もないので早口になってしまいますが、アジア諸国の信頼を得られない、もう一つの大きな原因が、安保条約と今日的具体化であるガイドラインにあると思うんです。この点について、元外交官で、現在——あっ、すみません。その前に、私、これだけは言っておきたいということを言わせてください。

今の、侵略を認めるかどうかということなんですが、私、ことし初めに、中国の留学生の方と対談をする機会がありました。そのお話を聞いて、本当にびっくりしたんですけれども、向こうは、歴史の授業を本当にみっちりやって、もうこんなに1年間に歴史の授業などをやるそうです。だから、小学生でももう、日本が中国に侵略して、何万人も虐殺をして、1円も戦争に負けても国家賠償をしていないということは、小学生の子供でも知っている。それで、中国では、鬼ごっこを「リーベクイツ」、つまり「日本鬼」という言葉を使い、これが生活の中で、本当に定着しているそうです。言葉を発し始める子供が、まず真っ先に覚える言葉の中に入っている。どういうことかといいますと、結局、日本人は、機会さえあればまた攻めてくる。日本を信頼してはならないぞというその戒めが、この言葉に込められているんじゃないかと、私は思うんです。先ほど市長も、日本共産党は、日本人がやったことばかり、そういう悪く言うとかいうことをおっしゃっていましたが、そういうことではなくて、本当に世界の平和のために、どうすればいいかという観点で質問をさっきから続けておりますので、その辺のずれが、認識のずれが、本当に私は不思議だなと思っております。

話を戻しまして、ガイドラインのことに移りますけれども、今、このガイドラインについてですが、元外交官で、現在日本国際戦略センターの代表の古川栄一氏の現地の取材によれば、ASEAN諸国は、自国に米軍基地を置かないという点では、すべての国が一致しているということです。タイは1975年に、ベトナム戦争が終わると、直ちに米

軍の撤去を要求して実現しています。フィリピンは1992年に、米軍基地を完全に撤去させました。在日米軍に関しては、インドネシア、マレーシア、ベトナムの3国ははっきりと反対の態度を表明しています。日米安保条約を明確に支持しているのは、フィリピンとシンガポールだけです。そのフィリピンも今述べましたように、自国の基地は撤去しているわけです。また中国に関しては、安保条約の地理的範囲には問題がある、と表明しています。ガイドラインについては、中国は強い危惧を表明していますが、香港、シンガポール、マレーシアの各国からも批判が相次いでいます。こうしたアジア諸国の立場は、軍事同盟をつくれば、必ずそれに対抗する国や同盟が出て、軍備拡張、そして緊張の高まりが起こるという考え方に根差しています。

今日、世界の平和運動は、非同盟・中立という方向に大きく動いていて、アジアについても、23カ国中、日本、中国、韓国以外のすべての国が、非同盟諸国会議に参加しています。アジア諸国との平和的な関係の確立のためにも、日本が日米軍事同盟を解消し、非同盟・中立の道に踏み出すことが求められていると思いますし、アジア諸国との平和を考える自治体の責任者として、そういう見識をもって行動することが必要だということとを強調して、ガイドラインの問題に移ります。

4月の28日、新ガイドラインの実施に向けて橋本内閣は、周辺事態措置法案など3法案を閣議決定し、国会に提出しました。この新ガイドラインというものの、アメリカでは『ウォーマニュアル』、すなわち戦争の手引書と呼ばれています。決して防衛指針とは呼ばれていません。日本は憲法第9条で戦争放棄をした国ですから、戦争を想定した、ここが大事です。日本は、憲法第9条で戦争を放棄した国ですから、戦争を想定した法律は持っていません。しかし、今回の新ガイドラインは、アメリカがこれまでの安保条約の内容を踏み越えて、日本にあからさまに戦争協力を求めたものとなっているため、戦争に協力するための国内法の整備が迫られているわけです。アメリカの『ウォーマニュアル』に沿って、日本の国内法を整備していくためのその第一歩が、今回の3法案なわけです。

今回提出されたその周辺事態措置法案ですけれども、周辺事態の認定や、民間への協力要請など、さまざまな重大な問題が指摘されているところですが、その中でも有事の際には、国は地方自治体の長に協力を要請できる旨の規定があることは、本議会としても、とりわけ重視しなければならないと考えます。そして、この規定については、この協力要請に従わない場合は、違法な状態になる、という説明がされていますから、実質的には有事の際の自治体の協力が強制されるということになります。このことに対して、

既に幾つかの自治体が、事前に何の問い合わせもないままの法案の提出に抗議する動きが出ていますが、法案が国会に提出されている以上、法案の中身について、自治体としてどのような態度をとるのが問われています。そのような視点でお伺いをします。

まず、今回の法案によれば、その9条で、国は有事の際に、地方公共団体の長の権限に属することについて、協力を義務づけることができるという内容ですが、一般的には、港湾や空港、公立病院を戦争に利用できるようにすることなどが挙げられています。そこで、この日野市の場合、有事の際の協力として、協力が義務づけられるものとしてどのようなことが考えられるか、お答えください。部長にお願いしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 日本周辺有事の際の地方公共団体の協力について、特に日野市の場合にはどうなんでしょうかということでございます。このことにつきましては、今国会に提案されています、周辺事態安全確保法案第9条の第1項、ここを言われているんだろーと思いますけれども、御指摘のように、地方公共団体の長に協力を求める規定が示されております。このことにつきましては、現在国会において審議中で、具体的にその内容、義務、あるいは違反、懲罰等、明確にはされておられません。しかし、日野市の場合とはいうことでございますので、市内には軍事関連の施設は存在していません。私たちは、報道機関からの情報からしますと、今議員の御指摘のように、自治体が管理する道路、あるいは市立総合病院を持っておりますので、そこへの傷兵の受け入れなどの協力、そういったものが一応想定されるというふうに考えております。それ以上のことは、私ども、現段階では、明確なところは不明でございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） ありがとうございます。

有事、すなわち戦争の際に、自治体の施設が利用されるということは、自治体その戦争行為に加わることを意味しています。この点では、西広元防衛事務次官は、「ある意味では、輸送とか通信とかいうのは、前線で戦う歩兵よりも重要なくらいで、医療だって、戦争行為の外側とはみなされない」と語っています。有事の際に具体的にどうするかが、法案という具体的な形をもってあらわれ、自治体の協力も義務づけられているわけです。これまでの安全保障問題の議論とは、全く質的に異なった状況になっていると思います。従来、安保条約は、日本を守るために必要であるという議論がされてきました。日本の防衛のためだから、憲法第9条には違反しない、という説明も、繰り返され

てきました。しかし、そもそも在日米軍のどの部隊も、日本防衛という任務は、初めから持たされていないことは、実際の在日米軍の行動や、アメリカ国防省の文書からも明らかなわけですから、今の状況は、安保条約にも違反しているというべきものです。こうした部隊への協力が今、自治体に義務づけられようとしているわけです。この新ガイドラインは、安保条約の今日的姿であり、アメリカにとっては、新ガイドラインの実行ができなければ、安保条約の意味がないわけで、新ガイドラインと安保条約はまさに不可分一体のものだと思いますが、しかし、その点での評価は別にして、これまで安保条約の必要性を認めてきた人々の間からも、この新ガイドラインについては反対する声が上がっています。また、自治体の戦争協力を求める有事参戦のための法案については、日野市は戦争に協力しないというのが、広範な市民の声だと思います。

こうした政府の動きに対して、アジア諸国との平和関係を築く上でも、また市長の所信表明にもあるように、自治体として世界の恒久平和のために行動する立場からも、自治体への協力要請に対して、日野市の長としては協力できないという立場を明確にすべきだと思います。さらに、今回の法案は、既に国会に提出され、情勢は緊迫しています。このような有事参戦立法をつくるべきではないという立場を明らかにして、政府に対してもはっきりと意見表明すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） ガイドラインのことについて、これも認識が大分一方的で、もう少しまたこれもいろんなことを言わなきゃいけないんですね。このガイドラインができたのは、ジョゼフ・ナイという次官補ですか、これがつくった『ナイレポート』というのがあって、今のガイドラインのもとになっているんですが、その前のときには、ブッシュ大統領のときに、「東アジア戦略構想」というのを、1990年のときにつくっているんです。それは実は、米軍はもうどんどんアジアから引いていきますよという戦略構想だったんですね。そうしたら、今の議員の話とはちょっとずれてしまいますけれども、むしろ東アジア、南アジア、あの辺の国々の方々が、すごく心配になってきたんですね。アメリカの軍勢力が減った後、一体何がそこに来るのだろうか。余り引いては困るというふうな認識がばぁっと出てきたわけですね。その中には、その空白を埋めるのが、例えば中国の軍であろうとか、また日本が自衛隊を増強してそこに来るのではないか、いろんな不安があったようであります。

いずれにしても、余りもう引いては困るぞというふうなアジア諸国の認識があったと。それを踏まえて、この『ナイレポート』では、今度はこれだけのプレゼンスはちゃんと

確保しますよ。そのかわり、それについてはそれぞれの国が、それ相応の負担をしてくださいよというふうな意味合いのことでありまして、それが新しいガイドラインのもとになっているわけでありまして、そういう意味では、これまでの安保条約の範囲を大幅に逸脱をしたり、全く改定をするような中身の問題ではこれはありません。やや規定のし直しをしたぐらいのことでありまして、一部の方々がおっしゃられているような、全く改定をしたんだというふうな認識ではない。それはこの船橋洋一さんという人が書いた『同盟漂流』という本の中にもしっかりと、この中に書いてあるわけでありまして、その認識をまずお伝えをしておいた方がいいというふうに思います。

そういうわけでありまして、しかし、議員は、どうも戦争が大分好きなようでございまして、戦争、戦争ということ盛んに言われます。戦争という文字なんていうのは、本当になんですよね。で、本当に戦争に対して協力をしろというふうに言われたら、私は絶対反対します。それは申し上げます。周辺事態法案、あるいは物品役務相互提供協定改正案、自衛隊法改正案、こういったものの三つがガイドラインの関連3法案でありますけれども、いずれも、強制的に自治体に戦争に入ってこいとは書いてございません。あるいは戦争に協力的なことをせいとも書いてありません。それぞれが自治体の判断でやるということになっております。私はこの際、もう一遍申し上げます。日野市が戦争に巻き込まれる、あるいは日本が戦争に巻き込まれるようなことについては、断固反対をいたします。戦争は絶対嫌です。

○議長（馬場繁夫君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 戦争に反対という強い意思があるのであれば、今本当に行き先が危険な方向を向いている、その法案に対しては、きっぱりとやっぱり意思を表明していかないといけないんじゃないかと私は思います。日本に関係のない戦争でも、アメリカが戦争を起こせば、自動的に自治体がそれに協力させられて、日野市の市立病院が負傷兵の救護に使用されることが十分想定されるわけです。有事になったら市立病院に負傷兵があふれて、市民は締め出される。戦争というのは、殺し合いですから、負傷兵というのは100人、200人じゃないんです。周辺自治体の公共病院は、本当にあふれ返ってしまうような事態を想定して、このガイドラインはつくられているんです。市民の権利侵害も甚だしいわけですね。こうした仕組みが今つくられようとしているのを市長は許せるんですか。一体もう、自治体の長として、この問題に対してどのような行動を、ちゃんときちっと行動で示していただきたいんです。ただ成り行きを見ているということなんでしょうか。すみません。はっきりと、どういう行動でという……。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 細切れに質問されますので、私も1時間ぐらい時間をいただきますと、もう少し理路整然といろんなことが言えるわけではありますが、その都度新しい問題を出されますので、私の方の頭もそれほどよくありませんので、整理整頓がつかなくて、大変恐縮ではありますが、どうも何か、すぐ戦争だっていうんで、とてもお話がかみ合わないんですね。戦争、戦争という言葉が奥野議員からこれだけ出てくるとは私、ゆめゆめ思いませんでした。私は、そういう議論は、この場はする場ではないんじゃないかな。もう少し市民の減税がどうだとか、福祉施策がどうだとかというふうなことを問うていただきたいと思うわけではありますが、今、私の基本的な思想・信条を問われているわけでありまして、これが果たして本会議の場でこのように、一応解き起こしてですね、いろんなものを整理して申し上げなければいけないというような場ではないんじゃないかなというふうに思いつつ、今お答えをしているわけではありますが、先ほど来、この日野市民に関係をしたところは、先ほどの横田基地の訴訟で、騒音で困っていますよということは、よく私も理解できます。そういうことがこれ以上ないようにしたいと思いますし、病院に負傷兵が満杯になるというようなことが絶対ないように私も頑張っていきたいと思いますし、市の職員が銃後の守りとか何かで駆り出されるようなことが絶対ないように私も頑張っていきたい。またそんなことが予想される法案であるとすれば、私も一生懸命国会の方へ行って座り込みをしてもいいと思いますが、私はそのような文言が、これを読む限りは、残念ながら、私の能力の不足かもしれませんが、読めないわけでございまして、少し認識が基本的に違います。ただ、くどいようでございますが、私は戦争は絶対嫌です。日野市民を二度と再び戦場に送るようなことは、私は断固体を張って守るつもりであります。それだけはお伝えしておきます。

○議長（馬場繁夫君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 戦争が嫌いだというのはもう、全市民が同じなんです。ただ、知らないうちに、国家総動員の体制になっていたということがないように、今私は質問させていただいております。で、今のような市長のあいまいな立場に強く抗議すると同時に、多くの市民は絶対に許さないだろうということを申し添えておきます。

政府の有事参戦立法の企てを阻止し、新ガイドラインに反対する運動は、いわゆる国だけの問題ではありません。地方自治体としてどうするかが問われている。本来、地方自治というのは、民主主義の制度であるだけでなく、住民の暮らしを守る前提である、平和を守る制度でもあるわけです。地方自治の本旨に基づいて、安保条約についての評

価値はわきに置いて、この危険な企てを実行させないための共同を広げていくことを心から呼びかけて、次に移ります。

時間の関係があるんですが、ちょっと大事をとって……（「原稿を読んでいるだけじゃ終わらないよ」と呼ぶ者あり）じゃあ、核兵器の廃絶に向けた取り組みについても最後に質問させていただきます。

この間、インドとパキスタンが核実験を行い、世界の平和にとって、核兵器の驚異と核兵器廃絶の緊急性が改めて浮き彫りになりました。今回の核実験は、南アジアの二つの主要国が新たに核兵器競争に突入したことを意味しています。また、現在、世界の五つの核保有国が保有する核弾頭は3万6,000発で、人類を何度も絶滅させることができるだけの数に及んでいます。さらに、アメリカなどは、核兵器の戦線使用を軍事戦略に採用しているわけですから、自国の防衛のためという口実さえ成り立たない状況です。今回のインド、パキスタンの核実験に対して、世界各国、日本各地から抗議の声が起きました。市長も5月13日、6月1日と、続けてインド、パキスタン両国の大使館に抗議文を送られております。こうした一つ一つの取り組みは、非常に大切なことだと思います。

しかし、今回の問題で、いま一つ明らかになったのは、これから核兵器を持つことに、世界的な抗議が行われたその一方で、現に核兵器を保有している国が存在しているという矛盾です。既に持っているのはいいが、これから持つのは許さないということが、説得力も何も持たないことは明らかで、おととしの国連総会でも、現在の核保有国に対して、いつまでもと期限を切った核兵器廃絶交渉を求める決議が、109カ国の賛成で採択されています。アジアでは、日本、中国、韓国を除く20カ国がこれに賛成しています。日本政府の立場は、一方でアメリカの核戦略を認めているため、今回の実験に抗議しても、全く説得力のないものになっています。この問題では日本共産党は、インド、パキスタンに抗議すると同時に、6月4日にアメリカ、イギリス、中国、フランス、ロシアの核保有国に対して、核兵器廃絶の国際協議の開始や、未臨海実験を含むすべての核実験の禁止、及びこれ以上の開発の中止、核戦線攻撃の放棄を求める書簡を送りました。日本政府の立場が、この問題でも国際的な信頼を得られない今、やはり核兵器廃絶を宣言する自治体としては、自治体の意思として、インド、パキスタンにとどまらず、すべての核保有国に対して、今こそ核兵器廃絶に向け、実効ある行動をとるように要請すべきだと思いますが、市長の見解を伺います。

○議長（馬場繁夫君） 小澤春童君。

○総務部長（小澤春童君） 核兵器廃絶に向けた実効ある行動をとということでございます。核兵器の廃絶により、世界の恒久平和を実現したいという願いは、先ほど市長も申し上げております。日野市民の総意というだけでなく、国際社会全体の願いでもあるというふうに考えております。その中で、議員御指摘のように、インド、パキスタンの問題につきましては、いち早く日野市としても、日野市民の総意として抗議を行ってきているところでございます。この問題につきましては、今後も、核兵器のない恒久平和の実現を目指しまして、他の地方公共団体や、平和を願う国々とともに、日野市として可能な限り努力をしていきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 抗議をするという方向で考えていらっしゃるという……。時間ありませんので、今の答弁に対してあれこれ言うことはよしますけれども、とにかく今私たちは、21世紀を目前にして、基地問題、ガイドラインの問題、そして核兵器廃絶の問題など、私たちの命と暮らしの根幹にかかわる問題で、緊急に解決を迫られています。日本政府のそれぞれの問題への対応は、問題の解決に真剣に取り組んでいるとは絶対には言えないと思います。だからこそうした平和の問題でも、地方自治体が果たす役割は、ますます大きくなっていると思います。そして、問題の解決に向けて、党派を超えた共同を広げることが、ますます重要になってきている。そのことを最後に申し上げて、質問を終わります。

以上で、1問目の質問を終わらせていただきます。

○議長（馬場繁夫君） これをもって12の1、新ガイドラインをめぐる情勢と横田基地の騒音対策についての質問を終わります。

一般質問12の2、環境ホルモンについての通告質問者、奥野倫子君の質問を許します。

○3番（奥野倫子君） 環境ホルモンについての市の対応について伺います。

先日、私たちの党に、次のような内容の電話が入りました。「今環境ホルモンの問題になっているビスフェノールAが、エポキシ樹脂からも出る。学校プールはほぼ全部エポキシ樹脂を塗っている。それが文部省の基準のようにになっている。私は、長らくこうした工事を手がけてきた者だが、子供たちに被害が出たら大変だ。調査して使用をやめさせてほしい」という内容でした。環境ホルモン研究の第一人者の横浜市立大学の井口教授によれば、このビスフェノールAという物質は、残留性はほとんどないので、発がん性や毒性という点では余り問題はないんですが、ただし、ビスフェノールAがホルモ

ン量を変動させることは確かですから、胎児の時期であれば微量でも影響大で、発がんや不妊などの形で20年から30年後に出る可能性があるとのこと。市が管理するプールの中で、妊娠している可能性がある女性も利用すると思われるプールで、エポキシ樹脂が塗料として使われているものがあるでしょうか。そして、これは小中学校のプールでも、一般に開放されているときは、使用している女性自身が、妊娠を無自覚の場合もありますし、妊婦が利用する可能性は否定できないと思いますので、小中学校に関してもお答えください。

そして、二つ目に、エポキシ樹脂が塩素と反応してビスフェノールAが溶け出すことがないのか、二つまとめてお答えをいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 奥野倫子君の質問についての答弁を求めます。環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） ただいまの御質問、プール塗料に使われているエポキシ樹脂から環境ホルモンのビスフェノールAが溶け出すという指摘は正しいかということでございます。外因性内分泌攪乱化学物質、いわゆる環境ホルモンの疑いがあるとして最近注目されているのに、ビスフェノールA、スチレンなどがあります。この中でビスフェノールAについては、これを原料とするポリカーボネート樹脂が、食器や哺乳瓶に使われていることから、ビスフェノールAの溶出についてはいろいろと試験されているようですし、規制値も設けられております。プールの塗料として、下塗り用にエポキシ樹脂が使われ、これにもビスフェノールAが含まれているようですが、これらの塗料などの溶出試験は行われていないようであり、その情報が今のところありません。プールのような常温の水に対して、またその含まれている塩素との関係なども不明です。今後、情報収集に努めていきたいと考えております。

2番目の、日野市のプールの塗料にエポキシ樹脂は使われているかということでございます。現在、日野市で管理しているプールは、幼稚園4、小学校20、中学校8、保育園12、生活・保健センター、東部会館、市民プールがありますが、この中でエポキシ樹脂系の塗料を使用しているものは、小学校7カ所、中学校5カ所、市民プールでございます。ただいま御指摘の、胎児に影響があるという可能性があるということでございます。小中学校は、一般開放したときや先生とか、そういう方、また市民プールは確かにその可能性としては絶対ないということではないので、どんな方法でPRしたら、またお知らせしたらいいのかを今後検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） ありがとうございます。

今のお答えによりますと、開放プールのときなど、女性が使用するということを考えれば、小中学校でも該当していると。それで、市民プールもやっぱり該当しているというお答えをいただきました。環境ホルモンというのは、例えばダイオキシンを例にとると、濃度が高いと毒物なんですけれども、それをどんどん薄めて無毒化できた段階から、つまり低濃度になると、環境ホルモンとして作用し始めるんです。よくカップめんや哺乳瓶から検出された数値をもとに、国の基準値と比べてどうこう言われますけれども、そもそもこの基準値そのものが、毒性や発がん性を対象にしたものであって、それよりも低濃度で発生する環境ホルモンの影響を想定したものではないわけですね。そういうふうに環境庁の環境安全課が言っております。プール塗料のエポキシ樹脂についても、そもそもきちんと調査がまだ、国レベルでも都レベルでも調査がされていない段階ですから、安全かどうかはわからないというのが現状です。

また、先ほども言ってましたが、業者は、安全性に問題はないだろうと思われる、という答弁でしたけれども、結局、きちんと国基準以下の微量の数値まで引き上げてやった実験結果というのではないわけですね。そういうことで、安全かどうか本当にわからない現状です。一般的には塩素は最も化学反応を起こしやすい物質ですし、プールの表面に傷がある場合にどうなのかということとか、いろんな場合が想定できるわけです。安全性がしっかり確認されるまでは、できるだけ慎重な対応をしなければならないと思います。今、少なくとも胎児に悪い影響を及ぼす危険があると指摘されているのですから、そのことを利用者に知らせるべきだと思いますが、その対応についてお聞きいたします。

○議長（馬場繁夫君） 環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） 先ほど先にお答えしてしまいましたんですけど、できるだけお知らせするような、私どもも、本当に影響があるのか、ないのかというのがはっきりしません。やはり少しでも疑いがあれば、そういうPRをして、御協力していただく以外にないのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 環境ホルモンは国がようやく調査を始めた段階で、未解明なことだらけです。しかし、今指摘されている人類への影響は非常に深刻で、人体への害を未然に防ぐことがどうしても必要です。市としても独自調査をする必要があるのではな

いか。また、今若いお母さんたちが、我が子に母乳を飲ませてもいいものかどうか、不安と混乱に陥っているという状況もありますので、市として対策チームを置き、情報を系統的に収集し、正確な情報の広報活動に力を入れるべきだと思いますが、先ほどもそういう質問ありましたけれども、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） 先ほども宮沢議員の御質問にございました。現在、全庁的、横断的に考えなければならない環境問題を、検討・対応すべき調整組織を考えているところでございます。環境ホルモン問題など、重要課題などは1主管課だけではできませんので、これらに対応できるような体制を早急に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） ありがとうございます。

私は政府に対して、発がん性、毒性試験以外の環境ホルモンの試験のシステムを早急につくり、食品に含まれる農薬や食品添加物を含めて、すべての化学物質を総点検し、また企業に対しては、化学物質をむやみにつくらず、排出したものは再利用、もしくは回収するよう要求していくことが大切だと考えますが、自治体としても、そのような方向でぜひ国の方へ働きかけていただきたいと思います。

また、学校プールのエポキシ樹脂の問題については、私が調べた限りでは、文部省から公立学校施設整備費補助金交付要綱という文書が出ていて、その中で、補助金の交付申請に当たり、文部省に対して、プール施設の材質についても報告をし、審査を受けることになっています。そして文部大臣には、計画に条件をつける権利も認められています。エポキシ樹脂を使うことが文部省の事実上の基準のようにになっているかどうかは、まだつかんていませんが、少なくとも無関係とは言えないと思います。市が独自にプールの調査をするのは、なかなかできなくても、文部省に対して調査の要求をすべきではないかと思います。こうしたことも今後ぜひ考えて、積極的な取り組みをお願いして、質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） これをもって12の2、環境ホルモンについての質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。
本日はこれにて散会いたします。

午後5時50分 散会

6月16日 火曜日 (第5日)

平成10年
第2回定例会

日野市議会会議録 (第16号)

6月16日 火曜日 (第5日)

出席議員 (29名)

1番	中野昭人君	2番	清水登志子君
3番	奥野倫子君	4番	菅原直志君
5番	出沼恵美子君	6番	名取美佐子君
7番	秋山薫君	8番	佐藤洋二君
9番	手嶋精一郎君	10番	小島久君
11番	中谷好幸君	12番	佐瀬昭二郎君
13番	森田美津雄君	14番	執印真智子君
15番	江口和雄君	16番	沢田研二君
17番	田原茂君	18番	宮沢清子君
19番	小川友一君	20番	奥住日出男君
21番	竹ノ上武俊君	22番	板垣正男君
23番	一ノ瀬隆君	24番	内田勲君
25番	夏井明男君	27番	黒川重憲君
28番	土方尚功君	29番	福島盛之助君
30番	小山良悟君		

欠席議員 (1名)

26番 馬場繁夫君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市 長	馬 場 弘 融 君	助 役	小 俣 雅 義 君
助 役	河 内 久 男 君	収 入 役	落 合 豊 君
企 画 部 長	楨 島 英 紀 君	総 務 部 長	小 澤 春 童 君
市民生活部長	宮 本 寿 君	環境共生部長	笹 木 延 吉 君
まちづくり推進部長	堀之内 和 信 君	建 設 部 長	清 水 啓 治 君
福祉保健部長	高 野 英 男 君	病院事務長	田 中 政 幸 君
教 育 長	有 元 佐 興 君	学校教育部長	米 倉 幹 雄 君
生涯学習部長	松 橋 瑛 子 君	企画部参事	青 山 武 君
まちづくり推進部 参 事	野 中 勝 美 君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局 長	田 中 正 美 君	次 長	中 野 修 君
書 記	山 田 二 郎 君	書 記	田 倉 芳 夫 君
書 記	堀 辺 美 子 君	書 記	高 野 賢 司 君
書 記	立 川 智 君	書 記	萩 原 誠 司 君
書 記	大 沢 百 代 君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所 長 関 根 福 次

速記者 小野口 純 子 君

議 事 日 程

平成10年6月16日（火）

午 前 10 時 開 議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1

午前10時05分 開議

○副議長（竹ノ上武俊君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員25名であります。

本日、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問13の1、語る会で市民から出された諸課題——第2弾——の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔25番議員登壇〕

○25番（夏井明男君） 前回、同じような表題で4月3日に質問をさせていただきましたが、むしろ語る会で市民の方の生の声を、そのままお話をさせていただきました。積み残しがかなりございますので、引き続きさせていただきたいと思っています。

この中には、かなり長期的に取り組まなければ解決ができないものと、非常に緊急性の高いものと、さまざまでございますが、これからの自分の仕事の位置づけの中でも、整理をして取り組んでいく課題でもありますので、お話をさせていただきまして、主な点についての御答弁をお願いしたいと思っております。

日野市は、JR中央線がほぼ中央に走っているわけですが、これをプラスの面に転化していくか、マイナスの要素として、そのまましていくかということが重要な要素としてあるわけですが、議会でも何度か提案をされていますが、日野から豊田に中央線が下がっていきます。それを複々線の高架構想が高尾、さらにはその延伸にあるという構想のもとでは、日野駅から豊田駅、八王子に向かって高架の時代が来るというふうに思っております。たしか市長の御答弁でも、この高架構想の実現の中で西豊田駅の新設も構想としては考えられるのではないかというふうな御答弁もありました。

その中で、まだその前に至る段階の話ではありますが、JR中央線がちょうど下ってくるところですね、多摩平架橋、いわゆる黒川段丘のところの下るところの話ではありますが、この辺の一体は、人口密度から言いましても、日野台、多摩平の非常に日野市の中でも人口密度の高い地域と同じように、人口密度が高いということが統計的に言われています。

さらに、この堀之内踏切を境にしての段丘に囲まれた一帯の地域は、防災上からいっても、さらに二中、二小等に通う子どもからいっても、それから日野市民の日野市全体における遊歩道計画の観点からいっても、このJR中央線の下にトンネルを築造してい

く構想が、前から複数の議員からも提案されているわけですが、今回も改めてそのような提案をいたします。ぜひ御検討いただきたい思います。

これと一番連動しておりますのが、いわゆる堀之内踏切であります。東豊田陸橋の開通に伴いまして、南平、平山方面からの、いわゆる北野街道からの交通量がかなりふえてきております。この堀之内踏切は、御案内のとおり踏切に入ってから歩道の部分がないという、いわゆる歩行者優先の交通の理念からいっても非常におとるような構造になっています。ＪＲの方では、あかずの踏切になりつつあるＪＲ中央線、各踏切についての対策についての構想を発表しているようですが、それを踏まえましても、かなり交通量の激しい朝夕のときの状況というものは、非常に危険きわまりないものがあります。長く待機をされていて一瞬の間に踏切、それも歩道のなくなった踏切の中に車と一緒に入ってくるという状況が見られる状況が、年々危険性を増してふえている状況は、御認識のとおりだと思います。ぜひ、この解決に向けて取り組んでいただきたいというふうに思います。大きな事故があってからでは遅いわけでありまして、人身にかかわることですので、真剣な取り組みをお願いしたいと思います。これは約七、八年前から言われている問題でありますし、ＪＲとの対外交渉との困難性を指摘をされての御答弁が毎回なされていますが、それでいいのかどうか。根本的な姿勢の問題でありますから、その辺も含めて御検討をお願いしたいというふうに思っております。

さらに、東豊田陸橋の開通に伴いまして、この交通量が日野市役所方面へ流れているケースが非常に多くなっています。この道路状況は、今、非常に著しい違いを見せております。私も過去２回ほど交通量の実態調査をさせていただいて、東豊田陸橋から神明二丁目の信号機のところに３カ所ほど信号機の設置の適当な箇所をにらんでの調査をいたしました。そのときの御答弁では、これは日野市が直接の担当ではありませんので間接的な御答弁になったわけですが、いまだ信号機を設置するには交通量としての量的な面で、条件として合っていないというお話でありました。実際、しかし、ほかの信号機の設置場所等を見ましても、この御答弁は単なる一面的な御答弁であるというふうに私は理解しておりますが、特にこの、適当に停車をできるような広い道路になっていきますから、工事用の大きなトラックが、恐らくラッシュ時の交通を避けて早朝に到着をして、そこに何台か巨大な車体をとめているケースが、だんだん多くなってきています。最近でも市の方の担当の方は十分、御承知だと思いますが、そのために事故が起きているという状況があります。

ついでに申し上げますと、市立病院から泉塚のところですが、きょうも朝、出てきま

すときに、トラックが、ダンプですけれども、8台ぐらい、法律的に言うとうどういうのかわかりませんが、いわゆる長期的に停車をしておりました。このような現象が恐らくほかのところでも見られるのではないかというふうに思いますので、ぜひ、この辺も検討していただきたいというふうに思っております。

駐車の問題に関連しまして、今やはり市立病院の両サイドのところは、恐らく病院を利用される方の車だと思いますが、相変わらず両サイドにずらっと並んでおります。この駐車場問題は、過去の一般質問の中で調べていただくと、よく御存じだと思いますが、一たん入院患者のために日野市は駐車場を確保した経緯があります。私もその一端を担わせていただいた1人でありますから、その経緯、今回のいきさつについても知悉している1人ですけれども、それを踏まえて、近所の方からこういう話がありました。

今のように入院患者の方を大切にしないような、いわゆる駐車場すら完備をしないような病院の姿勢で、これから新しい病院をつくったとしても、市民の方から気持ちよく使っていただけるようなものになるんだろうかというふうな、非常に厳しいお話がありました。その方も病院関係の駐車場関係のことについて非常に詳しい方でして、病院に勤めている方、いわゆる医者、看護婦等の、そういう方を含めての専用駐車場というのが実は地方に行くと完備をしている。完備をしていないところは入院患者の方との調和を図るために、緊急的な必要性の高い車両については駐車場を確保して、病院経営のために確保をする。しかし、それ以外については極力、車を使わないで来ていただくように徹底をしていますと。日野の市立病院においては、それはどのような形になっているのか一度お調べになったらどうですか、というお話がありました。

病院経営の緊急手術等の対応のために駐車場を確保するということであれば、日野の市民の方にも納得がいくと思いますが、単なる通勤のために市立病院の裏側にある駐車場を使うということでは、私は市民の方には納得がいただけないのではないかというふうに思っています。これは市立病院の根本的な経営姿勢にかかわる問題であるというふうに思いますので、そこから発想していただいて、ぜひ考えていただきたい。そうしませんと、新しい市立病院になったとしても、根本的な、言葉が少し悪くなりますが、お役所的な病院経営体質では、恐らくこれからも10億円、15億円の赤字が毎年かかるのではないかというふうに思っております。また、その方もそのように指摘をしていらっしゃいました。ぜひ、根本的な市政にかかわる問題ですので、その作業を進めていただきたいというふうに思います。

それから次に話題は変わりますが、JR中央線の中で、日野駅の改札口の問題が昭和

56年以前から取り上げてきております。前の市長も、昭和57～58年ごろの御自分のお書きになった本の中で、日野駅の改札口を一刻も早く解消しなければ申しわけないというふうなお話を、文章に書かれています。今日、まだ未解決の問題になっておりますが、最近、具体的な日野駅を利用されるさまざまな階層の方の市民の結集があったと聞いております。それを踏まえて、現在どういうふうな状況になっているのか、お話をさせていただきたい。

特に、日野駅のこの改札問題を絡めて、日野駅が構造的に、乗降客の安全にとって非常に危険な駅になりつつあるという指摘が、日野市の委託調査でも明確に指摘をされるようになっております。ぜひ、この辺についての現在の状況をお話をさせていただきたいというふうに思います。

それから大きな2点目ですが、日野市内は市施行、組合施行で区画整理が全国でも珍しいぐらいに大規模な展開をしている地域であります。区画整理は、かなり長期的な時間を要しての作業になります。特に現在のような経済状況の中では、さらにこの区画整理事業が延びるのではないか、また、延びる計画に変更もされたようではありますが、その中で大きな問題は、区画整理の中の網に入った方の具体的な生活の問題、住居等の幾多の問題があるわけですが、これにつきましては、担当の方の知恵をおかりして具体的な対応もされているところでありますけれども、私は別の観点から問題を指摘したいというふうに思います。

一つは、区画整理地内の未完成の地域は、どうしてもまちとしては完成しておりませんから街灯も満足についておりません。区画整理地内の方も、未整備の段階のまちづくりの途中段階なので、街灯のないのも仕方がないかということが前提としてあるわけですが、実際、夜、区画整理地内の中を歩いていただくと非常にわかるんですが、非常に物騒な状況が今、現実に出てきています。特に通学路等の隣接したような区画整理地内のところでは、親御さんたちの心配も非常に多いわけであります。夜、ほとんど真っ暗で、男の方でも1人で歩くのが非常に不安のような状況にあるというふうに聞いています。そういう角度から、少し区画整理地内の地域内を見ていただきたいというふうに思います。

さらに、その中で暴走族、これから夏にかけてオートバイ等でちょうど手ごろな空間になっていきますので、そこを走り回るといった現象がこれからまた出てくるわけですが、この辺についても考えていただきたいというふうに思っています。

さらには、どうしても中途半端な未完成な地域だということを前提にしますと、やは

り交通事故等の環境も意外に起きやすいような状況になっていまして、その点の配慮も特段と私は逆に必要な地域ではないかというふうに思います。そのような観点から、この区画整理の事業を見ていただくのも、長引けば長引くほど重要な問題として浮かび上がってきますので、その区画整理地内に住んでいる方の安全性を考えていただきたいというふうに思います。

それから、これに延長の問題ですが、区画整理地内で新しい家が建っていくわけですが、日野市では震災等を含めて擁壁とか壁とかの倒壊によって、ほかのところで多くの死傷者を出したという経験から、いわゆる生け垣運動といいますか、そういうことについての補助を出して、防災対策に強いまちづくりを目指しているということは承知をしておりますが、そういう観点から見ますと、区画整理地内で新しい家を建てる時に、こういう防災的な観点からどういうふうに指導されているのか。その辺の配慮といいますか、指導性というものは、ぜひ私は必要であろうと思うんです。従来ですと、古い倒壊しかかった塀をお持ちの方に、例えばこれは通学路等お子さんが通うところなので、ぜひ生け垣等に協力をしていただきたいということで、交渉しておやりになるケースがあるわけですが、区画整理の場合には、家を建ててこれから塀をつくろうというふうな段階ですから、防災上等のことを含めてお話をされると、かなりスムーズにいくケースが多くなるのではないかというふうに思うわけですが、その辺、行政のいわゆる先取りの発想で考えていただくと、防災に強いまちづくりの視点の一助にもなるのではないかというふうに思っております。提案をさせていただきたいと思います。

それからＪＲ中央線に絡んでですが、豊田の始発、通勤通学の朝の７時台、８時台の始発車が少なくなってきました。過去に私も何回か具体的な資料をお見せしながらお話をさせていただきました。最近では、特別通勤快速ということで、豊田、日野を通過していく電車もありまして、新たにそのような現象も出てきて、非常に利用される市民の方の関心も高い問題になっていますので、現在の取り組みをお聞きしたいと思います。特に、前回、馬場市長に八王子支社の誕生をにらんで交渉に行かれるやのお話も承っておりますので、その辺のお話をしていただければありがたいというふうに思います。

それから、日野市内に都道があります。私は、かなり日野市内の都道は整備がおくれているのではないかというふうに思います。前回も指摘をさせていただきましたが、町田ではかなり都道の整備が進んでおりまして、歩行者優先のために歩行者用の立派な側

道が都道に面して整備が、行くたびに目覚ましい勢いでされています。日野市におきましては、日野市の都道は、私の記憶ですが、歩道は、歩行者の満足に歩ける歩道が整備をされていないというふうに思っています。

例えば、極端な例ですが、高幡橋から甲州街道に抜けるところのいわゆる川崎街道の、あの部分を見ていただいても、若干、騒音対策としての舗装整備は中間までされましたけれども、根本的な歩道対策がなされていない。そこを、なるべく通わないようにというふうな学校の指導もあるようですが、場所によっては満足な歩道もないところを通学路として歩かざるを得ないという現況が今でもあります。この辺、どのように解消に向けて努力をされていくのか、お話をさせていただきたいというふうに思います。

さらに、浅川左岸の市民プールの側面に走って、やはり都道があります。これは市民プールの整備に伴って、日野市の全域から小さなお子様を含めて、ここへ来られる方の身の安全を考えると、現在のような満足な歩道のない都道を歩かせていいものかということ提起をいたしました。若干、東京都の方でもぎりぎりのところで整備がされた努力の跡がありますが、毎年、この市民プールが大きくにぎわいを見せる時期になりますと、この都道の危険性が高まるわけでありまして、これも先ほどの川崎街道を含めて、それに劣らない危険な地域になりつつありますので、ぜひ整備に向けての御努力をお願いしたいというふうに思います。

特に、見ていただくとわかるとおり、これはもう厳しく申し上げますと、犯罪行為に私はなと思うんですが、いわゆる道路妨害罪ということになると思いますけれども、この都道の一部を故意的といわざるを得ないんですが、材木等ですかね、樹木の伐採の木を歩行者の歩くところに何メートルかにわたって置いてあります。御記憶であろうと思います。この場所は一番、今私が指摘している都道の中でも危険性の高いところでありまして、過去に何回か交通事故が起きています。担当の方は、担当といってもあれですけれども、道路管理をしている直接の方はお気づきだと思いますが、これは強制力を発揮してでも、このような危険きわまりない行為をやめさせるべきだと思うんです。もしも、その方が境界確定で自分の納得のいただけないということで、そのようなことをされているのであれば、至急、話し合いをして解決をしていただきたいと思います。

もし、境界確定がしているにもかかわらず、狭い都道を、歩道を歩けないようなところに、さらにそういうものを置いているということ自体が反社会的な行為そのものがありますから、強制力を発動させても撤去させるべきであるというふうに思っています。これは過去に私も2回ぐらい指摘をさせていただいたことであります。ぜひ、このよう

なことが原因で小さな子供たちが交通事故に遭った後では遅いわけでありますので、ぜひ真剣に取り組んでいただきたいと思います。

今、都道の関係をお話をさせていただきました。さらに東豊田陸橋と私が申し上げている都道との交差点、いわゆる浅川左岸の一番橋を渡る手元のところですが、いわゆる二小の学校の近い交差点ですけれども、ここが東豊田陸橋が開通したと同時に、日野市の弱点でありました南北の交通の一つの解決であったわけで、年々、交通量がふえています。直進する車、左折する車、右折する車、恐らく一番橋の整備とともに、この交差点の問題は解決に向けて知恵を絞られていると思いますが、現状を見ていただくと、右折のために後続車が直進ができないとか、左折をするために後続車が走れないとかいう現象が起きていまして、その中に、朝、特に危険性があるんですが、高校生の自転車、それから二小へ通うお子さん方の通学の横断状況ですね、ここがちょうど中心点になっていますので、ここでいろいろ錯綜をするわけですが、非常に危険な状況が現出してきています。

1案としては、地元の方は変則的だけれども、スクランブルの交差点にして歩行者は自動車を余り気にしないで渡れるようにしたらどうでしょうかという案が出ておりますので、ぜひその点を御検討いただきたいと思いますというふうに思います。

さらに、高幡橋の根元のところですが、区画整理によって立派な道路ができ上がったわけですが、残念ながら、この浅川を高幡橋から一番橋に走る、この都道に入る高幡橋の入り口のところ、お花屋さんがあるところですが、ここのところがやはり歩道が突然なくなっているんですね。なくなっているだけではなくて、車が2台分すれ違うのに精いっぱいになっています。逆なんですね。要するに根元のところが普通、太くなっているんですが、そこはもう狭くなっているんです。これをそのまま放置するということはできませんので、東京都との渉外関係の問題でしょうが、やはり東京都の方もこの点については関心をお持ちだと思いますので、ぜひ歩行者の安全な歩道をつくっていただきたい。途中まではあるわけですから。途中まであって、一番入り口のところでないというのは危険きわまりないという状況です。また、そこを通らざるを得ないという構造的な状況にもなっていますので、ぜひ東京都へのかけ合いを含めてお願いをしたいというふうに思っています。

次に下水道関係ですが、下水道事業が担当の方の御努力で、かなりな部分進んできていることは定例議会の報告等、また資料等でお話をさせていただいております。

そこで一つお願いがありますのは、やはりこれも市民の方から、堀之内周辺の方から

話があったことですが、十分に説明を聞いていない、そういう情報不足ということもあるんでしょうが、私どもは下水道の事業の中から外されてしまうんでしょうかと。いろいろ問題があって、自分の地域は通過していつてしまうんでしょうかという声が、実は何軒かからありました。地域的には3カ所からあったわけですが、市の方は面倒なところは通過してやるという姿勢は毛頭持っていませんで、やはり下流から上流へかけて、皆さんに公平に何年でも通って相隣関係の、土地関係のことを含めて御協力をいただくという努力をされているわけですが、その経過を含めてお話をしますと、非常に信頼性を増しているという現象があります。そのような地域もありますので、ぜひ豊かな情報を流していただきたい。自分のところは取り残されないで、大体何年ごろから何年ごろの間には努力目標としてはこういうふうになっていきますというふうな話をしていたくと、不必要に不安に思わないで、もう少し待とうというふうな穏やかな気持ちにもなります。そういう経験がございましたので、お話をさせていただきます。

それから個々の問題に入るわけですが、これは何カ所かちょっと出たことなので、私もそうだなと思ってお聞きしたんですけれども、それは旧の商工会館、あれはどうなっちゃったんですかと。新しい多摩平の方に商工会館ができましたけれども、古い商工会館はたしか地区センターか何かできる予定だったのではないですかという話がありまして、非常に、あのままにしておくのはどうしてですかということ聞かれるわけです。私も資料不足の中に一生懸命、説明をするわけですが、確かに言われてみると地震関係の耐震性からいって問題であるとか、また壊すについては予算が云々という説明は聞いているんですが、あのまま、あとどのぐらいさらしておくのかですね。その辺、お聞きしなければいけないなというふうに思っているんですが、この計画の見通しがつきましたら、ぜひ議会に、まして地区センターとしてつくるやの計画発表も私はあったというふうに記憶していますので、ぜひ計画が固まりましたら議会の方に報告をしていただきたい。特に前の市長が、この本会議場でこのお話をされたと思います。計画が固まりましたら、ぜひ発表していただきたいというふうに思います。

それから教育関係ですが、今回の予算で七小、八小の大規模改造と耐震構造の計画が実行されることになりましたので、私もよかったなというふうに思っているところなんです、これは過去の話になりますが、七小等ではトイレ等、いろいろ老朽化に伴う不便性が随分訴えられましたけれども、聞くところによりますと、第1期、第2期、第3期までかかるようにもお聞きしています。ぜひ第1期ですべてでき上がってしまうのではないかというふうに、気が早い御父兄の方は思われるかもしれません。ぜひ全体的な

計画を示して、本来、楽しい話ですから、楽しい話として展開するように全体的な計画を示していただきたいというふうに思います。そうしますと、お母さん方も楽しみに待っていただけたと思います。それがありませんと、期待していたのに今年度はできなかったというふうに逆な反応になりますので、その辺、ぜひ人情の機微を心得て、そういうふうな情報も丁寧に示していただければありがたいと思います。

今、教育関係のお話に入っているんですが、いわゆる40人学級になるか、ならないかの瀬戸際の苦労話を学校運営の直接の責任者の校長先生、教頭先生に伺うわけですが、1人生徒がふえたか、ふえないかで、学級編成が構造的に変わってくるというのは、これは余りにも現場の声を尊重しない行政システムの上からの管理的な発想ではないかというふうな声が強くなっています。では、それをどういうふうにしたらいいのか。例えば学校の先生の給与体系の問題とか、いろいろな予算に絡む難しい話があるのは少し承知していますけれども、実際に通わせているお母さん方からすれば、それはお役人さんたちが知恵を絞って考えてもらう問題であって、1名ふえたか、ふえないかで構造的に変わってくるというのはおかしいんじゃないかというのが率直なお話なんです。これは何カ所から声がありました。

その中で、どうしたらいいですかという話を投げかけましたら、補助教員を制度等で対応したらどうでしょうかという話が実はあったわけです。東京都と国の方でも1クラスに2人制の教員の制度の方向性が示されていますが、そういうふうな提案もされています。その辺で対応してもいいんじゃないかというお話がありました。

それから、これは私も意外に、なるほどなと思ったんですが、前に、教育長が前の赴任先の学校の体験をお話をされたことがあったんですが、内容は、いわゆる授業参観の話です。今、これから授業参観をいたしますよということを皆さんにお話しして、さあこれから参観に行くかという、こういうふうな形になっているけれども、常日ごろ、日常的にどういうふうな教室の雰囲気で子供たちのかかわりであるかということ、父兄の方は大きな深い関心があると。お父さんもお母さんも、共稼ぎ等も含めて、そういうふうな日になかなか合わせるができないような社会状況もあると。ふだんの子供の、娘の様子、振る舞いをぜひ、そっと見てみたい。また授業の雰囲気も見てみたいと。特にこういうふうな、いじめ等、または自殺等、非常に統計的に見ますと年々学校内におけるマイナスの現象がふえているわけですが、ふえると同時に親の関心も比例的に高くなるわけですが、常日ごろ授業参観ができるようなものがあったもいいんじゃないかという話がありまして、私は教育長の体験を思い出しまして、そういう方向性とい

うのは十分これから考えられるのではないかというお話をしましたならば、非常に好感を持ってお母さんの顔が明るくなりました。そういうふうにしていただけると非常にある意味の安心がありますという話でしたので、このお話を御披露しておきたいと思いません。

あと、ごみの問題もかなり関心が高くなっております。本議会におきましても何人かの議員の方が質問をされてきておりますし、過去にも多くの議員の方が取り上げられてきている問題ですが、最近、ダイオキシンの問題が非常に報道されていますので、高くなっています。こういう話が何か所かありました。

いわゆる自分のところのそばの方が廃材等を燃やすという話がありました。小さな焼却の施設を持っているわけですがけれども、ああいうのを年じゅう燃やしているけれども、たしか夏井さん、あそこからダイオキシンというのが出てくるというふうに新聞報道がありましたけれども、そうじゃないんですかっていうふうに言われました。市の方の行政としてはどういうふうに指導を、きつい言葉になりますが、行政指導をしているのか。行政指導の前をお願いをしているのか。その辺のシステムはどうなっていますかというお話がありました。

ここの地域は、かなり個人的にごみを燃やす方が多いところなんですね。こういうふうな報道があったときには、直接お話をすると角も立つし、どういうものでしょうかということで悩んでいるお話がありました。この辺、これから日野市の方もこの問題について、公共施設的なものについては、いわゆる学校等については、国の指導等もありまして対策が講じられつつありますけれども、こういうふうな私人の、特に難しいところですがけれども、この辺どういうふうに将来的に持っていかれようとするのか。やはり基本的なスタンスをいろいろな経験を踏まえて方向性をつくっていかなければいけない時期に来ているのではないかなというふうに思いますので、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

今、非常に争い事がどうしても裁判で持ち込まれるケースが非常に多いわけですが、過去、何年間か見てみますと、どうしても財力的な余裕のない方は裁判の制度によって自分の権利を守ることが非常にできにくくなっています。もっとはっきり言いますと、弁護士に依頼をするにしても、弁護士の費用が安くても15万円、内容証明を書いたいただくんでも数万かかります。消費者金融の場合でも月賦払い、割賦払い等にしてもらっても、やはり30万円、40万円、50万円かかるわけです。

この間、65歳ぐらいの女性の方が消費者金融、サラ金の問題を自分で、立川、八王子

等の法律扶助協会等の力もかりて一人でやりまして、自分の希望どおりの結果を得たケースがあるんですが、よく眠れない夜もあったようですが、1カ月ぐらい苦闘してかかったと。この方は仕事を持っていませんから、それに専念はできたわけですが、やはり素人では、仕事を持ちながら裁判制度にかかわっていくというようなことは実質的にかなり難しいわけで、そのために弁護士制度があるわけですが、それにしても結果的にはお金のある方が自分の権利等を最終的に守る手段として弁護士制度が使われて、結果的にはお金のない方は泣き寝入りせざるを得ないような状況が生まれています。

1例、泣き寝入りせざるを得ない状況を申し上げますと、これは四、五件、立て続けにあった話ですが、要するに家を借りていて敷金を収める、2カ月分、3カ月分、場所によっては金額で収めておられるんですが、退去のときになって、極端な例かもしれませんが畳が汚れている。襖が汚れている。いわゆる通常貸しておけば2年か3年たてば通常の汚れになるであろうものも全部、借り主の補修する責任だということで、それを全部計算に入れちゃいまして、だからあなたは敷金を返しませんと、こうなるわけです。例えば10万円の敷金があれば、あなたのところに本来的には15万円請求しなければいけないんだけど、10万円にまけておきますと。したがって、敷金をあなたから10万円預かっているんで、それで相殺をして終わりですと、こういうケースなんです。場合によってそれを超えてさらに20万円、30万円、補償費ということで送ってくるケースがあるんです。

実際にそれを知らないのもあるのかは知りませんが、本能的に皆さん、おかしいではないかということは御存じなんですが、実際に10万円の敷金を返してもらって、15万円の敷金を取り戻すために裁判をするということは、実際は不可能なんです。そういう問題が非常に多くなってきています。

今、私がこのお話をしているのはなぜかなんですが、そういう点も含めて、平成10年1月1日の施行ですけれど、新しい民事訴訟法の中に、少額訴訟という制度をつくったわけですが、主に司法書士さんの方で対応する制度になるというふうに聞いていますが、これは30万円以下の金銭の支払い請求の訴えですね。これについて限定があるんですが、それと同時に証拠等も1日の結審で終わるような明白なものというふうな条件がいろいろあるんですが、それによっても救える制度が一応つくられてきているわけですが、日野市においては消費者金融で全国でも珍しい具体的な利息の計算をして相手方へまで交渉するところまでやってくれる制度を日野市はつくったわけですが、いわゆる普通法律相談以外につくったわけですが、それを一歩進めて、少額訴訟の方の門戸

を開くために、こういうふうになれば少額訴訟の制度をあなたでできますよというふうなものを、具体化のお手伝いができるようなことを少し考えていただきたいというふうに思うんです。

これは法律相談を一步、もう少し丁寧になればここまでできるわけで、この少額訴訟制度をするには八王子のここへ行って、こういうふうな書類をもらって、その前に電話をしてこうですよとか、具体的な手続の話まで乗っていただけるような制度になりますと、これによって自分の正当な権利を守ることができる方が出てくるのではないかと思いますので、ぜひ、この点の御検討をしていただきたいというふうに思います。

それで公害の問題に関連して今、少額訴訟のちょっと敷衍化してしまいましたけれども、先ほどの私個人の焼却炉の使い方についての指導性という難しい話なんですが、日野市の中では、ほかの地域もありますけれども、工業地域、準工のところの中に住宅の張りついている地域が、準工混在地域というんでしょうか、あります。ここでは生産性を営む作業の場と、平穏性を求めている住居の利害調整を図るというのは非常に難しい問題があると思うんです。両方とも大事な権利だと思うんですが、その中で悪臭の問題ですとか、今のダイオキシンの問題ですとか、大きな企業であれば、それなりの対応が厳しいまでに課せられて対応しているわけですがけれども、中小的な規模になりますと、どうしてもその辺の対応が難しい、手おくれになってしまうという現象が具体的にあります。日野市の準工、工業地域の中でもそういう問題があります。

これは隣人間の問題になりますから、どうしても隣同士では言えない話になるんです。一たん言いますと、それがしこりになってしまって非常に人間関係を悪くしてしまうということで、遠慮をされているわけですがけれども、逆に耐えていくことになるんですが、そういうところの実態というのは、私は日野市の市民相談等を含めて多くのアンケート調査をされて、日野市でも具体的に公害課を窓口としての苦情等とか、いろいろあって、具体的なデータを豊富に私はお持ちだと思うんです。これを時の推移のままに、まあ傍観しているわけじゃないでしょうけれども、傍観というふうに判断されるような姿勢になってしまうのか、何とか知恵を絞って解決に向けての努力をするか、ここら辺の一瞬の担当官の方の気の持ち方だと思うんです。何とか、要するにこの問題を解決しなければいけないんだという知恵を持って悩んでいただければ、何年も何年もこのままの状態ということはないと思うんです。ぜひその辺、執念を担当官の方は持っていただいて、具体的なデータをお持ちのはずですから、ぜひ事業報告の中には解決の件数をふやしていただきたいというふうに思っています。隣人間の問題ですので、非常に難しい問

題がありますが、その辺も十分、気を遣っていただきながらお願いをしたいというふうに思います。

何といっても日野市には財産は人しかおりませんので、どれだけ多くの方に、おのこの能力を存分に発揮していただいて、それを市民に還元していただくかということが一番の市政の発展の核になるというふうに聞いておりますので、その線から今お話をさせていただきました。

その点からしますと、非常に残念な話ですけれども、ほかの病院では私は余り聞かないんですが、それだけ日野の市立病院の日野の市民の方の利用が高いので、こういう話が出たのかなというふうにも、いい意味で理解もするんですけれども、または事例としては少ない事例なのかなとも思うんですが、いわゆる市立病院の看護婦さんの問題なんです。非常に厳しい評価があります。それに比べてということで、ほかの大学病院の看護婦さんの振る舞いとか、最近よくなりましたけれども、立川共済病院の看護婦さんの振る舞い、お医者さんの振る舞いを、非常に比較をしてほめられる方がいらっしゃるんです。私も市立病院のことについて言われますと「ああ、そうですか」というふうに聞いていましたけれども、それはもうまずいなと。まして新しい病院になって、やはり買い物と同じじゃないかもしれませんが、どうせ行くんなら気持ちよく親切にやっていただくところへ、人情としては多少遠くても私は行くと思うんです。

これはちょっと極端な例かもしれませんが、一つの参考としてお話を、一つの例とさせていただきますけれども、この方は七十七、八の方なんですけれど、脳梗塞か脳血栓かわかりませんが、脳の病気をしまして体がかなり不自由になった方なんです。自分でも日常的に歩くことができない。自分でトイレに行くのがやっとぐらいの方なんです。非常に体のやせた御婦人なんですけれど、この方がベッドから落ちたんです。それで助けを求めたわけですよ。そうしましたら看護婦さんは来てくれたんですが「あなた自分で立ち上がって乗りなさいよ」と、こういうふうにおっしゃるというんですよ。私も信じられない話で、だって、そこで会話したときも家へやっと帰ってきている方だったんですけれど「だって、あなたの今の状態でベッドに乗っかれといたって乗っかれないじゃないですか」「そうなんですよ」と。そういうことを百も承知で、自分ではい上がって乗っかかれと、こういうふうに言われたとあって、えらく憤慨をしていた。その中には何人かの方がいまして「そうなんですよ。そんなに私はひどくないけれども、ひどいことがありました」ということを皆さんおっしゃるんです。中にはお一人「いや、夏井さん違いますよ。すごく親切ないい看護婦さんもいますよ」と、こういう話もお一

人の方が出していただいたんで少し救われたんですけど、そういうことが実はあったんです。あったといっても、これ、伝聞証拠なので何とも言えませんが、私の聞く限りでは、市立病院の看護婦さん非常に親切ですね、非常に気持ちがいいです、もう1回入院したいぐらいですというふうな、冗談も出ないんですよ。厳しい話が多いんです。

ですから、そのとき私が申し上げるのは、どうしても公務員という身分が看護婦さんのナースの精神よりも、どうしても公務員の顔が、公務員という身分でもありますからね、そっちの方の顔が出ちゃうんですかねという話をしたんですけどね。こういうふうな体質だと、幾らいい病院ができ上がっても私は難しいと思うんです。ぜひその辺、根本的な問題ですし、幸いに一部のことを取り上げているんですよということは、この本会議の質問の後にごうごうと沸いてくれば非常にありがたい話ですけども、そうあってほしいわけですが、なかなか聞こえてこない。ほかの議員の方も何人かの方がそうおっしゃっているわけです。

もっと申し上げますと、うちの母も入院をしたことがありまして、市立病院に随分お世話になりました。今もお世話になっていますが、入院をしたときがありまして、6人ベッドなんですけれども、そこで私も見舞いに行っちゃってちょっと話をしていましたら、部屋のひとが「シイッ」というんです。お母さん、何をみんなシイッと言ってるのといったら、看護婦さんが来るんだっていうんですよ。看護婦さんが来るのにどうしてみんな目配せしてシイッとしているのと言ったら、もう威張ってて大変なんだっていうんです。みんなでサインし合って要するに当たらずさわらずの結束を固めるんだそうですよ、患者さんが6人で。そんな話を聞きまして、大体どういう人が来るのかなと思って見ていたんですけど、そうしたら、かなり忙しそうにして入ってきましたけれど、一巡してぱっと行きましたけれどね。「あの人がそう」といったら、「そうなんだ」と。本来、病院というのは休まる場所なのに、そういうふうな現象を私は目撃しまして、ちょっと啞然としたんですけど、そんな病院って一体あるかしらというふうに思いました。

これも一部の話かもしれませんが。恐らく大半の方は、悪い話というのはすぐ広まりますし、感謝の気持ちというのは、いい話というのはなかなか長くとどまりませんから、そういうことを差し引いても大半は感謝されるような仕事をされているというふうに思うんです。私は、そういうふうに見えるんですけども。ただ、そういう現象が少しでもあるということになると、やはりこれは全体の問題として、ゆゆしき問題ですから、そういうふうな声を挙げなくさせるということは不可能でしょうけれども、ぜひその辺

の看護婦教育といいますか、そういうものと真剣に取り組んでいただきたいというふう
に切に思います。

今、病院の関係で話をされて職員の方の人事の人のありようから、今、市立病院のお
話をさせてもらっていますが、やはり新しい病院になると経営赤字を心配される方が非
常に多いです。

この方も病院を利用された方で、昨年12月の5大紙の新聞の切り抜きを私に見せて
くれまして、いわゆる老健施設にお勤めの方の仕事から得た知恵の言葉が記事になって
あったわけですが、たしか埼玉の話だと思えるんですけども、中間施設ですけども、
そこでセルフケア病棟というものをつくって成功したという例があると。これは病状が
かなり軽くなって、もうすぐ退院ができるという方だけを、病名に関係なくそういうふ
うなところに集まっていたら看護をしていくと非常に治りが早いということが出た
と。結果的には病院の経営にとっても非常にプラスになったという記事を3枚も見せて
くれまして、こういうふうにやると夏井さん、赤字病院が考えられているのは幾らかで
も役立つんじゃないかというふうなお話をされていました。この方は定年退職をされた
壮年の方ですが、一般的に定年退職前後の壮年の方からは、市立病院の経営は本当に大
丈夫だろうかという真摯な心配の声が上がってしまっていて、このように案を、素人だけ
どもといいながら、いろいろアドバイスをしてくれるケースにぶつかっている現状です。

さらに特殊な住宅事情の問題を含んで何点か申し上げたいんですが、一つは、これは
市の直接は関係ありませんけれども、多摩平団地の4団地が中心になりますけれども、
いわゆる飛行機騒音対策の防音対策について、ここは取り残されているのではないかと
いうふうに話したところが、いや4団地の構造は防音装置が施されていますというお話
があって、びっくりしたというお話もあったんですけども、今、大坂上都営等含めて
新しい都営住宅が非常に人気の的ですし、非常に応募率も高いというふうに聞いていま
すが、その中でぜひ考えてほしいというのは、単身者用ですね、いわゆる独身者の方で
すが、特に55歳ですか、50代以降、60代以降になると独身者でも公営住宅に申し込みの
できる要件を備えるわけですけど、30代、40代の方にはないというんです。これは、
やはり要件としては単身者、独身者でも構わないという要件にすべきではないかという
ふうな声がありました。

そこで連動して、いざ公営住宅に入るときには保証人を求められると、こういうこと
なんです。この保証人の制度は、かなり議会でも何人かの方から、そのよしあしについ
て質問がありました。今はバブルがはじけて保証人になったための悲惨なケースという

のが法律相談等でも随分来ているように聞いていますけれども、その保証人という名前だけで、何についての保証人かということを問う以前に、保証人ということだけで親兄弟にもサインを求めることが非常に気が重いというんです。東京都内、三多摩、関東というふうに保証人になる方の資格を拡大していても、非常にそれは難しいという話が出ているんです。ましてや、その友達等に保証人になってくれということは非常に言いにくいという話があるわけです。

前にお話をさせてもらったかもしれませんが、こういうふうな社会状況になった以上は保証人の制度というのをやめるべきではないか。もしくは保証人制度にかわるような制度をつくるべきではないか。外国には実際あるようですけれども、それを考える時期に来ているのではないかという話が出ています。直接的には国の問題がかかっているとは思いますが、この保証人で悩んでいる方が非常に多い。実際に保証人ということになれば、まさに連帯保証人になるのが普通ですから、自分が一緒に債務を負ったと同じになりますから、法律を知れば知るほど恐ろしくなって保証人のサインをしないというのが私は普通だと思うんです。こういう実情が、これからますます私は強くなってくると思いますので、その辺を踏まえた要件のあり方というものを、市独自のものを研究していただきたいというふうに思うんです。非常に締め切りのぎりぎりまで、今は都営住宅の申し込みも抽選して、これからそのような作業に入っていきますけれど、そういうことが多いです。

逆の意味から言えば、保証人もないぐらいあなたは社会的に信用がないのかというふうに言われるというんです。ところが、それはちょっと違うと思うんです。兄弟でもやはりひるむと思いますね。その実情をぜひ考えていただきたい。そういうところまで来ているのではないかというふうに思っています。

るる申し上げましたけれども、この中で日野駅の改札口の現況の問題と、豊田始発の問題については、もう日野市の方でもとられて一歩前進しているようにも聞いていますので、この2点についての御答弁をいただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 夏井明男君の質問についての答弁を求めます。まちづくり推進部参事。

○まちづくり推進部参事（野中勝美君） 日野駅の現状につきまして、まずお答えを申し上げます。

日野駅につきましては、駅舎の老朽化、ホーム、階段の狹隘等によります危険性の増大から、御質問の中でも御指摘がありましたように、旧国鉄時代から駅改良についての

要請を行ってまいりました。平成8年度には日野駅乗降客誘導実態調査を実施しまして、日野駅の現状を具体的な数値により示し、西側改札口、東西自由通路の設置等も含めた駅全体の改良の必要性について、さらに要請をしてきているところでございます。

J Rでは、早速、市の調査を受けまして日野駅改良に向けての基本調査を行いました。が、日野駅の抜本的改良につきましては、J R社内での検討の結果、J Rとしての厳しい財政状況等もあり現時点では非常に難しいということになっております。

本年4月1日には三鷹以西を管轄をしますJ Rの八王子支社が、今までの東京地域本社から分離し設立をされました。4月21日に市長がJ R八王子支社長にお会いをしまして、日野駅の改良も含めましたJ R関連の要請を行ってまいっております。その際のJ R側の回答といたしましては、日野駅の現状については十分認識をしているということで、八王子支社の設立の目的には、この地域に密着をした事業の展開を図るということもあり、利用者の利便性の向上という観点から、地元の力をかりながら現実的な絵を描いていきたいということでもございました。

それからまた、東京都の長期計画であります生活都市東京構想では、身近な生活圏のまちづくりということで計画市の育成、整備が掲げられております。その中で都としての役割や、支援方策の基本方針を決めるための事例研究の対象地区の一つに、日野駅周辺地域が選定をされております。

このことにつきましては、駅改良に向けてのJ Rとの協議、それから駅周辺における各土地地区画整理事業、密集住宅市街地整備促進事業、さらには都営住宅の建てかえ事業等のまちづくりが具体的に動いているからという状況からでもあります。日野駅につきましては、今後はこれらを踏まえまして、市、それからJ R等との役割分担や相互の連携を図りながら、市民の利用しやすい、また将来あるべき駅としての改良に向け、早急に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

次に、2点目の豊田駅始発の関係の、特にこれに対する市長の動きということでございます。

前段でもお答えしましたとおり4月21日に市長がJ R八王子支社長にお会いをした際に、この豊田駅始発の増発の問題につきましても、特に朝8時台の始発の企画について、その合理性について具体的に説明し、要請をしてまいっているところでございます。

これにつきましては、豊田電車区設置時の地元としての協力と、既得利便が後退をしているということ、それから豊田駅周辺におけるまちづくりの進展による乗降客が増加をしているということ、さらには青梅線等との比較等も含めまして、指摘をし、お願い

をしたわけですが、ＪＲ側では豊田駅始発が減ってきている理由としまして、豊田駅以西の利用客の増大や遠距離通勤者等へのサービスの向上を図ることがあるというふうに聞いております。しかし、支社長からは、ピークの時間帯が以前よりはずれてきているのも事実であり、その辺の考慮も必要としながらも、電車区設置の地元にお世話になっていることも事実なので、要望については課題として受けとめているということでございます。

市といたしましても、今後さらに強く豊田駅始発の増発等について要請をしていきたいということで努力を続けてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君） 夏井明男君。

○25番（夏井明男君） 今、御答弁をいただきました。

最後に要望しておきたいと思うんですが、今、豊田駅の始発の方の関係なんですが、前の一般質問の会議録を見ていただくとわかると思うんですが、朝の８時台の始発が確かにゼロになったわけですが、朝の始発だけではないんです。朝の７時台の始発も要するに減少してなくなっているんです。数えていただければわかると思いますけれど。ですから、ちょうど通勤時間帯のその時間のものはなくなっていますので、８時台も当然ですが、７時台もそのような減少があるということを十分知っておいていただきたいというふうに思います。そういう観点から、ぜひ、細かいことになるかもしれませんが、通勤客にとっては、自分は何時ぐらいのに乗るというのが非常に重大な関心でもありますので、特にその辺も実情を認識をしていただいて、これからも取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後に市長に、今、かなり統編という形で多くの話をさせていただきましたけれども、御感想をお伺いしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 夏井議員から、語る会で市民の皆さんから出されたたくさんの課題について、第２弾という形で御提言が多かったわけですが、いただきました。

順次たどってみたいと思うんですが、ＪＲの堀之内踏切に歩道部分がしっかりとないではないかということ、交通量が特にふえている中で根本的な市の市政の変化が必要であろうというようなこと。あるいは、トンネルを、前からの課題になっている、幾つかございます。この辺については先ほど参事が答弁の中で申しました。ＪＲ八王子支社に

伺ったときに私どもの方で用意いたしました文書の中に、具体的に隧道の問題も堀之内踏切の改良の問題も書かれております。

次に市立病院の問題であります、勤めている方のために第2駐車場といいますか、奥の駐車場が使われているのではないかと、今後の新しい病院の対応のときにこういった姿勢では困るというのは、よくわかるわけであります。それからJR日野駅の改札口の改善の問題であります、確かにこれも前市長のころから積極的に対応をし、それを引き継いで私もやっているわけですが、非常に構造的にあの駅自体が持っている欠陥といいますか、そういうふうなものもございまして、例えばエスカレーターの問題にしても中央入り口、あるいはそういったものの西口といいますか、そういうものをつくるについてはなかなか難しい状況があるようでございますが、できるだけよい方向が見つかるように対応していきたいというふうに思っています。

区画整理での対応の問題であります、時間的な経過が非常に延びてしまって、一体、当初の計画が今どうなっているのか、よくわかっていない。網をかけられて困っている方々には、向こうから来るから対応するんでなくて、こちらから積極的に知恵を出してといいますか、対応を図ってほしいというようなこと、おっしゃるとおりだと思います。一部には、そういった動きを始めている地域もございます。

あと、未完成な地域ということで街灯がないとか暗い、防犯面、交通事故の面で何らかの対応が長引けば長引くほど必要ではないかということ。確かに住民の安全を第一に考えれば必要なことではございますので、鋭意、検討していきたいというふうに思います。

あと擁壁とか塀の問題で、生け垣化といいますか、特に区画整理地域内に新しくつくる家については、そういった指導も必要ではないかなというふうな防犯面での御指摘でございますが、防犯面だけでなく景観といいますか、そういう面でも必要なことではないかなというふうに思います。

それから豊田駅の朝の始発の問題、これもJRの方にも具体的にお話を、かなり長い時間をかけて私は申し上げたような経過がございまして、そういう意味で先ほど参事の答弁にもございましたJR側の考え方というものが示されたわけですが、そういう中で、八王子以西の方々からは、むしろ逆の声があるんですよということも笑いながら言われたわけでありまして、なかなかこれはJRとしても難しいのかなというふうな認識をしたところでありますが、古くから日野に電車区があり、あれだけの場所を提供しているわけですから、そういった既得権という大げさになりますが、ぜひこれからも、これまであったものがなくならないように、あるいは今なくなっているんで

あれば、もう一回もとに戻してもらうように時間をかけて話をしていきたいというふうに思います。

都道の整備については、具体的に歩行者への配慮が日野市内の都道でおくれているのではないかと。確かに御指摘のとおりであります。川崎街道にいたしましても、堀之内から豊田に抜ける道路にいたしましても、確かにそうでありまして、これについては、できるだけ早く対応をしていただくように積極的に都の方に具体的な場所を示してお話をしてみたいというふうに思います。特に二小横の交差点が非常に危なくなっているということ、よく理解をするところでありますし、高幡橋の根元といいますか、歩道がなくてむしろ狭くなっているということでございますので、この辺も具体的に、今度、都に伺いますときに指摘をしてまいりたいというふうに思います。

下水道事業について、もっと情報を提供しなさいということでございます。

特に豊田、堀之内地区の人、下水道、自分のところが外されてしまうんではないかという不安を持っているということでございますので、そういうことはございませんので、きちっと時間的に多少、先にいくのかもしれませんが、こういうプランですよということはお話をしていきたいというふうに思っています。

次に商工会館の問題であります。今、具体的にちょっと詰めている問題がございまして、ある時期にいけば地区センター計画への対応等も含めてお示しをしたいというふうに思っております。もうしばらく時間をいただきたいと思います。

教育の問題については、印象だけ申し上げますが、補助教員のシステムなどできないのかというようなことがございました。授業参観のあり方等の問題もございました。御指摘は真摯に受けとめておきたいと思います。

ごみの問題については、特に小事業所でいまだにやっている焼却施設ですね、小規模焼却施設の対応について、もう少し強い指導をとということでございます。これもできるだけ現状を調べる中で、そのような指導をしていきたいというふうに思います。

それから少額訴訟の問題、消費者法律相談、そういったもので、もう少し前向きな対応をしてほしいということでございます。少し検討してみたいと思います。

それから準工業地域における住居混在、隣人関係を壊すから、なかなか隣同士では言いにくい、行政に関与してほしいということでございますが、これも状況に応じて、よりよい方向を探っていきたいというふうに思います。

市立病院の看護婦への評価の問題でございますが、私は職員が一生懸命やっているというふうに信じておりますし、そのように事務長等を通じて指導しているところでござ

いますが、もし不都合な点があれば、これからも積極的に教育をし、そうでないようにと。特に公務員としての身分の方が看護婦としての身分よりも上にいっているんじゃないかと。こういう認識は改めるべきだという御指摘は、そのとおりでございます。特にこれから新しい大きな病院になるときに、民間の病院とは違った、そういったサービスの対応をするようであれば、これはゆゆしき問題になりますので、ぜひその辺はしっかりと教育をし直すように指示をいたしたいと思います。

それから赤字が心配だということ、大変ありがとうございます。私も大変心配をしておりまして、いずれは公務員としての市の職員だけでなく、民間の病院経営をある程度わかっている方に、お任せができるかどうかわかりませんが、顧問役とか参与役でお入りをいただいて、厳しいチェックをしていただくというのも一つの方法かなということも考えているところであります。

あと多摩平の団地の航空防音対策、高齢の単身者への公共住宅に入りやすくなるように条件等、要件等も少し緩めるような配慮をしたらどうかというようなお話でございました。これについても検討をしてみたいというふうに思います。

一応、以上かと思いますが、いずれにしても最後にＪＲの問題、お話をされました。ＪＲが日野市内を通っているということは、これは京王線はもとよりであります、日野市の大きな財産だというふうに私はとらえております。それが市民にとって不都合が起これるのであれば何にもなりません。ぜひ、よりよい方向にＪＲがあつてよかったということが言えるように、時間はかかるかもしれませんが、一生懸命対応していきたいというふうに思っております。引き続き御指導をいただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 夏井明男君。

○25番（夏井明男君） 以上で終わります。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって13の1、語る会で市民から出された諸課題——第2弾——の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（竹ノ上武俊君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午後1時32分 再開

○副議長（竹ノ上武俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問14の1、日野市第3次基本構想・基本計画の見直しについて問うの通告質問者、江口和雄君の質問を許します。

〔15番議員登壇〕

○15番（江口和雄君）　それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。

日野市第3次基本構想・基本計画の見直しについて問うという質問のタイトルでございます。

昭和46年7月に第1次基本構想が策定され、57年12月には第2次基本構想を策定、そして平成6年には目標年次、平成15年を計画期間といたしまして、第3次基本構想・基本計画が策定されてきたところであります。

日野市の目指す都市像は、緑と文化の市民都市であり、それを支える三つの要素として、緑と清流と太陽の都市、文化とうるおいの都市、人間尊重、自治、参加、連帯の都市という内容であることは、既に御案内のとおりでございます。この実現のためとして5本の柱がありまして、保健福祉計画、教育文化計画、地域環境計画、地域産業活性化計画、コミュニティ計画として、第3次基本計画に示されているところであります。

昨年の4月、馬場市長が誕生いたしました。早いもので既に1年が経過したわけでございますけれども、さきの平成10年第1回定例会におきましては、馬場市長として初めての予算が提案をされ、議会で承認がされました。今は、その予算に沿って市の事業が執行されているわけでございますけれども、大変厳しい財政状況の中、弱い者の立場に立った予算として大きな評価もあります。しかし、本当の評価は、まだまだ先の時点でなされるべきでありまして、市長の行政手腕をじっくりと見た上でなければ何とも言えないと思います。

そして、その事業の前提として、第3次基本構想・基本計画がありますので、私は一刻も早く現在の日野市第3次基本構想・基本計画は、馬場市長によって見直すべきだというふうに思いますので、特にこの問題は市の事業を推進する上での土台となるべきものというふうにとらえておりますので、そのような視点でこれから質問いたしたいと思います。よろしく御答弁をいただきたいと思います。

まず第1点目は、基本計画の前半のまとめをどのように把握しているかについて、お伺いしたいと思います。

平成10年度が、今年度ですけれども、前期のまとめの年と理解しているわけでございますけれども、個々の事業計画を見ますと、かなりおくれているものや、ほとんど進展がないように思えるものがあるように見えます。つい先日の組織の変更がありました直

後で、大変恐縮ではございますけれども、それぞれの五つの柱に該当する部署というふうに思いますけれども、福祉保健部、教育委員会、環境共生部、市民生活部、まちづくり推進部と、それらの所管する部分で、この第3次基本構想・基本計画の中で特におくれていると認識されている事業につきまして、担当部長さんから簡単に結構ですので、それぞれお示ししたいきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 江口和雄君の質問についての答弁を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） それでは、お答えをさせていただきます。

第3次基本構想・基本計画について、福祉保健部でおくれている主要な事業についての御報告をさせていただきます。

まず、高齢者福祉についてでございますけれども、特別養護老人ホームは現在、多摩川苑福祉ゾーンでマザアス日野を建設中で、開設は11年の春を予定しております。

もう一つにつきましては、民間の社会福祉法人と協力して市内に建設を予定しておりますが、こちらの方は国、都の認可がおりれば12年には開設できるものと思います。

これらが確保できればベッド数は284床となりますので、保健福祉計画の約85%以上が確保できることになります。

2番目として、老人保健施設でございますけれども、ややおくれておりますが、10年度に2カ所で民間法人が申請しております。認可されれば平成11年度中にも開設可能と、この点については思っております。

3点目が、老人福祉センター及び高齢者スポーツ施設につきましては、前期計画では検討することになっておりますけれども、財政面を考慮して総合的な見直しが必要と考えております。

次に、障害福祉の分野でございますけれども、まず1点目は、障害者福祉センターの建設でございますが、これも前期計画では検討となっておりますが、高齢者施設と同様に財政的な状況からおくれているところでございます。

2番目が、緊急通報システムの充実や相談制度の充実などもおくれておりますが、今後さらに充実するよう努力してまいりたいというふうに思います。

児童福祉につきましては、低年齢児の保育需要に応じられる体制の整備がおくれた部分でございます。このことも今後、民間保育園の協力を得ながら定数枠の拡大を図ってまいりたいと、このように思います。

福祉保健部関係、以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 学校教育部関係では、44の事業計画が位置づけられているところでございます。全般的にはソフト面を中心におおむね計画どおり進展しているというふうに考えておりますが、学校施設の改修とか整備等ハード面の事業が年次計画の先送りや事業規模の縮小などにより、当初計画よりおくれぎみになっている状況でございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 生涯学習部長。

○生涯学習部長（松橋瑛子君） 生涯学習部関係でお答えさせていただきます。

第3次基本構想・基本計画の中では、生涯学習部の所管にかかわります事業計画といたしましては、教育文化計画に規定されておりますが、その中で地域の教育文化を高め、豊かな人間形成をめざしてというのと、身近で楽しめるスポーツ、レクリエーションが主要なものでございます。

これらの中で規定されております事業計画につきましては、おおむね事業の進捗を図ることができていると考えておりますが、多くの事業費を要します、いわゆる箱物といわれる施設整備がおくれていると認識しております。特に総合体育館の建設につきましては、区画整理事業のおくれも相まって、いまだ用地の確保ができていない状況でございます。この総合体育館の建設につきましては、第2次基本構想・基本計画の中で、スポーツ、レクリエーション人口の増加と多様化する要望にこたえるため、多目的に利用できる総合体育館を市民の森・スポーツ公園内に建設しますと初めて規定されましたんですけれども、事業計画の中では先送りされまして実現できませんでした。

引き続き策定されました第3次基本構想・基本計画の中では、総合体育館の建設を図ると規定され、前期に用地の確保、後期に検討するということになっておりますけれども、先ほど申し上げましたように、いまだ用地確保のめども立っていない状況でございます。そんな、今後の全体計画の見直しと具体的な用地の取得、建設時期等の計画の推進を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） 環境共生部では、特におくれているものはないようでございます。

ただ、公園の緑地の買収、例えば北川原公園でございますが、最後の2,165平米が平

成10年度までに買収が完了する予定でございましたが、平成11年から13年までに延期するということでございます。これは既に公社用地として取得している部分の買い戻しでございます。これが終わりますと全部完成するということでございます。

もう1カ所、平山緑地がやはり1年だけ買収を延期したということでございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 下水道事業と区画整理事業について御説明をさせていただきます。

区画整理事業の第3次基本計画との評価はということでございます。

第3次基本計画につきましては、平成8年、9年、10年、3か年ということでございます。全体の執行率としては、85%が区画整理事業でございます。下水道事業につきましては、約70%の執行ということになっています。

ただ、平成10年度につきましては、下水道事業、区画整理事業とも、事業の見直しをさせていただいております。下水道事業につきましては、平成13年度の完成を平成20年度に事業期間を伸ばさせていただきます。

それから償還額等を当初35億円、平成18年度に当初35億円を29億円ということで、このような中で見直しをさせていただいております。

それから区画整理事業につきましても、各地区の事業の位置づけを平成10年度でさせていただきました関係上、先ほどの数値になってございます。

それから下水道事業の平成11年度以降の残額については約680億円前後でございます。

それから区画整理事業についても1,100億円ほど残事業ということで計上されてございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市民生活部長。

○市民生活部長（宮本 寿君） 私の方から、地域産業活性化計画につきまして、御報告申し上げます。

都市地域農業活性化推進事業を計画しております。平成9年に計画書を作成し、平成10年に実施という計画でございましたが、受け入れ農家の事情等もございまして計画年度が1年ずれ込んでおります。

それから商業振興プランの策定でございますが、平成10年にこれは策定を計画しておりましたが、財政事情もございまして今年度は実施できませんでした。来年度以降、引

き続き実施に向け努力をしてまいりたいと考えております。

それからコミュニティー計画でございますが、コミュニティー活動の場の提供ということで平成9年に2館新設、平成10年、1館整備という計画をしておりましたが、新設を計画をしました四ツ谷地区センター、見晴らし台地区センター等につきましては、計画どおり実施できましたが、旧商工会館を改造整備する計画につきましては、そのものを利用計画の見直し等がございまして、現在、検討中ということになっております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 江口和雄君。

○15番（江口和雄君） どうもありがとうございました。それぞれ担当の部長さんからお答えをいただきまして、ありがとうございました。

今、お答えいただきまして、私もこの分厚い基本計画そのものをずっと一つずつ見たわけでございますけれども、ちょっと抜き出してもかなりの部分が、大ぐくりにやってもあるんですね。今、お話がございまして、まだまだ御報告以外のものが相当あるんじゃないかというふうに思いますけれども、今の事業の中には明らかにここで見直しをしなければいけないものとか、さらには、もうやめる必要があるんじゃないかと、こういったものも含めまして、総合的にこれは検討しなければいけないというふうに考えているようなわけでございます。

今、お話をいただいたそれぞれの内容は、企画部の方できちんとまとめているというふうに思いますけれども、ここら辺のまとめの状況というものをお聞かせをいただきたい。

また、あわせまして、こういった内容につきましては、当然、庁議等の重要なテーマとして取り扱っていかねばいけないというふうに思いますけれども、それらの市の市長部局としての取り扱いについてはどのような形でまとめているのか。この点につきまして、お聞かせをいただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） 基本計画の前期のまとめと、それから庁議等での会合でございますが、現在、基本計画につきましては平成10年度で3年間の前期が終了するわけでございます。これにつきましては、基本的には前期、後期の取りまとめということで、10年度までの計画につきましては、いわゆる達成度あるいは事業の評価、こういうものをまとめてまいりたいと思っています。

また、実施計画につきましては、年度ごとの取りまとめをしておるわけでございます。

今、10年度については、現在、取りまとめを各項目ごとにしてしておりますが、9年度につきましては全体事業として69.2%の達成率となっております。

それから庁議等への対応でございますが、主要事業の進行管理をやっておりまして、またこの規則の中で、各四半期ごとに各部より主要事業の進行計画、執行計画、並びに進捗状況につきまして、各部長より報告をさせております。それによりまして事業の進行管理を徹底しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 江口和雄君。

○15番（江口和雄君） どうもありがとうございました。

きちっと、この内容につきましては、それぞれ企画部を中心としてまとめられているというようなことでございますけれども、先ほど、それぞれの担当の部長さんからお聞きしました内容、それぞれ一つ一つを細かくやることは、そういう考えは本日はございませんけれども、これだけ多くの事業の見直しが迫られているものが多い、この基本構想・基本計画でございまして、私はどうしてもこれは見直しが必要じゃないかというふうに思いますけれども、そういう御認識を市の方としても当然されていると思いますけれども、この基本計画を見直す必要があるかないか、こういったことも含めて、今後の作業展開というものをどのように考えているのか。作業の手法といいますか、こういったことにつきまして、お聞きをしたいというふうに思います。

特にこのことにつきましては、昨年の市長選挙のときにも示されていましたが馬場市長の政策との比較におきましても、まさに全体的な見直しが必要だと、私はこのように認識をするわけでございます。そういった意味では、この市の事業を全般的な取りまとめをする市長部局の立場で企画部があらうかと思えますけれども、積極的にこういった内容につきましては、市長からの指示があるまでもなく、むしろ先行して早目にこういったことの作業に取りかからなければいけないのではないかと、このように思うわけでございます。こういったことを含めまして企画部の考え方をお聞きをしたいというふうに思います。

また、見直しの作業を今しているということになれば、改めてこの事業そのものは市長のキャッチフレーズじゃありませんけれども「みんなでつくろう、みんなのまちを」ということになれば、何らかの形で、企画部だけでまとめるんじゃなくて、いろんな形での指示が出されていなきゃいけないというふうに思いますけれども、そういったことは具体的に進行しているのかどうか。そういう点につきましても、お聞かせを願いたい

と思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） 特に基本構想・基本計画の見直しの要否と、その作業展開でございます。

日野市の現在の第3次基本構想・基本計画につきましては、いわゆるバブル経済期の指標といいますか、平成8年度に3次ができています。さらに、この3次の計画につきましては、第2次の基本構想・基本計画を踏襲した形になっておるわけでございます。現状に合わないところが多々あるわけでございます。

特に、市長の所信表明の中で、計画性のあるまちづくりを第1番に取り上げているわけでございまして、この中でも現在の財政状況や今後の見通しを踏まえて、実現可能な2010年プランの策定に取り組みます、そのため現在の実施計画は軌道修正をいたしますということでございますので、企画部といたしましては、これらのことも含め準備を進めているわけでございます。

この市長の指示のほかに、特に第3次基本構想は、先ほど申しましたように、第2次基本構想の都市像の理念を引き続きまして、総合的な展開を図ることを目的としておるわけでございますが、目標とする都市像、それから施策の大綱、基本的な方向でございしますが、これは既に16年前につくられた内容でございまして、16年の経過の後、さらには来年度から5年ということになりますので、20年余り、この基本的な方向や考え方があるわけでございまして、特に大きな社会、経済環境の変化の中で、具体的な5本の柱が変わっていないということ、それから第3次基本構想の中では、第2次にございました、いわゆる構想と計画との分離といいますか、分かれていました具体的な体系、施策の体系までが基本構想の中に位置づけられておるわけでございます。したがって、市長が変わりましても、この基本計画どおりに沿った行政運営というものは、やはり政策的に非常に支障があらうと考えております。

また、もう一つは、第3次基本構想の背景には、少子化の問題や、あるいは介護保険制度の問題、こういう施策等が全く入ってございまして、さらには地方分権や行財政改革を視野に入れた計画が必要になろうと、私ども企画部では考えております。したがって、これらを含めまして社会情勢の急激な変化に対応するような新たな視点に立って事業選択等を優先順位、あるいは事業選択も含めた大幅な見直しが必要であらうと考えております。現在、基本構想・基本計画の見直しをすべく庁議にも二度ほど説明をし、庁内のコンセンサスが得られたものと判断をしております。

また、担当部長におきましても、基本的な考え方、骨子等を現在、議論し、詰めているところでございますが、具体的にはスケジュールや、あるいは策定のための庁内組織、さらには市民参画を含めて、総力を結集して本格的に取り組みをいたしたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 江口和雄君。

○15番（江口和雄君） どうもありがとうございました。

ただいま、お答えをいただいたわけでございますけれども、ぜひ早い機会にこの見直しが実行されますように要望をしておきたいと、このように思います。特に組織の変更、そして人事の変更もあったわけでございます。ぜひ新しい体制のもとでの積極的な作業の推進を重ねて要望をしておきたいと、このように思います。

次に、大きく3番目の質問をいたしたいと思います。評価の方法と、その情報公開についてでございます。

つい先日の6月2日の読売新聞の報道だったと思いますが、お隣の町田市におきましては事業評価システムというものを導入することが寺田市長から表明されたということでございます。詳しい内容は新聞の報道以上には持ち合わせておりませんので、わかりませんけれども、一定の評価基準のもとに市でやる事業そのものを行政管理、財政、あるいは企画政策、この三つの課がそれぞれ検討して評価基準に沿って決算期にその評価をすると、こういうようなことのようにございます。

私は、大変思い切ったことをやるなということで率直に評価をしたいと思いますし、こういったことが今、先進的な自治体では積極的にやられているようでございます。こういったようなことも頭に入れながら、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思うわけでございますけれども、特に基本構想・基本計画というものは、計画のその期間、スパンが10年という大変長い期間を要するわけでございます。したがって、当然こういうものであるならば、しっかりとした中間チェックをする中で、その評価をきっちりとしていくべきだと。そしてなおかつ、そのものをしっかりと市民の中にいろんな手段を使って公表をしていかなければいけないのではないかと、このように考えるわけでございます。そのことによって市民の皆さんから率直な評価もいただく、こういうシステムもあわせてつくっていかなければいけないのではないかとこのように思います。このことにつきましては、どのように市として考えているか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） 評価の方法と、その情報公開という御質問でございます。

基本計画は、やはり10年という長期にわたるものでございますので、この間、社会、経済環境、情勢の変化が予想されるわけでございます。このため、基本計画及び実施計画のローリングの中で見直しをするわけでございますけれども、それについても、その都度やはり達成度あるいはその評価を具体的に示して、これはまた市民に情報公開をしていかなければならないと思っております。これについては、特に一番大事な部分は市民への情報の公開だと思っておりますので、その点に十分、配慮しながら、この評価のあり方、あるいは達成度につきましても、具体的に研究、検討もさらにしていきたいと思えます。

また、御提言、御意見がございました事業の評価システムでございます。

これにつきましては、単年度あるいは中期にわたるものもでございますけれども、現在、三重県の北川知事の提唱している評価システム、これはかなり好評でございますので、私どもの方も既に内容を検討していろんな資料を取り寄せておりますので、それにつきましては勉強、研究をさせていただきたい。このように思っております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 江口和雄君。

○15番（江口和雄君） どうもありがとうございました。

今、企画部長の方から、最後に三重県の評価システムの話もございましたけれども、たしか三重県は先進的で横割り予算というふうなやり方をしているというふうなことで、そういったことも私も聞いていたわけでございますけれども、ぜひ評価、そういったことにつきましては、できるだけ積極的に市の広報等を使って市民に明らかにしていっていただきたい。市がこういった取り組みを最近、積極的にしているということは私も理解しておりますので、ぜひ今お答えになったような内容で結構でございますので、よろしく進めていただきたいと思います。

市長にまとめて最後に総括的にこのことについて、お聞きしたいと思います。特に私は、この基本構想についてまとめの問題、それと、これからどういった手法で見直しをしようとしているのか。あわせまして、その評価、公開についてどういうふう考えるのか。それぞれ担当からお答えをいただきましたけれども、総括的に市長の御見解を求めたいと思えます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 江口議員から第3次基本構想・基本計画の見直しについて、積極的に見直すように、早くやるようにという意味でのお尋ねであります。

基本的には、今、部長からお話し申し上げましたように、私も基本的な見直しを早急にすべきであるということで、既に庁議等で具体的な話を出しているわけでありまして、広報にも書きましたように2010年プラン、2001年から2010年までの10年間というような形で考えて、これから平成10年、11年、12年、この3年間の間に形ができるようにしようではないかというふうな一つのステップを今、示しているところであります。

そういう中で、今お尋ねの、現在の構想及び計画の中にある実施計画ですね、平成8年から平成10年、ことしまでの具体的な今の計画があるわけでありましたが、先ほども答弁にもございましたように、かなりの部分で、もう現実合わなくなってしまったということがございます。予算の配当の関係もありますし、事業全体の流れが変わってきたというものもあります。既に私ども就任する以前からも合わなくなっていたというふうなことが多分にございまして、そういう中で、これを次の新しいプランにすり合わせをしながら少しずつ軌道修正をするという作業を今、実施計画については進めている途中であります。

そして軌道修正をしながら、次の新しい計画をどのようにつくっていくかということに既に検討に入っているわけでありましたが、既に下部計画というと少し言葉がおかしいですが、緑の基本計画でありますとか環境基本計画、これにつきましては、庁内の職員も一緒に、あるいは市民の皆さんも大勢御参加をいただいて、市民と一緒に計画づくりが行われているわけでありましたが、こういったプランが先にできますので、そういったものが、これまでの計画はどちらかというと基本計画はあるけれども、それぞれのプランがまた別個に存在をするというふうな相互の整合性という面で、やや欠けていた面がございますので、新しい2010年プランについては、初めにできる、先行してできる幾つかのある分野のプランについて、それをまた大きく統合できるような形で、きちっとした整合性を図りつつ、つくっていきたいというふうに考えているところでありまして、そういう意味では、できるだけ多くの職員が自分で参画をしていく、文章を書いていくということも必要でありますし、ある段階からは市民の皆さんも一緒にお入りをいただいて一緒につくっていく、こんな考え方も持っているところであります。先行的な二つの計画がどのような形になっていくか、今、非常に関心を持って見ているところであります。

いずれにいたしましても、私も現在ここに第3次基本構想・基本計画を持っておりま

すけれども、ちょっと附せんを見ていただいてわかるように、かなりの部分が、数字だけの問題じゃございません。世の中のいろんなシステムの変換、あるいは考え方の変換というようなものもございまして、実情には大分合わなくなっているなという認識をまず持っておりますし、やはり一番大事なのは、第1次基本構想のときには、基本構想というものは割と大まかな大づかみなものにしておいて、計画で具体的なプランをくっつけていくというようなシステムであったわけですが、この第3次基本構想では、構想の中になんかの部分、計画がばちっとついているわけですね。こうなりますと、非常に新しい施策をそこから派生させていくのが難しい状況になっておりますので、やはり私はこの基本構想から含めて、ゼロから見直しをしていかなければいけない、こういう認識は持っているところであります。

そういう中でありますが、議員も御指摘の水と緑でありますとか、環境に配慮をする、あるいは市民の皆さんが大勢参画をする、こういった点は基本でございまして、こういったところはしっかりと残しつつ、時代に即した形のものをつくり上げていきたいというふうに思っているところであります。

それから評価あるいは情報公開の問題でございしますが、これにつきましても私も今、町田市等の例、あるいは三重県の北川知事さんの新しい方式、これらも一生懸命、勉強させていただいておりますし、さらには、たしか前にも申し上げたことがあると思いますが、自治体の会計が単式簿記の会計であると。これになりますと、どうしても予算重視で、決算については余りとんちやくをしないというふうな方式がどうしても出てきます。そうではなくて、やっぱり企業会計的な考え方に立ちますと、どういう形で終わったか、それで、やった計画がどう出たのかということを貸借対照表等を通じてしっかりわかるような、そういう自治体の会計状況を、仕事のやりぐあいがよくわかるような、そういうシステムを藤沢市なんかの例を参考にして、あるいは公認会計士の先生方とも勉強を重ねながらやっていきたいというふうに思っているところであります。

いずれにいたしましても、これからの自治体のありようというものは、仕事がどのようにできたかということをお金の使い方、あるいは借金の残り方、できたハード、ソフトのお仕事はどうであったか、市民の評価がどうであるか、そういったことが全体的に見えるようにしなければいけないというふうに考えているところであります。

最後に、三重県の評価システムの中で、議員も御指摘になりましたけれども、知事の言葉で言いますと、マトリックス型の予算なり決算なりを考えていく、こういうことでございまして、要するにどういうことかということ、それぞれの仕事の一つの課あるいは

部だけで解決をするようなお仕事であればいいわけではありますが、幾つかの部や課、あるいは教育委員会と福祉部門、こういったところが一緒になって仕事をして仕上げるというような場合、これまでの予算形式、決算形式では、全体像が見えてこないというふうな欠点がございます、それぞれの事業ごとに一つの枠をつくってしまって、縦、横、斜め、どこから見てもわかるような、そういうことで一生懸命、今考えていると。こういうことは、まさにコンピューターとか、そういうものの力をかりなければいけないわけではありますが、文書だけではなかなか見えにくいわけですから、そういったマトリックス型の情報を、行政の状況報告といいますか、お知らせをするということも大きな評価あるいは情報公開、市民の皆さんにわかるようにするには必要ではないかなというふうに思うところであります。

もう一度申し上げますけれども、この基本構想あるいは基本計画につきましては、現在のある実施計画を少しずつ軌道修正をさせながら、新しい計画に2001年から2010年に向けての10年間のプランというものをしっかりと市民参画、職員参画の中でつくっていききたい。その第一歩を既に踏み出しているということでございます。これからいろんな面で議員の皆さんにも議論をいただいたり、御意見をちょうだいする場面が多いかと思いますが、ぜひ御支援、御協力を賜りたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 江口和雄君。

○15番（江口和雄君） どうもありがとうございました。

今、市長から総括的な考え方を明らかにしていただきました。この問題は、繰り返しますけれども、市の事業を進めていく上のまさに基本だというふうに考えているわけでございます。この第3次基本構想が策定以来、この中に盛られてなかった中での変化といたしましても、日野市におきましてはそういうふうな環境基本条例が制定されたとか、あるいは最近ではダイオキシンの問題にどうするか、環境ホルモンの問題、あるいは農業基本条例が全国に先駆けてできたとか、さまざまな問題で触れられていなかった問題が大きく行政の仕事とかかわりを持ってきているわけでございます。こういったことを含めましても、ぜひ積極的な見直しをしていただきたい。

深刻な世の中全体の不況感、あるいは明るい展望は見出せない、こういった社会情勢の中で、市の自治体のそれぞれの歳入不足も大変深刻な問題であります。的確な判断と決断力がより強く求められているのではないかというふうに思います。大変な時期に市政をあずかった市長の御苦勞は計り知れないわけでございますけれども、ぜひ新しい考えを積極的に取り入れながら、職員を初め幅広い声を聞く中で市民が少しでも幸せを感

じとれるような、そういったまちづくりを進めていただきたい。このことを申し上げまして、この質問を終わりにしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって14の1、日野市第3次基本構想・基本計画の見直しについて問うの質問を終わります。

一般質問14の2、行財政改革推進計画の進捗状況を問うの通告質問者、江口和雄君の質問を許します。

○15番（江口和雄君） それでは、行財政改革推進計画の進捗状況につきまして、関連する質問をさせていただきます。

これにつきましては、平成8年度から5年間を対象期限といたしまして、行財政改革推進計画が進められているわけでございます。今年度は、その中間年に当たるわけでございますけれども、既に中には一定の成果が上がっているようなものもあるようでございますけれども、この進捗状況をお聞かせいただきたいというふうに思います。

特に、この進捗状況の中で、具体的に金額なり、あるいは人数等で把握されているようなものがあれば、そういった形での御報告をしていただきたいというふうに思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 江口和雄君の質問についての答弁を求めます。企画部参事。

○企画部参事（青山 武君） 御質問にお答え申し上げます。

第1点目の行革の推進状況ということでございます。

行財政改革大綱及び大綱達成に向けて取り組んでいく、各項目ごとの計画年度を明らかにした推進計画は、平成8年度から12年度までの5年間を改革期限として策定しております。これにつきましては、行財政改革推進本部を中心に行革に取り組んでまいっております。

推進計画では、その取り組みといたしまして、事務事業の見直しほか7分野、48項目、101事項を掲げまして、目標年次を明示いたしまして、これらの事項の推進を行っております。これらにつきましては推進状況は、平成9年度末で32事項、パーセントにいたしますと32%が実施済みでございます。なお一部実施、引き続き取り組む事項を含めまして72事項、パーセントで71%という状況でございます。

第2点の推進状況の把握の内容ということで、職員数、人の問題でございます。これにつきましては、定員管理の適正化に基づく101人の人員削減計画では、内訳といたしまして配置基準の見直しによる削減、あるいは業務の委託化等、あるいはOA化の推進、組織の統合化と、これらを合わせまして40人の削減となっております。

また、金銭的な面でございますが、節減額は定員管理の適正化、あるいは自立的健全

財政の運営、事務事業の見直し、あるいは人員給与の適正化、これら等で10年度の予算ベースまでの累計で約12億1,300万円の節減を見込んでおります。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 江口和雄君。

○15番（江口和雄君） どうもありがとうございました。

大変、成果も上がっているようでございますけれども、特にこういった5年間の中行財政改革の計画につきましては、きっちりとした項目で出ておりますので、比較的進捗状況や評価というものは、しやすいというふうに思います。ぜひ、そういった形では、この問題につきましても、きちんとした形で市民の中に中間的な報告もしていかなければいけない。このように考えております。

昨年の5月には一定の中間報告もあったわけでございますけれども、こういったことにつきましては、今後も継続してぜひ進めていっていただきたいというふうに思います。

次の問題をお聞きをしたいと思います。これは市長にお聞きすればいいのか、担当にお聞きすればいいのかということになりますけれども、この行財政改革の内容につきましては、当然、昨年、市長が交代してから就任後にそれぞれの立場からこの報告は聞いていると思いますし、今後の計画もお聞きになっているというふうに思います。一つ一つを見てもらえれば、どの項目とは言いませんけれども、馬場市長の考えとは、やや異なる部分があるのではないかとというふうに率直に私は思うわけでございますけれども、そういった意味では、森田市政との相違点ということについては、どうするのかということについて、お考えをお聞かせいただければというふうに思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 企画部参事。

○企画部参事（青山 武君） 今の御質問でございますが、前市政との相違点ということでございます。

行政改革の具体的な項目あるいは相違点につきましては、今後、行革の見直しの中で検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、行革の取り組みに当たりましては、国や都は行政改革は最大の課題と位置づけ、強力に取り組んでおるところでございます。市も同じ認識に立って取り組んでおるところでございます。

また、庁内組織の体制を整備し、積極的な取り組みをしておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 江口和雄君。

○15番（江口和雄君） ありがとうございました。

ただいまお答えいただきましたけれども、この問題につきましても、私がきょう行いました1番目の質問と同様に、基本計画・基本構想と同様に、やはり見直しが必要じゃないかと、このように思います。

私はこの問題を過去に一般質問でも取り上げたことがあったわけでございますけれども、この中で大変私は忘れてはならない重要な問題は、多くの課題が直接的に市に働く職員の方とのかかわりが大きい。そういったことでは、職員を代表する立場の職員組合との話し合いというようなものは一層真剣に、あるいは、きめ細かに意見交換も含めたことがやられていかなければいけないんじゃないかと思いますので、こういった点につきまして、どのような形で進めてきているのか。そのことにつきましても、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 企画部参事。

○企画部参事（青山 武君） 組合との関係でございます。行財政改革を推進していく上では、市民の皆さんに計画あるいは推進状況を公表し、御理解をいただくことはもちろんでございますけれども、一方、行財政改革では職員の勤務、労働条件にかかわる部分も多くございます。これまでも職員組合には御理解をいただいていたところでございますけれども、今後もさらに理解をいただけるよう職員組合とも十分、話し合いをしてみたいというふうに考えております。

○副議長（竹ノ上武俊君） 江口和雄君。

○15番（江口和雄君） どうもありがとうございました。

今、十分にこれからも職員組合と話をしていく、こういったことでございました。

私は、やはり基本は、この行財政改革は職員自身の問題として相当大的なウェートを占めている問題があるというふうに考えております。職員組合との日ごろからの十分な意思疎通も含めた意見交換、むしろ積極的に職員組合側から提言なり考えをもらうような、そういう体制に早くでき上がってくれば非常にいいんじゃないかと、こんなふうに思いますので、このことにつきましても、ぜひ大きなウェートとして今後も考えていていただきたいと、このように思います。

市長には、最後にまとめてお伺いしたいと思いますけれども、もう1点、お聞かせ願いたいと思います。

特に、この行財政改革というものは5年間の一定の期間が示されているわけでございますけれども、決して今回のこの内容で終わるというものではないというふうに思っ

いるわけでございます。最終的なまとめは、その後、どのような形にしていくのか。恐らく第2次行財政改革というふうになるのか、あるいは名称を変えた形でやるのか、そこら辺のところは定かではありませんけれども、こういった形で今後ここでやってきた計画というものを継続した形でやっていくのかというふうに心配な点がございますので、そのことをお聞かせ願いたい。

特に、今回、具体化されているこの行財政改革は、日野市の行政調査会という形でスタートをしたという経過もございます。そのときのメンバーがどういう形で選ばれたのか、どうのこうのということをやつつもりもございませんけれども、ぜひこのことも含めまして、今後の進め方という意味では、まさに市長が「みんなでつくろう、みんなのまちを」ということですが、幅広い立場から意見なり考えを取り入れると、こういうことを明確に申されたわけでございますので、そういったことも含めて、今後、この次のステップとして、どのようにまとめをしていこうとしているのか。この点につきましてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

市長には、最後に重ねてお願いしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 企画部参事。

○企画部参事（青山 武君） 今の御質問でございますが、行財政改革大綱及び推進計画に基づく各項目を掲げて、各施策の改革あるいは改善に取り組んできたところでございます。

社会経済情勢は大きく変化しております。財政環境は極めて厳しい状況にあります。このような状況のもとで、行政サービスの充実と市民の福祉の向上を図り、また新たな施策の推進も行っていかなければならない。景気の低迷による厳しい経済状況の中で、市民に御負担いただいております貴重な財源を有効に執行することが行政に課せられているところでございます。このような状況の中で、市民へのサービス精神、あるいは経営感覚、また職員一人ひとりの意識改革、創意工夫をもって新たな視点に立って一層の行財政改革へ取り組み、現行の大綱あるいは推進計画を見直していきたいというふうに考えております。そういう中で内部努力を重ね、市政の簡素、公平化、効率化を図っていきたいというふうに思っております。

なお、行財政改革大綱の見直しについては、平成9年11月に自治省から行政改革の新指針というのも出ております。この中でも一層の見直しを推進するというようなことが要請されております。

また、見直しに当たりましては、行財政改革推進本部を中心に全庁的に取り組み、ま

た市民意識調査、その他市民代表者からなる委員会等による市民参画というようなことも考えていきたいというふうに思っております。市民の意見が反映されるように努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　行財政推進計画、現在の進捗状況をどう思うかと。あるいは、もっともっと積極的にやる必要があるだろうというふうな御指摘であります。

私も庁内の改革、できるだけ早くやりたいなというふうに就任当初から思っているわけでありまして、できるところは、すぐにでもやるようにということで一生懸命、指示をしたりしているところであります。あるいは庁内をあっちこっち動き回って「これは直せ」とか、いろんなことを言っているわけではありますが、恐らく議員もそうでしょうけれども、なかなかこれは、そう一朝一夕には改革できないなというふうな認識もまた一方では持っております。

まだまだ不十分な点があろうかとは思いますが、これは前市長も一生懸命、具体的な101名なんていうようなことをお書きになったりして、やられてきたわけでございますので、また前市長からの30の課題の30番目でありますけれども、ございますので、積極的にやっていかなければいけない。それが私の務めだなというふうな認識を持っております。

そういう中でありますが、私が今、庁内の行政改革を進める上で一番のネックは何かといえば、議員もお触れになりましたけれども、職員の意識といいますかね、これでもいいんだと思っている、管理職の方も含めて、若い職員も含めてでありますけれども、市役所あるいは公務員というのはこういうものなんだ、というふうな認識が大分強いようでありまして、その辺のところを基本的に違うんじゃないかい、ということを言い続ける。これがとっても大事ではないかというふうに思っているわけでありまして。

この6月1日から課長補佐以上の管理職で1階の案内業務を始めました。あれも実は私、就任早々にちょっと市民の声を聞くためにやってみたらというようなことを提言してみたんですが、当時は全く話題にすらしていただけなかったとか、そんなのもう十分ですよ、市民相談室もありますし、そこで大丈夫ですからと、こういうふうな庁内の考えでした。で、やってみましたら、今までやった人は全部そう思ったでしょう。とっても多くの市民の皆さんが非常に単純なことだけれども、聞きに来るというようなことがあるわけでありまして。やってみて、びっくりというようなことは、管理職の

ほとんどの方が感じているわけであります。そういった点が、まだまだたくさんあると思いますね。そういったものを、いろいろ市民に接するところから少しずつでも、だんだん理解をしていただいて、職員の意識を変えていくというのが今、一番大事なことかなというふうに私は思っています。

さらには、民間の企業、特に日野市内には非常に有力な多くの企業があるわけであります。そういうところに職員を研修の一環として派遣をするとか、そういうところで民間の今、非常に厳しい不況の中で、企業がどういう状況でお仕事をしているかということも見てくる。その厳しさを見てくるというのも、またある面では職員の意識改革には必要ではないかと、こんなことも今、具体的に話を進めているところもございます。

さらには、職員はどうしても自分の配属された課とか部がありますと、その中だけの考え方で凝り固まってしまって、中間的な二つの課、三つの課が一緒に対応をしなければいけないようなものについて、自分のところではこれまでしか言えませんか、そういうものが非常に多いわけで、これは市民にとって一番困るわけです。トータルに物を理解する、トータルに住民の要望を把握するというふうな、そういうシステム、考え方がありませんと、住民の皆さんには、いつもいつも不満がたまとうというふうなことにもなりかねませんので、こういった点を変えていきたい。

さらに、議員も御指摘になりました。こういった、いろんな意味での行政の改革、特に職員の勤務に関係することにつきましては、職員組合という大きな力を持つ組織があります。私は、これは前市長との一番の相違点だと、これは堂々と言ってもいいと思うんですが、私は職員組合の幹部とは、かなり定期的に話し合いを持っていますし、市長室にも呼んだり、私が組合の方にも行ったり、あるいは昼食会をしたり、あるいは先般はちょっと懇親の場を持ったりいたしました。そういった点で、私は具体的な交渉の、やれ年末闘争、幾らがどうのとか、そういうところには基本的にはタッチいたしません、基本的な私の考え方、組合に対する考え方、職員に対する考え方は、常々ほぼ同じようなスタンスで言っているつもりでありまして、そういう意味では組合の幹部の方も、前の市長とはこういう話は全然できなかったと。初めっから、のっけから何か数字の問題とか、つっけんどんな話し合いがあったけれども、今回はこういう場があるから非常に助かるというふうな話も伺っているところであります。

いずれにしても、これからの改革は、かなり職員の皆さんにも我慢をしてもらう、ある面では痛みを覚悟してやっていただくという部門が随分出てくるだろうというふうと思うわけでありまして、そういった意味では、理事者と組合、あるいは職員の多くとか、

信頼関係を持ってやっていくということが、これからの行財政の改革をうまくステップを踏んで進めていく上での一番の基本になるのではないかという認識を持っておりまして、そういった点でも、ぜひこれからも組合の幹部とは定期的な懇談の場、懇親の場を設けつつ少しずつ話を進めていきたい。

具体的には、既にフレックスタイム制でありますとか、土曜日の午後、一部業務をあけてみたらどうかとか、あるいは職務給の導入の具体的な案をこの夏には出しますよとか、そういった話は既に私の方から提言を申し上げておりますし、もう庁内でも政策会議、調整会議等におきましては、どういった給料表が一番いいのかという勉強会を既に始めているところであります。そういった意味で、なかなか厳しい中でありますし、最終的には職員の数というものが出来まいりまして、調布市ではなにか1,400人に職員をするんだとかっていう、調布市は日野市よりも人口が多い。日野市は今1,600人弱ですから、これを1,400人に調布市がするというのはすごいことかなというふうに思っていますけれども、そんな人員削減案までおつくりだそうでありますので、その辺のことも勉強しながら職員との信頼関係をもとに、これからの行財政改革をステップを踏んでやっていきたいと、このように考えているところであります。

○副議長（竹ノ上武俊君） 江口和雄君。

○15番（江口和雄君） どうもありがとうございました。

まさに市民の皆さんからいただきました貴重な税金によりまして市の事業は成り立っているということは、改めて言う必要はないと思いますけれども、私も含めまして、市政を進めている者は常に改革ということを頭に入れながら最大限の努力をすることが重要だというふうに考えております。

一方では、行政がする事業については市民に理解をしてもらうためのできる限りの努力を行政としてもする必要がある、このように思います。特に今議会の提案にあります下水道料金への消費税の導入等の問題等におきましても、積極的に市民に理解をしてもらうための努力を惜しんではならない。このように思います。これ以上、多く言うつもりはありませんけれども、政党や特定の団体、あるいは個人の利益のためではなくて、すべての市民のために私たちはしっかりと市政を進めていかなければならない。こういったことを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって14の2、行財政改革推進計画の進捗状況を問うの質問を終わります。

一般質問15の1、区画整理事業の推進と遺跡調査との関係についての通告質問者、福島盛之助君の質問を許します。

〔29番議員登壇〕

○29番（福島盛之助君） 私、久方ぶりの登壇でございますので、いささか緊張をいたしております。この日野市の将来にわたる、まちづくりに関する大きな問題でありますので、きょうは組合の理事の皆様方、多数おいでをいただいておりますので、私もその責任の重さを強く感じまして質問をさせていただきたいと思っておりますので、答弁者の皆様方には的確なる御答弁、よろしく願いをいたしたいと思っております。

我が日野市、昨年は24年ぶり、市民待望の馬場市政、誕生いたしましたので、市民は大きな期待と喜びを感じ、新しい時代に向かっての施策の展開、待ち望んでいるのであります。そして施策の展開を待ち望んでいるわけでございますが、まちづくりの基本といえば、何と申しましても土地の基盤整備、秩序ある発展こそ、行政として行わなければならない課題でございます。私は、今回、区画整理事業の推進と遺跡調査の関係と題しまして質問をさせていただきます。

今、この日野市では、市施行によります区画整理事業6カ所、組合施行によるもの9カ所、近々10カ所になるようではありますが、今後50年、100年後のことを考えたとき、どうしてもなし遂げなければならない大事業、いや難事業であろうかと思いますが、遅々として進んでいないのが現状であります。これは、前市政が、計画はしたものの具体的には何の努力もすることなく、難問に突き当たりますと流れに任せてきたツケが今日のこの状態を生み出しているのではないかと感じております。

本年度、基盤整備にかかる予算、大幅に削減をいたしておりますが、私もこの区画整理の方法、少なからず疑問を感じておりますので、見直しもまた的確な判断と歓迎をいたしますが、現時点での市施行6カ所、組合施行9カ所の進捗状況と問題点など、現況のまま御提示をいただきたいと思います。

なお、昨日は宮沢議員により少子高齢化時代の、この日野市の基盤整備事業の実態につきまして格式ある質問もあり、また答弁も親切、丁寧になされたので、大枠のこと理解はいたしておりますが、前段といたしまして、私の地元にも関係する問題でございますので、重複するかとは思いますが、よろしく御答弁をいただきたいと思います。

なお、先ほど申し上げましたように、本日は委員の皆さん多数おいでをいただいておりますので、わかりやすく願いをいたしたいと思っております。

○副議長（竹ノ上武俊君） 福島盛之助君の質問についての答弁を求めます。まちづく

り推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 非常に厳しい御意見をいただきました。

区画整理事業につきましては、市施行の事業の進め方につきましては、今議会で何回か御説明させていただいておりますけれども、平成10年度から日野市の区画整理事業、変更5か年計画を作成させていただきまして、その中で事業の展開を図らせていただいております。内容につきましては、各地区ごとのテーマの位置づけをするということでございます。

あわせまして財源の問題でございますけれども、財源につきましては、国と都の補助金をできるだけ積極的な導入を図っていくということ。あわせまして自主財源であります保留地処分等の処分を早期に行うということで、事業の財源的な確保をしていきたいということでございます。

そういう中で、現在、日野市施行6地区の平成9年度末の執行状況でございますけれども、約30%ということでございます。組合施行につきましては、26%の執行率ということになってございます。

市施行につきましては、市施行の今後の事業の展開でございますけれども、残事業といたしまして、約1,100億円の残事業がございます。その中で日野市の負担分といたしまして、約178億円が今後、日野市が負担するということでございます。残りの総事業費から比較しますと約15%を日野市が負担するという状況でございます。

したがって、残りの分につきましては、国の補助金、それから都の補助金、都の交付金、保留地処分金ということで財源の手当てをしていくということになります。できるだけ国の補助金、都の補助金、都の交付金等について積極的な確保を図ってきたいということでございます。そういう中で、市施行6地区の事業の展開を図ってきたいということを計画をしてございます。

組合施行につきましては、平成9年度、10年度以降につきまして約192億円、残事業があるわけでございますけれども、そのうち市の助成金は49億円助成をするということになってございます。率でいまして25%の助成でございます。したがって、組合施行の地区につきましても、市施行と同様に保留地をできるだけ先行的に処分をしていただきまして、自主的な財源を確保する。あわせまして、日野市といたしましても適正な助成を行っていくということを今後、計画の中で位置づけをさせていただいておりますし、平成10年度につきましても、そういう位置づけの中で組合の助成等を行わせていただいたものでございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 福島盛之助君。

○29番（福島盛之助君） どうもありがとうございました。

これから私がお話をさせていただきます東光寺上区画整理区域であります、日野市の北西、日野台地に位置をいたしております。東京都内では例を見ない肥沃な土質でありますし、また、そこに携わる農業者も他地区には見られないような勤労意欲旺盛な土地柄でもございます。よく昔から、東光寺に嫁に行くか、裸でバラを背負うかといわれたほど労働には厳しい土地でございますので、自然のままの農地が今日まで保全できたわけであります。

私も個人的に言わせていただくなれば、今では残り少ないこの緑の空間、市民の憩いの場として、また生産緑地として、都市農業のモデルケースとなるような施策を展開し、このままの姿で後の世の人たちに送り届けたい。大きな希望を持って長年取り組んでまいりましたが、たび重なる農地税制の改革により、一たび相続が発生をいたしますと、身を切られるような思いで農地を手放さなければならない事態に追い込まれるわけがあります。そうしますと、当然、虫食い状態に乱開発が進むのは必定でありますし、そのたびごとに今まで親交のあった隣同士、相争うような事態も想定をされますので、残念ながら時代の荒波にもまれた負け犬のような形で、この区画整理事業が発足したのが事実であります。こと政治に携わる皆様方、また議会の先生方、強く肝に銘じていただきたいと思います。

なお、この地区、生産農地、70％を保存をされますし、この事業、推進のために平均減歩32％、農地となる部分につきましては40％強の減歩率を、そのような中でこの区画整理を進めていることも申し添えておきます。

それでは、第1点目の質問といたしまして問題を取り上げさせていただきますが、私は議員という立場より、むしろ一農業者として、また組合の理事長という立場から、事業が進むにつれ、これはおかしいよ、こんなことが今よく通用しているのかなと感じておりますし、理事会のたびごと話題になりますが、国の法律どおりだという説明でありますので、不満と知りながら今日まで来ているのが現状でございます。遺跡調査会と発掘業者との関係についてお伺いをいたしたいと思います。これは、当然、日野市全体にかかわる問題であります、たまたま私は東光寺上第一土地区画整理組合の理事長を務めております関係から、わかりやすく東光寺上24ヘクタールの地域を例にとりまして御説明をいただければありがたいと思っております。

2点目でございます。埋蔵文化財発掘調査費の算定基準についてお伺いをいたしたいと思ひます。

当然この地区は七ツ塚古墳もありますので、貴重な埋蔵文化財包蔵地に指定をされておりますことも承知をしておりますが、発掘調査費、平米2万2,400円の算定基準、何をもとに設定をされておるのか、お聞きをいたしたいと思ひます。

次に、3点目であります。今、東京都全体で組合施行による区画整理事業、昨年度は52カ所で進められておりますので、調査費及び調査方法につきまして、近隣市はどのような単価、全事業費に対する額、割合などを調べていただいておりますので、教えていただきたいと思ひます。

なお、私がこの問題を取り上げさせていただきましたのは、組合員の中に他市の方がおられます。そしてその方は地元で、やはり組合施行の理事になっておるという関係で、多少のことは知っておりますので、いつも質問をされます。そうすると私は、ただいま申し上げましたように、これは国の法律だからしょうがないよというような答弁をしておりますが「それでは理事長、少し勉強不足ではないか。少し腰が弱いよ」というようなおしかりをたびたび受けますので、きょう、この質問をさせていただいております。

4点目でございますが、発掘物の今後の保管方法について、お尋ねをいたします。

私たちの先祖の営みが、この遺跡調査によって解明をされることは、まことに意義もあり、遠い昔のロマンが今よみがえり、古代人の御苦労もまたしのばれるわけですが、今、出土されております土器の破片、一部、復元をいたしたといたしましても、同じようなものを全部復元するには大変な時間と労力、経費がかかろうかと思ひます。そして、その割に余り意味がないのではないかと感じられますが、どの程度にするのか、そしてその後どうするのか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

以上、4点についてお願いいたします。

○副議長（竹ノ上武俊君） 生涯学習部長。

○生涯学習部長（松橋瑛子君） 区画整理事業の推進と遺跡調査との関係についての御質問でございます。私の方からは、文化財保護行政を所掌する立場から答弁をさせていただきます。

現在の文化財保護制度の基本となります法律は、文化財保護法でございます。日野市におきましても文化財保護法第98条に基づきまして文化財保護に関する条例、日野市文化財保護条例を設定し、文化財の保護に当たっております。

そして行政組織で申し上げれば、国におきましては文部省及びその外局であります文化庁が上位組織でございます。地方公共団体におきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の教育委員会の職務権限の中に文化財の保護にすることが位置づけられております。

御質問の第1点目でございます。遺跡調査会と発掘業者の関係でございます。

日野市に遺跡調査会ができましたのは昭和48年10月でございます。今から25年前になります。発掘調査を行う調査体制としましては、地方公共団体みずからがその職員によって直接行う方法と、また地方公共団体が外部に調査組織を設けて行わせる方法と、おの自治体によりましてさまざまな形がとられております。日野市の場合、教育委員会で発掘調査を行っておりますが、すべての発掘調査をすることは職員の定数であるとか、財政事情であるとか、いろいろな点で困難さがございます。

そこで、東京都の教育委員会の指導によりまして遺跡調査会という調査組織をつくり、教育委員会の指導のもとで発掘調査を行っていくという体制になっているわけでございます。遺跡調査会が開発業者から発掘調査の委託を受けました場合には、諸作業の部分につきましては、発掘調査の作業に熟達した作業員を要しております専門の業者に作業委託をしております。委託の際には、競争入札を行って委託先を決定しております。ただし、長期的な調査の場合は同一業者に委託しております。理由は、発掘調査の作業の一貫性を保つ必要があるためです。

例えば、ある年度の発掘調査で縦穴住居の半分を調査し、後年度に残り半分を調査するというのが、よく調査区の関係からあります。最初の年度に作成した実測図に継ぎ足しをしまして実測していくわけで、図面の整合性の点からも同一業者が必要であるわけでございます。

また、整理、調査に伴います作業委託は、図面の修正など、実際に実測した作業員がいないとわからないことがありますので、発掘作業を委託した業者と同一の業者に委託をする必要が生ずるためでございます。

次の2点目の調査費の算定基準と、3点目の隣接市組合の調査状況については関連でございますので、一括して答弁をさせていただきます。

発掘に要します経費は遺跡の種類、年代、場所、作業内容によって異なっておりまして、縄文時代の村であるとか、奈良時代の村であるとか、中世の墓地とか、住居跡等、遺構や土器や石器などの遺物の数量、調査の面積、調査の期間等により大きく変わっておりまして、特に日野市には多摩川と、その大きな支流であります浅川が流れ、人々が

暮らしやすい土地であったために、1万数千年前の旧石器時代から人々が暮らし、縄文時代にも大きな村が作られました。特に東光寺上の区画整理事業の行われております地域には、昔から有名な七ツ塚遺跡がありますが、今行っております調査によって、市内でも最大の旧石器時代の遺跡があり、市内最大の縄文時代の村があったことがわかってまいりました。

そして米づくりに適した土地であったため、弥生時代の終わりにこの地において米づくりが始められてから多くの人々が暮らし、今日の日野市へと発展してまいったわけでございます。そのために縄文時代だけの遺跡があれば、一番上に平安時代の遺跡があったり、その次に古墳時代の遺跡、さらに一番下に縄文時代の遺跡があるというように、複数の時代の遺跡が重なっている場合もあります。そのような違いは調査経費に大きな差をもたらします。したがって、さまざまな遺跡を調査するに当たって、遺跡の規模、内容、条件などが同じ開発事業はございません。開発事業ごとに調査費を算定し、事業者や区画整理課などの関係者と協議をしまして調査費を決定し、それに基づいて協定を締結して調査を実施しております。他市においても同様の状況であると認識しております。

4点目の御質問でございます。発掘物の保管方法でございますけれども、発掘調査によりまして土地、その他のものの中から発見されました遺物の取り扱いにつきましては、遺失物法の埋蔵物に関する規定第13条がございます。文化財保護法の第63条の規定によりまして、出土品であります文化財の所有権は原則として国庫に帰属することになっております。したがって、法的手続きをとりまして調査終了まで現場の調査事務所などで保管いたしております。

整理、調査が終了しまして報告書ができました後は、埋蔵文化財整理保管室の倉庫やふるさと博物館収蔵庫において保管しております。保管するだけでなく、これらの土器などの文化財は博物館での展示や文化財講座の際の展示を通しまして広く市民に公開し、ふるさと日野の歴史と文化を理解していただくために活用されております。また、学校からの依頼によりまして、社会科の授業や社会科担当の教員の研修などにも利用されております。

ほかの区市の博物館の展示のために貸し出ししておりまして、日野の歴史と文化を紹介する貴重な資料にもなっているところでございます。

以上、4点、答弁させていただきました。

○副議長（竹ノ上武俊君） 福島盛之助君。

○29番（福島盛之助君） どうもありがとうございました。

それでは1点目の問題につきまして、質問と私の信条等をちょっと訴えさせていただきます。

遺跡調査会と発掘業者との関係であります、年度の事業が始まるに先立ちまして、まず天引きのような形で遺跡調査費を計上いたします。行政指導のもと、調査会の要求どおり支払っているというのが現実でございます。普通、工事を発注するような場合には、透明性、公明性を重視いたしまして、基準価額を策定し、そして一般競争入札とか指名競争入札とかを採用いたすのが常識であろうかと思いますが、この組合の場合、当年度の調査面積と、それに対して平米2万2,400円を掛けた金額を調査着手前、それと中間、終了後、3分割で支払うほかは全く無条件で、遺跡調査契約が結ばれているのが事実であります。調査費全額では、恐らく10数億円支払うわけですが、調査会が公的機関であるにせよ、1社独占指名ということでは余りにも不透明ではないか。決算書といえば概略の内訳が再三、要求して、やっと届けられたぐらいであります。この長い悪例のまま、この事業が進められるならば、日野市のまちづくりに大きな障害となることは目に見えております。この際、強く見直しを要望をいたしたいと思います。

なお、続きまして2点目の問題でございますが、調査費の算定基準の設定であります、ただいま種々御答弁をいただきましたが、この地区は遺跡包蔵地として指定を受けておること、承知をいたしておりますが、まず東光寺上第一地区の概要を申し上げますと、総面積18.8ヘクタール、当初の事業計画総工費58億5,100万円に対しまして、遺跡調査面積は道路予定地全部ということで5万1,601平米を調査することになっております。そして単価は、先ほど申し上げましたように2万2,400円ということでございますので、11億5,586万2,000円、これは総事業費に対する割合は約20％であります。平成5年度より今日までの実績は約3分の1消化したところでございますので、今の計画どおりに進行したとしますならば、遺跡調査だけでも今後10年以上かかるのではないかと予想されます。市当局の見解と感想、お聞かせをいただきたいと思います。

続きまして、他市との関係でございますが、資料を持っておりますので、ちょっと見ていただきたいと思います。（資料配付）

そういうことでございますので、私も隣接市の組合の調査状況などを私なりに調べさせていただきました。八王子、町田、国立、多摩市、稲城市、あきる野市ですが、公平を期すために私は一番新しく組合が設立されたところを調べさせていただきました。

まず八王子の小比企・時田区画整理組合であります。総事業費30億円だそうです。そ

して遺跡調査経費はどうかといいますと、理事が負担することになっておりますので、経費はないということだそうです。よほどその理事さん、力があるのか、お金があるのか、私はわかりませんが、遺跡調査費は計上していないということです。

町田市の能ヶ谷東部というところですか、これは130億2,619万円の総事業費に対して発掘調査経費は5,610万円でございます。25ヘクタールのうち2,686平米だけをやるということだそうですので、平米当たりの単価は2万886円。それで総事業費に対する割合は0.4%だそうです。

次に、国立市の青柳・石田組合であります。17億7,336万円に対しまして9,580万円が調査経費でございまして、平米単価にいたしますと7,725円だそうです。総事業費に対する割合は5.4%。

多摩市、上和田というんですか、これは河内助役も会計ということで関係をしている組合でもありますが、総事業費18億7,800万円。それに対します発掘調査経費は2億188万円。平米単価にいたしますと、これが一番高くて1万4,400円でございます。そして総事業費に対する割合は10.74%。

次に、稲城大丸です。34億円の総事業費に対しまして発掘調査はしていないということでございます。

次に、あきる野市、原小宮組合。56億2,347万円の総工費に対しまして3億5,840万円。平米単価1万500円。6.37%でございます。

さて、いよいよ日野市、私たちの東光寺上第1でございます。総事業費58億6,100万円に対しまして11億5,586万2,000円。平米単価2万2,400円であります。総事業費に対する割合は19.72%。

次に、東光寺上第2ですが、16億5,800万円に対しまして3億3,781万円。やはり2万2,400円であります。そして事業費に対する割合は、何と20.37%でございます。これは、また遺跡が出たということで増額をされておりますが、これは当初予算でこのようになっているので、当初予算を申し上げさせていただいております。

次に、新町でございます。総事業費16億円に対しまして1億8,000万円お払いをしてございます。この問題については、後ほどまた詳しく皆様方にお知らせするつもりでございます。

以上でございます。

そして4点目でございますが、発掘物の保管方法につきましてでございますが、確かに第二地区の場合、住居跡、出土しておりますが、さりとてこれによって日野市の歴史

が書き換えられるほどのものではないと思います。私たちも先祖の遺徳をしのぶ、その気持ちを持ち続けております限り、無理に墓暴きをするよりは、むしろ埋蔵文化財として、たとえ道路の予定地であろうとも破壊することなく、そのままの姿で保存しておくのも先祖崇拝の意味からもよろしいんじゃないかと思っております。ましてや、この東光寺上は地区計画により第1種低層住宅地に指定をされておりますし、農地も70%、今後30年、農業が続けられる地でもあります。文化財保護法の美名に隠れた墓暴き、この辺でおしまいにしていただいたら、その方が賢明ではないかと思っております。後ほど市長の見解などをお伺いをいたしたいと思います。

次に、実は6月15日付の広報ひのを見ますと「指定地域内の開発行為は届け出を遺跡分布地図の一部を変更」ということが記載をされております。内容をちょっと読ませていただきますと「市教育委員会では、遺跡の発見された地域、および発見が予想される地域を示した遺跡分布地図を作成しています。今回、新たに発見されたり、範囲が拡大したため地図の一部を変更します。なお、遺跡分布地域の開発行為には届け出が必要です。詳細はお問い合わせを。また、遺跡分布地図は、発掘調査や工事等で遺跡が確認された場合などは、その都度変更します。ご注意ください」ということで、新町遺跡ということで、ここに掲載をされております。地域は、新町三丁目付近。変更理由であります。新町土地区画整理事業に先立って試掘調査をしたところ縄文・古墳時代～近世にかけての遺構、遺物が発見され、遺跡の範囲が拡大することがわかったためでありますということで、今後、この新町地区は遺跡の包蔵地ということで指定が拡大されるというようなことが、これに書いてあります。

実は、この新町は平成6年10月31日に組合を設立をいたしました。当時は指定区域ではないということで、調査はしないということで計画書も作成し、総会に諮った後になって、この地区も調査をするんだと調査会から強い申し出がありました。費用は、概算にして3億円から4億円かかりますよということでございましたので、理事会では約束が違うということで大激論の末、それでは総工費の1割、1億5,000万円を主張したわけですが、調査会では2億円ということで譲らなかったわけですが、最終的に、それでは1億8,000万円で折り合おうということで決定をいたしました。ただし、1億8,000万円お支払いするからには、あとは、びた一文出しませんよという約束で、1億8,000万円渡したというのが事実であります。それにもかかわらず一度だけ調査の概要を現地で説明をしていただいただけでございまして、あとは全部埋め戻しをしたわけでございます。

それにもかかわらず、今、この広報などを見ますと遺跡範囲を拡大するとの記事がありますが、どこで、だれが、このように決めたのか。関係者には全く話もなくこのようなことが行われているわけでございます。これにつきましては、特に区画整理に精通をいたしております河内助役に、先ほど４点につきまして、この問題について、御答弁をお願いをいたしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 助役。

○助役（河内久男君） 何からお答えしたらいいか、今、整理しています。ちょっとお待ちください。

文化財保護法そのものは昭和25年に制定されて、たしか今から20年ぐらい前に議員立法という形で、いわゆる土木工事等を行う場合には必ず調査をしなければいけないんだということで、その文言が強められたという経過がございます。

自来、日野市を初め三多摩の各市も、この法のもとで、すべてその必要に応じて調査をしているところでございます。法が新しく変更されましたものですから、当初のなじむものから、なじませるまでに若干の時間はかかりました。学芸員の確保の状況、そのほか各市いろんな状況があったやに聞いております。

日野市におきましては、学芸員の確保も苦労はいたしましたけれども、一定の進捗を見まして、それから効率的な調査ということで調査団を何カ所か、複数にいたしまして、効率的な調査をお願いして現在に至っているわけでございます。

こういうような状況の中で、具体的には、これから言葉が難しいんですけれども、公務員でございます。法律は守っていかなければなりませんし、そういうことの中で文化財保護法の目的でございます埋蔵文化財、貴重な先人が残した遺跡について、そこをいじる場合には、やはりちゃんと残しておく、これは大事でございますし、これは大原則でございます。

しかし、現在、生活をしていて、そこでまちづくり等、または開発行為等を行う場合には、この調査の効率的な調査をしていただく。これが一番大事ではないかと思えます。この効率的な調査と申しますのは、なるべく経済的に済ませていただきたいと思いますし、それから期間も短くしてもらおう。この二つをクリアーしていただければいいのではないかと、このように考えております。今後、これの基本的なものを踏まえながら、例えば、これは過去も提案をいたしましたけれども、重点的な調査をさせていただきまして、付近については調査の範囲を少し狭めてもらいますとか、それから例えば該当の東

光寺等につきましては、今後ずっと農業が続けられるわけでございます。それも都市計画上、担保された農地でございますし、地区計画でも農業専用地というようなことで、新しい地区計画が出されているわけでございます。こういうものの中で、やはりそこを大きく掘削するようなものがない場合には、何とか埋蔵文化財の調査については、先ほど松橋部長がお答えしましたように、各層のうち、到達しない層につきましては、後の方に、それをいじるときに調査をしていただく。いろんな方法が考えられることは考えられますけれども、今後、遺跡調査会とまた協議をさせていただきまして、くどいようですけれども、貴重な、また埋蔵文化財は残していくんだという基本、記録保存も含めてですけれども、それを基本に踏まえつつ効率的な調査についてを考えてみたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 福島盛之助君。

○29番（福島盛之助君） 広報ひのに掲載しております、この問題ですが、なにか、これまでにこれだけ掲載するのには、やはり関係者に説明をし納得をしていただいた後、こういうものを出していただかなければ、何か頭越しにこういうものをされて、ここはもう遺跡の包蔵地ですよ、なかなかこれから開発は難しいですよということでは、今後の日野市のまちづくりは大分おくれしていくんじゃないかと思いますが、これについて再度、御答弁いただきたいと思っております。

○副議長（竹ノ上武俊君） 助役。

○助役（河内久男君） 文化財保護法の中に包蔵地の周知がございます。この包蔵地につきましては、そこで、ある程度のといいましょうか、遺跡が、また簡単にわかりやすく言うとかけら等が出た場合には、そこは調査しなければいけないんだというのが文化財保護法の精神でございます。そこで、あらかじめ包蔵地を周知するという事で包蔵地が網をかぶせられるわけでございますけれども、御質問の部分につきましては、今後、教育委員会とも協議させていただきまして、文化財保護法の網をかぶせると同時に、またその事前におおむね事業者並びに地主の皆さんへの周知もお願いをする、また協力もお願いするというようなことは必要ではないかと考えておりますので、後ほどいいましょうか、時を改めまして教育委員会の方とは協議させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 福島盛之助君。

○29番（福島盛之助君） どうもありがとうございました。

ただいま河内助役、温情ある御答弁をいただいておりますが、私たちは長年あの地で生活しておりますので、大体、この下には何があるかぐらいは、おおよその見当はついているわけでございます。そういうことでございますので、やはり地元の関係の人たちの意見を十分、聞いていただきまして、そしてむだな経費をなるべくかけないというふうな方法でこの事業を私は進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく御指導いただきたいと思います。

それにつきまして、市長、大変申しにくいんですが、一言市長のお考え、今後の抱負などについてお聞かせをいただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 今、福島議員から、議員という立場よりも農業者として、あるいは組合施行の区画整理組合の理事長、そういう立場としての大変厳しい御指摘をいただいたわけであります。

特に調査費の決め方といいますか、基準が一体どうなっているのか、あるいは権利金のような形でもう自動的に取られてしまって、やる業者も1社にもう決まってしまっていると。まちづくりの大きな弊害ではないかというふうなこと、あるいは文化財保護法の趣旨はよくわかるけれども墓暴きのようなことは、もうこのぐらいにしておいた方がいいんじゃないかというような御指摘、あるいは遺跡包蔵地の分布図といいますか、新しい包蔵地を指定したということにつきましては、私も実はこれは決裁したのを覚えております。教育委員会が持ってきたと思います。まちづくりの方とはちゃんと整合したのかというふうなことは少し議論をして、行ったり来たり、1回か2回したような記憶がありますけれども、大丈夫ですというようなことで決裁をしたわけですが、そのときにも今言われたようなことが多分出てくるんじゃないかというふうな思いが、ちょっとよぎったなということを今思い出しております。そういう意味では、改めて御指摘をいただきまして、これからのこういったものについて、もっともっと慎重に市長として対応しなければいけないなということを感じた次第でありまして、一言おわびを申し上げたいというふうに思います。

他市の例、いろんな例を今、具体的に福島議員がお調べになって提示をされたわけがあります。一体どのような形でこういうやり方ができるのか、少しく調査をしてみたいというふうに思います。

ですが、助役も答弁を申し上げましたように、法律があって、法律に基づいて自治体

が条例をつくってやっているというふうな一つの大きな、憲法を市政に生かすじゃございませんが、自治体としての行政の進め方の基本があります。それを外れてやってしまうということは、あるいはそれを指示するということはできないわけではありますが、できるだけ地元の方々の御意見とか、あるいはもっともっと効率的なまちづくりのやり方を、他市の例を参考にしながら、これからはもう少し柔軟な頭をもってやるようにしたい。あるいはまた、教育委員会ともそういう方向で、プロはいろいろ言うわけでありますけれども、プロに言わせると、たった一つの発掘で日本の歴史が変わるということがあるわけで、そういうこともあるから、やたらにないとかって言うことは言えないんですということを言われる専門家もいるわけではありますが、それはそれとして、やはり長くこの地域で農業をやり、あるいは産業に携わってこられた方々がお困りになるという事態は、これはゆゆしき問題でありますので、その辺の間をうまく整合させながら角が立たない方法を前向きに考えていきたいというふうに思います。ぜひ、これからもいろいろな情報をお知らせをいただきたいというふうに思います。

特に包蔵地の追加、拡大については、おわびを申し上げておきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 福島盛之助君。

○29番（福島盛之助君） どうもありがとうございました。

バブル景気の時代なら遺跡調査という名目のもとに、ある程度、乱開発の歯どめに寄与したときもあったかと思いますが、今日のように景気も低迷し、地価も低落傾向、どこまで下がるのかわからない時代であります。それにもかかわらずバブル時代のそのままの方法がこれからも続けられるならば、今後、基盤整備が進まず日野市の将来はなく、夢も希望も持てない。近隣市町村からも取り残され、孤立の悲哀をまた味わい続けなければならない運命に立ち至るのではないか。

私、先ほど申し上げましたとおり、市長も基盤整備にかかわる経費、見直しております。それと同様に、これらの問題にも積極的に取り組みまして、公正で透明性のある区画整理事業の推進と市政運営に取り組んでいただくことを希望をいたしまして、この質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって15の1、区画整理事業の推進と遺跡調査との関係についての質問を終わります。

一般質問15の2、計画道路3・4・8号線（栄町区内）の進行状況と中央線立体化今後の見通しについて問うの通告質問者、福島盛之助君の質問を許します。

○29番（福島盛之助君） 計画道路3・4・8号線（栄町区内）の進行状況と中央線立

体化今後の見通しについてということで質問をさせていただき、質問というよりは、むしろ市当局の取り組む姿勢と、要望になろうかと思いますが、よろしく願いをいたしたいと思います。私も議長経験ということで、なるべく早くやれというような不規則発言もたびたび聞いておりますので、なるべく簡単に進ませていただきたいと思います。

この件につきましては、早くから話題になっており、何度となく質問も繰り返されてまいりましたが、ようやく四ツ谷前の区画整理事業の進展に伴い用地もあいてまいりましたし、旧神綱跡地も都営住宅建設と同時に用地が確保されました。引き続いて栄町二丁目、俗に言う上屋敷付近も買収が100%近く完了いたしておるようでございます。そして残りの部分につきましては、栄町四丁目西側の方から買収が始まっております。幸か不幸か相続も何軒か発生をいたしておりますので、買収交渉も比較的スムーズに進展をするのではないかと考えておりますが、現在、栄町一丁目から本町五丁目に通ずる道路、狹隘のまま中央線下をくぐっておりますので、立日橋へ続く道路として利用者も多く、大変、交通混雑しておりますので、一日も早くこの混乱を解消するべく努力をすべきであります。

それには、計画されております中央線の立体化であります。先日も板垣議員の質問に対しまして、市長は最大の努力をしている旨、発言がございましたが、現在のところの見通しはどうか。東側の部分はどうか。今後の見通しとあわせまして、市長の見解をお伺いをいたしたいと思います。

では市長、よろしくお願いいたします。

○副議長（竹ノ上武俊君） 福島盛之助君の質問についての答弁を求めます。まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 都市計画道路3・4・8号線、特に栄町区内の進行状況と中央線の立体化の今後の見通しということでございます。御回答をさせていただきます。

都市計画道路の3・4・8号線の栄町の区間につきましては、現在、JR中央線の西側から東光寺までの区間でございます。約1,300メートルほどございます。中央線から約200メートルの部分につきましては、四ツ谷前の区画整理事業で用地の確保を行っているところでございます。残りの約1,100メートルにつきましては、現在、東京都の南多摩西部建設事務所の方で事業を実施していくということになってございます。

既にこの区間につきましては、事業認可がされておまして、地元の事業説明会、それから用地測量も行われている状況でございます。現在、用地買収等を進めているとい

うことでございます。今後、平成12年度から順次、工事を予定しているということでございます。

それから中央線の立体化でございますけれども、中央線の立体部分につきましては、まだ事業認可を得てございません。ただ、基本的には中央線を横断するための縦断等については決定しているようでございます。先ほどの1,300メートルの区間の事業との全体の工程の調整を今後行うことになってございます。現在、J Rとの協議も進めているということでございますけれども、これらを踏まえまして事業認可を得ていきたいということでございます。

こういう状況の中でございますけれども、中央線横断部の具体的な整備の時期につきましては、現在、東京都の方と調整しているところでございますけれども、現段階ではまだ確定していないということでございます。

したがいまして、日野市といたしましても、今後、積極的に整備促進の要望を東京都に働きかけをしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 福島盛之助君。

○29番（福島盛之助君） どうもありがとうございます。

私、先ほど申し上げましたように、この用地にかかわる関係者、大分、協力的でございますし、用地も確保されております。これからは、問題は中央線のあの下の立体化の問題であろうかと思えます。それには、やはり市長の考え一つ、腕次第だと思うんですので、市長の決意の表明をひとつ、よろしくお願いいたします。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市長。

○市長（馬場弘融君） この3・4・8号線につきましては、今お話しのとおり、中央線をどのようにくぐるか、それをいつ、ぴしっと決めていただくかということが一番の基本になります。そういうことで東京都に行くときには、あるいはこちらの方に都の幹部がお見えになるときにも、いつもこのお話は真っ先にお伝えを申し上げているところでありまして、ここを通していただければ何とかなるですよということは、例の建設省の国道バイパスじゃございませんが、国にはあちらの方でございますが、都にはこの部分が今一番の中心課題として、私は常に頭に置いて、出かけるたびに申し上げているところであります。都の方でも御理解をいただいておりますし、少しずつ側面的な支援をいただいているようでありますし、J Rにも何か話を始めたようなことをちらっと伺っているところでございますので、さらに議員の御指摘もいただきましたので、積極的に

できるだけ早く具体化の目鼻がつくように動いてみたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 福島盛之助君。

○29番（福島盛之助君） 以上をもちまして、この質問を終わらせていただきます。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって15の2、計画道路3・4・8号線（栄町区内）の進行状況と中央線立体化今後の見通しについて問うの質問を終わります。

一般質問15の3、東光寺グラウンド地先、他市との境界確定と土地利用について問うの通告質問者、福島盛之助君の質問を許します。

○29番（福島盛之助君） 東光寺グラウンド地先、要するに八王子との境界確定と土地の有効利用についてということで、質問をさせていただきます。

現在、少年野球場として利用をされております東光寺グラウンド、最初、できたときには狭いながらも2面使えるんじゃないかと思っていたところ、西側の半分は八王子市の境界内とかいうことで、街路樹を植栽するとのお話もございましたが、御存じのようにその後、残土の置き場として雑草を生えるに任せておりますが、日野市の計画地図などを見ますと、谷地川の向こうにも日野市の領域が延びているようでございますし、日野市として、これらの問題を確認をしたことがあるのか、また、残土置き場になっている場所は正確にはどうなのか、例えば、日野市の所有なのか、八王子分なのか、その辺を早急に確認をしていただきたいと思いますと思いますが、これらの問題について御答弁いただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 福島盛之助君の質問についての答弁を求めます。企画部長。

○企画部長（横島英紀君） 東光寺グラウンド地先の他市との境界確定に伴う土地の利用ということでございます。

東光寺グラウンドの占有につきましては、平成11年3月31日まで許可をいただいております。現在、東光寺グラウンドの西側に隣接する場所につきましては、建設省が残土、土砂等を堆積して非常用の備蓄地として利用しているわけでございます。これまで建設省に専用区域の拡大についてお願いをしてきておりますが、現在の状況では、なかなか難しい状況でございます。

また、御指摘がございました、このあたりでございますが、行政界については確定しておりません。行政界の確定は、接する八王子市の地番の土地と日野市の地番の土地の境界確定が行われた上で、行政界の位置を決めることになるわけでございます。この河川敷につきましては、旧地主の問題や、あるいは八王子市と日野市の地番が入り組んでいることなど、行政界の確定を行うことは大変困難な状況であります。しかしながら、

いずれにいたしましても、河川敷の有効活用、利用を進めるため八王子市を初め関係機関と十分、調整をしたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 福島盛之助君。

○29番（福島盛之助君） 最近、昭島市の飛び地であります八王子の付近に、ごみの焼却場、昭島市でつくって利用をいたしておるわけでございますが、これがダイオキシンだかの問題で大きな問題となっております。昭島市では、確かに多摩川の南側ということで全くいいんですが、その付近に住む八王子の住民としては大変な迷惑がかかるわけでございます。これを、ただいま申し上げました、この東光寺グラウンド先の問題にいたしましても、この辺で境界をちゃんとはっきりし、そういうことをしておかないと、いつの日かそういうような問題が発生しないとも限りませんので、今まで私は森田市長でございましたので、八王子の市長さんと、行ってお話してきなさいというのも、ちょっと言いにくかったし、またそれも恐らくかなわなかったんじゃないかなと思いますが、今回は馬場市長が誕生いたしておりますし、波多野市長ともいつでもお話ができる立場であろうかと思っておりますので、折に触れ波多野市長と十分お話しをいただきまして、それは大変難しい問題であろうということは私も承知をいたしておりますが、解決すべき問題は解決をして、土地の有効利用を図っていただきたいと思います。

現在、東光寺グラウンドとして少年野球が行われておりますが、あそこへ入りますまでにほとんどの人が、役員の方は自動車で来るわけでございますが、自動車の置き場もないということで大分苦勞をしておりますので、獲得でもできますれば、あそこを何とか整地をするなり何かして、グラウンドの、あと1面つくるということもあろうかと思いますが、出入りする人たちも大変便利じゃないかなと思いますので、これにつきましても市長の御努力をひとつ期待をいたしまして、私はこの質問を終わりたいと思いますが、市長、よろしくお願いします。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 東光寺グラウンド地先の八王子市との境界確定、確定もなかなか難しいと思うんですが、土地利用の面については、いろんな話し合いの中で可能性があるかなというふうな感じを、今お話を伺っていて思いました。いずれにしても、八王子市長に次にお会いをするときに、具体的にこの場所をお示しをして、こうすることで困っていますので何とかよい方法をということをお願いしてみます。

それで、間違いなくできるとはお答えできませんけれども、何度も何度もお話をして

みたいと思っております。

○副議長（竹ノ上武俊君） 福島盛之助君。

○29番（福島盛之助君） これをもって終わります。ありがとうございました。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって15の3、東光寺グラウンド地先、他市との境界確定と土地利用について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（竹ノ上武俊君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時39分 休憩

午後4時05分 再開

○副議長（竹ノ上武俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問16の1、町名地番整理とネーミングについての通告質問者、一ノ瀬隆君の質問を許します。

〔23番議員登壇〕

○23番（一ノ瀬 隆君） 町名地番整理事業がおくれにおくれて、いまだに完成されていません。一刻でも早く完成してほしいと願い、再度、質問に取り上げました。

ことしの2月2日から郵便番号が細分化されました。町名ごとに郵便番号が振られ、日野市内の町名が浮き彫りにされました。町名が29もあります。そのうち18が町名地番整理が済んでいて、新しく町名が付されています。町名が色刷りで識別されている日野市の地図が市販されています。これを見ますと、町名地番整理が済んでいるところはきれいに見られますが、整理されていないところが問題であることがよくわかります。これは、日野市の恥ずかしいところの一つをさらけ出しています。

百草と落川はお互いに絡み合って、まちの体をなしていない。石田、新井、下田、万願寺、宮、上田、さらに、めちゃくちゃに配列されています。これらをまともなまちにするのが町名地番整理です。町名地番整理がなされている地域の目的地に行くには、住所を知ればすぐに行くことができます。未整理の地域では、市販の住宅地図で探すことも大変です。まち自体が飛んでいるだけではなく、団地が飛び飛びに不規則に並んでいるので探にくいのであります。ちなみに、市議会議員30人中、8人の方が、この町名地番未整理地域に住んでおられます。

私は、この町名地番整理に関心を持ちまして、その早期完成を願って何度か質問に取

り上げました。最初の質問が今から24年前、1974年第3回定例会であり、まず町名の整理から始めることの提起を含めて、その促進を発言しました。地理の先生だったという倉又教育長が興味深く聞いてくれたということでした。

その後の町名地番整理事業の進行のおくれをさらに促進する目的で、同趣旨の一般質問を行いました。最初の1974年第3回定例会では町名整理の促進について、1977年第4回定例会で町名地番整理の抜本的再考を、1983年第2回定例会で町名地番整理の早期完成への努力を怠るな、の件名で発言してきたところです。さらに1991年第2回定例会でネーミングの促進をと題しながら、町名地番整理についても発言しました。関連したものとして、1975年第2回定例会で、日野市の境界の変更の必要性についてがありました。

私のたび重なる発言にもかかわらず、町名地番整理事業はスローペースで、完成するのがいつのことかわかりません。計画された、あるいは予定された完成時期について、有山市長のときにつくられたマスタープランでは、1968年から72年までの5年間にやるということで、1972年で町名地番整理は完成するとなっていました。74年9月の私の質問に対しては、今後、年2カ所ずつやって4年で完成させるという答弁でした。ということは、1979年、すなわち20年も前に完成していることだったのであります。その後の私の質問に対しては、うそはつかない方がいいと思ってか、何年完成予定の明確な答えはなされていません。

きれいに整ったまち、日野市にしてほしい。地図の上からも町名がきちっと整理された日野市になってほしいと思うのです。まちをきれいな整ったものにするためには、区画整理が一番よいことは間違いないことだと思います。町名地番整理は、机上の区画整理だと聞いたことがあるように記憶しています。大変な仕事ではあると思います。

市内あちこちで始められている区画整理も、昨今の状況は、財政上、その促進が非常に厳しいと聞いています。財政上、比較すれば、はるかに手がつけれやすい町名地番整理を今こそ先駆けるべきだと考えているところです。

私は1977年、第4回定例会での町名地番に関する一般質問に先駆けて、各課長をお願いしてアンケート形式の調査を行ったことがありました。多くの課で、町名地番が未完なために不便だということが、それぞれの立場で述べられていました。これが20年たった今でも解消されていないのです。市の行政だけでなく、警察署、消防署、郵便局など非常に不便なのが町名地番未整理のところですよ。

最近の町名地番整理の施行は1992年11月24日の三沢一丁目から四丁目です。それからもう6年近くたちます。この間、町名地番整理事業については何もやらなかったのですよ。

うか。特に聞いておりません。

そこでまず質問します。

質問1、三沢一丁目から四丁目の町名地番整理以降、町名地番整理事業に関してどのような努力がなされたか。

次に、1986年7月1日施行された程久保一丁目から八丁目の町名地番整理に関して、質問しておきます。

この程久保地域の整理は実は未完成で、多分、程久保九丁目を予定したものではないかと思っていますが、ここ八丁目の北は未整理部分が残されています。南平1564番地、程久保482番地、685番地などの地域です。住民の異議などで取り残されていたのだと思いますが、それから12年もたちました。この間、住民の話し合いが頻繁に持たれ、その都度、強力な市の指導があったのでしょうか。それとも、何もしないで、ただ12年が過ぎていったというのでしょうか。

質問2、程久保一丁目から八丁目の町名地番整理が施行されてから今日までの12年間、程久保八丁目の北側隣接の未整理部分に対しては、どのような努力がなされてきたか。そして現況はどうなっているか。

次に、町名地番整理の今後について質問します。

私は、当初より町名地番整理は、まず町区域を決め、町名から決めていく。それも各町並行して作業を進めるべきだと主張してきました。そうしないと完成は大幅に先に行ってしまうと思ったからです。残された未整理部分が少なくなり、今こそ、そうすべきだと私は思っています。

83年6月での質問でも私案を申し上げ、仮の町名をつけ、そこに住んでいる議員も紹介したのでした。私は町名整理の未着手地域を浅川の南が四つのまち、川の北が三つのまちになるだろうと思っています。だとしたら七つに区分し、これを確定した上で、それぞれ町名決定委員会なるものをつくって十分、論議して町名を決め、町名、丁目、地番整理に移るのがよいと思っています。区画整理地域は、その完成を待たずに実施できるのではないかとと思っています。

質問3、町名地番整理に対する今後の方針をどう考えているのか。残余部分を区分し、町名決定など並行して行って、この事業を進める考えはないのか。

既に実施済みの町名地番整理の中でも多くの問題点があります。私も過去に何度か指摘してきたところですが、一度実施してしまうと、それを変えるのは非常に大変なので、なかなか是正できないのが現実です。それだけに町名地番整理は十分留意して慎重にや

る必要があるわけです。

それでも1990年6月1日施行で、緑地で隔絶されていた東豊田三丁目の一部が隣り合わせている多摩平七丁目に変更されました。多摩平という区画整理地域をそのまま町名にしてしまったことによる弊害などが現存しています。

質問4、既に実施された町名地番整理の中での指摘した問題点について、是正する考えのあるものはあるか。

そして、このことも聞かないわけにはいきません。

質問5、町名地番整理が完成するのは、いつを予定するか。

私は、1991年第2回定例会で、ネーミングについて質問しました。日野市ないし日野市政におけるネーミングとして、その最たるものは、今まで申し上げた町名整理だと考え、これらを一体として過去に何度か質問してきたところです。道路、坂、交差点、信号のある横断歩道、橋、歩道橋、緑地、湧水などのネーミングであります。ネーミングによって、潤いのあるまちに一步前進してくるのではないかと思うのです。質問に対して、いい返事はもらえるのですが、幾つかの道路が命名されただけで、それ以上は進んでいないようです。

そこで、今回は坂のネーミングを早速取り組んでほしいと申し上げたいのです。後ほど話題にしたいと思っていますが、ここに92年3月に出版された「ひのふるさと歳時記」があります。この中の1ページに、日野の地名を「坂の多い街日野」という記事があります。読んでみます。

「坂の多い街日野——日野で一番標高の高いところは、南平9丁目にある無名の山で標高184メートル、反対に一番低い地点は、日野の最東端、多摩川の52メートルです。日野市は大きく分けて3つの地形から成り立っています。北西部の日野台地、多摩川・浅川のつくる沖積地、そしてその南の多摩丘陵の3つです。一番標高の高い場所は、この多摩丘陵の骨格部に位置しています。こうした地形条件から、日野市内を歩くといたるところで坂道を登ったり、降りたりしなければなりません。個性ある坂道を歩いてみましょう。日野駅を降りて、甲州街道を八王子方面に向かうと日野坂と呼ばれる大坂を登ります。神明の市役所へ登る切り通しの坂道も大坂です。この道は通勤・通学のメインストリート。毎朝8時台には市職員の行列が、続いて華やかににぎやかに女子学生の行列が登っていきます。こうした光景を称して別名“乙女坂”と言われるとか言われなとか。中央線の線路をはさむ両側の坂は少し遠回りではありますが、傾斜もやや緩くて静穏を好む人向きです。でも『夜間は難あり』ということで通学には不適マーク。そ

のほか南平や平山、百草など丘陵の住宅団地の造成にともなって造られた坂道のなかには、歩くにも辟易するようなきつい坂もあります。眺めは良いとしても毎日歩く方の苦勞が察せられます。急坂といえば百草園へ登っていく坂道もまた相当なもの。短い距離ですが、梅まつりの時期には若い人でもあえぎあえぎ登る姿が見られます。程久保の多摩動物公園内では歩道はすべて坂道です。正門のあるところが一番低く、園内の最奥、人気のコアラ館のある最高地点との差が約70メートルですから歩くところはどこでも坂道坂道の連続。アップダウンを敬遠してか、入園者の中、65歳以上はわずか2パーセント弱。動物園では高齢者や障害者のために92年秋からシャトルバスを走らせる計画です。“緑と清流の町日野”に“坂道”も加えてはどうでしょうか」

こんな文章が載っていましたので、坂道のネーミングをまず最初にお願いしたいと思いました。

自治会やその他の団体に命名をお願いするのもいいと思います。長崎のオランダ坂のように標識を立てるのがいいのではないのでしょうか。

ちなみに、過去の私の発言したもので、私の記憶にある市内の坂道の名前としては、神明坂、谷戸坂または滝坂、そして豊田の寺坂、ネグルミ坂、やえみ坂、山王坂などがあります。

質問6、ネーミング全体の進捗状況はどうか。いかに検討されたか。

質問7、坂のネーミングについて、早速、取り組むことはできないか。

次に、町名地番整理とネーミングに関係づけて、市の境界の変更についても触れておきます。

私は1975年第2回定例会で、市の境界変更について質問をしたことがあります。続いて91年第2回定例会でも、これも広い意味でネーミングだとして境界変更の必要性を取り上げています。北野と西平山四丁目、大和田一丁目と西平山五丁目、平山六丁目平山園と長沼町などの八王子市との境界変更の質問です。百草、落川と多摩市一ノ宮との必要性などであります。

質問8、境界変更について対処はなされたか。

最後に、ネーミングと大いに関係ある日野市百科事典について触れさせてください。

私は1980年の第1回定例会で「日野市百科事典の編さんを」と題した質問をいたしました。人名、地名、事象、事柄など、日野市に関係したあらゆるものを網羅した日野市百科事典、日野市大百科事典をつくるのがいいと発言しました。このときからちょうど12年たった1992年3月、大事典ならぬ日野小事典ができ上がったのを御存じでしょうか。

実はこれです。表紙は「ひのふるさと歳時記」となっていますが、中身は、ひのふるさと歳時記と日野事典抄、すなわち日野小事典の2編で構成されています。

日野小事典は、史跡、文化財、遺跡、寺社など9種類、224項目が写真入りで説明されています。わずかな項目ではあっても立派なものだと思っています。斉藤図書館長に早速お礼を申し上げたのでした。ちなみに、斉藤隆夫図書館長は数々の実績を残され、この3月、定年を迎えられました。この立派な小事典は、十分、活用されているのでしょうか。これを足場に、日野市大百科事典を目指して、より大きく成長することを期待しているところです。

なお、日野小事典を内蔵した、この、ひのふるさと歳時記は800円で市政図書室で販売しているそうです。残部僅少、議員必携だということです。

質問9、1992年3月31日、日野市立図書館発行の「ひのふるさと歳時記」の中の日野事典抄（日野小事典）に対する評価と、その利用は、いかになされているか。

質問10、この日野小事典を大百科事典へと前進させる考えはないか。

以上、10問の質問を設定させていただきました。よろしくお願いいたします。

○副議長（竹ノ上武俊君）　一ノ瀬隆君の質問についての答弁を求めます。まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君）　町名地番整理に伴います御質問でございますけれども、1点目の、三沢の町名地番整理以降、町名地番整理に関してどのような努力をなされたかという御質問でございます。町名地番の整理事業につきましては、昭和40年から始めているわけでございます。現在では町名といたしまして18、それから何丁目の丁目でございますけれども、86ということで整理をさせていただいているところでございます。

面積でいきますと、町名地番の整理いたしました実施区域につきましては、市域の約66%が実施済みでございます。面積でいきますと1,811ヘクタールでございます。

また、未整理の地域につきましては、約34%、942ヘクタールということになってございます。主に日野市の東部地域でございます。この東部地域につきましては、万願寺の区画整理、それから万願寺第二、東町の区画整理、それから百草、落川等が含まれてございます。

この中で落川、百草につきましては、混在地区約132ヘクタールの町名地番の整理事業ということで現在、努力しているところでございますけれども、地元の合意を得る段階に至ってございません。現在、調整中でございます。特に七生地区といえますか、百

草、それから落川という名前のどちらをつけるかというところが非常に難しい状況でございます。今後、十分努力してまいりたいというふうに考えております。

2点目の、程久保の隣接する部分でございます。南平の地区と、それから程久保地区でございますけれども、面積といたしまして11ヘクタールでございます。これにつきましても、南平と、それから程久保という名称の中で、名称の整理が非常にできない状況でございます。非常に長期にわたりまして合意が得られていないわけでございますけれども、今後とも地元の方に積極的に入りまして、合意をとれるように努力していきたいというふうに考えてございます。

それから3点目の、町名地番整理に対する今後の方針ということでございます。残りの未整備の区域が約942ヘクタールほどあるわけでございますけれども、特に浅川南と浅川北で、浅川南で四つ、北で四つ、こういう区分の中でどうだろうかというお話でございます。区画整理事業の決め方につきましては、日野市の町名整理の施行基準というものがございます。その中で、例えば丁目につきましては、最大六丁目までとか、それから丁目の面積としては、例えば住居地域であれば15ヘクタールから20ヘクタールを一つの丁目の基準とするというふうなことが定まっております。こういう状況でございますけれども、これらを前提といたしまして、地域の人々の御理解を得ながら事業の進行に向けて努力していきたいというふうに考えております。

4点目の、既に実施された町名地番整理の中での指摘事項ということでございますけれども、多摩平地区の町名地番につきましては、昭和40年に施行されているわけでございます。多摩平の地番整理の段階では、丁目のつけ方といいますか、基準がまだよく定まっていなかったという状況がございます。それ以降、平山台の区画整理、それから神明上という地区が引き続き町名地番の整理をやったわけでございますけれども、多摩平以降につきましては、地区の東側から一丁目をつけていくということで、多摩平と隣接する平山と神明との地番のつけ方が、ちょっとずれているわけがございます。そういう状況がございますけれども、既に市民の生活の一部として多摩平、それから神明上、平山台、旭が丘につきましては、認知されている状況等もございますので、実態といたしまして、市民生活に支障がないというふうに現段階では判断しているところでございます。

それから5点目の町名地番整理の完成時期でございますけれども、先ほどお話しさせていただきましたように、942ヘクタールの中に万願寺、それから万願寺第二、東町、こういう区画整理事業区域を含む地区が残っております。したがって、この事業の終了と合わせた時期を日野市全体の町名地番整理の完了時期ということで、進行をし

ていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 建設部長。

○建設部長（清水啓治君） 6番目、7番目、ネーミング全体につきましてのお話を、お答えをさせていただきます。

市内の公共施設のうち建築物を除きますと、ほとんどのものが、浅川は一部名称がついておりますけれども、その他小さい橋、あるいは沢、これらもまだ名前がついておりません。

ただ、道路につきましては、御質問の中でもございましたけれども、愛称につきまして昭和60年に日野市道路愛称名選考要綱というのを定めました。道路をわかりやすく、あるいは住民に親しみやすい道路にしたいということで、当時10路線、市内で10本の路線につきましては、愛称名を募集いたしました。広報等に載せまして、現在ついております多摩平緑地あるいは市役所通り等が定まっているわけです。その後、13年の経過しておりますけれども、その間、路線の延長あるいは新しい道路ができたりしまして、当時とは多少、名称がつけられるという路線がふえているという状況でございます。

それから信号機につきましても、地点名標示板というものを現在つけております。市内には195カ所の信号機がございまして、168カ所、約86%につきましては、もう既についております。残る27カ所が現在、未設置でございますけれども、この27カ所ほとんどが市道に関係する信号機であるというふうに見込みがございます。60年から設置を始めておりますけれども、今年度につきましても予算上は2カ所ほど設置をしておこうということでございます。これも毎年、少しずつつけていくという予定でございます。

御質問にございました坂の関係でございます。お話にもございましたけれども、日野坂を初めまして大昌寺坂だとか、豊田にはネグルミ坂とか、幾つか昔から愛称とされております坂がございます。その他、多摩丘陵には開発によりまして新しい坂もできてございます。市民が一致して呼び合える愛称名、これは年々薄らいでいるわけですが、これは新しい名前をつけることによって親しまれるということは間違いないことだと思います。道路のネーミングとともに、またこの坂につきましても、できる限り早い時期に命名していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） 8点目の、境界変更について対処はされたかという御質問

でございます。

行政界の変更につきましては、地方自治法の手続が定められているわけでございます。関係市町村の申請によりまして、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経て自治大臣に報告し定めるものでございます。

御質問のございました八王子市及び多摩市との一部行政界につきましては、双方の行政区域が入り組んでおり、大変わかりにくくなっているところがあることを承知しておるところでございます。

また、行政界の変更のための特別な今まで行動はとっておりません。御指摘をいただいた件につきましては、今後、関係機関とも積極的に話し合いをしたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 生涯学習部長。

○生涯学習部長（松橋瑛子君） それでは、9点目の、ひのふるさと歳時記の中の日野事典抄に対する評価と、その利用はいかになされているかということと、10点目の日野小事典を大百科事典へと前進させる考えはないかの、この2点につきまして、関連でございますので、あわせて答弁させていただきます。

ひのふるさと歳時記は、平成2年度と3年度の2年間にかけまして、さまざまなジャンルの専門家の方々と、それから市の職員が入りまして、平成4年3月に約120ページになりますか、A4判で編集、発行を図書館がしたわけでございます。この中身は、日野市の概要について写真や図版を交えながら広く情報を提供しております。

全体を歳時記編と、それから日野事典抄の2部に分けております。特に後半の日野事典抄の内容につきましては、日野の百科事典の出版を念頭に置きまして編集したものでございまして、本文で説明し切れなかった日野市の自然とか文化、それから歴史等、約224項目について解説をしたものでございます。6,000部印刷をいたしまして、市内の小、中、高、大学、その他博物館、各図書館、庁内各部等へ配布をいたしまして、先ほどおっしゃってありました1部800円で販売もいたしております。これにつきましては、内容が非常にわかりやすいということで大人の方から子供まで、日野の自然、文化、歴史がよくわかる、触れることができるということで、非常に親しみやすいということで、当時は非常に評判がよかったようでございます。

ただ、発行からもう既に5年が過ぎております。中にはデータの更新とか見直し等も必要になっているものもでございます。大百科事典ということになりますと収録範囲も膨

大なものになりますし、それぞれの項目についても正確な記述が必要になります。相当の編さん期間も費用も必要になろうかと思います。どこまで項目を絞るべきか、当初、載せられなかった内容だとか、発行当時、寄せられました要望にどのように応えていくのか、検討課題は多いかというふうに思っております。

この、ひのふるさと歳時記を作成した5年前でございますけれども、当時でも経費は約1,000万円以上かかっておるわけでございます。現在、非常に財政状況も厳しい折でございます。市独自で発行をするのがいいのか、あるいは出版社とのタイアップがいいのか、研究する必要があるかとは思っております。今後の検討課題とさせていただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 一ノ瀬 隆君。

○23番（一ノ瀬 隆君） お答えありがとうございました。

町名整理は、それぞれが現在の町名を固執していたら全く不可能な事業であります。市民の意見を聞くことは大切ですが、市の粘り強い指導も必要であります。粘り強いといっても、10年も12年も何もしないのではいけないところです。

先ほどの、完成するのはいつかという質問に対して、区画整理が終了した時点、それは地番まで整理するということになれば、正確には、それより早くは無理だと思いますけれども、それ以前に区域を決定する、条例を決定するなどということはできると思いますので、ぜひそういう意味でも早期に町名整理ないしは町名地番整理を完成させるための努力をお願いしたいと思います。

市長、コメントがありましたらお願いしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 町名地番整理とネーミングということでございますが、今お話を伺っておりまして、私どもの住んでいる、今、日野本町といいますけれども、あそこが旧日野という地域で二千何番から三千何番というような、たしか当時は前田課長だったと思いますね。前助役が課長で、私も自治会の役員になった早々かなにかのころで、何度も何度も説明会があって、地元の声がなかなかまとまらないで日野というのを残したい、本町でいい、いや日野町がいい、いろんなことが議論が生まれて、一つの町内だけでも、私の町内は中町という220世帯ほどの町内ですが、すごい激論がありまして、町内の考え方がまとまらなかった。ほかの地域も全くばらばらでありまして、よく日野本町という、いいか悪いかは別にして、まとまったなというふうな印象を当時持ったわ

けであります。

今お話を伺って、やっぱり一番の問題点は、地元の、例えば二つ、三つの町内があって、それぞれの町内にそれぞれ歴史があるところであります。思い入れがたっぷりあるまちですね。自分のところを残したいというふうなことが強くて、なかなかこれは難しいのかなというふうに私はお話を伺っていて、つくづく感じた次第であります。かといって、地元がまとまらないから放っておくというのは、議員御指摘のとおり行政の姿勢としていかなものかと私も思います。やはり市長として地元の声を聞きながら、それではどちらの方にいくかということを、やはり誘導といいますか、一つの方角づけをつけるための話し合いの場もセットしなければいけないかなと、こんなことも感じた次第であります。

すぐにということではないと思いますが、少なくともそんな話し合いも、特に今、具体的にお話が出ました万願寺第一、第二地区の方々、区画整理の地域の方々、百草、落川、あるいは三沢の一部になるかもしれません。この辺の方々とは、自治会長さんなんかも含めたいろんな話し合いをしてみたい。このように感じた次第であります。

○副議長（竹ノ上武俊君） 一ノ瀬 隆君。

○23番（一ノ瀬 隆君） 市長、町名地番整理以外にもいろいろ申し上げたところですが、その辺の市長のコメントもお願いしたかったんですけども、いかがでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 特にネーミングの部分でしょうかね。順番にいった方がよろしいですか。問1からいった方がいいですか。1992年11月24日以降、町名地番整理事業に関してどのような努力がされていたか（「いや、いいですよ。前半の方は今やったことで結構です。後の方」と呼ぶ者あり）

最終的に、では完成するのはいつを予定するかということについては、ちょっと何とも申し上げられませんが、少なくとも先ほど申し上げましたように、該当する、そして地元の方々の意見が違うところについては、ちょっと私がそこに入ってお話し合いの場をつくってみたい。それからのことではないかというふうに思っています。

ネーミング、全体といいますか、坂道が多い、あるいはいろんな道路がある。そういうことについては、確かに新しいネーミングももちろん大事でありましょうが、従来からお住まいの方々がずっと、表には出ないけれども、使ってきたネーミングというものもあるわけで、またその辺の整合も考えなきゃいけない。乙女坂というようなお話もあ

りますが、これは実践女子大ができてからのことだと思うんですけども、恐らくそれ以前からの名前もあったのかなんていうようなことも思いまして、なかなか難しいと思いますが、ただ、ネーミングをみんなで考えていくというふうな、そういったまちづくりの手法といいますか、姿勢は必要だというふうに思っていますので、これもぜひ検討をしていきたいというふうに思います。

それから市の境ですね、先ほども福島議員の質問の中でも、東光寺グラウンド地先の八王子との境の問題もございました。これもありますので、あと平山でありますとか、八王子との境の部分ですね。恐らく日野台あたりは大丈夫だと思うんで、旭が丘、それから西平山がちょっとややこしくなっておりますね。それが、ただ行政だけで、ではこうしようという話がまとまったから、よいというものでもないと思いますね。ぎりぎりの境にいて、いや私は八王子がいい、私は日野がいい、あるいはこっちに入りたいとか、いろんな声が出てくると思うので、その辺は整合しなきゃいけないと思いますが、いずれにしても、八王子市、日野市とはいろんな話をしてみたい。多分、立川、昭島は河川敷の上でございますから大きな問題はないかなというふうに思っておりますが、一度、話題にして、具体的などうこう、どちらにしてほしいとかということではないわけでございますが、整理がしやすいようにというふうに思っています。

それから多摩市の境では、私、これは実は実感として、府中四ツ谷橋という新しい橋ができて、今はまだいいんですけども、もう工事の段階から橋の向こう側にはほぼ一筋、ずっと家が何軒か残る。あるいは少し奥に入ったところにも家が残るというところがございまして、この辺はどういう地域の方々がお考えを持つのかなというようなことが、ちょっと住民の皆さんとお話を伺ってみたいなというふうに思っています。もし、住民の皆さんの要望が、例えばですよ、これはあくまでも例えばですが、多摩市の方に編入しちゃえとかというような声が全部出るとすれば、これはやはり多摩市の側ともいろんな話し合いをしなきゃいけないのかなとは思いますが、あくまでももう少し状況を見て、あるいは地元の皆さんの声を伺ってからというふうな感じがいたしております。いずれにしても、市長会あるいはそれ以外の場で個人的に、それぞれの市長さんと話をしてみたいというふうに思います。

それから、ひのふるさと歳時記の中の日野事典抄というふうについての問い合わせであります。私もこの、ふるさと歳時記というのは、時々まふらっと見て、ちょっと見て、いろんなことを参考にしているわけで、大変ありがたい資料だなというふうに思っているところであります。時期もたっておりますので、やはり改訂というんでしょうか、そ

ういう作業もいずれは必要かと思います。費用の問題等々ありましようけれども、図書館、教育委員会等ともお話し合いをして、できる方向を探っていきたいと思います。ただ、大百科事典をというふうなお話でございまして、これにつきましては、その事典抄を少しずつ、まず事典的なものにしていくというふうな、気の長い作業が必要かなというふうに思っています。

私も歴史が好きなもので、いろいろ細かい資料をあちこちからあさりますが、そういう中で、結構個人的に自費出版のような形で先輩方がいろいろな資料を、日野に関する資料を出版をされておりますし、出版はできなくても自分のノートとして残しておられます。

例えば、ついこの間、私がいただきました八坂神社の今の神主さんが、お父様、前の土淵英夫さんという神主さんが一生懸命ずっとためておられた、いずれ本を出すんだというふうなことでためたものを、この間、出版をされまして、結構、立派な本です。日野のいわれから何から始まって、かなり日野というものを知る上では、今の神主さんに言わせると「市長さん、これ一冊読むと日野市がほとんどわかりますよ」というふうに言っておられましたけれども、そんな資料もあります。そんなものも、ひとまず集める。集めて、いずれはだれかにまとめていただくというふうな方向を考えつつ、一つのキーとして市が、行政がかかわるということは必要ではないかというふうなことは感じた次第であります。すぐ百科事典云々じゃありませんけれども、そういうことが、どなたかがやりましようという意欲のある方、あるいは団体等が出てくるのを待つ意味でも、後押しをしていくということは必要ではないかというふうに思った次第であります。

以上でよろしゅうございましょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 一ノ瀬 隆君。

○23番（一ノ瀬 隆君） 二度立たせちゃって申しわけありません。どうもありがとうございました。

これで、この質問を終わります。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって16の1、町名地番整理とネーミングについての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（竹ノ上武俊君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長するこ

とに決しました。

一般質問16の2、西暦使用の後退は何故なのかの通告質問者、一ノ瀬隆君の質問を許します。

○23番（一ノ瀬 隆君） 私は、1977年第1回定例会で「元号（年号）より西暦使用を率先して」と題した質問をしました。そして1994年第4回定例会で「平成6年の廃止、1994年の使用を徹底せよ」と題して、再び西暦使用を主張しました。

日野市政の中でも難しい面があったとしても、それなりに西暦使用は前進してきたと思っていました。昨今、それが後退しているように見受けられ、それをよく耳にし、私としては断腸の思いであります。過去2回の質問で、西暦使用こそ、これからあるべき姿であると申し上げ、その理由を挙げてきたところであります。ここで、それを繰り返す必要はないと思います。

ここへ来て、世間は急速に西暦使用の勢いが増してきています。新聞も、産経新聞を除いてすべて西暦使用です。一昨日、14日の読売新聞朝刊で、それを提唱していました。国の1998年度予算というのを初め、すべて西暦が使用され、平成なるものは日付の1998年の次の括弧内に入っているものだけでした。公明新聞も、1998年補正予算とあり、平成なんて全くありませんでした。テレビも、NHKの一部の番組を除いて、すべて西暦であります。マスコミはどうであれ、国はちゃんと平成10年度予算とっているのだから仕方がないんだよと、だれかが言いたげです。

しかし、いや応なしに市民は、まともに歩むマスコミに影響される。市民が主役だといわれる政治にするためには、行政だけが別の道を歩むのは間違いです。マスコミが西暦を使えば市民も西暦を使うようになり、政治離れをストップすることこそ重要な今、行政で西暦を使うことこそ重要であります。官僚主導の政治が非難され、霞が関解体が叫ばれており、地方分権の実現が目前に迫っているとき、このときこそ元号使用の圧力に負けず、主として西暦使用を国に働きかけるぐらいの力を出して頑張っていくべきだと私は思います。法律で完全に縛られているものは仕方がないにしても、可能な限り西暦を使うべきだと思います。

質問いたします。

質問1、西暦使用への日本全体の流れをどう理解しているのか。

質問2、日野市政において西暦使用の方向への変遷を示してください。特に1994年の私の質問以降について示していただきたいと思います。

質問3、昨年、庁内で西暦使用を後退させる通達が出されたと聞くと、それはなぜな

のか。

質問4、さらに、ことしになって一層後退させる通達が出されたと聞くと、それはなぜなのか。

以上、お答えください。

○副議長（竹ノ上武俊君） 一ノ瀬隆君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（小澤春童君） 西暦の使用につきましての御質問でございます。4点ほどでございます。順次、御説明を申し上げたいと思います。

初めに、西暦使用への日本全体の流れはということでございますが、御指摘のように新聞等では併記、テレビ等では西暦使用をしているというようなことにつきましては、認識をいたしております。しかし、まだ高齢者等、市民の中には元号を使用した方がわかりやすいとおっしゃる意見もあることもまた、これ事実でございます。

また、学校の教科書等でも筆者に任されておることでございますけれども、元号と西暦の併記使用が多く見受けられるわけでございます。国が行う統計調査資料等の比較年度を見ますと、元号が多く使用されております。国においても、ただ、国際的なものにつきましては西暦を使用するなど、元号と西暦を使い分けているのが現状でございます。そのように私どもは認識をいたしております。

2番目の、平成6年、1994年以降の西暦使用の変遷ということでございますけれども、日野市におきましては、平成7年、1995年4月1日から元号、西暦の使用について、そのケースを四つに分類し、昨年まで使用してまいりました。一つには、西暦表記とするもの、二つ目には、西暦・元号併記とするもの、3番目には、当面、元号表記を認めるけれども時期を見て西暦表記、あるいは西暦・元号併記とするものか、というような課題を残したもの、4点目には、当面、元号表記を継続していくというような、以上四つの分類で昨年まで進められてきております。それが2点目でございます。

3点目の御質問でございます。昨年、西暦使用について通達が出されたのはなぜかということでございます。元号、西暦使用に移行いたしまして2年を経過したわけでございます。さきに御説明申し上げたとおり、使用に当たっての4分類のうち3番目の、当面、元号表記とするが時期を見て整理するというような項目等が、未整理な部分、含まれておりましたが、昨年まで進んできております。その関係上、事務処理上、庁内におきまして混乱を来してまいりましたので、この点を整理をいたしまして、使用を3分類に整理したものでございます。その3分類というのは、いわゆる西暦表記、2番目には西暦・元号併記、それから元号単独表記と、こういった三つに分類したわけでございます。

そこで、さらに4番目でございますけれども、ことしになって、さらに通達を出したのはなぜかということでございますけれども、昨年の整理の結果、依然といたしまして元号、西暦の使い分け、運用していく上で混乱が解消されていないというようなことによるものでございます。その要因といたしましては、国や都が元号を使用しているため、相手方文書や報告、回答文書においても元号を使用する 경우가非常に多いこと。

2番目といたしましては、委任事務の処理の際にも元号を使用していること。

3番目には、先ほども少し触れましたけれども、いわゆる高齢者等には元号を使用した方がわかりやすいと思われることが多いということでございます。例えば、一般的に生年月日を記載するなどの場合にも、元号で覚えている人が大変多く見られるというふうなこともございます。

4点目には、会計年度につきましても、電算システムの関係で、いわゆる元号を使用をしている等が考えられるわけでございます。

このような中で、元号と西暦が混在している状況では、むしろ双方を併記した方が事務処理上、西暦と元号の使い分けの混乱から回避できるのではないかと。したがって、本年に入りまして、今後は混乱を回避するために分類を二つにいたしました。元号・西暦併記とするものと、それから元号のみを表記するもの、このように2分類に集約をいたしまして、併記を原則とした次第でございます。それが今日までの経過でございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 一ノ瀬 隆君。

○23番（一ノ瀬 隆君） 有能な総務部長から答弁をいただいたところですけれども、内心は非常に苦しい答弁だったと御推察申し上げるところであります。（「混乱しているんだよ。総務部長答弁で了解」と呼ぶ者あり）

混乱なんかしていません。去年、ことしの逆行によって日野市役所内部全体が混乱している事実があると聞いています。そのことは間違いない事実だと私は思っています。

ところで、教育長にお聞きいたします。教育長は西暦使用に反対で、西暦が書かれている文書には決裁に応じなかったと聞きました。そんなことは、あるはずはないと私は思いましたが、この際、その真偽のほどをお聞かせください。

○副議長（竹ノ上武俊君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） 一ノ瀬議員から西暦使用について反対かどうかというお話がありましたが、私は決してそのような見解は持っておりません。西暦並びに和暦、すなわち元号併記につきましては、市の通達につながる一つの流れとして、それは大いに理

解をしているところであります。

○副議長（竹ノ上武俊君） 一ノ瀬 隆君。

○23番（一ノ瀬 隆君） 今、私がお聞きしたのは、西暦が書いてある文書に対して、こんなものは決裁なんかできない、というようなことだったんでしょう。決裁しなかった。その事実があったかどうかをお聞きしたところです。もう一度お答えください。

○副議長（竹ノ上武俊君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） 先ほど申し上げたとおりであります、一言、つけ加えて申し上げたいと思いますが、この西暦・元号併記使用につきましては、何らその問題に課題を持つものではありません。

しかしながら、1点申し上げたいことは、現在、学校における問題でありまして、私ども教育委員会是一个の独立機関として、その傘下に学校を持っております。この学校は、日野市立小学校、中学校ではございますが、多くは東京都、そして国とのつながりの中でこの運営を行っております。特に東京都とのつながりは多く、その東京都からの通知、連絡につきましては、そのほとんどが元号で行われているという、この実態の中で、私どもとしても教育委員会そのものは市民サービスということを考えるとすれば、直接は学校サービスということが一つの前提になる。この前提になる学校に対して、混乱の起きないような配慮だけはするようにというようなことは申し上げたことはあります。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君） 一ノ瀬 隆君。

○23番（一ノ瀬 隆君） 私の質問に対して、お答えができないというなら、お答えできないということを答えていただきたいんです。私の質問したのは、決裁しなかったという事実があったかどうかということをお聞きしているだけですから。

○副議長（竹ノ上武俊君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） 市の通達に準ずるものとして、それに反していないものについては一切そういう否定をしたことはありません。

○副議長（竹ノ上武俊君） 一ノ瀬 隆君。

○23番（一ノ瀬 隆君） したたかな教育長を見た感じです。この西暦使用の後退の元凶は教育長だということが、庁内の多くの職員の一致した見方であります。

尺貫法からメートル法へと変遷に手間取ったことはあります。変遷に手間取ったと同じように、なかなか西暦になじめないでいるのは仕方がないと思います。ところが、ど

うにかなじんだ矢先、それを元に戻すという、まさに逆コースだと、ほとんどの職員の一致した意見だそうです。昭和や平成が好きだった職員も含めて、ふんまんやる方ない思いのようであります。

私が元号は使わず西暦を使おうという信念を持ってから、45年はたったと思います。私が勤務していた会社で、両方を使うのは全く意味がないとして、西暦一本に絞ってから20年はたったと思います。天皇はかわって、より西暦の使用が重視されるようになってから10年近くになります。私は、決意新たにこの質問を契機に、さらに西暦使用を堅持していきたいと考えたところです。反動的な教育長に強い不満を表明し、不当性を糾弾し、ここで市長にお聞きすることになるのでしょうか、先ほどの江口議員の質問に答えて、2001年から2010年と再三おっしゃっていた馬場市長です。市長と私の信頼関係を損なわれないようなお話をいただけるようでしたら、コメントをお願いいたします。それができなければ、ノーコメントでも結構です。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 私も西暦でお話をする場合もたくさんあります。例えば私もかつて青年会議所とかロータリークラブとか、あるいはライオンズクラブの仲間とか、ああいう組織は全部西暦でありまして、元号なんか一切使っておりません。今でもそういうふうな、1990何年度理事長であるとか、そういうふうな言い方をいたします。で、なじんでおります。ですから、それはそれでいいんですね。それは、使っちゃいけない、全部そこも元号にしろなんていうことは私も言わないわけで、そういう意味で元号と西暦を併記という今のパターンが一番いいのかなというふうに思います。

やはり西暦だけっていうふうには、もし限定いたしますと、本当に混乱が起こるんですよ。例えば生年月日、私もちょっと、うっと考えないと、1944年だったなというようなことが出てこない。昭和19年といえば、すぐぼんと出てきますけれども。こういうことが現にあるわけでございまして、あと、この議会も平成10年の第2回定例会と、こういうふうなのが正式な呼び方であるわけでありまして。そういう意味で、ぜひ両方をうまくあいに、わかりやすいように利用していただくのが一番いいかなと。

国の関係とか、他の自治体の関係で、どうしても元号でなければいけないものは、これは元号でやらないと向こうに怒られてしまいますし、先ほど申し上げたように民間団体の西暦しか使いませんというところには、西暦で対応すればいいなというふうに思っているところであります。

ですから、ぜひ、余り悲観をなされないで、変なふうはどうこうしようということじゃ

ございませんで、やはり両方がちゃんとわかる方がいいなというふうに思いますし、私はやはり自分の生年月日もそうであるように、日本の文化っていうものは、そう一概に捨てたものではないだろうなというふうに思うし、例えばイスラム教の国々なんかでは、例えばサウジアラビアなんていう国は、国の公式文書っていうのはきちっとヒジュラ暦というんですね。マホメットがメッカからメジナに移動したときは六百何年だと。西暦六百何年かな、6月かなんかが元年というような形で、今でも使っております。新聞は確かにイスラムの国々も全部西暦を使っておりますが、やはり公共機関の公共文書はその暦でやっているという、イスラムの国って、結構人口、世界で多いですからね。

そういうこともやはりあって、文化というか、伝統というか、そういうものもやっぱり守っていくということも一方では必要ではないか。両方がうまいぐあいに混乱のないように利用するとすれば、初めに戻りますが、元号、西暦併記という今の方式が一番妥当ではないかというふうに私は思っています。

○副議長（竹ノ上武俊君） 一ノ瀬 隆君。

○23番（一ノ瀬 隆君） 先ほど、優秀な総務部長といいましたけれども、同じように優秀な福祉保健部長が、先日、2000年から公的介護保険は導入するといいました。それは全く正しいことだと思っています。わざわざ平成12年なんていうのはつけ加えませんでした。それでいいのだと思っています。

西暦使用後退に断固抗議して、質問を終わります。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって16の2、西暦使用の後退は何故なのかの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時23分 散会

6月17日 水曜日 (第6日)

平成10年
第2回定例会 日野市議会会議録 (第17号)

6月17日 水曜日 (第6日)

出席議員 (30名)

1番	中野昭人君	2番	清水登志子君
3番	奥野倫子君	4番	菅原直志君
5番	出沼恵美子君	6番	名取美佐子君
7番	秋山薫君	8番	佐藤洋二君
9番	手嶋精一郎君	10番	小島久君
11番	中谷好幸君	12番	佐瀬昭二郎君
13番	森田美津雄君	14番	執印真智子君
15番	江口和雄君	16番	沢田研二君
17番	田原茂君	18番	宮沢清子君
19番	小川友一君	20番	奥住日出男君
21番	竹ノ上武俊君	22番	板垣正男君
23番	一ノ瀬隆君	24番	内田勲君
25番	夏井明男君	26番	馬場繁夫君
27番	黒川重憲君	28番	土方尚功君
29番	福島盛之助君	30番	小山良悟君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市 長	馬 場 弘 融 君	助 役	小 俣 雅 義 君
助 役	河 内 久 男 君	収 入 役	落 合 豊 君
企 画 部 長	榎 島 英 紀 君	総 務 部 長	小 澤 春 童 君
市民生活部長	宮 本 寿 君	環境共生部長	笹 木 延 吉 君
まちづくり推進部長	堀之内 和 信 君	建 設 部 長	清 水 啓 治 君
福祉保健部長	高 野 英 男 君	病院事務長	田 中 政 幸 君
教 育 長	有 元 佐 興 君	学校教育部長	米 倉 幹 雄 君
生涯学習部長	松 橋 瑛 子 君	福祉保健部参事	鈴 木 俊 夫 君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局 長	田 中 正 美 君	次 長	中 野 修 君
書 記	山 田 二 郎 君	書 記	田 倉 芳 夫 君
書 記	堀 辺 美 子 君	書 記	高 野 賢 司 君
書 記	立 川 智 君	書 記	萩 原 誠 司 君
書 記	大 沢 百 代 君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所 長 関 根 福 次

速記者 山 川 芳 子 君

議 事 日 程

平成10年6月17日（水）

午 前 10 時 開 議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1

午前10時15分 開議

○議長（馬場繁夫君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問17の1、介護保険の導入に向けた準備、諸課題の克服は、地方自治を推進する立場に立って取組めの通告質問者、森田美津雄君の質問を許します。

〔13番議員 登壇〕

○13番（森田美津雄君） おはようございます。それでは、早速始めさせていただきます。

最近、シリーズで介護保険について実例を交えて紹介する記事を見る機会が、大変多くなりました。介護保険のスタートを間近に控えて、「どうなの？介護保険」というようなタイトルでシリーズを組んだりいろいろしているわけですが、最近の記事の中で4月7日の産経新聞の老人性痴呆症の記事、目にとまりましたので御紹介をさせていただきますと思います。

「お世話になりました。これから帰らせていただきます」

8年前の冬のある日、世田谷区に住む吉岡ルリ子さん（54）＝仮名＝は、母の和子さん（76）＝同＝に深々と頭を下げられた。

しばらくふさぎこむ、うつ状態が続いていた母だったから、何かあったのかもしれないとはうすうす感じていた。でも、この言葉は自殺を予期するようで胸騒ぎがした。

念のため病院へ連れていった。「お母さんは老人性の痴ほう、いわゆるボケです」。医者は衝撃的な言葉を口にした。ルリ子さんは息が止まりそうになったのを覚えている。母は68歳。健康がとりえただけに信じられなかった。

和子さんにボケの症状が見られるようになったのは夜中だった。コソコソ隠れながら、自宅近くの駅まで行ったり来たりを繰り返す。そのうち便を家中にまき散らし、窓ガラスに向かって投げ付けつけたかと思うと、一心不乱にスリッパに詰めるようになった。

それでも昼間は少し物忘れが激しくなった程度で、今までと変わりがないことも多かった。客が訪ねてきたときには背筋を伸ばし、「お茶はいかが」と機敏にもてなしていた。客は「お元気そうで」といい、痴ほうには気づかなかった。

痴ほうの初期には、日や時間によってボケが表れたり消えたりする「まだらボケ」と呼ばれる症状がみられることがある。家族は冗談を言っているのかボケているのか

分からなくて混乱する。「初期のころは辛くてよく泣いていた」とルリ子さんは振り返る。

1年が過ぎたころには、いつまでも迷惑をかけ続ける母を憎むようにさえなっていた。一時、老人ホームへ入所させることも考えたが、徘徊の症状があると入所を断られるケースがほとんどだった。それに、たとえ入所させたとしても、精神的な負担は同じだと思ったからやめた。

発病から8年たった今、母は言葉を忘れ、子供のようにおとなしく寝たきりになったが、ルリ子さんはそんな姿を見て涙することはない。「自分も変わった」。美空ひばりの歌を聞くと、かすかにうなづく母に穏やかな愛情を感じてもある。

介護保険は負担を軽くしてくれるのか、ルリ子さんはわからない、という。

いよいよ2000年スタートの介護保険の姿が連日、報道によって市民の間にも情報として入ってくるにつれて、高齢者自身、そしてその家族はもとより制度発進に向けて具体的な準備を検討されている行政関係者や専門家からも、制度がもたらすメリットよりも問題点あるいは不安の方が多く指摘され、また厚生省に対しても、処理し切れないくらいの問い合わせや制度改善のための要望が、全国の自治体担当者や関係者から殺到している昨今だと聞いております。

私どもが先日、行政視察で全国でも高齢化率の最も高いと言われています北九州市を訪ねました。市では、この間の努力も介護保険制度との関係でいえば、その体制づくりに展望として見えるものという点では、悩ましさがみが大変印象に残ったところであります。

こうした中ですけれども、日野市としてはいち早く介護保険準備室をつくって鈴木室長を先頭に、情報の収集と検討に鋭意取り組み、5月1日にはプロジェクトチームをつくって全庁的な取り組みの体制を発進させたという報告もいただきました。市長を初めとする関係者の鋭意努力には敬意を表し、感謝も申し上げたいと思います。しかし、こうした行政の積極的な取り組みにもかかわらず、制度に内在する問題点のせいか、公的介護制度の展望という点では、市民的な不安は募るばかりです。今、行政や政治にとって本当に大切なのは、制度に対する市民の不安に真っ正面から向き合って、自治体は高齢者の命と暮らしを守るために全力を尽くして、現在のサービスは向上させることはあっても、絶対にどんなことがあっても後退をさせない、そういう決断をし、そのことを内外に宣言することだと思います。だれも必ず年をとるわけですし、いつ体が不自由になるかわかりません。高齢者の安心の展望なくして自治体のあすは望めないというふう

思います。介護保険がスタートするから自治体としての責任が免れるのではなく、自治体は住民の保健や福祉、医療、あるいは命や暮らしに対して責任を有しております。介護保険でカバーされる分については、多少負担を軽減されるというくらいの認識で臨むことが必要だろうと思います。

憲法13条の個人の尊重、幸福追求の権利からしても、また25条の生存権の実効ある実現の点からしても、自治体の責任には極めて重いものがあり、保健・福祉のグランドデザインとしても、豊かな制度、施策を整えていくことが求められます。しかも住民の要求をしっかりとくみ上げつくっていくことが、市民自治の実現という点からも不可欠であります。

幸い日野市においては、この間、市民要求や運動と行政が真剣に向き合うという関係で丁寧につくりながら、アイデアに満ちた高齢者施策を、市民自治を進めるという方向で市民も一緒になって展開し定着をさせてきました。みんなで頑張ってきたと言っていると思います。それでも、時代が求めるメニューや量に十分にこたえていないというのも事実です。加速度を強める高齢化へのスピードと対応する施策の要求に、今まで以上に腰を入れての行政努力が求められているという認識は、私たちが共通に持つところです。現在、介護保険の導入に向けたあれこれの準備と基本的な取り組みのスタンスが問われている中で、総意として確認しておかなくてはならないのは、この間の日野市としての高齢者諸施策のベクトルの方向と、それに沿って介護保険をきちんと連動させ、全体として高齢者福祉をダイナミックに展開するという決意を持って臨むことだというふうに思います。

その意味でも、市長には行政のリーダーとしての見識と手腕がしっかり問われることになります。辛いと思わず堂々と向き合う関係、知恵を出し合う関係、そして物申し渡り合う関係を見定めて、市民から見えてわかりやすい決断をしていただかなくてはなりません。市長という職につかれた意味をしっかりと感じることでできる大仕事を用意されたわけですから、ぜひとも全力で市民を守る方向性を示していただきたいと思うところです。

そこで、全貌が次第に明らかになり問題点も整理をされてきた介護保険制度と行政の取り組みの方向性について、まず市長の現在の心境と決意を伺いたいと思います。市長の現在のサービスの絶対になんかことがあっても後退をさせないという決断で、市の取り組みの方針は決まり、市民の不安の半分以上は解消するはずであります。よろしくお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 森田美津雄君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（馬場弘融君） 森田議員より、介護保険が導入されるについて自治体の長として、どういう今の心境であるかあるいは決意を伺いたいということであります。

この介護保険のシステムにつきましては、私は国に対してかなり物申したいというふうな気持ちを、昨年暮れの法案が審議をされ通る時点から強く強く思っておりました。それは、なぜ保険というシステムにこだわってやったのかというふうな意味合いがあります。それと、もう成立をしてしまいました、あの法律は法律に細かいところが規定されていないという、ある面では授權法という形でありまして、例えば消費税であれば5%とか3%とかというものが、例えばそれを法律に規定しないで政府が決めているですよというふうなことをやったら、大変なひどい法律だという議論になるはずだと思うんですが、この介護保険法では保険料が幾らになるかということが、具体的に示されていません。厚生省が概略計算をすると2,500円ぐらいになるのでしょうかという見通しといたしますか、で、それに基づいてそうするとこんなサービスになるでしょうねというふうな、素案とも言えないような形が法律では示されているだけであって、約二、三百と言われますものが、具体的なものが政令とか省令、ほとんどが厚生省令で定めるということで、一体こんなことで新しいシステムを国会議員の先生方は何をお考えになっているのかというふうな強い強い思いを当時も持っておりましたし、ですから、そのころの議会の私の答弁では、かなりの不安感を皆様に正直に申し上げていたと思うわけがあります。どうして各自治体の長の皆さんは、これでやっていけると思っているのかなと、わかっているのかなというふうな認識をずっとずっと思い続けていたわけでありませう。

そういう中で、なかなか現段階に至っても細かい内容については、それぞれの自治体の方に、厚生省はこういうことでやってほしい、こうだよというふうなことが出てこな状況であります。なかなか先が見えてこないというふうな現状であります。ですが、そういう中でありますけれども、基礎自治体が責任を持ってこの介護保険はやるんだということが、これはもう法で決められているわけでありまして、準備は進めなければいけないわけですね。そういう意味で、今議員も御指摘のとおり日野市では介護保険準備室を設けまして、さらにはここで庁内のプロジェクトチームをつくって実務的な検討に入ったところであります。保険で対応するサービスの内容についても、あるいは支給の限度額といたしますか、どういったものに支給をされる、どのくらい支給されるということについても、あくまでも試案——試みの案あるいは試みの計算としてはなされております

けれども、現に各自治体がやっている高齢者へのサービス、そういったものとのギャップが非常に多いだろうというふうに思いますし、私どもの市でも、今一生懸命やっているサービスが、果たして介護保険という制度の中に入ってくるのかどうか、外されてしまうのではないかというふうなことも考えるわけであります。

ですから、今モデル事業を幾つか挙げて数多くの自治体がやっているわけでありますが、それでもいろいろ認識が、地域によりあるいは自治体の職員の対応により違うようでありまして、なかなかこの詰めが最終的な形ができるまで大変ではないかなというふうな認識を持っています。特に、いわゆる上乘せのサービスであるとか横出しのサービス、これについてどういう扱いをするのか。多分私どもの市のこれまでの比較的近隣と比べて進んでいる高齢者施策の中では、かなりの部分がこういったところに入ってくるのではないかなという恐れを抱いておりますが、これをどういうふうにクリアしていくのかということは、大変複雑な要素が絡み合っているというふうに思っています。

今の言われている保険制度の中で、すべてこれをやっていこうというようなことをもし考えますと、保険料は厚生省試案のような金額ではとてもとてもできないだろうというふうにも思います。もし厚生省の試案どおりの保険料でいくのならば、負担が低ければサービスも当然下がってしまいますよということは、御理解をいただかなければいけない。そういう意味で、これもまた自治体が決めろということになっています。大変無責任な国の言い方でありまして、この保険料がどのくらいになるのか。どのくらいに決めたらいいのかということは、なかなか難しい。もし保険料を下げるとすれば、恐らく自治体の財政負担がその分ふえていくであろう、今のシステムのままではですね、そんなふうなことを非常に思うわけであります。

いずれにしても、今議員御指摘のとおり、これまで私ども日野市が前市長が一生懸命おやりになり、あるいは議員の皆さんの御協力もいただき、職員も一生懸命対応し、市民の多くの方々の御協力もいただいてつくり上げてきた高齢者福祉、非常に充実をしていると私は思いますけれども、こういったものが後退しないような、何とかしていい方法を探りつつ、特に国や都には強い要求を、日野市単独ではなくて市長会等々を通じて強く強く申し上げていかなければいけないというふうに思う次第であります。ですが、やはり受益をいただく高齢者の皆さん、お1人お1人の御負担もやはりある程度はお願いしますよということも、これは辛いけれども、言わざるを得ないかなというふうに思っています。

そういう中で、今日野市がやっているいろいろな福祉施策、特に高齢者についての福

祉施策全体を大きく見直しをして、この介護保険制度にあわせてトータルに高齢者福祉の施策を見直しをする中で、整合をつけて、少しでも現在のサービスが中身が落ちないような方向を考えなければいけない。何分にも財源は非常に限られています。これをうまく活用し、よりよい制度としてこの介護保険の制度がもうできたわけでありますから、つくり上げていきたいというふうに思う次第であります。

なお、庁内のプロジェクトチームで検討した上で、たたき台のようなものがつくられた後、関係する市民の皆さんも一緒に、例えば保険料はこのくらいの金額はどうでしょう、これじゃ高いんじゃないか安いんじゃないか、そんなことも含めて市民参画の形で検討をさらに加える。そして、原案をつくっていく、そんな方法を今考えているところであります。

いずれにしても、今の国が考えているだけの国の負担だけでは、とても成り立っていないだろう。もっともっと自治体が連合して、国が負担をするようにという強い訴えかけをしていかないと、最終的に一番弱い住民の皆さんの負担が増になるというふうな形が考えられますので、それはできるだけ避ける。少しでも高齢者福祉サービス全体が向上するような形で、市長としても一生懸命努力をしていきたいというふうに思います。決意ということでございますので、間違いなく絶対サービスを下げないで負担も上げないでということは申し上げられませんが、少しでも御負担が少なくてよりよいサービスになるように、この介護保険制度のすり合わせを考えていきたい、国に申し上げていきたいというふうに思う次第であります。

○議長（馬場繁夫君） 森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君） どうもありがとうございました。悩ましいわけですが、強い決意を述べていただきました。

それでは、通告に従って具体的質問に入りたいと思います。答弁では、市長の決意を受けて鋭意かつ具体的にお願いしたいところですが、市長も御指摘になりましたように、政省令の多さからしてもあるいは都の決定の現状からしましても、いまだ検討事項ということも多いと思われます。それはそれで、市としての検討の方向性、姿勢を示していただければ結構です。また、私なりに意見も申し上げますので、ぜひ今後の検討に加えていただきたいと思います。質問に当たっては幾つかまとめてお聞きしたいと思います。

まず1点は、先ほど触れました介護保険プロジェクトチームについてです。2000年4月の介護保険制度に向けて、実務的な検討を行う庁内のプロジェクトチームという形で

5月1日に発足をさせたということを伺ったところですが、このプロジェクトチームの中身と役割、さらに進行状況についてもう少し具体的にお示しいただきたいと思います。1点目は、これでお答えいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 福祉保健部参事。

○福祉保健部参事（鈴木俊夫君） お答えさせていただきます。

推進プロジェクトチームの役割と部会の内容、それと現在の進行状況ということでございますが、プロジェクトチームの役割につきましては、平成12年4月からの介護保険制度が円滑に実施できますように、介護保険のシステムの開発あるいは庁内組織、保険料、介護サービス基盤等の実務的な検討を行いまして、市としての取り組み方針を定める検討組織としての役割を担っているものと考えております。

部会につきましては、要綱の資料を提出いたしておりますが、5部会からなっております。基盤整備部会、それから電算の事務処理のシステム開発部会でございます。それと、保険料の問題を検討していただく保険料賦課徴収部会、それから、2000年4月の組織の発足に伴いまして組織検討部会、それと事業計画あるいは保健・福祉計画の見直し等を実施します事業計画策定部会、5部会を設置してございます。これにつきましては、各関係の係長相当職以上の職員の方、37名で構成をしてございます。また、このシステム開発部会の中には、専門的な検討を必要といたしますので、七つの小部会を設置してございます。それにつきましては、実務担当者の職員に当ててございます。人数では36名の職員が当たっております。

進行状況でございますが、要綱の設置を機構改革と同じく5月1日にしてございます。そして、5月15日に発足式を行いました。そして、5月21日に部会長、副部会長会議を行いまして、これからの部会の進め方等について会議を開いたわけでございます。その後、5月29日にこの部会の部会員さんが介護保険に対する共通の認識を持つということで、合同勉強会をしてございます。そして、その後、第1回の部会ということで、各部会に分かれて検討に入ったわけでございますが、各部会とも限られた期間の中で毎週1回程度の開催はしていこうということでやっております。本日も、基盤整備部会と事業計画策定部会が、第4回目の部会として現在開催されているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君） ありがとうございます。

介護保険のスタートも迫っていますし、情報の収集検討を含めて時間との競争という

ことになるわけですが、この制度のありようは高齢者の命を左右する大変重要なものですので、急ぎながらも高齢者福祉、サービス全体をにらんで情報におくことなく意味ある実務検討をしていただきたいと、切に希望しておきたいと思います。

次に2番目に、介護保険で予定されています在宅施設サービスについて、数多くの問題が指摘されているわけですが、その中から幾つか問題点とその報告についてお伺いしておきたいと思います。

介護保険で訪問介護と言われるホームヘルプサービスは果たして現状より後退しないのか、あるいは1時間単位でいいのか。従来からホームヘルプサービスは1回、二、三時間の程度、利用者の家庭を訪問して家事援助や介護サービスを提供するという滞在型のサービスが中心でありました。ところが、介護保険の施行をにらんだ補助制度としての人件費から事業費方式への変更に伴って、原則として1時間単位のホームヘルプサービスを週何回という形に指導され、これがそのまま介護保険制度として移行することが予定をされるということを聞いております。在宅支援にとって極めて重要な意味を持つ家事援助や精神的ケアの部分が大きく後退することが、現に起こってきております。この点について、どのような認識を持っておられるのか。

次に、デイサービスについて、介護保険では通所介護と言われるサービスでありますけれども、現状についてお話ししていただきながら、さらに私が思いますに、介護保険では最重度の人にも週3回のデイサービスを提供することになっているわけですが、果たして重度の人が通うデイサービスが準備できるかどうか。それから、費用の点でも、この重度の方たちの送迎ということは本当に大変なんですけれども、介護保険の単価では難しいのではないかということが既に指摘されております。上乗せしないと運営できないのではないのでしょうか。

それからさらに、現在のデイサービスには比較的軽度の方たちが通所しておられて、本当に有意義な楽しみ方をしておられるわけですが、これらの方たちが対象外となるケースがたくさん出てくるというふうに思うわけです。その場合に、受け皿としてはどうしていくのか。これについても検討をしていかなくはなりません。検討しておられればお示しいただきたいというふうに思います。

それから、訪問看護については、これは旧来、医療保険の範囲で行われていたサービスですが、介護保険サービスに移されることが決まっております。そうしますと、虚弱高齢者を含めて対象になって、医療的サービスの要求の強い側面を持つ方たちであるだけに、医療保険から切り離されていいのかどうか。費用の点でも、御案内のように

老人訪問介護というのは、現在1回250円の本人負担で週3回まで、急性増悪期には14日間連日でサービスを受けることができるというふうになっておりますけれども、介護保険では週一、二回というふうになるわけです。どのようにカバーすべきなのか検討を必要とする点だと思います。

さらに施設サービスについては、特別養護老人ホームの1件だけお話ししますけれども、介護施設サービス——この介護施設サービスについても充足する量、これが用意できるかどうかという充実の問題も大きいわけですが、実は、その運営の問題というのが本当にクローズアップされていまして、介護保険では介護報酬には月額29万円でしょうか、限度額ですので、運営が極めて困難になることが予想されております。どう対応していくのか。多少軽い方を受け入れれば支給される額が少ない。重い方を受け入れれば、今度は、そのマンパワーを用意するということは非常に難しい。いずれにしても経営が非常に困難になるということは、既に予想されております。これにどう対応していったらいいのか。

それから、この特養に入っておられる入所者の費用負担、あるいはこれから入られる方の費用負担についてですけども、低所得者には非常に過酷になるということが明らかになっております。現行の制度からいえば、本人と扶養義務者の所得に応じて徴収金が算定されていますけども、介護保険では今度は一律負担、入所者の利用1割負担ということになるわけです。加えて食費の負担ということで、想定されるものでは月々4万7,000円程度が最低かかるということになるわけでありまして、これは老齢基礎年金受給者の受給されているお金というのは、月額3万円余りということで、実際にはこういう方たちが、5年の経過措置のあるものの退所しなくてはならないケースも多くなるのではないかと。で、退所された場合に、受け皿というものをどう本当にしていくかということは切実でして、今の特養での状況を見ておわかりだと思うんですけども、家庭との関係がしっかりとあるというケースというのは、むしろそう多くないわけで、なかなか家庭との関係が難しいあるいは絶たれている。ですから、退所するとひとり暮らしになってしまう、あるいは住むところもないというケースも想定されるわけですから、その受け皿としてどうするのか、この点は非常に大きな点だというふうに思うわけでありまして、

以上、この介護保険で予定されている在宅施設サービスについての問題点について、その克服方法あるいは検討されていることがあれば、お述べいただきたいと思います。

それから、3点目として、対象者の予想出現率と実数をどのように把握されているのか、これについてもお話をいただきたいというふうに思います。

○議長（馬場繁夫君） 福祉保健部参事。

○福祉保健部参事（鈴木俊夫君） お答えいたします。大きく分けて三つの御質問をいただきます。在宅福祉サービスの問題点、それと利用者負担の問題、それと予想出現率の内容と三つ大きく分けてお答えをさせていただきたいと思います。

まず在宅施設サービスの問題点につきましては、介護保険の実施に向けまして、在宅や施設サービスやマンパワーの確保を図っていかなければなりません。それらの内容としては、いろいろたくさん問題がございます。お話にもありましたように市民だけでなく、行政としても関心の高いのは、現在のサービスが維持できるのか、また、どのくらいの差があるのかということが大きな問題となってきました。現在、介護保険で対象サービスとなる在宅サービスにつきましては12種類、それと給付が3種類ございますので、在宅は15種類のサービスがメニューされております。また、施設サービスにつきましては、3種類の施設のサービスが用意されてございます。そういう保険制度の中でサービスが用意されているわけですが、現行の福祉サービスはそれよりもずっと多いわけで、介護保険以外のサービスをどの程度継続していくのか、どのように対応していくのかという大きな問題がございます。これにつきましても、あと1年半で2000年の4月に向かって準備しなければならないと考えているところでございます。

また、サービスの内容につきましても、これまでどおり実施できるものがあるのか、あるいは変更する必要があるのかも含めて検討していかなければならないと思っております。一つのケースといたしまして、老人福祉審議会の老人部会で出されました要介護認定に応じたサービスのモデルプランができております。その例としましては、在宅の5ランクの最重度ということで月額23万円から29万円のケースをサービスの内容を振り分けてみたところ、ホームヘルプサービスにつきましては週14回。これは巡回サービスも含めてでございますが、時間で9時間20分というものが出ております。また、ショートステイにつきましては月1回、7日程度ということでございます。デイサービスにつきましては、週3回通所ということでございます。訪問看護につきましては、週2回という限度になってございます。また、虚弱の訪問者につきましては、認定の制度の中では要支援というランクに該当いたします。それらのサービスにつきましては、先ほどおっしゃったように、ホームヘルプが週1回から2回、訪問看護が週1回、それからデイサービスが週2回、それからショートステイにつきましては年に1回から2回ということになっております。これにつきましては、6万円程度という限度額でございます。この内容につきましては、ケアプランが本人のサービスの選択により変化することになります。

ので、現時点で正確な必要量を出していくということは大変難しい状況でございます。この例を見ましても、ホームヘルプサービスやショートステイは幾分少ないのかなと感じますが、デイサービスにつきましては、週3回ということは多いのかなと思っているところでございます。

また、施設サービスの面でも、特別養護老人ホームの問題が上がっていましたが、現在入所されている高齢者が、介護保険の認定をどのくらいのところでの対象として、費用の面も含めまして東京都で検討しておりますが、現在、入所されております特別養護老人ホームの高齢者につきましては、介護保険が導入されますと3割程度が対象者でなくなるという試算が出ております。それらの方に対する施策といたしまして、大変難しい住宅の問題がございます。それらのものも考えていかなければならない大きな問題でございますが、このためには、やはり管理人のいる高齢者住宅やシルバーピアの確保等も、今後考えていかなければならないと考えているところでございます。

それと、2番目の保険給付の支給限度額と利用者負担の問題でございます。支給限度額につきましては、まだ厚生省の試案であります、在宅サービスは虚弱の月額6万円から先ほど申しました最重度の29万円程度の6段階が示されているところでございます。また、施設の利用率につきましては、特別養護老人ホームの24万円から療養型病床群の月額38万円という形に、現在なっております。利用者の負担は、サービスを利用する額の1割が自己負担となります。ただし、施設の負担以外に食料あるいは日常生活費、それらにつきましては実費負担ということになってございます。支給限度額のオーバーする方の対応としてはどうなのかということでございますが、これは実際にその方のケアプランを作成してみないと、なかなか実態が出てまいりません。

そんな中で、昨年モデル事業を実施しました品川区の例でございますが、モデル事業として100ケースのモデル事業を行っております。そのうち14ケースについてケアプランを作成いたしましたところ、最高額の29万円を2ケースが支給限度額をオーバーしたと聞いているところでございます。これらの対応につきましては、上乗せサービスを考えていくのかあるいは自己負担をお願いするのか、また、これから出てまいります政令で定める高額介護サービス費の支給で対応するのか、そこら辺の問題が大きでございますが、いずれにいたしましても、これらの問題については事業計画の中に位置づけていかなければならないということでございますので、事業計画策定部会でこれから検討していきたいと思っております。

それと、3番目の対象者の予想出現率と実数の関係でございます。要介護者の予想出

現率につきましては、平成10年の1月1日現在の人口を使いまして、現在、厚生省が定めています出現率を用いまして推測をしてございます。在宅の要介護者、虚弱から最重度まで1,882人とつかんでおります。また、施設入所者は特養、老健、療養型を合わせまして約650名と考えております。両方合わせますと、要介護者の合計は約2,500人程度となるのではないかと考えております。これは出現率で推計をしてございますので、実質的には実数の把握が必要でございます。実態調査を実施しながら行わなければなりませんが、事業計画策定部会で現在どのような方法が一番的確に把握できるのか検討をしているところでございます。

行政といたしましても、現在把握しております寝たきり老人台帳あるいは現在、ヘルパーの派遣されている戸別援助計画台帳、あるいは施設等に入所されている方の入所者台帳なども活用いたしまして、これからより正確な資格管理をしていかなければならない、そのように考えているところでございます。

○議長（馬場繁夫君） 森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君） ぜひ把握された実数、それから、今後整備しなければならないメニュー、そして量ともに頑張ってもらっていただく以外にはないわけですが、幾つかちょっと指摘しておきたいと思っておりますのは、一つは、ホームヘルプサービスなんですけれども、今後、介護保険を予定するところの量というのは、これは整えていけるかもしれないということだと思んですが、しかし、このホームヘルプサービスが本来滞在型として果たしてきたことというのは、非常に私は大きいんだと思うんですね。特に在宅支援という意味にとって、ある意味で決定的なのは、もちろん身体介護は必要なんですけれども、家事援助をしながら、寝たきり状態をつくるというのではなくて、自立していただくために、このホームヘルプサービスが機能していくというような、そういう発想が、やっぱり私はずっとなければいけないんじゃないかなというふうに思うんですよ。この点が1点。

それから、デイサービスについても、やはりこれが果たしている役割というものが、本当に連日の報道でもいろいろ例が紹介されているんですけども、やっぱり家に閉じこもり症候群みたいなのがあって、実際このデイサービスはあるんだけど、なかなか何時間も迎えに行っても出てきてもらえないというようなケースもあるとかいろいろある中で、どんどん年をとっていった外との関係が絶たれていくというようなことも、本当に厳しい指摘もなされていますので、ぜひ私は軽度、重度それぞれ対応が必要だと思うんですけども、やっていただきたいというふうに思うわけです、取り組んでいただくと。

それから、訪問看護について触れられませんでしたけれども、これも私は医療へのアクセスというのは、やっぱり工夫していかなければいけないと思うんですね。介護保険になって、医療保険から介護保険に移ったよと、もうあとは介護保険ですよといって、週一、二回のサービスだと。こういうふうにはならないと思うんですね。やっぱり私も調子の悪いときというのはあるわけですから、加齢の程度によっては、やっぱり医療的な視野の中にいつも把握しておくということが必要だと思います。例えば座薬を入れるのはどうかとか、いろいろありますね。たんを取ってあげる、チューブをどこまで差し込めば医療行為なのかというようなこともありますから、これはぜひ細かい検討も必要だし、日常生活という意味では、このありようによっては本当にお年寄りが困れるというケースもあると思うんですね。ですから、ぜひ細かい検討も必要だろうというふうに思います。保健・福祉計画の中でも、十分に視野に入れておいていただきたいと思います。

それから、施設サービスについては、やっぱり先ほど運営のことも指摘しましたけども、やはり低所得者あるいは介護保険から外れることによって退所しなくちゃいけないというケースも出てくるわけですから、これは住宅等々あるいは人間関係、あるいは特養に入っていることによって多少元気が保てているけれども、一人になったときは寝たきりになるかもしれないというケースも出てこようかと思いますので、やはりここを制度としてどう本当にカバーしていくのか。それから、個々の方たちについて生活指導をどうしてあげるかということを、やっぱり行政としては細かく見つめていかなければいけないというふうに思います。

それから、対象者の予想出現率、これは後の認定やサービスと大きくかかわってくるとこだと思います。その資源をどう用意するかということも連動してくると思うんですけども、この実態調査をぜひ早目早目にきちんとやっていただいて、そして実数を把握していただきたい。それから、分類もきちんとやっていただきたいというふうに思います。

それから、保険給付について利用者負担ということですが、これはこの間申し上げたことと、もう一つは、利用料が払えないので、実際には認定されたサービスを十分使いこなせない。例えば20万円の支給決定がなされた。しかし、その保険料を払った上に1割の負担ということが、例えば2万円払わなきゃいけない。そうすると、とても月々2万円のものを払っていくということは無理だということで、認定してもらったんだけど10万円で済ませようということもあり得ると思うんですね。そうすると、本

来、介護という目的からすれば、その目的を達し得ないということもあろうかと思うわけです。したがって、自分で利用を抑制していくということも実際はあるんだと思うんです。だから、これは制度スタートまでにこういう点も視野に入れていただいて知恵を絞っていただきたいというふうに思うところです。

こういう点を指摘させていただいて、次に5番目に移らせていただきます。

これは3月議会でも指摘をさせていただいたんですけども、要介護認定とケアマネジメントの体制整備ということなんです。これは大変な問題を含んでいるんですけども、申請に始まる要介護認定手続がいかに簡単にできて、そして、公平公正な要介護、要支援の認定に結びつくように体制をつくっていくか。本当に必要なサービスを適正に受給できるという意味でも、決定的にこの認定手続が大切なわけですけども、ぜひ考え方を示していただきたいというふうに思います。

法は市町村に被保険者の要介護、要支援を判定する機関として介護認定審査会の設置をすることとしております。これは14条ですけども。要介護、要支援の認定を受けようとする被保険者は、市町村にまず申請をする。これは市町村から審判判定を求められた介護認定審査会が審査の結果を市町村に通知して、それに基づいて市町村が認定をする。これ27条です。こういう手順を予定しているわけですけども、この判定手続の中で指摘されていますのは、第1次判定と言われる74項目でしょうか、について市の職員や介護専門員が調査員として調査してコンピューターによって判定するというものと、第2次判定と言われるかかりつけ医の意見書と調査員による特記事項を加味して判定される介護認定審査会の判定との差が非常に大きい。これは今年度ですか、日野市でも100ケースモデル事業をやるということですけども、この間行われてきたモデルケースでも、成功したモデルケースの中で、この点は大きく指摘をされているわけですけども、報道を見ますとなかなか改善できない点、いまだに10%台になったという話は聞いていないんですね。そうすると4分の1くらい——最低見積もったって4分の1くらいはこの判定に差を生じている点、これは大問題だというふうに思うんです。それから先のサービスのメニューや量を決めていく上のスタートですからね、この点について感想と克服について伺いたいわけです。

先ごろの新聞によりますと、自治体から厚生省に対して1次判定基準を明らかにするよう求めたという報道も見ましたが、何としても、これは私は克服しておかなきゃいけない点ではないかというふうに思います。それからもう一つは、この1次判定と2次判定の差ということは新聞報道でもよく見るんですけども、3月議会で指摘しました

が答弁がいただけなかった点で、この第1次判定のための調査票の作成そのものにも、具体的ケースで調査員の判断で非常に大きな差を生じているという、こういう例を指摘をさせていただきました。これは、やはり見逃せないわけでありまして、認定手の流れから考えますと、第1次判定こそがある意味では、本当に決定的だと思える位置を占めるだけに、この精度を上げていくことが大きな意味を持つというふうに考えるわけです。

第2次判定の介護認定審査会の審査時間というのをお聞きしましたら、大体五、六分だというんですね、1ケース。だから、ほとんどもうやっぱり判断は第1次判定によらざるを得ないと、事実上ですね。見識とかいろんな点では、専門家が集まっていますからあるわけですが、知識もあるわけですが、その資料ですね——基礎資料という点では第1次判定がやはり決定的だろうと。しかも調査員の調査票の作成自体は、これはある意味ではこれからの流れを決定づけるような意味合いを持っているというふうに、私は思うんです。ですから、面接調査をする調査員の質的な向上なくして、介護保険が要求している精度の高い調査票、それから第1次判定、これはあり得ないんじゃないかというふうに、私は思うんですけれども、調査員の決め方、研修計画についてぜひとも鋭意取り組んでいただきたいと同時に、計画について示していただきたいというふうに思います。

さらに介護専門員、これは小泉厚生大臣が和式に言いかえた方がわかりやすいということで、ケアマネジャーというふうにずっと言われてきたところを介護専門員というふうに言われていますけれども、この確保をどう図っていくのか。都道府県は9月に資格試験を予定し、本当にたくさんの受験希望者があるということですが、合格発表を待って、この介護専門員——ケアマネジャーの誕生ということになります。日野市では何人くらいの介護専門員が必要で、どのように配置していく計画なのか。実際には、合格者が何人出るかということになるわけですが、このケアプランの作成には、これも報道で知ったところですが、1件最低五、六時間はかかるというように聞いております。あるいはもっと細かくやれば時間がかかる。2日間かかるというケースもあったようですが、これからスタートするに当たって、本当に先ほどの要介護者の出現率、これは日野市でも2,500人を超えるということですから、本当に膨大な時間とエネルギーが必要になってくるわけですから、やはりこの確保ということは、それから質ということは大変大きな問題だというふうに思います。

それから、触れました介護認定審査会の設置ですが、そして、審査員の研修です

ね、これもやはり大切なことで戸惑われると思うんです。たくさんのが挙がってきて、日常的にも医師もお仕事をしておられる。そういう方が送られてきた資料を見て分析して、間違いのないように判定しなさいと言われても、なかなか五、六分で判定するというのは難しいんじゃないかというふうに、私は思うんですけどね、それだけに判断が区々になってしまうということは、やはり公平性からいっても許されないことになるんじゃないかというふうに思うわけです。この点について、計画をお教えいただきたいというふうに思います。

それと、もう1点、介護保険では一応メニューが決まってきたわけですが、それにさらに介護保険から外れるサービスを一体どうするのかという問題も、この認定、そしてケアプランを作成するという過程では大きな問題だと思うんですね。まだ具体的に例えば何を横に出し、何を上に乗せるかということだとか、あるいはそれを一応被保険者にかけて保険料が高くなるので、では保健・福祉計画でやろうというふうに、どれをどれということはまだ決定はされていないと思うんですけども、やはり私、先ほど冒頭市長がお話しになった、とにかく市は責任を持ってどういう形になるかわからないけども、今のサービスを低下させないと、基本的にですよ。ということからすれば、やはり私は保健・福祉計画という大きなグラウンドをつくって、その中に介護保険制度を入れて、そして横出し、上乘せ、そして外れるもの、保険でカバーできないもの、この整理をして、整合性をきちんと持たせていく。で、少なくとも保健・福祉計画の中では、しっかりと視野に入れておくということが必要だろうというふうに思うわけですが、これをぜひ市長の今時点で考えておられる考え方をお示しいただきたいと思います。

以上伺いました。よろしくお願いします。

○議長（馬場繁夫君） 福祉保健部参事。

○福祉保健部参事（鈴木俊夫君） お答えいたします。たくさんのお質問の中でちょっと順序が変わるかもしれませんが、なるたけわかりやすくお話ししたいと思います。

まず1点目のケアマネジメントの体制整備でございますが、市民の方がいかにして申請しやすいような状況をつくるのかということだと思われます。御承知のように、要介護認定の申請受け付けにつきましては、事務量を勘案いたしまして、平成11年の10月から実施することとなっております。当市では、先ほど申しましたように2,500件ということでございます。その2,500件の受け付けをスムーズにするために、また、市民が身近なところで申請しやすくするには、市役所を初め介護支援センター、ある

いは特別養護老人ホーム、指定居宅サービス業者等の活用も図りまして、なるべく多くの受付窓口を整備していく必要があると考えております。

それと、2番目の認定体制のコンピューターとの差のことでございますが、制度的に要介護認定につきましては、介護認定審査会が判定することとなりますが、第1次判定につきましては、先ほど議員さんがおっしゃられたように、74項目について調査員が調査しコンピューターによって判定が出されることになっております。2次判定につきましては、かかりつけ医の意見書とその調査をした調査員による特記事項というものがございまして、それは調査票の中に書けない特別な事情を記入いたしまして、それらを加味した中で第2次判定が出されることとなっております。問題となっているのは、1次判定と2次判定の変更率の差が大きいということが、信頼性を欠いているという評判でございまして、実際に平成8年度、モデル事業を実施したとき変更率は36.5%ありました。それが、平成9年度、東京都で15団体のモデルをやったときの平均変更率は24.4%と縮小されているところでございます。ことし、平成10年につきましては、残りの全国の保健所のある公共団体がモデル事業を実施するわけでございますが、それに先駆けまして調査項目の検討、それから調査員の調査の方法、あるいはかかりつけ医、介護認定審査会委員等の関係者が介護認定に関する理解をより深め、そういう専門的な研修をした中で取り組んでいかなければならない、そのように考えているところでございます。

それと、調査員の決め方、研修あるいはケアマネジャーの確保ということでございますが、調査員につきましては、原則としてこれから試験が始まります介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーでございまして、その資格を持った人が当たるのが一番よいと考えております。なぜならば、調査の後に介護認定された方のケアプランの作成業務が出てまいります。ケアマネジャーの資格を持った人が当たることによって、その後の業務をスムーズに行うことができると思われます。それからまた調査員の決め方なんですが、これらのことの中から、やはりケアマネジャーの資格を取った方を最優先させて決めていかなければならないのかなと思っております。

市の調査員としましては、現在考えているところにつきましては、専門職として保健婦2名程度、あるいはケースワーカー2名、それから介護福祉士2名程度の6名程度は最低確保したいと思っております。そのほかにも、介護支援センターや日社協あるいはサービス指定業者等も認定申請を受け付けるところでは調査員が絶対必要になってまいります。そんな中で、この調査員の確保、ケアマネジャーとしての資格の取得、大変重要なものと考えております。

現在、市の場合ですと、9月の一応20日と27日が試験日ということで通知をいただいております。条件として福祉業務に5年以上携わった方ということですので、それらに該当する職員につきましては、積極的にチャレンジをお願いしているところでございます。

それと、日野市全体でのケアマネジャーがどれくらい必要になるのかということですが、人口15万人から16万人規模につきましては、市内全体で40名程度のケアマネジャーが必要であろうと東京都の方で試算されているところでございます。

それと、調査員の研修につきましては、ことしの9月から10月に行います介護認定モデル事業の実施に当たりまして、東京都が調査員を対象に調査票の記入を初め調査の仕方について研修を行うことになっております。その研修を行う講師の確保につきましても、なかなか少なくなくて苦慮していると聞いております。ことしのその研修の内容を見まして、市としての独自研修ができるのかどうか、そこら辺も検討していきたいと考えているところでございます。

それと、介護認定審査会の設置と審査員の研修でございます。介護認定審査会の設置につきましては、現在プロジェクトチームの事業計画策定部会で検討しているところでございますが、先ほど言われましたように想定されます2,500人の要介護者の審査を10月から受け付けましても6カ月で行うということになります。これは相当の事務量となります。1回3時間程度の審査会で審査できる件数は約30件程度と聞いております。2,500人の審査を6カ月間で行うということは、6カ月で85回程度の審査会の開催が必要になってまいります。月にいたしますと、約15回の開催でございます。この審査会、医師あるいは専門職等で構成される中で、なかなか昼間の開催が難しいということで、モデルの中でも夜6時から9時という時間設定の中で、各市町村モデルを実施しております。それぞれの委員さんに月15回程度会議に出ていただくことができるのかどうかという問題もございますし、またできないということであれば2チーム、3チームを設置して対応しなければならないということも考えておりますが、部会の方でも今検討しているところなのですが、2チーム、3チームを設置した場合、チーム格差が出ないのかという問題も、今検討されております。

そんなことで、いろいろな問題が含まれているわけですが、部会の中で最善の方法をこれから検討し決めていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、審査員の研修につきましては、要介護認定に関する理解を深めるための研修を初めかかりつけ医の意見書や調査員の特記事項についての取り扱いについて研修を

しなければなりません。基本的には東京都が実施することとなっておりますが、市とい
たしましても、今後、医師会とも相談をしながら検討していきたいというふうに考えて
いるところでございます。

それとケアプランの作成に当たっての本人負担、上乗せ、横出しに対する基本的な考
え方でございますが、上乗せサービスと横出しサービスのうち、市町村特別給付につ
きましては条例で定めることとなっておりますが、財源につきましては1号被保険者の保
険料に上乗せするというところでございますので、これは保険料の設定にも大きくかかわ
ってまいりますので、慎重に検討していかなければならない項目だと思っております。ま
た、横出しの地域福祉サービスにつきましては、市の単独事業となりますので、財政負
担のことも考慮に入れ、また受益者負担の考え方も検討する必要があるのではないかと
考えております。

いずれにいたしましても、プロジェクトチームの中で今検討しているところでござい
ますので、事業計画、これから市民参加のもとにつくります事業計画策定委員会の御意
見をもとに、福祉の後退にならないような事業計画あるいは保健・福祉計画を策定して
いきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君） ありがとうございます。

お聞きしてまいしても、認定手続の流れの中で、やはり私は実質的に本当に要介護者
の方の必要度をくみ取れるのは、やっぱり第1次判定、しかもその中で調査員の調査に
負うところが大きいんだらうという気がするわけですが、介護認定審査会では3時
間で30件、三六、十八、6分というぐらいですからね。しかもおっしゃったように月15
回、本当に開けるかどうかという点からすれば、もちろんこれは制度としてあるわけ
ですが、やはりその前にきちんとしたものが公平に判断できるような前提をつくっ
ておかなければならないという形になるわけで、ただ、日野市としては資格を持った、
つまり試験に受かった介護専門員、この方たちを調査員にするということですから、こ
れは私は評価できる点だらうという気がしますし、ぜひ研修をきちんと重ねるというこ
と、一、二回というのではなくて、やっぱりこれからの準備が本当に大切だらうとい
う気がするんですね。ぜひ、これは鋭意取り組んでいただきたいということをお願いし
ておきたいと思います。

それから、保険の対象外サービスについては、これから事業計画、そして保健・福祉

計画との整合性を図る場面というのは出てくると思うんですけども、少なくとも先ほど申し上げましたように保健・福祉計画の中では、きちんと視野に入れて後退をさせないという決意のもとに検討していただきたいというふうに思います。

余り時間がないわけですが、介護保険の財政と保険料の負担について、次にお伺いしておきたいと思います。

介護保険の財政がどうなのか。それから介護保険料、これがどのくらい支払わなくてはいけなくなるのかということが、市民にとってみても一番不安な材料の一つであるわけですが、現在ははっきりしていることもあるわけですので、簡単にお話ししたいと思います。

それから、先ほども触れたわけですが、この介護保険というのはすべての高齢者が必ず保険料を払うということになるわけですから、保険料の未納ということも当然予想されるわけです。そうした場合に、未納者に対しての弾力的な措置というのは、法律上はこの措置が本当に弾力的だと評価できるものが見てとれないわけですが、これに対して未加入者あるいは未納者に対して、介護保険の給付は保険者としてできませんよというふうなことは、なかなか私は市としては言いづらいと思うんですね。そうすると、ここに悩ましい判断を国は保険者としての市に求めた形になっているわけですが、これは本当にどう判断するのかというのは大変なことだというふうに、私は思います。この点はどのようにお考えになるか、簡単にお答えいただきたいと思います。

それから、電算システムの整備については、これは私は独自開発がいいんじゃないかという提案を3月議会でしたところですが、いろいろな経費の問題、いろんな問題で、介護保険については、これは共同開発ということが決まったというふうに伺っていますので、この点はぜひほかとの連動をきちんと図っていくシステムにしていきたいと思いますというふうに思っています。

それから、先ほど来出ています介護保険事業計画についてなんですけども、介護保険の制度がスタートするに際して一番問題なのは、保険あって介護なしという状況が生まれるということじゃないかというふうに思うんですね。そうならないためにも今、努力をされているわけですが、必要な介護サービスをいかに整備していくか。そのための基本となるのがこの介護保険事業計画だということですが、この作業に当たって、私は行政内部の組織体制とともに、あるいは学識経験者、医療関係あるいは保険関係の関係者とともに被保険者の代表からなる策定委員会をきちんとつくって——予定されていると思いますけども、それで住民の参加をきちんと図ってその意見を具体例をもって

反映させて、そして、可能な限りそういう参画の中で対応に工夫されていくということが必要だと思うんです。ですから、ただ公募で委員を選ぶというだけではなくて、私はアンケート調査とか聞き取り調査とか、あるいは自治会単位の懇談会とかあるいは公聴会とか説明会、こういうことが頻繁に行われる。この前、同じ名取議員の質問にありましたが、私は政治活動ということではなくて、私たちがむしろぜひ介護保険制度をこんなんですよってわかっていただくために勉強会を開いた場合は、これは決して政治活動ではありませんので、そういう場にもチャンスだと思って出ていっていただいて、むしろそういう場で啓発していただく、学んでいただく、あるいは質問いただくというチャンスにもしていただきたいなということを思うわけです。

これらについて、時間がありませんけどもお答えをいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 福祉保健部参事。

○福祉保健部参事（鈴木俊夫君） お答えいたします。

大きく分けて三つの分類になるかと思いますが、まず1点目の介護保険の財政と保険料の負担でございます。この財政の仕組みにつきましては、保険制度の導入の中で保険料が2分の1、公費が2分の1ということで組み立てられているところでございます。保険料は65歳以上の1号被保険者の保険料を17%という基準にして、設定の中で2号被保険者の33%が決まってまいります。公費の負担につきましては、残り50%のうち国が25%、都道府県市町村がそれぞれ12.5%という振り分けになってございます。それらのパーセンテージからはじき出したわけでございますが、保険料を幾らにするかということはこれからでございますが、厚生省で全国平均2,500円と言われている数字の中で試算いたしますと、42億円の規模の特別会計になろうかと思われます。その中で、市の一般財源の繰り入れにつきましては12.5%、約5億2,000万円程度であろうと思っております。ただし、これには上乗せや横出しのサービスは一切含んでいない数字でございます。

それと、利用者の負担の問題で1割負担と保険料についてということでございますが、利用者の負担の問題で、特に低所得者の対策をどうするかという大きな問題がございます。負担としましては保険料の負担とサービスの利用負担とがあるわけなんです。認定されたけれど、先ほどおっしゃいましたように1割負担が重くて利用したくても利用できないケースもあるのではないかとということでございますが、これらのケースにつきましての対策といたしましては、現在、法的には高額介護サービス費の支給で対応することになっております。所得基準による限度額はこれから政令で定めることにな

りますので、現段階では幾らが高額なのかという見通しは立たないわけですが、いずれにしても、その基準が政令で定まっております。またさらに、それ以上の低所得の方につきましては、生活保護の基準に該当する方は生活保護法に今度新たに新設されました介護扶助を利用することになると思われます。

それから保険料につきましてですが、保険料につきましては政令で定める基準に従って市町村が条例で定めることとなっておりますが、今の段階では、厚生省では試案でございますが、所得に応じて5段階方式を考えております。例としまして、もし保険料が2,500円でありますと0.5から1.5の幅で5段階に分けたいということでございます。2,500円でございますと0.5、低い方は1,250円から上の方は3,750円というような区分けになるのではないかと思います。それでもさらに払えない方の低所得につきましては、一応生活扶助費で見るということになっております。

未納者に対する取り扱いでございますが、これにつきましては、現段階では市としての方針はございません。法的な取り扱いが二つございます。一つは保険料を滞納している場合は、その方の利用サービスに対しては償還払いの方法をとるという形になってございます。償還払いといいますと、本人が全額一時負担をした後に市の方に領収書を貼付して保険給付にかかわる支給を請求することができとなっております。また、さらに一定期間が経過するまで保険料を納付しない場合は、償還払いの支払いを差しとめることもできますということでございます。それと、もう一つは保険料の徴収権の消滅期間でございます。これにつきましては、法律では2年間という形で定められております。消滅期間がある方につきましては、認定の段階でサービスにかかわる支給率を100分の70にするということになっております。じゃ、その期間がどうなのかということもありますが、この給付額の減額期間につきましては、今後政令で定めることとなっております。特例としましては、災害その他、政令で定める特別な事情がある場合については、これらのペナルティーの条項は除外されるというような形になっているところでございます。

それと、事業計画作成に当たっての市民参加でございます。事業計画につきましては、厚生省で定める基本的な指針、おおむねの案に沿って作成することとなっております。4月にその基本的小おむねの案が出たところでございますが、まだ完全な内容のものではございません。その原案の中にこの計画を作成するに当たっては、公募その他の適切な方法により地域住民の代表としての参加に配慮することという項目が入っております。それを踏まえまして、事業計画作成委員会の設置に当たりましては、公募による市

民参加の方式をとり、市民みずからが参加することにより地方自治を高めていかなければならないのかなと考えているところでございます。この作成委員会の設置、また人数等につきましては、現在プロジェクトチームの事業計画策定部会で検討しているところでございます。

それと、啓発の関係でございますが、啓発につきましてはある一定の時期が来ましたら、市民の方に、積極的に地域の中に入って啓発をしていかなければならないと考えているところですが、まだ何せ省政令のうちで介護支援専門員の省令が一つ出ているだけということで、非常に不透明なところがございます。現段階で余り細かな説明ができないという状況で、また市民に誤解を招いてもいけないということもありますので、時期等につきましては今後検討していきたい、そのように考えています。以上です。

○議長（馬場繁夫君） 森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君） ありがとうございます。

私は介護保険がスタートしますと、それ全部が使えるということではないにしても、保険でカバーされる部分の軽減分が出てくると。それから、その分、また医療保険というものに対する市からの持ち出し分が、また減るということも、これは幾らかということとはわからないにしてもあるというふうに思うんですが、これは全部こういうものは保健・福祉計画を含めて、それから介護保険制度を含めたこの場面にしっかりと投入していくという姿勢を持っていただきたいというふうに思うんです。

それから、未納者に対する償還払いという話ですけども、この保険料を払えない方に先に払っておいて、後から償還するよということは、本当に現実的かなと。これは現実的ではないというふうに思いますし、法はどの場面を本当にとらえているのかなと。それから、保険料減免についても、これは本当に災害とか特別な場合を指しているわけですし、日常生活を送っている方たちに対する減免措置ということになり得ないというふうに、私は思うんですけども、この点はまた後の機会に討論をしたいというふうに思います。ぜひ頑張っていただきたいと思います。

それから、最後の方になるんですけども、運営上の課題を検討する、私は常設の合議制機関が必要だというふうに、私だけではなくて皆さん思われると思うんですけども、予定をしていただきたいというふうに思います。

時間もありませんので、意見にしておきますけども、介護保険運営協議会というようなものをきちんとつくって、市民的な声も吸い上げられるようにしていくことが必要だろうというふうに思います。

それから、不服申し立ての対応について、これは私は一つは介護保険が予定している介護保険審査会あるいは都道府県の国保団体連合会へ苦情を申し立てられるというわけですが、しかし何せ遠い存在でありまして、やはり私は住民に一番身近な、しかも保険者である市に対して、住民の不服や苦情対応ということが求められると思います。この間の一般質問の答弁の中でも、これは考えていくようなそういう答弁もお聞きしたような気がするんです。私はぜひ鋭意この点も取り組んでいただきたい。で、苦情相談窓口というのは本当に必要だろうというふうに思います。この設けるかどうかということについて、1点お伺いしておきたいと思います。

それから、もう一つはオンブズマンについて。この位置づけは本当になかなか検討を要するところだとは思いますが、介護保険における市民の権利性ということからすれば、すべての市民が手軽に苦情を申し立てることができ、しかも公平迅速に苦情処理が行われて、それを通じてサービスの監視と改善が市民の立場から行われるというような位置どりをしますと、これは本当に大変大切なセクションになろうというふうに思います。三鷹市そのほかでも福祉オンブズマンの新設があったというふうに聞いております。ぜひ研究し検討していただきたいというふうに重ねてお願いをしておきます。

最後に、高齢者のみならず市民にとっても、この介護保険実施に伴う不安あるいは疑問ということが、大変日を追って大きくなっているような気がするんです。これに、やっぱり積極的に対応していく必要があるというふうに思います。市としては、ぜひ今、室長の御答弁の中でおおよそそういうことに対して積極的にこたえていこうという姿勢はわかるわけですから、ただ、制度ができ上がってこういうものですよというのではなくて、やはり名取議員からも指摘があったかもしれませんが、なるべく早く今わかっている範囲で、あるいは骨子になっているところを理解しておいていただくということも、やはり市民からのいろんな意見が出る機会が多くなるということを含めて、私は大切なのではないかなというふうに思いますので、ぜひこういうことについても積極的に取り上げていただけるようなそういう窓口を広げていただきたいというふうに、お願いをしておきたいと思います。

きょうは、本当にボリュームのある質問になってしまいまして、それに対して積極的に答えていただいたわけですが、心から感謝をするところです。行政も私たちも一丸となって、高齢者の皆さんが生き生きと楽しくこの日野のまちの中で生活していただける、そして安心して住んでいただける日野市をつくるためにも、全力を尽くさなくてはならないと思っています。いろいろな論評があるわけですが、日本

人が経済成長に関しては本当に成功したけれども、経済力を生活の質を高めるのに本当に有効に使ったと言えるだろうかという指摘がある中で、重い障害を負ったとき、本人と家族の負担に対する社会的支援の仕組みが十分ではないのではないか。福祉の過剰ということではなくて、福祉の不足が言ってみれば経済の不均衡をもたらせたというふうな指摘、今日の経済危機の本当に源をたどっていきますと、社会政策の貧しさに行き当たるというふうな厳しい指摘もなされております。

そして、この介護保険制度が提起されて、いろんなそれに対する意見がある中で、50万人のヘルパーにかかる費用というのは、関連経費を含めて5兆円だというふうに試算がある中で、国内総生産の1%、これを本当に国が投入すれば、今より安心できるシステムが地域にできるというふうに言われております。福祉にかけるお金は海に捨てるわけではないんだと。目前に迫った超高齢社会に備えて、福祉の枠組みをどう本当に改革していくのか。これは市長も冒頭お触れになりましたけれども、国の姿勢です。しかし、私たちも本当にこの点について、市民に不安を与えることのないように、しっかりとらえていくということが必要だろうということで、行政にもいろいろお願いしたいということで、きょうは質問させていただきました。

これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（馬場繁夫君） これをもって17の1、介護保険の導入に向けた準備、諸課題の克服は、地方自治を推進する立場に立って取組めの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午後1時07分 再開

○議長（馬場繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問18の1、生活都市東京構想に指定された日野駅周辺のまちづくりのメリットについて問うの通告質問者、小島久君の質問を許します。

〔10番議員 登壇〕

○10番（小島 久君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問を行います。

まず、生活心育成整備に関する検討対象地区として、昨年2月7日に生活都市東京構想を発表しました。その内容は、生活都市東京を創造していくために、生活を守る、生

活を支える、生活を豊かにするという三つの政策方針と10の課題を設定しています。その中で特に積極的に取り組んでいく必要のあるものを、生活都市東京の創造のための重点事業100として挙げており、生活心育成整備の推進がこれに含まれております。また、東京都はこれをもとに、平成9年11月に生活都市東京の創造重点計画、すなわち成熟社会の道しるべを発表いたしました。これにより検討対象地区を設定することとしております。この検討対象地区は、整備については市が行いまして、都はソフト面での支援を行うということで、商業の再生、福祉でのまちづくりなど幅広い事業の展開が考えられます。この検討対象地区9地区の一つに、東京都内23区を初め27市5町1村を含む9カ所のうちの一つに、日野駅周辺地区が決定されました。10年度には、これらモデル対象地区の事例研究を通じまして、都の役割や支援策など基本方針を決定して、モデル事業実施地区の選定、今後3カ年でのモデル事業の実施などそういう予定だと伺っております。

そこで、具体的に日野駅周辺のまちづくりについて、対象となる事業を洗ってみました。まず駅周辺の四ツ谷前土地区画整理事業、日野駅北の区画整理事業、新坂下の都営住宅の建物の建て替え事業、日野駅の改良事業、日野本町四丁目地区の密集住宅市街地整備促進事業、日野駅周辺商店街の活性化などが挙げられると思うのであります。

四ツ谷前土地区画整理事業は、施行面積6.2ヘクタール、平成3年11月認可、平成5年11月に既に仮換地の指定が発表されており、総事業費29億4,400万円、当然、国や東京都からも補助金をいただき着々と事業が進行されております。事業比ベースで70%完成と伺っております。また、並行して日野駅北の土地区画整理事業、施行面積3.9ヘクタール、平成6年10月認可、仮換地は今年度中に指定される予定と伺っております。また、事業費29億8,200万円、これも並行して両事業は順調に進行している、このように伺っております。

そこで、質問をさせていただきます。まず、四ツ谷前区画整理事業の区域の境、先ほど申しましたけれども、6.2ヘクタール、この区域の中に含まれていない都市計画道路3・4・17号線、つまり日野駅から都道169号線、栄町、東光寺、八王子に抜ける都道までの区間、具体的な名前で申しますと、パチンコ屋さん藤野さんというお宅がありますけれども、その区間70メートルは四ツ谷前区画整理事業区域内からも外れておりますし、日野駅北の区画整理事業からも外れております。したがって、この間の都市計画道路70メートル分をどのようにして施行していく考えであるかどうか。これが1点目の質問であります。

2点目の質問でございます。これは、今大坂上一丁目から四丁目、あるいは多摩平七丁目を含む公共下水道の幹線ルートが、今指摘しました3・4・17号線、つまり日野坂を通過して駅前広場を通過して日野駅北の区画整理区域内を通過して70メートルほどあいている場所を通りまして、さらにまた四ツ谷前の区画整理区域内につながるという幹線ルートがそこに敷設されることになっております。当然、大坂上地区、多摩平七丁目の地区は、下水道はこの平成11年度にすべて敷設が完了するというふうに伺っております。しかし、肝心かなめの今指摘した部分については、下水道管がどのように敷設されるのか。当然そのルートに敷設されることと思うのでありますけれども、先ほど言いましたように、日野駅北の部分については本年度仮換地ですから、当然数十件の建物が建っているという状況でございます。したがって、これらを移転しなければ、それらの用地があかないわけでありまして、下水道事業については、大変高度な技術が進歩しておりますから、家が建っていても周辺の立て坑などを掘って推進工法というような方法で施行されると思うんですけれども、その辺のことについて何か特別な方法で施行するのかどうか伺っておきたいと思っております。

3点目、日野駅北の区画整理事業については、都道169号線に並行して日野用水が流れております。聞くとおるところによりますと、この日野用水については、日野駅北の区画整理事業の中でボックスカルバートによって施行するというふうに伺っております。つまり、日野用水は日野駅北の区画整理区域内にあるのか地区外なのかどうか、その辺を伺っておきたいと思っております。

以上、3点お答え願います。

○議長（馬場繁夫君） 小島久君の質問についての答弁を求めます。まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） まず1点目の四ツ谷前の区域に隣接しているわけですが、四ツ谷前と日野駅北との間、3・4・17号線が計画されておりますけれども、その除外されているところの事業化はということでございます。

都市計画道路日野3・4・17号線につきましては、甲州街道から都市計画道路、日野3・4・8号線までの延長、約450メートルの用地がございます。これにつきましては、大半を日野駅北と四ツ谷前の2地区の組合施行で用地の確保をしているところでございます。御質問の四ツ谷前地区の西南部の一部、都道部分に隣接している部分でございますけれども、延長が約70メートル、幅員8メートルの用地部分が現在、除外されているところでございます。これにつきましては、別事業により用地を確保していくということ

で、現在位置づけをしているところでございますけども、現在、東京都の方の南西建の方で進めております都市計画道路の日野3・4・8号線、これらの築造に伴いまして、日野駅を結ぶ重要な路線となる都市計画道路の3・4・17号線を実現するために、現在、区画整理内外の土地を代替地といたしまして、あっせん等の手当てをし用地を確保していきたいというふうに考えてございます。

また、日野駅北、それから四ツ谷前土地区画整理事業、それから東京都の3・4・8号線の事業の進捗を見ながら、計画道路の事業認可を得ていきたいというふうに考えております。

2点目の日野駅周辺の下水道敷設でございます。現在、都市計画道路の3・4・8号線に日野駅、四ツ谷前の既に区画整理事業が終わった地域、それから、東町、万願寺第二というルートに3・4・8号線があるわけでございますけども、この中に日野幹線という流域下水道を現在、事業を行っているところでございます。これは東京都で行っているわけでございますけども、これにつきましては、平成11年度中に完成するというところでございます。四ツ谷前から先ほどの都市計画道路70メートルあいている部分につきましては、既に污水管の敷設は終わってございます。接続が終わっていない部分につきましては、日野駅前の駅前広場の地区でございます。延長でいきますと約250メートル、口径で500から700という污水管を敷設する予定になってございます。これにつきましては10年度工事で行うということになってございます。したがって、平成11年度までですべての事業が完了いたしますので、12年度中には約200ヘクタールが供用開始ができるということで、現在、事業を進めているところでございます。

それから、3点目の日野用水の取り扱いでございます。日野駅北土地区画整理事業地区の北側の部分でございますけども、都道169号線に沿いまして流れている日野用水につきましては、区画整理事業では地区外として位置づけをさせていただいております。この用水の現状といたしましては、水路上の3分の2程度が、現在、都道の歩道として利用されているほかに、商店等の土地利用の中で水路上に全面的にふたかけをし、出入り口として現在利用されている状況でございます。この日野用水につきましては、降雨時にたびたび溢水し、あの周辺の浸水を引き起こしていたわけでございますけども、日野駅の北地区の雨水管の敷設等を現在行っております。また、日野用水からの越流もこの雨水管で受けるということで、既に事業が終わっております。そういう中で、溢水等については、今後、発生はしないのではないかと考えております。

また、この水路のふたかけにつきましては、区画整理事業の進捗に伴いまして、都道

側からの土地利用の促進は図らなければいけないわけでございます。そういうことと、それから、日野用水につきましては、日野のメインの用水ということで貴重な用水として保全を図っていかなければいけないというところでございます。これらとの整合を今後図っていきたいというふうに考えております。

これらの実施につきましては、今後区画整理の施行者、それから用水組合、それから付近住民の方、水道管理者との関係者と協議をして対応の方向を出していきたいというふうに考えてございます。

それから、地区外ではございますけれども、組合施行の事業の中では公共施設計画の中で日野用水については位置づけをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 小島 久君。

○10番（小島 久君） ありがとうございます。

まず1点目の件については70メートルの区間は、他の区画整理事業などと並行して代替地で処理をすると、こういうお答えですから、できるだけ早い時期に完成されることを希望しておきます。

それから、2点目の下水道の埋設管につきましては、おおよそ11年度で供用開始が可能だと、こういうことでございますので、これも了といたします。

3点目、いわゆる日野用水の取り扱いの件ですけれども、今答弁聞きますと非常に聞きにくいんですね。わかりにくいんです。もっと端的に御質問をいたしますけれども、区画整理の区域内に水路を入れるということは、区画整理施行者である市長が土地区画整理法のもとにすべて行政指導が行えますし、あるいは組合の理事長を初め理事に対しても施行命令が出せるという状況ですね。ところが、区域外だということになりますと、これは一般行政職の市長として対応しなければいけないという問題が出てまいります。区画整理法の手法が及ばないということになるわけです。また、水路の財産権そのものは、いいですか、恐らく国の財産権ですね。管理権は最近、条例を制定しまして東京都から市に移りましたですね。ですから、施行する状況によっても内容が違って来るんですよ、権限の問題で。しかも、この区画整理事業の中では、地区外施行として事業計画予算の中に――資金計画の中に地区外負担として組合の費用として計上している。これは特殊な例で、かつて万願寺の区画整理などふれあい橋の施行のときにも、地区外負担というようなことでもありましたけれども、やっぱり区域内に入れて、そしてその地域の商業、住宅の発展をさせるということが、私は筋だと思えるんですけども、これからで

も遅くないと思うんですけども、その辺の変更の意図はどうか、端的に教えてください。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 水路の区域内に入れることにつきましては、当初、準備会の段階では区画整理の区域内ということで検討していたわけでございます。現在の都道の部分でございますけども、交通上、現在の都道のちょうど半分ぐらいまでが日野用水の水路敷という位置づけになってございます。そういう中で、区域界を決めるのにそちらの道路の整理をしなければ区域が決まらないという状況が、準備会の段階で発生してまいりまして、結果的にそれをやってしまうと、非常に2年、3年以上の時間がかかってしまうということがございまして、現在の水路敷の外側といいますか、水路と都道の境で区域内としなかったというのが一つです。これは、事務手続上どうしてもそうせざるを得なかったというのが1点ございます。ただ、そうはいいまして日野駅北の区域から、当然水路を挟んで都道を使う土地利用をされていくわけでございますので、区画整理側の位置づけの中で、水路の築造等について明記をさせていただいたということでございます。

○議長（馬場繁夫君） 小島 久君。

○10番（小島 久君） 何回説明を聞いても、了としないわけでありましてけれども、先が詰まっている質問がたくさんありますから、先に移らせていただきますけれども、少なくとも日野駅北の区画整理は平成6年、もう3年半ほど経過しているわけです。その間にも変更しようと思えば、そういう手続は可能だったわけでありまして。私は少なくとも区画整理後の土地が、都道に面してどこからでも各宅地に入れる方法をとることが、区画整理に参加されている権利者皆さんのお答えだろうと思うんですね。ですから、そのことはくれぐれも間違いがないように要望しておきます。

次に行きます。次の問題、都営新坂下住宅の問題について御質問をさせていただきます。

平成8年の7月、日野市新町の環境を守る会、これは周辺の住民の方々が発足をいたしました。かつて板垣議員さんを中心として超党派でこの会を支援した時期がございました。その会が発足して東京都と交渉を重ねてまいりまして、ことしの2月12日付で守る会と東京都の住宅局と合意に達した、こういうふうに伺っております。それはもう大変めでたいことなんですけども、そこで御質問させていただきますけれども、この新坂下住宅の今まで建っていた戸数ですね、また新たに合意に達したところの戸数、合わせ

て何戸それぞれあったかお伺いしておきたいと思います。

2点目、この新坂下都営住宅の計画図を見せていただきますと、甲州街道からしらゆり幼稚園の方に抜ける、いわゆる道であります。東西に抜ける6メートル道路の道であります。それから、南北方向には2本ほど計画がなされております。一番地区境の西側の地域、それから東側の地域、恐らく図面わかりだと思えますけれども、ここで私がお伺いしたいのは、何かこの新坂下都営住宅の建て替えは、「(「新坂下じゃないでしょう。姥久保でしょう」と呼ぶ者あり)失礼しました。姥久保ですね。新坂下とも別名では呼んでいるんですけども、正確には姥久保団地ですね。で、この南北方向の地区境の道路については、市道のつけかえだということで、位置づけは市道になっております。しかし、東西方向の道路については1団地の住宅経営ということで認可をとると、住宅戸数が余計に建つという理由で、地区内道路、つまり市道という位置づけでなく施行されるというふうに伺っているんですけども、そういうことでよろしいのでしょうか、御回答をお願いいたします。

さらにまた、この姥久保都営住宅の国道側に面するところに、市の複合施設を設置するというふうに伺っております。これは、その用地あるいは建物、それぞれ面積ですね、それから、でき上がった後の財産権と管理権、それらはどのような考えでここに設置を希望されているのか、その3点についてお伺いをいたします。

○議長(馬場繁夫君) まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長(堀之内和信君) 日野市の新町一丁目団地の計画戸数等の御質問でございます。1点目でございますけれども、当初昭和39年に姥久保都営については建設されているわけですが、そのときに約220戸建設されてございます。今回、先ほどの日野市新町の環境を守る会等との協議の中で、242戸増ということになってございます。したがって、建て替えられる戸数につきましては、462戸の建て替えを行うということでございます。

それから、2点目の甲州街道からしらゆり幼稚園まで抜ける6メートル道路でございます。これにつきましては、日野新町一丁目団地につきましては、面積的に約3万5,000平米ほどございます。これを当初の計画の段階から1団地として計画されているところでございます。御指摘いただきました甲州街道からしらゆり幼稚園までの団地内通路につきましても、この計画の中で位置づけをさせていただいているところでございます。

先ほど御質問にございましたように462戸、当初501戸ということで都営住宅の方と協議を行っていたわけですが、周辺の守る会との協議等の中で462戸になってござい

ます。こういう状況であるわけでございますけども、この団地内通路につきましては、この計画の中で中高層等の光規制のクリアの関係がございます。そういう中で、団地内通路として位置づけをさせていただいているものでございます。これにつきましては、平成9年の3月21日に日野市と協定を結んでございます。平成10年の2月4日に1団地の申請が認定をされているところでございます。

ただ、この道路につきましては、日野市といたしましても市道という位置づけでのお話もあったようでございます。ただ、そういう中で先ほどの戸数、それから土地利用等の関係で、団地内通路の位置づけをさせていただいたということでございます。ただし、日野市新町の環境を守る会とのお話し合いの中で、この道路については公共といいますか、自由に通常の市道と同じような取り扱いで使用するということになっているところでございます。

それから、3点目の新町一丁目の団地建て替えに伴います市の施設といたしまして甲州街道の際に約1,300平米ほどの施設をつくっていただくことになってございます。施設につきましては、市の財産ということになります。管理につきましても日野市でございます。それから、土地につきましては、無償で土地を借りるということになってございます。以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 小島 久君。

○10番（小島 久君） ありがとうございました。

今お答えいただきましたけども、つまり242戸増戸ということですね。これはかつて都営住宅を施行するときに、日野市内一円のところでトータルであるいは個々でも結構なんですけども、増戸になったときは、住みよいまちづくり指導要綱というのがございますね。今でも厳然と生きているわけです。民間開発のときには1戸当たり158万円ですか、寄附金という形で開発業者に委ねる。公共施設負担金という名のもとにですね。で、都営住宅公団からは、この指導要綱に準じて増戸になるものについてはまとめて用地なり金銭なり、それに準じていただいた経過があるわけですね。どうも最近の状況を見てみますと、例えば大坂上の団地、ここで新しく増戸になってまいりました。姥久保団地、これも今聞くとところによりますと242戸の増戸だと。それらの増戸の分についての費用負担なり施設負担なり、そういう代替という要素でもって、先ほど指摘しました複合施設をつくって市の方に提供してくれるのかどうか。その件、もう一回伺っておきたいと思います。

それから、計画道路については単に1団地の住宅経営ですか、もちろんその法律の適

用を受ければ増戸もできるわけでありますけれども、ここの地域は用途地域を変更することによって、1団地の条文を使わなくても、あるいは真ん中の道路を市道としても、あるいは団地内通路の位置づけをどちらをとったとしても、私は立派に462戸が建つというふうに判断するんです。なぜ私がその問題を指摘するかと申しますと、今建物をこれから建てるという状況、入居者がいないという状況、ですから問題はありません。しかし、いずれこの団地には入居者が入ってくるわけであります。かつて団地内通路という状況にいたしますと、この道路は団地内の通路でありますから、一般の車両の特に通過交通については御遠慮ください、必ずそういう問題が発生してくると思うのであります。日野市内にも西平山の地区にも、そういう地域があるわけであります。それら問題を残すような市道の位置づけは決していい方法とは言えないと思うのであります。今からでも遅くありません。聞くところによりますと、協定が今の御説明ですと昨年の3月21日ですか、協定を結んだと、1団地でやったと。それはそれで結構でしょう。さらに市道となるようにしていただきたいと思うんですけれども、御見解を伺っておきます。簡単に答えてください。

○議長（馬場繁夫君）　まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君）　公営住宅の建設と一般住宅の開発、この負担割合、負担についてということでございます。

国と地方公共団体及び公団、公社等が行います開発事業につきましては、日野市の住みよいまちづくり指導要綱の第41条で適用除外というふうになっているところでございます。したがって、別途協議を行うということでございます。都営住宅におきましては、東京都が行います公共住宅の建設に関連する地域開発要綱等によって、地元自治体との協議により公共公営施設を負担するということになってございます。これは、こういうことで適用除外という位置づけになっているわけでございますけれども、例えば負担を求めた場合どうなるかということで、多少やらせていただきました。220戸増ということでございますので、これに伴います負担、通常のまちづくり指導要綱でいきますと約2億5,000万円程度になるのではないかなというふうに思います。

それと、今回、都営住宅で市民の施設の1,300平米の複合施設をつくっていただきます。これにつきましては、平米33万円程度の建築費がかかるいたしますと、約4億3,000万円ぐらい。それから、地域開放型の集会所がつくられますので、これを含めまして、概算でございますけれども、約2億5,000万円と4億3,000万円程度になるのかなということで、東京都もそれなりの応分の負担をいただいているという位置づけをさせてい

ただいております。

それから、2点目の市道の部分につきましては、施設道路のつくり等につきましては、基本的には団地内通路の位置づけにならないような道路築造をさせていただくように東京都の方と協議するつもりでございます。ただ、いずれにしても、日野市民があの方の方に限らず市の道路としての利用と同等の利用ができるような形で、日野市新町環境を守る会と、それから市、それから東京都とそういう前提で協議をさせていただいておりますので、市道としての位置づけには、現段階ではなかなか難しいかなというふうに思っておりますけれども、利用につきましては市道と同等の利用ができるような形で、今後十分東京都の方と協議してまいりたいというふうに思っております。

○議長（馬場繁夫君） 小島 久君。

○10番（小島 久君） おおむねわかりましたけれども、ぜひ東西の方向の道路については、市道に位置づけるように希望して、次に移ります。

次の質問であります。去る5月13日、日野駅周辺商店街の方々がお集まりになりました、日野駅改造についての会議が行われました。これには助役、まちづくり推進部長などが出席し、それぞれ駅周辺の権利者の皆さんと協議をした。私もその席に出させていただきました。つまり、商店街の皆様方は、仮称ではありますがけれども、日野駅の改造まちづくり協議会、こういうようなものを発足させて側面から市に協力をしていこうと。そして、さらにまた東京都が今回計画している生活都市東京構想の中に、日野駅改造計画を検討対象地区にしてほしいという要望がなされました。よく御存じのことと思います。

そこで、従来から日野駅改造について、新しいJR八王子支局が誕生し、市長以下担当者の皆さんがそれぞれ足しげく通って御要望をなさっておる。まことに喜ばしいことだと思っております。しかし、私は市単独の交渉ではかなり無理も限度もありますし、JRのお答えを聞いても、なかなか遅々として進まないのかな、こういうふうに現時点では思っております。何とかこれを上位の力も借りてさらに推進するためには、せっかくここで東京都が9地区の一つに指定してくださったわけですから、しかもこの6月をめどに準備が整いつつあるということも伺っておりますので、市長以下助役、担当部長も含め、東京都にもこの日野駅の改造のプランナーの一人として入っていただき、同時にJR八王子支局あるいは本局に交渉ができる方法をとっていただきたいと思いますので、いかがでしょうか、難しゅうございましょうか、その辺についてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 日野駅の改造に向けまして、周辺の商店街の方が日野駅改造まちづくりの協議会をつくられるということは、私どもも出席させていただきましたし、日野駅の改造に後押しをしていただければということをお願いしているところでございます。日野駅につきましては、平成8年度に日野駅の乗降客の流動実態調査等を実施して、具体的なデータ等によりまして、その危険性については指摘され……（「説明中ですけど、難しいことは要りません、もうわかっていますから。だから、東京都を交えてやるかどうかということを答えてください」と呼ぶ者あり）わかりました。

生活心につきましては、駅を中心に活気や賑わいを生み出していく地区という位置づけがございます。そういうことで、現在、駅周辺についてはいろんなまちづくりを進めてございます。そういうまちづくりを含めまして、市の方では今後、具体化される東京都の生活都市東京構想の支援方策を受けまして、日野駅周辺におけるまちづくりの推進とともにJRの駅改良を着手するような環境を整えていきたいというふうに考えてございます。

今後、市と都、JRとの役割分担や相互の連携を図る必要がございますけども、市民の利用しやすい駅としての改良に向けて対応していきたいというふうに考えております。今後とも日野駅の改造まちづくり協議会と協議をしながら、これらについて進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 小島 久君。

○10番（小島 久君） あんまり答えになっていないと思うんですけども、後で市長にお伺いしようと思ったんですが、この件だけ市長どうですか。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 順次お答えをしようかなと思ってメモをしておりましたが、突然……（「この件だけで結構です」と呼ぶ者あり）お話しをすることはできますけれども、あくまでも都が調査をしてよく調べてどういう方向を出すかということを、ある程度見極めをいただきますと、ただ話をするだけになってしまうのかなというような感じがいたしております。まだ都の方としてはどういう方向で、このいろいろな区画整理だとか都営住宅の建設とか密集地の改良とかいろんなことがあるわけでありまして、それをトータルに考えた中で見込みませんと、例えば今一緒に都とやってほしいというこ

とを申し上げたところで、どういうふうにするのですかという、逆に問いかけが来たときに、まだ私どもの方では、例えば駅舎をこういうふうにすればいいんですというふうな具体的なプランニングをまだ持っておりませんので、その辺のことはもう少し精査をしませんと、駅周辺が西側、東側も含めて最終的にどういう形になっていくのかというふうなこと。あるいは乗降客のありようも、都営住宅が全部できた暁にはどのくらいになるんだろうかというふうないろんなことを全部勘案してから、一つの方角づけが出てくるのかなと。その中で、恐らく都の役割、JRの役割、市の役割というものが出てくるんだろうというふうに思っています。

そういう意味で、これからいろいろお話は申し上げますけれども、ただ駅のことよろしくねというふうな形だけで、現状ではなってしまうのかなというふうな危惧もございます。再三申し上げておりますけれども、東京都にはいろいろ具体的をお願いしている場面がたくさんたくさんございまして、そういうものと一緒にお話を申し上げるというふうなことでございますので、駅のことよろしくということは、確かに言わなければいけないと思いますが、まだ具体的にはなかなか見えてこないのかなというふうな認識も持っています。

○議長（馬場繁夫君） 小島 久君。

○10番（小島 久君） ありがとうございます。

今、東京構想の中では福祉の支援策ということで、具体的には日野駅の改造の件は、エスカレーターの関係が福祉支援策というようなことで議題に上っているようです。それを中心に検討しているようなんですけども、これも必要な施策には違いないんですけども、それができ上がってしまいますと、肝心かなめの駅舎の改造というものがどんどんどんどん遠のいていくという、一方においては懸念もあるわけですね。

したがって、私はせっかく東京都が大きなふろしきの九つの一つに指定していただいたんですから、ここは踏ん張りどころだなというふうに思っておりますので、ぜひひとつ懸命に御努力をお願いをしておきたいと思います。

次に移らせていただきます。

次は、日野本町四丁目のまちづくりでございます。第8回のまちづくり研究会、これは1995年11月7日、恐らくまちづくり推進部で発行したものと思います。この資料によりますと、日野本町四丁目の地域7.3ヘクタール。ちょうど馬場市長の家のところの道路までだと思うんですね。北側は四ツ谷下の区画整理地区境、南側は甲州街道、それから西側は中央線境7.3ヘクタールがこの区域に含まれております。この資料によります

と、この区域7.3ヘクタールを市として区画整理手法でやることは不可能なんだ、こういう言い方をされております。

理由は幾つかあります。まず減歩率、27.2%という減歩率であります。この27.2%の減歩については権利者の合意が得られない、こういうふうに書かれております。得られないというよりも、得られるかどうか最大の課題だ、こういう表現になっています。そのとおりだと思います。また、2点目に事業費が91億円かかります。そのうち市の負担金が36億円ですと。つまり55億円は他の財源を充当しますと。この財源を負担することは不可能だ、こういうふうにうたっています。三つ目の理由。これは直接この四丁目の地域には該当しないかもしれませんが、この地域が、大規模開発かあるいは鉄道新線あるいはモノレール、そういったもののきっかけがない限り施行することは難しいと結んでおります。

つまりその三つの理由から、区画整理事業としての手法は不可能だと位置づけております。したがって、市としては区画整理手法は難しいから、地区計画による密集住宅市街地整備促進事業、その法律の活用によって整備をしていきます、こういうふうにうたっております。それで、この地区計画による密集住宅市街地整備、この事業の第1期事業として7.3ヘクタールのうちの2.76ヘクタール、この部分を施行したいと。全体の40%を第1期事業として施行したいというふうにうたわれております。既にこの地域の住民の皆様説明会を行って、近いうちに原形測量に入るといようなことも伺っております。

そこでお伺いいたします。この2.76ヘクタールの区域を、地区計画としての密集住宅市街地整備事業で実施したときの総事業費はどのくらいかかりますか。財源の内訳、国と都、市のそれぞれの負担もあわせてお答えいただきたいと思います。

それから、この資料には載っていないわけでありますがけれども、仮に第1期事業の2.76ヘクタールの区域を区画整理で行ったということになりますと、総事業費は幾らぐらいかかりますか、お答え願いたいと思います。その2点。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 最初に密集市街地整備事業と地区計画をあわせて事業を行っていくということでございます。今現在、密集市街地が先行してございますけれども、おくれ地区計画を位置づけていくということでございます。

総事業費につきましては、約15億円を予定してございます。そのうち国費は2分の1でございますので、約7億5,000万円程度を予定してございます。

それから、2.76ヘクタールを区画整理事業でやった場合の総事業費ということでございますけども、概算で申しわけございませんけども、通常市施行の場合にはヘクタール大体6億円前後というのが一般的でございます。日野本町の駅周辺でございますので、非常に住宅が密集してございます。したがって、ヘクタール10億円以上はかかるだろうというふうに思っております。仮に10億円だということに仮定いたしますと、2.76ヘクタールでございますので、約30億円程度はかかるんじゃないかというふうに思います。これについては、下の方で30億円ということで御回答をさせていただきます。

○議長（馬場繁夫君） 小島 久君。

○10番（小島 久君） ありがとうございました。

つまり地区計画による2.76ヘクタールを事業化すれば15億円だと。半分の7.5億円は国から補助金をいただいて、市の負担金は7.5億円でこの事業を実施するという回答がありました。さらにまた、区画整理で行った場合にはおおよそ30億円というお話でございました。

私はこれ積算してみたんです、自分で。この事業費は、今、まちづくり研究会の資料によりますと7.3ヘクタールをやるのに91億円の費用がかかる。これは概算ですけどね、こういう資料が出ているわけです。したがって、これの約7.3分の2.76ヘクタールですから、それ除していただきますと、大体ヘクタール当たり12億5,000万円という金額なんです。1,000万単位で言いますとね。ですから、私は34億5,000万円かかると。部長は今、10億円ぐらいだろうと。だから、さらに私は密集地の濃い地域である、こういうふうに判断しているわけです。仮に30億円でも結構なんですけれども、それは事業費ベースで30億円で、これを区画整理事業を行ったとすれば、さらに減歩緩和用地として先行しなきゃなりませんね。これはどのくらい見込めますか。積算したことはございますか。あるかないかでいいです、時間がないですから。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 計算はしてございませんけども、約3分の1程度は必要かなというふうに思います。

○議長（馬場繁夫君） 小島 久君。

○10番（小島 久君） 余り真剣に取り組んでいないということなんです。

私が申し上げましょう。つまり2.76ヘクタールの区域に従前の公共用地というのは大体8%ぐらいだと思うんですよ、公共用地が。そうすると、0.22ヘクタールが従前の公共用地なんです。民有地は全区域から公共用地を引きますから、2.54ヘクタールという

のが民有地の面積になるんです。しかもこの区域内の半分くらいは、40坪から45坪以下の小宅地なんです。が密集しているわけです。ですから50%とすれば、2.54の50%ですから、1.27ヘクタールが小宅地ということになるんです。その方々からは、減歩ということを提供していただくわけにいきません、区画整理をやるには。つまり、1万2,700平米の27%分、これは平均減歩率ですけども、その用地掛け合わせますと3,429平米になるんです。約1,040坪が先買いしなければ、区画整理手法でやってもできないということになるんです。したがって、従前の土地、坪、かなり高いでしょうけども、評価額で80万円ぐらいと仮に計算したとしても、8億3,200万円の減歩緩和用地分の費用が必要になってくるんです。

つまり、先ほど部長が言われました30億円の事業費と小宅地減歩緩和の八億数千万円を含めた費用が、区画整理事業として必要になってくるんです。私はここに疑問を持っているんです。つまり、市が提示しているまちづくり研究会のこの資料によりますと、区画整理は財源的に難しいという点、先ほど指摘しました。減歩率が27.2%、なかなか同意しにくいでしょう。こういうことが問題だから、地区計画による密集住宅市街地整備事業でこの事業をやる、ということなんです。

そこで問題は、まちづくりの地区計画によるまちづくり7項目の条文が指摘されております。ほぼ大半はこのまちづくりの地区計画によるまちづくり、わかるわけでありますけれども、この中で問題は、主要幹線道路の6メートルについては有償でそれぞれ行いますよ。ところが、4メートルについては無償でこの地区計画による道路整備をしたい、ということなんです。ここが問題なんです。つまり、区画整理手法でやれば38億円の費用がかかるにもかかわらず、地区計画でやると15億円だ。22億円の財源を市が浮かせているんです、事業費として。そのしわ寄せがどこに行くのかということであります。それは、そこに住む住民の権利者にしわ寄せが行っているという計算になるんです。

したがって、私はすべて平等に行うためには、6メートル道路であろうが4メートル道路であろうが、拡幅する分については、単価は幾ら幾らとは申しませんが、有償でもって地区計画によるまちづくりをするのが至当だと思うんです。それをやったとしても、区画整理事業で施行するよりも、まだまだ安い費用でまちが生まれ変わるということになるんです。

その件についていかがですか。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） まちづくりの手法として区画整理事業と、それから地区計画の比較ということでございますれば、今、議員、御質問のとおりの内容になるのかなというふうに思います。ただ、日野本町四丁目につきましては、当然日野市としてもいろんなまちづくりの手法を検討したわけでございますけども、その中で、やはり地区計画とそれから密集市街地整備促進事業のまちづくりの手法でやった方が、より早く実際に密集している住宅地の改善等が図れるだろうということで、密集市街地整備事業の位置づけをさせていただいたものでございます。

また、現在、地区内の建築物につきましては約3分の2が4メートル未満の道路に接道している状況でございます。もしくは未接道の状態でもございます。道路につきましては、建築基準法上認められる道路自体が非常に少ないということになってございますけども、やはりこのままの状態では、災害等の危険性が極めて高い状況にあるというふうに考えてございます。

したがいまして、密集市街地整備事業を活用いたしまして、国からの補助金等を導入し、生活道路の機能の確保を最優先に考えていきたい。で、既存道路の拡幅の整備とあわせまして、適正な道路の配置、接道状況の改善を優先的に行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（馬場繁夫君） 小島 久君。

○10番（小島 久君） 部長ね、私はそんなこと聞いてんじゃないんですよ。

要するに4メートル道路は無償だという地区計画の素案、いいですか、6メートルは有償だと。4メートルも有償にしなければいけないんじゃないですかと聞いてんですよ。全然答えになっていないじゃないですか。どうなんですか。

○議長（馬場繁夫君） 助役。

○助役（河内久男君） 日野市は土地区画整理事業を基本にしてまちづくりを進めてまいりましたが、財政事情、それから全国的な地価の動向、いろんなことを考えまして、今から5年ぐらい前から、やはり区画整理事業で事を起こすのはなかなか難しいであろうという方法の中で、それぞれの地区に合わせましたまちづくりをしていこう、そこで、区画整理と区画整理のはざまとか整備のメニューがないところにつきましては、地区計画を基本にしていて、例えば本地区でございましたら、ちょうど阪神・淡路大震災に伴いました密集市街地整備事業というのが国も優先的に補助金をつけてくれるやに聞き及びまして、今のような状況になってございます。

そこで、地区計画の進め方でございますけども、ここの地区計画を進めるまちづくり

の基本は、やはり道路と公園の整備が大きな基本でございます。特に道路につきましては、必要最小限の生活道路、防災上の道路でございますけども、そこを全部有償で手当てしてしまったんでは、やはりかなりの膨大な事業費がかさんでまいります。そこが隘路でございますし、ネックでございました。そこで、大変地権者の皆様には申しわけございませんけども、本地域の場合には、全部の地域の地区計画がそうでございますけど、本地域の場合には、ちょっと奥まったところの皆様におかれましては、先ほど部長が申しましたような目的達成をいたしまするのには、どうか御寄附をいただきまして整備をしていくことでこの事業が成り立つであろう、このように考えまして、本地区につきましてはそういうお願いをしているところでございます。

よろしく御理解いただければありがたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 小島 久君。

○10番（小島 久君） 助役ね、少し頭を切りかえてもらいたいと思うんですよ。

私は地区計画で整備することが悪いと言ってんじゃないんです。一つの方法、都市計画法上に定められた事業ですから、大いに結構なことだと思うんです。ただ、その手法として、いいですか、既成市街地の区域を無償でやる方法と、まだまだ未整備の区域を無償でやる方法とおのずから違うんですよ。やはり未整備の地域のところをやるということであれば、それなりの効果も上がりますし理解できます。しかし、密集市街地のところは、私、あえて申しませんでしたがけれども、本来、区画整理で計算しても減価補償金が出る区域なんですよ、計算上。どうしても財源を持ち出しをしなければ、完成しない区域なんですよ。ですから、おのずから違ってくるということなんです。そのことは、ぜひ考えていただきたいと思います。

後で、恐らく市長が総括の中でお答えいただけると思いますので、次に譲りたいと思います。指摘だけして、次に入らせていただきます。

さて、次の問題、日野駅周辺の商店街の活性化の問題でございます。これは、平成7年の2月でございます日野駅周辺地区商店街診断勧告書というのが、商工指導所、日野市商工会からそれぞれ出されました。内容を見てみますと、消費者と商店経営者、特に商店経営者の方々については、消費者のニーズに合ったような方法で品物を充実をして、お客さんを呼び込んだらどうだろうと。そのほかいろんな施策が講じられております。したがって、商店街の方々もこの診断書をもとにして鋭意工夫していると思います。しかも、生活心東京の一つの地区に指定して、商店街につきましても都として何らかの支援をしよう、こういうようなことも並行して打ち出されております。それらの対

象地区は日野駅の駅前の商店街、それから西町の商店街、駅の西口の商店街、あるいは大坂上の商店街などがこれらに該当をいたします。市として、いろんな施策を今までも商店主等に対して行っているわけでありますけれども、今申しました各商店街、これらの商店を活性化させるために経営者の意識調査、あるいは消費者の意識調査、そういうようなものが行われて共存共栄をしていこう、こういうことで商店街も努力しているところであります。

そこで伺いたいと思いますけれども、生活都市東京の創造重点計画として指定された今回の都の支援策として、今申しましたような地域の商店街に対する具体的な事業ですね、何が挙げられているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 身近な生活心のまちづくりでの日野駅周辺の商店街の具体的な位置づけがされているかということでございます。現在、このスケジュールといたしましては、現在、日野市を含めて9地区の事例研究ということで、ことしの秋までに都としての役割、それから、支援方策の基本方針を決めることになってございます。その後、モデル事業の実施地区の選定、3カ年のモデル事業の実施を踏まえまして、東京都としての地区の特性に応じたまちづくりを支援する新たな仕組みをつくるということになってございます。その中で、現段階では具体的な支援策は示されておりませんが、ハード面では、例えば駅前広場、駐輪場、生活道路等の整備、それからソフト面では商業活性化、福祉のまちづくり、文化交流等のいろいろな方策を考えられているようでございます。今後、これが具体的にになった段階で、先ほどの御質問の商業活性化の中で駅周辺の位置づけがある程度されるのではないかとというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 小島 久君。

○10番（小島 久君） ありがとうございました。

まだ具体的には示されていないというお答え、ハード、ソフト両面にわたってこれから——秋といいますと10月か11月でしょう、ぜひそれに御期待をしたいと思います。

並行いたしまして、私が商店街の皆さんから伺っているお話ですと、先ほど申しました四つのそれぞれの商店街、この方々については、まちを明るくしたい。そして、消費者の皆さんにも楽しんで買い物をしていただきたい、こういうような意図から街路灯を設置をして、そして、明るいまちにしたいんだ、こんなような計画を持っているようで

あります。御存じのように街路灯の設置については、恐らく東京都からも補助金というようなことが考えられますし、市としても何らかの対策があらうかと思います。この件について、具体的に商店街が動き出したときには、市としての御援助をしていただけるかどうか、その点が1点。

2点目につきましては、商店街は、現在商業の活性化に向けてということで、共通の商品券を発行して、そして消費者の皆さんに喜んでいただこうというようなことで、今、着々とその準備が進められております。間もなく、その実施に向けて事業が展開されようとしておりますけれども、市として、何らかしらの支援策というんですかね、そういうようなものを考えておられるのかどうか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（宮本 寿君） 駅前商店街で計画される街路灯新設計画についての補助ということでございます。

基本的には、東京都中小企業振興公社、ここが窓口になりまして補助事業として採択を決定する形になりますが、私ども市としまして、補助要綱に基づきまして補助をさせていただくことになろうと思います。

それからもう1点の、市内共通商品券のことににつきましては、確かに日野市における商業、特に小売業における売上水準が非常に低くて、市内の購買力の多くは他市に流出している状況でございます。日野市商工会では、昨年9月日野市共通商品券発行事業の計画書素案をまとめました。市でも事業への支援要請を受けているところでございます。この事業によるメリットとしましては、地元の購買力を市内商店に向けさせ、購買力の他市への流出を防止できることになるなど、市内商業の活性化に役立つものと推測されます。しかしながら、他市の先例などを考えますと、まだ何点か整備しておかなければならない問題点がございます。現在、商工会と市と合同で研究会を設け、課題の整備を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 小島 久君。

○10番（小島 久君） ありがとうございます。

ぜひひとつ、駅周辺の商店街はもちろんでございますけれども、日野市商工業の発展のために御尽力を要望しておきます。

最後になりました。日野駅周辺のまちづくりについて、いわゆる生活都市東京構想に、日野駅周辺の部分が指定されたということでありまして、これにまつわる幾つかの問題

点の指摘あるいは提案をしてきましたけれども、どうも指定されても、中身のメリットという点については薄いような気がしてなりません。しかし、せっかくそういう位置に指定されたわけでありますから、この際、市としても大いに利用させていただいて立派なまちづくりに仕上げるのが肝要というふうに思っております。

最後に何がメリットなのか、市長なりの御判断で結構でございます。所見を伺いたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　生活都市東京構想に指定をされた日野駅周辺のまちづくりで、何がメリットかということでありますが、私もこの地区に住んでおりまして、今までずっと長い間、開発といいますか、よりよいまちづくりというふうな面では大分残されてしまったなという認識をずっとずっと持っていたところでありますが、そういう中で四ツ谷前の区画整理あるいは日野駅北区画整理、こういった組合施行の区画整理が少しずつではありますが、進んできた。あるいは姥久保の都営住宅の建て替えが、地元の住民の皆様の御理解をいただいて、当初の計画とは少し修正をするような形で、あるいはまた地元の集会施設等もできるような形で方向性が出てきた。さらには、日野の駅舎の改良につきましても、少しずつではありますが、具体的な歩みが見えてきたというふうなところ、さらには日野本町四丁目の一番密集をした、本当に道路がないところに家が密集をしているというふうな、奥の方にはそういうところもございますが、こういうところを何とかきちっとした街区が通るような形に整理をしていきたい。さらには、そういう全体をひっくるめまして、駅前でございますのであの辺の地域、四つの商店街、それ以外にもあるかもしれませんが、できるだけ活性化するような方策をとるというふうなことで、非常に幾つも錯綜するといいますかね、いろいろな思いが一緒になる日野駅周辺のより活性化のためのまちづくりでありまして、そういう意味で、私は一番のメリットというものは、ようやく日野の駅の周りをどうにかしようということが、地域の住民だけでなく東京都のプランニングをする方にも納得をいただいた。この地域はちゃんとやっていかなきゃいけないぞということが、都の幹部段階、プランニングの段階にもようやく認めてもらったということが、まず大きなメリットであろうというふうに思いますし、まだ研究を始めますという段階でございますので、小島議員御指摘のとおり、まだまだ何にもないじゃないかと言われれば全くそのとおりであります、そういう目で今まで見てもらえなかったところが、日野駅周辺全体が何とかなるようにしようじゃないかという目を向けていただいた、一つの部分になったということは、大きな前進で

はないかなというふうに思っていて、そういう意味では、いろいろな錯綜するそれぞれの関係者の皆さんの思いを、うまい具合に市が連絡調整をしコントロールをしつつ、よりよい日野駅前、日野駅周辺のまちづくりに結びつけていきたいというふうに思う次第であります。

先ほちょっと駅のところで、エスカレーター云々のお話が議員より出ましたけれども、これは前の質問者にもお答え申し上げましたが、日野駅というホームも含めた構造自体が非常にそういった何かをいじる上でやりにくい構造になっておりまして、今のままでエスカレーター云々というようなことは、なかなか難しいのではないかなというふうに思っております。そんなことをJRの方でも、当初それを先にというふうな意向が一部にあったようでありますけど、どうもそう簡単にはいかないのかなという認識を私は持っております、そういう意味でも、むしろこういった東京都新しいプランニングの中に、日野駅舎も含めた対応をしてくださるとすれば、もう少し大きなあの辺全体の考え方をもう一度精査をし直して、その中に駅をどういうふうにするか、特に改札口のありようをどうするかとか、階段の位置をどうするかといういろんな問題が出てくると思いますが、そういうこともトータルに考え直すというふうな一つの大きないい機会ではないかなというふうにも思っているわけであります。

いずれにいたしましても、議員御指摘のとおり、この地域、何とか日野の一つの大きな顔でもありますので、より活性化し希望の持てる日野駅周辺のまちづくりのために、引き続きあるいはこれまでより以上に努力をし、国や都への連携を深めて考え方を整理していきたいというふうに思っています。

○議長（馬場繁夫君） 小島 久君。

○10番（小島 久君） ありがとうございます。

ほぼ了としていただいたと判断いたします。ただ、市長、今お答えがなかったんですが、日野駅四丁目の区域ですね、いわゆる地区計画によるまちづくりですね、その件だけお答え願いたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 四丁目密集地区の買収及び提供していただく、この問題かというふうに思います。これもなかなか苦しいところでございまして、すべて財政力があれば、みんなきちっと買収をしてやっていくのが一番いい方法だということは重々わかっております。そういう中で、すべてを買収でというようなことになると、単価の問題は別にいたしまして、かなりの膨大な費用がかかるでありましょうし、そうなります

と、まち全体のそういったまちづくりの事業の優先順位を考えますと、一体どの程度の予算が配当できるのかなというふうなことも考えなければいけません。

そういう意味で、先ほど助役あるいは部長が答弁申し上げましたように、苦しいけれども、この形で住民の皆さんとお話し合いを進め、少しでも進むものは進めてみたいというふうに今思っているところでありますが、もう少しこれは時間をいただいて検討をする課題かなというふうに思っています。

○議長（馬場繁夫君） 小島 久君。

○10番（小島 久君） ありがとうございました。

ぜひひとつ前向きに、先ほど私、事業費を比べまして御指摘したところでございます。事務当局を初め皆さんで御検討していただいて、よりよい方向になるよう希望いたします。質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（馬場繁夫君） これをもって18の1、生活都市東京構想に指定された日野駅周辺のまちづくりのメリットについて問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時25分 休憩

午後3時07分 再開

○副議長（竹ノ上武俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

一般質問19の1、当面する行政課題についての通告質問者、小川友一君の質問を許します。

〔19番議員 登壇〕

○19番（小川友一君） 当面する行政課題ということで、多くの行政課題があるわけですが、今回は、その多くの課題の中から特に長年の懸案でありました市立病院の建て替えの問題について、何点か質問と提案をさせていただきたいと思います。

まず市立病院の建て替えに当たって、この市立病院が市民の要望、そしてまた市立病院としての使命がどのように生かされようとしているのか、お伺いをさせていただきたいと思います。特に休日夜間等の小児科の受け入れ体制はどうなのか。そしてまた、建

て替え計画の中に市内の医師との地域医療について連携が強化されたというふうに示されているところではありますが、地元医療機関からの診療入院依頼、特に休日夜間に対する対応体制、その辺はどういうふうになっているのか。そしてまた、平日の一般外来の充実について、医師会と合意がされているのかどうか。

2点目に、大きな意味で市立病院としての存在意義、そしてまた位置づけ、そして、それに沿った具体的な診療規模、レベル等も明確にしていきたい。特に救急医療はどのレベルを考えているのか。当直スタッフ体制はどのレベルを考えているのか。高齢化社会に向け、診療体系はどういうふうに考えているのか。特に高齢者優先ベッド、そしてまた保健・福祉機関との連携、優先ベッド等、お示しをいただきたい。

3点目には、近隣に隣接する北里大学病院、国立災害医療センター、南部地域医療病院、そしてまた東京医大八王子医療センター等の近隣の医療施設との2次、3次救急医療機関との救急診療体系の整合性はどのようにお考えになっているのかお示しをいただきたい。

4点目になりますが、さきの建て替え計画の中で一般病床を300床とするという試案が出されているわけではありますが、どのような理由の中で一般病床を300床と決定がされたのかどうか、その4点をまずお聞かせをいただきたい。

○副議長（竹ノ上武俊君） 小川友一君の質問についての答弁を求めます。病院事務長。

○病院事務長（田中政幸君） お答えをさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、新しい病院の建設に向けて市民の要望の件でございますが、要望の場といたしまして市立病院建設基本計画を平成7年度に策定いたしました。このときに市立病院建設計画に関する懇談会を設け、市民各層の御意見をお伺いをいたしましたのが始まりでございます。そんな中で、お話にもございました救急医療の問題につきましては、他の場所でも市民の方あるいは医師会の方からの要望といえますか、その充実に向けてのお話がありました。

その状況でございますけれども、特に休日夜間の小児科の受け入れ体制というお話でございました。新病院におきましては、救急診療につきましては内科系、外科系、産婦人科系の3科体制によりまして2次救急を実施をしまっている考えでございます。小児科につきましては、内科系に含めるわけでございますけれども、患者の状態によりましてはオンコールにて対応する場合も考えております。

それから、地元の医療機関等の関係についてでございますが、地元医療機関との連携を推進してまいりますために、地域医療連絡室なるものを院内に設ける予定でございます。

す。時間内におきましては、他の医療機関からの診療依頼は、この地域医療連絡室で受けまして受診科の予約をとり、依頼された医療機関に連絡をとりまして予約時間帯に来院してもらうというようなシステムを計画をしております。

それから、検診とか一般外来にかかわります医師会との関係でございますけれども、新病院に対します医師会の要望並びに新病院建設に向けての現在及び将来の地域医療のあり方等を協議するために、医師会病院連絡会を現在、設置をしております。定期的開催をしているわけですが、この連絡会をもちまして、現在では新病院の医療規模及び運営の概要につきましても御説明をさせていただいており、協議を進めさせております。今後も定期的に開催をいたしまして、医師会との連携を密にいたしまして、地域医療システムの確立を目指していきたいというふうに考えております。

次に、2番目の市立病院としての位置づけということでございますが、その中で、地域医療のレベル等の関係でございますが、先ほども申し上げましたように、3科体制によります休日夜間の医療体制、公立病院といたしまして2次救急医療の実施を考えております。3科による体制で充実をしまいたいということでございます。

それから、スタッフ並びにレベルということでございますけれども、救急診療体制のスタッフでございますが、医師——これは3科体制でございますので3名、それから看護師2名、薬剤師、検査技師、放射線技師、各1名、このようなスタッフで臨みたいというふうに考えております。それから、救急対応のためのベッドといたしまして5ベッドを計画をしております。また、救急施設といたしましては重症処置室、それから診療室——これは診療室につきましては3室を考えてございます。それから、様態の観察のためのリカバリーベッド、これを2床、こういった施設を予定をしておるところでございます。

それから、高齢化社会に向けての診療体制という項目でございますけれども、医療機能としまして、高齢化に伴う疾病構造の変化等に対応していくため、循環器科系リハビリテーション科を新設いたす考えでございます。高齢福祉の諸施策に対する協力と医療と福祉の連携を図っていくための病院窓口として、先ほど申し上げました地域医療連絡室を設けることを考えておりまして、さらに在宅介護支援センター、訪問看護センターなどを院内に配置できる計画をしております。また、在宅医療におけます様態急変時の受け入れといたしまして、支援病床4床を計画をしております。それが2点目の御質問になろうというふうに思います。

それから、3点目でございますけれども、近隣の医療機関との救急診療体制の整合でござ

ございますけども、この部分につきましては、医師会との今後の話し合いあるいは東京都との調整、こういった中で順次、地域の救急医療体制の整合ということを図ってまいりたいというふうに考えてございます。

それから、4点目の300床に決定をいたしました経過といたしますか、理由といたしますか、そういう御質問でございます。既に昨年の12月議会におきまして、市長の方から新病院建て替えにつきましての方向を決定をさせていただいたわけでございます。その中にも、おおむね300床で進めてまいるということでございます。

日野市における病院につきましては、現在5病院ございますけども、うち1病院につきましては精神病院でございます。この病床数について見てまいりますと、全国平均の約3分の1に当たる状況でございます。また、南多摩医療圏の平均と比較いたしますと、日野市の場合には約2分の1でございます。他市と比較をいたしましてもかなりベッドの数が少ない状況というふうになってございます。市域の中の医療需要から見ましても、現在の病床数よりも増床する必要があるというふうに考えております。

それから、今後の高齢化社会に対応する急性期医療機能の確保、さらに救急医療体制の拡充等を考えた中で、一般病床300床程度の規模は必要であろうというようなことで、300床での新しい病院を計画をしたわけでございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） 最後の私、通告したのは、一般病床を300にした理由ということでありまして、療養型病床をその中に合わせて200、100とか、そういうふうなバランスをとれたものに対してなぜ300に一般病床をしたのかというふうな通告をしてあったんですが、ちょっとお答えが違った方向だったもので、通告の意味が十分に御理解をいただけなかったかなというふうに、残念に思います。

助役にお伺いします。さきの平成9年12月に議会に市立病院の建て替え計画が示されました。この建て替え計画の中には、これからの運営、自治体病院としてのあり方、そしてまた今言ったような病床の決定、いろいろその経過を示されました。この計画はどういうふうなスタッフでつくられたのか、助役にお伺いします。

○副議長（竹ノ上武俊君） 助役。

○助役（小俣雅義君） この先般の見直しにつきましては、その際も御説明申し上げましたように、市長就任以来、最大の課題としてこの問題に取り組んだわけでございます。市長のこれからの財政負担の問題、それから病院経営が成り立つのかどうか、健全化計

画が本当にこれでいけるのかどうか、このあたりを中心に本当に300床が必要なのかどうか、あるいは今、小川議員が言われた長期療養型病床群を加味した場合どうなのか、これらのことを検討するものとして、庁内のいわゆる企画部門あるいは建設部門、それから病院の担当部門、あわせてこの病院計画を練ったコンサル、設計会社、これらを動員した形で、一応庁内論議を進めながら、専門的な立場のコンサルあるいは設計業者と最終打ち合わせをした中で、短い期間で結論を出さなきゃならない、というような制約の中で出した結論が、この見直しの内容であったわけです。

今、言われた長期療養型病床群100床、あるいは90床を100床にする案、そして、急性期型200床との組み合わせの案も確かに検討させていただいたわけですが、やはり現在の敷地面積等から考えると、長期療養型病床群にした場合に、やはり1床当たりの面積が相当食われてしまう。あわせて高齢者対応、長期在宅介護支援センターの機能を入れるとか、あるいは医師会との連携を図る部屋を確保するとか、そういうような施設面でのニーズとあわせながら最終的な判断、つまり長期療養型病床群の場合には、1床当たりの収入となる金額の確保がやや疑問がある。そういうようなこととあわせて、長期療養型という新しい医療分野に、市として足を踏み込むには、まだ余りにも情報が不足過ぎるということとあわせて、救急医療対応の問題、総合的な判断の中でこの結論に至ったわけでございます。

○議長（馬場繁夫君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） 今、助役から示されましたが、庁内とそれから一定のコンサル、そしてまた、それを建築するどなたかわかりませんが、そういうふうな方の知識を得ながら、この素案をつくり上げたということなんです。私も本当にこれがこれから建て替える日野市の自治体病院として、何を今市民が求めているのか。それと、財政的、運営的にこれができるのか。今ここに示されたものを一つ一つ全然違う方向だということを示してみたいと思うんですね。

私もこれをベースに、医療のジャーナリスト、それから現実的に大学病院で働いている医師、そして経営コンサル、この3人から情報を得ました。その中で、今、私、ここで示すことがなぜ300床に一般病床をしたのか。これからの自治体病院のあり方はどうなのかということを総合的に考えたときに、200床を一般病床にして、そして100床を長期療養病床にするのが、これからの自治体病院として一番望ましいんだというふうな結論というかな、多くのその関係の人は言っているんで、それで、私、今この聞いたものをまとめてここで言ってみようかな。これをベースにもう変えられないかもしれないな

いけども、やっぱり自治体病院をこれからもっと大きな財源を投入して、これから後年度に対しても財政負担をしていく大切な事業に当たるのに、軽々過ぎるのではないかと思うんですね。あえてこのところに、一般病床200床にして療養型を加えた場合の方法と課題ということで、一番目にはば現行の医療レベルだと。今の自治体病院と同じぐらいのレベルだと書いてあるんだね。それで一番最後に、経営的に急性期300床にした方が、いわゆる経費的にもいいと書いてある。ところが、私の調査では全然違うんだよ。今読ませていただきますから、助役、よく耳をあけて聞いていただきたい。

いわゆるベッド数200床を基本として療養型を加えた場合の方法でどういうふうなメリットがあるのか、ちょっと今から話します。

市民ニーズ及び将来性からの検討をした場合、市民にとって症状が固定し長期療養が必要となった段階で、福祉施設への転院はそれなりの状況、目的で納得できると思います。単に病院が急性期病院であるため、他の病院に転院を迫られるのは市民感情として余り理解がされにくいんじゃないか。そしてまた、急性期及び慢性期の患者をトータルで診療できる病院こそが、市立病院としての使命ではないかということもおっしゃっています。そしてまた、同じ病室でも急性期患者と静かな療養環境を望む慢性症状患者が混合することは、治療環境としても望ましくはないのではないか。そしてまた、近い将来の高齢社会を考えたときに、また、日本の医療事情、二極化、両極化を考えた場合、単なる一般病床300床の病院をあえて建設することは時代に全くマッチせず、病床数の問題より診療内容が問題であるのではないか、こんなことも言っています。

そしてまた、医療面から検討した場合、現在の市立病院は一般病床であるが、実際は急性期が過ぎ、本来なら長期療養ベッドでの治療の適用である患者が、一般病床にそのままいるのが現状であると思います。しかし、どの病院においてもそれは同じだ。しかし、そのために満床となって急性期患者の受け入れができず、慢性疾患で病状の落ち着いた患者の快適な治療環境の確保として長期療養型が必要であり、またこれにより一般病床の効果的な運用にもつながる。そういうふうにおっしゃっているんですね。

そしてまた、経営面は全然これと違うんですよ。一般病床と比べ人的な経費が少ない。そしてまた、設備も余りかからない。それで、出来高払いでなく定額なため、医療資源のむだが省ける。将来的に一般病床を長期病床に変更する場合、1床面積や廊下幅、その他設備が必要であり、再度の工事やベッドの減少が必要となってしまう。しかしながら、療養型病床を導入した場合は、仮に市民ニーズが高くなった場合、一般病床に変更する場合、諸工事が不要であり、むしろ増床も可能である。そのために、当初は療養型

病床ベッドとして考えるのが合理的な考え方だ。そして、総合的に見て、急性期が過ぎ、症状安定期、いわゆる慢性期になりますと、一般病床よりは療養型病床がよい。また、この方法をとると、一般病床の稼働率がよくなり収入がさらに上がると思われる、こういうふうに言っている。そして、転院時の問題が解消される。高齢化社会に向けて、いわゆる3カ月たったら出るとか、そういうふうなことが解消され、真の市民ニーズの高い市立病院としての位置づけができるのではないか、こういうふうにおっしゃっている。そしてまた、災害時の多分拠点になると思うんですね。そのとき、一般病床300であれば、廊下幅も狭いし、救急にそこに担ぎ込まれた人でも長期療養ベッドを確保していくことによって、廊下とかいろんなところを利用して災害時の拠点にもなる、そういうふうなこともお話をしていました。

これはあえて指摘をしておきます。いわゆるこういうふうなものをつくるときに、もう少し真剣にいろんな方の意見をもって、私は専門家プロジェクトを組むぐらいの考えでこういうふうなものは取り組んでいただきたい。後で答弁をいただきます。

細かいことに入ります。今回の建て替え計画の中で、職員定数の問題があります。現在が162床で245人と聞いています。新しい病院は300床で328人だ、こういうふうにお伺いしています。それでは、このスタッフを含めた、いわゆるこの内容をまず説明していただきたい。この328人の内容を説明していただきたい。

○議長（馬場繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（田中政幸君） 新病院において予定をしております職員についてのお尋ねでございます。

328名でございます、300名が正規職員という予定でございます。28名は臨時職員でございます。この328名につきましては、詳細に各部門ごとでまだ決定をいたしましたものではございませんので、もちろん328名の範囲で実施をしていくわけでございますけども、職員との調整もございますので、少し大きくりになるかと思っておりますけども、内訳を申し上げます。

先に正職の関係で申します。医師が37名、それから看護部門職員として184名、それから薬剤部門、放射線部門、検査部門、これら等含めまして47名、それから、医学療法士、臨床工学技師などでございますが11名、それから事務部門の職員21名、以上で300名になります。それから、臨時職員といたしまして28名でございますが、これは看護部門、薬剤部門等でございます。以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） 今、概略説明をいただきました。再度お伺いします。

今回のこの新しい市立病院の内容ですね、2次救急をやるということでしたね。人工透析をやると言いましたね。これからのいろんな福祉との連携をとってやっていくと言いましたね。今説明していただいた、要するに臨時職員だって同じ職員とカウントされるわけですね。要するに正職員と臨時職員だから違うということない。同じにカウントするわけですね。そうしますと、あえて聞きますが、では2次救急のスタッフはどういうふうに考えているのか。人工透析をやるといったって、テクニシャンは必要だし医者は必要だし、看護婦は必要です。そういうふうなものをどういうふうに考えているのか。医者なんか働かないんだから。ローテーションを組んで昼間働いて夜やれといったって、救急なんかできないですよ。救急体制をやれということは、新たにそこに新しい人を配置しなきゃいけないでしょう。そういうふうなスタッフはどうなっているんですか。お伺いします。

○副議長（竹ノ上武俊君） 病院事務長。

○病院事務長（田中政幸君） 新病院においての2次救急医療の体制、先ほどちょっとお話し申し上げたかと思いますが、救急体制につきましては、医師3名、看護婦2名、薬剤師1名、それから検査技師、放射線技師おのおの1名、こんな予定をしております。これらにつきましては、先ほど申しあげました職員の数の中に含まれておるわけでございます。また、透析部門もふやすわけでございますけれども、その関係につきましても、臨床工学技師を追加で見いております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） 事務長の立場をして、それ以上は言えないのはよくわかります。しかし、現実的にこれはあくまでも、何というか、できもしないものを適当に328人想定して起債を受けるためのものだということも、私わかりますよ。しかし、もう平成14年、開院に向けてスタートを切られているわけですから、こういうふうなものを放置した中で、開いてみたらとっても足りないから340人だ50人だってなったら大変なんで、もう少しその辺も整理しなくちゃいけない。

私、平成9年度の今ここに資料を持っているんですが、平成9年度の病床利用率等の算出書ということで、平成9年度の決算による算出書を持っている。この中の5番目、対医療収益比、一番下の職員給与費、72.6%だと出ている。いわゆるこの職員給与費は一般的には50%、50%台じゃなくては病院経営は赤字ですよと言っている。にもかかわ

らず現在が72.6%です。いわゆる病院経営の基本というものは、いかに人件費を削減するかということなんですよ。

あえてお伺いしますけども、いわゆる人件費を削減するためには、院内にある給食とか一部の検査とか院内調剤とか保安とかセキュリティとかメンテナンス、そういうふうなものを、いわゆる外部に委託することによって職員定数が削減できると思うんですね。その辺の委託の問題はどう考えているのか。そしてまた、院内調剤の保険、今、目的数値は60%台に持っていくというふうにここに書いてある。しかし、今の国立だとか民間の病院は、いわゆる薬価差益が平成4年に改正されて、今5%だ。将来2000年には薬価差益はゼロになって、いわゆる医薬が分業になっていくんだ、こういうふうな時代の流れです。その時代の流れの中で、それぞれの大学病院もそれぞれの民間の病院もなるべく処方せんは院外に出して、中の経費を削減しようとして努力している。ほとんど90%台を目標に今いろいろ組んでいるんですよ。

それにもかかわらず、なぜ60%を将来の目標にしているのかどうか。まさに時代にマッチしていないんですよ。いわゆる職員定数を削減しようというふうな意気込みは全然ないですよ。職員組合があるからとかそういうふうな問題で、これ解決できる問題じゃないと思うんですよ。その辺、いかがですか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 病院事務長。

○病院事務長（田中政幸君） 職員の削減でございますけども、328名で実施をしていくということでございますので、現行162床で、定数におきましては245でございますけども、この比率からいきますと、300床で診療科目もふやし328名で実施をしていくことは、かなりの努力といたしますか決断が必要であるということは、もちろんでございますけども、御指摘のように委託の部分、今お話のございました幾つかの事例を挙げて御指摘ございましたけども、委託可能な部分については極力委託にしていかなければ、328名の職員では実施がしていけないというふうに思いますので、もちろんその取り組みは職員一丸となって努力をしまいるという考えでおります。

それから、もう1点の院外処方の件でございますけども、お話のように、まず新病院開設時には60%の院内処方という考えでございますが、これも将来的には薬価差益がなくなっていくということでございますので、国等の指導のように、その院外の処方の比率を大幅にふやしていかなければ、御指摘のように経営の関係からいきましても、そうしていかなければならないというふうに考えておりますけども、当初につきましては、患者さん、御本人の御意向等も考えますとせいぜい50%から60%の率で院内処方になる

んではないか、こういうような考えでの数値でございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） 基本的に今、国の方の指導というものは、1床当たり100人だね、職員がね。大体そういうふうなのがまあまあ適当だと言っているわけで、これから見れば、今、日野市は110人ぐらいになっていると思うんだね、100床当たり。基本的に今、これでは絶対足りないわけで、要するにこれでは足りないということは、その分人件費が加算されるわけでありまして、しっかりとこれから現実的に今、市立病院の役割を果たすスタッフはどの程度なのか、もう少し細かく、要するに配置を考えてやっていていただきたい。このことを、まず要望と指摘をさせていただきます。

それとあわせて、2番目に占床率の問題、先ほど私がお話ししましたけども、いわゆる医薬分業で薬価差益をだんだん減らしていく、そうすると医業収益を上げるしかない。いわゆる医薬分業の中で、病院は医業によって収益を上げなさいというのが、国の方向なんですね。その医業収益を上げるためには、まず占床率を上げることが第一だと思うんですね。この新しい病院の当初の健全化計画の中では、15年には90.9%に占床率を上げる、こういうふうに記されています。新しい今度、我々に示されたものは87%だ。目標数値は87%だということで示されました。そして、それに伴いどうしてこれがそれまでいくのかなというふうに疑問を抱きました。私たちに示されたこの計画の中では、近隣の2キロメートル圏内に計画されている大学病院による当院への外来患者等の影響を配慮した計画内容であると言われていたんだけど、八王子市の石川にできる東海大病院を想定した中でこの数値が出されているのかどうか、その辺だけ答弁願います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 病院事務長。

○病院事務長（田中政幸君） 近隣にできる大病院が考慮に入っているかということでございますけども、いろいろな計数をかけ合わせての、したがってこうなるというような計数的に申し上げることはできませんけれども、現在計画されております病床にいたしましても診療科目にいたしましても、それらを考慮しての計画ということでございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） まあそのぐらいしか答えられないだろうと思います。今の現行の市立病院の八王子市民の平成9年度、8年度の入院の率を見ても八王子市は平成9年度が15.1%、平成8年度は15.7%、いわゆる両方とも15%を超える八王子市民の人が入

院をしている。それで、できるのが大体この市立病院に近い大和田とか石川の人だと思うんですね、大体が。これはあくまでも想像ですけども。今度新たにできる大学病院は、日野市と違って500床の病院ができるわけ。すると、この人たちは、まずこちらに来ないで多分向こうへ行くとするんですよ、いろんな意味で想像した場合。

そういうふうな状況下、そしてまた現行が、今の市立病院の占床率が、平成8年度75.4%、平成9年度が77.2%。それなのに、どうして87%以上の占床率が想像できるのか理解ができない。御説明いただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 病院事務長。

○病院事務長（田中政幸君） 87%と占床率を見込みましたその理由ということでございますが、御指摘のように平成9年度におきましては占床率77.2%でございます。近年徐々に率は上がってきているわけでございますけども、そんな中で近くに大病院もでき、87%の見込みはということでございますけども、先ほども触れさせていただきましたけれども、日野市域における通常の急性期型の病床の不足、それから、今後の高齢化社会に向けての需要、それと近隣の公立病院、青梅市、町田市、稲城市、これらの現行の占床率の関係、これらを勘案をいたしまして87%という占床率につきましては、不可能なといえますかとても無理なといえますか、そんな数字ではないという、現実努力をしていける範囲の率であるというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） 今言った青梅市だとか稲城市だとか町田市というのは、今のこの日野市が置かれている医療圏、いわゆる近隣の病院の環境が違ふんですね。要するに、そういうふうなことは、青梅市が高いからそれに向かってその占床率を上げていくということは一つの論点かもしれないけど、要するに病院の位置とかその医療圏の環境とか、そういうものを考えなかったら、青梅市が高いからどこが高いから、それに向けて頑張るじゃ困るんだよ。

では、病院事務長にあえてお伺いしますが、今、お医者さんの勤務体系はどうなっているんですか。お医者さんの勤務体系はどうなっていますか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 病院事務長。

○病院事務長（田中政幸君） 医師の勤務の執務時間と申しますか、そういうことだと思いますけども、通常8時半から5時まででございます、一般事務職と同じでございますが、あと夜間及び休日の当直あるいは緊急の登院、このようなものはございますけ

ども、通常は8時から5時半まで、こういうことでございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） そうしますと、今そのお医者さんは定時に来ていますか。いかがですか。8時半にちゃんと入っていますか、お医者さんは。いかがですか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 病院事務長。

○病院事務長（田中政幸君） 私、まだ行って間もないんですけども、すべて一々チェックしたわけではございませんけども、時間までには登院をし、時間後に退院をしている、そういう認識をしております。

○副議長（竹ノ上武俊君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） まだそちらへ移られて間がないから、そういうふうな経験がないと思いますが、現実的に私は、あそこの市立病院へ行って、込むから8時から並んでいました、8時から。9時になっても9時半になっても10時になっても、2時間待ったんだ。ちっとも始まらないの。僕は中へ入って看護婦さんに「どうなってんですか」と言ったら、「先生が来ていない」と言う。あわてて事務長のところへ行った。どうなってんだ、これは。そういうふうな今の医者レベル、意識なんだよ。占床率を上げるために、医者の意識改革と医者の指導をしなかったら、占床率なんか上がらないんですよ。入院させる退院させるというのは、全部、医者があれするんだから。占床率を上げるためには、ほかの都立病院にしてもどこにしても土日は退院させないんだね、占床率を上げるために。月曜日の午前中に退院させて月曜日の午後にはもう入院させるような努力をして占床率を上げているんですよ。そのぐらいの医者の意識と医者のレベルを上げていかなかったら、とってもそんな数値いかない。医者に対する教育はどういうふうに考えていらっしゃるんですか、お答えいただきたい。

○副議長（竹ノ上武俊君） 病院事務長。

○病院事務長（田中政幸君） 私どもから医師に対する教育ということは、ストレートにはちょっといかないというふうに思いますけども、新病院建設に向けまして、医師を先頭に取り組んでまいらなければならないことでございますので、院長を初め副院長をトップといたしまして、そちらの方から確かに御指摘のとおり、収益、占床率を上げるには、先生方の現場での努力が一番肝要かというふうには認識をしておりますので、院長、副院長を初め医師の方もそういう経営面のことを考慮に入れて取り組んでいただきたいということで、現行もそうですが、これからもお一層努めていきたいというふうに思います。以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） 要望しておきます。

それでは、今目標の占床率を87％に想定した。現実的に開院してスタートを切られた。占床率が、仮にスタートし1％ダウンしたら、医業収益というのは1年間でどのぐらいマイナスのように想定されているんですか、金額で示していただきたい。

○副議長（竹ノ上武俊君） 病院事務長。

○病院事務長（田中政幸君） 占床率87％で1％に当たる収益、年間の数値でございますけども、試算で3,979万1,000円という数値が出てございます。以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） そうしますと、占床率87％に見て、1％ダウンすると医業収益は3,900万円強が減収するということですね。仮に平成9年度の占床率77.2％、今回の目標数値が87％の占床率。10％の差がある。仮にこれの半分、半分の5％が占床率が下がっても、おおむね2億円、2億円がそこからマイナスになるということですね、今のこの経営健全化計画の中でね。

企画部長にお伺いします。平成10年度の投資的経費は何％か。そして、現行の平成10年度の一般会計の予算規模に占める6.6％なら6.6％の金額はどのぐらいなのか。予算規模に勘案して、投資的経費そしてまた金額を示していただきたい。

○副議長（竹ノ上武俊君） 企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） 一般会計当初予算におきましては、投資的経費は29億6,594万円であります。率にいたしまして6.6％でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） 投資的経費が29億円もありますか。これ間違いありませんね。

○副議長（竹ノ上武俊君） 企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） もう一度確認させていただきます。

はい、間違いございません。

○副議長（竹ノ上武俊君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） はい、わかりました。了解しました。

そうしますと、今、いわゆる投資的経費が6.6％で、自由に使えるお金が29億円ということですね。今回のこの病院の一般会計からの繰入金の限度額みたいなものは9億5,500万円ぐらいまでは、一般会計からの繰り入れをして企業会計を支えようということですね。そうしますと、平成9年度の一般会計から病院企業会計への繰入額は6億5,800

万円、こういうふうに示されているわけですがけれども、当面ここで9億5,000万円ということは、大体3億円持ち出しをするわけですね、当初から。そうしまして、仮に今占床率が5%ダウン、これはうまくいって5%、現行のままだったら4億円から赤字になるわけだね、また。そうしますと9億5,000万円じゃ足らなくなると思うんですね。足らなくなった場合は、その赤字分はどういうふうに処理をするんですか。一般会計からは9億5,000万円以上は出さないと言っているんだけど、企業会計に累積赤字で残していくのかどうかお伺いします。

○副議長（竹ノ上武俊君） 病院事務長。

○病院事務長（田中政幸君） 現在の段階で、赤字になるというような状況はちょっと考えてございませぬけども、万が一赤字という事態に至った場合には累積になろうかというふうに思います。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） それは、やる前から赤字になるとは思わないといったって、最初からこれは赤字になるって書いてあるじゃない。9億5,500万円は赤字部分を補てんしますよということでしょう。要するに、最低限これだけは赤字になるよということじゃない。これは企業会計で見れば赤字じゃないけれども、補てんしているもとは今の6億5,800万円補てんしているんだけど、これよりも3億円は赤字が出て、それも補てんしますよというのがそうでしょう。これ以上出たものは、企業会計の中で累積して赤字として補てんしていくのかどうかお伺いしたんですよ。いかがですか。出た場合。

○副議長（竹ノ上武俊君） 病院事務長。

○病院事務長（田中政幸君） 赤字とならないように努力してまいるわけでございますけども、占床率、先ほどから申し上げていますとおり努力をして上げていくということでございますが、万が一そうなった場合には累積というふうにならざるを得ないというふうに思います。以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） 町田市はそんな方法をとっていたんだよね。それで、町田市も起債を受けるために、結局は一般会計から処理したんだよ。幾ら企業会計で赤字を累積して残しておけばいいといったって、最後は自治体が面倒を見るんですよ、一般会計から。ということは、最後は市民がそれを負担するわけですよ。

だから、新しい病院をつくるに当たって、いろんな内容を精査してやらないで場当た

りの的にやっているとしたか私はとれないんです。今のこの問題、それから人員の問題、それから占床率の問題、それから医療の内容の問題、そういうふうな問題を総合的に判断しても、なかなか真剣に本当に取り組んでいるのかなと疑問を感じたの。それは、市民は自治体病院をほしがっていることはわかりますよ。しかし、今の財政状況の中で、これからだんだんどこどこ市税収入はそんなに右方上がりで上がっていくとは思えない。そこへもってきて、今よりも3億円も補てんをして、なおかつそこからまた赤字が今、想定される。人員だって328人じゃできない。今の要するに医療圏の中で、この占床率が87%に現実的にいくかどうかとも疑問なんですね。そうすると、赤字になったものの企業会計が将来的に黒字に転じて、自分の企業会計の中で赤字を要するに返していけるなどということは、まず想定されないと思うの。で、自治体病院というのは不採算部門を抱えているから、ある程度一般会計から繰り入れをして、要するに市民ニーズ、市民要望にこたえるために必要なわけだよ。だから、その部分は認めるけども、単にいわゆるこの職員の定数やそういうふうなものもしっかりと整理をしない中で、やみくもに一般会計から補てんしていくということは、もう許される時代じゃないと思うんですね。

そこで、市長にお伺いをしたいと思うんですが、今これから医療というものは規制が解かれていく。それで、将来的には株式会社じゃないけど、もうけ主義の会社でも病院を経営できるような時代がやってくる、こういうふうに言われている。たまたまきの文芸春秋の5月号に、「病院沈没、医療ビッグバン」ということで出されている。今言いたみたいに自治体も補てんができなくなる。病院は赤字をだんだんどこどこ補てんしていく。そうなってくると、将来的には病院がそれぞれ、銀行じゃないけど格づけされてくる時代がくる。なおかつ、持ち切れない病院をいわゆる外資系の会社が、この記事でもあんまりでたらめじゃないと思うんですが、30兆円という大きな金を用意して、そういうふうな運営に困った病院を引き取って、おれたちのものにしちゃおうというふうな動きがあるというふうに、ここに書いてある。

川崎市で、もう一個病院をつくらうということで、今議会でもめているらしいんだけど、結局は、要するに大きな起債があるからこれだってやるんだよね。起債があるから。本来、起債がなきゃ、こんなものできこないんだから。それで、その起債を受けるために、あたかも十分に経営が健全化ですよというふうなうそのシミュレーションをつくっているんだ、これは。うその。うそのシミュレーションをつくって起債を受けるんですよ。ところが、現実的にスタートしたら、とんでもない。職員もそんな数じゃ足りない。占床率も87%、とんでもいかなかった。さあどうするかじゃ困るんですね。

それで、自治体病院を持つことに対しては、私はあえて反対しない。しかし、持つならば、一般会計から十何億円も補てんするならば、もし株式会社に乘っ取られたら、今度は市民ニーズも要望も関係なくなっちゃう。そういうふうな時代が来た場合に、せっかく多くの日野市の市民の大切な血税を使って新しくなった病院を、日野の市民が、ああやっぱり日野市の中に病院があってよかったと思われるような病院にして、なおかついわゆる経営的にもしっかりとある程度やっていけるような体制をとるのが、市長の役目だと思うんですね。

今お伺いしたこの内容、そして、私たちに示されたこの日野市の建て替え計画、まさに私はずさんだと思う。ある程度専門的な知識を持った、いわゆる経営のコンサルや医療に精通した人たちにこの病院経営に参画してもらうとか、こういうふうな計画を練り直してもらうとか、もう少し素人軍団ではなくて、私がちょっと聞いただけでも大きな疑問点がいっぱい出てきているわけです。

そういった意味で、今回の病院建て替えに向けての運営面、そしてまた自治体病院としてのあり方について、ぜひとも市長、真剣に取り組んでいただきたい。いかがでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君）　　市長。

○市長（馬場弘融君）　　小川議員から、当面する行政課題の中で一番大きな課題である市立病院の建て替えの問題について、厳しい御指摘をいただいているわけであります。

ほとんどの認識がほぼ共通をいたしております。大変なことをこれからやっていかなければならないという、本当に厳しい決断をしたんだという認識を、私も持っております。ですが、まず前段として申し上げておきたいわけでありましたが、昨年的一生懸命見直しをさせていただいたときにも申し上げましたが、一体あの位置でいいのかとか、今大きく医療体制が変わる時期になぜやらなければいけないとか、いろいろ根本的な問いかけは当然あるわけでありますが、それはそれとして、既にこれまで長い長い年月をかけて基本的な計画をつくり、実施設計までやるという段階まで来ていたものを、精いっぱい私は幅広い層の御意見を伺う中で見直しをしたということで、その点については、私はできる限りの見直しをやったというふうに、自信を持って申し上げることが出来ます。

そういう中で、急性期型だけの300ベッドになぜしたかという一つ大きな課題であります。実は、昨年の秋から冬にかけての見直しの中で、一番大きな課題が急性期型と慢性期型といいますかね、の両方をミックスしたような病院にした方がいいのではないかと

というかなり説得力のある御意見をお持ちの方もいました。それも、実は一緒に、例えば病床数を少なくした場合にはどうなる、300床として、例えば半分ずつ150、150にするとか、200対100にするとか、そういったミックス形態のものはどうだろうか、いろんなことで検討はいたしましたわけですが、最終的に私の一番大きな判断の基礎になりましたのは、慢性期型の病院というのは点数といいますか、収益といいますかね、について約3分の1になります、1ベッド当たりが。で、コストは3分の1にはなりません。で、やはり公立の病院をうまく運営していく上には、ベッド当たりの収益をできるだけ高いところに持っていくということが必要でありまして、それには、やはり1ベッド当たりできるだけとれる形のもの、つまり急性期性の病院で300ベッドを持つのが一番ベターであるというふうに、私は判断をしたわけであります。

さらに、占床率という問題が次の問題にあります。確かに高ければ高いほどいいわけでありまして、例えば87%の占床率がクリアできれば全く問題はないわけですが、現実には七十数%ではないかというふうなことがございます。ですが、現在の162ベッドの市立病院は、非常に位置からいっても看護体系からいっても効率が悪うございます。そういう意味で、使いたくても使えない部屋というのが幾つかございます。そんな状況を考えますと、それからまた、あの病院の古さといいますか、外見からいって、もっともっと来るべき入院患者といいますか、そういう方々が今遠慮しているというような、来にくいといいますか、そういうものもあるだろう。新しい病院ができれば、間違いなく今より占床率は上がるであろうという、これは想定をいたしました。これはすべての私が相談申し上げた方の見解でございまして、そういう点では、八十数%の占床率はまず可能であろうというふうに私は思います。

で、次の問題は平均入院日数であります。医療法が変わりまして28日以内ですね、たしかね。それ以上いた場合にはどんどんどんどん取れるお金が減ってまいります。もっと極端に言いますとおおむね2週間から3週間、20日以内が一番入院収益の効率が高いわけであります。その回転でうまい具合に占床率八十数%で回していけば何とかなるだろうというのが、私の想定であります。そして、慢性期型あるいは療養型というものは、昨今の民間の病院の方々が一生懸命、急性期型から慢性期型に移りつつあります。恐らく私の想定では、公立病院はずっと急性期型を目指していくであろう。またそうでないと住民の要望にこたえられない。一方、民間の病院の方では、やはりコストの削減という面もございまして、慢性期型、長期療養型、老人病院型の方にだんだん移行していくのではないかというふうに、私は想定をいたしました。現に、日野市内でもそういっ

た動きが民間の病院に出ているわけであります。そういうことで、民間の病院の方々が長期型、慢性期型をつくり、公立病院は急性期型でいくという形が住み分けとして、だんだんできてくるのかなという認識を、私は今持っているところであります。

ですから、短期間の見直し期間でありましたけれども、私はかなり数多くの病院のプロとお会いをいたしました。かなり夜遅くまでじっくりとお話を伺ったこともございます。そういう中で、やる以上は——今やる以上は300という数が決まっているならば、本当からいえば400とか450あたりがいいんですよ。ですが、300という数が上限が決まっているのであれば、300ベッドで急性期でいくしかないだろうというふうに判断をしたことについて、私は、現時点で間違っていたとは思っていません。ただ、あの位置の問題とかいろんな問題が前段としていろいろありますけれども、そういうものを全部所与の条件として与えられればあの決断しかなかったというふうに、私は思っています。

そういう意味で、これからは、市民の皆さんにできるだけ今の病院もかわいがっていただくし、新しい病院になってもぜひ使っていただく。それには、医師会の皆さんの御協力がぜひ必要でありまして——医師会と言ってしまっただけではいけない、医師の皆さんの協力、要するに御紹介をいただく。御紹介をいただいて市立病院が診る。それをまたあるところまでいったら、先ほど申し上げましたできれば21日以内に、またもとの先生にお返しをするという、こういうやり取りができるような病院システムをちゃんとつくれば大丈夫であろうというふうに、私は思っています。

さらに一番問題となるのは、従業員——職員の数であります。これについても、私は正規の職員の300名以内、トータルで328名以内というふうなことで、これから大変辛いんですけども、これもお話し合いをしていかなければいけないわけでありますが、間違いなくそれをやらなければ、この病院は成り立たないという信念を私は強く持っておりますので、これから私の方でそういった交渉にも入っていかなければいけない。これは大変辛い交渉であるかもしれないけれども、これをやらずして市立病院は成り立たないというふうに、私も思っています。

そして、そういったことをすべてすべてクリアをしてやってみて、でももし数億、要するに今7億円ですかね、出しておりますけれども、それ以上の持出金が必要になった場合、ではどういう判断をするかということでもあります。これは大変難しい問題であります。当面は確かに先ほど病院事務長が申しあげましたように、病院事業会計としてためてだんだんだんだんプールしていくしかないと思います。で、これが恐らくそうなった場合には、ある段階でこれでいいのかという議論が出てまいります。ですから、

その出る前に、私は新しい病院ができた暁には、場合によってはかなり大胆な経営のプロをお願いをする、1人じゃなくて複数かもしれません。あるいはまたもっともっと経営全体をあるグループにお任せをする、こんなことも含めて、これから職員組合ともいろんな話をしていかなければいけないだろうというふうに思っています。あくまでも事業体であります。税金を使ってやる事業体である以上は、市民の皆さんに余り大きな御負担がないような形を考えなければいけません。そんなことで一生懸命やっていきたいというふうに思っています。

最後に、小川議員が御指摘をされました文芸春秋5月号の「病院沈没」という記事、私も非常に関心深く、関心を持って読みました。ここではアメリカのある大手のコンピューターメーカーが、もう日本の自治体病院をねらっている。スーパーマーケットの次は医療、日本の医療がオープンになるだろう。そうなったときの医療のビッグバンのときに、一番対抗力のないのが、一番おくらしているのが自治体の病院である。今、川崎市の病院のお話が出てまいりましたけれども、私も同じような認識を持っています。そのぐらいの一番ねらわれていますよということを、私も認識を持たなければいけないし職員もそういう認識を持たなければいけないというふうに、私は強く訴えていきたいというふうに思うわけであります。そうしませんと、なぜ外資が日本の自治体病院をねらうかといえば、要するに日本の高齢者は病院にはちゃんとお金を払うだろうと、彼らは思っているわけです。絶対どんなに赤字が多くても、日本の高齢者を面倒見る病院であれば、間違いなくそれはペイするであろう。もちろん今の職員人件費を恐らく6割とか7割ぐらいにカットをしてという話でありましょうけれども、そのぐらいのかなり厳しい経営感覚でもって、彼らは来るはずでありますから、それを全部組合との交渉等で数字として示しながら、だから組合頑張れよ職員も頑張れよということを、私はこれから時間がかかり辛い役目ではありますけれども、やっていかなければいけない。

そういう意味で全体を含めていえば、私は今でもこの病院をやるという決断については、私は正しかったというふうに判断をいたしております。

○副議長（竹ノ上武俊君）　小川友一君。

○19番（小川友一君）　やめようと思ったけど、そこまで突っ張るならおれも言うわ。

自治体病院の役割というのは、なぜ一般会計から10億円も補てんしているのかということになると、要するに民間病院ではできないような不採算部門とか、市民ニーズにこたえるために一般会計から補てんしているんでしょう。今、市長の答弁ですと、採算を重視してできれば20日間で出てもらいたい、こういうことだな、医療機関との連携をとっ

て。しかし、今の市立病院の状況は、いわゆる慢性型の方がほとんどなんですよ、入院しているのは。急性期患者なんてほとんどいないんです。すると、そういう人たちが入っているものを20日間で回転させる、出ていけという、どこへ持っていくんですか。どこへ持っていくんですか、お答えください。どこの病院へ持っていくんですか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 先ほどもお話し申し上げましたけれども、今、民間の病院の方々は少しずつそういった慢性期型に移行いたしております。（「そんなことはない。つぶれているじゃないか」と呼ぶ者あり）で、市立病院ができる暁には、そういった形の対応が十分できる。市内にもまだ幾つかそういった考え方をお持ちの病院の経営者の方々がいらっしゃるわけであります。今、その辺の話も進んでいる面もございます。そういった点で、私はできるというふうに確信をいたしております。

○副議長（竹ノ上武俊君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） 20日間でその患者さんを……。今、高齢者じゃなくても行く場所がなくて困っている人がどれだけいるのか、市長把握しているんですか。いわゆる自治体病院としての位置づけからいったら、経営を重視してやる部分、そして市民ニーズにこたえる部分が、ある程度共生というか共存していくのが自治体病院の役割だと思うんですよ、私は。今の市長の答弁、あえて私は間違っていないと言うなら、私も言います。

どこへ持っていったらというふうにするんですか、今の状況を把握しているのかどうか、もう一回答弁願います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 小川議員は、今の病院がそのまま続くという想定をしておられます。私は、あくまでも新しい病院のときにどうなるかというお話を申し上げておまして、今の市立病院で二十幾日が出ていけというふうに言っているわけではございません。それは、ぜひ誤解のないようにお願いをしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） 今の病院じゃなくたって、これから4年後に開設するものは同じなんですよ、自治体病院は。だって、これの今の医療内容なんかいったって、そんなに2次医療、3次医療をするわけじゃないでしょう、今の設備からいって、そんな金がないんだから。専門の病室で——がん専門だとか何とか専門だとかというのはそれはわかるよ。今のこの診療内容というのは、そんなに3次医療までできるんですか、い

かがですか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 3次医療まで云々というふうに言われますと、私もプロではありませんからよくわかりませんが、2次医療まではできるというふうには考えております。

○副議長（竹ノ上武俊君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） 今回の市民要望の中で、いわゆる高齢者の方は別としても、おおむねの患者さんが慢性型の——聞いてもう時間がないからあれなんだけど——慢性型の患者さんが多いんですよ。ただ、採算を考えたときにはそういうふうなことはできる。だから、採算重視としてやる部分、いわゆる病院経営にある程度考えを持っていきながら、市民ニーズにこたえた市立病院としての役割をうまくミックスさせていくのが自治体病院なんです。じゃなかったら、こんなもの10億円出してやることないんだよ。ね、そうでしょう。いわゆる市民が求めて市民のためにということで、自治体病院の役割を果たすんじゃないかね、その辺は市長どうですか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 全くおっしゃるとおりであります。

市民がおっしゃるとおりに要望にこたえるには、効率よい運営体系をまずとらなければいけない、これは大前提であります。職員が大勢いて水膨れになっている状態のままでやるのが市民本位の病院だとは、私は思っていません。できるだけ効率化していく。その努力を市長が率先してやらなければいけないということを申し上げているわけでありまして、医療サービスを低下するために何か切っていくということは、私、一切申し上げておりません。

○副議長（竹ノ上武俊君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） だって、今言ったのはそうじゃないじゃないの。20日間とか、いわゆる短い時間で出せば十分やっていけるんだと言ったじゃない。違うじゃない、じゃ言っていることが。（「後で検討」と呼ぶ者あり）

○副議長（竹ノ上武俊君） 市長。

○市長（馬場弘融君） 小川議員は出せばというふうな言い方をされましたが、（「だってそうじゃない、現実的に」と呼ぶ者あり）一番効率よくやるのは、21日ぐらいで出いただくのが一番いい。最近の医療体系は全然入院をしないで、手術即退院というような例もアメリカの方では出ております。そういったその日帰り手術ということも、これ

からの急性期性の病院ではやっていかなければいけないということは、重々御承知だと思います。そういった意味で、ずっと今までのような形の病院にいなさいよという形がこれからも続くとは、私は思っておりません。やはり大きく医療体系が慢性期型といたしますか、長期療養型と急性期型のものがきちっと機能分担がされていくというふうに、私は思っているわけであります。

○副議長（竹ノ上武俊君） 小川友一君。

○19番（小川友一君） あかね、言葉の言い回しは違うかもしれないけど、回転させればというのと、私がちょっと言葉が悪かった、出せばというのと同じことなんです、結果は。回転をさせるというのは出ていっていただくんですよ。言い方がちょっと違っただけなんです。あたかもいい言葉で回転させればと言えば、出ていっていただくんじゃなくて、小川議員は出ていっていただければいいなどと言ってるけどって、それはちょっとおかしい話で、基本的にいいですよ、それはいいとして、いわゆるそういうふうな状況の中だから、ぜひいろんな面で、経営内容、それからいろんなこれからの病院の運営上の問題、ある程度、今市長もお答えいただきましたけれども、専門スタッフを入れていただいて、要するに自治体病院としての役割を十分に果たせる病院を、これからつくり上げていただきたい。要望して終わります。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって19の1、当面する行政課題についての質問を終わります。

一般質問20の1、環境ホルモンへの市の姿勢を問うの通告質問者、出沼恵美子君の質問を許します。

〔5番議員 登壇〕

○5番（出沼恵美子君） それでは質問させていただきます。3月の予算委員会でも取り上げましたが、外因性内分泌攪乱物質、環境ホルモンについてお聞きします。何人かの方が質問していらっしゃいますので重複する部分もあるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

環境ホルモンが原因と疑われている現象の中で、母親のダイオキシンやPCBの摂取による胎児の脳への影響があります。それによって、子供の知能の低下、多動症、ちょっとしたストレスに過剰反応してしまうと指摘する学者もいます。最近の「むかつく」「きれる」という現象に奇妙に一致しているようにも思えます。これにはさまざまな要因があると思いますが、この環境ホルモンもその要因の一つと考えてもいいのではないかと思います。環境ホルモンの一番問題なのは、少ない量でも生殖機能に影響を及ぼす

こと、世代を越えてあらわれること、胎児、乳幼児など小さい体ほど影響が大きいことです。疑わしいものはできる限り排除していくという視点で、環境ホルモンについて日野市の姿勢を伺います。

多摩川に精巣の小さい雄の鯉が見つかり、東京都の調査によれば調布取水せき付近で、合成洗剤に使われる環境ホルモン物質の非イオン界面活性剤APE（ポリオキシエチレン・アルキルフェニルエーテル）が検出されています。日野市では石けんの利用を推進していますが、実際、家庭で使われている洗剤は合成洗剤が多く、その中にはノニフェノール、今言いましたAPEなど環境ホルモンに分解する物質があります。多摩川で水質、生体ともに現象があらわれている以上、浅川、程久保川も心配です。調査する必要があると考えますが、浅川、程久保川の水質検査はどのようなになっているのでしょうか。

また、ダイオキシンも環境ホルモンですが、ダイオキシンについてはクリーンセンターの最新の検査結果を教えてください。

それから、保育園、幼稚園、小・中学校、公園などの土のダイオキシン検査を行っているのでしょうか。さらに、農薬や殺虫剤の成分が、環境ホルモンとして多数リストアップされています。日野市の公園などの消毒はどのような条件で行われているのか。また、薬剤の成分に環境ホルモンがあるかどうかお答えください。

次に、農薬に関連して農業について伺います。デンマークの研究では、食べ物の25%以上を有機食品にしている男性の精子の数は通常の数だということです。農業基本条例もできたことですし、有機農法を推進していただきたいと思います。有機農業の推進策として、どのようなことをしているか教えてください。

次に、給食について伺います。保育園と小・中学校の食器の材質については、ほかの方の質問と重なるので省きますが、市立病院の食器についてはどうでしょうか。また、保育園、小・中学校、市立病院の食材の容器で塩化ビニール、ポリカーボネート、発泡スチロールの容器はどれくらいあるのでしょうか。これは細かなことですので、およそで結構ですから教えてください。

次に保育園のおもちゃについて伺います。おもちゃの材質で塩化ビニール、スチレンの原料が環境ホルモンですが、ほかにも酢酸ビニール、ABS樹脂は発がん性が疑われています。主な材質を教えてください。

最後に市民への情報提供について伺います。現在、日野市では両親学級及び乳幼児健診を行っています。その際にダイオキシンを含めた環境ホルモンの講義、またはパンフレット配付をしているのでしょうか。また、石けん利用促進について何か対応しているで

しょうか、お願いします。

○副議長（竹ノ上武俊君） 出沼恵美子君の質問についての答弁を求めます。環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） 浅川、程久保川の環境ホルモンの水質調査をしているかというお尋ねでございます。

多摩川において環境ホルモンの影響ではと報道された鯉の雌化については、原因は正確には明らかになっておりません。浅川、程久保川について、現在の時点では何を調査すべきか必ずしも明らかになってはなく、今後の研究を待ち、情報を収集していきたいと考えております。

なお、宮沢議員の御質問でお答えしたと重複いたしますが、建設省が現在行っている多摩川の調査、これは5月に予備調査をしております。7月、11月に本調査をするということでございますので、その調査を見守り、浅川についても建設省に調査を要望していきたいと考えております。

2番目の最近のダイオキシンの測定値はということでございます。ごみ焼却炉の排ガス中のダイオキシン類については、平成3年度より毎年、年1回の測定を実施しております。最新の測定は平成9年10月15日に実施しておりますが、その測定値は32ナノグラムでした。また、当クリーンセンターは前年度まで1炉のみの測定を実施しておりましたが、法改正により今年度より全炉——1号と2号がございます。年1回の測定を実施いたします。なお、6月15日の広報でお知らせしたとおり、過去6年間の平均値をお知らせいたしました。それについては27ナノグラムでございます。

御質問の3番目、土中のダイオキシン調査をしているかという御質問でございます。ダイオキシン類の土壤汚染状況は、日野市内において調査測定をしておらず不明です。現在、環境庁で調査方法の標準化を進めている状況で、土壤汚染状況を把握するための標準的な調査方法が確立しているわけではありません。今年度から、東京都では土壤のモニタリング調査を実施する予定とのことですが、国や都、また研究機関等の情報を収集して検討を進めていきたいと考えております。

続きまして、4番目の公園の消毒についてでございます。市では、公園内の樹木や花壇の草花に害虫が発生した場合、必要最小限の薬剤散布を行っております。現在、使用している薬品3種類、その3種類はカルフォス乳剤、ピクテレックス、アプローチB1でございます。これにつきましては、農薬の成分表示での主薬剤、副薬剤ともに、直接には環境ホルモンと疑われる物質は含まれておりません。なお、今後、環境ホルモンの

関する情報をさらに収集し、薬剤散布に関しては十分に注意していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市民生活部長。

○市民生活部長（宮本 寿君） 有機農業の推進策につきまして、お答え申し上げます。

日野市の農業は顔の見える農業ということで、市民に新鮮で安全な農産物を供給できることを究極の目的としております。この顔の見える農業が近年、全国各地で発生しました〇-157の際にも、地元野菜が信頼感を持って迎えられたと考えております。こうした安全な農産物の提供の陰には、市民ニーズや行政の要求を具体化してくれた農家の努力があることは言うまでもありません。

御質問の有機農業の推進については、市でも平成4年から補助事業として有機栽培施策事業として取り組んでおるところでございます。農業者も有機栽培については非常に関心が高く、農家アンケートの農業経営の取り組みの中でも、有機栽培、低農薬農業への取り組みが一番多く出ているところであります。一般的に有機農業と申しましても、無農薬、無化学肥料で栽培するものから、減農薬、減化学肥料によるものまでさまざまであります。有機農業推進に当たっての一番の問題は、有機栽培で生産された虫の食った農産物を市民が買ってくれるか、そういうところがございます。市民ニーズにより生産したものが売れないというのでは、農家は積極的になってくれないと思います。市民協力が有機農業推進の最も重要な課題になっております。農家の人も前向きに考えてくださっておりますので、今後、一層市民の協力と理解を得ながら、有機農業を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 病院事務長。

○病院事務長（田中政幸君） 市立病院の状況について、御回答申し上げます。

食器の材質でございますが、メラミン樹脂加工製のものを使用しております。本食器につきましては耐火スチレン系樹脂加工製を使用しております。それから、缶詰の使用でございますけれども、使用しておりますのはシーチキン缶、サケ缶、桃缶、パイン缶、ミカンの缶詰、これらを使用しております。特に、透析患者の方には生野菜はカリウムの含有量が高いということで、缶詰を使用しております。

それから、容器保材でございますけれども、病院の場合には比較的多量に食材を購入いたしますので、容器保材の使用は少ない状況でございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） 順番が前後しているかもしれませんが、保育園関係についての御質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

食器につきましては、ダブるということで省かせていただきますが、保育園に納入される野菜や魚類でございますけれども、これについては、発泡スチロール等の容器に入っただまの状況で納入されるということがございます。

それから、保育園のおもちゃの関係でございますけれども、保育園で使用しておりますおもちゃの材質でございますけれども、ABS樹脂、それからポリエチレン、ポリプロピレン、プラスチック、ポリ塩化ビニール、メラミン樹脂、ステンレス、アルミニウム、ウレタン、それから木製のもの、また布製のものなどがございます。確かに御質問のように、この中には環境ホルモンに該当する物質も含まれているというふうに思います。いずれにしても、乳幼児が食べたり口にするものでございますので、安全性には十分注意していきたい、このように思っております。

それから、8番目でしょうか、両親学級の問題でございますけれども、確かに母乳にダイオキシンが検出されたりして、若いお母さん方に不安が広がっているというふうには認識をいたしております。御質問の両親学級における環境ホルモンについての指導でございますけれども、現在は特にしておりませんので、現在、国において母乳の中に含まれるダイオキシン類についての調査研究が進められております。その調査結果、さらには、今年度東京都が約120名、120検体の調査を実施する方向で今進んでおりますので、それらの動向を見ながら情報提供をしていきたい、このように考えております。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 学校給食におけます食器についてはダブるということで省かせていただきまして、食材の関係でございます。学校給食での食材につきましては、ケースがございましてすべて一つの形の中で食材が納入されてくるというようなことはございませんでして、大変量に左右される形の中の納品状態がでございます。一つに、大量に発注されます食材につきましては、ダンボールで梱包されて納品されてまいります。そして、少量のものにつきましては、ビニール袋等で納品されてくるというようなケースがでございます。

先ほどの御質問の中の缶詰の関係でございますが、給食現場におきましては加工され

た果物とかシロップ漬け、それからマッシュルーム等が使われます。そういう部分につきましては、御指摘のように缶詰の形の中で納品されてきている状況でございます。

いずれにいたしましても、たくさんの児童・生徒が対象になります給食でございますので、教育委員会といたしましても、環境共生部と連携しながらも教育委員会自身として国や都の今後の動向をしっかりと見つめていながら、その情報の収集に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） 最後の環境ホルモン対策について、市の姿勢はということでございます。

環境ホルモンにつきましてはどのような物質であるか、どのような影響があるのか、また、どの程度の濃度で影響があらわれるのかなど不明なことが多く、市の対応には限界があります。まして、担当課だけでの対応では市民の安全を確保するには不十分と考えております。したがって、市では環境基本条例に基づき、庁内の調整会議を設置する予定でございますが、その中で横断的に対応できる体制をとっていきたいと考えております。また従来より、公害問題など原因がはっきりした段階では、既に取り返しのつかない影響があらわれているような問題では、できるだけ疑わしいものを避け、より安全と考えられる方向を選択するよう心がけてきております。今後とも、環境ホルモンについても情報収集に努め、市民生活の安全に配慮していくつもりでございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君） ありがとうございました。

水質調査についてなんですけれども、何を調査すべきか今のところ明らかではないということでしたが、水質の場合はダイオキシンとそれから合成洗剤の界面活性剤が問題になっているかと思います。市ではなかなか難しいかもしれませんが、今後、情報収集よろしくお願いします。

それから、ダイオキシンのクリーンセンターの最新の結果。かなり高い値が示されているかと思います。今後5年間で1ナノグラムにしていくということですので、引き続き御努力お願いしたいと思います。また、あわせて情報公開もよろしくお願いいたします。

ちなみに、私、6月1日の広報にそのダイオキシンが載ったのを見落としてしまった

んですが、もうちょっとわかりやすく目につくように発表していただけたらと思います。

それから、公園の消毒についてですけれども、今のところ環境ホルモンがないということと、発生した場合に消毒するということですので、今後ともそのように対応していただきたいと思います。

それから、有機農業についてですが、農家の方も関心が高く取り組んでいきたいということで、市民の協力が課題だということでしたが、市民への環境ホルモンを含めた農薬の恐ろしさですとか、そういう情報提供なんかもあわせてしていくと、協力が得られていくのではないかと思います。よろしくお願いします。

それでは、この中から特に重要であると思われる4点について、再質問をいたします。

ダイオキシンについては、先ごろ昭島市の小学校で高濃度のダイオキシンが検出されたとの報道がありました。子供たちが直接手を触れる、特にクリーンセンター及びその周辺の保育園、幼稚園、小・中学校、公園の土のダイオキシン検査はぜひとも実施していただきたいと思います。もう一度お答えをお願いします。

それから、日野市の給食に使っている食器は環境ホルモンは出ないようだけれども、市立病院及び保育園のメラミン食器は発がん性の疑いがあります。保育園の場合、幼児が重さの問題で持てないというような問題があるようですが、おわんは、例えば木製のものでいいのではないのでしょうか。また、お皿は持ち上げて食べるということがないと思いますので、磁器食器でもいいのではないのでしょうか。問題は御飯を食べるお茶わんだと思いますが、磁器でも子供用の小さいものとか木製の食器など、ぜひ検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。また、学校でいまだに使っているアルミ食器、これはアルツハイマーの原因にもなると言われています。小・中学校は磁器食器に移行していく計画ですから、もう少しピッチを上げて一日でも早くアルミ食器を使わなくて済むようにしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

次に保育園のおもちゃについて、もう一度伺います。日野市の保育園で使っているおもちゃの材質一覧をいただきました。それによりますと、調査をしていただいた391種類のおもちゃの中で、危険だと思われるものは59種類でした。この中でも特にゼロ歳児の歯がためやままごとに使うお茶わんや食べ物は、直接口に触れるものです。これらのものをプラスチックでも安全だと言われているポリプロピレンやポリエチレンのおもちゃに順次取りかえていただきたいのですが、いかがですか。

もう一つ、最初に申し上げましたが、環境ホルモンの一番問題なことは体が小さいほど影響が出ること、世代を越えてあらわれることです。妊娠中からできる限り注意して

いけるよう、正しい情報を提供すべきです。両親学級や乳幼児健診で講義の時間を設ける、パンフレットを作成する対策が必要です。並行して石けん利用を勧めることも、ぜひお願いします。

三鷹市では、消費者グループが3カ月健診で石けんの講習を行っているそうです。日野市でも市民の力を利用しながら進めてほしいと思います。いかがでしょうか。また第3次基本構想、基本計画の中で「せっけんの使用をすすめるまち」宣言が、事業計画として位置づけられています。ぜひこの宣言をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君） 環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） 再質問の子供たちが直接手を触れる保育園、幼稚園、小・中学校、公園のダイオキシン検査はぜひとも実施していただきたいという御質問でございます。

マスコミでは因果関係が想定できる箇所の調査結果がたびたび報じられております。一般的な調査は調査手法などの技術的な問題等、まだまだほとんど行われていないようなのが実情でございます。東京都では、現在、環境庁で検討中の標準化手法の内容を踏まえながら、平成10年度に市街地及び農用地において土壌の一般環境調査を実施したいとしております。学校などが、特に特異的な状況にあるということではないので、これらの状況を見ながら、その必要性について検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 病院事務長。

○病院事務長（田中政幸君） メラミン樹脂加工の食器についての検討をということでございますけども、発がん性ということでございますので、検討してまいります。

○副議長（竹ノ上武俊君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） 順番が幾つかずれるかもしれませんが、関係するところをまとめてお答えをさせていただきます。

まず食器類等の改善のお話でございます。確かに陶器であるとか強化磁器であるとか、そういうものがよろしいと思うんですけれども、今御質問にもありましたように、重さの問題、また作業をする方にしてみるとかさばるとかいろんな問題が出てくるわけでございますが、いずれにいたしましても、心配をしながら食べるということは大変よくないことでございますので、一度にはなかなか無理かと思っておりますけれども、順次買いかえの方向で、毎年のある程度の予算——補充予算等がございますので、それらを運用しな

がら園を分けて一つずつでもいいからかえる方向で努力をしていきたい、このように思います。

それから、おもちゃにつきましても同じでございます。何種類もございますので、一度に全部を買いかえるというのはなかなか難しいかと思いますが、買いかえるときに、そのように注意をして指導していきたい、こんなふうに思います。

それから、両親学級等へのパンフレットの配付等の指導の問題でございますが、確かにいろんな意味で不安が広がっているわけでございますが、御案内のとおり、まだまだこの環境ホルモン、ダイオキシンの問題もそうでしょうけれども、いろんな面でわからない不明な点が多々ございます。都とか保健所等の御指導もいただきながらやっていかなければいけないというふうに思います。

先ほどもお話ししましたように、国、都の調査もだんだん進んでまいりますので、それらの動向を見た中で必要なPR活動をしていきたい、このように思います。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 市民生活部長。

○市民生活部長（宮本 寿君） 石けん使用の推奨の講習及びそれらの都市宣言について、お答え申し上げます。

昨今、持続可能な安心できる消費生活は国民的な課題であります。その中で、合成洗剤は食品を初め暮らしの中で使用するあらゆる製品にも用いられ、欠かせないものになっています。しかし、その一方で、合成洗剤は自然に負荷をかけ、人体に直接被害を与えるなど、その影響が危惧されます。日野市では、昭和57年依命通達、合成洗剤使用自粛についてによりまして、市の施設、行事での石けん使用、市職員の石けん使用の推進、市民の理解によって合成洗剤使用自粛のための各種啓発活動の実施を推進しているところでございます。宣言につきましては、基本計画の位置づけを踏まえまして、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君） 学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君） 学校給食におけます食器の関係でございます。

磁器食器の導入の件でございます。この件につきましては、従前から他の議員さんからもお話をいただいているところでございますが、今、お話をいただきましたように、計画はありますけれども、その導入方についてピッチが遅いというお話を承りました。私どもといたしましては、今後、学校給食におけます重要な課題と受けとめまして、

これからその導入方について、鋭意努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君） 出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君） ありがとうございました。

先ほど最初の質問のところで、私、一つ言い忘れてしまったんですけれども、缶詰など容器についてなんですが、これは缶詰については缶詰の大手3社が3年ぐらいをめどに、環境ホルモンが出ない代替品に切りかえるという発表をしております。世の中も大勢の不安を受けて、そのように動いている状況です。そして、そのほかの容器につきましては、細かなことですので、気をつけていただきたいというぐらいにとどめたいと思います。

今、再質問についてお答えいただきました4点について、特異的なところのモニタリング調査を都は実施するということでしたが、特にクリーンセンターで日野市では、かなり濃度の高いダイオキシンが出ておりますので、その周辺に住んでいる大勢の方がすごく不安に思っていると思います。特にその近くに保育園、幼稚園、また小・中学校がありますので、そういう小さい子供が手を触れるような土については、やはり特異的なところに入るのではないかなと思いますので、検討をしていただきたいと思います。

それから、食器についてですが、メラミン食器を使っている病院と保育園、病院の方は検討していくというお答え、保育園の方は順次、買いかえていく方向で努力をしていただけるということで、よろしくお願いします。ただ、メラミンをポリプロピレンという、いわゆるPPというやはりプラスチックの食器、これはプラスチックでも今のところ、発がん性も環境ホルモンも疑われていないんですけれども、やはりプラスチックというところに安易に切りかえて、そこで固定されてしまうということではなくて、磁器ですとか陶器ですとか木ですとか、そういった自然素材のものを将来的には検討していただきたいと思います。

それから、学校の方は重要な課題として努力をしていただけるということですので、ぜひお願いします。

それから、おもちゃについても、順次買いかえのときに指導していきたいということですので、お願いします。

それから、最後の市民への情報提供についてですが、ぜひこのことは石けん利用の促進も含めて、この宣言も含めてぜひ取り組んでいただきたいと思います。

最後に市長に伺います。先日、宮沢議員の質問の際に、今もお答えくださったんですが、環境共生部長は、少し言葉は違うかもしれませんが、疑わしいものはできる限り排除するという視点が必要であり、環境基本条例もあるので全庁的な調整機関をつくれたらいいと思っているというふうに、お答えになりました。一方、市長はまだ研究途中の問題であり、調査の手法なども市ではわからないこともあり、逆に知っていたらアドバイスしてほしいというふうにおっしゃっていました。違うことを言っているんですけども、環境ホルモンに対する姿勢という面から、若干、部長と市長ではトーンが違うかなというふうに、私は印象を持ちました。この環境ホルモンの問題は因果関係の立証が難しく、立証できたときには手おくれになっていたという事態にもなりかねません。化学物質を全く使わないという生活に戻すのはなかなか難しい話ですが、疑わしいものは、代替するものがあるのであれば一つ一つ排除をしていくという対処が必要であると思います。

命と健康にかかわる問題であり、市民の不安や関心も高まっている問題ですので、市長にはぜひ疑わしいものはできる限り排除するという姿勢を持っていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　環境ホルモンへの市の姿勢を問うということで、特に部長の方が積極的で、市長がちょっと積極的でないという御指摘をいただきました。深くおわびを申し上げ訂正をし、より積極的に疑わしいものは使わないという方向で頑張っていきたいと思います。引き続き御指導をいただきたいと思います。（「失礼な」と呼ぶ者あり）

○副議長（竹ノ上武俊君）　出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君）　ありがとうございました。

まだまだ研究の余地のある環境ホルモンですが、気づいたときには遅かったということのないように、疑わしいものはできる限り排除するという姿勢を貫いていただきたいと思います。

これで、環境ホルモンについての私の質問を終わります。

○副議長（竹ノ上武俊君）　これをもって20の1、環境ホルモンへの市の姿勢を問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（竹ノ上武俊君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

一般質問20の2、公共施設は誰のもの？の通告質問者、出沼恵美子君の質問を許します。

○5番（出沼恵美子君） それでは次に、公共施設は誰のもの？の質問をさせていただきます。

公共施設の利用について、市民の皆さんから幾つか意見が寄せられました。特に有料施設の受付職員への不満が多く聞かれました。時間どおりに終わるようにしつこく催促される。何とか時間までに部屋を出て、ロビーで話をしていても苦情を言われてしまう。お金を払って借りているのだから、もっと気持ちよく使いたいという声です。利用するには、それなりのルールが必要なのはわかりますが、職員の対応の仕方で随分違うと思います。ルールどおり厳しくするばかりでなく、場合によっては緩やかな対応も必要です。市から指導をしてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。基本的には、業務がやりやすいためではなく、市民が利用しやすい方法を考えていくべきだと思います。だれのための公共施設でしょうか。

次に、そのルールに関して質問します。現在、公共施設の利用方法は午前、午後、夜間という区分になっています。特に有料の施設では、例えば10時から1時まで使うには、午前と午後の2区分を借りなくてはなりません。また、1時以降はあいてしまうなどもない状況があります。使わない空き時間を有効に生かすためにも、時間単位での貸し出しの検討はできないでしょうか。

民間の施設になりますが、高幡台団地の集会所では、時間単位での有料貸し出しを行っています。市の施設でも可能だと思いますが、いかがでしょうか。

次に、福祉支援センターについてお伺いします。ここは貸し出しを始めたばかりですが、早速利用した市民の方から不満の声が寄せられました。2週間以上前に予約をしないと、たとえあいていても借りられないそうです。ここは1カ月前からの受け付けですので、実質2週間しか予約期間がないということになります。施設の有効利用という面からも、部屋があいているならば直前でも貸していただきたいと思います。夜間の管理者の手配のために時間が必要だと聞いていますが、昼間の利用も同じように扱う必要はないと思います。いかがでしょうか。

次に、地区センターを中・高生に貸し出すことについて質問します。現在、地区センターは保護者の申し込み同伴であれば、中学生でも借りられることになっています。こ

れを子供だけでも申し込みができ、借りることができるよう提案します。今、中・高生は居場所がないと言われています。公共の施設を子供が集う場所として位置づけ貸し出してもらいたいのです。子供のうちから公共の場所でのルール、マナーを学ぶよい機会にもなると思いますが、いかがでしょうか。

最後に、市民への情報提供について伺います。日野市にはさまざまな貸出施設がありますが、どこにどんな施設があり、どう申し込めばよいのかわかりにくい状況です。一覧表が生涯学習課の窓口にあるそうですが、もっと目につくように各出先機関に置くなどの工夫をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。そして、市民が知りたいのは、今どの会場があいているかといった空き情報です。一つ一つの施設に出向いたり問い合わせる聞かなくても、空き情報がわかる方法が求められています。

来年の1月ごろ、インターネットのホームページが開設されると聞いています。ぜひそこに施設の空き状況がタイムリーにわかる情報も掲載してほしいと考えます。行く行くはインターネットを利用している一部の市民だけでなく、主な公共施設に端末を置いて、だれでも情報を見ることができるようにする必要があると思います。いかがでしょうか、お答えをお願いします。

○副議長（竹ノ上武俊君） 出沼恵美子君の質問についての答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（宮本 寿君） 東部会館等の事例というふうに承りましたので、私の方からお答えさせていただきたいと思います。

適切でない対応があったということでございます。おわびを申し上げたいと思います。職員の対応につきましては、施設の窓口は市の顔でもありまして、受け付けに当たっては、市民の立場に立って対応するよう指導しているところでございます。また、運用については条例、規則をよりどころにしておりますが、対応する職員により取り扱いが異なったことがあったかと思えます。このようなことがないよう指導を徹底し利用者のサービスに努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それから、2点目の午前、午後、夜間の区分でなく時間単位にできないか、1時間幾らという貸出方法にできないかという御質問でございますが、確かに必要な時間だけ申し込むというのは、利用者にとってはむだのない合理的な方法かもしれません。しかし、一方には、利用されない時間帯が多くなることも懸念されます。たとえば申し上げますと、11時から2時までの利用があったとき、中途半端になったその前後の利用者がいるかどうかというようなことでございます。また、生活保健センター及び東部会館とも、

現行の午前、午後、夜間方式が定着していることもあり、今後いろんな点を検討して、より多くの市民の方が利用しやすい方法を考えていきたいと思います。

それから、一つ飛びまして4点目の地区センターで、子供だけでも貸し出しをということですが、地区センターは広く多くの市民に開放しようというコミュニティー施設ですので、多くの方に使っていただきたいと思っています。しかし、子供だけの使用を許可した場合、万が一事故が起きたときの対応をどのようにすればよいかという問題があります。また、地区センター内には管理人がおりません。管理をお願いしているお宅に行って申し込みをし、使うときはかぎを借りていかなければなりません。児童館のように、職員がいて対応できる施設ではございませんので、非常に難しい問題ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君） 3点目の福祉支援センター、直前の予約でも貸してほしいという御要望でございます。

御質問にもありましたように、開館間近なまだ日が余りたっておりませんので、いろいろな問題があるのかなというふうには思っておりますが、現状でございますが、福祉支援センターの管理受付事務につきましては、昼間は再雇用職員が勤務いたしまして、夜間と土曜、日曜、祝祭日につきましては、シルバー人材センターをお願いをしております。シルバー人材センターで働く人の勤務時間が少ないために、人員確保に日数がかかる。また、仕事を依頼する場合に、電話による依頼ではいろいろと間違いがあってはいけませんので、文書をもってお願いする等しているのが現状で手間がかかっているというようなことから、直前の会議室の貸し出しについては避けている現状でございます。

至急、会議室を確保というような場合には、申しわけございませんけれども、現在は近くの施設等を利用していただいているのが現状でございますが、御提案もございましたが、今後でございますが、昼間の再雇用職員が勤務している時間帯であれば、会議室があいている場合には弾力的に対応できるのかな、このように考えますので今後考えていきたい、このように思います。

以上です。

○福祉保健部長（高野英男君） 企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） 公共施設のあき情報をホームページで公共施設に端末を置

いて情報の提供をということでございます。

ホームページにつきましては、既に各部署職員で内容の検討に入っております。刻々変化する情報、これにつきましては広報で情報の提供は困難でございますので、施設案内等、またこの公共施設の空き情報、これについてはホームページで対応するよう、今内部で詰めておりますので、御要望の内容については十分検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君） 済みません。一つ抜けていたんですが、生涯学習課の窓口にある一覧を、いろいろな施設の目につくところに置いてほしいといったことなんですが。

○副議長（竹ノ上武俊君） 生涯学習部長。

○生涯学習部長（松橋瑛子君） 施設一覧というのでございますけれども、ただいま文化・スポーツ振興協会の方で、今情報として収集して、まだ各施設の方にまでは置いていない状況でございます。今後、検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君） ありがとうございます。

職員の対応については指導していただけるということで、職員によって差がないようにというふうになると、差がないようにするにはルールどおり厳しくなってしまうということがありますので、公共施設は市民の税金で建て、そして、有料の施設はなおかつお金を払って借りているということをもう一度考えていただいて、サービスとして貸し出すというふうな気持ちで受け付けをやっていただけるように、もう一度指導していただきたいと思います。

それから、時間単位の貸し出しについてですが、利用しやすい方法を考えていきたいということですので、今すぐというのは難しいかもしれませんが、検討をしていただきたいと思います。

それから、福祉支援センターについては弾力的に昼間の場合は対応していただけるということで、よろしくお願いします。

それから、生涯学習課の窓口にあるこの一覧も、今のところは置いていないということですが、今後、私もこれがあるのを知らなくて、市民の皆さんも知らなくて、初めてありますよというのを聞いたんです。ですから、ほとんどの方は知らないと思うんです

よね。だから、よく利用する施設の受付とか窓口に置いていただけたらと思いますので、ぜひ検討をお願いします。

それから、ホームページの方は検討をしていただけるということで、ぜひよろしくお願いします。

それから次の提案で、さっきも言いましたインターネットを利用している一部の人のだけではなくて、主な公共施設に端末を置いてほしいという答えはなかったんですが、検討をお願いしておきたいと思います。

それから、地区センターを中学生でも保護者の申し込みがなくても子供だけでも貸してほしいというのは、私もちょっと思い切った提案だなと、自分でも思いながら提案をしていたんですが、事故のときの責任の問題などあるかと思います。この中・高生の居場所については、また改めまして提案なり質問をさせていただきたいと思います。

公共施設については、まず第一に市民が利用しやすい、気持ちよく借りられる、そういったことが大切だということを強調して、この質問を終わります。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって20の2、公共施設は誰のもの？の質問を終わります。

一般質問20の3、程久保川の歩道改修に向けて、市民の声をの通告質問者、出沼恵美子君の質問を許します。

○5番（出沼恵美子君） 多摩テック付近を源流に落川で浅川に合流する程久保川の歩道についてお伺いします。

程久保川の歩道は、場所によってさまざまな形状をしています。下流から白いタイル、小石の粒のような歩道、カラー舗装、細い砂利道、レンガのようなところ、土の道、上流の方は草の道になっています。程久保川は東京都の管轄ですが、なぜこのような一貫性のない歩道になったのかお教えてください。

また、特に日野療護園のあたりから第五幼稚園までの小石の粒のようにになっている歩道についてお伺いします。ここが整備されたのは五、六年前でしょうか。できた当初からまぶしい、雨の日には滑りやすいと評判が悪く、また危険なものでした。私も実際に雨の日には長靴で何度か滑りました。現在も小石の粒がかなりはがれて一部、アスファルトに補修されていますが、自転車や車いすでは通りにくく危険な状況になっています。また、小さい子供が転びやすく、転ぶと必ずけがをします。何人かの女性が自転車で転んだと聞いていますし、実際に大けがをしたお子さんがいるそうです。

そこで、程久保川の歩道をウォッチングして、住民とともに歩道について考える会を

5月28日に行いました。途中細く曲がりくねった砂利道になっている歩道がありますが、車いすの方がその歩道ができたのを見たときには、ここは通れないと愕然としたというお話を伺ったりもしました。いろいろな意見交換をしましたが、車いすや自転車でも通りやすい道となるとアスファルトになるのでしょうか、それでは余りに景観上美しくないという意見も出て、歩くには草の道が柔らかくてとても快適であったなど話し合いました。どういう歩道がよいのか結論は出ませんでした。危険な小石の粒の歩道は全面的に補修してほしいということでは、意見が一致しました。市民に一番近い自治体として、日野市からも東京都に働きかけをしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、2点お答えください。

○副議長（竹ノ上武俊君） 出沼恵美子君の質問についての答弁を求めます。環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） 2点の御質問をいただきました。

程久保川の歩道につきましては、東京都の憩いの水辺事業としまして、平成2年から平成8年までの事業がありました。その中で、平成2年、3年につきましては、市民の方と私どもでもう少し設計ができたときに、こういうふうにしてほしいという一定の要望をいたしました。全く聞いていただけず現在のようにできわけです。3年、4年につきましては、市民の方の要望と私どもの要望が一部取り入れていただけたということで、今御指摘の曲がりくねったダスト舗装でございます。あれは本来、固まっていれば、身障者の車いすとかそういったものには配慮しているはずでございます。直し方によっては、だれでもが歩ける道と言えらると思います。その後、平成6年から最後の8年、一番今お話がありました上流部分、草の道ですね、これは当初から市民団体の人たちが一貫して要望していた歩道でございます。当然、私どもも一緒になって要望しましたが、力が及ばず、そういった経過に踏まえて、平成6年、7年、8年につきましては、ようやく東京都が市民参加ということの方向転換してきたこともあり、聞いていただけたということでございます。植生につきましては、この辺にかつてあった植物、また今ある植物を植えて自然の生き物との共生を考えた植栽になっております。また、かつては蛍が乱舞する程久保川を夢見て、そういった水がきれいになれば、またそういった日が一日も早く来るのではないかという方向も含めております。

最初の砂利のはがれたところでございますが、そういった観点から、市の方としても何年前にも要望しております。そんな形で一部直したというふうに見ておりますが、まだ直していないところもあります。基本的には、抜本的な改修、平成2年、3年、4

年ごろまでにつくられたものは必要な面もありますが、こういった時世でお金もかかりますので、最小限安全に歩けるような要望を、市の方からまた市民の方と話し合いながら、東京都に文書でしたいと思っています。

そういった市民要望を皆さんと東京都に出したときに、程久保川を考える会というのことができました。今でも年2回ほど、川の清掃などに始まって環境保全に向けた団体でございます。そういう人たちと、ぜひ歩道について考える会ができたということなので、話し合っ、市民の人たちと私どもと一緒にやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君） ありがとうございます。

私もその歩道をウォッチングのときに歩いてみたんですけども、上流から歩いたんですが、上流は草の道のところから歩きました。上流の方は要望を聞いてもらえたというところで、だんだんやわらかいところから、少しずつ土の道になって固くなり、レンガになって固くなりというふうに、だんだん固い感触になっていったんですね。今聞いて、それがだんだん要望によって、市民の声や市の声が少しずつ東京都の方にも聞いてもらえたんだなということが、よくわかりました。

そして、私が車いすでも通れないと言いました曲がりくねった、ちょっと砂のところの部分なんです、そこのところは、直し方によっては車いすでも通れるということですが、今後、直すような計画があるんでしょうか。もう一度お願いします。

○副議長（竹ノ上武俊君） 環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） 東京都の方では、当然、計画はないと思いますので、そういったユニバーサルフリーという観点から、市の方から要望していきたいと思っています。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） 出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君） 実は済みません、私、少し前に東京都の南多摩建設事務所に行って、ここの部分については既に聞いてきているんです。そして、そこは段差の部分は直す方向でいるというふうにおっしゃっていましたので、ぜひ市の方からも言っていただけたらと思います。よろしくお願いします。

そして、この程久保川の歩道につきましては、一番危険なところ、今、小石の粒がはがれているところについては、私たちも声を出していきたいと思いますので、ぜひ市の

方からも要望をしていただきたいと思います。市民の皆さんと歩道のウォッチングをしながら、犬のふんがやたらと多く飼い主のマナーが悪いこと、夜になると川のそばは暗く治安がよくないこと、川をきれいにするために大勢の人に合成洗剤ではなく石けんを使ってほしいということ、川におりられるように、階段があるのにふさいであってほしいなど、歩道以外のことでもいろいろな意見が出ました。程久保川の流域に住む者として、今後も川のことについて市民の皆さんと考えていきたいと思っています。

先ほど部長の方からありました市民の会が既にあるということですので、そういう方たちとも連携をしながら、市民としていろいろ活動しながら声を出していきたいと思っています。

これでこの質問を終わります。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって20の3、程久保川の歩道改修に向けて、市民の声をの質問を終わります。

一般質問20の4、百草園駅南口の拡幅について再度問うの通告質問者、出沼恵美子君の質問を許します。

○5番（出沼恵美子君） 最後の質問になります。

3月議会で百草園駅周辺の歩行者の安全確保についてお尋ねしました。特に今回は、百草園駅南側、川崎街道から駅までの間について、再びお伺いします。ほかの方も質問していらっしゃいますので、地区計画の内容など重複する部分については割愛いたします。

この南口駅前道路の拡幅についての進捗状況をお伺いします。

次に、ここには国の管轄の水路がありますが、その水路が拡幅をされたときにどのようなのか。また、歩道がどちら側にどのようなにつくのかなど、少し具体的な設計を教えてください。

○副議長（竹ノ上武俊君） 出沼恵美子君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（清水啓治君） 進捗状況でございます。

現在、百草園駅の北の区画整理事業、それから川崎街道の拡幅の進捗に伴いまして、この川崎街道とアクセスいたします南北道路につきましては、作業は進めております。既に京王線から川崎街道までの間でございますが、約40メートルございます。これを拡幅を8メートルにしたいということで、地権者2名につきまして、現在協議を進めております。また、京王線につきましても区画整理との区間につきましては、拡幅をしたいということで協議を進めております。

それから、京王線の北側の部分でございますが、北側につきましては延長で約80メートルでございますが、12メートルの拡幅を予定しております。

それから、具体的な絵といひましょうか、図面関係でございますけれども、現在、地権者2名と協議を進めているという状況でございます。現在では、まだ計画の絵ができておりません。これが決まりましたら設計に着手できますので、絵を御提示できるというふうに思っております。しばらく時間をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（竹ノ上武俊君） 出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君） ありがとうございます。

この百草園駅南口の拡幅はかねてからの地域の願いであり、今まで担当の方が働きかけを行ってきたと聞いております。今後も地権者や関係機関との粘り強く丁寧な働きかけを続けていただきたいと思います。具体的な絵はまだないというお話でしたが、ここは学校の通学路にもなっています。また幼稚園の子供たちの送り迎えで頻繁に子供や保護者の方が通ります。そしてまた、仕事場に行く車いすの方も通る場所です。人や車の流れをよく研究、調査して、歩道をどちら側につけたらいいとか、安全な道路に検討をしていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

○副議長（竹ノ上武俊君） これをもって20の4、百草園駅南口の拡幅について再度問うの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時23分 散会

6 月18日 木曜日 (第 7 日)

平成 10 年
第 2 回定例会

日 野 市 議 会 会 議 録 (第18号)

6 月18日 木曜日 (第 7 日)

出 席 議 員 (30名)

1 番	中 野 昭 人 君	2 番	清 水 登志子 君
3 番	奥 野 倫 子 君	4 番	菅 原 直 志 君
5 番	出 沼 恵美子 君	6 番	名 取 美佐子 君
7 番	秋 山 薫 君	8 番	佐 藤 洋 二 君
9 番	手 嶋 精一郎 君	10番	小 島 久 君
11番	中 谷 好 幸 君	12番	佐 瀬 昭二郎 君
13番	森 田 美津雄 君	14番	執 印 真智子 君
15番	江 口 和 雄 君	16番	沢 田 研 二 君
17番	田 原 茂 君	18番	宮 沢 清 子 君
19番	小 川 友 一 君	20番	奥 住 日出男 君
21番	竹ノ上 武 俊 君	22番	板 垣 正 男 君
23番	一ノ瀬 隆 君	24番	内 田 勲 君
25番	夏 井 明 男 君	26番	馬 場 繁 夫 君
27番	黒 川 重 憲 君	28番	土 方 尚 功 君
29番	福 島 盛之助 君	30番	小 山 良 悟 君

欠 席 議 員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市 長	馬 場 弘 融 君	助 役	小 俣 雅 義 君
助 役	河 内 久 男 君	収 入 役	落 合 豊 君
企 画 部 長	楨 島 英 紀 君	総 務 部 長	小 澤 春 童 君
市民生活部長	宮 本 寿 君	環境共生部長	笹 木 延 吉 君
まちづくり推進部長	堀之内 和 信 君	建 設 部 長	清 水 啓 治 君
福祉保健部長	高 野 英 男 君	病院事務長	田 中 政 幸 君
教 育 長	有 元 佐 興 君	学校教育部長	米 倉 幹 雄 君
生涯学習部長	松 橋 瑛 子 君	学校教育部参事	田 中 正 徳 君
学校教育部参事	伊 藤 敏 君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局 長	田 中 正 美 君	次 長	中 野 修 君
書 記	山 田 二 郎 君	書 記	田 倉 芳 夫 君
書 記	堀 辺 美 子 君	書 記	高 野 賢 司 君
書 記	立 川 智 君	書 記	萩 原 誠 司 君
書 記	大 沢 百 代 君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所 長 関 根 福 次

速記者 樋 園 裕 子 君

議 事 日 程

平成10年6月18日（木）

午 前 10 時 開 議

日程第 1 一般質問

（請願上程）

日程第 2 請 願 第10-18号 インド・パキスタンの両国の核実験に抗議し、核兵器全面禁止・廃絶の国際条約締結を求める意見書採択に関する陳情

日程第 3 請 願 第10-19号 南平四丁目3番地に公園の実現を求める請願

日程第 4	請 願	第10-20号	住都公団改革に際し居住安定の保障を求める意見書採択の請願
日程第 5	請 願	第10-21号	豊田南の区画整理事業に伴う新しいまちづくりに必要な施設の建設計画促進を要望する請願
日程第 6	請 願	第10-22号	神明地区センター早期建設を願う請願
日程第 7	請 願	第10-23号	乳幼児医療費助成制度の拡充を求める陳情
日程第 8	請 願	第10-24号	下水道料金等への消費税上乗せ徴収に反対する請願
日程第 9	請 願	第10-25号	「乳幼児医療費無料の制度を国に求める」意見書提出に関する請願
日程第 10	請 願	第10-26号	日野市における精神障害者福祉施策の充実に関する請願

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第10まで

午前10時48分 開議

○議長（馬場繁夫君） おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問21の1、大坂上中学校入学式における教育委員長のあいさつは日野市の教育行政への信頼感を著しく損うものだの通告質問者、佐瀬昭二郎君の質問を許します。

〔12番議員 登壇〕

○12番（佐瀬昭二郎君） それでは通告に従いまして質問いたします。

古谷教育委員長は、4月7日に行われた大坂上中学校入学式におけるあいさつで、アジア地域への侵略戦争を推進した人物を賛美するとともに、民族差別問題や障害者問題について全く配慮に欠ける発言を繰り返しました。日野市の教育行政を代表する者の公的な場における公的立場での発言として到底容認できない内容のものです。この問題については、既に今議会でも執印議員、中野議員が取り上げておりますけれども、私もこの問題に対し、教育委員会が日野市の教育行政に対する市民の信頼感を回復するという、そういう立場から責任を持って対処することを求める、そう考えて質問するものです。

まず、教育委員長がどのようなあいさつを行ったのか、その内容について確認をしておきたいと思います。

教育委員長のあいさつは録音されておられません。したがって、あいさつを細かい言い回しなど細部にわたって復元することはできないわけではありますが、当日たくさんの子供たち、保護者、教師が問題の発言を聞いております。入学式に出席した人々はメモや記憶を集めて、その直後に教育委員長のあいさつを復元しております。私の手元にあいさつを復元したテキストが2種類あります。これらは別々に作成されたものです。細かい点で違いはありますが、きょう私が問題にする点について、二つのテキストは完全に一致しています。短いものですから読み上げて、まず紹介をしたいと思います。紹介をするのは、出席した父母の皆さんが中心になって復元したテキストであります。次のように教育委員長はあいさつをしているわけであります。

「校長先生がとてもよい話をしました。日本はさきの大戦で残念ながら負けました。そしてアメリカの戦艦ミズーリ号で降伏文書に署名しました。このとき日本の代表としてミズーリ号に赴いたのは東郷外務大臣です。その東郷大臣は片足がありませんでした。しかも、この人は父親とは違う名前でした。お父さんは沈という名前でした。日本で生きていくのに肩身の狭い思いをさせてはいけないということで、東郷という名前を新し

くつけたのです。ここにおいで古賀先生は九州のお生まれで御存じだと思いますが、九州には豊臣秀吉が朝鮮に侵略し、朝鮮から連れてきた陶工の村があり、その村で朝鮮名であったのが、大人になって日本の代表として働くのには朝鮮名ではまずかろうということで日本名にしたのです。私の知っている校長先生に秦という韓国名の人がありました。埼玉の高麗というところのお宅を訪問したところ、朝鮮様式の立派な家にお住まいでした。小学生のころ友人に高麗と言われてとても嫌だったという話を聞きました。しかし、片足がなくても、そういう出身であっても、東郷外相のように頑張れば立派な人になります。皆さんは五体満足です。皆さん、頑張ってください。」

以上が、当日入学式に出席した父母の皆さんを中心に復元されたテキストであります。

私たちが問題にしている以下の4点について、もう一つ私が入手したテキスト、二つのテキストは完全に一致しております。1点は、日本はさきの大戦で残念ながら負けたと教育委員長が述べたこと。2点目は、開戦、敗戦時に外務大臣だった東郷茂徳を立派な人と言ったこと。3番目には、東郷外相の父親が日本で生きていくのに肩身の狭い思いをさせてはいけない、大人になって日本の代表として働くのには朝鮮名ではまずかろうと考えて朝鮮名を日本名に変えたと述べたこと。4点目は、子供たちに対し、皆さんは五体満足ですと述べたこと。以上の4点について、二つのテキストは完全に一致しているわけであります。

教育委員会も私と同じテキストをお持ちになっていると思います。これらのテキストの内容について、教育委員会も独自に調査をしていると思いますが、とりあえず私が挙げた4点について、それぞれ教育委員長の発言として確認をしているかどうかを伺いたいと思います。お答えいただきます。

○議長（馬場繁夫君） 佐瀬昭二郎君の質問についての答弁を求めます。学校教育部参事。

○学校教育部参事（伊藤 敏君） 私どもが大坂上中学校の入学式における教育委員長のごあいさつの内容について教育委員長からお聞きしていますことでは、第1点目に、校長先生が入学式の式辞の中で述べられましたパラリンピックのお話がとてもすばらしかったという賞賛をされた後、江戸時代の全盲の学者、塙保己一のお話をされております。その後、東郷外務大臣のお話をされて、御自分がお仕えになった秦という校長先生のお話をされて、どんな困難があっても中学校生活で頑張りたい、そういうようにお話をされたと同っております。

今、佐瀬議員さんからお二つのメモということでお話がありましたけれども、そのお

二つのメモを私どももいただいておりますが、例えば校長先生がパラリンピックのお話をされたことを賞賛された後、江戸時代の全盲の学者である塙保己一の話をしたということについては両方のメモには触れられておりません。しかし、教育委員長も大坂上中学校の校長先生も、それはお話しされたというように言われております。そういうこと等を含めて、若干この内容が違うのではないかなと。同じということ、完全に同じだということは言えないと思っております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） 今の答弁は私の質問に全く答えていないと言わざるを得ません。塙保己一について言ったか言わなかったかということが問われているのではなくて、その後に民族差別問題や障害者差別問題にかかわるような発言があったと。本当に言ったのか言わなかったのか、そのことを教育委員会は確認しているのかということをも4点にわたって質問しているわけですから、質問に正確に対応して答えていただきたいと思っております。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部参事。

○学校教育部参事（伊藤 敏君） 教育委員長さんにお聞きしましたところ、まず、佐瀬議員さんから質問がございました「残念ながら」という、こういう表現はしていらっしゃるということで教育委員長さんからは伺っております。

それから「立派な人」ということで東郷外務大臣というような形での御発言ということについては、聞いておりません。

それから、日本の代表というようなことで、多分当時5歳ぐらいのお子さんであった東郷外務大臣のことですから、日本の代表というようなことで御本人が考えられるわけはありませんし、またお父様もそういうことを言われるということはないと思いますので、そういうことを教育委員長が言われたとは考えられません。

それからあと「五体満足」ということは教育委員長が言っておりますけれども、こういう発言はありました。このことについては不適切な表現であったということについては、教育委員長は後に陳謝しております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） 五体満足であると言ったこと以外については確認していないと、できないというのが今の答弁だったと思います。私は大変おかしいと思うんですが、

教育委員長、つまり話した本人から事情を聞くのは当然のこととして、たくさんの子供たちや父母や先生たちがこの話を聞いているわけですから、教育委員会は4月7日以降十分な時間があったわけで、聞いた、出席をした人たちからもどういう話だったのかという、とりわけ、いわば問題と思われる発言が盛り込まれたテキストが発表されているわけですから、そのことについて周到な調査をする責任があったと思いますが、実際には教育委員長の話を聞いただけなんですか。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部参事。

○学校教育部参事（伊藤 敏君） 教育委員長御本人からもお聞きしましたし、大坂上中学校の校長先生からもお聞きいたしました。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） つまり教育委員長と大坂上中学校の校長先生からだけ話を聞いたと。もっとたくさんのお出席者がいたのに、それらの人からは話は一切聞いていないということだろうと思います。

ところで、関連してちょっと質問したいんですが、今、参事は私が指摘した3点目、東郷外相の父親は日本で生きていくのに肩身の狭い思いをしてはいけない、大人になって日本の代表として云々のところで、日本の代表としてという発言はあり得るはずもない発言だと言ったけれども、あわせて、日本で生きていくのに肩身の狭い思いをしてはいけないという部分についても、それはなかったというふうに発言されたというふうに理解しておりますけれども、その理解でよろしいですか。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部参事。

○学校教育部参事（伊藤 敏君） この東郷外務大臣のお父様がそういうことを言われた中の言葉として、肩身の狭い思いをするかもしれないのでということを教育委員長は多分言われたと思います。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） 教育委員長が想像してそう言っているんですね。つまり東郷外務大臣の父親がそう言ったかどうかは全く確認のしようがない。確認のしようがないことについて、恐らくそうであろうと教育委員長がそんたくして、韓国名であることは肩身の狭いことだというふうに言ったところに、この教育委員長発言の問題の一つがあると思うんですね。

ちょっと確認したいんですが、教育委員長は自分の御発言の誤りに気づいて、大坂上中学校に連絡をして、謝罪の気持ちを関係者に伝えるように申し入れたと。これを受けて大坂上中学校の学校長は、4月20日の朝礼と保護者会で教育委員長の謝罪の気持ちを伝えたというふうに聞いておりますけれども、何をどのように伝えたのか、教育委員会が把握している内容を教えていただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部参事。

○学校教育部参事（伊藤 敏君） 教育委員長は、4月7日が入学式でございまして、その翌日の8日の時点で大坂上中学校の方にお電話しております。それはいつの時点でその事実誤認に気がつかれたのか、ちょっとそこはわからないんですけれども、多分その日か、次の日の朝かですけれども、何しろ翌日に教育委員長は御自分の間違いについて気がつかれて、訂正を申し入れております。

校長先生が4月20日朝、職員朝会で先生方に、それから全校の朝礼で生徒の皆さんに、それから午後の新1年保護者会で保護者の方にお話しした内容ですが、それは去る4月7日の入学式において教育委員会のお祝いの言葉の中に不適切な箇所がありましたのでおわびして訂正いたします、そういうことで校長先生がまずお話をされたと聞いております。

第1点は、重光外務大臣と東郷外務大臣を誤ってしまったということですね。これはまさに事実誤認だと思います。

それから2点目に、それが東郷外務大臣の父親の発言とは申せ、それが想像だったか、どこかの本で読んだかわかりませんが、韓国人であったということが肩身の狭い思いがすると言ったことの2点ということでございます。

委員長の話したかった本意は、どのような境遇、どのような立場にあらうとも、努力し頑張れば、その成果が正当に評価されるというようなことでございました。

生徒と保護者及び関係の皆さんに大変御迷惑をおかけしました、おわび申し上げますと、そういう内容を校長先生からお話をしていただいたという経過でございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） 今の答弁、私もほぼ同じ内容を把握しておりますけれども、大事な点は、教育委員長は校長を通じて2点訂正をし、わびているわけですね。一つは外務大臣重光を東郷と誤ったこと。もう一つは、韓国人であるということが肩身の狭い思いがすると言ったこと。ところが明らかに、東郷の父親の話を紹介したということで

はなくて、まさにそのように自分が受けとめて、自分がそのように把握して語ったことについて反省をし、謝罪をすると言っているわけです。

きょうのこれまでの教育委員会のこの教育委員長発言の中身に関する答弁は、教育委員長の謝罪のこの文章のレベルにも達していない。本当に既に発表されている二つの教育委員長あいさつの中身だというテキストを見ると、だれが読んでも民族差別問題、あるいは障害者差別問題にかかわって大変な問題をはらんだ発言だと、そういうことは一読すればすぐわかることだと思うんですね。だとすれば、教育委員会は本当にそういうことがあったのかどうか、手を尽くして事態を調査する責任があると思うんですが、その調査は本当に不十分、いいかげんなレベルにとどまっていると、そう言わざるを得ないと思うんです。そのことをまず指摘しておきます。

さらに、教育委員長のおわびと訂正文という4月20日の朝礼で全校生徒を前に言った、この伝達文の末尾にこのように言っているんですね。「私の話したかったことは、日本という国はどのような境遇、どのような立場にあらうとも、努力し頑張ればその成果が正当に評価される国であるということでした。生徒の皆さん、保護者並びに関係の皆さんに大変御迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。」教育委員長は、教育委員長自身が私の真意はこういうことだったということをあえて言いわけをしているということは、当日の自分のあいさつがこのような真意を伝えるには全く不適切な事例を挙げ、真意を伝えるには不適切な物言いで語ったということを自覚しているから、このような言いわけをしているんだろうと思うんですね。そういう点からも、これまでのこれまでの教育委員会の事実確認に関する答弁は全く不満である、そういうことを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

次に、教育委員長あいさつとして私たちが手に入れているテキストを読む限り、一体何が問題なのかということについて問題にしたいと思います。

まず、戦争にかかわる問題であります。教育委員長は「残念ながら」とは言っていないというふうに言っているわけですが、私、テキストを復元した人たちだけではなく、当日入学式に出席したいろいろな方の話を聞きました。テキストを渡して、確かにこのとおり言っていますかと。微妙な点、細かい点で、例えば高麗と言ったんじゃなく高麗人と言ったんだとか、いろいろな訂正はありましたけれども、基本的な点では皆さん、教育委員長は確かに残念ながら負けたと、そういうふうに言ったというふうに言っております。

そもそも入学式の来賓あいさつについて、出席している人々が頭からそれをメモする

つもりで出席するなんていうことはあり得ないことで、何かの発言がきっかけになってみんなが耳をそばだて、それを記録するようになった。そのきっかけとなった言葉が、「残念ながら負けました」と。だから二つのテキストはいずれも記録がそこから始まっているわけです。状況から言って、教育委員長の記憶は間違っていて、残念ながら負けたと言ったことは事実であるという可能性が非常に高いと思いますので、そのことについても言っておきます。

この「残念ながら負けました」という言い方は、言外にそうでなければよかったという気持ちを伴っているのが普通であるわけですが、教育委員長が本当に勝てばよかったと考えているのであれば、これは全くの論外と言うべきであります。そうでないとしても、恐ろしくこの発言は軽率で不用意な発言であり、教育者としての見識が問われる、そういう発言だと言わなければなりません。教育委員長もそのことを自覚するから、発言した後でそのことがまずかったと思うから、そのことについては繰り返し、そうは言わなかったということを弁明にこれ努めているということだろうと思います。

また、先ほどの答弁では、東郷外務大臣を立派な人と言ったことは確認できない、こういうふうに言っているわけですが、これも大変無責任な教育委員会の態度だろうと思います。東郷茂徳という人物は、御存じのようにA級戦犯として戦争責任を追及され、有罪判決を受けているわけであります。この東郷茂徳氏が朝鮮の植民地支配、中国侵略について軍部とともに罪を免れない人物であることは、もう歴史的に明らかにされています。教育委員長の侵略戦争の認識が少なくとも全く不十分であることを示しています。また、戦争認識に関していかなる立場を取ろうとも、話題を選ぶ上で教育的配慮に欠けていたことは明らかであります。このことについて、教育委員会は改めて事実を確認し、どう考えるのか答える責任があらうかと思います。

2番目は、植民地支配、民族差別にかかわる問題であります。教育委員長が韓国人であるということは肩身の狭い思いがすると言ったことは、今、教育委員長自身も4月20日のおわびと訂正文で認めておりますし、教育委員会もそのことを確認しているようであります。教育委員長はこのあいさつの中で、東郷の父親が名前を朝鮮名から日本名に変えたことを肯定的に語っているわけであります。父親が子供のために名前を変えたこともあり、また東郷自身も頑張ったこともあって東郷は立派な人になったと、こう述べているわけであります。ここには朝鮮名を日本名に変えるという選択を迫られる状況に対する批判的観点が全くありません。

戦前の日本は朝鮮半島の植民地支配のもとで、創氏改名という朝鮮人の民族的尊厳を

踏みにじる暴挙を強行しました。戦後においても、日本社会には韓国、朝鮮人に対する差別的意識が根強く残っており、在日韓国、朝鮮人は日常生活や就職においていわれのない差別を受けています。このような社会的圧力のもとで、社会から受ける不利益を避けるためにやむを得ず日本名を名乗ることを余儀なくされている状況が今日でも続いているわけであります。教育委員長の発言は、このような過去の歴史的経緯や、現在の我々の社会が抱える問題点に全く言及することなく、あたかも朝鮮名を日本名に変えることが日本の社会において成功をおさめるための不可欠の、かつ正しい選択であるかのような誤解を与えるものになっています。

それだけではありません。当日、入学式には外国籍の子供たち、外国籍を持つ親たちが出席していました。教育委員長のあいさつは、これら外国籍の人々への配慮を全く欠いたものであり、この点でも容認ができない。このことについて教育委員会はどうほど深刻にこの事態を受けとめているのか、お答えをいただきたい。

3番目には障害者への配慮、これが全く欠けた、障害者への差別を助長しかねない、そういう発言をしていることです。この点も、教育委員会は五体満足ですと言ったことについては確認をしているというお話でしたから、それを踏まえて質問させていただきますが、教育委員長は「皆さんは五体満足です」と中学生に対して呼びかけています。このあいさつを聞いている出席者の中には、障害を持った子供たちや障害児を抱える親もいました。そのような子供たちの存在に全く配慮することなく、皆さんはハンディキャップがないのだから頑張れば立派な人になれるなどと呼びかけることは無神経きわまりない。教育の現場では相変わらずいじめが横行しており、どうすれば子供たちの中に他人との違いを許容し、それぞれの個性を尊重し合う環境をつくり上げていけるかについて多くの親や教師が心を砕いています。それらの熱心な取り組み、現実を無視して、一くくりに皆さんは五体満足ですと呼びかけてしまうことは、ハンディキャップを持った子供たちの人権を踏みにじるものであり、今、学校教育が進むべき方向に逆行する暴言だと言わなければなりません。そのように考えます。

この3点について教育委員会はどのような認識をお持ちなのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） 佐瀬議員から大坂上中学校における古谷洋太委員長の発言について、戦争責任、そして民族差別、身障児差別の問題をどう考えるかという御質問をいただきましたが、私ども教育委員会といたしましては、この古谷洋太教育委員長の犬

坂上中学校における入学式の発言は、その大要は、どんな境遇であれ障害を乗り越えて努力すれば必ずや報いられるという入学生に対しての励ましの言葉だというふうには理解をしておりますし、今お話のような内容ですべてお話しされたというふうには理解をしておりますし、その実態を掌握するという努力はいたしました、現実問題としてその実態がはっきりどうであったかということの結論は得ることはできておりません。

しかしながら、私どもといたしましては、教育委員というのはいかなるものかということの認識は持っているつもりであります。教育委員とは、すなわち市長の指名において議会が承認したという、高潔な人格と識見を持った方であるという前提のもとに承認された、選ばれた方であるという理解の上に、今お話のような、そのような理解でお話しされたとは到底思っていないということを御理解いただきたいと、かように思っております。

なお、1点申し上げたいことは、確かに大きく議員は御指摘いただいておりますが、私どもにも抗議をいただきましたが、直接の大坂上中学校におきまして、その御父兄、そして子供たちから学校長に対して（「父兄とは何ですか」と呼ぶ者あり）失礼いたしました。（「何ていう答弁をするんだ」と呼ぶ者あり）訂正いたします。大坂上中学校の保護者、そして生徒たちから、学校の責任者である校長に対して抗議等の話を一切受けてはいないということを御理解いただきたいと思います。

以上のような観点から、いろいろその話を聞かれて御感想はおありかとは思いますが、この問題について、今3点お話しになったような問題についてはあり得ないことであるというふうには理解をしております。

ただ1点、内容について事実誤認があったことについては事実でありますし、なお、不適切な言葉をお使いになったということも事実であったということを聞いております。その点については学校に御訂正になったと。この1点でこの件についての処理はなされているというふうには理解をしております。

以上であります。

○議長（馬場繁夫君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） 大変な御答弁だろうというふうに思います。確かに教育委員は議会の同意を踏まえて市長が任命をするということになっております。高潔な人格の持ち主だということを信頼して同意をし、任命をしているわけですが、今問題になっているのは、この大坂上中学校入学式におけるあいさつが、その高潔な人格を持った人間にふさわしいものであったのかということが問われているわけであり、教育

委員長は日野市の教育行政を代表する人物ですから、まさに教育委員会の見識が問われている。教育行政に対する日野市民の信頼感が、今、問われていると。そういう事態であるということを全く御認識になっておられないのではないかと云々を言えませんが。

最後に、教育長は今、事実誤認があったことは認める、不適切な言い回しがあったことは認めるというふうにおっしゃっておりますけれども、事実誤認についてはこの後まとめて質問します。

不適切な言い回し。非常に便利な言い回しではありますが、まさに不適切な言い回しとして、教育委員長自身が4月20日に謝っている。韓国人であるということが肩身の狭い思いがするという点と、これまた教育委員長が後に認めた、皆さんは五体満足だと言った、このことはまさしく民族差別問題について教育委員長は一体どういう認識、受けとめ方をしているのか、あるいは障害者問題についてどのように受けとめているのかが問われかねない、そういう発言であります。不適切であったかどうかということをはるかに超えた問題、そう言わなければならないと思います。

そこで、そのことに、特に民族問題について関連して質問をしますが、子どもの権利条約、教育長もお読みになっていると思いますが、子どもの権利条約は第8条で子どもたちの民族的なアイデンティティーを尊重するという条項を盛り込んでおります。「第8条、締約国は児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不当に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。」この条項は、歴史上そうでなかったという幾多の事例を踏まえ、それを反省して国際的に共通認識となった条項であろうかと思います。史上、子どもたちの国籍、氏名を含む身元関係事項について不当に干渉した最も典型的な事例が、日本における朝鮮民族に対する創氏改名だったことは明らかでありますけれども、今日、幾多の歴史的な経験を踏まえて、子どもたちの民族的なアイデンティティーは最大限に尊重される、こういうことが国際的な共通の理解になっている時代に、韓国人であるということが肩身の狭い思いをするという事例を持ち出すことは、全く人権、民族的権利に対して国際社会が到達した水準をほとんど理解していないと言えざるを得ないと思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（有元佐興君） 教育委員それぞれの方々は、それぞれの識見と人格の中でそれぞれのお考えをお持ちだろうと思っております。今のお話の時点でそれをどう思うかと言われましても、それにかかわるさまざまな背景があるということを前提に考えれば、

ただその1点でこの問題について答えろと言われてしましても、その人物を想定しながら、古谷委員長を想定しながらそのことについての結論をつけるということは、私としてはできません。

○議長（馬場繁夫君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） 私は古谷教育委員長の人格を問題にしているわけではないんですね。4月7日に古谷教育委員長が行った発言の中身について言っているわけですから、その限りで、既に歴史的に起こったことなんですから、やった人がその責任を問われ、しかも公的な立場で行ったことですから、その責任を厳しく問われるのは当然のことだろうと思います。そのことについてあれこれ言い逃れをして答えないというのは、本当に不まじめな態度だと言わざるを得ません。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

もう一つ、先ほど教育長は、私が提示したテキストのように教育委員長が言ったとは考えないと言いました。つまり、私が手に入れたテキストをまとめた人々の受けとめ方とは別の受けとめ方が可能なしゃべり方をしたのかもしれないということをおっしゃったんだろうと思いますが、五体満足ですと言ったこの教育委員長の発言、これは教育委員会もお認めになっていると思うんですが、このことで当日この入学式に出席していた障害を持つ子供たち、障害児を抱える親御さんたち、私はそういう方の話を直接聞きましたけれども、この日野市の1998年というこの時点でこのような差別的な発言が公的な場で平然と行われたことに大変驚くと同時に怒りを感じていると。大変傷ついたと、こういうふうにおっしゃっていますが、教育委員長はこの五体満足だというような不用意な発言をした、この発言によって、当日入学式に出席した障害児や障害児を抱える親御さんたちが傷つかなかったとでもおっしゃりたいんですか。ぜひ答えていただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） 五体満足であるという表現につきましては、確かに先ほど学校教育部参事が申しあげましたように、古谷委員長としてもその発言をしたということをおっしゃっております。しかしながら、その後、適切でない言葉であったということで、この点についても学校に改めて訂正方を申し入れ、陳謝をされております。と同時に、先ほど話がありましたように、教育委員会の席上でもこの点については不適當であったと、申しわけなかったということで陳謝されております。

○議長（馬場繁夫君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） 事柄の重要性がよくおわかりになっていないと思うんですが、

障害者の問題というのは社会的に圧倒的な少数の人たちにかかわる問題なんですね。長い歴史を経て、さまざまな障害者の権利を守るための運動が積み重ねられて、今日、障害者も健常者もともに町をつくっていくんだと。社会をつくっていくんだ、その仲間なんだということがようやく共通の認識になろうとしている今日、もしこの教育委員長の発言によって、本当に立場、さまざまな個性の違いを認め合いながらこれから豊かに育っていかなければならない子供たちに対して、皆さんは五体満足だと乱暴に言い放ったこの発言で一人でも、一人でも傷ついた子供や親がいたとしたら、それは日野市の教育の将来にとって大変な問題だというふうに受けとめるべきなんですよ。受けとめて、即刻、当日入学式に出席した障害児や障害児を抱える親御さんたち、あるいは外国籍を持つ人々と懇談の席でも設けて率直に意見を聞く、そのぐらいの積極的な取り組みが求められている問題だと思うんですが、教育委員会のこの問題についての態度、対処してきたそのありようというのは、できればこの問題にふたをして嵐が過ぎるのをじっと待つと、そういう態度に終始しているとしか言いようがない。本当に障害児問題や民族差別問題、本当にこのことで苦しんできた人々が日本の社会にもたくさんいるわけけれども、そのことについての認識、これは全く重大な問題であるという認識が欠けているということと言わざるを得ません。そのことをはっきりと指摘をしておきまして、次の質問に移りたいと思います。

先ほども教育長は言いました。事実誤認があったという話をしましたが、実は教育委員長の発言、きょう私が問題にしている東郷外相云々以降ですね。皆さんは五体満足なのだから東郷外相のように頑張れば立派な人になれると言ったところまで、文章に直すと全文600字足らずのものですけれども、その600字足らずのごくごく短いあいさつの中に、全編これ間違いだらけという、そういう状況であります。大坂上中学校入学式における古谷教育委員長のあいさつは、戦争認識のあり方や、民族差別、障害者問題のとらえ方について容認できない重大な問題点をはらんでいます、問題はそれだけではありません。発言内容に基礎的な間違いが多過ぎるわけであります。

ある人から「卒業式は最後の授業だ」という言い方があることを教わりました。この言い方に倣えば「入学式は最初の授業だ」ということになります。入学式という授業における発言は、子供たちへの教育的配慮を踏まえた周到に準備されたものであることが求められていると言うべきだと思います。とりわけ教育委員会を代表してあいさつをするなどという場合には、一層周到な準備が求められていると言うべきであります。教育委員長のあいさつは、入学式という公的行事で教育委員会を代表するという公的立場で

行った発言ですから、この点でも責任は重大であります。

まず、どんな間違いを犯しているのかを紹介したいと思います。既に出てきている点もありますけれども、一応全部紹介をしたいと思います。

まず第1に、降伏後、文書に署名したのは東郷茂徳ではなく重光葵であるということです。教育委員長も先ほどの説明で、発言の翌日、訂正の連絡をしたということですが、ミズーリ号上で降伏文書に署名したのは東郷茂徳ではなく重光葵と。そしてまた片足がなかったのも東郷ではなく、重光の間違いであります。

次に、教育委員長は、片足がなくても頑張れば立派な人になれると、こう言っているわけであります。この発言は新しい中学1年生を対象にしたものですから、間違いを訂正した文章で言いますと、立派な人になった重光葵は子供のときから片足のない障害者であったという文脈になっているんですね。子供のころから片足のない障害者だったけれども、頑張って立派な人になったと。皆さんも頑張れば立派な人になれると、こういう文脈でしゃべっているわけですが、これも間違いであります。重光は、御存じの方も多いと思いますが、重光が片足を失ったのは1932年4月の上海爆弾事件に遭遇したためで、そのとき重光は中国に駐在する特命全権公使、つまり外務省のエリート官僚でした。重光は片足がないにもかかわらず頑張って立派な人になったものではありません。全くの事実誤認であります。

次に、教育委員長は、東郷の父親が沈という朝鮮名から東郷という日本名に変えたというふうに言っているわけですが、これも間違いであります。重光を東郷と言い間違えたのであれば、発言中「東郷」と言っている部分は全部重光のことかということ、そうではないんですね。朝鮮名にかかわる部分は東郷に関する話。確かに東郷の父親は姓を変えていますが、ここでも間違いが二つあるわけであります。

一つは東郷の父親の名前で、教育委員長は「沈」と言っていますが、そうではありません。信頼できる歴史事典によれば、父親は朴寿勝という人物。ハングル読みをするとパクと読む文字ですが、鹿児島県土族だったということであります。

なお、沈というのは実在の人物です。東郷もとの名前、朴家と同じ鹿児島県の村に沈という朝鮮名の家があり、両家のことを司馬遼太郎が小説で取り上げたりしていますから、恐らく教育委員長はこの両者を取り違えたのだろうというように思います。

ところで、沈家は民族的誇りにかけて名前を変えませんでした。戦争中さまざまな迫害を受けたけれども、名前を変えなかったのが沈家であるわけであります。沈家の当主は代々沈寿官を名乗っていますが、戦後活躍した第14代の沈寿官氏は薩摩焼を代表する

陶芸家として有名な方であります。世渡りのために名前を変えた朴と、民族的誇りにかけて名前を変えなかった沈を取り違えている。あり得べからざる間違いだと言わなければならないと思います。

いま一つは、姓を変えた理由であります。教育委員長は、日本の代表として働くには朝鮮名ではまずかろうということで日本名にしたと言っていますが、先ほど参事もおっしゃっていました。父親が姓を変えた1887年、東郷は数えていえば5歳の子供であります。5歳の子供が将来日本を代表して働くことになっていたなどあり得る話ではない。参事はそのことをとらえて、だから言わなかったに違いないと言っているが、これはとんでもない話です。勝手に物語を創作をしているわけであります。

教育委員長のあいさつで私たちが問題にしている部分は、先ほども言いました600字足らずのごく短いものですが、その中にこんなにもたくさん話の本筋にかかわる間違いがある。教育の場で語る話として通用しないのではないのでしょうか。責任を問われざるを得ない事態だろうと思います。教育委員長は一体どういう構えで子供たちに向き合おうとしていたのか。教育委員長のまじめさと教育委員としての見識が改めてこの発言に関して問われていると私は考えるわけですが、教育委員会はこのように不まじめそのものとしか言いようのない教育委員長の誤りと混乱に満ちたあいさつをどのように受けとめているか、見解を伺いたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部参事。

○学校教育部参事（伊藤 敏君） 事実誤認ということについては、大変遺憾なことだと思っています。教育委員会は、私どもは事務局ですが、過ちは正すという考えで終始しております。教育委員長は入学式の翌日に御自分で事実誤認にお気づきになりまして、先ほど申しましたように直接大坂上中学校の教頭先生に訂正をお願いしております。また、そのことを受けて4月20日におわびを学校の代表者である校長先生からしていただいております。そこでは何の質問も意見も出されなかったと聞いております。

さらに6月5日の定例の教育委員会では、その席上で教育委員長御自身からお話があり、事実誤認と適切でない表現があったことについて、訂正と深い陳謝がございました。教育委員会事務局としては、教育委員長みずからの訂正と、それから陳謝ということが公的な場で教育委員長から公的にお話をされたということを深く受けとめております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） 先ほども大坂上中学校の子供たちや父母の間からは何の意見

も校長に寄せられていないという話がありまして、今また質問も意見も出ませんでしたという話がありました。これは私たち人間が主体的にどう振る舞うのかということが問われている問題なんですね。周りにいる人間がそれに対してどう言ったああ言ったということで、ある人間が行動を律するというたぐいの話ではないんです。民族差別問題や障害者差別問題について本当に不適切な事例を引き、不適切な発言をしたことについて教育委員長がどのようにみずからそれを判断して受けとめるのか。またそのようなことがあったことについて、日野市の教育委員会がそのことの重大性をどのように受けとめるのかということが問われているわけであります。本当に周りからあれこれ言ってこないからそういうことがなかったかのような言い方は、文字どおり日野市の教育行政の権威をみずから投げ捨てるに等しい、そういう発言だと言わざるを得ません。

いろいろ聞いてきたわけです。教育委員会がこの問題にどのような対応をしてきたかについては、ほかの場所でも既に説明を受けています。そしてきょうの答弁を聞いた限りでも、その対応は全く不十分だというふうに思わざるを得ません。何よりも問題なのは、これだけ内容が一致している二つのテキストが存在しているにもかかわらず、その内容について本当に教育委員長がどのような発言をなさったかについて教育委員会が責任を持った調査を十分に行っていない、そのことがきょう改めて明らかになりました。事実をしっかり踏まえないでは、この問題に対する正しい対処の仕方は出てこない、これは当然のことであります。教育長は違う聞き方をすれば違って聞こえるかのような発言をしているわけでありますが、このような言い逃れを認めるわけには到底いきません。

改めて、戦争について非常に不適切な事例、不適切な発言をしているということ、あるいは民族差別問題について非常に不適切な事例を引き、不適切な発言をしているということ、あるいは障害者問題について、そこに出席していた障害児、あるいは障害児を抱える親たちを傷つける、そういう全く不適切な発言をしたことについて、事実を教育委員会としてしっかりと確認する、その責任が改めて問われているということを申し上げたいと思います。

民族差別の問題について言えば、教育長は名前を日本名に変えるという選択を迫られた、そして迫られている状況への配慮を全く欠いた発言をしているわけでありますが、これがもし政府の閣僚の発言であれば、アジア諸国からの激しい批判を受けて即刻辞任に追い込まれる、そのぐらいのレベルの発言だということを受けとめていただきたい。

戦後、日本の歴代政府の閣僚が、アジア侵略、植民地支配、民族差別等について不意な発言をした事例がたくさんあるわけでありますが、とりあえず1980年代以降に限定

してどんなことが起こったのか、ちょっと紹介しておきます。

1986年に藤尾文部大臣が、日韓併合は双方の自発的意思によるものだと言明して罷免をされました。1988年に奥野国土庁長官が、日本はアジアを侵略しようという意思は持っていなかったと言明をして罷免をされております。1994年に永野法務大臣が南京事件はでっち上げだと言明して、就任早々に罷免をされております。

今回、大坂上中学校において行われた教育委員長の発言中、名前を日本名に変えることが日本で成功するためのうまい方法だというような、いわば創氏改名の事実や、今日も在日韓国、朝鮮人の人々がさまざまな社会的圧力を受けて名前を日本名に変えざるを得ないと、そういう事態に置かれている、その事態についての配慮を全く欠いた、認識を欠いた教育委員長の発言は、今、紹介したような歴代の閣僚が辞任に追い込まれたと同程度、同じような重大な意味を持つ発言だろうと思います。教育委員会が事実をしっかり責任を持って把握することを含めて、責任を持ってこの問題に対して対処するよう、教育委員長の進退を含めて対処するよう強く要求するものであります。

最後に、市議会における教育長の発言についても意見を申し上げておきたいと思えます。

教育長はことし3月の議会で、奥野議員の質問に答えて次のように答弁をしております。「義務教育界における公立学校は、革命論理で物を進めることはありません。改革論理では物を進めますが、現体制を維持するという前提のもとに物が考えられるという中で改革論議が行われるというふうに理解をしております。」と、このように教育長は奥野質問の本筋とは全く関係のないことをこの部分で話をしているわけでもありますけれども、それはともかく、ここで教育長が公教育というものは現体制を維持するという前提のもとに営まれるものだということを言っている、これはとんでもない暴論だと言わなければなりません。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

教育基本法は教育長もよくよくお読みのことと思いますが、教育基本法は第1条で教育の目的を定めています。「第1条（教育の目的） 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と。ここに挙げられている教育の目的は、いずれも体制を超えて、人類が長い歴史を経て到達した共通の価値に当たるようなものだろうと思います。この条項のどこをどう読めば、体制を維持する前提などという考え方が出てくるのか、全く理解できないわけであります。

教育の歴史を振り返れば、教育はしばしば時の体制に人々を従わせるために悪用され、戦争など体制の掲げる政策目標に国民を動員するために悪用されてきました。大日本帝国憲法下の日本で教育が果たすことになった役割を深く反省し、体制の都合で教育が左右されないよう決意するところから戦後の日本の教育は再出発したのではないのでしょうか。

そもそも将来の日本でどのような社会が築かれ、その社会の上にどのような国家が築かれるのか、つまりどのような体制の社会になるかは、将来の国民の選択に委ねられているというべきです。どのような時代の変動があろうと、人類が長い歴史をかけて獲得してきた平和、人権などの価値を守りつつ、主体的にみずからの行動と思考を律することのできる人間を育てるとというのが、現代的な公教育の原理だというべきであります。

教育長の発言は、公教育を体制の枠に閉じ込めようとするもので、戦後教育の原理、国際的に承認されている現代教育の原理に反しており、到底容認することはできません。本日の教育委員長あいさつ問題に関する教育長の答弁、そして3月議会におけるこの教育長の発言。教育長はいる場所をお間違えになっているのではないだろうか、そう言わざるを得ない。そのことを率直に申し上げて、質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって21の1、大坂上中学校入学式における教育委員長のあいさつは日野市の教育行政への信頼感を著しく損うものとの質問を終わります。

一般質問21の2、ダイオキシン対策についての通告質問者、佐瀬昭二郎君の質問を許します。

○12番（佐瀬昭二郎君） それでは質問をいたします。

このところ連日のようにダイオキシン汚染に関する情報、あるいはダイオキシンも含めた環境ホルモン問題に関する情報が新聞、テレビなどで報道されています。

御存じのように、欧米諸国では早くからダイオキシンの発生原因となる塩ビ製品などを生産しない、プラスチック類を徹底的に分別して燃やさないなどの対策が取られてきましたが、日本政府の対策は大幅に遅れました。このために、ごみ焼却場などからダイオキシンが野放しに環境中に排出されてきました。日本の大気中のダイオキシン濃度は先進工業国中最悪で、欧米諸国に比べ約10倍も高い値を示しています。

日本政府のダイオキシン問題への取り組みはようやく1990年代に入って始まり、1996年6月、厚生省はようやく摂取し続けても安全なダイオキシンの1日当たりの量、耐用1日摂取量を定めました。人体1キログラム当たり10ピコグラムというのがその値です。

さらに昨年12月には、ごみ焼却場から出る排ガスの中のダイオキシン濃度の基準が定

められました。日野市のクリーンセンターにある焼却炉の場合、2002年12月以降はダイオキシン濃度を排ガス1立方メートル当たり1ナノグラムに抑えなければなりません。日野市は1992年以降、毎年一度ごみ焼却炉の排ガスに含まれるダイオキシン濃度を測定してきています。これはこれまで、今議会の質問でも御答弁があったところですが、その結果を平均すると、1立方メートル当たり27ナノグラム前後ということになっています。この値は2002年12月までの既設の炉に適用される暫定基準80ナノグラムを下回るものの、2002年以降の新基準を大幅に上回っています。このため、日野市は現在、焼却炉とガス排出過程におけるダイオキシンの発生を抑えるための改修工事を実施しています。

ところが、このような取り組みを根底から揺るがす出来事がつい最近起きました。世界保健機構欧州事務局がダイオキシンの摂取限度を引き下げることを決めました。5月29日のことであります。従来の基準は日本と同じ人体1キログラム当たり1日10ピコグラムでしたけれども、これを1から4ピコグラムに引き下げるという決定であります。幅があるわけではありますが、目標値は言うまでもなく1ピコグラムということになるでしょう。しかもこの決定、新聞報道によりますと、日本政府がこれまでダイオキシン類には入れていなかったコプラナーPCBを含めた摂取基準であるということでもあります。

厚生省もこれを受けて摂取限度の基準を再検討する方針を6月3日に決めております。摂取限度の基準、耐用1日摂取量が引き下げられれば、当然ごみ焼却場からの排出基準も引き下げられざるを得ないということになります。今、日野市が行っている焼却炉の改修工事がうまくいったとしても、これから決められるかもしれない排出基準を下回ることができるのかどうか。かなり難しい状況が生まれていると言わなければなりません。

厚生省がどのような対策を打ち出すのか、その内容はまだわかりません。また東京都は昨年12月に「廃棄物焼却炉のダイオキシン類排出抑制指導の手引」というマニュアルを作成し、各自治体に配付しているようですが、これを見ましても、そのほとんどは焼却炉の改修に当てられていて、焼却炉の改修以外にどのような抑制の手立てを講ずるべきなのかということについてはほとんど触れていないというのが現実であります。

そこで、まだ政府や東京都がどのような対策を打ち出すのか、その内容は定かではないわけですが、しかし厚生省や東京都などの動きを待つだけではなくて、ダイオキシン類の発生を抑制するために自治体にできることは市民や事業者とも連携して何でも取り組む、できることは何でも取り組む、その構えが今求められているのではないで

しょうか。

世界保健機構欧州事務局が耐用1日摂取量を10分の1に引き下げた、その背景にはダイオキシンの環境ホルモンとしての働きを重視したということであるという報道もされています。

そこで質問の1ですが、日野市はこれまでにダイオキシンの発生を抑制するために、クリーンセンター焼却炉の改修のほかに一体何をしてきたのか、そのことについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 佐瀬昭二郎君の質問についての答弁を求めます。環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） 日野市は今まで何をしてきたかという御質問でございます。ダイオキシンの発生で問題になっている一つに小型焼却炉がございます。小型焼却炉のダイオキシン発生抑制につきましては、公共施設での使用中止を実施し、市民や事業者には広報等で呼びかけております。

また、日常的に寄せられる焼却炉の苦情や相談により現地調査を行い、小型焼却炉の使用者に対し現状を取り巻く情勢について説明し、原則的に使用を中止するようにお願いしております。またやむを得ない場合には、分別をし、徹底してリサイクルし、焼却は紙類など最低限にとどめるようお願いしているところであります。

また当然のことではありますが、クリーンセンターの焼却炉の運転には、ダイオキシン類の発生抑制のための細心の注意を払って運転をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） ほかに今すぐにでも取り組めることがいろいろあるような感じがいたしました。

実は昨日、私の家のファックスに通信が入っていました。日野市の東の方にお住まいの方からですが、自分の家の近くで建築廃材を野焼きしていると。市の担当課にも電話をして対応してもらうことにしましたと。近くにあるアパート風の古い家を2棟壊して、それを空き地に運んで燃やしているという話でありました。きょう担当課に行って話を聞きましたら、野焼きは禁止されておりますから、早速担当者が出かけていって、燃やしていた業者を説得して中止させると。もうさせないというような指導をしたという話を聞きました。この建築廃材などの野焼きからもダイオキシンは発生するというふうに確認されておりますし、あるいはまた農業で塩素を含む塩ビ系のビニールがいろいろ使われるという場面を見るわけですが、農業者ともいわばどういう協力関係をつくっ

ていくのかというようなことですね。

とにかくダイオキシンの発生をできるだけ抑えるということが当面の求められている使命である以上、自治体として取り組むことのできるものであれば、今すぐにでもさまざまな取り組みを開始すべきだろうというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、厚生省や東京都はこれまでのところ、焼却炉を改修して完全燃焼させればダイオキシンの発生はかなり大幅に抑えられるから、まずそのことに取り組もうということしか言っていないんですね、実質上。しかし、取り組むべきことは、取り組むことができることはたくさんあるかと思います。次にそのことについて質問したいと思います。

まず第1に、ダイオキシンはプラスチック類を燃やしたときに大量に発生するというふうに言われています。どのプラスチックもダイオキシン発生の原因になるかということ、そうではなく、皆さんも御存じのように塩素を含むプラスチック系製品を燃やしたときにダイオキシンが発生するわけですが、プラスチックは私たちの生活の中にさまざまな形で入り込んでいて、よほど注意して調べなければ、どのプラスチックが塩素を含んでいるかというのは簡単には、普通に生活している限りでは判別できない。

そのために、例えばラップ類の大部分はダイオキシンの発生する原因となる塩化ビニール系の製品だというふうに言われていますけれども、このラップ類などはかなり大量に生ごみの中に含まれてしまっているんじゃないでしょうか。で、生ごみと一緒に炉の中で燃やされるというような状況になっているのではないかと思います。

そのほかにも、別に悪気があってやるわけではないけれども、何気なく生ごみと一緒にの方に塩素を含むプラスチック製品を、形がしっかりしたものであれば大体判断ができるわけだけれども、入れてしまうというようなことがあると思うんですね。そういう意味では、プラスチック類を徹底的に分別するということが、今、求められていると思うんです。ダイオキシン発生の原因とはならないプラスチック類もなるプラスチック類も区別がつけづらい以上、押しなべてそれを分別をすると。その取り組みを、今、強めることが必要だろうと思います。そのことをすぐにでも取り組みを開始すべきだと思いますが、後で答えをいただきたいと思います。

それから二つ目は、日本では今でも塩ビ製品など塩素を含む製品が大量に生産されて販売されているわけですね。ダイオキシン対策、この問題の根本的な解決のためには、それらの製品の生産や販売を規制することがどうしても必要なんですけれども、まだそういう手立ては講じられていません。

とりあえず自治体としてできることとして、日野市内のスーパーなど小売業者に協力を求めて、それらの製品を売らない、あるいはラップ類を包装材として使用しない、そういう協力を求めていくべきではないかと思うんです。新聞報道などによると、スーパー業界もこの問題をかなり真剣に受けとめる動きが始まっていて、これまで使っていた塩ビ製品を安全なものに、代替製品にかえていくという動きが既に始まっているということですが、日野市内のスーパーでは実態はどうなっているのか、行政としても調べて、協力を要請できることがあれば確に要請をしていくという取り組みをすべきではないでしょうか。

それから三つ目ですが、この自治体としてできることをやろうとすれば、どうしたって業者や市民の協力を仰がなければいけないということになるかと思います。市民に協力を仰ぐためには、一体ダイオキシンに関して日野市のごみの収集、リサイクル、焼却というようなことは一体どういう実態にあるのかということ进行调查をして、その情報を正確に市民に伝えていく必要があると思うんです。そこで4点について調査をし、その結果を市民に伝えるべきではないかということをご提案をしたいと思います。

1番目は、焼却ごみの組成分析です。これまで日野市はリサイクルセンターに持ち込まれる廃棄物を大まかに生ごみとプラスチックと金属というふうに分類をして、その組成量を発表してきました。今問題になっているのは、例えば生ごみに含まれている塩ビ製品がどのぐらいの割合を占めるのかと。あるいは燃えないごみとして破碎ごみに回されるもののうち、ふるいにかけられて焼却の方に回されるごみがどうしても出てくるわけですが、その中に一体どのぐらいのプラスチック類、塩ビ製品が含まれているのか、そのあたりのことを調べて、その結果を市民に伝える。破碎ごみの方はリサイクルセンターでどう取り組むのかということにかかわっている問題ですが、生ごみについては、市民が気をつけてプラスチック類を生ごみに入れないという努力をすれば抜本的に減らすことが可能な、そういう分野でありますから、ぜひその生ごみにプラスチック類がどのぐらい混入しているのかということ进行调查した、その結果を市民に知らせ、協力を訴えるということがまず1点必要なのではないかと。

それから二つ目ですが、東京都がようやく今年度、都内の10カ所で土壤中に含まれるダイオキシン濃度を測定するというのを始めました。ダイオキシン濃度の測定については、その測定方法の信頼性がいま一つであるというようなことで、なかなか自治体として取り組むというふうには踏み出せないという状況が続いてきたと思うんですが、少なくとも土壤に関しては、東京都が実施するのと同じ測定方法を使えば、比較検討す

るだけのデータが得られると思います。できれば大気、水についても調べることができればいいと思いますが、とりわけリサイクルセンター周辺のダイオキシンに関する環境調査をすぐにでも実施すべきではないかと思います。

これも教えられたことでありますが、これまで焼却場の煙突から環境中に排出されるガスに含まれるちりは、焼却場の煙突の高さにもよるわけですが、一般的にごく大ざっぱに言うと、2キロメートルぐらい離れたところで一番濃いんだみたいな話になっていたわけですね。ところが最近のさまざまなダイオキシンの測定データを見ると、全然違って、発生源に近いところほど濃い濃度で汚染されているということがわかってきています。茨城県龍ケ崎市の焼却場周辺の住民の血液中の脂肪に含まれる濃度が恐ろしいレベルに達していたというふうな情報なども伝えられていますけれども、測定にかかわる費用も四、五年前の3分の1ぐらいに落ちてきて、また信頼性も高まっているということでもありますから、ぜひ今年度、これは部長にもお答えいただきたいし、それを踏まえて市長にもお答えいただきたいんですが、補正予算を組んでもこの調査は実施をすべきではないかと思いますが、この点についてもお答えをいただきたい。

それからもう一つ、リサイクルセンターで仕事をしている方々、焼却作業に当たっている方々等仕事をしている方々の健康調査を実施すべきではないかと思います。毛髪や血液中のダイオキシン濃度を測定をする、そういう調査。これもまた日野市で働く人々の健康管理にもかかわる問題でありますから、ぜひこれも1日も早く体制をつくって実施をすべきではないか。このことについてもお答えをいただきたいと思います。

それから4番目に、事業者などが使っている小型焼却炉の実態調査、あるいは先ほど言いました野焼きの実態調査、一体どうなっているのか。あるいは農業で使われている塩ビ製品。今、一体使われた後どうなっているのかということについて、きょう聞いたところでは、担当課ではその流れを把握していないということですが、いずれも処理のされようによっては日野市の環境に大きな影響を与えかねない問題ですから、みんなが協力をしてこの問題に立ち向かっていくという意味からも、その実態を調査をする必要があると思います。そのことについて。

以上、何点でしたか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君） それでは最初の、今すぐにでも取り組むべきことという御質問でございます。御指摘のとおり、ダイオキシンは塩素を含む物を燃やすと発生すると言われております。特にプラスチック類を燃やすと多量のダイオキシンが発生す

ることが判明しております。御指摘のラップ一つをとっても、多くの方が生ごみの中に入れていたと想像できます。

いずれにいたしましても、ごみゼロ社会を目指し、ごみ減量・リサイクルについて市民の方々の絶大なる御協力が不可欠になってくると思われます。それには広報等でPRするだけではなくて、それこそ昼でも夜でも市民の皆さんの中に私たちが入り、ごみ減量・リサイクルの話し合いを何度も繰り返し、そういったことによって初めて御協力が得られるのではないかと考えております。したがって、現在クリーンセンターの職員で、御指摘のプラスチック分別を含めたごみ減量・リサイクルについて、そのことについて本格的な検討に入っております。1日も早く行動に入っていきたいと考えておりますので、皆様の御理解、御協力をぜひともよろしくお願いいたすところでございます。

2番目の、スーパーなどの小売業者に協力を求めるということでございます。日野市ブランドのトイレトペーパー「帰ってきたぞう」を市内の各店で扱っていただくということで、最近お願いに歩いて回りました。その結果、市内の多くのスーパーやドラッグストアなどで扱っていただけるようになり、そういった業者の方々の環境に対する関心の高さに敬服し、感謝しているところでございます。

しかしながら、現在、過剰とも思われる包装がまだ多く、必要と思われない袋類がはんらんしているのも事実です。その中にはダイオキシンを発生する物質も含まれている現状から、今後はスーパーを初めとした小売業者の方々にも積極的に働きかけ、説明会、懇談会などを行い、協力を求めたいと考えております。

また、昨年6月、本議会でも塩ビ製品の生産を規制し、識別できるよう求める意見書を採択していただき、日野市の議会から国に提出していることは御存じのとおりだと思います。

調査と情報の提供ということでございます。日野市では毎年「日野市の清掃概要」というA3の紙を発行しております。これは出先とか各事業所に置かせていただいて、市民の皆さんにお配りしているところでございます。その中に「ごみ成分分析」というページがございます。不燃物に関しては年2回、可燃物につきましては年6回、ごみ成分分析を行っております。その中で、プラスチックは平均しますと13.9%可燃ごみの中に入っております。この成分分析を今後生かして、リサイクルに努めなければいけないと思っております。

次に、周辺環境と、とりわけリサイクルセンター周辺の環境調査という御質問でございます。環境調査では、この近隣の市町村ではまだなかなか始まっていないようでござ

いますが、特に周りで目立った被害というものの情報がなかったということもあるのではないかと思います。先ほどお話があったように、東京都では本年度から土壌のモニタリング調査が実施されるということでございます。今後、国や都、周辺自治体の動向を見ながら検討していきたいと思っております。

続きまして、リサイクルセンターの従事者の健康調査ということでございます。昨日の毎日新聞の報道ですが、小泉厚生大臣がごみ焼却場で働く職員らを対象にダイオキシンの影響の有無を調査する方針を出しました。このようなこともあり、国や都の方針を見ながら実現できるように検討していきたいと思っております。

最後に、事業者などが使っている小型焼却炉の実態調査ということでございます。膨大な事業所等の調査は、時間及び経費などの点でかなり難しいところですが、焼却炉にかかわる苦情相談が平成8年から10年5月まで延べ76件あり、この内容や現地調査から、事業所についてはほぼ実態をつかんでいると判断しております。各家庭の小型焼却炉については、なかなか家の中に入ることが難しく、実態はつかんでおりません。その焼いた灰の処理と行方ということも御質問の中にございましたが、実態は調査しておりません。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） どうもありがとうございました。1番目と2番目、積極的に取り組もうという姿勢が感じられました。ぜひ着実に仕事が前進するよう要望しておきたいと思います。

2番目について2点ばかり。1点目は、焼却ごみの組成分析ですが、組成分析がされてプラスチック類のパーセンテージがわかっているということは承知しているんですが、その中に一体ダイオキシン発生の原因となるような物質がどのぐらい含まれているのかについても、大変なことかと思えますけれども調べて、このような状況は市民の協力があれば解消できるのだということをやはり訴えていく必要があると。その点、それは要望しておきます。

それから、これは市長にちょっと最後に伺いたいんですが、とりわけリサイクルセンター周辺の環境調査、ダイオキシン濃度の測定ですが、先ほどの部長の答弁では、政府、都の動向を見ながらというふうにおっしゃっていましたが、土壌調査に関しては既に動向が見られるわけでありますから、ぜひそれに対応して、市として可能な分野について測定調査をするという必要が出てきていると思うんですね。

この日野市の周辺でも、例えば昭島市が川を渡ったところの八王子側に焼却場をつくって、周辺に住んでいる八王子市民が大変心配をして、自分たちの自腹を切ってお金を集めて濃度調査をしたというようなことが始まっているわけです。住民にそのような心配をかけないように、やれることだろうと思いますので、とにかく日野市においては市がリサイクルセンター周辺の環境調査、測定方法が確立した分野から始めるということになるかと思いますが、取り組んでいただきたいと思います、この点だけで結構ですので、市長、お答えいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 助役。

○助役（河内久男君） 私の方からお答えをさせていただきます。クリーンセンター付近の皆様におかれましては、クリーンセンターをつくる経過も含めまして、環境については今まで十分配慮させていただきましたし、またこれからも基本的にはそのような姿勢でございます。

御質問の部分につきましては、まだまだダイオキシンにつきまして、また特に部分的な調査等につきましては、広域的なものもございますし、課題もたくさんございます。一部調査の方法等についてはかなり明快になってきてございますけれども、全都的なもの立場から、課題等をもう少し調査研究をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君） 今の御答弁ではちょっと不満なんですけれども、ぜひ、市民の皆さんも日野市の状況はどうなっているのかという心配をされていると思うんですね。1日も早く日野市の状況について正確な情報、そしてこのような対策を取るんだというような方向を示すことができるように仕事を進めていただけるよう要請しまして、この質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって21の2、ダイオキシン対策についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後12時13分 休憩

午後1時45分 再開

○議長（馬場繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問22の1、地方自治の役割りを不況のときこそ発揮すべきではないのか——下水道料金等への消費税上乘せ徴収は再考をの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔21番議員 登壇〕

○21番（竹ノ上武俊君） それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、ことしの3月の都議会での本会議討論のある方の発言を御紹介いたしたいと思います。「今日、都政に寄せられる期待は、まず景気対策だ。都政の責任は未曾有の不況にあえぐ都民の生活をいかに守るかということである。知事、あなたには景気浮揚に果たすべき都政の責任ということへの理解と能力が全く欠如していると言わざるを得ない。我が党は老人の医療費助成の削減に関する議案、及び使用料、手数料の値上げ関係議案など47議案に断固反対する。都税収入は厳しい。国からの財源の確保に努めるよう強く要望する。」途中を省いております。「いずれにしても、不安定な税收構造を安定した構造に改めるには、課税自主権の確立が不可欠だ。中小企業振興策と制度融資の連携を強化し、製品開発や市場開拓、創業支援など産業振興を図ること。特に貸し渋り対策には強力に取り組むこと。また、地域商店街が今や存亡の危機に直面している。さらなる商店街振興策の展開を強く望む。都内中小企業者や都民が不況であえいでいる中、都の内部努力も不十分なままこれほど多くの値上げ案が提案されたことは言語道断、我が党は到底容認することはできない。」これは自民党の討論の要旨のさらに骨子でございます。今、このような状況に時代はなっていると思いましたので、紹介させていただきました。

「消費回復、見えぬ出口」と。「国民負担増の失政」、「雇用不安の影」、「庶民は生活防衛に必死」、ある新聞の最近の見出しでございます。

「自営業者、管理職悲し」、「警察庁昨年まとめ、倒産、借金苦、3年連続で増加、不況自殺」、これもある新聞の見出しでございます。昨年1年間に全国で自殺した人は前年比5.6%増、1,287人増、2万4,391人。1995年から3年連続でふえていたことが警察庁のまとめでわかった。長引く不況の影響なのか、職業別では自営業者と管理職の自殺がふえた。交通事故等よりも多い状況になっております。原因、動機別では経済生活問題、倒産、借金苦、就職の失敗などが3,556人と17.6%もふえたのが目立っている。

「完全失業率最悪4.1%、失業者300万人目前。家族のためにも職を見つけない」、これは新聞赤旗の見出しです。

また、ある新聞の4月15日付です。昨年度の多摩地区、過去最悪の企業倒産。負債総額、件数ともにバブル崩壊期以上。倒産件数は過去最多だった前年度より67件増、383件。三多摩です。有効求人倍率が8カ月連続低下、実質賃金が9カ月連続減少。

東京都が行った都市生活に関する世論調査、最近結果が発表されました。都民の暮らしは1年前と比べて生活が苦しくなった、3割を超す回答でございます。これから苦しくなる、4割の回答です。

今、東京都のこのような状況を、ほんの少し数字で御紹介いたしたいと思います。

ことし2月の都民の消費支出、前年同月に比べてマイナス8.5%。全国が平均マイナス4.3%でありますので、全国でも最悪。東京都生計分析調査によれば、都内の勤労世帯の月平均の消費支出は、1994年の39万5,193円から1998年1月では35万5,134円、1万5,554円下がっております。都内商店の年間販売額、1994年に比べて1997年には28兆7,947億円、14.7%も減少しました。これらを反映したのが都の世論調査の結果でございます。

都内の企業倒産は、1990年は1,101件です。負債総額が3,914億円。1997年度には、3,255件にふえまして、負債総額は8兆2,490億円、全国の負債総額14兆円の約60%を占めております。

失業率は全国が3.9%の時点で74万人。4.1%になれば、また数字は多くなるわけでございます。都内は推定で4.4%から4.5%の失業があるとされていて、その実数は80万人から85万人ぐらい。実質的には1カ月ほとんど仕事をしない人、200万人近い失業者がいる、こういう状況です。

貸し渋りは昨年1年間で226件。制度融資を得た中小企業であっても、銀行の方が制度融資に一律に協力することにはなっていないと言って断る例もあるということでございます。

商店数も東京では1982年からの15年間で約3万5,000件減りました。この3年間だけで約5,000件減っております。東京の商店の売り上げはこの3年間で五千数百億円減少して、小規模の商店の売り上げは6兆1,424億円から5兆8,139億円と3,000億円も減少して、深刻な状況にあります。

このような中で、日野市民の実態を市長はどのようにつかんでいらっしゃるか。その具体的内容があれば内容とともに、自分が感じている気持ち、そういうものを表明をしていただきたいと思います。

先日、私がお会いしたお近くのいろいろな方の反応です。下水道料金に消費税が上乘

せをされるということで対話をしてみました。ある豆腐屋さんは下水道を2カ月で13万円使っている。1日じゅう水を流すのが豆腐屋の仕事である。1カ月6万円。消費税5%上乘せになると、月3,000円以上の負担増になる。油揚げ1枚、豆腐1丁売り歩いて回ってお辞儀をして一つ一つから利益を上げているので、3,000円といっても非常に痛い金額ですということであります。

魚屋さん。水の使い方を最近は売り上げに応じて節約して、毎月計画的に使っていると。魚も水を清潔にしなければ食品衛生上悪いわけですけども、節約をしているというお話でした。

そば屋さん、ここも水を使うので下水道料金も払っているのに、消費税上乘せは反対だと。

クリーニング屋さん。消費税5%をうちは取っていない。これを取ると付近のチェーン店にお客さんを取られてしまう。5%は取れない。だから、水も使うお店なので、それはやっぱり大変です、署名をいたしましょうと、こういうことでありました。またドライクリーニング店も、水はほとんど使わないけれども、チェーン店が多くて、個人業では店員をやめさせ、夫婦で毎日仕事をして店を維持している。消費税が少しでもふえることは反対だ。

寿司屋さん。それどころじゃないよと。7月までうちの店はもつかわからない状況だよと。頑張っしてほしいと。

それからタクシーの運転手さん。この間、東大卒の社員が来たんだとおっしゃっておりました。コンピューター会社をリストラされてうちに来たと。東大卒でもほかに就職を探すともた大卒新卒の給料からスタートするので、子供たちが中学生、高校生がいて養えない、現金収入が必要だというんで、その運転手さんは、うちはこういう人たちが来るような職場じゃ今までなかったんだと言っておりました。その東大卒の方は、家にタクシーに勤めていることは言わないでくれと。まだ前のコンピューター会社に勤めていることになっているんだと言っているそうなのですが、リストラの影響もそういうところにもあらわれてきているわけでございます。

こういう中で、広報ひの6月1日、つらいけれども消費税をいただく、こういう文章が発表されました。ということで私は、本当に市民の立場を考え、この問題を取り上げなければいけないと思ってタイトルの通告をいたしたわけでございます。このような市民の状態についてどのように市長は考えていらっしゃるか。

私は、ここまで社会経済の状態が深刻になっている中では、本当に今、政治家、これ

は市会議員であっても同じです。選挙で選ばれる市長さんであっても同じです。相当深刻に行政上の立場、活動上の立場を変化、転換させていかなければ市民の暮らしや営業を守れないのではないかと、私はこのように考えております。これは保守とか革新とかいうような立場、あるいは思想の違い、そういうことに今は関係がありません。地方自治体の市長は、先ほど都議会の自民党の討論のごく一部を紹介しただけでもわかりますように、本当に共通の立場で地方自治体が住民を守る、そういう方向に頑張らなければいけない情勢に來ているのではないのでしょうか。

この点と関連して、2番、3番も同じような趣旨でございますが、答弁をいただきたいと思います。

今回の下水道料に消費税を転嫁するという計画は、いささかやはり突然だという気がするわけでございます。この3月の下水道会計の特別委員会、ここでのやりとりのメモで、私、感じることも申し上げたいと思います。私が下水道費について一、二質問をいたしました。消費税の転嫁についてはしないと明言できるかと質問をいたしましたわけでございます。担当課長は消費税を転嫁する予定はございませんという答弁でありました。ところが、だんだん上にいきますとニュアンスが違ってまいりまして、助役は消費税対策本部等を開いて十分に検討しなければいけないときに来ておりますという趣旨の答弁でございました。

大体この官庁で検討すると言うときは、大体実現までに5年ぐらい、あるいは長いときで10年ぐらいかかる。20年かかったものもあります。十分に検討するということになりますと、30年ぐらい先を大体私たち市会議員は想像するものでございますが、こういう点からも、本当に今回は急であると。

そして市長は、転嫁するかどうかについては答弁がありませんでした。この2月の日野市の予算案を東京都に説明した折、消費税の転嫁を早急にしろという趣旨のことを東京都から言われました、そのことだけ発言をしますので御記憶いただきたいと、こういう答弁であったわけでございます。転嫁するという答弁ではございませんでした。

また、市長の新年度所信表明を見ますと、消費税の転嫁ということは、これは一言も載っておりません。この1年間はそういうことに触れるということは一切市議会でも語っていないし、市民にも表明をしていないわけでございます。これらの点から、私は非常に唐突であると、こういうふうに思うわけでございます。

それからもう一つは、本会議でもさきにいろいろな方から質問がありました。日野市が要綱までつくって消費税対策本部を設置したその趣旨は、消費税が増税されるに当たっ

て影響を受ける、これはマイナス影響でございます。地方自治体である日野市と市民の暮らし、行政を守っていくためにどう対応するかということが趣旨であったというふうに思うわけでございます。消費税を転嫁しようとか、そういうことではないわけです。消費税対策本部をもし開くならば、これがもしもですけれども、7%、10%に上がったとき、どういう施策をまた打ち出そうか、私はそういう趣旨でこの要綱はでき、本部もできていたのではないと思うわけでございます。それをこの際、消費税対策本部なるものを利用して、2回ぐらいの会議で転嫁に踏み切ったというのは、私としては解することができません。

またもう一つの点は、政治的な判断の時期でございます。私たち市議員が選ばれる選挙戦が2月にございました。ずっと一貫してやる気があるならば、やはり与党の皆さんを通ずるなりして、市民に消費税の転嫁をしますよと。それでもよろしいでしょうか、信を市民に問う市議選にさせていただくべきではなかったか、そのように思うわけでございます。福祉を削るという論戦があると、それはうそであるというような反論をしてみたりして、消費税を転嫁するようなそぶりは全然なかったわけでございます。こういうことで市議選を乗り切って、しかも予算編成期を乗り切ってから、この長年続いた日野市の行政の最も大切な部分を急遽転換をするということも理解できない。やはり政治的な意図があって、市民の批判、世論を避ける、そういうようなお気持ちがあったのではないか。であるとすれば、政治家として非常によくないと言わなければいけないと思います。それらの点についても、考えられるところがあれば話してもらいたいと思います。

3番目でございます。このようなことを提案するには、さきの自民党の都会議員もおっしゃっておりますように、その前に市民の負担を軽くする、暮らしや生活を守る、営業を守る、そういう新しい手立てをどんどん示しながら理解を求めるということになれば、あるいは市民もいろいろ考えるかもしれません。不況対策について何か手を打っていらっしゃるでしょうか。

また、下水道料金について国の補助金が問題になっております。国の補助金が年間、今、十数億円来ております。国の補助金は昭和50年代に比べまして、10分の6の補助金だったものが10分の5になっております。仮に10億円の補助金があると、10%、1億円。この補助金を元どおりにするだけで1億円。私は特別会計予算特別委員会では1億4,000万円、これを取り戻せば年間で入ってくるんだ、だから下水道料金に消費税転嫁ということはする必要はないんだと。そこで馬場市長は、それは同感ですと答弁をされまして、政府や関係機関に強く要望しますということでございました。何回ぐらい足

を運んで要望していただいたでしょうか。その上で消費税転嫁を考えられたかどうか、その辺の実行された点があればお示しいただきたいと思います。

またもう一つは、業者の方々に対する融資制度などがいろいろございます。無担保無保証の制度など、あるいは緊急融資の制度などについて、例えば返済期間を2年間据え置きにするとか、無利子にするとか、そういうような積極的な対応などを考え、手を打ったりされたかどうか。そういう努力をされていらっしゃるのであれば、そういうことをお示しいただきたいと思います。そういう努力をしてもなお、私は現在の先ほど申し上げましたような経済状況、国民生活の状況のもとでは消費税は転嫁すべきではない、このように思うわけでございます。

市長は広報でいろいろ書いておられます。日野市の日野初の新しい施策が生まれるかもしれません。日野初の新しい施策、こういう手本のない時代にはそういうものを市民参画で生み出していきたいと、こうおっしゃっているわけです。日野初の新しい施策と言え、今までの市民の運動で蓄えられているいろいろな実績があると思います。消費税を転嫁しない、これも日野市の新しい施策の発想でありました。今、それを維持できる自治体が少なくなっている今こそ、こういう新しい施策を守って、再度他の自治体にも影響を及ぼしていく、こういう方向こそ私は市長が取るべき現状の中での態度ではないかと考えるわけでございます。そういう点から、どのようなことを不況対策として考えていらっしゃるのか、ございますれば答弁をいただきたいと思います。

私の言わんとすることは、消費税の転嫁は再考しろということでございます。再考していただければ、本日の質問の趣旨は99%達成することになります。条例は本会議に提案されましたけれども、明日の常任委員会までまだ時間もありますので、市長がこれを再考する、あるいは一時保留する、取り下げる、こういう立場に立たれば、市議会もこの間の本会議の模様を伺っておりますと、恐らくすべての議員の皆さんが喜んで協力をするに違いない、そういうふうにも私は推測いたしております。答弁をお願いしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（宮本 寿君） この大不況下での市民生活の実態はどうかということでございます。中小企業の状況で申し上げますと、多摩地区での昨年中の企業倒産件数は、帝国データバンクの調べによりますと362件で、過去最高であった1995年の304件を大幅に上回るものであります。

また、去る6月12日に経済企画庁が発表した国民所得統計速報によれば、1997年の国

内総生産、いわゆるGDPでございますけれども、成長率はマイナス0.7%となり、第1次オイルショック翌年の1974年のマイナス0.5%を下回る戦後最悪のマイナス成長となっております。GDPの6割を占める消費支出が実質1.2%減と、戦後初めてマイナス成長に落ち込んでいます。こうした数字が示すとおり、市民生活は長期にわたる景気低迷の中で、いまだ展望が開けない状況にあると言えると思います。

それから、間が飛びますけれども、4点目のここへ来ての不況対策ということで、特に中小企業の融資に関しましてお答えしたいと思います。融資あっせん制度の運用の中で、従来は預託額の10倍という数字を金融機関に限度額という形で義務づけていたわけですが、融資枠を今年度から20倍まで引き上げる形を取りました。また、市内全金融機関に対しましては、貸し渋りなどをしないよう、市長名で特に要請をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 企画部長。

○企画部長（槇島英紀君） 2点目、3点目につきまして御答弁をさせていただきます。

まず2点目の消費税転嫁の事由といえますか、内容でございます。

一つは、消費税はいわゆる法律でもって転嫁が決まっているわけでございます。実は税制改革法、この第11条に「事業者は消費税に広く薄く負担を求めるという消費税の性格にかんがみ、消費税を円滑かつ適正に転嫁するものとする」という条文がございます。また、国並びに東京都からも、いわゆる指導がございます。特に文書ではございませんが、起債の申請、あるいは決算状況報告、さらには財政当局におきましては財政事情、当初予算調べ、これらについてやはり都から指摘されているわけでございます。さらには下水道関係の起債申請等においても、決算状況においても、また都や国の方から指摘がございます。一つは法律に基づく転嫁、これがあるということ。

それからもう一つは、特に下水道事業に対し課税されている消費税につきましては、既に消費税が転嫁をされてかけられているわけございまして、その負担を一般会計から繰り出しということで下水道会計に繰り入れているわけです。下水道の恩恵を受けていない住民も消費税を負担することになるわけでございます。したがって、いわゆる受益者負担、さらには住民間における不公平が生じているわけございまして、むしろこの不公平な部分を解消する必要性がございます。

それから3点目には、近隣市町村の転嫁の状況でございますけれども、既に27市の中で25市が転嫁をしているということでございます。当時、3%の時代も既に9市ばかり

がいわゆる転嫁をしまして、その後、平成9年4月1日でございますか、5%に上がった時期がございます。このとき各市も、9年度に16の市が5%を転嫁し、平成10年度におきましては8市が5%の転嫁をいたしたわけでございます。

特に、税制改正に伴って消費税が3%から5%ということになりまして、国税の方は4%、1%上がったわけですが、その残りの1%はいわゆる地方消費税という形の中で、活力ある福祉社会実現を目指す視点に立って、個人所得税の負担を軽減して消費税の充実を図って地方財源の充実を図るという地方分権の推進、それから地域福祉の充実のために、その観点から創設された税でございまして、私どもの方も、このいわゆる都道府県税に伴う消費税の分を、交付金として今年度は18億6,000万円ほどいただくことになっているわけでございます。

これらを合わせ考えますと、確かに昨今の経済情勢、景気の状態、先行き不安、こういうものがある中でも、日野市はむしろ遅きにばかりでございまして、各市の状況から見てもここで転嫁をせざるを得ないという状況でございます。

また、時期の問題でございますけれども、これにつきましては消費税対策本部の方で十分検討をさせていただいたところでございます。平成10年度実施の市が幾つかございます。また転嫁の時期については、特にいろいろと各項目にわたり検討をさせていただきまして、消費税対策本部を2回開き、そして6月1日号で市民の皆様にはお知らせを申し上げ、この6月議会に上程ということになったわけでございます。

以上でございます。よろしく御理解をいただきたいと存じます。

○議長（馬場繁夫君） 竹ノ上武俊君。

○21番（竹ノ上武俊君） 不況対策についての答弁もありました。貸し渋りについて文書を各銀行に出したということは、まあ文書程度ではあるけれども、積極的な対応として、これは前向きだというふうに評価してもいいかなという気はいたします。しかしその他については、私が当初申し上げましたような経済社会状況の中では、まだまだ努力はほとんどなされていないと言っても言い過ぎではないというふうに思います。これは市民感情から私にはそう反論もないのではないか、こう私が今申し上げたようなことについて反発はないのではないかというふうに思うわけでございます。

企画部長からの答弁も伺いました。これを一々、若干の反論をしたいと思います。しかし、それよりも大きな前提として、今のこの経済社会状況を見た場合、こういういろいろの他からの外圧、あるいは内圧、こういうものに対しての分析の立場、あるいは対応の仕方、どう感じ取るかという点が根本的に違わなければいけないと私は思うんです。

そうでなければ、今、部長が答弁されたように、これは市長と言ってもいいんですけども、ずるずるやっぱり外圧や内圧に押されて福祉や教育やそういう生活を守る制度が後退をするということになってしまうわけですね。だからそういう点で、私は市長や市の職員の皆さんにもう少し市民の立場に立って奮闘していただきたいと思うんです。

例えば、下水道料金についての消費税負担率が市民に不公平があるとおっしゃっております。確かに一部分を見ればそういう言い方は成り立ちます。しかし、この日野市の行政、国の政策全部を見ても、不公平けれども、福祉とか教育とかそういう地域環境づくりは全体のバランスの中で執行されているわけです。

例えば市立病院の問題があります。一般財源を10億円前後繰り出しております。私の地域では、私はどこかの方のように七生格差と言って、その市民の格差を誇張するつもりはないんですけども、私たちのところからは、例えば相模原の北里病院に行ったり、多摩市に行ったりしているわけです。市立病院の恩恵になっていないから、じゃあ相模原までの交通費とか、いろいろな御苦労のために手当をそういう市民には出しましょうかという発想にはなっていないわけですよ。だからこれも不公平と言えば不公平なんです。

福祉の政策は、私は全般的にそういうことが言えると思いますので、市民が助け合いの中で、そういう不公平というものが生じるけれども、最も厳しい市民に目標を定めていろいろと救済したり応援をしたりしていこうというのが、私は市のいろいろな行政のあり方ではないかと思います。

なおまた、下水道だけで言いますと、くみ取りの地域は、これは無料でくみ取りをいたしております。またコミプラを使っていらっしゃる、共同汚水処理をしていらっしゃる方にはいろいろな補助金の手立てをしているわけでございます。そういうことで、確かに下水道のないところは非衛生的であったり、不満もたくさんございます。そういう方々に配慮して下水道工事を促進しなければいけないことは明らかなんですけども、そういうふうに見ていきますと、やっぱり市民がお互いに理解し合っていける範囲に私はあるというふうに思うんです。

下水道予算の中での消費税のことを申し上げます。例えば建設費を60億円前後使っております。そうすると日野市は消費税を、5%ですから、60億円使うと単純計算で3億円の消費税を納めているわけです。その下水道を建設した利益として、市が市民から手数料をいただきますよね。でき上がったものとしていただきます。それが現在は12億円ちょっとあるわけです。ですから消費税は5%、6,000万円ぐらいになるわけですよ。

ですから3億円納めて、しかし市民から来る手数料から取れば6,000万円だけれども、国には3億円、下水道だけでも納めているという実態があるわけですので、そういう感覚的に計算しても、私はこの問題については配慮しても構わない、そういうふうに思います。

しかも、日野市は消費税を払わないと言っているわけではなくて、消費税は払う立場に立って、もし下水道の予算でやりくりがつかなければ一般会計から出して、ことしであれば6,000万円前後の消費税を納める立場に立ってきているわけですからね。ただ、日野市の一般財源等で、市民の生活を守るために消費税を転嫁しないで下水道料は徴収しているということになっていると思います。政府に対しても別段、法律に背いて謀叛を起こしているわけではありません。ただ、市民の暮らしや営業を守ろうということで、施策として積極的に今まで消費税を転嫁しない、こういう立場で頑張ってきているわけですので、このぐらいのことを東京都とか国に対して、こういうふうに頑張っております、御理解くださいと、やっぱり反論しなければいけないと思います。

特別会計予算特別委員会でも私申し上げました。東京都の地方課長にも私どももお会いして、いろいろ議論したこともあります。今回も市長がそういうことをおっしゃったので、都議会議員を通じて地方課長に、日野市にそういうことを言っているのかと聞いてみましたところ、確かにそのとおり申し上げておりますということでありましたが、しかし、私どもが東京都に行ったときは、三多摩というところがいかに23区と比べて財政状況が厳しいか、収入基盤が弱いのか、交付金等にも差があるか。そういうことで、三多摩格差の財政状況の中では、地方課長たる者はそういう政府寄りの指導をするのではなくて、どうすれば自主財源を確保できるか、むしろそういう激励、指導をすべきではないか、そういう任務ではないんですかと申し上げてきたところでございます。そうですとはおっしゃいませんでしたけれども、議論だけはしてきました。

ですから、市長もそういう立場で、ぜひ東京都に対しては胸を張って、日野市はたとえ1市なりとも頑張るつもりですと。これからぜひそういう方向で東京都ももっとこういう自治体がふえるように頑張ってもらいたい。ほかの点で努力して、財政はちゃんと運営をして見せますと。こういうふうに私は応対していただきたいと思うのでございます。

法律上、地方自治体に対して東京都がそういう差し出がましいことを言ったり、もし従わない場合懲罰を付したり、そういうことはできないわけです。もちろん、いわゆるおどかしで、起債のときに簡単にはうんと言いませんよということはあるかもしれませんが。しかし、それを努力して、全市民一丸となって東京都に交渉すれば、あるいは政府

に交渉に行けば起債は認められるわけです。また、きのうやりとりもありましたように、市立病院の起債についてもいろいろと考えをめぐらし知恵を施せば、起債はもらえる条件に今もなっているわけです。

そういうことで、法だ法だと言うなら、もっと憲法とか地方自治法の根本精神を守ると、住民の暮らしや安全を守るんだと、福祉を向上させるんだという、そういう法を守る方にひとつ頑張ってもらいたいと、このように思うのでございます。そういう意味で私は市長に頑張ってもらいたい、再考してもらいたい、こういうことを申し上げております。

今の財政の問題についても一言だけ触れたいと思うんです。財政のいろいろな今の数字のことが出ております。週刊ダイヤモンドの地方自治体の分析記事も、私も読ませてもらいました。このことについては、この次の質問で我が会派の中谷議員から質問があるかと思しますので、触れません。

大きな流れとしてどういうふうに今、地方自治体になっているのか、なぜ地方自治体の財政が厳しいかという点について、私は深く調べる、もっと地方自治体の財政が危機に陥っていると言われている状況、なぜこうなったかという受けとめ方が市長は偏っているのではないか、深く推察していないのではないかというふうな気がいたしました。そういう点で、私の考えを若干申し上げまして、地方自治体の財政については、私たち日本共産党も全国の保守的な市長さんに対しても、今、厳しい、これを乗り越えるために共同しようということを申し入れているところです。そしてその共同、協力の関係が全国に広がっているのも、幾らかお聞きになっているかもしれません。今のこの地方自治体の財政危機、これがなぜこういうふうになっているか、簡単ですでお聞き願いたいと思います。

資本主義経済の破綻というものが、今、あるんじゃないかというふう思うんです。1980年代から世界の資本主義経済が深刻な矛盾に陥るもつとで、それまでのケインズ経済学に基づく経済政策、これは私どもの党の文書を読み上げておりますけれども、話すような調子になっておりますので、聞いていただきたいと思います。政府が国の財政をつぎ込んで経済に大規模にてこ入れすることで大企業中心の経済を栄えさせる政策が処方箋として役立たなくなっていること、それにかわる新たな安定した指針を見つけ出せないでいる現状にあることを、深く私は酌み取っていただきたいと思います。

そういうケインズ政策が行き詰まったもつとで、発達した資本主義国の中でいろいろな道が探られました。アメリカのレーガン政権、イギリスのサッチャー政権、あるいは日

本の中曽根政権、こういうものがあります。しかし今、その流れが失敗したとして強調されているのが、きのうも論議になりました、公立病院を買い取りにアメリカの資本が出ていたというような動き、こういうところに変化してきているわけですね。規制緩和による自由な市場原理、こういうことの国際化、グローバル化、そういうもとでアメリカ流の経済路線を全世界に押しつけようという、そういう手前勝手なやり方が、今、日本に及んできているということだと思います。

それで、それをまともに取り上げて、国民の言うことは聞かないで、アメリカの言うことばかり聞いて出されたのが、私はあの橋本政権の括弧つきの六大改革というものではないかというふうに思うわけでございます。橋本政権が六大改革ということで、地方自治体のリストラなども含めましてそういう方針を出しました。しかし、これについてももう行き詰まりに行き詰まりまして来ております。財政構造改革法も、もう本当にめっちゃくちゃになってきているわけでございます。そういう中で、橋本政権の六大改革は破綻したと、一般の新聞も大きく見出しで出すようになっております。今探しておりますが、出てきませんので、また出てきましたら後ほど御紹介したいと思います。

そういうことですので、どういうふうに財界や、国際的に日本の経済の方向が指摘をされているか、若干紹介したいと思います。

まず日経新聞、こういうふうに紹介しているんですね。「米政府は、昨年の消費税率引き上げと財政構造改革法成立をいずれも失政と見る。今回の銀行への公的資金投入は資本主義に逆行する自民党の失政と判断している。」

英国ガーディアン紙4月3日号。「世界第二の経済大国日本は事実上の不景気に落ち込む中で、昨日、大最悪の縁に立った。これは全世界に衝撃を与える恐れがある。例えば0.1%という今会計年度の目標に達しそうな成長。過去23年間で初めて経済は後退するだろう。急落する地価、低迷する消費支出。かつては強力だった日本経済が危機に向かい始めたのは昨年4月、政府が消費税を3%から5%に引き上げると決定してからである。1980年代末の資産価格、バブルの崩壊から回復するため、日本経済がまだ苦闘しているさなかにである。」

国内で週刊ダイヤモンドです。3月14日号。「日本経済号というロケットは96年、ようやく軌道に乗りかけていた。ところが、この日本経済号の主力エンジン目がけて97年度、政府は9兆円の負担増という強烈なミサイルを撃ち込み、日本経済号は撃墜されてしまった。撃墜された日本経済号は97年後半から軌道を外れて宇宙をさまよい始めた。」こういうふうに、週刊ダイヤモンドですからね。新聞赤旗ではございませんから。

英紙フィナンシャル・タイムズ。「橋本首相は消費税引き上げの攻勢に出たことで手ひどい誤りを犯した。患者（日本経済）は、薬（増税）に耐えられるほど頑強ではなかったのは明らかだ。」

米経済紙ウォールストリート・ジャーナル9月2日付、これは去年です。「日本の国内総生産4～6月期が大幅マイナスになり、経済を回復させる体力に新たな懸念が生じた。張本人は消費税引き上げであり、これが消費者支出や企業投資、住宅建設着工に大きな打撃を与えた。」

朝日新聞、これも昨年ですけれども、10月29日付。「増税の廃止、つまり消費税率を3％に戻す、それぐらい踏み込んだ姿勢を見せるべき。間違った選択は元に戻すのが当然だ。」

週刊新潮11月6日号。「橋本内閣は我が日本を沈没させるつもりらしい。」週刊新潮にしては去年の11月、よく予測していますよ。「着実に深刻化している不況を景気回復の基調と言いつくろい、下落する株価にもなすすべなし。国民の怒りは爆発寸前。船が浸水し始めているというのに、それすら気づかない船長を国民は必要としない。今こそ所得税減税で景気を回復せよ。」こういうふうに言っております。

さっきの資料が出てきました。これもある新聞です。「橋本六大改革総崩れの恐れ」と。「景気失速が逆風、金融財政後退、見えぬ首相の顔」というように一般紙も行き詰まりをしております。そういう状況ですので、今、私たち国民の不安の状態というのは非常に深刻です。

これも私どもの党の資料に載った文章を御紹介したいと思います。ある有力なジャーナリストの方の御意見です。「今、政治不信の意味合いが大きく違ってきた。以前は経済と生活にまだ余裕と豊かさのある中での政治不信だった。実際、一部の特権的な立場にいる人々を除いて国民諸階層のすべてが生活と営業の危機に直面しているのが現在であります。その中で、これまで長い間、自民党の政治的、社会的な地盤と周りからも見られていた諸層の中にも、自民党の大きな政治的な崩れが起きています。それが無党派層の新たな広がりとなっているのですが、この無党派層は、ただ政治に背を向けるということではなく、この生活の崩れ、営業の危機をどうして打開したらよいかということをも真剣に求めざるを得ず、現に求めるという積極的な動きを示しつつあります。ここに今日の特に政治変化の新しい奥深い基盤があること、ここを注目しなければならない。」こういうふうにジャーナリストの人が言っております。

そのようなことをいろいろ思うにつけ、今度のつらいけれども消費税をかけさせてく

ださい、私は承服できないわけでございます。市長が最後に答弁されると思いますので、言うべきことを言いまして、答弁をお聞きしたいと思います。

「政治的な配慮もあって、これまで課税できなかったということでしょうが」となっております。これも「政治的な配慮」というふうに表現しますと、何となく誤解を生むこともあると思います。市民の暮らしを守るということで市議会も認め、森田市長の時代、こういう消費税を転嫁しない、こういう立場できたわけですね。これを政治的な配慮だったというふうに言いますと、今の市長と前の市長は政治的信念が違うから、政治的な配慮だけでそういうことをしていたのかという誤解も生まれますので、そういうことであるのかなのか、これも説明をしていただきたいと思います。

それから、やっぱりマスコミも注目しているわけですね。産経新聞も「非課税市一角崩れる」、東京新聞は「都の強い指導と釈明」、こういうふうに表現をいたしております。

そこで、私、市長の個人的な性格についてあれこれ言うつもりはないんですけれども、ないんですが、言葉のあやというふうに聞かないで、私の言わんとすることを聞いていただきまして、今後の行政運営の判断の一助にさせていただきたいと思うんです。

それは、市長が「手本のない時代」というのを広報で書かれたわけでございます。ここで「手本のない時代」という、この発想がどういうことなんだと。革新市政24年間のすばらしい手本があるではないかというのが私の結論です。いや、革新だから言うんじゃないんですよ。

石油ショックのときに、どういうふうに日野市はその財政を乗り切ったかという手本もあるんです。このときは森田市長の時代でした。市長が、市内の資本金1億円以上の大企業に対して法人市民税の税率の改正の提案をしたんです。市議会の一部の方々がびっくりされまして、大騒ぎになったんですよ。ある議員さんは、市内の社長さんに1社1社回って税率を変えるために了解を取ってからこの条例は提案すべきだと、こういうことになりましたり、繰り返し臨時議会などを招集してさんざん苦労しましたが、市内の大企業のいろいろな会がございます。何とか日会とか、いろいろなものがありますね。そこの方々も、こういう税率については市議会に一任しておりますよと。私たちは何も発言することはありませんというので、市議会も税率をアップして、今のこの法人市民税の増税分、相当の金額になっております。新財源を確保することができたわけです。

そういういろいろな例があります。ですから、手本のない時代ではなく、私は地方自治を守ろう、市民の暮らしを守ろうというのには手本がある。手本のない時代というこ

とで、司馬遼太郎の作品なんかを出しまして「21世紀を目前にして、今の日本は羅針盤をなくしています。」これは橋本政権のことでしょうかね。というふうに書いておられますけれども、私は地方自治を守る上では羅針盤というのがあるというふうに思います。

私どもは繰り返し地方自治体のあり方ということで提案をしてきているのは4点あるわけです。

第1番は、今、地方自治をよみがえらせなければいけない。先ほどの深刻な状況ですので、第1番は国の悪政の防波堤になり、防波堤になるんですよ。福祉、教育、暮らしを最優先する自治体にしようではないか。これは保守の人も賛成していただけるという立場です。

2番目は、住民が主役のまちづくり、村おこし、地域と地球の環境に優しい自治体にしましょう。これも全員賛成です。

3番、参加と公開、女性の声が生かされ、議会の役割がフルに発揮される自治体。

4番目は基地撤去。これも青島都知事にしろ、鈴木都知事も立候補されたときは公約でしたからね。横田基地撤去。基地撤去、地域から非核と平和が息吹く自治体にと。

この4点を目標にして、私どもは努力を続けております。そういう観点から、今回のことについても考えていただきたい。

なおまた、我々は消費税を将来廃止しても、あるいは3%に戻しても、財政はちゃんと再建できる、そういう発想を持っております。日野市政についてもそういう発想をいろいろ持っております。下水道の会計についても、今度下水道事業完成を平成20年まで先送りをされました。その一番の理由としては、これの起債が35億円ぐらいになってしまう、これを29億円に抑えるためにそうしたんだというような説明が特別会計予算特別委員会でございました。しかし、これについても先ほどの国庫補助のあり方、あるいは不交付団体に対するいろいろな諸制度の改善というようなことをしていけば、長期的に努力すればいろいろ解決の方法は出てくるわけですので、私どもは楽天的ではありませんけれども、悲観的にはならず、日野市の財政はちゃんと運営していける、そういう観点からきょうも質問をいたしておりますので、その点にも触れて御答弁をいただきたいと思います。

あわせまして、これは通告しておりませんが、例えば今言いました法人市民税の問題です。そのころ法人市民税の均等割というのは安かったんですよ。どんな大企業でも赤字になれば均等割はゼロないし200円でしたかね。まあ1万円かそのぐらいの規模でございました。それでこれを改善しまして、今、資本金に応じまして、市内では

大きいところはどんな不況でも均等割だけは払っていただきたい。これは300万円なんです。20社ございます。それから175万円が11社ですね。41万円が140社、40万円が20社、こういうふうになっていくんです。それで5万円は1,990社、これはもう中小企業です。ということになりますと、市内のまだ財政力がある、黒字決算もしている、そういう企業なんかもあります。例えばこの300万円という法人市民税の均等割、これを、先ほど都議会でも自民党の都議団の代表がおっしゃってございましたように自主課税権に基づいて研究して、この300万円というところを例えば、それは適正に議会なり市で検討してもらいたいと思いますが、400万円にする。そうすると20社ですと、今言いました消費税の転嫁などを市民に負担させないでも解決する方法というのも、よく検討してできないことはないわけです。

ですから、その気になればということなんですけれども、いろいろと地方自治体には、私は財政問題を自主的に解決する策があるんだと。そういうところに馬場市長もすごく心を入れて、勇気を出していただきたいと思うんです。

私は「じわじわ」というのを辞書をさっき引いてみました。これはじわじわというのが好きだとおっしゃるんで、私、じわじわ福祉や教育をよくしていくんだ、消費税なんか市民に負担させないよという方向に行くんだと思っていたんです。辞書にもそのとおりなんですよ。事が少しずつ少しずつ力強く進行すること、これをじわじわと言うんですって。じわじわ攻め寄せる、こういうことなんですね。しかし私、今の方向で行きますと、中央高速課税をやめて、これがずるずる実行されておられません。ずるずるとなっていくんじゃないか。「ずるずる」というのを辞書を引いてみましたら、滑り落ちる様子なんですよ。ずるずるそのままになるという意味なんですね。ですから、もし私が言った提言を取り入れていただかなければ、私はこれは「じわじわ」というスローガンは取りやめて、「ずるずる」と変えるべきではないかというふうに感じております。そういうわけで、個人的なことは言わないつもりでございましたが、市長がかねがね本会議でもおっしゃっているスローガンでございますので、このことを申し上げまして、市長の答弁をお伺いしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　竹ノ上議員から、御自分の長い長い議員としての経験、あるいはそれ以前の経験もあると思いますが、いろいろなものを踏まえ、外国の例、政府の例、あるいはマスコミ等の例、幅広い例を取り入れながら、今のこの不況のときにこそ地方自治の役割を発揮をして、議員の言葉で言えば「戦え」と、こういうことになるのかな

というふうに思うわけであります。順番に少しお話をたどりつつ、余り幅広く問題が出されておりますので、整理がつきますかどうかわかりませんが、お答えを始めてみたいと思います。

初めに都議会自民党の方の討論がございました。いずれこれ、最後の方で私もこういった形に触れてみたいというふうに思いますが、値上げを一切認めないんだと。これは料金改定ということでございまして、これは消費税云々はもう既に片づいておりますので、全体としての料金をどうするかというふうなお話ではなかったかなというふうに思います。それが初めにございました。

あと、この経済の不況をどう見ているのかというふうな重い問いかけがございました。市長としてどう見ているのかということだと思います。不況、倒産、あるいは自殺者の増加とか、市民の皆さんの生活が苦しくなっている、あるいは小事業者が大変に営業する上で困っていると。学生は求人がなかなかなくて困っている、失業はさらにふえている、有効求人倍率も非常に悪い状態にある、過去最悪の企業倒産であるというふうないろいろなお話がございまして、私もその辺の認識は、戦後恐らく一番最悪の不況に今突入をしているなというふうな認識は持っておりまして、議員もいろいろな新聞の切り抜き等をお持ちになってお話をされましたけれども、例えば賃上げの率も戦後最低であったとかというようなこともございまして、ことしの1月～3月は特に法人の各企業の、何ていうんでしょうか、一番底をついているというふうなことの報道もございました。

いろいろな意味で、私は全体を見ても、あるいは日野市内、あるいは三多摩地域を見ましても、いろいろな意味で厳しくなっていると。私の身の周りでも、お店があるとき突然「やめます」というふうな張り紙のもとに閉まっているというようなこともありますし、ガソリンスタンドなんかをやっている友人に言わせると、もうとてもじゃないけれどもやってられないよというふうなこともあります。自分のことを言ってもはあれですけれども、私も酒屋をやっておりますが、これも一体いつまで続けられるのかなというふうな、かなりの厳しい状況でございまして、これは議員の御指摘だと政府がみんな悪いのよと、こういうふうなことになるわけでありますが、それももちろん大きな要素としてはありましようけれども、やはり日本という国が、今、世界全体の中でこういう位置に落ち込んでしまったのかなという、そういう認識もまたあるところでありまして、そういう意味では、実態として日野市民の生活が、先ほどお話にありました豆腐屋さんやおそば屋さん、魚屋さん、特にこういった水をよく使う業務の方々にとっては、この下水道料に対する消費税を転嫁するというのは大変苦痛なことだなということとはよ

くわかるわけであります。

ですが、部長も答弁を申し上げましたように、やはり自治体というものは、まず初めに日本国憲法があるわけでありますが、それに基づくいろいろな法律があって、法律に基づいて、ある場合には条例をつくり、あるいは条例がない場合には国の通達をもってやっていくというのがこれまでの例でありまして、それを粛々とやっていかなければいけないと。これまで転嫁をしなかったということについては、政治的な判断とかいろいろなことがお話をされましたけれども、やはりその言い方が悪いのであれば、いろいろな幅広い配慮の中でこれまで転嫁ができなかった。つまり本当ならばすべきなのだけでも、できなかったということだろうと私は思うんですね。そういう意味で、そろそろこれをやらないことには、いかに苦しくてもお願いをはっきりとしなければいけないという認識を、今、私は持ったということであります。

それから、救済といいますか、非常に多く下水道料金をお使いになる方についての救済ということについては、例えばこれまでの料金システムの中でも、たしか前に部長あたりが答弁をしたと思うんですが、他の市の料金体系と比べれば、そういったよくお使いいただく方々への配慮とか、弱い立場にいる方々への配慮という面では、料金体系そのもので、日野市の料金体系はほかの市と比べて決して劣ってはいないというふうに思いますし、もしこの5%の転嫁というものをお認めいただくとすれば、その転嫁分を引くめて全体としての料金体系の中で、事業的に困ってしまう方、あるいは弱い立場にいる方は配慮をするという、そういう方策を考えた方が、国の制度、あるいは法律との整合性という面でよろしいのかなというふうにも思っているところであります。

それから、東京都に対して1市になっても転嫁しないぞというふうな強い姿勢でいけよというふうなことでございます。私もできるのであればそうしたいなというふうに思いますけれども、例えば国分寺の市長さん、この方はやっぱり昨年6月ごろから新しい市長さんにおなりになったわけでありますが、私非常にショックを受けましたのは、あの市長さんが3月の議会、最初にこの消費税の転嫁の議案をお出しになったんですね。結果としては否決をされましたけれども、東京都の認識というのは、へえ、あの国分寺の市長さん、よくおやりになりましたねというふうな認識でありまして、そういった点で、いや、私は一番最後になってしまったなというふうなことを感じたということは事実であります。

それから、なぜ地方自治体の財政が厳しいか、なぜかということの中で、いろいろ経済論を展開をされたわけでありまして、資本主義が全体に破綻をしたというふうなお話

もありますけれども、でも、お話の端々にアメリカの新聞はこう言っている、イギリスの新聞はこう言っているというようなことがございましたので、資本主義の経済全体が破綻をしたというのは、御本人の議員もしっかりとは認識をしていないのかなというふうな感じは持ったわけであります。アメリカ流の自由主義の手前勝手に乗って今の六大改革があるということですが、果たしてそういう認識でよろしいのかどうかということとは、私もちょっと疑問を感じた次第であります。

具体的にアメリカの新聞でありますとかイギリスの新聞でありますとか、いろいろなところから日本は何をやっているかというようなことを言われていると。週刊ダイヤモンド、これは日本の週刊誌でありますけれども、あとフィナンシャル・タイムズでありますとかウォールストリート・ジャーナル、消費税を3%から5%にしたのが元凶であるというふうな、最近こういう論はかなり強いようでありまして、確かに時期としては私も、昨年4月という時期はひょっとすると日本経済がうまく上っていけるかなというときに水を差したといえますか、そういう感じではタイミングが非常に悪かったなという認識は私も持っておりますけれども、しかし、ほかの市、あるいは東京都、国のいろいろな業態、あるいはいろいろな業務にお買い物をする市民の皆さんがされるわけでありまして、それぞれの分野にもう消費税というものが転嫁をされるということが一つの常識といえますか、そういう状況になっているわけでありまして。そういう中で、私どもの市の病院の関係の一部の消費税と下水道料について取るべきものが取れていないという状況をこれ以上放置するといえますか、置いておくというのはいかがなものかという認識を持ったわけでありまして。その辺をぜひ御理解をいただきたいというふうに思うわけでありまして。

それから、余りにも唐突ではないかという御批判であります。これについては確かにおっしゃるとおりかもしれません。本当にこれについては広報にもお書きいたしました。つらいけれどもということで、これも突然であったからという意味も含めておわびを申し上げたいというふうには思います。重々おわびを申し上げたいというふうには思います。

ですが、私も国分寺の市長さんではございませんが、ようやく2年目を迎えたわけでありまして、ことしの予算を組み始めたのが昨年10月の半ばぐらいからであります。10、11、12月で大体予算の骨格を決めるわけでありまして、その当初、この消費税をどうするかということは、まだ私にはとてもでないけれども判断できなかったという状況がございます。そういうことで、選挙がある云々ではございません。最初の予算を組むにつ

いて、とても消費税云々のことを私が判断をする、勉強するといいますか、そういうことができていなかったということがございます。3月の議会に上程をするのには、もう1月には形ができているわけでありまして、そういうことをぜひ御理解をいただきたいというふうに思うわけであります。

もう一度、前にも申し上げましたけれども、去年は本当に前の方からの引き継ぎのことを一つずつクリアをして、それをどういう方向づけをしていくかという1年でございまして、新たに新しい施策としてどういうことをやっていくかということがほとんど考えられなかった1年。その最後の詰めが12月の、例の病院の問題であったわけでありまして、あの時点ではまさに、きのうも大きな御議論がありましたけれども、あの病院をどうするか、本当にそのことばかりをほとんど毎日のように考えていたわけでありまして、その辺のこともぜひ御理解をいただきたいというふうに思うわけでありまして、しかしながら、やはり余りにも唐突ではないかということについては、素直にその御批判を受け入れて、受けとめて、おわびをしなければいけないというふうに思っています。

しかしながら、おわびはおわびとして申し上げますが、これを今やらないとますますやりにくくなるなというふうな認識も一方ではあるわけでございまして、周りの皆さんはもう既にやっているわけでありまして、日野市だけがやらなくて済むということが通るものかなというふうな、ますます厳しい時代になればなるほど、こういった目立った、とがった点は、上部にしても、あるいは外部の自治体にしても目立ってくるわけでございますので、その辺の御理解はぜひいただきたいというふうに思います。

言葉のあやというふうなことでございまして、手本のない時代なんて言わなくても、手本は革新市政に立派なものがあるではないかというふうなお話でありまして、それが羅針盤であるというふうなことをお話しになった上で、いろいろ四つを挙げていろいろな政策をするようにというふうなことでございました。

ですが、私が申し上げたのは、あの記事の文章をよくお読みいただければいいと思うんですが、日野市の中でお手本がなくなったとか、そういうところで言っているのではなくて、日本全体が何となくすくんでしまって、みんなが自信をなくしてしまって、頑張ろうよという気持ちがなくなっていると。それではいけないなというふうな意味で言ったわけで、これまで日本というのは、古くは中国を例にして中国を先生にして進んできた。もっと古くは、あるいは朝鮮の方々ということもあるのかもしれませんが、最近では、やっぱり欧米のやり方をまねてそのとおりに、あるいは少し改良してやっていくというのが日本の大きなスタンスであったわけでありまして、それがどうもいつの間にか、ま

あ日本人が尊大になってしまったのかどうかわからないけれども、もうお手本とするものがなくなったよというふうなことを大きな顔をして言い始めた途端に、こういったバブルがはじけたといいますか、そういうことが来たようでありまして、今や子供たちはもとより私も大人も、日本が明日どういう方向にステップを踏み出すのか、大きな絵が描けていないという、そういう時代だというふうな認識を、私はこの「手本のない時代」ということで書いたつもりでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思ひますし、私は常々、前市政のよいところはきちんと受け継ぎますよということは、これは選挙の当時から申し上げましたけれども、就任後も申し上げているところでありますし、特に弱者への姿勢とか、トータルで見てクリーンな姿勢とかというものは、前の市長さんのよいところとしてしっかりと受け継いでいかなければいけない、こういうお話もしているところであります。

ですが、私がじわじわということをしたのを、今のままではずるずるになるぞというふうなお話でございますが、何とか議会の皆さんの御理解をいただいて、職員とか市民とかみんなの力を結集をして、じわじわではありますけれども、少しずつよりよい方向にこの日野市政、あるいはもっと大きく言えば東京都、日本を持っていくように頑張っていきたいと思う次第であります。

それから、最後にちょっとこれだけは申し上げておきたいわけであります。果たしてこれが竹ノ上議員も関係するかどうかわかりませんが、ここに平成9年4月18日の日刊新聞〇〇というところの購読料の消費税増税分の負担についてのお願ひというものがございます。ちょっと読んでみますね。全部は読みません。「読者の皆さん、日ごろ新聞〇〇を御講読いただきましてありがとうございます。」この後、〇〇のことをどういう新聞かということを伝えた上で、「さて、国民の圧倒的多数の反対にもかかわらず、4月1日から消費税の2%増税が強行されました。このため、大変心苦しいことではあります、日刊新聞〇〇につきましては増税の2%相当分の負担を読者の皆さんにお願いせざるを得ないことになりました。現行の購読料2,600円に消費税2%分50円を加えて2,650円とさせていただきます。ただし日曜版は既に発表のとおり現行の650円に据え置きます。実施は5月から」と。まだ最後の方、ちょっと読みますね。「読者の皆さん、大企業などの広告料に依存せず、読者の皆さんの購読料によって支えられている新聞〇〇です。どうか今回の消費税2%相当分50円を上乗せした講読料の改定に御理解をいただきますようお願いいたします。」最後に「1997年4月18日、〇〇〇〇党中央委員会〇〇編集局」と、こういうふうにあるわけでありまして、この〇〇新聞さんのような場合

には、３％にしてくださいということと言っても、既に転嫁をしているわけですから、一つの運動体としてのありようはいいわけですが、私どもの日野市はそうしていないので、まだその論に加わる資格がないわけですから。ぜひこの辺のことも御理解をいただきまして、いろいろ私もお話し申し上げましたけれども、ぜひ竹ノ上議員にも、聡明な竹ノ上議員でございますので、〇〇についてよく御理解をいただきまして、この提案について温かい配慮と御理解をいただきたいと思う次第であります。

○議長（馬場繁夫君）　　竹ノ上武俊君。

○21番（竹ノ上武俊君）　　市長が最後に〇〇新聞というものを出示されて、いかにも反論できたとお考えかもしれません。しかし全然反論になっていません。

新聞というのは、これはまず性格が自分で選んで取るものなんです。そういうものですから、読者と発行側との間でいろいろな話し合いをすることもあるでしょう。それから、私も詳しくは知りませんが、それがもし新聞赤旗であるとしめすと、政党の機関紙（「そうは言っていないよ」と呼ぶ者あり）だから私も仮定の話で言っております。新聞赤旗であるとしめすと、これは政党の機関紙というのは思想の自由、あるいは表現の自由、そういう中で商売でやっているのではないわけですね。ですから政治活動だから消費税を転嫁するなという運動を積み重ねて、闘って闘った結果のさまざまな判断でそのような態度を取ったといういきさつがあります。

ですから、下水道料金というのは、これは公共料金なんです。だれもがその下水道を使わなければ、自分で個人会社をつくってどこかに引っ張っていくというわけにいきません。そういう一般の生活にかかわる消費税の問題を私は論じているので、一つのそういう、何といいますか、組織内のいろいろな政府とのやりくり、政治活動と商業との関係、そういう点を理解しないでこの私の質問に結合して反論したということは、極めて大人げない態度であるというふうに一言言っておきます。

それから、橋本内閣六大改革というのを打ち出しました。これについてはアメリカの言うなりにつくったものであるというのは極論だというような趣旨がありまして、詳しく反論いたしたいと思います。時間がありませんので、反論のチャンスをつくっていただきましたので、またいずれこの壇上で反論をして、いかに橋本内閣が、国内の政治では財界、銀行、ゼネコンの言うがままか、国際的な経済、外交問題についてはいかにアメリカの言うがままかというのは、これはもうマスコミも書いておりますけれども、そういう実態について明らかにしたいと思います。

そしてそれを、橋本政権の言うがままに動こうとする方向がだんだん、ちらちら見え

てきたなというところを、私はそれではいけないよということをきょうは指摘しておりますので、私の真意を酌み取っていただきたい。これは市民の声だというふうに酌み取ってやっていただきたいと思います。

それから国分寺市のこともございましたが、反論する時間がありません。国分寺市におきまして、国分寺市長が今までのいわゆる自民党流の財政運営を、日本共産党市議団などとの話し合い、ここにその資料も持ってきたんですけれども、時間がないので、話し合いまして、大きくその大規模建設計画を中止するとかさざまな苦勞をして、みんなで話し合って行財政を進める。いきなり広報に発表するというようなことではなくて、そういう話し合いの中で1998年度予算は全会一致に至ったものでありますので、その辺のいきさつについても、また時間があればここで討論をして、市長にこれも例の取り方がまずいのではないかという点だけを私は主張しておきたいと思います。

私も市議会議員の全員の皆さんと協力して、この市財政が困難になっている最大の原因はたくさんあります。さっき言いました下水道に対する国庫補助金が10分の6から10分の5になった点。それから国の一方的な地方自治体のことを配慮しない減税政策によって減収が80億円近くになりました。今年度も市民税、住民税の減税だけで6億2,000万円の減額になっております。これだけを政府が見てくれれば、もう馬場市長も悩むことはありません。下水道料金に消費税を転嫁しなかったかもしれないぐらいの金額なんです。ところが、日野市は不交付団体ということで、これを交付金で見てくれない。借金してやりくりしなさいと政府が言っているものですから、この点は馬場市長もお怒りだと思います。市議会でも全会一致でこういうことを、三多摩の自治体、不交付団体については政府が責任を持って6億2,000万円はあてがってくれるように、そういう運動を一緒にしていこう、こういうふうに私は考えております。

今、さきにも提案しました地方自治体がどうあるべきか、こうすれば住民の生活を守れるという提言もいたしましたので、先ほどの4項目についても今後ぜひしっかり受けとめていただいて、今後の日野市の運営をしていかれたらよいのではないかというふうに発言をいたしておきたいと思います。

最後に、今の答弁もちょっと弱かったんですね。私最後に、「戦う」という言葉は嫌いとお前の本会議でおっしゃっていますので、東京都や国に対してもっと物を言うぞと、行動するぞという強い言葉が、発音だけでも大きいものがあるかなと思ったんですが、これが非常に低うございました。物を言うという態度ではなくて、この間のあれですと、2月の東京都の地方課の指導、重い荷物というものをもらってくるばかりで、物

は言わないんじゃないかという気配すらするんですよね。

市長は、ある地方新聞に載っておりましたが、上級機関に対してよく出歩いていると。東京都や国に35回行ったと書いてありましたかね。それから他市にも107回、他の市長さんのところに出向いたというような報道がちょっと出ておりました。しかし、その回数が多ければいいというものでは私はないと思うんです。やっぱり市民の立場に立って、荷物をもらってくるんじゃないくて、市民の立場に立って地方自治体を守るんだ、そういう立場で国や都に出かけていただかないと、ただ行ってはいはいと言うがままでは行く値打ちがなくなりますので、回数は1回でもいいですから、姿勢を正して、私が提言したことをぜひ生かすような、そういう上級へのかかわり合いを持っていただくことを最後をお願いいたしまして、この件の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（馬場繁夫君） これをもって22の1、地方自治の役割りを不況のときこそ發揮すべきではないのか——下水道料金等への消費税上乗せ徴収は再考をの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後3時13分 休憩

午後3時58分 再開

○議長（馬場繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問23の1、「結論先にありき」では困る小中学校・幼稚園の「統廃合」問題の通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

〔11番議員 登壇〕

○11番（中谷好幸君） どうも御苦労さまです。質問させていただきます。「結論先にありき」では困る小中学校・幼稚園の「統廃合」問題と題しまして質問させていただきます。

この3月に小中学校・市立幼稚園の適正規模・適正配置等検討委員会が答申を出しました。学校統廃合に関する基本的な考え方を取りまとめたもので、今後の議論の基本方向を指し示す文書になっています。しかし、この文書を読みまして率直に感じるのは、検討委員会で検討された内容がよく伝わっていないことであります。どうしてこのよう

なまとめになるのか、検討過程が見えてこないという感じがいたしました。そこで、検討委員会の中でどんな議論が行われてこのような基本的な考え方をまとめるに至ったのか、その経過を明らかにできたらしていただきたい、こういう観点から質問していきたいと思います。

まず最初に、検討委員会の答申について、どうしてこの答申をまとめられたのか、どのようにこの答申をまとめられたのか。特に、検討委員会は15人の委員で構成されておりますけれども、文書の中身は委員の全会一致でまとめられたものなのかどうか、この点を確認しておきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。学校教育部参事。

○学校教育部参事（田中正徳君） お答えします。少子化が進んで学校が小規模化することは、大都市周辺で急激な人口増による影響が大変多くなると思います。そうした都市に見られる一つの現象で、日野市に限らず、対象となる自治体が行う問題に大変な課題となって重くのしかかっているという言葉はおかしいんですが、そういう状況になっております。

そうした状況の中で、教育委員会の諮問を受けました日野市立小中学校適正規模・適正配置等検討委員会が昨年8月に発足した次第でございます。議員さんのおっしゃいましたように、適正規模・適正配置の基本的な考え方、それから通学区域の基本的な考え方、それから市立幼稚園の適正配置の、この3点を主に、学識経験者及び公募を含む15人の委員による6回の審議を経て、去る3月31日に答申された次第でございます。

その概要は、5月1日発行の広報ひのでお知らせしたとおりでございます。その答申の内容を、個々にまた御質問があるかと思いますが、そのときにお答えしたいと思います。一応全会一致かということの御質問なんですが、これは必ずしも、15人の委員さんがありますし、それぞれの委員さんの考え方がございますので、全会一致というわけにはいかないと思いますが、一応そういう形で委員さんの承諾を得てこういう答申をなされたというふうに御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 委員会の委員の皆さんの御承諾を受けてということなんですが、私は委員の中から、こういうふうな答申の形で出すべきでないという意見も申し上げたというふうなことを言っておられる委員さんのお話も聞いたところであります。

いずれにしても、この文書は学校の適正規模や適正配置に関して基本的な考え方

を、今おっしゃられたように取りまとめたものであります。今後の検討、討論の基本的方向を示すものでありますから、やっぱりさまざまな意見を十分尊重するということ、異なる意見は十分時間を取って一致点を見出していく努力が必要ではないかというふうに思います。

なぜこのようなことを言うのかということですが、統廃合問題、学区をどうするのかという問題は、父母や教師、地域の住民の合意で進めるべきものであります。一番基本となる基本的な考え方について、委員の中で意見の違いがあるまま前に進めれば、私は必ず失敗するというふうに思います。そしてその失敗は、地域間の住民の対立や学校区の中での父母同士、住民同士の対立さえ生み出しかねないというような大変重大な問題を含んだ、そういう性格の問題だというふうに思うんです。

そこで再度確認しておきたいんですが、教育委員会はこの答申で考え方の基本は定まったというふうに考えているのか、それとも基本的な考え方の見直しも含めて引き続き検討していく、そういうふうに考えていくのかということについて、念を押しておきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部参事。

○学校教育部参事（田中正徳君） お答えします。基本的な考え方は先ほど申しましたとおりでございます。

それで、この6回の審議の中で十分に論議されたかということの御質問もございますが、確かに6回という回数は大変少ないということで、教育委員会としましても、今年度またさらに新しい検討委員会を設置して6回の審議を経て、より具体的に内容に踏み込んだ内容を討議していただくというような計画になっております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 具体的な話に入る前に、基本的な考え方について必ずしも委員で一致していない部分があると。まずそのことを十分に時間を取って一致点を求めていくと、こういう努力はどうしても必要だというふうに思うんです。

この学校統廃合を慎重になすべきことについては、文部省も通達を出しています。これは御承知だと思うんですが、昭和48年9月27日付の文部省初等中等教育局長、文部省管理局局長通達というのがあります。「学校統廃合の意義及び学校の適正規模についてはさきの通達に示しているところであるが、学校規模を重視する余り、無理な学校統廃合を行い、地域住民等との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりす

ることは避けなければならない。また小規模学校には、教職員と児童生徒との人間的なふれあいや個別指導の面で小規模学校としての教育上の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、なお小規模学校として存置し、充実する方が好ましい場合もあることに留意すること。」こういうふうな通達さえあるわけです。

今後の議論のたたき台ともなる基本的な考え方について、問題点を抱えたまま、不一致点を持ったまま、これを結論として次に進んでいくというようなやり方をすれば、その場は次に行ったとしても、物事が具体的になればなるほど矛盾は拡大する、そういう性格の問題だと思います。このことを最初に指摘して、答申の具体的な内容について触れて質問したいと思います。

答申の内容について3点質問いたします。

適正規模・適正配置、すなわち統廃合の問題と、適正な学級規模、1クラスの人数をどうするのかという問題、これは不可分の問題であります。形式論で言っても、今、単学級であったとしても、40人学級を30人学級制度に変えれば複数学級になるわけですから、いわばこの問題というのは統廃合問題の前提となる重要な問題だと思うんです。この適正な学級規模の問題について、検討委員会ではどういう議論がされたのかということについて伺いたいと思います。

二つ目に、学区の弾力化について踏み込んだ答申をしています。フリーゾーンやグループ学級編成についての検討の方向が検討課題として結論づけられています。このことについて検討委員会の中ではどんな議論がなされたのか。どうしてフリーゾーンやグループ学級編成についての検討という方向づけが行われたのか、この答申を読む中ではそういうふうな結論に導かれる経過が全くわからない、そういう中身になっています。この点について説明していただきたいと思います。

三つ目に、市立幼稚園の見直しが打ち出されています。この答申の最初の1の総論のところで、これらの問題については子供たちの人間的成長について何が一番望ましいかということを検討したんだと、こういうふうに検討委員会は言っているんですけども、この幼稚園の見直し問題でこうした観点がどのように貫かれているのか。まさに答申が一番重視したとされる観点が全く記載されておりません。検討委員会ではこのことについてどのような議論があったのか、なぜ市立幼稚園の見直しという方向づけがなされたのか。

この3点について質問したいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部参事。

○学校教育部参事（田中正徳君） それでは1点目からお答えします。

つい最近の新聞報道によりますと、この少子化の加速化というのは大変進んでいるということが一部の新聞に報道されておりましたが、日野市においても児童生徒数の減少傾向は、地域によって大分差がありますけれども、学校の小規模化が進んでいることは事実でございます。

小学校の児童数及び学級数の推移によりますと、今年度単学級、先ほど議員さんがおっしゃいました単学級は1学年1クラスのことを言うわけでございますが、なった学校が1校、さらに2年後には2校が予定をされております。

そうした中で、答申にもありますように、小学校の1学年の学級数の基本的な考え方は、幾つか委員さんから異論はあったようですが、3学級が望ましいというふうに基本的な考え方が示されております。そして、特に隣接する学校や児童数の著しい減少で小規模化が進んでいる平山、程久保、それから百草地区などにおける適正配置については十分検討するように指摘されております。

しかし一方では、委員さんの中には、単学級では問題があることは事実であるが、創意工夫によって学校運営を行うことにより効率的な教育を行えるのではないかという意見もありました。

先ほどから小規模校のメリット、デメリット、いろいろとあるわけですが、たまたまこの5月1日号の概要には載せておりませんでした。この答申の詳しい内容にはメリット、デメリットを詳しく載せております。後で御参考までにお読みいただきたいと思います。

小学校の小規模化は、目の行き届いた教育を進めると同時に、児童一人一人の個性を生かすというよい側面がある反面、小規模化すればするほど学校本来の機能に大きな影響を及ぼすということにもなりかねないということでございます。したがって、答申では、集団による教育の充実や指導体制の充実を図るために、学級、学年、学校規模を一定数維持していくことが必要であるというふうにうたっております。教育委員会としては、今後新たに設置されます検討委員会の答申を待って方針を決めたいというふうに考えております。

それから2点目の学区域の弾力的運用についてでございます。いじめや不登校による問題などで教育的な配慮が必要な場合は、保護者、児童生徒の意向を尊重して学校を選択を認めているところでございます。

市内全体で小規模化が進んでいることは前述したとおりでございます。地域により区

画整理事業や開発行為により児童数の増加する学校もあり、地域間によって大分アンバランスが生じております。そのためにも学区の弾力的な運用が必要と答申ではうたっております。

一方、一方的にこの規制緩和をされますと、就学措置作業というんですか、そういうものに大きな支障を来すというような意見があり、今後は慎重な議論が必要というふうに結んでおります。

一応答申の中では、こういう状況に対応するために通学区の緩和を行い、学区と学区の間にフリーゾーンを設ける、市内を幾つかのグループに分けて学区編成をする、学区の自由化をするよう今後も検討されたいというふうに結んでおります。

それから3点目の市立幼稚園の見直しについてでございます。市内には7つの市立幼稚園と10の私立幼稚園がございます。市内の乳幼児人口はわずかですが減少傾向にあり、年齢が進むにつれて人数が減っていくという現象にあります。市立幼稚園においても昭和55年、西暦でいいますと1980年からの人口の減少に伴い、幼児数も減少していたことから、収容人員、学級編成の変更も行ってきたところでございます。

一方、私立幼稚園は毎年一部の園を除き定数割れの状態が続いております。各園においても市外からの通園児を確保するなど、経営に努力しているところであります。

委員の中には一つの意見として、人数が減ったからといって減らすのは問題がある。それから、今こそ幼保一元化の検討に入るべきだという積極的な意見もございました。

答申では、乳幼児の減少傾向や保育園指向の増加傾向を見ながら、市の財政基盤を考慮して市立幼稚園を見直す必要があるため、新たに検討委員会を設置し、そこで幼稚園のあり方を検討するよう提言しております。

ただ、議員さんもおっしゃったように、市立幼稚園のあり方、これについてはまだ議論が十分なされていないというのが私の感想でございます。

以上です。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 質問したことで御答弁がどうもかみ合っていないので、一つ一つ質問していきたいと思っております。

私、まず統廃合の問題、小中学校のことについて質問したいと思うんですが、この問題が1クラスをもっと少人数にすればこういう問題は解決できるというような議論があったのかなかったのか。少人数教育についてどういうふうな考え方が議論されたのか。そういうことについてあったのかなかったのかだけ、あるいはその中身はどんな議論がな

されたのか、そのことについてお聞きしたいんです。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部参事。

○学校教育部参事（田中正徳君） 大変失礼しました。単学級であるからこの学校はだめだと一律に決めつけるのではなく、一応学校、地域の意見を大切にするというような委員の意見もございましたし、もう一つは、単学級でも学校の試みとして理解して、例えばほかの学校との連携、そういうのを連携しながらいろいろな工夫をすれば、単学級でもちゃんとした教育、効果的な教育ができるのではないかというような意見がございました。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 質問しているのは、40人学級だから統廃合問題が出ているけれども、30人学級にすればこういう問題は解決するのではないかと。こういう議論が当然あってしかるべきだと思うんですが、そういう議論はなかったんですか。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部参事。

○学校教育部参事（田中正徳君） そういう議論はなかったようでございます。（「あったんです」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 委員の方からあったというふうなやじが出ましたけれども、私これを議論していないというのは大変重要な問題だというふうにまず思います。議論していないとすればね。この答申の中で、この小規模学校のメリット、デメリットは検討されているんですけれども、ここに挙げられているデメリットのほとんどは、1クラスの少人数化と先生の配置の充実によって解決できる問題ばかりなんですよね。40人学級でも30人学級にすれば複数学級になるわけです。これは私、避けられない議論だと思うんです。

確かに財政構造改革路線を取る橋本政権というのは、30人学級や先生の定数をふやすことには消極的です。しかし、この1学級の人数を減らすべきだというのは当然父母の中にある要求だし、今では国民的な常識です。さきの衆議院選挙では、政権党の自民党を含めてすべての党が選挙公約に掲げているんです。自民党は35人学級、その他の党は30人学級。私、このところを教育委員会がどう考えるのかということは、これからの議論にとって極めて重要だと思うんです。

それで、ちょっと一つ指摘したいんですが、先日の我が党の中野議員と教育委員会の質疑の中で、私聞いていまして、日野市の教育委員会も橋本政権や文部省と同じように、

そもそも1クラスを少人数にするということについては消極的なんではないかというふうな感じを、伊藤参事などの意見を聞いていて感じました。

伊藤参事はこういうふうなことも言いましたね。伊藤参事は検討委員会にも出ておられたんですかね。委員の中から、少人数になると教師の目が行き届き過ぎて子供の個性を伸ばす上では問題だと、こういう意見さえ出たんだと。このことについて伊藤参事はコメントされませんでしたけれども、大変うれしそうな顔をされて言われたんですよね。私は伊藤参事もこういう考え方に賛成なのかなというふうに考えたんですが、私はこういう伊藤参事が言われた検討委員会から出された意見には、現実理解に混乱があるのではないかというふうに思うんです。

子供への教師の監視や管理の目が行き届くことと、一人一人の子供との人間的なふれあいの中で個性や能力を引き出すという意味での教師の目が行き届くということは全く別の問題だと思うんです。監視や管理というのは一律の物差しで行われるわけですがけれども、本当の意味での教師の目が行き届くということは、一人一人の子供と向き合って、子供の立場に立って、まさに答申が言う人間的成長を援助することだと思うんです。私は、1クラスの人数が多くなれば教師は個々の子供と向き合うことは困難となり、どうしても一律の物差しで号令する、あるいは監視や管理の立場で子供を見ざるを得なくなる、こういう問題を抱えていると思うんです。

少人数教育について、日野市の教育委員会の考え方を聞いているんですけども、先生の目が行き届けばかえって児童の個性をつぶすんじゃないか、教育委員会はきのう言われた伊藤参事の考え方、そういう考え方なんでしょうか。ちょっと確認しておきたいんです。

○議長（馬場繁夫君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） 学校教育部参事、指導室長が申し上げたのは、余りにも少人数になったときということでの発言でありまして、その人数が何人であるかということの限定で話をしたということではないということを御理解いただきたいと思います。

なお、先ほどの御質問でございますが、この適正規模・適正配置検討委員会には教育委員会からは委員は出ておりません。答申を受ける立場でございますので、委員15名の皆様は教育委員会外の方々であります。

なお、第1回目の昨年の検討委員会につきましては、たしかその検討委員会の委員長さんから、現行法規のもとで議論をしていただくという一つの規制があったやに報告を受けております。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 委員の中に参加されていないんですけれども、事務局として、まとめとしてはその討議の経過を聞いておられると思うので、伊藤参事のような意見が出たんだと思うんです。

それで、私、極端になるとというふうに言われたんだけど、そうでもないというように気がしているんです。このことについて教育委員会の姿勢をもう少しいただきたいと思います。

伊藤参事は、余りに少人数になると切磋琢磨がなくなるというようなことも言われているんです。これも中野議員が40人学級を30人学級にすることの意義の中でそういう意味を出されたので、極端に少人数という意味で切磋琢磨という言葉は使われていないんです。既に中野議員も指摘しているんですが、切磋琢磨というのは人数が多ければ切磋琢磨が起こるかということではないと思うんですね。一人一人の個性を発揮させる生き生きとした教室の中でこういう切磋琢磨が生まれるのではないかなと思うんです。大きくなって号令や監視や管理で子供を支配するという中で、切磋琢磨は生まれないというふうに思うんです。

それで、このことと関連してもう一つ気になる言葉があるんです。伊藤参事は、平等を重視し過ぎて個性が生かされないのは問題だと、こういうふうな説明もされているんです。平等を重視し過ぎて、これは伊藤参事の言葉だけではなくて、最近の教育関係者、校長などからもスローガンみたいに「平等の教育から自由の教育へ」とか、こういうことがしきりに言われるんです。私、根底的にこういう考え方について、今の学校の適正規模、あるいは1クラスの学級がどうあるべきかと考えるときに、きちんと整理しておかなくてはいけない問題だと思っているんです。どうなのでしょう、この平等が重視され過ぎて個性が生かされないのは問題だというような考え方、これは伊藤参事個人の考え方なのでしょうか。それとも何かこういう考えが教育委員会にあるのでしょうか。ちょっとその意味の説明をお願いしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 教育長。

○教育長（有元佐興君） 教育の内容にかかわることですので、ほかに内容にかかわる者の担当者がおりませんので、私が答えるしかないと思ひまして立たせていただきました。

議員御存じのように、学校教育は片方では個人の尊重はもちろん重要な問題であり、また片方では集団ということが大きな課題であるということは御理解いただけると思い

ます。片方で個人を大事にし、個人の個性をいかに伸ばすかということと同時に、集団の中でどう生きていくかということを大いに学ばせることが学校教育の大きな課題であるという前提の中で今のような話が出てきたのではなかろうかと、かように思う次第であります。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 平等と個性、あるいは自由を対立させて考える考え方というのは、かなり私、特異な考え方ではないかというふうに思うんです。平等というのは一人一人の個性を尊重するやり方だと思うんです。福祉の概念でノーマライゼーションという言葉が出てきていますが、これは平等という意味と同時に、一人一人の個性を尊重すると。生き方を尊重すると。違いを尊重すると。普通のように住むことができるように障害を取り除いていくという、そういう意味だと思うんですが、教育委員会の中でどうもこういうふうなことをスローガンのように叫んでおられる人がいるんですけれども、私、この40人学級の問題、30人にしていくということが本当に大事になっている、こんなに国民的に切望されているにもかかわらず、中野議員の質問に対して非常に消極的だったということ。これは教育委員会に対して聞いているわけですが、検討委員会の中でこういう問題をどう考えるのかということを十分議論をしていかないと、この議論抜きに、あるいはそういうことを今教育長が言われた、それは現在の法制度のもとで考えることだと議論を省いて前へ進むということになると、小規模になったら統廃合するしかないという結論しか出てこないんですよね。私はこの点について、本当によく議論しておく必要があるんじゃないかと思うんです。

私自身も、今のままの小規模校に多くの問題があるというのはそのとおриだと思うんです。1年生で児童が41人だったと。2年になったら2人減ったと。41人のときは2人の先生で見ていたのに、2人減れば今度は1人の先生で39人見なくてはいけない、こういう矛盾があるわけですね。単学級になったら1人の先生が運動会も修学旅行も移動教室も学芸会も全部見なくてはいけないというような負担の問題だとか、アルバムは児童数が少ないために父母がたくさんの負担をしなければいけない。

しかし、これは統廃合以外に解決ができないという問題ではないと思うんです。早い話が、アルバムだったら少ないところには補助金をふやせばいいわけですよ。負担を減らすような措置をすれば解決できる問題ですし、たとえ40人学級でなくても、先生の重点配置などによって、文部省も言っているようにメリットを生かしたやり方があるんだというふうに言っているわけですから、いろいろな選択肢でこの問題を検討できるんで

はないかと思うんです。

こういう議論、一番基礎的な、子供たちの一人一人の成長を実現していくためにはどうしたらいいのかという議論を、答申では全く、1学級をどうすべきかというような議論は、それはもう今の制度の中では無理なんだからというような議論になっていくと、そのままの議論で、もうこの答申には具体的に平山、程久保、百草地区という名前が挙げてあるわけです。そういう考え方についてはっきりしないで、これを父母の前に具体的に提起していくようなことになれば、本当に大きな混乱があると思うんです。少なくともこういう考え方について整理しておく必要があるんじゃないかというふうに思います。強く、先日の伊藤参事の意味不明の、平等であり過ぎて重視し過ぎたら個性が伸ばせないなんていう、そういうわからない言葉ではなくて、きちんと市民的な議論に耐えられる考え方を示していただきたいと思うんです。

次に、弾力的運用について質問したいというふうに思います。

この答申の中で、小中学校の配置についての意見というのが提起されています。この中で学区の弾力的運用、選択の自由について関する意見、私4件だと思うんです。この中でこういう意見が出ましたということが併記されているんですが、弾力的運用を支持する立場からと思われる意見はここに載せられているのは1件で、他の3件は弾力的運用は問題だという意見なんです。ちょっと読み上げてみたいと思うんですが、地域が学校をつくるという観点からすると、余り選択の自由を広げてしまうと地域とのつながりが薄れてしまう可能性がある。選択の自由は学校間に学力の格差を生じさせる危険性がある。もう一つの意見は、現行法規の中で選択の自由を考えた場合にはいろいろな弊害が出てくると、こういう意見が出ています。

ところがその後、続いて通学区域についてという結論部分があるんですけども、ここでは極めて断定的な考え方が示されているんです。ちょっと読み上げたいと思うんです。「現行制度においては固定された通学区域が定められており、行政の立場からこの制度のもとで児童生徒数の決定を行い、学級数の認定、教員の定数配置認定などを行っている。しかし、今までの固定観念の上に立った、単に線引きされた通学区域の認定は極めて画一的な考え方と言わざるを得ない。行政としては今日的な規制緩和の時代の流れから考え、地域や保護者の感覚からは遠く取り残されたこれらの制度の弾力的運用を図る必要がある。」と。

要するに、原則的には学区自由化の理念がここに掲げられているんですけども、さきに検討委員会の中で出された問題点をどういうふうにクリアしてこういう結論になっ

たのかという説明が全くないんですね。「極めて画一的な考えと言わざるを得ない」とか、「地域や保護者の感覚から遠く取り残された制度」とか、何かもう検討委員会から出された意見をばっさと切るようなことをここで断定的に言われているんですけれども、私、こんなに乱暴なやり方でまとめられてよいのかというふうに思うんですけれども、どういうふうに出された問題点をクリアして、こういう考え方で意見がまとまったんでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部参事。

○学校教育部参事（田中正徳君） お尋ねの学区の自由化、これは大変いろいろな消極的な意見があったということも承知しております。

それで、この自由学区を設定するということは、教育委員会として学校の規模、学級数をやる上で作業に大変な支障を来すと。自由にすると、そのある一定の条件はつけなければだめじゃないかというふうに、ちょっと考えているところでございます。

一応この答申の中でも、かなり慎重な意見もあったそうなので、一応今後かなり慎重な議論が必要であるというただし書きもついているわけでございます。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 教育委員会の受けとめは、非常に異論があって、これは慎重にしないといけないということなんですが、私ちょっと聞いたのは、検討委員会の中でまさに異論や批判や、かなり意見があったんだけど、この答申の中ではすると、こういうふうな断定的な、考え方についてですよ、基本的な考え方についてまとめ方をされることになったのかということについて御存じですかと聞いているんです。

○議長（馬場繁夫君） 学校教育部参事。

○学校教育部参事（田中正徳君） 学区については、先ほど自由化についてはお答えしたんですが、この件については一定の調整をせざるを得ないということで一致していると思います。各委員の意見は一致していると思います。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） この問題については調整しなければいけないという意見に委員の意見が一致しておきながら、こういう断定的な、そういう委員の意見を、まさに極めて画一的な考え方と。あるいは地域や保護者の感覚から遠く取り残されたこれらの制度。今の制度を支持したらこんなふうに糾弾されたら、委員さんは恐ろしくて物が言えなくなってしまうんじゃないかと思うんです。しかし、今、教育委員会の中でもこの答申は問題ではないかというふうに思っているという参事の精一杯の御答弁ですから、そうい

うふうに理解したいと思います。

このフリーゾーンとかいうやり方というのは、もう既に実施されているところがあるそうです。私、この間NHKの教育テレビで、これはたしか足立区だったと思うんですが、実施されているというレポートを見ました。レポーターは学校が選べることはすてきだと思って取材をするわけですが、一番最後のまとめを見て、実際に取材をやってみて、本当にいろいろな問題を抱えた制度だなというふうに思ったというようなコメントを言っていました。

今さっき40人学級の問題を議論しましたがけれども、今、本当に1人の人数、2人の人数がふえるか減るかで、今、参事も言われましたけれども、学校の学級の編成等々で本当に苦勞されているわけですね。あの学校が1人減るかもしれない。先生が減らされるかもしれないというような情報がもし流れたとしたら、父母はあっちの学校へバツと流れるなんていうことがあり得るわけですね。ある学校が荒れているというような情報が出たら、その学校はつぶされる可能性だって出てくるわけです。そういうところに父母や子供たちをそういうふうな混乱の中に巻き込むようなことは絶対許されないと思うんです。

それだけじゃないんですね。各学校は問題点が外に知られたら大変だと、うちの学校の存続問題だと、情報を隠すと思います。まさに開かれた学校ではなくて、本当に閉ざされた学校になってしまう危険性が大きいんじゃないかというようなことは、だれでも想像できることなんです。

これだけ大事な教育的問題、こういうふうな答申の中身、本当にだれが考えても、教育委員会でもそういう問題、委員の中で一致した認識だというふうに言われましたけれども、重大問題だというふうに思います。

時間がありませんので、最後に幼稚園の問題についてお聞きしたいと思うんです。

幼稚園の適正配置についても、これは本当に大変な答申になっているというふうに思います。十分な検討が行われなかったというようなことも言われるわけですがけれども、しかし、十分な検討が得られないんだったら、こういう答申は出すべきではないというふうに思います。

ちょっとまとめのところ、結論のところだけ読ませてもらいます。「本市には七つの市立幼稚園と10の私立幼稚園がある。現状の項の中で示されるように、市立幼稚園の全体の在籍者数が定員に達していない状況、本市以外から通園児を抱えて園経営が行われている現状、市内の一部地域内には市立幼稚園と数園の私立幼稚園が存在している状況

など、検討すべき課題がある。乳幼児の減少傾向や保育園指向の増加傾向を視野に入れつつ、市の財政基盤も考慮に入れ、民間活力導入による地域の活性化、まちづくりの立場にも配慮し、市立幼稚園を見直す必要がある。」

ここに書かれているのは4点で、私立幼稚園の経営問題、公立との競合。二つ目に、乳幼児の減少傾向、保育園指向。市の財政基盤。民間活力による地域の活性化、まちづくり。子供たちの人間的な発達をどうするのかということについて検討すると答申では最初に言っているにもかかわらず、教育的な観点は何も書いていないではないですか。（「審議しなかった」と呼ぶ者あり）審議しなかった。答弁が別のところから出たんですけれども、私ぜひ、文部省でもこういう乱暴なやり方はやっていないんだよね。要するに経営問題、市の財政が大変だから。これは行財政検討委員会の答申だったらある程度、教育者がいなかったんだということとわかると思うんだけど、教育委員会の諮問機関でしょう。

これは文部省の諮問機関だと思うんですが、「時代の変化に対応した今後の幼稚園教育のあり方に関する調査研究協力者会議」というのがあって、「時代の変化に対応した今後の幼稚園教育のあり方について」という答申を、中間報告ですね。これは教育委員会の資料で出しています。本当に幼稚園、私立幼稚園も大変だと思うんです。つぶれている幼稚園もあると。この時代にどういうふうに対応すべきなのかという検討をしているんですね。一番最初に書いてあるのは、幼児教育をめぐる現状だと。幼児を取り巻く環境の変化、幼児の発達の状況、幼稚園教育の役割、幼稚園教育の内容の改善、教育内容の改善に当たり重点とすべき事項。こういう中で幼稚園がどのように対応したらいいのか、こういうふうな検討がなされているんですよ、文部省の検討でも。

私、この中身に全部賛成ということではないんですけれども、少なくとも教育委員会の諮問機関であるならば、幼稚園教育はどうあるべきか、今日の幼児教育はどうあるべきかということから出発して議論をすべきだと思うんです。こういうふうに結論で、これだけの結論で見直すというようなやり方というのは極めて乱暴だと、恥ずかしいことだというふうに思うんです。これはとても教育委員会は受け取れないんじゃないですか、こういう答申は。

○議長（馬場繁夫君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（有元佐興君） 特に幼稚園の問題について、大変乱暴な答申ではないかというお話でございますが、確かに報告を受けたときにお聞きしましたところ、この幼稚園の問題につきましては、時間が余りなくて内容に至るものができなかったというような

意味も少々伺っているところであります。ということを含めて、この問題については大至急に次の検討委員会をつくって検討していただきたいという1項目があることは、そのことを指しているんだというふうに理解をしております。

なお、繰り返し申し上げますが、この適正規模・適正配置等検討委員会につきましては、私ども教育委員会は答申を受ける立場でありまして、これについて、この内容についてとやかく言える立場ではありません。事務局として仕事の資料の提出等々のお手伝いをしたということはもちろんあるわけでありまして、この答申を受けて、この問題についてなお肅々とこの問題を検討し、教育行政に生かしていくということが私どもの仕事であるというふうに理解をしております。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 教育委員会は受け取る立場なんです。こういう答申は受け取れませんというような立場だと私は思うんです。なぜ乱暴なのかというのは、時間がないのに、なぜ見直しだけ結論が先にあるのかということ、私、一番最初のテーマでも掲げているんです。こういう問題というのは、やっぱり子供たちの立場に立って議論を出発して、そしてこの答申に基づいて今後市民的な議論をやるわけですから、きちんとした議論をしていただきたいと、こういうふうに委員会にお願いするのは当たり前のことだと思うんです。私は答申内容について、本当に市民の期待にこたえるような中身になっていないので、あるいはなっていないどころか、こういう議論でこの基本方向が進められていったら本当に市民的な混乱が起きる、そのことを指摘して、この質問について終わりたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） これをもって23の1、「結論先にありき」では困る小中学校・幼稚園の「統廃合」問題の質問を終わります。

一般質問23の2、「財政難だからガマンせよ」のキャンペーンを質す——財政問題は情報を正確に市民に提供するように求める——の通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

○11番（中谷好幸君） 今度は馬場市長にお聞きしたいと思うんです。

この問題につきましては昨年9月議会で、9月1日付の広報で報道された財政問題の記事を例に取り上げたことがあります。恣意的とも言える記述の仕方、あるいは不正確さ、説明不足など具体的に指摘し、このような一面的な情報を市民に伝えるというのは正しい意味での情報公開ではないし、市民本位の行財政改革につながらないというふうに言いました。むしろ一面的な数字で市民をびっくりさせて、財政難だから我慢をと

民の要求や運動を抑える役割を果たしてしまう、こういうふうに指摘しました。

また、当時しきりに言われた、日野市は革新市政だから国の補助金が来なかったんだと、こういう俗論についても、立川市や八王子市の財政の仕組みと比較して、立川市や八王子市で国の補助金が業務核都市づくりなど国や都の公共事業への誘導のために使われてきたこと、その結果、補助金は確かにふえたけれども、それ以上に市の持ち出しや借金も膨れ上がっているということなどを具体的なデータに基づいて明らかにしました。

ところが、財政難だから大変だと。消費税を下水道料に転嫁するのもやむを得ないとか、財政難だから仕方がないという言い方ですね。中には、革新市政が続いたので財政がめっちゃめっちゃになったと。馬場市長はその後始末をしていると。だからいろいろ要求があっても我慢しなければならない、こういう物言いが引き続き言われております。

そして先日、5月29日、社教センターの運営委員会の席で馬場市長が次のようなあいさつをされるのを私聞きました。強烈な印象を受けましたので、忘れないうちにメモを取っておきました。私の目前で言われたことなので、最初にこういうふうに言われたことは事実かどうか確認しておきたいと思うんです。

あいさつの中の最後の方なのですが、週刊ダイヤモンドという雑誌で「この街が倒産する」という特集をしている。その中で、日野市の後年度のツケが全国で2位、住民1人当たりの借金は全国9位と載っていると。かなり厳しい状況にあると。このセンターに対する支援も考えていかざるを得ない、ぜひ御理解をと、こういうふうに言われましたけれども、これはお認めになりますか。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（馬場弘融君） 週刊ダイヤモンドを読んでおりまして、ちょうど「この街が倒産する」という、これは週刊ダイヤモンドの記者が一生懸命お調べになった記事で、たくさん指標が載っているわけでありますが、何気なく見ておりましたら、日野市が2カ所、かなり上位の方に出てまいりましたので、それをチェックしていたわけです。その直後にその会議がございましたので、これはちょっと話題として提供した方がいいなというふうに私は判断をいたしまして、後年度へのツケが稲城市に次いで第2位と。それから住民1人当たりの借金が9位ということを申し上げました。

その次のことでございます。その次が、議員はちょっと御自分の意向が大分入っておるようなお話を今されましたけれども、そういう意味合いでは私は申し上げておりませんで、日野市の財政もなかなか大変なんですよということを御理解をいただきたい、このように申し上げたつもりであります。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 市長あいさつの中で、この週刊ダイヤモンドの問題をどういう流れの中で取り上げられたかということ、社教センターの運営に市は2,500万円の援助をしていると。大変厳しい行政運営の中で、かなり見直しする必要も生まれているんだと。そして週刊ダイヤモンドという話をされているんです。最後にまた念を押して、かなり厳しい状況にあって御理解をしていただきたい、こういう流れになっているんです。だから私の言ったとおりなんです。そういう流れなんです。別に恣意的に取り上げたわけではないんです。でも大方はお認めになったと思うんですね。

それで、私は読んでいなかったんです。何の数字かと思ってびっくりしちゃって、メモをしたんですが、図書館からお借りしてきました。出たばかりだったんですね。ツケだというから債務負担行為のことだとはわかったんですが、借金のことがわからなかったんです。この全体を読みまして、私、大変まじめな記事だというふうに率直に思いました。今日の自治体が置かれている実態、国の補助金の制度の矛盾、国の補助金に誘導される公共事業の実態だとか、まさに地方自治の立場に立った今の自民党政治に対する告発なんだよね。そういうふうに受けとめました。

この中に、今、市長も言われましたように、いろいろな財政指標がランキングされています。財政力指数、経常収支比率、起債制限比率、地方交付税依存度、公債費負担比率、1人当たり純債務額、純債務返済年数、後年度負担比率ということですね。後年度のツケと言われたのは、この中の後年度負担比率のことになりますかね。それから借金というのは1人当たり純債務額、こういう数字を挙げられているんです。

それで、企画部長にお伺いしたいんですけれども、この後年度のツケと言われた後年度負担比率とか、住民1人当たりの借金と言われた1人当たり純債務額というのは、なかなか普通の指標では出てこないものなんです、この週刊ダイヤモンドではこの数字をどういう意味を持つ数字として挙げていますか。読まれていると思いますので、ちょっと解説してほしいんです。

○議長（馬場繁夫君） 企画部長。

○企画部長（横島英紀君） 住民1人当たりのいわゆる債務額、ここでは地方財政状況調査の債務負担行為額、それをいわゆる一般財源で除して100を掛けた数字だと理解しています。

特にここで言われている後年度負担ということにつきましては、債務負担行為は御承知のように、いわゆる財源も含んだ事業全体を債務負担行為ということで指しておりま

すので、現在、この数値そのものをちょっと確認をしたんですが、若干数値の違いがございますが、考え方はそういう意味で、債務負担行為額を一般財源——この一般財源という部分は、いわゆる狭義の一般財源か、あるいは広義の経常一般財源かというところの違いがあると思いますけれども、そんな指数であると思っております。したがって、丸々一般財源の負担があるということではございません。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） この週刊ダイヤモンドには、この1人当たり純債務額及び後年度負担比率というのは、これは編集部が独自に算出した指標だと、つくった指標だというふうに言っています。

1人当たり純債務額というのは地方債の現在高から積立金の現在高を引いて、それに債務負担行為額を足して人口で割ったもの。ここのコメントではこの数字について、ただ住民1人当たりの借金の多寡だけで行政能力を判断するのは早計だとして、具体的に稲城市や日野市、印西市などを挙げて、これは地方債残高よりも債務負担行為額が多いということ、これは長期に及ぶ都市基盤整備が進行中のために大きくなっているんだということをおっしゃるんです。

それから第2位になっている後年度負担比率、これは今言われたとおりです。債務負担行為額を一般財源で割った比率であると。要するに債務負担行為額の多寡を示す数字になっているんです。解説ではこういうふう書いてあります。指標の数値は投資的事業を積極的に行っている自治体ほど大きくなる。数値の高さがそのまま将来の逼迫度を示すものではないと説明されているんです。これはもう当たり前の話で、債務負担行為額というのはそのままその額が日野市の財政を拘束するというにならないことは明らかだと思うんです。

財政課の方で数字を出してもらいました。これは最終調整したものかどうか分かりませんが、大まかな数字としてはこれでいいんだと思うんですが、日野市の債務負担行為の限度額は1,239億円と。今年度以降の支出予定額が1,006億円と。その94%、946億円は区画整理事業特別会計によるものだと、こういうふうな数字になっています。区画整理事業の事業資金というのは、きのうまでの議論でも明らかなように、市の一般財源からの持ち出しがありますけれども、保留地処分や国や都の補助金、負担金、こういうもので成り立っているわけです。一般財源からこの支出予定額のどの程度、債務負担行為946億円のうちどれだけが市の負担になるのかということもここに数字が出ているんですが、95億円と。10%ぐらいというふうになっています。これはまちづくり推進部長の

方に伺ったら、実際に区画整理事業というのは全部委託しているわけではなく、直営の事業もあるから、実際にはもう少し市の負担は大きくなるということも、きのうまでの答弁で明らかなことなんです。ここでは債務負担行為額の額の大きさについて、これで借金というふうな書かれ方をしていますので、このことについて触れたわけなんですけれども、こういう数字としてダイヤモンドというのは出しているわけです。

ですから、記事の中でもわざわざ日野市などの名前を挙げて、地方債の残高よりも債務負担行為が大きくなったからこういう数字になってしまったんだと。これらは長期に及ぶ都市基盤整備事業が進行中のために大きくなっていると。数値の高さがそのまま将来の逼迫度を示すものではないというふうになんぞ断り書きを良心的に書かれているわけなんです。私、さきに9月1日の広報で、市の借金について何の断り書きもなく、地方債と下水道債と都市開発公社の借入金をどんぶり勘定でグラフにしたことについて、これは市民に説明すべきだと、コメントをつけるべきだと言いましたけれども、ダイヤモンドの記事の方は良心的なんですよね。

しかし、市長の社会教育センターでのあいさつは、9月1日の広報より私は悪質だと思うんですよ。この週刊ダイヤモンドの特集記事をもう少し見ますと、いろいろな日野市の財政指標を出されているんです。

ちょっと見てみますと、経常収支比率は98.0%、これは全国ワースト40位になっています。ですから、やりくりが苦しい方にランキングされているんですよ。ただ、このランキングをよく見ますと、ほとんどの自治体は東京、大阪などのベッドタウンが経常収支比率のランキングに上がっているんですね。これについてこのダイヤモンドは、東京、大阪などの大都市のベッドタウンの町では、1970年代の人口増に伴い職員をふやしてさまざまな施策を拡大してきたと。バブル崩壊後、市税収が減収したためにこういう事態になっているんですよと客観的な解説が書いてあるんです。これをそのまま私そうだというわけじゃないんですよ。こう書いてあると言っているんです。

それからこういう数字も出ています。起債制限比率、これは全国ワースト597位ですね。全国661自治体ありますから、ベスト94位ということになっているんです。

それから財政力指数、全国ワースト631位。これはベスト30位ということで、661の自治体の中で30番目の財政力指数だと、こういうふうに書いてあります。

公債費負担比率、全国ワースト620位、すなわちベスト71位と。

純債務返済年数、全国ワースト624位、すなわちベスト67位というふうにランクされているんです。

私、この数字全体を見れば、日野市の財政状況というのは確かにやりくりが苦しくなっているんですけども、しかし財政的には底力を持っている全国有数の自治体だということは明確になっているのではないかと思うんです。厳しいところだけ、厳しいところはいいんですよ、そのまま言って。でも、今言ったような数字を挙げて市民をびっくりさせる。あのとき運営委員会の席でこれを市長が言ったら、ほうという声が出て、私の横の方から「だれがやったんだよ」なんてやじが出たんですよ。

○議長（馬場繁夫君）　　ちょっと中谷議員、いいですか。時間延長をしますので。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　　御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長することに決しました。

中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君）　　だから、こういう言い方というのは私、市民に本当に情報を公開して、市民参画で市の行財政改革をやっているという姿勢とはつながらないというふうに思うんです。私は、市長は市民から市政の舵取りを委ねられていると思うんです。しかし、一人で決めるわけにいかないんだよね。独裁者ではないわけですから、選挙で選ばれる民主制なんですから。ですから、情報は正確に市民に伝える義務があると思います。一面的な情報を市民に流して、恣意的に舵の切りかえなんてやることは絶対に許されないと思うんです。

私は、市長が週刊ダイヤモンドの記事について説明するとすれば、最低限二つ市民に説明しなければいけないと思うんです。

一つは、今、質問の中で明らかにしましたがけれども、日野市は長期にわたる区画整理事業など都市基盤整備のために債務負担行為が大きくなっているそのようなランキングになっているんですけども、債務負担行為額そのものが将来の市財政を拘束するということにはならないんだというふうに丁寧に説明する必要がある。

もう一つ、こうした基盤整備を今苦労しても進めることこそ、日野市の持続的な発展が可能になるんだと。もしもこうした事業を進めることをせず、無秩序な開発を許すことになれば、将来の市民にもっと大きな負担を背負わせることになるから、ぜひ御理解していただきたいと。私はこういう市民への説明が必要ではないかと思うんです。

市長というのは本当に大きな展望を、厳しさとともに大きな展望を市民に語っていた

だきたいというふうに思います。

以上の質問について、市長の答弁を求めたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　いろいろな本の読み方、数字のとらえ方もあるものだなと思って、幸せだなというふうに思うわけで、そのとおりの市政を私が今預かっていれば、病院も南の方にもつくりたいし、いろいろなことをどんどんやってみたいなども本当に思います。

やはり私は、今、議員もちょっと指摘をされたけれども、それはよく細かいところを見ますと、ここもいいですねというところは確かにあるんですが、そのよいところが、このバブルの長期化した不況の中で結構厳しくなっておりまして、今入ってくるお金の方が果たして来年度以降どういうふうになるだろうかなというふうな認識があるわけです。今までと同じように税収が右肩上がりですすいと来るようであれば、確かに日野市は財政力のある町であったわけでありますから、大きな問題はないのかなという認識も持っています。

一方では、例えばこれから数年後、職員のかかなり多くの退職者が、40人とか50人とか出るときが出てくるんですね。もう間もなくだんだんだんだんふえてまいります。そういったお金はもう自動的にググッと膨れていく。そういうものを全部頭に入れた上で、今どういうふうに私はしなければいけないのかなというふうに思うわけです。

議員のお話ですが、先ほど竹ノ上議員はむしろ全く逆の認識を私に、非常に数多くの新聞の例とかなんかを挙げて、大変苦しい状況にあるじゃないかと。具体的には市の特別減税分のお金をもらえなくて、さらに6億数千万円のお金がなくなるじゃないかという、今の中谷議員の指摘とは全く逆な御指摘もいただいているわけでございまして、そういった両方をきちんと勘案しつつやっていくというのは、これはなかなか大変な舵取りだなというふうな思いがあるわけであります。

そういう中でございますが、私は決して一方的に、非常に悪い状態だからもう悲観しなさいとは私は言っていません。きちんと、先ほどもお話が出ましたように、日野の人間というのは大丈夫ですよ、あるいは日本人は大丈夫ですよ、絶対こういうときこそ力が発揮できるはずですよ、それはそれぞれの自主性で頑張りましょうよということも一方では言っているわけです。やっぱりそれも市長としての役目ではないかなというふうに思うからであります。

でも、現実にはできるだけ厳しく見つめる。そういう厳しい現実だけれども乗り越えて

いけるぞというふうに対応策を示していく、それが市長としての役目ではないかなというふうに思っているわけであります。そういう意味では、中谷議員の考え方はよくわかりますけれども、甘く、こんなのは大したことないよということで、今の日野市の財政状態を市民の皆さんに平気ですよというふうな形でお話することは、市長としてはとてもできない。かなり厳しいですよということはどの場に行っても言わざるを得ない。

まして社会教育センターについては、これまでどういう経過かわかりませんが、かなり自由に市のお金が出ていたというような経緯もございます。見れば見るほどそういう状況がございますので、その辺もこれからは厳しくやらなければいけませんよという認識をお訴え申し上げる意味でも、冒頭のごあいさつの中で取り入れたわけであります。市民の多くの方がお集まりの中で突然、厳しいぞというふうな議論を私はしたわけではございません。ごく一部の社会教育センターにかかわっている運営委員の皆様はこの厳しさというものをひとまず認識をいただきたい、そこから物事が始まりますよということでお話を申し上げたわけでございます。それはぜひ御理解をいただきたいと思います。

ですが、中谷議員のおっしゃるように、バラ色とは申しませんけれども、かなり日野市は大丈夫じゃないのというふうなことが真実であるとすれば、これほどありがたいことはありません。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 私、厳しいことも展望のあることも、事実に基づいて市民には正確に知らせるべきだというふうに言っているんです。こういう数字で厳しいぞと言ったら、びっくりするだけでしょう。それから認識が発展しないんですよ。

私、厳しさについても、何か私がバラ色の話をしたと言いますけれども、私はそんなバラ色の甘い認識だけではありません。先ほど、何か竹ノ上議員と逆のことを言われたと言いますけれども、さっきバブルの崩壊によって市税収が減ったんだと書いているけれども、そういう甘いものではないと。市税収の落ち込みもありますけれども、困難はたくさんあります。国の補助金カット、これも企画部の試算で得られたものですが、国庫補助率の削減額、1985年から1995年で81億円。一般財源化、1992年から1998年で10億円の影響。特別減税は今も出ましたけれども、1994年から1998年で76億円。消費税で、市長は広報で一部地方消費税になったからよかったよかったみたいなことを書いておられますけれども、消費税が導入されて以来、1989年から1998年でマイナス影響54億円と。これは今年度初めて少しプラスになったことも差し引いて、こういうふうな数字もあるわけですから、大変厳しいんです。

竹ノ上議員も言われましたけれども、国の大型プロジェクト優先の公共事業の方針。これも市長もたびたび言われますけれども、圏央道には予算がつくけれども、なかなか区画整理や下水道にお金を持ってこれないと、こういうふうなやり方。本当に深刻な問題があると思うんです。我々はだから国政の転換を求めているわけですが、私、こうしたことも含めて、やっぱり情報は正確に市民に知らせる。革新市政が続いたから財政が破綻したなどというようなことは、そういうふうなことをいつまでも言っていたら大変なことになってしまうと思うんです。私は、これは馬場市長が言われたと言っているんじゃない、こういうことがちまたで言われている。（「昔の話だよ、そんなことは」と呼ぶ者あり）昔、言われていた。

私は、さっき馬場市長が言われましたけれども、森田市長のいいところを引き継ぐんだと言われたんですけれども、しっかり財産を引き継いでほしいと思うんです。

区画整理などの都市基盤整備、大変困難を抱えているんですが、これは森田市長が好きこのんで進めた事業ではないんです。どうすれば開発圧力から日野市の環境を守れるのか、どうすれば日野市の町がいつまでも活力を持って持続的に発展することが可能なのか、考え抜いて選んだ道だと思うんです。自治体にとってまちづくりの手段は限定されています。その中から区画整理を選んだと思うんです。私、これは森田市長一人が選んだ道ではなくて、議会では少数与党であってもすべて全会一致でこの方針が通ってきたんです。予算が通ってきた。そういう日野市民のまちづくりの方針なんですね。この道は、何かこの間の話では、もう答弁に立ちづらいとか、宮沢議員の質問でしっけ、区画整理事業をどうするかという質問に対して、助けてくださいなんて締めくくられたけれども、ぜひそういうことではなくて、しっかりと進めるという、そういうことを市民に安心していただけるように語っていただきたいというふうに思います。

よく森田市長は積立金を食いつぶしたんだなどというようなことも言われるんですが、それを言うなら、緑地保全のために100億円以上の緑地の公有化を進めてきたと。こういう財産もあるということね。これは食いつぶすことのない子孫に残せる財産。こういうものを大事にしてまちづくりを進めるというふうに言ってほしいと思います。

私は区画整理事業という制度については、住民の負担も大きいし、矛盾も多い制度だというふうには思っています。これまでのやり方について反省の必要なところ、見直しの必要もないわけではないと思います。しかし大筋では、私、この道しかなかったと思うんです。少子高齢化、自治体の活力が問題とされる中で、市民の協力を得ながらこの

事業を前に進めることこそ、日野市民にとって持続的発展を切り開く道であるというふうに私は思っています。余り債務負担行為がこれだけになっていて、もう本当ににっちもさっちもいなくなってしまうというような、こういう言い方はやめていただきたいなということを要望して、この質問について終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって23の2、「財政難だからガマンせよ」のキャンペーンを質す——財政問題は情報を正確に市民に提供するように求める——の質問を終わります。

一般質問23の3、いくつかの地域の問題についての通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

○11番（中谷好幸君） このことについては通告したとおりです。既にこの議会の一般質問で取り上げられている問題もあるんですが、一つに川崎街道、百草園駅前道路の拡幅について進捗状況を教えていただきたいということ。

二つには、三沢一丁目の浸水対策についてどのように進めているか、どういうふうな状況になっているかということについて。

三つ目は、これも既に1月、2月に窓口でお願いしていることなんですが、高幡区画整理地域の京王線北側の街路灯が非常に暗いと、こういう指摘があります。この問題についてどういうふうに検討をいただいたのかということ。

この3点についてお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（清水啓治君） 百草園の駅の前道の拡幅についてでございますが、昨日もほかの議員さんから御質問いただきました。きのうのお答えときょう変わってはいないんですけれども、きのうお話しいたしましたように、お二人の地権者がいらっしゃいます。それで、おのおのやはり状況が違いますので、お二人一遍にお話をというわけにいかないものですから、別々の形で今、協議を進めております。土地を買収させていただいたり、あるいは一部つけかえをしていただいたりという、公共用地のつけかえでございますが、これらを今、協議を進めているところでございます。問題の場所ですので、一日も早くというのが皆さんの御要望でございます。我々もそういう認識でおりますので、鋭意進めていきたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） 1点目の川崎街道の拡幅でございますけれど

も、一の宮交差点から高幡十字路まで、平成17年度までに事業を完成すべき路線ということの位置づけがございします。一の宮交差点側から順次、平成11年度から施行するということで、現在東京都の方で事業化を図っているところでございします。

2点目の三沢一丁目の御質問ですけれども、三沢一丁目の浸水箇所につきましては、東邦歯科専門学校の西側に位置するところでございします。京王線と、それから川崎街道に挟まれた区域でございします。前々から浸水等があるということで、公共下水道計画の中で平成8年度に既にもう境界確定を終わらしまして、平成9年度に詳細設計が終わっているところでございします。現況が排水区の境ということで、一番上流側に位置しているという状況もございまして、既存の用水路と、それから公共下水道の雨水管との整理の中で、一番効果的なアクセスの方法を検討しようということで、今、鋭意検討しているところでございします。下流側の雨水の本管については既にもう布設済みでございしますので、検討でき次第、部分的に着手ができるんじゃないかというふうに思っております。

それから高幡区画整理事業の京王線の北側の街路灯でございします。区画整理事業の場合には、基本的には東電柱に共架ということで街灯を設置しているわけでございしますけれども、電柱間隔的には1本置きに電灯をつけてございします。ただ、そういう中でも場所におきましては非常に暗いところがあったりするものですから、現地確認の上で臨機応変に対応している部分がございします。それから京王線北側の部分の要望があった場所につきましては、当初、電柱等が立っていなかったという状況がございまして、ここでそれらの対応ができて、設置をしているところでございします。

以上でございします。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） ありがとうございます。大方了解できたんですが、一、二質問と要望をさせていただきたいと思ひます。

これまでの質問の中で、川崎街道の拡幅と、百草園駅前非常に渋滞があるということで、すいすいプランという事業を組み合わせるといふような御答弁もあったんですが、川崎街道の拡幅工事が平成17年までに完成予定で進めるということで、それに合わせてすいすいプランをということなんですけれども、すいすいプランというのはもとと事業を進める前に早くやって当面の渋滞を解消しようという方針ではないかと思うんですが、これは早めていただくということではないんですか。拡幅してしまったらすいすいプランも意味がなくなるように思うんですが、そこはどうなんでしょうか。

それから、これは川崎街道の拡幅の問題で、設計はこれからの問題なんですが、歩道

など、車いす、障害者などの多い地域ですので、ぜひ川崎街道の拡幅に当たっては歩道など十分配慮をしていただきたいという要望をしておきたいと思うんです。

三沢一丁目の浸水対策については、ぜひ、毎年雨が降ると心配でたまらないという、地域の皆さんはそういう気持ちになっています。ぜひお願いをしたいと思います。

高幡区画整理の街路灯については、対応を始めているというふうなことです、結構です。ぜひ積極的な対応をお願いしたいと思います。特に区画整理の途中、もう完成に近づいているんですけども、空き地だとか残土だとか、結構夜、高幡の駅に降りてマンションが建ってきた新しい住民の方々、結構夜は怖いと言うんですね。特にマンションの陰だとか空き地だとか、ぜひそこら辺のところ、通勤・通学路、十分配慮していただきたいというふうに思います。

ですから1点、すいすいプラン、これは早めるということでの検討はどうかということについて、1点だけ質問させてください。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） すいすいプランの基本的な考え方は、今、御質問のとおりだと思います。ただ、川崎街道のすいすいプランの場所につきましては、川崎街道の拡幅と合わせてやっていきたいというのが東京都の考え方です。ただ、すいすいプランといいますのは、基本的には右折車線をつくっていくということでございますので、本来であれば拡幅の前にやるというのがすいすいプランの位置づけだろうというふうに思います。ただ、東京都の計画の中で平成17年度、この北野街道のすいすいプランもございますけれども、これらの時期等の整理の中で今のような位置づけになっているということでございます。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 私、今言っているのは百草園駅前の右折の部分ということで言っているんですが、ぜひ優先的に交差点部分を広くして解消するというようなことは、事業をどうせ進めるわけですから、無理なことではないんじゃないかなと思うんです。そういうことはできないんでしょうか。

○議長（馬場繁夫君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君） ちょうど百草園の入口の川崎街道の事業の進みぐあいの状況を御説明させていただきますと、既にこれは事業認可を取れているわけでございますけれども、現在用地測量を行っている状況でございます。一の宮交差点の方から平成11年度から着手してまいりますので、比較的早い時期に百草園の駅前の改修

ができるのではないかというふうに思います。そういう中で先ほどのすいすいプランの位置づけとの整合ができるのではないかというふうに考えております。

○議長（馬場繁夫君） 中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 優先的にやらなくても事業そのものが早く進んでいると、こういうふうに理解をいたしましたので、ぜひそういう点で都の方にも要請していただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君） これをもって23の3、いくつかの地域の問題についての質問を終わります。

これより請願第10-18号、インド・パキスタンの両国の核実験に抗議し、核兵器全面禁止・廃絶の国際条約締結を求める意見書採択に関する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第10-18号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において企画総務委員会に付託いたします。

これより請願第10-19号、南平四丁目3番地に公園の実現を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第10-19号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において生活文教委員会に付託いたします。

これより請願第10-20号、住都公団改革に際し居住安定の保障を求める意見書採択の請願、請願第10-21号、豊田南の区画整理事業に伴う新しいまちづくりに必要な施設の建設計画促進を要望する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第10-20号、請願第10-21号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長においてまちづくり建設委員会に付託いたします。

これより請願第10-22号、神明地区センター早期建設を願う請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第10－22号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において生活文教委員会に付託いたします。

これより請願第10－23号、乳幼児医療費助成制度の拡充を求める陳情の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第10－23号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において福祉保健委員会に付託いたします。

これより請願第10－24号、下水道料金等への消費税上乗せ徴収に反対する請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第10－24号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長においてまちづくり建設委員会に付託いたします。

これより請願第10－25号、「乳幼児医療費無料の制度を国に求める」意見書提出に関する請願、請願第10－26号、日野市における精神障害者福祉施策の充実に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第10－25号、請願第10－26号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において福祉保健委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

明日から始まります常任・特別委員会は、お手元に配付しました日程表のとおりです。委員の皆様には日程表に基づき御参集願います。

次回本会議は6月25日木曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時25分 散会

6 月 25 日 木曜日 (第 8 日)

平成 10 年 第 2 回定例会 日 野 市 議 会 会 議 録 (第 19 号)

6 月 25 日 木曜日 (第 8 日)

出 席 議 員 (30 名)

1 番	中 野 昭 人 君	2 番	清 水 登志子 君
3 番	奥 野 倫 子 君	4 番	菅 原 直 志 君
5 番	出 沼 恵美子 君	6 番	名 取 美佐子 君
7 番	秋 山 薫 君	8 番	佐 藤 洋 二 君
9 番	手 嶋 精一郎 君	10 番	小 島 久 君
11 番	中 谷 好 幸 君	12 番	佐 瀬 昭二郎 君
13 番	森 田 美津雄 君	14 番	執 印 真智子 君
15 番	江 口 和 雄 君	16 番	沢 田 研 二 君
17 番	田 原 茂 君	18 番	宮 沢 清 子 君
19 番	小 川 友 一 君	20 番	奥 住 日出男 君
21 番	竹ノ上 武 俊 君	22 番	板 垣 正 男 君
23 番	一ノ瀬 隆 君	24 番	内 田 勲 君
25 番	夏 井 明 男 君	26 番	馬 場 繁 夫 君
27 番	黒 川 重 憲 君	28 番	土 方 尚 功 君
29 番	福 島 盛之助 君	30 番	小 山 良 悟 君

欠 席 議 員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市 長	馬 場 弘 融 君	助 役	小 俣 雅 義 君
助 役	河 内 久 男 君	収 入 役	落 合 豊 君
企 画 部 長	楨 島 英 紀 君	総 務 部 長	小 澤 春 童 君
市民生活部長	宮 本 寿 君	環境共生部長	笹 木 延 吉 君
まちづくり推進部長	堀之内 和 信 君	建 設 部 長	清 水 啓 治 君
福祉保健部長	高 野 英 男 君	病院事務長	田 中 政 幸 君
教 育 長	有 元 佐 興 君	学校教育部長	米 倉 幹 雄 君
生涯学習部長	松 橋 瑛 子 君	選挙管理委員会 事 務 局 長	遠 藤 治 二 君
監 査 委 員 事 務 局 長	加 藤 純 久 君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局 長	田 中 正 美 君	次 長	中 野 修 君
書 記	山 田 二 郎 君	書 記	田 倉 芳 夫 君
書 記	堀 辺 美 子 君	書 記	高 野 賢 司 君
書 記	立 川 智 君	書 記	萩 原 誠 司 君
書 記	大 沢 百 代 君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所 長 関 根 福 次

速記者 川久保 友 子 君

議 事 日 程

平成10年6月25日（木）

午 前 10 時 開 議

（議案審査報告）

（企画総務委員会）

日程第 1 議 案 第 45 号

日野市議会議員及び日野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 議 案 第 46 号

日野市議会議員及び市長選挙公報発行に関する条例

			の一部を改正する条例の制定について
日程第 3	議案	第 47 号	日野市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議案	第 52 号	東京都市公平委員会共同設置規約の変更について (福祉保健委員会)
日程第 5	議案	第 43 号	日野市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案	第 44 号	日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定について (まちづくり建設委員会)
日程第 7	議案	第 41 号	日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案	第 42 号	日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案	第 48 号	市道路線の一部廃止について
日程第 10	議案	第 49 号	市道路線の廃止について (生活文教委員会)
日程第 11	請願	第10-7号	市民生活の快適な環境を求める請願 (企画総務委員会)
日程第 12	請願	第10-18号	インド・パキスタンの両国の核実験に抗議し、核兵器全面禁止・廃絶の国際条約締結を求める意見書採択に関する陳情 (生活文教委員会)
日程第 13	請願	第10-19号	南平四丁目3番地に公園の実現を求める請願
日程第 14	請願	第10-22号	神明地区センター早期建設を願う請願 (福祉保健委員会)
日程第 15	請願	第10-23号	乳幼児医療費助成制度の拡充を求める陳情
日程第 16	請願	第10-26号	日野市における精神障害者福祉施策の充実に関する請願 (まちづくり建設委員会)
日程第 17	請願	第10-14号	歩行者横断信号機の設置に関する請願

日程第 18	請 願	第10-20号	住都公団改革に際し居住安定の保障を求める意見書採択の請願 (企画総務委員会)
日程第 19	請 願	第10- 8号	新ガイドラインに伴う有事法制化に反対する陳情
日程第 20	請 願	第10-17号	「消費税の減税を求める意見書」の提出を求める陳情 (生活文教委員会)
日程第 21	請 願	第10- 2号	人間らしく生き、人間らしく働くことを根底から破壊する労働法制全面改悪に反対する意見書の採択を求める陳情
日程第 22	請 願	第10-10号	猫の不妊手術の補助に関する請願
日程第 23	請 願	第10-13号	日野市立第三幼稚園の増員に関する請願
日程第 24	請 願	第10-16号	旭が丘一丁目の子供広場（緑地）と雑木林のみどり保全を求める請願 (福祉保健委員会)
日程第 25	請 願	第10- 3号	更なる医療制度改悪に反対する意見書の採択を求める陳情
日程第 26	請 願	第10- 4号	介護保険制度の準備・施行に関する陳情
日程第 27	請 願	第10- 5号	医療制度の連続改悪をやめ、安心してかかる医療の充実を求める陳情
日程第 28	請 願	第10-15号	「南部診療センター」の建設促進を求める請願
日程第 29	請 願	第10-25号	「乳幼児医療費無料の制度を国に求める」意見書提出に関する請願 (まちづくり建設委員会)
日程第 30	請 願	第10- 6号	日野市三沢四丁目の緑地上のマンション建築に反対し、同緑地の保全と高幡山の景観の保持及び災害時避難場所の確保を求めることに関する請願
日程第 31	請 願	第10-12号	多摩平団地の空き家状態解消を市にお願いする請願
日程第 32	請 願	第10-21号	豊田南の区画整理事業に伴う新しいまちづくりに必要な施設の建設計画促進を要望する請願
日程第 33	請 願	第10-24号	下水道料金等への消費税上乗せ徴収に反対する請願

(継続審査議決)

- 日程第 34 議会運営委員会の継続審査議決に関する件
日程第 35 市立病院等建設特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第 36 行財政改革推進特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第 37 スポーツ・文化・教育特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第 38 ごみリサイクル特別委員会の継続審査議決に関する件

(議案上程)

- 日程第 39 議員提出議案第 4 号 旧国鉄長期債務処理に関する意見書
日程第 40 議員提出議案第 5 号 住民税減税に伴い不足する財源の確保を国に求める
意見書
日程第 41 議員提出議案第 6 号 介護保険法の問題点の解決を求める意見書
日程第 42 議員提出議案第 7 号 財政構造改革法の廃止を求める意見書
日程第 43 議員提出議案第 8 号 消費税を 3 % にもどし、所得減税の恒久化を求める
意見書
日程第 44 議員提出議案第 9 号 新「ガイドライン」関連法案に反対する意見書
日程第 45 議員提出議案第 11 号 労働基準法「改正」案の撤回を求める意見書
日程第 46 議員提出議案第 12 号 環境ホルモン対策を求める意見書
日程第 47 議員提出議案第 13 号 景気対策の実施を求める意見書
日程第 48 議員提出議案第 14 号 インド・パキスタンの両国の核実験に抗議し、核兵
器全面禁止・廃絶の国際条約締結を求める意見書
日程第 49 議員提出議案第 15 号 住宅・都市整備公団改革に際し居住安定の保障を求
める意見書

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第 49 まで

○議長（馬場繁夫君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより議案第45号、日野市議会議員及び日野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第46号、日野市議会議員及び市長選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

企画総務委員長の審査報告を求めます。

〔企画総務委員長 登壇〕

○企画総務委員長（中谷好幸君） 企画総務委員会に付託されました議案第45号、日野市議会議員及び日野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第46号、日野市議会議員及び市長選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

議案第45号は、市議会議員選挙及び市長選挙の公費負担の限度額を改正するものであります。3年に1度、国が行う単価改正に準じて条例改正を行うものです。

議案第46号は、市議会議員選挙及び市長選挙における選挙公報の文字数の制限をなくすものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本2件について採決いたします。本2件に対する委員長報告は原案可決であります。本2件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって議案第45号、日野市議会議員及び日野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

の制定、議案第46号、日野市議会議員及び市長選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第47号、日野市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

企画総務委員長の審査報告を求めます。

〔企画総務委員長 登壇〕

○企画総務委員長（中谷好幸君） 議案第47号、日野市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について、企画総務委員会の審査の経過及びその結果について御報告申し上げます。

本議案は、地方自治法の一部改正に伴う条例改正で、監査委員の意見、要望に対して長から措置を講じた旨の通知があったとき、この結果を市民に公表しなければならないことを定めたものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって議案第47号、日野市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第52号、東京都市公平委員会共同設置規約の変更の件を議題といたします。

企画総務委員長の審査報告を求めます。

〔企画総務委員長 登壇〕

○企画総務委員長（中谷好幸君） 議案第52号、東京都市公平委員会共同設置規約の変更について、企画総務委員会における審査の経過及びその結果について御報告申し上げます。

本議案は、三多摩9市12組合で共同設置している東京都市公平委員会の共同設置規約

の一部を改正するものであります。改正内容は、立川・昭島・国立火葬組合の立川・昭島・国立聖苑組合への名称変更です。

特段の質疑もなく、全員一致、原案どおり可決すべきものと決しました。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって議案第52号、東京都市公平委員会共同設置規約の変更の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第43号、日野市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

福祉保健委員長の審査報告を求めます。

〔福祉保健委員長 登壇〕

○福祉保健委員長（執印真智子君） 議案第43号、日野市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、福祉保健委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

東京都の第1回の定例会で、乳幼児の医療費の助成が3歳未満から4歳未満に引き上げられたことに伴い、市も改正するものです。10月1日から施行されます。

質疑としては、1、他市、23区と日野市の違いと、23区と三多摩格差について。2、東京都は年齢制限の引き上げを考えているか。3、市の政策の中で子育て支援をきちんと位置づけ乳児医療を考えるべきだと思うが、いかがかなどがありました。

意見としましては、東京都や三多摩格差がなくなるよう要望してほしい。今回の改正は前進したと思うなどがありました。

福祉保健委員会としましては、慎重審議の結果、全会一致可決すべきものと決しました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結

いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって議案第43号、日野市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第44号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

委員長の審査報告は、これを省略いたします。本件については福祉保健委員長から、目下、委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。福祉保健委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、福祉保健委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第41号、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

まちづくり建設委員長の審査報告を求めます。

〔まちづくり建設委員長 登壇〕

○まちづくり建設委員長（奥住日出男君） それでは議案第41号、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定の件について審査報告を申し上げます。

本議案は、既に条例化されている9地区に、組合施行で行われている四ツ谷前地区と、開発行爲等が完了した高幡鹿島台上地区の2地区を新たに加えるための条例改正であります。

主な質疑としましては、両地区に敷地面積の最低限度を下回る換地、画地があるのか。

壁面線の確保は区画整理組合の了解を得ているのか。畜舎の定義、計画区域の確認等々の質問が出されました。

委員会として慎重審査の結果、全会一致原案どおり可決すべきものと決しました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって議案第41号、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第42号、日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

委員長の審査報告は、これを省略いたします。本件についてはまちづくり建設委員長から、目下、委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。まちづくり建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、まちづくり建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第48号、市道路線の一部廃止、議案第49号、市道路線の廃止の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

まちづくり建設委員長の審査報告を求めます。

〔まちづくり建設委員長 登壇〕

○まちづくり建設委員長（奥住日出男君） それでは議案第48号、市道路線の一部廃止、議案第49号、市道路線の廃止について、委員会の経過並びに結果を御報告いたします。

本議案は、既に現況が廃滅して公共の用に供されていないため、及び開発行為に伴う財産処理のため、道路法第10条第3項の規定によって市道路線の一部または全部を廃止するものです。

主な質疑としましては、区画整理区域内外にわたる路線の処理方法。払い下げは申し出によるものなのか。その費用負担はどうか等々の質問が出されましたが、慎重審査の結果、両議案とも全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本2件について採決いたします。本2件に対する委員長報告は原案可決であります。本2件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって議案第48号、市道路線の一部廃止、議案第49号、市道路線の廃止の件は、原案のとおり可決されました。

これより請願第10－7号、市民生活の快適な環境を求める請願の件を議題といたします。

本件については、請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、生活文教委員長より報告を求めます。

〔生活文教委員長 登壇〕

○生活文教委員長（小川友一君） 生活文教委員会に付託されました請願第10－7号、市民生活の快適な環境を求める請願の件は、去る5月22日に請願代表者より、都合により取り下げたい旨の書類が提出されました。これを受け、当委員会としては、その取り下げを承認した次第であります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） ただいまの委員長の報告のとおり、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって請願第10－7号、市民生活の快適な環境を求める請願の件は、取り下げることになりました。

これより請願第10－18号、インド・パキスタンの両国の核実験に抗議し、核兵器全面禁止・廃絶の国際条約締結を求める意見書採択に関する陳情の件を議題といたします。

企画総務委員長の審査報告を求めます。

〔企画総務委員長 登壇〕

○企画総務委員長（中谷好幸君） 請願第10－18号、インド・パキスタンの両国の核実験に抗議し、核兵器全面禁止・廃絶の国際条約締結を求める意見書採択に関する陳情について、企画総務委員会における審査の経過及びその結果について御報告申し上げます。

この陳情は、原水爆禁止日野協議会、山本知明さんから提出されたものです。陳情の趣旨は、インド・パキスタンの両国政府の核実験に抗議するとともに、日本政府が核兵器の使用、実験、研究、開発、生産、配備及び貯蔵の一切を禁止する核兵器全面禁止・廃絶の国際条約の一日も早い締結を核保有国を含む関係諸国政府に対して働きかけるように日野市議会としての意見書提出を求めるものであります。

審査の中では、馬場市長はインド・パキスタンの核実験に抗議したのかどうかなどの質疑がありました。このことについては、馬場市長より、両国政府に対し延べ6回にわたり抗議並びに要請書が送られていることが明らかにされました。

慎重審査の結果、全員異議なく、この陳情は採択すべきものと決しました。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって請願第10－18号、インド・パキスタンの両国の核実験に抗議し、核兵器全面禁止・廃絶の国際条約締結を求める意見書採択に関する陳情の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第10－19号、南平四丁目3番地に公園の実現を求める請願の件を議題といたします。

生活文教委員長の審査報告を求めます。

〔生活文教委員長 登壇〕

○生活文教委員長（小川友一君） 生活文教委員会に付託されました請願第10-19号であります。

当委員会としては慎重審議の結果、全会一致採択すべきものと決しました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって請願第10-19号、南平四丁目3番地に公園の実現を求める請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第10-22号、神明地区センター早期建設を願う請願の件を議題といたします。

生活文教委員長の審査報告を求めます。

〔生活文教委員長 登壇〕

○生活文教委員長（小川友一君） 生活文教委員会に付託されました請願第10-22号の件であります。

当委員会では慎重審議の結果、全会一致採択すべきものと決しました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって請願第10-22号、神明地区

センター早期建設を願う請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第10-23号、乳幼児医療費助成制度の拡充を求める陳情の件を議題といたします。

福祉保健委員長の審査報告を求めます。

〔福祉保健委員長 登壇〕

○福祉保健委員長（執印真智子君） 請願第10-23号、乳幼児医療費助成制度の拡充を求める陳情について、福祉保健委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本陳情は、新日本婦人の会日野支部代表・内山美知子様から出され、内容としては、23区では既に所得制限が撤廃され、就学前まで乳幼児の医療費助成が実施されている区が次々とふえています。一日も早く、どの子ども安心して医療が受けられるよう市独自で所得制限の緩和、年齢枠の拡大をしていただきたいというものです。

以上、福祉保健委員会としましては慎重審査の結果、市としても引き続き努力していただき、議会としてもバックアップしていきたいという意見があり、全会一致採択すべきものと決しました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって請願第10-23号、乳幼児医療費助成制度の拡充を求める陳情の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第10-26号、日野市における精神障害者福祉施策の充実に関する請願の件を議題といたします。

福祉保健委員長の審査報告を求めます。

〔福祉保健委員長 登壇〕

○福祉保健委員長（執印真智子君） 請願第10-26号、日野市における精神障害者福祉施策の充実に関する請願について、福祉保健委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本請願は、社会福祉法人・日野市民たんぼの会理事長・小林節夫様、ほか3名の方から出され、内容としては、1、日野市民たんぼの会あんだんての会への財政的支援。2、精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）の実施。3、精神障害者福祉手帳所持者に対するサービスの拡大。4、日野市障害者計画の策定をしていただきたいというものです。

質疑としましては、他の障害者手帳所持者との違いについて。精神障害者に対するグループホームについての考え方と市独自の施策について考えているか。日野市民たんぼの会あんだんての会への財政的支援について市の考えはいかがかなどがあり、きちんとした計画を立ててほしい。市の努力を期待する。公的支援をしてほしいなどの意見が出され、慎重審査の結果、全会一致採択すべきものと決しました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって請願第10-26号、日野市における精神障害者福祉施策の充実に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第10-14号、歩行者横断信号機の設置に関する請願の件を議題といたします。

まちづくり建設委員長の審査報告を求めます。

〔まちづくり建設委員長 登壇〕

○まちづくり建設委員長（奥住日出男君） それでは請願第10-14号、歩行者横断信号機の設置に関する請願について審査結果を報告いたします。

本請願は、高幡2番地の12先、具体的には高幡不動の前です。川崎街道交差点に歩行者用の信号機の設置を求めるという内容でございます。

理事者側の説明としましては、現況がカーブで大変危険である。既設の信号機から70メートルしか離れていない場所である。平成11年3月までに道路の拡幅工事が完成して

3.5メートル幅の歩道が設置される。こういうことから道路管理者及び交通管理者とも設置に難色を示しているという報告がなされました。

委員の中からは、歩道が設置されても歩行者の動線とは違うこと。（「そうだ」と呼ぶ者あり）短い区間でも信号機が設置されている箇所は市内でもたくさんある。現に歩行者の横断が日常化し、事故も起きていることなどから、歩行者の視点に立った実態調査をぜひ実施してほしい等々の意見、要望が出されました。

委員会として慎重審査の結果、全会一致採択すべきものと決しました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって請願第10－14号、歩行者横断信号機の設置に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第10－20号、住都公団改革に際し居住安定の保障を求める意見書採択の請願の件を議題といたします。

まちづくり建設委員長の審査報告を求めます。

〔まちづくり建設委員長 登壇〕

○まちづくり建設委員長（奥住日出男君） 請願第10－20号、住都公団改革に際し居住安定の保障を求める意見書採択の請願について審査経過並びに結果を報告いたします。

本請願は、平成11年に廃止が予定されている住宅・都市整備公団について居住者の生活不安が起こらないよう、公団改革に際しては万全の措置が講じられるように関係機関に意見書の提出を要望するものです。

委員会としましては慎重審査の結果、全会一致採択すべきものと決しました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたしま

す。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって請願第10－20号、住都公団改革に際し居住安定の保障を求める意見書採択の請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第10－8号、新ガイドラインに伴う有事法制化に反対する陳情、請願第10－17号、「消費税の減税を求める意見書」の提出を求める陳情の件を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

企画総務委員長の審査報告は、これを省略いたします。本2件については企画総務委員長から、目下、委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。企画総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することとに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、企画総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第10－2号、人間らしく生き、人間らしく働くことを根底から破壊する労働法制全面改悪に反対する意見書の採択を求める陳情、請願第10－10号、猫の不妊手術の補助に関する請願、請願第10－13号、日野市立第三幼稚園の増員に関する請願、請願第10－16号、旭が丘一丁目の子供広場（緑地）と雑木林のみどり保全を求める請願の件を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

生活文教委員長の審査報告は、これを省略いたします。本4件については生活文教委員長から、目下、委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続

審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。生活文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、生活文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第10－3号、更なる医療制度改悪に反対する意見書の採択を求める陳情、請願第10－4号、介護保険制度の準備・施行に関する陳情、請願第10－5号、医療制度の連続改悪をやめ、安心してかかれる医療の充実を求める陳情、請願第10－15号、「南部診療センター」の建設促進を求める請願、請願第10－25号、「乳幼児医療費無料の制度を国に求める」意見書提出に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

福祉保健委員長の審査報告は、これを省略いたします。本5件については福祉保健委員長から、目下、委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。福祉保健委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、福祉保健委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第10－6号、日野市三沢四丁目の緑地上のマンション建築に反対し、同緑地の保全と高幡山の景観の保持及び災害時避難場所の確保を求めることに関する請願、請願第10－12号、多摩平団地の空き家状態解消を市にお願いする請願、請願第10－21号、豊田南の区画整理事業に伴う新しいまちづくりに必要な施設の建設計画促進を要望する請願、請願第10－24号、下水道料金等への消費税上乘せ徴収に反対する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

まちづくり建設委員長の審査報告は、これを省略いたします。本４件についてはまちづくり建設委員長から、目下、委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。まちづくり建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって、まちづくり建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第34、議会運営委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

議会運営委員会委員長より、議会の効率的な運営等に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第35、市立病院等建設特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市立病院等建設特別委員長より、市立病院等建設に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第36、行財政改革推進特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

行財政改革推進特別委員長より、行財政改革推進に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第37、スポーツ・文化・教育特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

スポーツ・文化・教育特別委員長より、スポーツ・文化・教育に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第38、ごみリサイクル特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

ごみリサイクル特別委員長より、ごみリサイクルに関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後 3 時 42 分 休憩

午後 4 時 46 分 再開

○議長（馬場繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議員提出議案第 4 号、旧国鉄長期債務処理に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。一ノ瀬隆君。

○23番（一ノ瀬 隆君） 議員提出議案第4号、旧国鉄長期債務処理に関する意見書でございます。

案文は、配付されました印刷物のとおりです。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） 質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（馬場繁夫君） 挙手多数であります。よって議員提出議案第4号、旧国鉄長期債務処理に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第5号、住民税減税に伴い不足する財源の確保を国に求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。竹ノ上武俊君。

○21番（竹ノ上武俊君） 住民税減税に伴い不足する財源の確保を国に求める意見書でございます。

案文につきましては、お手元に配付したとおりでございますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第5号、住民税減税に伴い不足する財源の確保を国に求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第6号、介護保険法の問題点の解決を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 議員提出議案第6号、介護保険法の問題点の解決を求める意見書です。

案文につきましては、お手元に配付いたしました書面のとおりでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本

件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（馬場繁夫君） 挙手多数であります。よって議員提出議案第6号、介護保険法の問題点の解決を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第7号、財政構造改革法の廃止を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） 財政構造改革法の廃止を求める意見書でございます。

案文につきましては、お手元の文書のとおりでございますので、よろしく御賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（馬場繁夫君） 挙手多数であります。よって議員提出議案第7号、財政構造改革法の廃止を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第8号、消費税を3%にもどし、所得減税の恒久化を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。板垣正男君。

○22番（板垣正男君） 今日の不況の大きな原因になっております消費税率の5%の引き上げなどがございますが、意見書の表題にありますように消費税を3%にもどし、所得減税の恒久化を求める意見書案。全会一致可決できますように、よろしく御審議いただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君） 質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（馬場繁夫君） 挙手少数であります。よって議員提出議案第8号、消費税を3%にもどし、所得減税の恒久化を求める意見書の件は、否決されました。

これより議員提出議案第9号、新「ガイドライン」関連法案に反対する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君） 議員提出議案第9号、新「ガイドライン」関連法案に反対する

意見書でございます。

案文は、お手元に配付したとおりでございます。

御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（馬場繁夫君） 挙手少数であります。よって議員提出議案第9号、新「ガイドライン」関連法案に反対する意見書の件は、否決されました。

これより議員提出議案第11号、労働基準法「改正」案の撤回を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。中野昭人君。

○1番（中野昭人君） 労働基準法「改正」案の撤回を求める意見書でございます。

案文は、お手元に配付したとおりでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（馬場繁夫君） 挙手多数であります。よって議員提出議案第11号、労働基準法「改正」案の撤回を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第12号、環境ホルモン対策を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。清水登志子君。

○2番（清水登志子君） 環境ホルモン対策を求める意見書でございます。

案文は、お手元に配付いたしましたとおりでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第12号、環境ホルモン対策を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第13号、景気対策の実施を求める意見書の件を議題といたしま

す。

提案者から提案理由の説明を求めます。小山良悟君。

○30番（小山良悟君） 議員提出議案第13号、景気対策の実施を求める意見書。

案文は、お手元に配付した要旨のとおりでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君） 質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（馬場繁夫君） 挙手多数であります。よって議員提出議案第13号、景気対策の実施を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第14号、インド・パキスタンの両国の核実験に抗議し、核兵器全面禁止・廃絶の国際条約締結を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君） インド・パキスタンの両国の核実験に抗議し、核兵器全面禁止・廃絶の国際条約の締結を求める意見書でございます。

案文は、お手元の文書のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（馬場繁夫君） 質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第14号、インド・パキスタンの両国の核実験に抗議し、核兵器全面禁止・廃絶の国際条約締結を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第15号、住宅・都市整備公団改革に際し居住安定の保障を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。奥住日出男君。

○20番（奥住日出男君） 議員提出議案第15号、住宅・都市整備公団改革に際し居住安定の保障を求める意見書でございます。

案文は、お手元に配付したとおりでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君） 質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君） 御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第15号、住宅・都市整備公団改革に際し居住安定の保障を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって平成10年第2回日野市議会定例会を閉会いたします。

午後4時57分 閉会

地方自治法第123条第2項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会議長 馬 場 繁 夫

署 名 議 員 奥 野 倫 子

署 名 議 員 菅 原 直 志

